

-----  
2022年度 前期

2単位

International Affairs A

神谷 佳郎

-----  
< 授業の方法 >

「対面授業（演習）」

< 授業の目的 >

ディプロマ・ポリシーに従って、法化社会・国際化社会に対応した法的素養を身につけることを目的とする。

グローバル化が進む現代では、英語による社会問題や文化的な話題など幅広いトピックについて説明し、意見を述べる英語力が求められる。英語でのディスカッションやプレゼンテーションに繋がるようなコミュニケーション力を養うことを目的とする。

< 到達目標 >

- 1) 基本的な英語コミュニケーション能力が身につく。
- 2) 様々な活動を通して、英語で考え、伝えることへの積極的な姿勢と自信を持つことができる。

< 授業のキーワード >

コミュニケーション・ストラテジー、ディスカッション、プレゼンテーション

< 授業の進め方 >

授業は演習形式で行います。積極的な参加が求められます。ペアワーク・グループワーク活動も取り入れます。授業の進み具合、その他の状況により、授業計画の内容・順序を変更することがある。

< 履修するにあたって >

3分の2以上の出席に達しないときは、特別の事情がない限り、単位認定されない。

第1回目の授業には必ず出席してください。

< 授業時間外に必要な学修 >

予習・復習及び宿題（1時間～1時間半程度）

< 提出課題など >

宿題など（授業中にフィードバックを実施する）

< 成績評価方法・基準 >

- 1) 授業内活動 40%
- 2) 宿題、課題など 30%
- 3) プレゼンテーション 30%

< テキスト >

Speaking Steps 臼倉美里他（著） 金星堂 1,900円  
+ 税（ISBN 978-4-7647-4151-5）

< 授業計画 >

第1回 Unit 1

授業の進め方と成績評価について

What is Important to You?

第2回 Unit 2

My Morning Routine

第3回 Unit 3

Your Recommended Restaurant

第4回 Unit 4

The Best Film Ever

第5回 Unit 5

What is a True Friend?

第6回 Unit 6

The Best Pizza in Town

第7回 Unit 7

An Ideal Private Tour Plan

第8回 Unit 8

Useful Apps for Your Smartphone

第9回 Unit 9

A Proposal for New Flavors

第10回 Unit 10

A Great Figure in the Business World

第11回 Unit 11

Cheese for Uncle David -comedy-

第12回 Unit 12

The Babysitter #1 -Horror-

第13回 Unit 13

The Babysitter #2 -Horror-

第14回 Unit 14

Unsent Letter #1- Romance-

第15回 Unit 15

全体のまとめ

Unsent Letter #2- Romance-

まとめの学習

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

International Affairs B

岩田 将幸、山越 裕太

-----  
< 授業の方法 >

全体での講義形式と個別の演習形式を両方兼ねた方法を用いる。

原則として、遠隔授業を実施します。

各教員の連絡先は以下のとおり

特別警報の際でも、オンライン講義は原則として実施し

ます。ただし、自治体から避難等の指示が出されている場合は、その旨の連絡を上記までしてください。欠席としては扱いません。

< 授業の目的 >

ディプロマ・ポリシーに従って、法化社会・国際化社会に対応した法的・政治的素養を身につけることを目的とする。

法律・政治に関する社会問題に広く関心を持つことができる。

自ら設定したテーマに関して、問題関心を深めつつ、資料調査を行い、その成果をまとめあげ、原稿やプレゼンという形にすることができる。

原稿やプレゼンを完成させることで、自らの表現する力を伸ばすことができる。

上記の原稿やプレゼンを英語で行うことで、英語能力を上昇させることができる。

グローバル化社会に適応できる国際感覚を身につけることができる。

< 到達目標 >

学生は、以下のことができるようになることを目指すこととする。

社会の出来事に常に関心を持つことができる。

特定の課題を自ら設定して、多角的な視野から掘り下げることができる。

英語を用いて自らの問題意識を表現できる。

国際交流により積極的になれる。

< 授業のキーワード >

法律・政治 社会問題 国際交流 英語 プレゼンテーション 文章表現

< 授業の進め方 >

自ら設定した課題に基づき日本語レジユメの作成 英語レジユメの作成 学内選考 英語原稿の作成と修正 英語パワポ(プレゼン用)資料作成 発音練習 リハーサル 英語スピーチ大会あるいは学内での発表

< 履修するにあたって >

全体での講義と個別指導を兼ね備えた形式にて授業を行うため、履修にあたっては、「事前に」説明会を行い、さらには履修許可者を決定する。

< 授業時間外に必要な学修 >

学修 スピーチの内容となる関心テーマの設定 問題関心に基づいたスピーチの枠組みや内容の設定 日本語レジユメの作成 英語レジユメの作成 英語での発表原稿作成 英語プレゼンに向けた発音練習という一連に過程のそれぞれの地点において、率先して自発的に進めていくことが求められる。学習時間の目安としては、予習に2時間、復習に2時間となる。

以上のような過程にて計画的にすすめていくことが必要となるため、毎回の講義において確実に前に進めることができるよう準備を行うことが求められる。講義は進捗

状況の確認の場となる。

そのほか、以下のことが求められる。

学内の「いーぶら」を利用するなどして、英語の発音や英会話能力の改善に向け一貫して取り組むこと。

新聞、雑誌、インターネット記事などを通して、時事をフォローアップすること。

学内の国際交流センターなどを通じて、本学の留学生と積極的に国際交流をはかること。

英語スピーチ大会などのイベントの際には、積極的に参加して、外国人学生との友好関係を築いていくこと。

< 提出課題など >

英語スピーチ原稿の作成(A4四枚程度)と英語スピーチ用のパワーポイント資料の作成(発表は15分程度)。

学生は、教員の個別指導に基づき、あるいは合同発表の機会を通じて、スピーチの内容、英語原稿、発表用パワーポイント資料、さらに英語の発音やプレゼンの方法を、逐次改善することが求められ、最終的に、英語原稿と発表用パワーポイント資料を完成させ、英語でのプレゼンを行えるようにする。

< 成績評価方法・基準 >

上述の各段階における取組み姿勢、作成した英語のスピーチ原稿の内容、最終目標としての英語での最終プレゼンの成果を総合的に評価する。

基本的な評価の目安は、以下とする。

各段階における日常的な取組み状況	60%
最終課題の成果	40%

< テキスト >

特に指定しない。

< 参考図書 >

特に指定しない。

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス

講義の進め方の説明と今後のスケジュールを理解する。

第2回 発表テーマの提示と説明

発表テーマにおける問題意識と問題関心の提示を行う。

第3回 日本語での報告のレジユメの作成

学生が提示したテーマに基づき、報告の枠組みを形成する。そして、まずは日本語での報告用レジユメを完成させる。

第4回 日本語での報告のレジユメの作成

学生が提示したテーマに基づき、報告の枠組みを形成する。そして、まずは日本語での報告用レジユメを完成させる。

第5回 日本語での報告のレジユメの作成

学生が提示したテーマに基づき、報告の枠組みを形成する。そして、まずは日本語での報告用レジユメを完成させる。

第6回 英語でのレジユメ作成

日本語にて作成した報告用のレジюмеを英語にする。

第7回 英語でのレジюме作成  
日本語にて作成した報告用のレジюмеを英語にする。

第8回 英語でのレジюме作成  
日本語にて作成した報告用のレジюмеを英語にする。

第9回 英語原稿の作成  
作成した英語でのレジюмеに基づいて、英語原稿を作成する。

第10回 英語原稿の作成  
作成した英語でのレジюмеに基づいて、英語原稿を作成する。

第11回 英語原稿の作成  
作成した英語でのレジюмеに基づいて、英語原稿を作成する。

第12回 英語原稿の作成  
作成した英語でのレジюмеに基づいて、英語原稿を作成する。

第13回 英語原稿の作成  
作成した英語でのレジюмеに基づいて、英語原稿を作成する。

第14回 英語原稿の作成  
作成した英語でのレジюмеに基づいて、英語原稿を作成する。

第15回 英語報告用の補足資料の作成  
作成した英語での原稿を補足する資料（データや図表）などを作成する。

第16回 英語報告用の補足資料の作成  
作成した英語での原稿を補足する資料（データや図表）などを作成する。

第17回 英語プレゼン資料の作成  
英語のプレゼンにて実際に使用する資料（パワーポイント）を作成する。

第18回 英語プレゼン資料の作成  
英語のプレゼンにて実際に使用する資料（パワーポイント）を作成する。

第19回 英語プレゼン資料の作成  
英語のプレゼンにて実際に使用する資料（パワーポイント）を作成する。

第20回 英語プレゼン資料の作成  
英語のプレゼンにて実際に使用する資料（パワーポイント）を作成する。

第21回 英語プレゼン資料の作成  
英語のプレゼンにて実際に使用する資料（パワーポイント）を作成する。

第22回 英語プレゼン資料の作成  
英語のプレゼンにて実際に使用する資料（パワーポイント）を作成する。

第23回 英語プレゼンの発音練習と質疑応答への対応  
実際のプレゼンに向けた発音の練習、リハーサル形式での実演練習、質疑応答の訓練などを行う。

第24回 英語プレゼンの発音練習と質疑応答への対応  
実際のプレゼンに向けた発音の練習、リハーサル形式での実演練習、質疑応答の訓練などを行う。

第25回 英語プレゼンの発音練習と質疑応答への対応  
実際のプレゼンに向けた発音の練習、リハーサル形式での実演練習、質疑応答の訓練などを行う。

第26回 英語プレゼンの発音練習と質疑応答への対応  
実際のプレゼンに向けた発音の練習、リハーサル形式での実演練習、質疑応答の訓練などを行う。

第27回 英語プレゼンの発音練習と質疑応答への対応  
実際のプレゼンに向けた発音の練習、リハーサル形式での実演練習、質疑応答の訓練などを行う。

第28回 英語プレゼンの発音練習と質疑応答への対応  
実際のプレゼンに向けた発音の練習、リハーサル形式での実演練習、質疑応答の訓練などを行う。

第29回 学内での英語スピーチの発表  
これまでの成果を学内での英語スピーチ発表をいう形であらわす。

第30回 これまでの講義の総合的学習  
発表した英語スピーチの内容・取り組み姿勢・プレゼンの成果をそれぞれが評価し、今後の課題について検討を行う。

-----  
2022年度 前期

2単位

F P 特別演習

石川 清英

-----  
<授業の方法>

講義（対面授業）

授業で使用する資料はoffice365の次のURLに保存しています。URLをコピー&ペーストして、授業開始までにダウンロードしてください。

<授業の目的>

この科目は、法学部のDPに示す、法的素養を身につけること、社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことを目指す。社会人になると、結婚、出産・育児、住宅取得、転職、退職など人生におけるさまざまなイベントが待っており、そうしたイベントには、必ずと言っていいほど、お金がかかってくる。近い将来、自分がやりたいことや手に入れたいことを実現するために自分のお金を計画的に管理する能力が必要になってくる。こうした自分の夢を実現し将来を切り拓くためにお金の知識や活用方法を学び、その答えを見つけることがパーソナルファイナンスの目的といえる。本講座ではFP(ファイナンシャル・プラン

ニング)の中心となるパーソナルファイナンスの総論として、経済と金融、不動産取引、ライフプランニング、教育資金計画、住宅取得資金計画、リスクマネジメントなどについて、実践的な授業を展開していきたい。  
なお、この科目の担当者は、金融機関、金融コンサルティング会社等において、金融業務、リスクマネジメント、内部監査、法務等の実務及び教育指導を役員・管理職の立場で実施してきた実務経験のある教員である。従って、具体的な事例を交えて、より分かりやすく「FP(ファイナンシャル・プランニング)」を指導したい。

<到達目標>

1. 金利と経済について説明できる。(知識)
2. 教育資金計画について説明できる。(知識)
3. 住宅取得資金計画について説明できる。(知識)
4. ライフプランニングの課題を作成し、自らの見解を示すことができる。(態度・習慣、技能)
5. 主な金融市場の仕組みを作成し、発表することができる。(態度・習慣、技能)

<授業のキーワード>

パーソナルファイナンス、ライフプランニング、資金計画、リタイアメントプランニング、リスクマネジメント  
<授業の進め方>

講義中心の授業であるが、対話型の授業方式を重視し、受講生からの意見や問題点等について自発的な発言を求める。なお、授業の終了後に、簡単な課題提出を課する。

<履修するにあたって>

受講生は積極的に授業に参加し、学生としてのマナーを守るとともに授業中の質疑応答に対して積極的に参加することを希望する。

<授業時間外に必要な学修>

授業計画の各回で指示されたテキストの個所を丹念に読むとともに、その他FP受験対策書などを読んで年3回開催されるFP資格試験にもできるだけチャレンジするように心掛けること。

事前学習として、講義の対象となるテキストの箇所を読み込こんでおくこと(目安として1時間)。

事後学習として、講義の対象であったテキストと内容を再確認すること(目安として1時間)。

<成績評価方法・基準>

確認テスト50%、授業中の発表・マナー・レポート(積極的な授業参加)50%の割合で評価する。

<テキスト>

赤堀勝彦【改訂版】『超低金利時代のマネー&ライフプラン~パーソナルファイナンスのすゝめ』(保険毎日新聞社)(2019年2月出版)(2,200円+税)

<参考図書>

赤堀勝彦『六訂版 FP基礎 ファイナンシャル・プラン

ニング』(株式会社保険毎日新聞社)(2021年12月出版)(3,500円+税)

赤堀勝彦『リスクマネジメント入門~いま、リスクの時代を生き抜くために~』(株式会社保険教育システム研究所)(2017年7月出版)(3,000円+税)

島村高嘉・中島真志『金融読本(第31版)』東洋経済新報社、2020年、2400円+税

<授業計画>

第1回 パーソナルファイナンスの意義

パーソナルファイナンスの意義と特徴について理解する。

第2回 経済と金融

金融経済、金融政策、財政政策などの意義について理解する。

第3回 景気と物価指標

景気の判断と経済指標などについて理解する。

第4回 金利と経済

金利の意味、金利の種類、金利の変動要因などについて理解する。

第5回 主な金融市場の仕組み

短期金融市場、長期金融市場、外国為替市場などについて理解する。

第6回 マイナス金利の仕組みと影響

マイナス金利の意味とマイナス金利政策の影響などについて理解する。

第7回 不動産の取引

不動産の売買契約、不動産の賃貸借契約などについて理解する。

第8回 ライフプランニング

ライフプランニングの考え方、ライフプランニングの手法などについて理解する。

第9回 教育資金計画

教育資金の作り方、教育ローン、奨学金について理解する。

第10回 住宅取得資金計画

自己資金の作り方、公的ローン、民間住宅ローンの仕組みについて理解する。

第11回 リタイアメントプランニング

リタイアメントプランニングの意義、退職後の必要生活資金について理解する。

第12回 成年後見制度

成年後見制度について理解する。

第13回 リスクマネジメント

リスクマネジメントの意義と役割、リスクマネジメントの手法について理解する。

第14回 保険・共済

保険・共済について理解する。

第15回 講座の総括と確認テストの実施

講座全体の重要ポイント確認を行う。さらに確認テストを実施する。

-----  
2022年度 後期

2単位

F P 特別演習

石川 清英

-----  
< 授業の方法 >

講義（対面授業）

・授業で使用する資料（レジュメ）及び講義記録（動画）等はOffice365の次のURLに保存しています。URLをコピー&ペーストして、授業開始までにダウンロードしてください。

< 授業の目的 >

この科目は、法学部のDPに示す、法的素養を身につけること、社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことを目指す。

本講座ではFP（ファイナンシャル・プランニング）の中心となるパーソナルファイナンスの各論として、預貯金等、債券、株式、投資信託、ポートフォリオ、タックスハイブン、社会保険、公的年金、企業年金、生命保険、損害保険、所得税、相続税、贈与税などについて、実践的な授業を展開していきたい。

なお、この科目の担当者は、金融機関、金融コンサルティング会社等において、金融業務、金融リスクマネジメント、内部監査、法務等の実務及び教育指導を役員・管理職の立場で実施してきた実務経験のある教員である。従って、具体的な事例を交えて、より分かりやすく「FP（ファイナンシャル・プランニング）」を指導したい。

< 到達目標 >

1. 預貯金等、債券、株式、投資信託の意義について説明できる。（知識）
2. ポートフォリオについて説明できる。（知識）
3. 社会保険と民間の生命保険・損害保険との違いについて説明できる。（知識）
4. 基本的な所得税の節税事例を計算し、発表することができる。（態度・習慣、技能）
5. 基本的な相続税の節税事例を計算し、発表することができる。（態度・習慣、技能）

< 授業のキーワード >

ポートフォリオ、社会保険、生命保険、損害保険、所得税、相続税、贈与税

< 授業の進め方 >

講義中心の授業であるが、対話型の授業方式を重視し、

受講生からの意見や問題点等について自発的な発言を求める。なお、授業の終了後に、簡単な課題の提出を課する。

< 履修するにあたって >

受講生は積極的に授業に参加し、学生としてのマナーを守るとともに、積極的に授業中の質疑応答に参加ことを希望する。

< 授業時間外に必要な学修 >

授業計画の各回で指示されたテキストの箇所を丹念に読むとともに、その他FP受験対策書などを読んで年3回開催されるFP資格試験にもできるだけチャレンジするように心掛けること。

事前学習として、講義の対象となるテキストの箇所を読み込んでおくこと（目安として1時間）。

事後学習として、講義の対象であったテキストと内容を再確認すること（目安として1時間）。

< 成績評価方法・基準 >

確認テスト50%、授業中の発表・マナー・レポート（積極的な授業参加）50%の割合で評価する。

< テキスト >

赤堀勝彦【改訂版】『超低金利時代のマネー&ライフプラン~パーソナルファイナンスのすゝめ~（保険毎日新聞社）（2019年2月出版）（2,200円+税）

< 参考図書 >

赤堀勝彦『保険のしくみが分かる本』（金融ブックス）（2014年3月出版）（2,100円+税）

赤堀勝彦『六訂版 FP基礎 ファイナンシャル・プランニング』（保険毎日新聞社）（2021年12月出版）（3,500円+税）

島村高嘉・中島真志『金融読本（第31版）』東洋経済新報社、2020年、2400円+税

< 授業計画 >

第1回 預貯金等

預貯金の特徴、銀行等の主な商品について理解する。

第2回 債券

債券の仕組み、債券のリスクと各付けについて理解する。

第3回 株式

株式の意義、株式投資の指標について理解する。

第4回 投資信託

投資信託の仕組み、投資信託の分類について理解する。

第5回 ポートフォリオ

ポートフォリオ運用、分散投資の方法、金融商品の組み合わせ方について理解する。

第6回 タックスハイブン

タックスハイブンの意義、タックスハイブン対策税制等の意味について理解する。

第7回 社会保険

社会保険の仕組み、社会保険の種類と内容について理解する。

## 第8回 公的年金

公的年金の仕組み、公的年金の種類と内容について理解する。

## 第9回 企業年金

企業年金の仕組み、企業年金の種類と内容について理解する。

## 第10回 生命保険

生命保険の仕組み、主な生命保険の種類と内容について理解する。

## 第11回 損害保険

損害保険の仕組み、主な損害保険の種類と内容について理解する。

## 第12回 所得税の仕組み

税金の種類と所得税の仕組みについて理解する。

## 第13回 相続税の仕組み

相続税の仕組みについて理解する。

## 第14回 贈与税の仕組み

贈与税の仕組みについて理解する。

## 第15回 講座の総括と確認テスト

講座全体の重要ポイント確認を行う。さらに確認テストを実施する。

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習

足立 公志朗

-----  
< 授業の方法 >

演習

< 授業の目的 >

(ディプロマ・ポリシーとの関連)

この授業は、法学部ディプロマ・ポリシーの内、「法的素養を身につけていること(知識・理解)」、「法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すこと(汎用的技能)」、及び、「公平性と客観性を重視した判断および行動ができること(志向性)」に対応しており、知識を身につけるだけでなく、その知識を実際に利用するための練習も行う。

(この授業の目的)

1つの法分野が得意になれば、他の分野の学習にも良い影響が及ぶ。そこで、本演習の参加者には1年間で民法に関する基礎知識をしっかりと身につけていただき、3年次以降の学修を円滑に進めるためのきっかけを掴むことを目指す。具体的には、2年次配当の民法科目(物権法、債権各論)の履修を前提に、民法の中で興味を持つことができるテーマを探し、それについて深く広く調査・研究をすることによって、そのテーマに関する確実な知識を獲得することを目指す。

< 到達目標 >

- ・自分で設定したテーマについて、関連文献を検索し、収集することができる。
- ・文献を読み解いて、レジюмеにまとめることができる。
- ・調査した内容をまとめて、レポートを書くことができる。
- ・調査した内容を口頭で的確に説明することができる。
- ・報告された内容に対して、質問することができる。

< 授業の進め方 >

- ・自身の研究テーマを設定し、関連する文献を収集する。
- ・集めた文献を精読し、授業で報告する。
- ・担当教員は報告時に課題(文献の提示等)を出す。
- ・研究成果をレポートにまとめる。

< 履修するにあたって >

2年次配当の民法科目は必ず履修してください。

< 授業時間外に必要な学修 >

演習は大学における学生生活の核であるから、相応の準備が求められる。自分で設定したテーマについて深く理解するためには、図書館等で関連文献を収集し、自主的に研究を進めることが求められる。

目安時間：報告が当たっていない週は、演習のない平日に1日1時間(1回の演習につき合計4時間程度)、報告が当たっている週はそれ以上の準備時間が必要である。

< 提出課題など >

報告資料に基づくレポートを課す。回数は、少なくとも前期及び後期に1回ずつ。

フィードバックの方法：レポートの内容について授業中にコメントする。

なお、授業における報告に対するコメントは、OneDrive又はTeams等を用いて共有する予定。

< 成績評価方法・基準 >

各回の出席、並びに、報告回における報告及びそのための準備が、成績評価のための当然の前提である。

授業中に発言をしない場合は、欠席として扱う。

上記の目標の達成状況(50%)、並びに、報告及びレポートの出来具合(50%)により評価する。

< テキスト >

特になし。但し、自己が設定した調査テーマに関する教科書は、手元に用意すること。

< 参考図書 >

授業時に適宜指示する。

< 授業計画 >

第1回 演習Iの趣旨説明

担当教員がこの授業の概要を説明する。

第2回 文献調査の方法

文献調査の方法を学ぶ。(担当教員の講義による。)

第3回 文献調査の方法

文献調査の方法を学ぶ。(担当教員の講義による。)

第4回 研究報告(1周目)

報告者による報告に基づき、全員で議論する。  
第5回 研究報告(1周目)  
報告者による報告に基づき、全員で議論する。  
第6回 研究報告(1周目)  
報告者による報告に基づき、全員で議論する。  
第7回 研究報告(1周目)  
報告者による報告に基づき、全員で議論する。  
第8回 研究報告(1周目)  
報告者による報告に基づき、全員で議論する。  
第9回 研究報告(2周目)  
報告者は1回目の報告を踏まえて、さらに研究を進めた上で、報告をする。その報告に基づき、全員で議論する。  
第10回 研究報告(2周目)  
報告者は1回目の報告を踏まえて、さらに研究を進めた上で、報告をする。その報告に基づき、全員で議論する。  
第11回 研究報告(2周目)  
報告者は1回目の報告を踏まえて、さらに研究を進めた上で、報告をする。その報告に基づき、全員で議論する。  
第12回 研究報告(2周目)  
報告者は1回目の報告を踏まえて、さらに研究を進めた上で、報告をする。その報告に基づき、全員で議論する。  
第13回 研究報告(2周目)  
報告者は1回目の報告を踏まえて、さらに研究を進めた上で、報告をする。その報告に基づき、全員で議論する。  
第14回 研究報告(2周目)  
報告者は1回目の報告を踏まえて、さらに研究を進めた上で、報告をする。その報告に基づき、全員で議論する。  
第15回 前期の振り返り  
前期に学んだ内容について、全員で議論する。  
第16回 後期のテーマ設定  
後期における研究テーマを確認し、報告の順番を決める。  
第17回 研究報告  
報告者による報告に基づき、全員で議論する。  
第18回 研究報告  
報告者による報告に基づき、全員で議論する。  
第19回 研究報告  
報告者による報告に基づき、全員で議論する。  
第20回 研究報告  
報告者による報告に基づき、全員で議論する。  
第21回 研究報告  
報告者による報告に基づき、全員で議論する。  
第22回 研究報告  
報告者による報告に基づき、全員で議論する。  
第23回 研究報告  
報告者による報告に基づき、全員で議論する。  
第24回 研究報告  
報告者による報告に基づき、全員で議論する。  
第25回 研究報告  
報告者による報告に基づき、全員で議論する。  
第26回 研究報告

報告者による報告に基づき、全員で議論する。  
第27回 研究報告  
報告者による報告に基づき、全員で議論する。  
第28回 研究報告  
報告者による報告に基づき、全員で議論する。  
第29回 研究報告  
報告者による報告に基づき、全員で議論する。  
第30回 後期の振り返り。次年度に向けて。  
後期に学んだ内容について全員で議論する。次年度の検討課題について考える。

-----  
2022年度 前期～後期

4単位  
演習  
岩田 将幸

-----  
<授業の方法>  
演習形式

全学の方針に従い、10月2日までは遠隔授業を実施します。  
以降は、原則として対面授業に戻ります。講義資料は、ドットキャンパスを通して、所定の箇所でダウンロードしてください。

連絡網について  
遠隔な連絡・対応のため、連絡網を別途用意してあります。そちらも必ず確認するようにしてください。

<授業の目的>  
演習 の目的は、今後必要となる基本的なスキル(文書作成能力、説明能力、分析力、読解力、論理的思考)を磨くことにある。レジュメの作成と口頭での発表を基本とするが、とりわけ文献講読、新聞記事の読解、時事ニュースの発表、個別のテーマの調査や報告等を通して、その習熟をはかることとする。

ディプロマポリシーとの関係では、政治学的・法学的な素養を身につけるとともに、社会における各種の問題に対して、政治学的・法的な思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことを目指す。また、時事問題や歴史問題の学習やディスカッションを通して、多角的に物事を理解・思考ができる国際感覚を養うことも目指していく。

<到達目標>  
受講学生は、就職活動や将来の仕事において必要となる基本的なスキル(文書作成能力、説明能力、分析力、読解力、論理的思考)をつけることができるようになることを目指す。

<授業のキーワード>  
セミナー 発表 プレゼンテーション ディスカッション  
レジュメ資料作成 文献講読

#### < 授業の進め方 >

文献や資料をもとに、学生による報告およびディスカッションを中心に進める。

#### < 履修するにあたって >

ゼミでは、節度や規律を守った上での自発性と積極性が問われる。

レジュメなど報告・提出のための文書に関しては、手を抜かず、ミスを少なくするという前提のもと、きちんと形式に沿った形で、論理的かつ整然としたものを作成する努力が求められる。

また、報告では、レジュメをただ棒読みするのではなく、全体に向かってその内容を説明するような姿勢で臨むことが求められる。

レジュメ、報告、ディスカッションには、洞察や分析の視点を盛り込み、多角的に思考できるように努めることが求められる。

ゼミで完全にフォローしきれない能力（PCスキルや英語の能力など）に関しては、自ら学習していく姿勢が求められる。

講義の目的は連続しているので、毎回の出席が求められる。原則として、5回を超える欠席は評価の対象外し、10分以上の遅刻は、欠席扱いとする。やむを得ない理由で欠席する場合は、事前に連絡を行うこと。それがどうしても困難な状況では、次回のゼミまでに必ず事情を報告すること。したがって、きちんと自己管理を行うことが求められる。

発表など課題担当の機会に、準備していない場合、あるいは欠席した場合は、評価を行わない。提出物に関しても、期限までに未提出の場合は、評価を行わない。やむを得ない理由が発生したと判断する、例外的な場合を除いて、一律に適用するので、注意すること。

#### < 授業時間外に必要な学修 >

報告があたっている学生は、テキストあるいは指定された資料の箇所のレジュメを作成し、それをただ読むのではなく、口頭で説明しながらプレゼンすることが求められるので、その準備まで含めて十分に行っておくこと。グループワークでは、分担ではなく、グループ全員で一つのレジュメを作成すること。

なお、報告があたっていない学生も、テキストあるいは資料のその箇所を丹念に読み込み、質問や問題関心となる部分をあげておき、ディスカッションをできる状態にしておくこと。

そのほか、PCスキルや英語の能力などに関しては、自ら学習していく姿勢が求められる。

事前学修としては、次回の講義で用いられるテキストを

丹念に読み込み、その際に必要となる資料を調査・収集すること。また、自らの発表に際しては、レジュメと参考資料の準備を行うこと。（目安として1時間半）

事後学修としては、その回の講義で取り扱った内容を再度確認して理解しておくようにすること。また、不明な点があれば指定図書や参考書、参考文献や新聞等の資料を用いてその解消に努めること。（目安として1時間）

#### < 提出課題など >

レジュメ、発表、レポート。講義中のレジュメや発表に関しては、教員だけでなく学生からも、レジュメの形式や中身やプレゼンの仕方に関して、評価できる点、修正すべき点をそれぞれ指摘して、改善するように促す。学生は、指摘し、指摘を受けることで、レジュメの作成や発表の仕方に関する意識を高め、改善を重ねていくことを目指す。

#### < 成績評価方法・基準 >

受講中の態度（礼節や積極性や自発性）、報告の際のレジュメや口頭での説明、レポート、ゼミへの貢献度などを総合して評価する。

レジュメに関しては、形式をよく踏まえた、正確かつ整った文書を作成することが求められる。

また、口頭で説明する際にも、適切な言葉を用いて論理的に話すことが求められる。そして、いずれも洞察や分析を加えることができていくかが問われる。

上の「履修するにあたって」をよく参照のこと。

基本的な評価の目安は、以下とする。

授業時間中の取組み状況	60%
授業時間外の課題提出状況	40%

#### < テキスト >

学生と相談の上、決定する。英語の文献を使用する場合は、適宜、指示・配布する。

#### < 参考図書 >

講義中に、適宜、指示を行う。

#### < 授業計画 >

##### 1) ガイダンス

ゼミの進め方の説明など。

##### 2) イントロダクション

これから行う課題に対して、レジュメの作成、発表の仕方、プレゼンテーション、ディスカッションの方法に関して説明を行い、課題への向い方に関して議論を行う。

##### 3) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

##### 4) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

##### 5) 学生による報告とディスカッション



プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

6) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

7) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

8) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

9) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

10) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

11) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

12) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

13) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

14) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

15) 前期まとめ

前期の演習の課題に対して、学生自ら振り返り、反省点と改善点を議論する。

16) イントロダクション

前期に行ってきたレジュメ作成、発表、プレゼンテーション、ディスカッションを踏襲しながら、の方法に関して説明を行い、後期の新たな課題への向い方に関して議論を行う。

17) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

18) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

19) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

20) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

21) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

22) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

23) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

24) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

25) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

26) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

27) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

28) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

29) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

30) これまでの講義の総合的学習

演習 における課題に対して、いかに取り組むことができたのか、学生自ら評価を行い、次年度および残りの大学生活における自らの新たな課題を設定しつつその取り組み方法について考える。

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習

大山 弘

-----  
<授業の方法>

演習

<授業の目的>

本演習は1年次の「基礎演習」で得た演習能力を基礎にした2年次専門演習科目であり、その内容としては、刑事基本判例を素材にして主として刑法各論分野を体系的に考察する。これにより、学部DPに示されている「法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すこと」、すなわち、刑法理論の実質を探り当てる能力、事実分析力、論点抽出力、推理力、表現力の修得と向上を図るとともに、「公平性と客観性を重視した判断および行動」ができるようになることを目的とする。

## <到達目標>

1. 事実を分析し、何が本質的な論点であるのかを探り当てることができる。
2. 原理原則を確認し、その射程を明らかにすることができる。
3. 他の受講生と討論しながら、考え方・結論の相違を説明できる。

## <授業のキーワード>

論理の美学、刑法解釈の基礎力・応用力・実践力

## <授業の進め方>

テキストの各テーマについて予め割り当てられた報告者が報告レジюмеを作成し、それに従って基調報告を行い、これを基にして参加者全員で討論し、自分の考えを表明する。

## <履修するにあたって>

受講生にとっては少々キツイ学修作業となるが、真摯に取り組めば、将来、社会人になった時に必要な能力（分析力、推理力、要約力、判断力、表現力）が必ず身につくはずである。テキスト、六法、レジюмеは毎回持参すること。

## <授業時間外に必要な学修>

予めテーマごとに報告者を割り当てるので、テキストを精読し、内容を要約して報告レジюмеを作成すること（目安120分）。演習時の討論内容をノートにまとめておくこと（目安60分）。

## <提出課題など>

学期末ごとに、受講者各自が担当した報告テーマにつき「報告レポート」を提出すること。提出されたレポートは採点評価して返却する（再提出あり）。

## <成績評価方法・基準>

毎回の出席を前提として、報告レジюмеと報告内容(30%)、質疑応答(40%)、報告レポート内容(30%)により評価する（カッコ内は評価比率）。到達目標に達したと評価された者を合格とする。

## <テキスト>

『刑法判例百選 各論(第8版)』（有斐閣）

## <参考図書>

井田良ほか『よくわかる刑法(第2版)』ミネルヴァ書房2013年、『刑法判例百選 第7版』（有斐閣）、その他授業の中で適宜紹介する。

## <授業計画>

### 第1回 ガイダンス

本演習授業の進め方、学習方法などを詳細に紹介し、理解を深める。

### 第2回 生命・身体に対する罪（1）

生命の始期と死期の概念等につき、基本判例を素材にして考察する。

### 第3回 生命・身体に対する罪（2）

自殺関与罪の意義、要件、効果、共犯関係等につき、基本判例を素材にして考察する。

### 第4回 生命・身体に対する罪（3）

墮胎罪の意義、類型、要件、および胎児傷害につき、基本判例を素材にして考察する。

### 第5回 生命・身体に対する罪（4）

傷害罪、暴行罪の意義、要件、効果等につき、基本判例を素材にして考察する。

### 第6回 生命・身体に対する罪（5）

保護責任者遺棄罪の意義、要件、効果等につき、基本判例を素材にして考察する。

### 第7回 人格に対する罪（1）

逮捕監禁罪、脅迫罪、および強要罪の意義、要件、効果等につき、基本判例を素材にして考察する。

### 第8回 人格に対する罪（2）

住居侵入罪、不退去罪の意義、要件、効果等につき、基本判例を素材にして考察する。

### 第9回 人格に対する罪（3）

名誉棄損罪、侮辱罪の意義、要件、効果等につき、基本判例を素材にして考察する。

### 第10回 人格に対する罪（4）

業務妨害罪の意義、類型、要件等につき、基本判例を素材にして考察する。

### 第11回 人格に対する罪（5）

強制わいせつ罪、強姦罪の意義、類型、要件、効果等につき、基本判例を素材にして考察する。

### 第12回 財産に対する罪（1）

刑法上の財産概念と保護法益につき、基本判例を素材にして考察する。

### 第13回 財産に対する罪（2）

刑法上の占有概念につき、基本判例を素材にして考察する。

### 第14回 財産に対する罪（3）

窃盗罪の要件、効果等につき、基本判例を素材にして考察する。

### 第15回 財産に対する罪（4）

強盗罪の要件、効果等につき、基本判例を素材にして考察する。

### 第16回 財産に対する罪（5）

事後強盗罪、強盗致死傷罪の要件、効果等につき、基本判例を素材にして考察する。

### 第17回 財産に対する罪（6）

詐欺罪と恐喝罪の意義、要件、効果等につき、基本判例を素材にして考察する。

### 第18回 財産に対する罪（7）

横領罪と背任罪の意義、要件、効果等につき、基本判例を素材にして考察する。

### 第19回 財産に対する罪（8）

盗品等関与罪の類型、要件、効果等につき、基本判例を素材にして考察する。

### 第20回 財産に対する罪（9）

毀棄罪の類型、要件、効果等につき、基本判例を素材に

して考察する。

#### 第21回 財産に対する罪（10）

各財産犯の複合的・横断的諸問題につき、基本判例を素材にして考察する。

#### 第22回 社会法益に対する罪（1）

社会法益の概念と犯罪類型につき、基本事例を素材にして考察する。

#### 第23回 社会法益に対する罪（2）

騒乱罪、多衆不解散罪の意義、要件、効果等につき、基本事例を素材にして考察する。

#### 第24回 社会法益に対する罪（3）

放火罪の類型、要件、効果等につき、基本判例を素材にして考察する。

#### 第25回 社会法益に対する罪（4）

各種偽造罪の意義、要件、効果等につき、基本判例を素材にして考察する。

#### 第26回 国家法益に対する罪（1）

国家法益の内容、犯罪類型等につき、基本判例を素材にして考察する。

#### 第27回 国家法益に対する罪（2）

内乱罪、外患罪の意義、要件、効果等につき、基本事例を素材にして考察する。

#### 第28回 国家法益に対する罪（3）

証拠隠滅罪、犯人隠避罪、偽証罪の意義、要件、効果、共犯関係等につき、基本判例を素材にして考察する。

#### 第29回 国家法益に対する罪（4）

賄賂罪の意義、各類型と要件、共犯関係等につき、基本判例を素材にして考察する。

#### 第30回 重要事項の再確認（授業内容の振り返り）

各論分野の体系的理解の確認とそれに基づく総論分野体系の連関性を考察する。

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習

小川 一茂  
-----

#### < 授業の方法 >

対面方式による演習

#### < 授業の目的 >

この科目は、法学部DPに示す、法的素養を身につけ、社会における各種の問題について法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すこと、公平性と客観性を重視した判断及び行動ができるようになることを目指し、以下に示すような学修を行うものである。

少人数による演習形式のゼミナールは、法学部のカリキュラム上、学生の学修の中心的なものである。この演習では演習形式を採用し、3年次の演習、4年次の演習へとつながる法律学及び行政法の基礎概念の修得を図る。

#### < 到達目標 >

法律学及び行政法の基礎概念や基本的な知識を習得できる。

その上で、それらを利用した論理的思考や議論が可能となる。

自分たちが生活する地域に対して、広く関心を有することができる。

#### < 授業のキーワード >

演習 行政法

#### < 授業の進め方 >

演習形式を採用する。学生からの報告及びテキストの輪読とそれに基づく質疑応答及びグループ討論、グループ発表等により、到達目標の達成を目指す。

#### < 履修するにあたって >

3年生にならないと講義科目としては開講されない科目を2年生の時点から勉強するので、意欲を持って取り組むこと。またそれゆえ、1年次における基本的な法的知識は必須である。

#### < 授業時間外に必要な学修 >

事前の学修としては、次回の学習内容に該当する参考文献や資料等を丹念に繰り返し読み、過去に取り扱った内容との関連性についてある程度の概要をとらえておくこと。（目安として1時間30分）

事後の学修としては、その回の講義で取り扱った内容を再確認して確実な理解をすること。また、不明な点があれば参考図書や新聞等の資料を用いて不明な点の解消に努めること。（目安として2時間30分）

#### < 提出課題など >

数回、成績評価のためのレポートを課す。その他、必要があればその都度指示する。

（提出された課題については、後の講義時において解説・講評等を行う。）

#### < 成績評価方法・基準 >

ゼミへの参加・取組状況（50%）及びレポート等の課題（50%）で評価を行う。

#### < テキスト >

第1回目に指示する。

#### < 参考図書 >

第1回目に指示する。

#### < 授業計画 >

第1回 ガイダンス

本演習の進め方を説明する。

第15回目までの報告スケジュールを決定する。

第2回 キャリア・学生生活について

現在の自分の履歴書を作成する。

作成した履歴書をもとに、自己PRをする。

第3回 文献講読（1）

行政とは何か、行政法とは何かについての文献講読を行う。

第4回 文献講読（2）

法律による行政の原理についての文献講読を行う。

第5回 文献講読(3)

行政法の法源についての文献講読を行う。

第6回 文献講読(4)

行政基準についての文献講読を行う。

第7回 文献講読(5)

行政上の法律関係の特徴についての文献講読を行う。

第8回 コース制度説明会・法学部キャリアガイダンスコース制度説明会に参加する。

法学部キャリアガイダンスに参加する。

第9回 判例報告(1)

法律による行政の原理が争点となった判例を報告し、争点について議論する。

第10回 判例報告(2)

行政立法が争点となった判例を報告し、争点について議論する。

第11回 判例報告(3)

行政上の法律関係が争点となった判例を報告し、争点について議論する。

第12回 講演会

学外から講師を招き、公務員制度についての講演を聴く。第13回 文献講読(6)

行政組織と公務員についての文献講読を行う。

第14回 テスト・レポート作成

前期に取り扱った範囲を対象として、テストあるいは時間内でのレポート作成を行う。

第15回 前期の復習

第1回目~第14回目までの内容について、知識の定着を図るため再確認を行う。

第16回 ガイダンス

第30回までの報告スケジュールを決定する。

第17回 グループワーク練習

社会人基礎力育成のため、グループワークを行う。

第18回 文献講読(7)

行政行為の意義についての文献講読を行う。

第19回 文献講読(8)

行政行為の種類及び効力についての文献講読を行う。

第20回 文献講読(9)

行政裁量についての文献講読を行う。

第21回 判例報告(4)

行政行為の種類と効力が争点となった判例を報告し、争点について議論する。

第22回 判例報告(5)

行政裁量が争点となった判例を報告し、争点について議論する。

第23回 文献講読(10)

行政行為の取消と撤回及び当然無効の行政行為についての文献講読を行う。

第24回 文献講読(11)

行政上の義務履行確保手段についての文献講読を行う。

第25回 講演会

学外から講師を招き、知的財産制度についての講演を聴く。

第26回 判例報告(6)

当然無効の行政行為が争点となった判例を報告し、争点について議論する。

第27回 判例報告(7)

行政上の強制執行が争点となった判例を報告し、争点について議論する。

第28回 テスト・レポート作成

後期に取り扱った範囲を対象として、テストあるいは時間内でのレポート作成を行う。

第29回 後期の復習

第16回目~第28回目までの内容について、知識の定着を図るため再確認を行う。

第30回 卒業生懇談会

ゼミの卒業生が来校し、学生生活や就活についての話を聞く。

-----  
2022年度前期~後期

4単位

演習 I

岡本 篤尚  
-----

<授業の方法>

演習

<授業の目的>

この授業は、法学部のDPに掲げる「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決方針を示すことができる」能力を身につけること、および「地域社会から国際社会に至る国内外の公共的事項に関心と責任を持ち、公平性と客観性を重視した判断および行動ができる」ようになることを目指すものです。

この授業では、AIやサイバー・テクノロジーなどの技術革新、地球規模での気候変動、グローバルな経済格差の拡大、世界規模での難民問題、世界中で頻発する内戦やテロなどの「グローバル・イシュー」にともなって生じてきている人間の尊厳の根底的な蹂躪や大規模な人権侵害問題について多面的かつ俯瞰的に観察し考える力を身につける目的とします。

<到達目標>

1. AIによる超管理社会化、グローバルな経済格差の拡大、気候変動、難民問題などをはじめとする「グローバル・イシュー」について基本的な理解が得られている。
2. 「グローバル・イシュー」による人間の尊厳の蹂躪、基本的人権の侵害という問題状況について、基本的な説明ができる。
3. 他人の意見を正確に読み取り／聞き取ることができ、

また自分の意図を正確に他人に伝えることができる。

#### < 授業のキーワード >

人間の尊厳 人権侵害 AI と最新テクノロジー 気候変動 移民・難民問題 経済格差 内戦・テロ

#### < 授業の進め方 >

1. 毎回の授業は、AIやサイバー・テクノロジーなどの技術革新、地球規模での気候変動、グローバルな経済格差の拡大、世界規模での難民問題、世界中で頻発する内戦やテロなどの「グローバル・イシュー」のなかから、受講生各自または受講生のグループごとに選択した授業テーマに関する資料映像・資料文献等の調査・収集、資料映像等の編集、資料文献等の整理分析などによって進めていきます。
2. 授業テーマごとに前後期各1回、受講生が各自でまたは自らが参加しているグループが選択した授業テーマに関連する発表（報告）を行ってもらい、受講生全員で、コメント、質疑応答・討論をしてもらいます。
3. 演習という授業の性格上、授業で取り扱うテーマおよび授業内容の順番は、受講生の皆さんと相談したうえで適宜入れ替えることがあります。

#### < 履修するにあたって >

1. 受講生の皆さんによる報告・質疑応答・討論にもとづいて授業を進めていくためには、受講生のみなさんが各回の授業の内容に関して、あらかじめ十分な指定図書の前読、文献資料の調査や分析等の事前準備をしておくことが必要となります。
2. 社会問題に対する鋭敏な感覚を養うためには、普段から新聞記事やテレビのニュースによく目を通しておくことが必要となります。
3. 授業中の私語・雑談、スマートフォン・携帯電話・モバイル機器等の使用、無断入退室など授業の妨げになる行為は厳禁します。授業開始後15分以上遅刻した場合は、授業への出席を認めません。これらに違反した場合は、前期・後期の報告や課題レポート等の成績の如何にかかわらず、単位を認定しない場合があります。
4. この授業では、授業内容の理解を助けるため資料映像を使用する場合があります。これらの資料映像の中には「衝撃的な映像」を含むものもありますので、この授業の履修を予定されている皆さんは、あらかじめこの点を了解したうえでこの授業を履修してください。
5. 第1回目の授業で、授業の進め方、成績評価の方法、課題レポートについてなど重要な説明をしますので、この授業を履修される予定の受講生は、必ず、第1回目の授業から出席してください。
6. 授業の出席回数が授業実施回数の3分の2に満たない場合には、課題レポートその他の成績の如何にかかわらず、単位を認定しません。また、報告の順番が当たっている授業の回に無断欠席した場合も、単位を認定しません。

#### < 授業時間外に必要な学修 >

1. 受講生の皆さんの報告や質疑応答・討論にもとづいて授業を進めていくためには、受講生の皆さんが毎回の授業内容に関して、事前に十分な指定図書・資料の調査、読解・分析をしておくことが求められます。毎回の授業内容に関連する書籍・文献資料等を前もって指示しますので、それらの書籍・文献資料をよく読んで授業内容に関する一応の理解をしたうえで授業に臨んでください（毎回1時間程度）。
2. 現代社会で起きる様々な社会問題を正確に認識・理解するためには、そもそも、社会でどのような問題が起きているのかを知っていなければなりません。社会でどのような問題が起きているのかを知るために、少なくとも、毎日、新聞やテレビのニュース（「情報バラエティ」番組は不可）に目を通しておくことが必要となります（30分程度）。

#### < 提出課題など >

1. 前後期各1回（合計、年2回）、あらかじめ指示された課題についてレポートを提出してください。なお、課題レポートの対象となる課題の内容、レポートの枚数および提出期限等については、開講後にあらためて指示します。指示された提出締切期限は厳守してください（課題レポートに関しては、成績評価後、採点のポイントを提示します）。
2. 課題レポートを作成する場合は、必ず、小笠原喜康『最新版 大学生のためのレポート・論文術』（講談社現代新書、2018年）に記載されているレポート作成方法に従って作成してください。
3. 毎回の授業終了時に、授業内容に関する感想や質問事項を書いたリアクション・ペーパー（出席カードと兼用）を必ず提出してください。リアクション・ペーパー（出席カード）が提出されていないと、その回の授業は欠席扱いになります。

#### < 成績評価方法・基準 >

課題レポート（前後期各1回、合計年2回）70%、授業中の質疑応答やコメント30%。

#### < テキスト >

特に指定しません。

#### < 参考図書 >

テキスト（教科書）は特に指定しませんが、この授業の全体を通じて特に重要だと思われる本を2冊あげておきます。

アンドリュー・フェイガン『人権の世界地図』（丸善出版、2019年）

林 典子『フォト・ドキュメンタリー 人間の尊厳いま、この世界の片隅で』（岩波書店、2014年）

この授業が始まるまでに、あるいはこの授業の期間中に、是非読んでおいていただきたいと思います。

#### < 授業計画 >



収集、資料映像等の編集、資料文献等の整理・分析等を行う。

第20回 受講生各自・各グループが選んだ授業テーマを引き続き、受講生各自または各グループが自ら選んだテーマに関して、関連する資料映像・資料文献等の調査・収集、資料映像等の編集、資料文献等の整理・分析等を行う。

第21回 受講生各自・各グループが選んだ授業テーマを引き続き、受講生各自または各グループが自ら選んだテーマに関して、関連する資料映像・資料文献等の調査・収集、資料映像等の編集、資料文献等の整理・分析等を行う。

第22回 受講生各自・各グループが選んだ授業テーマを引き続き、受講生各自または各グループが自ら選んだテーマに関して、関連する資料映像・資料文献等の調査・収集、資料映像等の編集、資料文献等の整理・分析等を行う。

第23回 受講生各自・各グループが選んだ授業テーマに関する発表・報告

受講生が各自でまたは自らが参加しているグループが選択した授業テーマに関連する発表（報告）を行い、受講生全員で、コメント、質疑応答・討論を行う。

第24回 受講生各自・各グループが選んだ授業テーマに関する発表・報告？

引き続き、受講生が各自でまたは自らが参加しているグループが選択した授業テーマに関連する発表（報告）を行い、受講生全員で、コメント、質疑応答・討論を行う。

第25回 受講生各自・各グループが選んだ授業テーマに関する発表・報告

引き続き、受講生が各自でまたは自らが参加しているグループが選択した授業テーマに関連する発表（報告）を行い、受講生全員で、コメント、質疑応答・討論を行う。

第26回 受講生各自・各グループが選んだ授業テーマに関する発表・報告？

引き続き、受講生が各自でまたは自らが参加しているグループが選択した授業テーマに関連する発表（報告）を行い、受講生全員で、コメント、質疑応答・討論を行う。

第27回 受講生各自・各グループが選んだ授業テーマに関する発表・報告

引き続き、受講生が各自でまたは自らが参加しているグループが選択した授業テーマに関連する発表（報告）を行い、受講生全員で、コメント、質疑応答・討論を行う。

第28回 受講生各自・各グループが選んだ授業テーマに関する発表・報告

引き続き、受講生が各自でまたは自らが参加しているグ

ループが選択した授業テーマに関連する発表（報告）を行い、受講生全員で、コメント、質疑応答・討論を行う。

第29回 受講生各自・各グループが選んだ授業テーマに関する発表・報告

引き続き、受講生が各自でまたは自らが参加しているグループが選択した授業テーマに関連する発表（報告）を行い、受講生全員で、コメント、質疑応答・討論を行う。

第30回 後期のまとめ

後期の演習での受講生各自または各グループごとの主題テーマに関する報告内容や報告に至るまでの作業について講評する。

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習

表田 充生  
-----

< 授業の方法 >

演習方式。

< 授業の目的 >

演習 においては、皆さんが将来社会人となった際に身近な法の1つとなってくる労働法の基礎知識や全体像を把握することを主たる目標とし、法学部のDPに示された法的素養を身につけ、労働法に関する基礎的な問題について法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができるようになる第一歩を踏み出すことを目指します。

なお、演習 は、「演習科目」に属し、基礎演習A及びBで培った法的素養を専門分野においてより深めていくための科目として位置づけられています。

労働法の領域には、個々の労働者と使用者との関係が主として問題とされる個別的労働関係法（雇用関係法）と、労働者が団結して結成された労働組合と使用者との関係等を規整対象とする集団的労働関係法（労使関係法）という2つの主要な領域があります。ただ、近年の労働立法の動向や、労働法を初めて学ぶ人にとっての必要性等から、演習 では、「個人としての労働者」に焦点を当てて、前者の個別的労働関係法を中心に検討していきます。

労働基準法や労働契約法を中心としながら、採用内定（「採用内定とは法的にどのような意味を持っているのか？」、「採用内定が取り消されたらどうなるのか？」）、労働条件の変更（「雇い主によって給料やボーナスが一時的に不利益に変更された場合、そのまま給料やボーナスは減ってしまうのか？」）、転勤・出向命令（「転勤命令が出されたものの、それに従いたくない場合はどうしたらいいの？」）、懲戒処分（「懲戒解雇（免職）されたけれど、納得いかない場合は？」）及び解雇の

問題、さらには職場における男女平等（「男性労働者と女性労働者で労働条件に違いがある場合、法的にはどのように考えればいいの？」、「職場においてハラスメントを受けた場合、どうしたらいいの？」）や非正規雇用（「正社員と比べて短時間しか働かないパート勤務だけど、パート勤務の者も有給〔年次有給休暇〕って取得できるの？」）の問題等を皆さんと共に考察していきます。具体的な事例を検討していく中で、職場におけるワーク・ルールの基本を身に付けていってほしいと願っています。

なお、労働法を学ぶうえで必要となる民法（特に契約法部分）や憲法の基本知識も確認していきます。

#### <到達目標>

1. 職場におけるルールである労働法の基本的知識を説明することができる。
2. 民法の契約法や憲法の基本的人権も踏まえながら、労働法的なものの考え方を修得することができる。
3. 労働法上の特定のテーマについて、自らの意見を述べ、同級生の意見を聴き（それを尊重し）、相違点につき思考したうえで、建設的な議論ができる。

#### <授業のキーワード>

労働法の基礎、ワーク・ルール、賃金・労働時間、解雇、格差社会、職場における男女の平等

#### <授業の進め方>

授業は、基本的には3?4名でグループを作り、一定のテーマについて報告していただき、その報告をベースにゼミ生皆さんで議論していただく形を採ります。もっとも、春学期の前半は質疑応答を交えた講義形式で進めながら、皆さんに議論等していただく予定です。なお、春学期の授業計画における報告テーマについては、4月にゼミ受講生の皆様と相談のうえ若干変更する場合があります。

#### <履修するにあたって>

ゼミでの報告や議論などにおいて積極的な姿勢で臨む、勉強意欲の高い学生さん、一緒に労働法を学んでいきましょう！演習 においては労働法の基本事項を学んでいきますが、授業の中でしっかり考えていただくことと、授業後は一定時間復習を行っていただくことを求めます。また、日頃から労働法に関わるニュース等に興味を持って下さい。

#### <授業時間外に必要な学修>

毎回の予習及び復習の時間の目安はそれぞれ90分?120分である。ただし、報告担当となった場合は相応の時間を要することとなる。

#### <提出課題など>

成績評価方法・基準にも記載してある「課題レポート」を年度末（第29回講義時）に提出していただきます。この課題レポートについては最終講義時に全体的にコメントします。

また、成績評価対象となる授業内レポートについては、その次の授業において記述及び評価のポイントを講述し、グループ報告に関しては、その都度コメントします。

#### <成績評価方法・基準>

出席を前提に、授業における積極的な発言状況・内容や授業内レポート（40%）、グループによる報告内容（30%）、及び、年度末の課題レポート（30%）に基づき評価を行います。

#### <テキスト>

大内伸哉『最新重要判例200労働法〔第7版〕』（弘文堂、2022年）

#### <参考図書>

安枝英紳・西村健一郎『労働法〔第13版〕』（有斐閣、2021年）、

浜村彰ほか『ベーシック労働法〔第8版〕』（有斐閣、2020年）、

その他の参考文献等については開講時に説明します。

#### <授業計画>

第1回 職場におけるルールについて ?労働法とは何か??

労働法を学ぶ上で必要な事柄、労働法へのイントロダクション、ゼミ（演習）の進め方及び学び方について。なお、第4回から第15回の授業内容については、この第1回及び翌週第2回の授業時にゼミ生の皆様と相談のうえ、ゼミ生皆様の希望があれば若干の変更をする場合があります。

第2回 労働法上の様々な問題点について  
労働法上、具体的にどのようなことが問題となるのか、賃金や労働時間の問題、懲戒処分や解雇の問題などについて考えます。

第3回 労働法上の様々な問題点について  
憲法と労働法との関係について、及び、労働組合とは何か?

第4回 採用内定の取消しについて考えよう  
採用内定の問題についてグループ報告（第1回）を基に議論します。

第5回 採用内定の取消しについて考えよう  
採用内定の法的性質、採用内定の取消しについて。

第6回 採用内定の取消しについて考えよう  
採用内定期間中の法律関係、採用内々定の取消し問題について。

第7回 労働時間（残業）について考えよう  
労働時間（残業）の問題についてグループ報告（第2回）を基に議論します。

第8回 労働時間（残業）について考えよう  
わが国の労働時間法制の全体像、時間外労働義務・休日労働義務等について。

第9回 労働時間（残業）について考えよう  
サービス残業、労働時間の適用除外の問題等について。

第10回 労働契約の終了（解雇等）について考えよう



労働契約の終了（解雇等）の問題についてグループ報告（第3回）を基に議論します。

第11回 労働契約の終了（解雇等）について考えよう  
解雇を制約するルールはどのようにになっているのかを知ろう！

第12回 労働契約の終了（解雇等）について考えよう  
解雇権濫用法理、整理解雇の4要件ないしは4要素等について。

第13回 セクシュアル・ハラスメントの問題について考えよう  
セクシュアル・ハラスメントの問題についてグループ報告（第4回）を基に議論します。

第14回 セクシュアル・ハラスメントの問題について考えよう  
セクシュアル・ハラスメントの定義、及び、救済について。

第15回 セクシュアル・ハラスメントの問題について考えよう、及び、春学期に取り扱ったテーマについての今後の展望等

その他のハラスメントについて、及び、春学期に学んだ事項についての今後の展望について。

第16回 労働法上のテーマの選択  
個別的労働法関係のなかの各テーマにつき秋学期のゼミにおいて取り扱うべきテーマを考え決定します。また、秋学期のゼミの進行や学び方等について説明します。

第17回  
?第29回 第17回?第29回の授業については、概ね2-3回分の授業を1セットとして一定のテーマを取り扱っていきます。どのようなテーマを対象とするかは、「内容」欄記載のテーマの中から、秋学期初回の授業でゼミ生の皆さんと相談のうえ決定していきたいと思ひます。

秋学期に取り扱うテーマとしては、例えば、

- (1) 格差社会を考える?非正規雇用の問題について?
- (2) 転勤命令に背いたらどうなるのか?
- (3) 過労死・過労自殺の問題について考える
- (4) 賃金や退職金の支払いに関するルールにはどのようなものがあるのだろうか
- (5) 就業規則って何? 労働条件の決定や変更について考える?
- (6) 職場における男女の平等について考えよう
- (7) 年次有給休暇のルールってどのようにになっているのだろうか

などです。ゼミ生の皆さんと相談のうえ決定したいと思います。

第30回 秋学期に取り扱ったテーマについての今後の展望等

この秋学期にゼミで学んだ事項に関する今後の展望について検討します。

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習

春日 勉  
-----

< 授業の目的 >

この科目は、法学部ディプロマ・ポリシーの内、「法的素養を身につけていること（知識・理解）」及び「法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すこと（汎用的技能）」に対応している。

現代の人権問題について、関心を持ち、共生社会の重要性について理解できる。

模擬裁判を通じて、裁判とは何かについて考え、理解を深める。

< 到達目標 >

文章を読み、理解し、自分の考えをまとめることができる。自分の考えをゼミ生の前で発表し、他人の意見にも耳を傾けることができることを目標とする。

< 授業のキーワード >

基本的人権の尊重、無罪推定の原則、罪刑法定主義、疑わしきは被告人の利益に、挙証責任、証拠裁判主義、自由心証主義、自白法則、補強法則、伝聞法則、集中審理、公判中心主義、自白、調書裁判、冤罪、再審

< 授業の進め方 >

毎時間、教員が用意する文章を一定時間内に読んで理解し、決められた字数の範囲内で自分の意見をまとめる。

グループに分かれ司会者を決める。司会者が中心となり、課題として用意された文章の論点を話し合う。一人一人作成した文章を発表したあと、最も良くできていると思われる文章を選ぶ。

最後に全体発表会として、グループの議論のまとめを司会者が、選ばれた文章を作成者が発表する。

< 履修するにあたって >

出席について、前期・後期それぞれの学期ごとに三分の一以上(15回中5回以上)ゼミを欠席した者は、単位を取得できない。

< 授業時間外に必要な学修 >

毎日、新聞を購読し、社会の出来事に関心を持つ。

< 提出課題など >

課題に従い、レポートを必ず提出する。

< 成績評価方法・基準 >

議論への参加の度合い 50点(50%)、レポートの出来具

合 50点(50%)

<テキスト>

教員が毎時間、課題となる文章を用意する。

<授業計画>

第1回～2回 ガイダンス(1)(2)

人権は何故、尊重されなくてはならないのか考えることができる。

第3回～15回 模擬裁判を経験するための準備 - 読解力、文章表現力、オーラルコミュニケーション力等の取得  
こちらで用意した文章を読み、理解し、自分の意見をまとめる。グループの中で、自分の考えを述べ、他人の考えに耳を傾ける。ゼミ生の前で作成した文章を発表することができる。

第16回課外活動 少年院見学

少年院の実態と非行少年の更生について考えることができる。

第17回課外活動 司法施設見学

裁判傍聴を行い、裁判を実感することができる。

第18回～30回 模擬裁判を経験するための準備 - 読解力、文章表現力、オーラルコミュニケーション能力等の取得  
用意された文章を読み、理解し、自分の意見をまとめる。グループの中で、自分の考えを述べ、他人の考えに耳を傾ける。ゼミ生の前で作成した文章を発表することができる。

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習

上脇 博之  
-----

<授業の方法>

演習（前期も後期もオンライン授業、リアルタイム授業になる可能性が高いが、対面授業になる場合には、こことドットキャンパスで連絡します。）

授業中以外の時間に質問がある場合には、dotCampusからの「お知らせ」メールに質問内容を書いて返信すると、私の電子メールに届きます。メールで回答するか、授業（動画）の中で回答するかどうかは、質問内容や質問数によって判断します。

<授業の目的>

本ゼミナールの目的は、学部のDPに掲げる「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決方針を示すことができる」能力を身につけること、および「地域社会から国際社会に至る国内外の公共的事項に関心と責任を持ち、公平性と客観性を重視した判断およびこうどうができる」ようになることを目指すもので、日本国憲法をじっくり時間をかけて学習することである。

<到達目標>

本ゼミナールの到達目標は、

日本国憲法がつくられてから現在に至る社会的現状、あるいはまた憲法を取り巻く状況は、どのようなものなのか、

また、そもそも憲法は何のためにあるのか、日本国憲法はどのような基本原理に基づいてつくられているのか、さらに、日本国憲法が歴史的産物であると同時に、一定の普遍性と先進性・先駆性を有していることを、受講生が口頭で説明できるようになることである。

<授業のキーワード>

近代的意味での憲法、市民革命、侵略戦争、ポツダム宣言、日本国憲法の基本原理、権力分立制、国民主権主義、平和主義、基本的人権尊重主義、自由権、社会権、議会制民主主義、議院内閣制、司法権の独立、違憲立法審査権。

<授業の進め方>

本ゼミナールの到達目標を達成するために、憲法が置かれた歴史的状況に照らして学ぶというアプローチにより執筆されているテキストを使って以下のようにゼミナールを行うことにする。

播磨信義・上脇博之・木下智史・脇田吉隆・渡辺洋『新・どうなっている日本国憲法！？〔第3版〕 憲法と社会を考える』（法律文化社、2016年）

または、

上脇博之『日本国憲法の真価と改憲論の正体 施行70年、希望の活憲民主主義をめざして』（日本機関紙出版センター、2017年）

を素材に、日本国憲法の学習をします。

ゼミ生には、同書で、どのようなことが書かれているのか、レジュメを作成した上で、口頭による報告をしてもらいます（1回の授業につき報告者は2名程度。ただし、ゼミ生の人数により増減の可能性あり）。

その報告内容が正確な理解に基づいているのか、また、同書で書かれていることはどのような内容なのか確認するために、報告者とほかのゼミ生全員と質疑応答や議論をしてもらいます。

授業の進行もゼミ生が行います。

<履修するにあたって>

シラバスを事前に読み、テキストを購入しておき、どの部分を報告するか、複数決めておくこと。

<授業時間外に必要な学修>

指定したテキストを読み込むこと。報告のための準備をすること。授業回数は30回。授業1回につき予習と復習を最低でも合計4時間行うこと。

<提出課題など>

指定した文献の担当箇所の内容をまとめた報告書を提出すること。その提出は、dotCampusを通じて行ってください。PDFファイル以外（例えばWord）で作成し、提

出する直前に、それをPDFファイルにしたものを提出してください。もし後期もオンライン授業のときには同様です。

#### <成績評価方法・基準>

指定した文献の担当箇所の内容の報告(30%)、報告における質疑応答の内容を反映させ、まとめ直した報告書(30%)、毎回の意見内容(40%)を総合して評価する。

ただし、評価の前提として、3分の2以上の出席が条件です(この条件を充足しても単位が自動的に取得できるわけではありません)。したがって、出席が3分の2を下回る者は評価しない。

病気や事故などやむを得ない理由によりこの条件を充足しない場合には、レポートを提出してもらい、それを評価の対象にする。

#### <テキスト>

播磨信義・上脇博之・木下智史・脇田吉隆・渡辺洋『新・どうなっている日本国憲法!?〔第3版〕 憲法と社会を考える』(法律文化社、2016年)

または

上脇博之『日本国憲法の真価と改憲論の正体 施行70年、希望の活憲民主主義をめざして』(日本機関紙出版センター、2017年)

#### <参考図書>

- ・長谷部恭男・石川健治・穴戸常寿編『憲法判例百選I 第7版』(有斐閣、2019年)、
- ・長谷部恭男・石川健治・穴戸常寿編『憲法判例百選II 第7版』(有斐閣、2019年)、
- ・播磨信義・上脇博之・木下智史・脇田吉隆・渡辺洋『新・どうなっている日本国憲法!?〔第3版〕 憲法と社会を考える』(法律文化社、2016年)
- ・浦部法穂『憲法学教室〔全訂第3版〕』(日本評論社、2016年)
- ・浦田賢治・愛敬浩二編『演習ノート憲法〔第4版〕』(法学書院、2010年)
- ・小林孝輔編『憲法演習・自習セレクト50』(勁草書房、2004年)
- ・坂本修・小沢隆一・上脇博之『国会議員定数削減と私たちの選択』(新日本出版社、2011年)
- ・上脇博之『なぜ4割の得票で8割の議席なのか ~いまこそ、小選挙区制の見直しを』(日本機関紙出版センター、2013年)
- 上脇博之『自民改憲案 VS日本国憲法 ~ 緊迫! 9条と96条の危機』(日本機関紙出版センター、2013年)
- 上脇博之『安倍改憲と「政治改革」【解釈・立法・96条先行】改憲のカラクリ』(日本機関紙出版センター、2013年)
- 上脇博之『どう思う? 地方議員削減 [憲法と民意が生

きる地方自治のために]』(日本機関紙出版センター、2014年)

上脇博之『誰も言わない政党助成金の闇 「政治とカネ」の本質に迫る』(日本機関紙出版センター、2014年)

上脇博之『財界主権国家・ニッポン 買収政治の構図に迫る』(日本機関紙出版センター、2014年)

上脇博之『告発! 政治とカネ 政党助成金20年、腐敗の深層』(かもがわ出版、2015年)

上脇博之『追及! 民主主義の蹂躪者たち【戦争法廃止と立憲主義復活のために】』(日本機関紙出版センター、2016年)

上脇博之『追及! 安倍自民党・内閣と小池都知事の「政治とカネ」疑惑』(日本機関紙出版センター、2016年)

上脇博之『日本国憲法の真価と改憲論の正体 施行70年、希望の活憲民主主義をめざして』(日本機関紙出版センター、2017年)

上脇博之『ここまで来た小選挙区制の弊害 アベ「独裁」政権誕生の元凶を廃止しよう!』(あけび書房、2018年)

上脇博之『内閣官房長官の裏金』(日本機関紙出版センター、2018年)

上脇博之『安倍「4項目」改憲の建前と本音』(日本機関紙出版センター、2018年)

上脇博之『逃げる総理 壊れる行政 追及!! 「桜を見る会」&「前夜祭」』(日本機関紙出版センター、2020年)

富田宏治・上脇博之・石川康宏『いまこそ、野党連合政権を! 真実とやさしさ、そして希望の政治を』(日本機関紙出版センター、2020年)

上脇博之『忘れない、許さない! 安倍政権の事件・疑惑の総決算とその終焉』(かもがわ出版、2020年)

上脇博之『政党助成金、まだ続けますか?』(日本機関紙出版センター、2021年)。

#### <授業計画>

第1回 イントロダクション

今後のゼミナールの進め方について決定する。

第2回 日本国憲法の文献を読む

ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第3回 日本国憲法の文献を読む

ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第4回 日本国憲法の文献を読む

ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第5回 日本国憲法の文献を読む

ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第6回 日本国憲法の文献を読む  
ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第7回 日本国憲法の文献を読む  
ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第8回 日本国憲法の文献を読む  
ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第9回 日本国憲法の文献を読む  
ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第10回 日本国憲法の文献を読む  
ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第11回 日本国憲法の文献を読む  
ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第12回 日本国憲法の文献を読む  
ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第13回 日本国憲法の文献を読む  
ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第14回 日本国憲法の文献を読む  
ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第15回 日本国憲法を理解する  
これまでを振り返って意見交換する。

第16回 復習とイントロダクション  
今後のゼミナールの進め方について決定する。

第17回 日本国憲法の文献を読む  
ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第18回 日本国憲法の文献を読む  
ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第19回 日本国憲法の文献を読む  
ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第20回 日本国憲法の文献を読む  
ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第21回 日本国憲法の文献を読む  
ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第22回 日本国憲法の文献を読む  
ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第23回 日本国憲法の文献を読む

ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第24回 日本国憲法の文献を読む  
ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第25回 日本国憲法の文献を読む  
ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第26回 日本国憲法の文献を読む  
ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第27回 日本国憲法の文献を読む  
ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第28回 日本国憲法の文献を読む  
ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第29回 日本国憲法の文献を読む  
ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第30回 日本国憲法を理解する  
これまでを振り返って意見交換する。

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習

木原 正樹

-----  
<授業の方法>

演習(対面授業、または遠隔授業(リアルタイム授業))

<授業の目的>

この科目は、法学部のDPに示す、国際化社会の時代に対応した法的素養を身につけた職業人となるために、国際法上の領域理論、国家責任法を理解できるようになることを目指す。

国際法上武力行使は禁止されており、領域紛争においても、領域取得権原を備えているかどうかを法的に検討して平和的に処理しなければならない。そこで、前期は、日本の領土紛争(北方領土、竹島、尖閣諸島)について、日本が領域取得権限を備えているのか、について理解することを目的とする。また、国際違法行為を行った国家は、その行為によって損害を受けた国家に賠償をしなくてはならない。そこで、後期は、国家責任法上の判例を通じて、「領域使用の管理責任」、「法人の株主は外交的保護を行使できるか」および「違法性阻却事由としての緊急状態と対抗措置」について理解することを目的とする。

ホームページ

<http://www.un.org>

<到達目標>

このゼミにより、第一に、国際紛争の平和的解決における国際法の重要性に対する関心を高めることができる。第二に、法学部の学生として、比較的早い段階で生の判決文を読むことができる。第三に、大学生にふさわしいレベルの議論になれることができる。

#### < 授業のキーワード >

北方領土、尖閣諸島、竹島、国家責任法、領域使用の管理責任、外交的保護、投資保護、違法性阻却事由、緊急状態、対抗措置

#### < 授業の進め方 >

少人数のグループワークを取り入れて、ディスカッションを中心にアクティブ・ラーニングを行う。

前期は、日本の領土紛争についての基礎知識を得たうえで、北方領土紛争、尖閣諸島紛争、竹島紛争について、その歴史を現状を調べ、報告し、ディスカッションする。

後期は、国家責任法の基礎知識を得たうえで、国家責任法に関する判例について調べて、報告し、ディスカッションする。

いずれも、講義ではレジュメと資料を毎回使用し、報告では報告レジュメなどを使用する。

#### < 履修するにあたって >

・ゼミ開始前までに「授業の方法」の「資料配布」からプリントアウトしておき、それを手元に持ちつつZoomミーティングに参加してしてください。

・国際社会を理解してもらうための講演会なども行います。積極的に参加して、国際感覚を身につけ、ゼミでの報告・議論に生かして行ってください。

・緊張感を持ってゼミに臨んでいただきたい。私語、遅刻、授業中の携帯メール使用は厳禁。

#### < 授業時間外に必要な学修 >

全員、一日平均25分、週3時間は必要な学修をしてくる。報告者は、それに加えて報告準備を2時間、合計週5時間学修してくる。

国家責任法と領土紛争に関する基本書と判例を読んてくる。

#### < 提出課題など >

前期・後期一回ずつ、計2回以上の報告を必須とする。それ以外に、毎回のゼミで学んだことを簡単にまとめて、出席表に記入してもらう。そのために、毎回、事前にゼミの予定表に従って、予習しておくこと。

報告の指導の他、毎回の提出物にはコメントを付して、翌週返却する。

#### < 成績評価方法・基準 >

自分の担当部分の報告内容での評価が6割、ゼミの議論での発言状況と毎回のまとめの評価が3割、それ以外のゼミの行事への積極的参加などの評価が1割、という内訳で評価する。

#### < テキスト >

なし

#### < 参考図書 >

・松井芳郎「国際法学者がよむ尖閣問題 紛争解決への展望を拓く」日本評論社2014年、・芹田健太郎『日本の領土』中公文庫2010年、・薬師寺公夫・坂元茂樹・浅田正彦編集代表『ベーシック条約集 [2021年版]』東信堂 2021年

・松井芳郎編集代表『ハンディ条約集』東信堂、2009年。  
・小寺彰他編『国際法判例百選 第2版』(別冊ジュリスト204号2011年、有斐閣)・杉原高嶺他編『国際法基本判例50 第2版』三省堂 2014年・徳川信治・西村智朗編著『テキストブック 法と国際社会 第二版』法律文化社、2018年

#### < 授業計画 >

第1回 前期のイントロダクション

ゼミで何を学ぶのか。

第2回 日本の領域紛争1

国際法上の領域取得権原

第3回 日本の領域紛争2

北方領土問題の概要

第4回 日本の領域紛争3

北方領土問題における先占と割譲

第5回 日本の領域紛争4

北方領土問題の予備報告と質疑応答

第6回 日本の領域紛争5

北方領土問題の報告と議論

第7回 日本の領域紛争6

竹島問題の概要

第8回 日本の領域紛争7

竹島問題における先占と割譲

第9回 日本の領域紛争8

竹島問題の予備報告と質疑応答

第10回 日本の領域紛争9

竹島問題の報告と議論

第11回 日本の領域紛争10

尖閣諸島問題の概要

第12回 日本の領域紛争11

尖閣諸島問題における先占と割譲

第13回 日本の領域紛争12

尖閣諸島問題の予備報告と質疑応答

第14回 日本の領域紛争13

尖閣諸島問題の報告と議論

第15回 前期の復習

日本の領土問題を振り返る。

第16回 JICAとは

JICAは、どのような組織か。

第17回 JICA講演会

元青年海外協力隊の講師に講演していただいて、JICAの活動を学ぶ。

第18回 国家責任法のイントロダクション

国家責任法とは何か。後期の班分け。

- 第19回 国家責任法上の判例1  
トレイル溶鋼所事件判決の概要
- 第20回 国家責任法上の判例2  
トレイル溶鋼所事件判決における「領域使用の管理責任」の解説
- 第21回 国家責任法上の判例3  
トレイル溶鋼所事件判決の予備報告と質疑応答
- 第22回 国家責任法上の判例4  
トレイル溶鋼所事件判決の報告と議論
- 第23回 国家責任法上の判例5  
バルセロナ・トラクション事件判決の概要
- 第24回 国家責任法上の判例6  
バルセロナ・トラクション事件判決における「法人の国籍」の解説
- 第25回 国家責任法上の判例7  
バルセロナ・トラクション事件判決の予備報告と質疑応答
- 第26回 国家責任法上の判例8  
バルセロナ・トラクション事件判決の報告と議論
- 第27回 国家責任法上の判例9  
ガブチコヴォ・ナジュマロシュ事件判決の概要
- 第28回 国家責任法上の判例10  
ガブチコヴォ・ナジュマロシュ事件判決における「違法性阻却事由としての緊急状態と対抗措置」の解説
- 第29回 国家責任法上の判例11  
ガブチコヴォ・ナジュマロシュ事件判決の予備報告と質疑応答
- 第30回 国家責任法上の判例12  
ガブチコヴォ・ナジュマロシュ事件判決の報告と議論

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習

小松 昭人

-----  
< 授業の方法 >

演習（対面授業）

< 授業の目的 >

民法（財産法）の基本的な論点を、教科書その他の基本文献の読解を踏まえて、問題（一行問題、事例問題）および判例によって検討する。

< 到達目標 >

このゼミの目標は、つぎの3つである。

第1に、履修者が、判例や教科書その他の基本文献を精読し、民法の知識を段階的に修得すること、である（法学部ディプロマポリシー「1．知識・理解」に対応）。

第2に、履修者が、ゼミでの議論を通じて、既存の判例や学説を批評することができるようになること、である（法学部ディプロマポリシー「2．汎用的技能」に対応）。

第3に、履修者が、民法の基本的な知識やゼミでの議論を踏まえて、検討課題である事例について適切な解決を提案することができるようになること、である（法学部ディプロマポリシー「2．汎用的技能」に対応）。

< 授業のキーワード >

民法。財産法。

< 授業の進め方 >

ゼミの基本的な進め方は、下記の4段階からなる。

【個人による事前学修】ゼミ生が各自、教科書その他の文献を参照し、検討課題について自分の解答を作成する。

【グループによる事前学修】2～3人のグループに分かれ、各自で調べたり考えたりしたことをもとに、検討課題をゼミの前に検討し、グループの解答を作成する。この段階では、グループのメンバー全員で疑問点を洗い出し、調べ、考え、解答を作成しなくてはならない。これは、自分の意見をもって議論に主体的、積極的に参加するために、必要不可欠なトレーニングである。

なお、ゼミ生の学修状況に応じて、とを段階的に行うこともあれば、またはのいずれか一方のみを行うこともある。

【ゼミでの学修】ゼミでは、グループごとに、検討課題が事例問題であればその解答を、判例であればその概要と問題点を報告し、他のグループは報告の内容について質問する。この段階では、報告を担当するグループ以外の履修者は、他のグループの報告をよく聞き、自分の考えと照らし合わせながら、疑問点や見解を積極的に述べなければならない。また、報告を担当するグループのメンバーは誰であれ、報告の内容に関して、他のグループの履修者からの疑問に答え、自らの見解を述べなければならない。これは、他人の話を傾聴した上で、人前で落ち着いて自分の見解を論理的かつ説得的に述べるために、必要不可欠なトレーニングである。

【振り返り学修】ゼミでの報告後、ゼミでの質疑応答を踏まえて、報告を担当したグループの各メンバーは、期日までに振り返りのレポートを提出する。この段階では、報告を機に生じた疑問点や新たな考察を付け加えて、問題の解答をレポートにまとめる。これらは、他人の話をメモにまとめ、論理的な文章を書けるようにするために、必要不可欠なトレーニングである。

< 履修するにあたって >

講義とは異なり、少人数でじっくり議論する場であるゼミでは、とにかく積極的に学ぶ姿勢が必要である。ゼミの報告だけでなく、その準備の際にも、自分の頭で考えることから逃げないようにすること。

また、民法の学修は、ゼミだけの学修では到底完結しない。当該年度に開講される民法科目は優先的に履修すること。

< 授業時間外に必要な学修 >

上記の授業の進め方のうち、【グループによる事前学

修】および【ゼミでの学修】の効果を高めるため、  
【個人による事前学修】に確実に取り組むこと。また、  
【グループによる事前学修】には、お互いに協力して  
取り組むこと。

なお、このゼミの履修者は、授業時間外に実施される法律討論会（12月上旬開催予定）への参加を求められる。  
<提出課題など>

上記の授業の進め方のうち、【個人による事前学修】、  
【グループによる事前学修】および【振り返り学修】  
に対応する課題の提出を求めるが、詳細はゼミの際に  
指示する。グループで作成したレジュメのファイルは、  
ゼミのOneDriveにアップロードする。

<成績評価方法・基準>

ゼミでの報告（討論会での立論や質疑応答も含む。）および提出された課題に基づいて、評価する。

なお、評価に際しては、出席は評価の当然の前提として、それ以外に、他の報告に対してどのような質問をしたり見解を述べたりしたかを、重視する。

<テキスト>

民法については、民法（総則）以降の民法科目を履修していれば、そのクラスで指定されたテキストを持参すること。

その他、田高寛貴・原田昌和・秋山靖浩『リーガル・リサーチ&サポート[第2版]』（有斐閣、2019年）および大橋洋一『法学テキストの読み方』（有斐閣、2020年） 定価 1,000円+税は、学修ガイドとして使用するので、必ず購入すること。

六法は冊子体で、最新版の六法を毎回、必ず持参すること。なお、ゼミの学修でも2021年公布の改正民法を前提とするので、古い六法は使用しないこと。

スマートフォンやタブレット型端末に搭載された六法は学修に適しないので、ゼミでの使用は許可しない。

<参考図書>

講義の際に、必要に応じて紹介する。

<授業計画>

第1回 ガイダンス（1）

前期履修の確認および履修指導。

第2回 ガイダンス（2）

履修者の自己紹介。ゼミ日程の確認。前期履修の最終確認。

第3回 ガイダンス（3）

ゼミで使用する予定の学内施設（図書館など）の見学。

第4回 民法（財産法）の問題の検討（1）

民法（財産法）を主な対象として、問題を検討する。

第5回 民法（財産法）の問題の検討（2）

民法（財産法）を主な対象として、問題を検討する。

第6回 民法（財産法）の問題の検討（3）

民法（財産法）を主な対象として、問題を検討する。

第7回 民法（財産法）の問題の検討（4）

民法（財産法）を主な対象として、問題を検討する。

第8回 民法（財産法）の問題の検討（5）

民法（財産法）を主な対象として、問題を検討する。

第9回 民法（財産法）の問題の検討（6）

民法（財産法）を主な対象として、問題を検討する。

第10回 民法（財産法）の問題の検討（7）

民法（財産法）を主な対象として、問題を検討する。

第11回 民法（財産法）の問題の検討（8）

民法（財産法）を主な対象として、問題を検討する。

第12回 民法（財産法）の問題の検討（9）

民法（財産法）を主な対象として、問題を検討する。

第13回 民法（財産法）の問題の検討（10）

民法（財産法）を主な対象として、問題を検討する。

第14回 民法（財産法）の問題の検討（11）

民法（財産法）を主な対象として、問題を検討する。

第15回 前期の振り返り

前期を振り返り、ゼミでの学修状況を自己点検し、後期に向けて改善すべき点を明確にする。

第16回 後期ガイダンス

後期履修の確認および履修指導。ゼミの日程確認。

第17回 民法（財産法）の問題または判例の検討（1）

民法（財産法）を主な対象として、問題または判例を検討する。

第18回 民法（財産法）の問題または判例の検討（2）

民法（財産法）を主な対象として、問題または判例を検討する。

第19回 民法（財産法）の問題または判例の検討（3）

民法（財産法）を主な対象として、問題または判例を検討する。

第20回 民法（財産法）の問題または判例の検討（4）

民法（財産法）を主な対象として、問題または判例を検討する。

第21回 民法（財産法）の問題または判例の検討（5）

民法（財産法）を主な対象として、問題または判例を検討する。

第22回 民法（財産法）の問題または判例の検討（6）

民法（財産法）を主な対象として、問題または判例を検討する。

第23回 民法（財産法）の問題または判例の検討（7）

民法（財産法）を主な対象として、問題または判例を検討する。

第24回 民法（財産法）の問題または判例の検討（8）

民法（財産法）を主な対象として、問題または判例を検討する。

第25回 民法（財産法）の問題または判例の検討（9）

民法（財産法）を主な対象として、問題または判例を検討する。

第26回 民法（財産法）の問題または判例の検討（10）

）

民法（財産法）を主な対象として、問題または判例を検討する。

第27回 民法（財産法）の問題または判例の検討（11）

民法（財産法）を主な対象として、問題または判例を検討する。

第28回 民法（財産法）の問題または判例の検討（12）

民法（財産法）を主な対象として、問題または判例を検討する。

第29回 民法（財産法）の問題または判例の検討（13）

民法（財産法）を主な対象として、問題または判例を検討する。

第30回 1年間の振り返り

1年間を振り返り、ゼミでの学修成果を自己評価し、次年度の演習に向けて改善すべき点を明確にする。

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習

小松 卓也

-----  
< 授業の方法 >

演習。

< 授業の目的 >

この科目は、学部のDPに掲げる「法的素養を身につける」「法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる」を目的とする。

企業の組織や企業の仕組みさらには企業間取引に関する問題を考えることが、目的である。少人数のなかでの他人との関わりについても学ぶよい機会である。

< 到達目標 >

演習で学んだ具体的な内容について、自己の理解したことや修得したことを、自分の言葉で表現できる

< 授業の進め方 >

毎回資料を基にその解読作業を行いその内容について議論をする。

< 授業時間外に必要な学修 >

講義で示された重要な用語や問題点について、各自で適宜調査することが必要である。各回につき、30分程度の自学自習（復習）を目安とする。

< 提出課題など >

講義内容および成績評価に関する事項については、適宜個別に助言等を行う。

< 成績評価方法・基準 >

課題に対する発言内容（50%）および課題の修得の達成度（50%）から評価する。

< テキスト >

特になし。

< 参考図書 >

特になし。

< 授業計画 >

第1回 討論(1)

ガイダンス

第2回 討論(2)

企業の仕組み

第3回 討論(3)

企業経営の仕組み

第4回 討論(4)

経営管理の仕組み

第5回 討論(5)

経営者の職務

第6回 討論(6)

企業組織のあり方

第7回 討論(7)

企業間取引について

第8回 討論(8)

企業間取引の裁判例(1)

第9回 討論(9)

企業間取引の裁判例(2)

第10回 討論(10)

企業間取引の裁判例(3)

第11回 討論(11)

企業間取引の裁判例(4)

第12回 討論(12)

企業間取引の裁判例(5)

第13回 討論(13)

企業間取引の裁判例(6)

第14回 討論(14)

特殊な取引(1)

第15回 討論(15)

特殊な取引(2)

第16回 討論(16)

特殊な取引(3)

第17回 討論(17)

特殊な取引(4)

第18回 討論(18)

特殊な取引(5)

第19回 討論(19)

特殊な取引(6)

第20回 討論(20)

特殊な取引(7)

第21回 討論(21)

特殊な取引(8)

第22回 討論(22)

特殊な取引(9)

第23回 討論(23)

特殊な取引(10)

第24回 討論(24)



特殊な取引(11)  
第25回 討論(25)  
特殊な取引(12)  
第26回 討論(26)  
特殊な取引(13)  
第27回 討論(27)  
特殊な取引(14)  
第28回 討論(28)  
特殊な取引(15)  
第29回 討論(29)  
特殊な取引(16)  
第30回 討論(30)  
特殊な取引(17)

-----  
2022年度 前期～後期  
4単位  
演習  
笹川 明道  
-----

< 授業の方法 >

演習

< 授業の目的 >

この科目は、法学部ディプロマ・ポリシーのうち、「1. 知識・理解」および「2. 汎用的技能」に対応しており、法的素養を身につけることおよび法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができるようになることを目的としています。

民法（特に総則・物権）の基本的な論点にかかわる判例を検討します。各回のゼミでは、初めに1個の論点について基礎的な知識を確認した後、当該論点にかかわる判例を取り上げ、事件の事実関係を踏まえて判決文を検討します。これを積み重ねることにより、民法総則・物権法の基礎知識を修得するとともに、法的な思考方法を身につけることをめざします。

< 到達目標 >

- (1) 民法総則・物権法の基礎的な知識を修得し、それについて説明することができる。
- (2) 民法に関する基本的な事例問題について、法的な思考に基づいて、自らの見解を述べることができる。

< 授業の進め方 >

ゼミで検討する判例は、『民法判例百選』の中から担当教員が適宜選びます（判例の選択にあたっては、各種の資格試験での頻出論点をできるだけカバーするようにします）。なお、最初の数回のゼミはオリエンテーションに充てて、法律文献（判例・論文等）の検索方法や、判例の読み方、レジュメの作り方などについて担当教員が解説を行う予定です。

< 履修するにあたって >

報告者の人は事前に十分な準備をおこなって充実した報

告になるよう努めてください。また、報告者以外の人も予習をしっかりと行って積極的に議論に参加してください。

< 授業時間外に必要な学修 >

この科目では、予習・復習等のために1回の講義あたり4時間の講義時間以外での学修が必要です。予習・復習の割合および学修方法については、必要に応じて指示します。

< 提出課題など >

ゼミ報告にあたっては、報告1週間前までに報告原稿の素案を提出してもらいます。そして、それに基づいて教員と事前の打ち合わせをおこない、教員は必要に応じて内容の追加、変更などの指示を出します。報告者は、その指示を踏まえて、ゼミの2日前までに完成原稿を準備することになります。

< 成績評価方法・基準 >

ゼミでの発表（25%）および毎回のグループ討論（75%）を基に評価します。

< テキスト >

潮見佳男ほか編『民法判例百選 総則・物権 [第8版]』（有斐閣、2018年）¥2,200+税

< 授業計画 >

第1回～第3回 オリエンテーション

このゼミのすすめ方、レジュメの作成方法、図書館見学、判例の調べ方と読み方

第4回～第12回 民法総則に関する基本判例 1

法律行為の無効・取消しに関する判例を検討する（公序良俗違反、錯誤、詐欺、意思無能力の事例など）。

第13回～第20回 民法総則に関する基本判例 2

上記以外の民法総則に関する判例を検討する。

第21回～第25回 物権法に関する基本判例 1

不動産物権変動（民法176条、177条）に関する判例を検討する。

第26回～第30回 物権法に関する基本判例 2

上記以外の物権法に関する判例を検討する。

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習

佐々木 光明  
-----

< 授業の方法 >

演習

< 授業の目的 >

テーマ:「現代刑事法の問題は、いかにして立ち現れるかを知る」

目的 現代刑事法の諸課題を把握し、さらに未来の展望を組み立てられるようにするために基礎力を養成する。

これは、法的素養を身につけるとともに社会的課題を

発見し、解決への指針を示す力をつけていくことにつながる。

<到達目標>

現代刑事法の基礎的な知識を習得し、様々な社会的現象に関する討議を通じて、何が問題かを考えることができる。

<授業の進め方>

学内外を通じたフィールドワーク、文献探索、報告、討議による。

<履修するにあたって>

自らの問題意識を見つめ直し、主体的に関わることがゼミ活動の成否だということを再確認すること。

<授業時間外に必要な学修>

基本的に国内外の社会的な動向や歴史、文化等への関心を持つことが、演習活動の理解促進に繋がります。テーマに関連する資料に目を通し、疑問点等は百科事典や法律用語辞典等を活用することをお勧めします。関心を向ける時間、気づきの時間を大切にしてみましょう。

<提出課題など>

ゼミでの自らの課題に関する調査、報告準備等

<成績評価方法・基準>

前期 レポート課題の提出、コメントにより評価。

後期 ゼミ活動の主体である「課題の調査、整理、分析、報告、討議」について按分し評価する。

<テキスト>

開講後に決定

<参考図書>

内田・佐々木編著『市民と刑事法』日本評論社

<授業計画>

第1回 ゼミの意味を考える

学びと集団性への問い

第2回～第5回 学びの主体とゼミ共同体

互いを知ることとゼミ活動への関心の涵養、刑事法の基礎（学習の意味を考える）

第6回～第15回 学びの方法の修得・発展と自己発見  
調査・資料探索方法の確認、ゼミ上級生の刑事法および少年司法レクチャー受講と評価、刑事司法の現状と課題の調査・討議

第16回～第30回 共同学習と自己研鑽

自己のテーマに関する調査検討と共同学習の方法論の修得、報告集作成

社会的公表の実施に関する検討（自問）

シンポ開催・運営のための準備過程を通じた、手順や段取りの習得

第31回 ゼミ企画市民公開シンポジウム（？）

報告とパネルディスカッション

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習

佐藤 一進  
-----

<授業の方法>

対面形式での授業を予定している。文献講読を進め、一定の学習範囲についてのプレゼンテーションを各自が分擔する。プレゼンテーションにあたってはレジュメの作成と配布を求める。

特別警報（すべての特別警報）または暴風警報発令の場合（大雨、洪水警報等は対象外の本科目の取扱いについて）授業を実施します。ただし、避難指示、避難勧告が発令されている場合はご自身の安全を最優先にし、自治体の指示に従って行動してください。

<授業の目的>

本科目は、法学部のDPに示す、法的素養の修得と公的事柄への責任意識、そして公平性と客観性を備えた政治的な思考力、判断力および行動力の涵養を目指しています。

古来、「Ars longa, vita brevis」（学芸は長く、生は短い）とも、「少年易老學難成」（少年老いやすく、学成りがたし）とも言われます。まして現代人は多忙で、情報も過多です。とすれば、学生時代に学び、考える対象は、「本質的なこと」に絞らねばならないでしょうか。

こうした観点から、本演習では、人間と世界の本質の一つとして「政治（politics）」という営為と現象を位置づけ、政治についての思考のエッセンスが凝縮された古典を読み、考え、議論します。テキストの候補としては、プラトン『国家』、アリストテレス『政治学』、マキアヴェッリ『君主論』、デカルト『方法序説』、ルソー『人間不平等起源論』、スミス『国富論』、マルクス『資本論』、ニーチェ『道徳の系譜』など、西欧思想史上の古典作品を予定していますが、オルテガ『大衆の反逆』、ケインズ『説得論集』、アレント『人間の条件』、バーリン『自由論』、フーコー『監獄の誕生』など、20世紀の名著も候補に含めます。

また、福澤諭吉、中江兆民、内村鑑三、新渡戸稲造らの明治日本の知識人、さらには夏目漱石、宮沢賢治、小林秀雄、坂口安吾らの近代日本文学者の著作なども考えられます。

人間的な営みとしての「政治」について、哲学・思想のみならず、文学や芸術の領域にも現れた作品を手がかりに考え、話し、書くことを重視した演習を目的とします。

#### <到達目標>

(1) 政治思想史の基礎知識(人名・語彙・概念・歴史)を駆使しての思考ができるようになる。

(2) 西欧という他者の思想、そして過去から現在にいたる政治思想の歴史を学ぶことで、現代日本に生きると同時に、グローバル世界にも生きる私たちを的確に認識できるようになり、「いま」を思考するための土台を構築する。というのも、「いま、ここ」を捉える最良の手段のひとつが、「いま」を超えた過去、そして「ここ」を超えた他者を知ることだからである。

(3) 過去の思想家の文献(テキスト)を読み、想像し、理解することで、自分自身を客観的に捉える視座を獲得できる。なぜなら、文献のなかに展開される思想世界(コンテクスト)は、「いま、ここ」にいる自分を括弧に入れて冷静に考察するのにまたとない環境だからである。

(4) 自分自身の思考を、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の反復において展開し、錬成し、掘り下げることができる。

#### <授業のキーワード>

民主主義、資本主義、グローバリゼーション、自由と自律、理論と実践、国家と個人

#### <授業の進め方>

まず、政治思想史への関心を喚起するべく、今日の民主主義、資本主義、グローバリゼーション、さらには20世紀の歴史に関する映像資料を視聴します。

そのなかで取り上げられる政治思想史上の古典について、各自の関心から一冊を選択してもらい、それらを全員で共有しながら読み進めるのか、各自が別々の作品を読み進めながら、ゼミにおいて報告発表するののかについて、受講者と協議のうえで決定します。

報告原稿の添削やレジュメ作成の指導とサポートは必要に応じて実施しますので、個人発表や文章作成に慣れない学生も、不安は払拭し、気概と情熱をもって取り組んでください。

なお、受講者の理解度や反応に即しながら、下記の予定が変更される場合があります。

#### <履修するにあたって>

本を読み、考え、話し、書くことへの熱意と主体性を持った学生の受講を歓迎します。

質問や相談等がある場合は、下記「遠隔授業情報」の項目に示したアドレスまでメールにて連絡してください。

オフィス・アワーを利用しての面談を希望する場合も同

様です。

なお、成績のついての問い合わせについて、メールでは一切の対応をしかねます。教務窓口を通して、しかるべき時期に問い合わせてください。

#### <授業時間外に必要な学修>

協議のうえで選択したテキストを徹底的に読み込むことが必要となります(テキストの読み込みには、おおむね1週間あたり180分を要します)。そのうえで、各自の関心に応じた切り口から、そのテキストについての報告発表の準備を進めてもらいます。

#### <提出課題など>

受講者数に応じて頻度を決定しますが、定期的な報告発表を求めます。また、各自の報告発表に基づいたレポート(小論文)の提出を前期末と後期末に求めます。提出物については、ポータル・サイトを通じてフィードバックします。

#### <成績評価方法・基準>

授業内での報告分担(30%)、ゼミでの取り組みへの参加度(30%)、期末提出のレポート(40%)の合計で評価します。

#### <テキスト>

時間をかけて協議のうえ、選択・決定します。

#### <参考図書>

本演習の内容に関連の強い概説書としては以下を参照のこと。それ以外の古典や二次文献については演習内で紹介します。

宇野重規『西洋政治思想史』有斐閣アルマ、2013年  
熊野純彦『西洋哲学史：古代から中世へ』岩波新書、2006年

熊野純彦『西洋哲学史：近代から現代へ』岩波新書、2006年

小田部胤久『西洋美学史』東京大学出版会、2009年  
トニー・ジャット『20世紀を考える』河野真太郎訳、みすず書房、2015年

佐伯啓思『近代の虚妄：現代文明論序説』東洋経済新報社、2020年

#### <授業計画>

##### 1 導入

本演習のガイダンスと文献選定

##### 2 今日の民主主義について

民主主義、脱グローバリゼーション、テロリズム、移民排斥、主権国家

##### 3 今日の資本主義について

グローバル資本主義、格差社会、テクノロジー、欲望、労働、経済成長

##### 4 文献購読

文献購読とディスカッション

##### 5 文献購読

個人報告、および文献購読、ディスカッション  
6 文献購読  
個人報告、および文献購読、ディスカッション  
7 文献購読  
個人報告、および文献購読、ディスカッション  
8 文献購読  
個人報告、および文献購読、ディスカッション  
9 文献購読  
個人報告、および文献購読、ディスカッション  
10 文献購読  
個人報告、および文献購読、ディスカッション  
11 文献購読  
個人報告、および文献購読、ディスカッション  
12 文献購読  
個人報告、および文献購読、ディスカッション  
13 文献購読  
個人報告、および文献購読、ディスカッション  
14 文献購読  
個人報告、および文献購読、ディスカッション  
15 前期の総括と後期の文献選定  
個人報告、および前期を振り返っての総括とディスカッション  
16 文献購読  
個人報告、および文献購読、ディスカッション  
17 文献購読  
個人報告、および文献購読、ディスカッション  
18 文献購読  
個人報告、および文献購読、ディスカッション  
19 文献購読  
個人報告、および文献購読、ディスカッション  
20 文献購読  
個人報告、および文献購読、ディスカッション  
21 文献購読  
個人報告、および文献購読、ディスカッション  
22 文献購読  
個人報告、および文献購読、ディスカッション  
23 文献購読  
個人報告、および文献購読、ディスカッション  
24 文献購読  
個人報告、および文献購読、ディスカッション  
25 文献購読  
個人報告、および文献購読、ディスカッション  
26 文献購読  
個人報告、および文献購読、ディスカッション  
27 文献購読  
個人報告、および文献購読、ディスカッション  
28 文献購読  
個人報告、および文献購読、ディスカッション  
29 文献購読  
個人報告、および文献購読、ディスカッション

30 年間を通じての総括  
個人報告、および年間を振り返ってのディスカッション  
-----  
2022年度 前期～後期  
4単位  
演習  
佐藤 雅美  
-----  
<授業の方法>  
対面形式  
<授業の目的>  
「事例研究と討論で学ぶ刑法の重要問題」をテーマとし、グループワーク、法廷教室を活用したロールプレイング、刑法討論会方式など、多様なパターンの教育プログラムを通じて、「刑法の徹底研究」という共通テーマを追求する。このような作業を通して、刑法学における法的思考力、法的問題解決能力、コミュニケーション能力などを獲得することを目的とする。  
<到達目標>  
1 刑法学に関する知識を基にしてグループ・ディスカッションを行い、他者の意見を聞きつつ自己の見解を述べることができる。  
2 グループ発表に向けて、自己の役割を見つけ、グループ活動に貢献することができる。  
3 刑法学に関して、教科書レベルを超えた知識の交換や意見の開示ができる。  
<授業のキーワード>  
ゼミ 刑法総論 刑法各論 法廷教室 ロールプレイ  
<授業の進め方>  
オンライン授業によるグループワークを中心とする。  
<授業時間外に必要な学修>  
各個人レベルではグループワークに必要な予習、資料の収集などを行う。  
グループ単位で発表に必要な作業を行う。  
<提出課題など>  
適宜テーマを与えて個人レポートを作成する。  
<成績評価方法・基準>  
グループ研究発表への貢献度 50%  
グループ研究発表の完成度 50%、を基準に評価する。  
<テキスト>  
オリジナルの資料を配布する。  
<参考図書>  
井田良ほか『ケーススタディ刑法（第2版）』（日本評論社）西田典之ほか編『刑法の争点（第4版）』（有斐閣）  
<授業計画>  
第1回 オリエンテーション  
スケジュール確認と自己紹介  
第2回～第10回 刑法総論の基礎研究  
グループワーク

第12回～14回 事例解決型討論

法廷教室を使ったロールプレイング

グループワークと法廷教室における実践4クール

第15回 前期の成果の確認と反省

各グループおよび全員で成功した点と反省点についてディスカッションし、次年度（下級生）に向けてアドバイスを作成する。

第16回～第29回 事例解決型討論

刑法討論会方式

グループワークと予選会、決勝大会

第30回 年間の成果の確認と反省

個々の受講者の成果と反省点を確認しあうとともに、ゼミ全体としての成果と反省点を確認する。

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習

田中 裕明

-----  
< 授業の方法 >

判例百選の事例について、順次グループごとに解説をするという形で、適宜質問をしながら進めていく。

問い合わせは、下記メールまで。

警報発令時の対応について、通常の講義の場合と同様、休講とする。

交通機関の運行中止の場合については、休講しない。

< 授業の目的 >

演習 では、会社法の諸問題について判例を中心に学習する。演習を通じて法学部の掲げるDPの「法的素養を身につけ」、「社会における各種の問題についての要点を把握する」ことを目指す。

< 到達目標 >

演習を通じて法理論を修得し、実社会における法的問題に向けての基礎的解決能力を獲得することができる。

< 授業の進め方 >

報告者の報告を軸に質疑応答形式で進める。

< 履修するにあたって >

演習では皆が当事者であるので、報告者だけでなく演習参加者全員が質疑応答できるようになってほしい。

適宜、理解度確認のための小テストを行う。

< 授業時間外に必要な学修 >

予め「判例百選」の「事実の概要」を中心に1時間程度内容把握しておき、演習後1時間半から2時間程度復習すること。

< 提出課題など >

適宜、演習内容の理解度確認のための小テストを行う。

< 成績評価方法・基準 >

出席を当然として、無駄のない報告や、また、建設的な質問や意見にも高評価を付与する。

ゼミ中の発言を重視する。

上記の小テストの結果も加味する。

< テキスト >

岩原紳作・神作裕之・藤田友敬編『会社法判例百選』有斐閣

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス

演習の進め方を説明し、百選の事案の割当てを決める。

第2回 「会社総則」の事案報告（2回～4回）

報告者による事案の説明、論点の解説（以下、同じ）

第5回 「会社設立」の事案報告（5回～7回）

同上

第8回 「株式」の事案報告（8回～15回）

同上

第16回 「株主総会」の事案報告（16回～25回）

同上

第26回 「取締役・取締役会」の事案報告（26回～30回）

同上

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習

田中 康博

-----  
< 授業の方法 >

対面授業(演習)

< 授業の目的 >

この科目は、法学部ディプロマ・ポリシーのうち、「1. 知識・理解」（「法の理念および現実の社会における法の運用を踏まえて、法および政治について体系的に学修し、法化社会・国際化社会に対応した法的素養を身につけている。」）を達成していることを前提にして、「2. 汎用的技能」「3. 志向性」に対応し、社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができ、「公平性と客観性を重視した判断および行動ができる。」ようになることを目的とする。

民法解釈適用上の重要な問題としてこれまで盛んに議論されてきたテーマの中からいくつかの判決を取り上げ、ゼミ生相互の討論を通じてその判決に関する問題点を様々な角度から深く掘り下げて検討・考察することにより（「汎用的技能」）、法学部生として不可欠な、さまざまな角度からものごとを見る目を十全なものとするとともに、民法についての体系的理解を深める（「公平性と客

観性を重視した判断および行動ができる。」)。

#### <到達目標>

##### 【到達目標】

1. 民法上の専門用語・概念を的確に使える(「1. 知識・理解」)。
2. 対象判決検討の前提として判決で問題となった民法上の諸制度・諸規定について、なぜそのような制度・規定が設けられたのか、その趣旨を理解する(「1. 知識・理解」)。
3. 判決の内容の本質を的確につかむとともにそれを法的に解析できる(「2. 汎用的技能」)。
4. 法的判断に必要な判例をはじめとする文献を収集し正確に読み取ることができる(「2. 汎用的技能」)。
5. 自らの意見を法的に構成しなおして説得的に主張することができる(「2. 汎用的技能」「3. 志向性」)。
6. 相手の主張を的確につかんだ上で反論することができる(「2. 汎用的技能」「3. 志向性」)。

#### <授業の進め方>

1. 一つのテーマについて検討判決1本を3回かけて一審から丁寧に読んでいく(所謂「レポーターによる報告とはしない」。その際、理解の手助けとなる設問を配布する)。
2. 基本となる判決については教員で準備して、当該テーマの開始前週のゼミで配布する(但し、【講義番号1】については1回目のゼミで配布する)。
3. ゼミは、受講者が予めの指示に従い予習して臨んでいることを前提に、質疑応答方式により行う(基本的には、教員の質問に対して指定された受講生がこれに答えるとの方式であるが、受講生同士の質問も勿論許される(むしろ大いに奨められる))。但し、第1回～第3回民事裁判のしくみ)はレクチャーを中心として適宜予習の確認(場合によっては復習)のための質問を行う)。
4. 教員・他の受講生の質問に対する応答、受講生による他の受講生に対する質問が評価基準に所謂「講義への貢献(教室での発言など)」であり、毎回一定の点数をつけ、100点満点で20点分を割り当てる。なお、応答を要求された場合は沈黙は認められない。
5. ゼミ終了後は理解の程度を、設問により確認しつつ十分に復習しなければならない
6. 受講者の座席はこれを指定する。
7. 言うまでもないが講義を妨害する行為は一切これを認めない(場合によっては退室を命ずる)。

#### <履修するにあたって>

##### 【履修するにあたって】

- ・無断欠席は認めない。無断欠席については1回について最終評価から10点減点する。
- ・20分を超える遅刻は欠席と看做す。また遅刻については、当該回の終了後直ちにその理由を申告すること。申告しない場合には20分以内の遅刻については無申告1回

について最終成績から5点を、20分を超える遅刻については無申告1回について最終成績から10点を減点する。

#### <授業時間外に必要な学修>

##### 【時間外の学修】

この科目では、予習・復習等のために1回の講義あたり4時間の講義時間以外での学修が必要となる。学修方法の概要は以下のとおりであり、予習が中心となる。

1. 第2回第3回については第1回に配布する資料の指示に従い予習し、自分がわからないことを明らかにする。
2. 第4回以降は、それぞれの主題ごとの主たる検討判決について、「チェックシート」に従い、一審・控訴審・上告審の各判決について検討する。
3. 各講義終了後は、各自の疑問点等が解消できたか復習することによってこれを確認する。

#### <成績評価方法・基準>

##### 【評価要素と配分】

・次の から までの方法により、目標の到達度をはかる。

ゼミへの貢献(ゼミでの発言等) 20点

前期レポート 40点

後期レポート 40点

(レポートについては各々別途指示する。レポートについては、採点終了後添削の上返却し、講評する。)

3分の2以上の出席者で且つ の合計が60点以上を合格とする。

#### <テキスト>

水野健・古積健三郎・石田剛著 <判旨>から読み解く民法 2017年有斐閣

#### <参考図書>

参考書

・民法と社会・民法 で使用した教科書

・民法 ・民法 で使用する教科書

：以下は、講義で使用するわけではない。しかし、各自で学修することが望ましい：

・横田明美・カフェパウゼで法学を 対話で見つける<学び方>(2018年、弘文堂)

・井田良・佐渡島沙織・山野目章夫・法を学ぶ人のための文章作法(2016年、有斐閣)

・野矢茂樹・まったくゼロからの論理学(2020年、岩波書店)

#### <授業計画>

第1回～第3回 ガイダンス・民事裁判のしくみ・判例の意義と読み方

第1回 ガイダンス・民事裁判のしくみ

・演習の主題について

・演習の射程

・民事裁判のしくみ

演習の主題・射程についてはシラバスに従い詳説する。  
民事裁判のしくみについては配布資料に基づき民事裁判の基本構造を理解する。

## 第2・3回

### ・判例の意義と読み方

教科書第6講で採り上げられている、次の判決により、教科書の解説を参考にしつつ民法の判例の意味とその読み方について、判例の意義を理解し、判例の読み方を修得する。

《最判最判1994年2月8日民集48巻2号373頁》

第04回～第06回 教科書第1講：民法94条2項及び110条の類推適用

検討判決《最判2006年2月23日民集60巻2号546頁》

判例集に紹介された一審・控訴審・上告審についてそれぞれ「チェックシート」に従い確認し、質疑応答を通じて受講生が説明する。最後に教科書での「評釈」について検討する。凡そ、第04回は一審・控訴審、第05回は上告審、第06回は教科書での「評釈」の検討に割り当てる。

第07回～第09回 教科書第2講：詐欺による取消と第三者

検討判決《最判1974年9月26日民集28巻6号1213頁》

判例集に紹介された一審・控訴審・上告審についてそれぞれ「チェックシート」(1回目に配布し説明する)に従い確認し、質疑応答を通じて受講生が説明する。最後に教科書での「評釈」について検討する。凡そ、第07回は一審・控訴審、第08回は上告審、第09回は教科書での「評釈」の検討に割り当てる。

第10回～12回 教科書第7講：背信的悪意者からの転得者

検討判決《最判1992年12月10日民集46巻9号2727頁》

判例集に紹介された一審・控訴審・上告審についてそれぞれ「チェックシート」に従い確認し、質疑応答を通じて受講生が説明する。最後に教科書での「評釈」について検討する。凡そ、第10回は一審・控訴審、第11回は上告審、第12回は教科書での「評釈」の検討に割り当てる。

第13回～第15回 教科書第8講：即時取得に必要な占有の態様

検討判決：《最判1960年2月11日民集14巻2号168頁》

判例集に紹介された一審・控訴審・上告審についてそれぞれ「チェックシート」に従い確認し、質疑応答を通じて受講生が説明する。最後に教科書での「評釈」について検討する。凡そ、第13回は一審・控訴審、第14回は上告審、第15回は教科書での「評釈」の検討に割り当てる。

【前期課題】 ここまでに検討した判決に関する課題である。

第16回～第18回 教科書第20講：不動産売買における売

主が土壤汚染の原因者であるときの買主に対する責任  
検討判決《最判2010年6月1日民集64巻4号953頁》

判例集に紹介された一審・控訴審・上告審についてそれぞれ「チェックシート」に従い確認し、質疑応答を通じて受講生が説明する。最後に教科書での「評釈」について検討する。凡そ、第16回は一審・控訴審、第17回は上告審、第18回は教科書での「評釈」の検討に割り当てる。

第19回～第21回 教科書第21講：他人名義の登記と借地権の対抗力

検討判決：《最判1966年4月27日民集20巻4号870頁》

判例集に紹介された一審・控訴審・上告審についてそれぞれ「チェックシート」に従い確認し、質疑応答を通じて受講生が説明する。最後に教科書での「評釈」について検討する。凡そ、第19回は一審・控訴審、第20回は上告審、第21回は教科書での「評釈」の検討に割り当てる。

第22回～24回 教科書第22講：賃貸不動産の譲渡と敷金契約関係の帰趨

検討判決《最判1973年2月2日民集27巻1号80頁》

判例集に紹介された一審・控訴審・上告審についてそれぞれ「チェックシート」に従い確認し、質疑応答を通じて受講生が説明する。最後に教科書での「評釈」について検討する。凡そ、第22回は一審・控訴審、第23回は上告審、第24回は教科書での「評釈」の検討に割り当てる。

第25回～27回 教科書第24講：建物建築工事請負契約が中途解除され場合の出来形部分の所有権の帰属

検討判決《最判1993年10月19日民集47巻8号5061頁》

判例集に紹介された一審・控訴審・上告審についてそれぞれ「チェックシート」に従い確認し、質疑応答を通じて受講生が説明する。最後に教科書での「評釈」について検討する。凡そ、第25回は一審・控訴審、第26回は上告審、第27回は教科書での「評釈」の検討に割り当てる。

第28回～第30回 教科書第29講：サッカーボール訴訟

検討判決《最判2015年4月9日民集69巻3号455頁》

判例集に紹介された一審・控訴審・上告審についてそれぞれ「チェックシート」に従い確認し、質疑応答を通じて受講生が説明する。最後に教科書での「評釈」について検討する。凡そ、第25回は一審・控訴審、第26回は上告審、第27回は教科書での「評釈」の検討に割り当てる。

【後期課題】 後期に検討した判決に関する課題である。

・第30回終了後に2022年度演習〔教科書は2021年度同じである：主に、債権総論・担保物権法に関する判決を検討する〕の検討判決を配布する。

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習

塚田 哲之  
-----

< 授業の方法 >

演習（対面授業）

ただし、全学の方針に基づき、対面授業および遠隔授業の併用、またはすべて遠隔授業となる可能性がある（遠隔授業については、リアルタイム方式・Zoom利用で実施する予定）。

< 授業の目的 >

この科目は、法学部のDPに示す、「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すこと」および「地域社会から国際社会に至る国内外の公共的事柄に関心と責任感を持ち、公平性と客観性を重視した判断および行動ができる」ことを目標として、演習形式で実施される。

具体的には、憲法学における基礎的テーマを扱いつつ、現代日本社会における憲法問題を中心とする社会問題を取り上げ、検討する。なお、前期については、並行して受講中の「憲法IB（人権各論）」の内容を重点的に扱う予定である。

< 到達目標 >

(1)憲法学の基礎的知識（履修済みの科目で扱われた程度の水準を想定する）を確実に修得し、的確に説明できる。

(2)現代日本社会におけるさまざまな問題について憲法の観点から問題・論点を指摘し、法学部生に期待される程度の水準の検討を行うことができる。

< 授業のキーワード >

憲法、現代日本の社会問題

< 授業の進め方 >

・毎回1テーマを設定し、あらかじめ指定された担当者が報告し、それを受けて教員を含む参加者全員で討論する方式を基本とする。

・課題文献の講読、映像資料の視聴も適宜取り入れる可能性がある。

< 履修するにあたって >

現実の社会で生じる法的問題、社会問題に強い関心を持ち、自ら調べ、考える姿勢を持つこと。欠席・遅刻は原則として認めない。

< 授業時間外に必要な学修 >

毎回のテーマにつき、報告者には十分な準備が求められることは当然である。報告者以外の参加者も、テキストや課題文献等を読み込むなど、十分な予習が求められる（目安として各回2時間程度）。また、各回で扱った内容につき、課題文献の再読、議論のまとめなどの復習も

求められる（目安として、各回2時間程度）。その他、課題提出を課した場合は、その作成のための学修が必要となる。

< 提出課題など >

適宜指示する。報告、提出物の内容については、各回にコメントする。

< 成績評価方法・基準 >

毎回出席することを前提として、報告・提出物の内容（50%）、議論への参加状況・発言内容（50%）に基づき評価する。

< テキスト >

参加者と相談の上、決定する。なお、文献・資料の配付にMoodle, dotCampusなどのLMSを利用することがある。

< 参考図書 >

必要に応じて指定する。

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス・打ち合わせ

進行方法・テーマについての相談

第2回 報告と討論（1）

報告者からの報告とそれをもとにした討論（1）

第3回 報告と討論（2）

報告者からの報告とそれをもとにした討論（2）

第4回 報告と討論（3）

報告者からの報告とそれをもとにした討論（3）

第5回 報告と討論（4）

報告者からの報告とそれをもとにした討論（4）

第6回 報告と討論（5）

報告者からの報告とそれをもとにした討論（5）

第7回 報告と討論（6）

報告者からの報告とそれをもとにした討論（6）

第8回 報告と討論（7）

報告者からの報告とそれをもとにした討論（7）

第9回 報告と討論（8）

報告者からの報告とそれをもとにした討論（8）

第10回 報告と討論（9）

報告者からの報告とそれをもとにした討論（9）

第11回 報告と討論（10）

報告者からの報告とそれをもとにした討論（10）

第12回 報告と討論（11）

報告者からの報告とそれをもとにした討論（11）

第13回 報告と討論（12）

報告者からの報告とそれをもとにした討論（12）

第14回 報告と討論（13）

報告者からの報告とそれをもとにした討論（13）

第15回 前期のまとめ

前期の到達点と後期に向けた課題の確認

第16回 後期の打ち合わせ

後期のテーマ、運営方法等について検討

第17回 報告と討論（14）

報告者からの報告とそれをもとにした討論（14）



第18回 報告と討論(15)  
報告者からの報告とそれをもとにした討論(15)  
第19回 報告と討論(16)  
報告者からの報告とそれをもとにした討論(16)  
第20回 報告と討論(17)  
報告者からの報告とそれをもとにした討論(17)  
第21回 報告と討論(18)  
報告者からの報告とそれをもとにした討論(18)  
第22回 報告と討論(19)  
報告者からの報告とそれをもとにした討論(19)  
第23回 報告と討論(20)  
報告者からの報告とそれをもとにした討論(20)  
第24回 報告と討論(21)  
報告者からの報告とそれをもとにした討論(21)  
第25回 報告と討論(22)  
報告者からの報告とそれをもとにした討論(22)  
第26回 報告と討論(23)  
報告者からの報告とそれをもとにした討論(23)  
第27回 報告と討論(24)  
報告者からの報告とそれをもとにした討論(24)  
第28回 報告と討論(25)  
報告者からの報告とそれをもとにした討論(25)  
第29回 報告と討論(26)  
報告者からの報告とそれをもとにした討論(26)  
第30回 1年間の総括  
1年間の到達点と今後各自で取り組むべき課題の確認

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習

濱谷 直子

-----  
< 授業の方法 >

この授業は演習であり、履修者が報告および討論を行い、担当教員が解説および質疑応答を行う。

< 授業の目的 >

この授業は、法学部のディプロマ・ポリシーに示す、法的素養を身につけること、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことを目指す。

租税法の研究を行い、「租税法に関する基礎的な知識を身に付け、資料を作成し発表したり討論を行ったりする能力を培うこと」を目的とする。

< 到達目標 >

租税法に関する知識を身に付け、資料を収集・作成し発表や討論を行う能力等を培うことを通じ、問題解決能力を自分のものとする。

< 授業のキーワード >

租税法律主義 租税公平主義 自主財政主義 課税要件  
租税法と私法 節税 脱税 租税回避 担税力 タックスミックス 所得 財産 消費 申告納税制度 賦課

課税制度 滞納処分 不服審査

< 授業の進め方 >

演習であるこの授業の進め方は、履修者による報告および討論による。

テーマは、判例を用いての報告・討論、専門書の講読、各自の関心の高いテーマを選択しての報告・討論等の中から、話し合いのうえ選択する。

報告者は事前にレジュメ作成等、報告の準備を行う必要があるほか、報告者以外の者も討論に備えて資料に目を通し疑問点を明らかにする等の準備を行う必要があることに注意すること。

なお、履修者の知識のレベル、授業の進捗状況および税制改正の状況により、シラバス記載の授業計画を適宜変更することがある。

< 履修するにあたって >

租税法とは、税に関する法律、すなわち「所得税」「法人税」「相続税」「消費税」等の税の計算方法や納付・徴収の方法を定める法律である。

ゼミは必修科目ではなく、また、ただ受け身でいるだけの講義とも異なり、受講者自らが進んで発表を行い、全員で討論する形で進めてゆく授業である。従って、自発性が求められる。具体的には、毎回授業に出席して発言することが求められるため、事前の準備には長い時間と大きな労力を要する。

また、租税法はきわめて専門性が高く、消費税を例にあげるともなく毎年改正が行われるほか、憲法・行政法・民法・会社法等の他の科目と深い関連がある、社会経済制度全般の上に立脚した複雑かつ技術的な法分野であるから、関連科目の基礎知識を欠く場合には学習に大きな困難が予想されるので注意すること。

租税法に関心がない者による単位取得のみを目的とした受講は、長続きせず単位取得自体も難しくなることに十分留意すること。

税を専門とする国家資格である税理士試験や税務署職員である国税専門官採用試験、国家公務員試験の受験などのはっきりとした進路を目的として持っている学生を歓迎する。

租税法は、上記の通り社会経済制度全般の上に立脚した複雑かつ技術的な法分野であるうえ、税額計算を行う際には会計学など、税制を考えるうえでは財政学や経済学など、法律学以外の分野とも強い関連がある。税の専門家として税理士という国家資格が存在する理由もそこにある。

これらの関連科目の基礎知識を欠く場合には学習に大きな困難が予想されるので注意すること。

履修者に対しては、租税法を学ぶ基礎となる関連科目を習得することにつとめる姿勢、および、新聞やニュースなどで日々税に関する事柄が報道されるので、関心を持ってそれらの情報を収集する姿勢を求める。

授業では、報告・討論を通じて、事実や自分の意見を他人に伝える能力であるプレゼンテーション能力、および、自分の意見を述べ他人の意見を聞き、相違点や利害の対立があれば討論によりそれを解消・解決する能力であるディベート能力を培う。

これらの能力は就職活動に必要とされることはもちろんのこと、社会人となった際にも基本的かつきわめて重要な能力として要求される素養である。

従って、履修者に対しては、学習の対象である租税法に関心を持つことはもちろんのこと、積極的かつ効果的に自分の意見を述べ、真摯かつ謙虚に他人の意見に耳を傾ける姿勢を求める。

授業中における私語や携帯電話の使用、頻繁な教室への出入りなど、他の履修者に迷惑をかける行為は厳禁とする。

違反者は即刻退席してもらい、注意を受けたにもかかわらず繰り返すようであればそれ以降の授業への出席を禁止する。

授業の準備・予習を怠る者、携帯電話やスマートフォンの使用・居眠り・内職を行う等受講態度が良くない者、積極的に発言を行わない者、その他自ら進んで授業に参加する意思がないと見受けられる者も同様である。

アルコールハラスメント等の増加の現状に鑑み、ゼミコンパ等の学習以外の活動は、一切行わない。

< 授業時間外に必要な学修 >

報告者は事前にレジュメ作成等、報告の準備を行う必要があるほか、報告者以外の者も討論に備えて事前に資料に目を通し問題点を明らかにする等の準備を行うことが必要となる。目安として、授業時間の2倍程度の時間をかけること。

具体的には、指定図書・参考書・資料等に目を通し、問題点を発見しその解決方法を思考することが必要となる。

< 提出課題など >

授業で学んだことが身に付いたかどうか判断するため、抜き打ちで複数回小テストを行うほか、授業で学んだことを補い、かつ、社会人として必要とされる文章能力を向上させるため、複数回レポートや小論文を課す。小テストに対しては、テスト終了後に模範回答を配布する。レポート・小論文に対してはコメントをフィードバックする。

< 成績評価方法・基準 >

受講態度（授業中の態度、報告および発言の内容ならびに討論に参加した度合い、教員による質疑応答にどのよ

うに答えたか）を90%、小テストの点数を5%、レポートおよび小論文の内容（調べたことをわかりやすくまとめ、それを踏まえていかに説得力をもって自説を展開できたか）を5%として成績評価を行う。

授業への出席はあくまでも成績評価の「前提」であって評価の対象ではない。全ての回の授業に出席したからといって単位を取得できるとは限らない。

出席回数の割合が授業回数の60%に満たない場合には、成績評価の「前提」を欠くため「評価なし」とする。

病気等やむを得ない理由による欠席、公共交通機関の遅延等やむを得ない理由による遅刻以外の欠席・遅刻を頻繁に繰り返す場合には、理由の如何を問わず単位を認定しない。

無断欠席者、私語等により他の受講者に迷惑をかける者、授業の準備・予習を怠る者、携帯電話やスマートフォンの使用・居眠り・内職などを行うなど受講態度が良くない者、積極的に発言を行わない者、その他自ら進んで授業に参加する意思がないと見受けられる者は、理由の如何を問わず、授業への出席を禁止し単位を認定しない。採点ミスを除き、一度行った成績評価はいかなる理由があろうとも変更しない。

< テキスト >

指定しない。

< 参考図書 >

金子宏『租税法（第24版）』（弘文堂・2021年）

金子ほか編『ケースブック租税法〔第5版〕』（弘文堂・2017年）

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス(1)全般について

自己紹介・受講の際の注意点など

第2回 ガイダンス(2)租税を知る

データ・統計により、租税の現状を知る

第3回 ガイダンス(3)復習

高校までで学んだ税に関する事項の確認・復習を行う

第4回 ガイダンス(4)演習の進め方について

演習における報告・質疑応答・討論の方法・レポートの書き方などについて学ぶ

第5回 ガイダンス(5)資料の集め方について

参考文献を紹介し、図書館の利用方法・資料収集の方法について学ぶ

第6回 ガイダンス(6)演習を体験する

担当教員がデモンストレーションとして報告を行い、全員で質疑応答・討論を実施してみる

第7回

ガイダンス(7)討論を体験する

(1)教員が与えたテーマに従い、全員で討論を行ってみる

(2) 判例を用いての報告・討論、専門書の講読、各自の関心の高いテーマを選択しての報告・討論等の中から、授業で取り上げるものを話し合いのうえ選択し、報告の担当者を決定する

第8回-第30回 報告討論の実施(1)-(23)

租税法をテーマとし、報告・質疑応答・討論を行う

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習

廣峰 正子  
-----

< 授業の方法 >

演習

< 授業の目的 >

この科目は、法学部ディプロマ・ポリシーのうち、「2. 汎用的技能」および「3. 志向性」に対応し、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すこと、公平性と客観性を重視した判断および行動ができるようになることを目的としています。

生きた法律学を実践するためにゼミは討論形式が基本です。ゼミ生は3つのグループに分けられ、それぞれが原告・被告・裁判官の役割をローテーションで担当していきます。

討論初期は、原告側・被告側にそれぞれの言い分が記述されたレジュメが交付されます。それに基づいて原告は被告に請求し、被告はその請求を棄却するよう求めます。裁判官側は、両者の言い分を聞きながら争点を整理し、両者に補充すべき点を指摘し議論が活発になるように進行役を務めます。最後に、裁判官は判決文を作成します。

< 到達目標 >

単に座学ではなく、学んだ法律知識を日常生活に応用できるように柔軟な考え方ができるようになること、及び、ゼミの準備などを通じて同じグループの仲間と交流を深め、コミュニケーション能力や協調性を養っていくことを目標とします。

< 授業の進め方 >

ディベートを中心に進めます。進行に応じて、各班にレジュメやレポートの作成を課します。

< 履修するにあたって >

ゼミは一人で勉強するのではなく、仲間と色々と文献を調べたり、協力してレジュメを作成したり、ときには議論して楽しみながら勉強できるのが醍醐味です。ですから、ゼミ旅行や討論会などゼミ行事には積極的に参加して下さい。

< 授業時間外に必要な学修 >

この科目では、講義外に4時間程度の学習時間が必要になります。各回のテーマについて、指示された内容を学習し、レジュメをまとめてきてください。参考文献等は

適時指示します。

< 提出課題など >

各学期末にレポート課題を課します。

その他、毎回授業の進行に応じて、各班ごとにレジュメを作成すること。

< 成績評価方法・基準 >

授業への参加態度（レジュメ作成、発言、出席など）（60%程度）、レポート、そのほかゼミ行事の参加など（40%程度）を評価項目として評価します。

< テキスト >

六法を必ず持参すること（出版社は問わない）。

< 授業計画 >

第1~5回 事例問題1（主として民法総則に関する事例問題）についてディベートする。

事例問題1につき、1班を原告、2班を被告、3班を裁判官として、裁判を想定したディベートを行う。原告・被告を担当する班は、毎回、各自の主張・争点をまとめたレジュメを用意してディベートに臨む。議論が尽くされれば、裁判官を担当する班は、事実認定・争点・理由をまとめた判決文を作成すること。

第6~10回 事例問題2（主として民法総則に関する問題）につきディベートする。

事例問題2につき、2班を原告、3班を被告、1班を裁判官として、裁判を想定したディベートを行う。原告・被告を担当する班は、毎回、各自の主張・争点をまとめたレジュメを用意してディベートに臨む。議論が尽くされれば、裁判官を担当する班は、事実認定・争点・理由をまとめた判決文を作成すること。

第11~15回 事例問題3（主として民法総則に関する事例問題）についてディベートする。

事例問題3につき、3班を原告、1班を被告、2班を裁判官として、裁判を想定したディベートを行う。原告・被告を担当する班は、毎回、各自の主張・争点をまとめたレジュメを用意してディベートに臨む。議論が尽くされれば、裁判官を担当する班は、事実認定・争点・理由をまとめた判決文を作成すること。

第16~20回 事例問題4（主として物権に関する事例問題）についてディベートする。

事例問題4につき、1班を原告、2班を被告、3班を裁判官として、裁判を想定したディベートを行う。原告・被告を担当する班は、毎回、各自の主張・争点をまとめたレジュメを用意してディベートに臨む。議論が尽くされれば、裁判官を担当する班は、事実認定・争点・理由をまとめた判決文を作成すること。

第21~25回 事例問題5（主として物権に関する事例問題）についてディベートする。

事例問題5につき、2班を原告、3班を被告、1班を裁判官として、裁判を想定したディベートを行う。原告・被告を担当する班は、毎回、各自の主張・争点をまとめたレジュメを用意してディベートに臨む。議論が尽くされれば、

ば、裁判官を担当する班は、事実認定・争点・理由をまとめた判決文を作成すること。

第26-30回 事例問題6（主として物権に関する事例問題）についてディベートする。

事例問題6につき、3班を原告、1班を被告、2班を裁判官として、裁判を想定したディベートを行う。原告・被告を担当する班は、毎回、各自の主張・争点をまとめたレジュメを用意してディベートに臨む。議論が尽くされれば、裁判官を担当する班は、事実認定・争点・理由をまとめた判決文を作成すること。

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習

福嶋 敏明

-----  
< 授業の方法 >

演習

< 授業の目的 >

この講義では、法学部のディプロマポリシー（DP）が掲げる「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる」ことを目的とします。「憲法学を学ぶ」をテーマとして、2年次前期のうち、「憲法と社会」（1年次前期）、「憲法IA（人権総論）」（1年次後期）、「憲法IB（人権各論）」（2年次前期）で学んだ知識をもとに、憲法学の基礎知識の確実な修得を目指します。その上で、2年次後期からは、日本国憲法をめぐる具体的な問題について参加者の報告をもとに議論を行うことを予定しています。その際の検討テーマや素材については、参加者と相談して決めたいと思います。

< 到達目標 >

日本国憲法をめぐる具体的な問題について関心を持ち、憲法学の基礎知識を踏まえた報告および議論を行うことができる。

< 授業のキーワード >

憲法、人権、統治機構、平和主義

< 授業の進め方 >

参加者による報告および議論を中心に進めます。

< 授業時間外に必要な学修 >

各回のテーマについて、報告者には十分な準備を行うことが求められます。報告者以外の参加者も議論に参加するために各回で扱うテキスト・文献の箇所を事前に熟読すること（2時間程度）が求められます。

< 提出課題など >

報告の際に報告レジュメの作成と配布を求めます。

< 成績評価方法・基準 >

報告・提出課題の内容60%、議論への参加状況40%の割合で評価します。

< テキスト >

参加者と相談して決めます。

< 参考図書 >

ゼミ中に指示します。

< 授業計画 >

第1回 前期ガイダンス

前期の授業の進め方などを検討

第2回 前期報告準備（1）

グループ分けなど

第3回 前期報告準備（2）

グループワークなど

第4回 前期報告準備（3）

グループワークなど

第5回 前期報告および議論（1）

報告者による報告と参加者全員による議論

第6回 前期報告および議論（2）

報告者による報告と参加者全員による議論

第7回 前期報告および議論（3）

報告者による報告と参加者全員による議論

第8回 前期報告および議論（4）

報告者による報告と参加者全員による議論

第9回 前期報告および議論（5）

報告者による報告と参加者全員による議論

第10回 前期報告および議論（6）

報告者による報告と参加者全員による議論

第11回 前期報告および議論（7）

報告者による報告と参加者全員による議論

第12回 前期報告および議論（8）

報告者による報告と参加者全員による議論

第13回 前期報告および議論（9）

報告者による報告と参加者全員による議論

第14回 前期報告および議論（10）

報告者による報告と参加者全員による議論

第15回 前期総括

前期に学んだことの総括

第16回 後期ガイダンス

後期の授業の進め方などを検討

第17回 後期報告準備（1）

グループ分けなど

第18回 後期報告準備（2）

グループワークなど

第19回 後期報告準備（3）

グループワークなど

第20回 後期報告および議論（1）

報告者による報告と参加者全員による議論

第21回 後期報告および議論（2）

報告者による報告と参加者全員による議論

第22回 後期報告および議論（3）

報告者による報告と参加者全員による議論

第23回 後期報告および議論（4）

報告者による報告と参加者全員による議論  
第24回 後期報告および議論(5)  
報告者による報告と参加者全員による議論  
第25回 後期報告および議論(6)  
報告者による報告と参加者全員による議論  
第26回 後期報告および議論(7)  
報告者による報告と参加者全員による議論  
第27回 後期報告および議論(8)  
報告者による報告と参加者全員による議論  
第28回 後期報告および議論(9)  
報告者による報告と参加者全員による議論  
第29回 後期報告および議論(10)  
報告者による報告と参加者全員による議論  
第30回 後期総括  
後期に学んだことの総括

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習

藤川 直樹

-----  
< 授業の方法 >

演習

< 授業の目的 >

法学の基礎概念は西洋世界を母胎として形成された異質な知的構造物である。それ故に、法と法学を深く理解するには、法的な制度・概念・理論がどのような文化的社会的背景において彫琢・変容したものであるかを正確に認識することが不可欠となる。本演習は、広く法と法学に関する比較法文化史的関心に基づいて研究し、研究調査や論文執筆、報告及び討論を通じて、法学に関する深い知見を獲得すると同時に、知的な思考回路を形成し、知の技法を会得することを目的とする(この科目は法学部DPに所謂「法の理念および現実の社会における法の運用を踏まえて、法および政治について体系的に学修し、法化社会・国際化社会に対応した法的素養を身につけること」、「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すこと」に対応する)。

2年次配当の本演習では共通の基本文献を丁寧に読み、共通のテーマに関する報告・批評・討論を通じて、関心のアンテナを広く深く伸ばし、基本的な知識生成の技法は無論、問題を深く追究する知的態度を身につけることを目指す。

< 到達目標 >

法制史・比較法・法理論に関わる文献・史料を正確に理解し、説明できる。

正確な言語と論理によってレポートを執筆することができる。

< 授業の進め方 >

前期ではテキスト・論文を題材にして一定の概観を得、後期ではそれを前提としつつ参加者の関心に応じて共通の主題について各自検討し、レポートに纏める。

< 履修するにあたって >

・本演習は所謂「研究と教育の一致」を基調とする古典的意味におけるゼミである。従って、報告準備は勿論、さまざまな問題に対する強い関心と意欲、およそ未知未踏の領域を開拓せんとする知的勇敢さ、そして自身の問題関心を言語化し他者と討議する積極性と主体性が要求される。

・ゼミの性質上、最低限の歴史的・文化的教養は必要であるので、少なくとも貪欲に知識を摂取する意欲があることが期待される。また、参加者には「日本法制史」・「西洋法制史」・「政治思想史」などの歴史系科目、外書講読系科目、特に「法律外書講読(ドイツ語)」の履修を強く推奨している。

< 授業時間外に必要な学修 >

各回で扱う文献を丁寧に読み、分からない事柄をできるだけ調べてくること(90分)。所定の主題について調査・研究し、レポートを作成すること(90分)。

< 提出課題など >

レジュメ・報告原稿などの提出を求められることがある。

< 成績評価方法・基準 >

毎回の出席を前提として、論文・レポート(60%)、報告(20%)、討論(20%)を目安に総合的に評価する。正当な理由のない無連絡の欠席が3回を超えた場合は単位を認定しない。予習・報告準備などの必要な準備を怠るなど、演習参加の前提を欠く場合はこれに準じて評価する。

< テキスト >

適宜指定する。

< 参考図書 >

適宜紹介する。

< 授業計画 >

第1回 導入  
演習の趣旨説明、参加者の自己紹介  
第2回 基礎文献講読  
テキストの会読  
第3回 基礎文献講読  
テキストの会読  
第4回 基礎文献講読  
テキストの会読  
第5回 基礎文献講読  
テキストの会読  
第6回 基礎文献講読  
テキストの会読  
第7回 基礎文献講読  
テキストの会読  
第8回 基礎文献講読  
テキストの会読

第9回 研究文献講読

基礎的研究論文の報告と検討

第10回 研究文献講読

基礎的研究論文の報告と検討

第11回 研究文献講読

基礎的研究論文の報告と検討

第12回 研究文献講読

基礎的研究論文の報告と検討

第13回 研究文献講読

基礎的研究論文の報告と検討

第14回 研究文献講読

基礎的研究論文の報告と検討

第15回 前期の総括

前期の学習の総括と後期の進行の確認

第16回 主題研究への導入

共通主題研究の導入

第17回 共通主題研究

指定する主題に関する研究・報告・検討

第18回 共通主題研究

指定する主題に関する研究・報告・検討

第19回 共通主題研究

指定する主題に関する研究・報告・検討

第20回 共通主題研究

指定する主題に関する研究・報告・検討

第21回 共通主題研究

指定する主題に関する研究・報告・検討

第22回 共通主題研究

指定する主題に関する研究・報告・検討

第23回 共通主題研究

指定する主題に関する研究・報告・検討

第24回 共通主題研究

指定する主題に関する研究・報告・検討

第25回 共通主題研究

指定する主題に関する研究・報告・検討

第26回 共通主題研究

指定する主題に関する研究・報告・検討

第27回 共通主題研究

指定する主題に関する研究・報告・検討

第28回 共通主題研究

指定する主題に関する研究・報告・検討

第29回 共通主題研究

指定する主題に関する研究・報告・検討

第30回 後期の総括

後期の学習の総括と次期の進行の確認

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習

山越 裕太  
-----

< 授業の方法 >

演習

< 授業の目的 >

この科目は、法学部のディプロマ・ポリシー(DP)に示されているような、国際政治に関する各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、説得力ある議論を展開できるようになること、国際政治の事柄に関心を持ち、公平性と客観性を重視した判断ができるようになることを目指す。

< 到達目標 >

1. 学生は国際政治の特徴や諸問題の要点を説明できる。(知識)
2. 学生は国際政治学の知識を踏まえ、現在直面している課題を分析できる。(知識)
3. 学生は国際政治の出来事に積極的に接し、意見を述べることができる。(態度・習慣)
4. 学生は自ら国際政治の情報を収集し、複眼的に問題を考察することができる。(技能)

< 授業のキーワード >

世界を読み解く国際政治学、国際政治の理論、歴史、地域、機能

< 授業の進め方 >

ゼミは担当者(グループ)の報告、及びその他ゼミ生の発言、質疑、討論を中心に展開する。

事前準備：報告担当者は、レジюме(文献の要約や論点など)を用意する。それ以外の学生は、文献を読み、疑問点などを整理し、メモを作成する。

ゼミ報告：担当者はレジюмеに従い、報告する(30-45分)。それ以外の学生は、報告を聞き、新たに生まれた疑問や確認したいことなどをメモする。

質疑応答+討論：レジюмеやメモに従い、全員で質疑や論点について議論する(45-60分)。

以上を繰り返すことで、文献読解力、プレゼン力、質問力を涵養する。

< 履修するにあたって >

世界の出来事や国際政治学に興味のある学生を歓迎する。前提とする知識や経験は特に求めないが、主体性と責任感を持って、学生間で協力して演習取り組むことが望まれる。

国際政治では時に考え方が鋭く対立する場面がある。その時に自分とは異なる考えを受容し、複眼的に国際政治を捉えることに挑戦していく。

下記授業計画は演習の展開や履修人数などにより変更する可能性がある。

< 授業時間外に必要な学修 >

事前準備学習として、報告担当者は、レジュメ(文献の要約や論点など)の作成や報告の準備をする(2時間?)。

事前準備学習として、それ以外の学生は、文献の精読や疑問点などを整理し、メモを作成する(1時間?)。

事後展開学習として、関連する文献の調査や演習の論点を整理する(1時間?)。

< 提出課題など >

レジュメ、報告、質疑、討論

< 成績評価方法・基準 >

毎回の報告、発言、質疑、討論への参加などを基に総合的(100%)に評価する。

課題未提出、無断欠席、遅刻等は成績評価に影響しうる。特別な場合を除き、授業の3分の1以上を欠席した場合は、単位を認定しない。

< テキスト >

演習開講後、相談の上、決定する。

例えば、国際政治に関する以下の文献などが想定される。

1. 入江昭『平和のグローバル化に向けて』(日本放送出版協会、2001年)
2. 下斗米伸夫『アジア冷戦史』(中公新書、2004年)
3. 河辺一郎『国連と日本』(岩波新書、1994年)
4. 砂田一郎『アメリカ大統領の権力』(中公新書、2004年)
5. 村井吉敬『エビと日本人』(岩波新書、1988年)

< 参考図書 >

適宜紹介する。報告を準備する上で参照できる辞典類として以下のものを挙げておく。

1. 『国際政治経済辞典 改訂版』(東京書籍、2003年)
2. 『国際政治事典 第2版』(弘文堂、2005年)
3. 田中明彦ほか編『新・国際政治経済の基礎知識 新版』(有斐閣、2010年)
4. 『平和と安全保障を考える事典』(法律文化社、2016年)

< 授業計画 >

第1回 イン트로ダクション(前半)

演習の概要説明(履修予定者は必ず出席すること)、自己紹介など

第2回 ワークショップ

資料の検索方法など図書館でのワークショップ

第3回 文献講読1

担当者報告、全員で質疑応答、討論 1

第4回 文献講読2

担当者報告、全員で質疑応答、討論 2

第5回 文献講読3

担当者報告、全員で質疑応答、討論 3

第6回 文献講読4

担当者報告、全員で質疑応答、討論 4

第7回 文献講読5

担当者報告、全員で質疑応答、討論 5

第8回 文献講読6

担当者報告、全員で質疑応答、討論 6

第9回 文献講読7

担当者報告、全員で質疑応答、討論 7

第10回 文献講読8

担当者報告、全員で質疑応答、討論 8

第11回 文献講読9

担当者報告、全員で質疑応答、討論 9

第12回 文献講読10

担当者報告、全員で質疑応答、討論 1 0

第13回 文献講読11

担当者報告、全員で質疑応答、討論 1 1

第14回 文献講読12

担当者報告、全員で質疑応答、討論 1 2

第15回 文献講読13

担当者報告、全員で質疑応答、討論 1 3

第16回 イン트로ダクション(後半)

前半の総括や後半のテーマや文献、担当者の決定

第17回 文献講読14

担当者報告、全員で質疑応答、討論 1 4

第18回 文献講読15

担当者報告、全員で質疑応答、討論 1 5

第19回 文献講読16

担当者報告、全員で質疑応答、討論 1 6

第20回 文献講読17

担当者報告、全員で質疑応答、討論 1 7

第21回 文献講読18

担当者報告、全員で質疑応答、討論 1 8

第22回 文献講読19

担当者報告、全員で質疑応答、討論 1 9

第23回 文献講読20

担当者報告、全員で質疑応答、討論 2 0

第24回 文献講読21

担当者報告、全員で質疑応答、討論 2 1

第25回 文献講読22

担当者報告、全員で質疑応答、討論 2 2

第26回 文献講読23

担当者報告、全員で質疑応答、討論 2 3

第27回 文献講読24

担当者報告、全員で質疑応答、討論 2 4

第28回 文献講読25

担当者報告、全員で質疑応答、討論 2 5

第29回 文献講読26

担当者報告、全員で質疑応答、討論 2 6

第30回 総括

演習Iの成果や今後課題を振り返り、意見交換

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習

渡辺 洋  
-----

< 授業の方法 >

シラバスで示した授業目的を踏まえつつ、本講では、原則として毎回下記テキストに沿って報告と討議を行いながら、憲法に関する具体的な争訟を解く解釈論理について考究する。

< 授業の目的 >

「国内外の公共的事柄に関心 [ ... ] を持ち」ながら基本的な「法的素養を身につけ」、ひいては「社会における各種の問題について、[ ... ] 法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる」ようになることが、法学部DPに則した目的となる。

< 到達目標 >

憲法に関する基本的な概念や用語を正しく把握する。  
憲法に関する基本的な判例や学説が展開する法理を跡づけ、結論の違いなどが生ずる理由を理解する。

基本的な概念や用語を正しく用いて、法的議論や論述ができる。

憲法をめぐる具体的な争訟を解く解釈論理の考究を通じて、ある程度解決の道筋をつけることができる。

< 授業の進め方 >

後述のように、本演習では「少なくとも、「憲法 A（人権総論）」単位取得程度の理解が不可欠である」から、未だその理解水準に達していないと目される参加者については、当分の間、実質的には補習を行うことになる。

< 履修するにあたって >

本演習には、少なくとも、「憲法 A（人権総論）」単位取得程度の理解が不可欠である。

本演習が面白いもの（ひいては有意義なもの）となるか否かは、偏に参加者の理解水準と考究姿勢に係る。

< 授業時間外に必要な学修 >

少なくとも、演習前後における下記テキスト該当章の精読（2時間以上）

他に履修する憲法関連科目の学修（A評価以上を目標）

< 提出課題など >

適宜指示する。

< 成績評価方法・基準 >

演習における報告・発言内容（報告・発言に際し供された資料等も含む）（100％）。

但し、演習進行上の理由から何らかの課題を出した場合、成績評価全体の30%を上限として成績評価に組み入れる。

課題が複数回にわたった場合、上記配点分を課題総数で按分したものを、各課題への配点とする。

なお、正当な理由のない欠席・遅刻等は、成績評価に影響する。

特段の事情のない欠席が10回以上の場合、原則としてDまたは/評価とする。

< テキスト >

第1回演習での打ち合わせにて選定

< 参考図書 >

適宜紹介するが、何より、

各自がこれまでの憲法学習で使用してきた教科書等は必携である。

< 授業計画 >

第1回 打ち合わせ

「演習」ゼミナール紹介冊子を基に打ち合わせ後、各自の問題関心の報告

第2回～第14回 以後、前回打ち合わせた段取りに沿って報告・討議・考究

第15回 前期定期試験に向けた学習

第16回 夏期休業期間中の学習成果の報告

第17回～第28回 前期に引き続き、第1回演習にて打ち合わせた段取りに沿って報告・討議・考究

第29回 今年度の学習成果を踏まえた、次年度の学習計画の構想

第30回 後期定期試験に向けた学習  
-----

2022年度 前期～後期

4単位

演習

足立 公志朗  
-----

< 授業の方法 >

演習

< 授業の目的 >

（ディプロマ・ポリシーとの関連）

この授業は、法学部ディプロマ・ポリシーの内、「法的素養を身につけていること（知識・理解）」、「法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すこと（汎用的技能）」、及び、「公平性と客観性を重視した判断および行動ができること（志向性）」に対応しており、知識を身につけるだけでなく、その知識を実際に利用するための練習も行う。

（この授業の目的）

この授業の目的は、昨年度の演習Iにおける研究を踏まえて、さらに調査を続け、その内容を報告し、報告における議論を踏まえて、レポートを作成することである。

< 到達目標 >

- ・自分で設定したテーマについて、関連文献を検索し、収集することができる。
- ・文献を読み解いて、レジュメにまとめることができる。
- ・調査した内容をまとめて、脚注のついたレポートを書



くことができる。

- ・調査した内容を口頭で的確に説明することができる。
- ・報告された内容に対して、質問することができる。

<授業の進め方>

- ・自身の研究テーマを設定し、関連する文献を収集する。
- ・集めた文献を精読し、授業で報告する。
- ・報告に基づいて、全員で議論する。
- ・担当教員は報告時に課題（文献の提示等）を出す。
- ・研究成果をレポートにまとめる。

<履修するにあたって>

3年次配当の民法科目は必ず履修してください。

<授業時間外に必要な学修>

演習は大学における学生生活の核であるから、相応の準備が求められる。自分で設定したテーマについて深く理解するためには、図書館等で関連文献を収集し、自主的に研究を進めることが求められる。

目安時間：報告が当たっていない週は、演習のない平日に1日1時間（1回の演習につき合計4時間程度）。報告が当たっている週はそれ以上の準備時間が必要である。

<提出課題など>

報告資料に基づくレポートを課す。回数は、少なくとも前期及び後期に1回ずつ。

フィードバックの方法：レポートの内容について授業中にコメントする。

なお、授業における報告に対するコメントは、OneDrive又はTeams等を用いて共有する予定。

<成績評価方法・基準>

各回の出席、並びに、報告回における報告及びそのための準備が、成績評価のための当然の前提である。

授業中に発言をしない場合は、欠席として扱う。

上記の目標の達成状況（50%）、並びに、報告及びレポートの出来具合（50%）により評価する。

<テキスト>

特になし。但し、自己が設定した調査テーマに関する教科書は、手元に用意すること。

<参考図書>

授業時に適宜指示する。

<授業計画>

第1回 演習IIの趣旨説明

担当教員がこの授業の概要を説明する。

第2回 文献調査の方法

文献調査の方法を学ぶ。（担当教員の講義による。）

第3回 研究報告（1回目）

報告者による報告に基づき、全員で議論する。

第4回 研究報告（1回目）

報告者による報告に基づき、全員で議論する。

第5回 研究報告（1回目）

報告者による報告に基づき、全員で議論する。

第6回 研究報告（1回目）

報告者による報告に基づき、全員で議論する。

第7回 研究報告（1回目）

報告者による報告に基づき、全員で議論する。

第8回 研究報告（1回目）

報告者による報告に基づき、全員で議論する。

第9回 研究報告（2回目）

報告者は1回目の報告を踏まえて、さらに研究を進めた上で、報告をする。その報告に基づき、全員で議論する。

第10回 研究報告（2回目）

報告者は1回目の報告を踏まえて、さらに研究を進めた上で、報告をする。その報告に基づき、全員で議論する。

第11回 研究報告（2回目）

報告者は1回目の報告を踏まえて、さらに研究を進めた上で、報告をする。その報告に基づき、全員で議論する。

第12回 研究報告（2回目）

報告者は1回目の報告を踏まえて、さらに研究を進めた上で、報告をする。その報告に基づき、全員で議論する。

第13回 研究報告（2回目）

報告者は1回目の報告を踏まえて、さらに研究を進めた上で、報告をする。その報告に基づき、全員で議論する。

第14回 研究報告（2回目）

報告者は1回目の報告を踏まえて、さらに研究を進めた上で、報告をする。その報告に基づき、全員で議論する。

第15回 前期の振り返り

前期に学んだ内容について、全員で議論する。

第16回 後期のテーマ設定

後期における研究テーマを確認し、報告の順番を決める。

第17回 研究報告

報告者による報告に基づき、全員で議論する。

第18回 研究報告

報告者による報告に基づき、全員で議論する。

第19回 研究報告

報告者による報告に基づき、全員で議論する。

第20回 研究報告

報告者による報告に基づき、全員で議論する。

第21回 研究報告

報告者による報告に基づき、全員で議論する。

第22回 研究報告

報告者による報告に基づき、全員で議論する。

第23回 研究報告

報告者による報告に基づき、全員で議論する。

第24回 研究報告

報告者による報告に基づき、全員で議論する。

第25回 研究報告

報告者による報告に基づき、全員で議論する。

第26回 研究報告

報告者による報告に基づき、全員で議論する。

第27回 研究報告

報告者による報告に基づき、全員で議論する。

第28回 研究報告

報告者による報告に基づき、全員で議論する。

#### 第29回 研究報告

報告者による報告に基づき、全員で議論する。

#### 第30回 後期の振り返り。次年度に向けて。

後期に学んだ内容について全員で議論する。次年度の検討課題について考える。

-----

2022年度 前期～後期

4単位

演習

岩田 将幸

-----

< 授業の方法 >

演習形式

後期の第一回目は、Zoomで行うので、以下に参集してください。講義資料は、ドットキャンパスを通して、所定の箇所ダウンロードしてください。

特別警報の際でも、オンライン講義は原則として実施します。ただし、自治体から避難等の指示が出されている場合は、その旨の連絡を上記までしてください。欠席としては扱いません。

< 授業の目的 >

演習の目的は、今後必要となる基本的なスキル（文書作成能力、説明能力、分析力、読解力、論理的思考）を磨くことにある。レジユメの作成と口頭での発表を基本とするが、とりわけ文献講読、新聞記事の読解、時事ニュースの発表、個別のテーマの調査や報告等を通して、その習熟をはかることとする。最終的に、自分自身の関心に基づき、自分なりのテーマを見つけと取り組むことができれば、なおよい。

ディプロマポリシーとの関係では、政治学的・法学的な素養を身につけるとともに、社会における各種の問題に対して、政治学的・法的な思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことを目指す。また、時事問題や歴史問題の学習やディスカッションを通して、多角的に物事を理解・思考ができる国際感覚を養うことも目指していく。

< 到達目標 >

学生は、今後の就職活動や将来の仕事において必要となる基本的なスキル（文書作成能力、説明能力、分析力、読解力、論理的思考）を身につけることができるようになることを目指す。

< 授業のキーワード >

セミナー 発表 ディスカッション レジユメ資料作成  
文献講読 プレゼンテーション

< 授業の進め方 >

文献や資料をもとに、学生による報告およびディスカッションを中心に進める。

< 履修するにあたって >

節度を守った上での自発性と積極性が問われる。ゼミでは、自発的に参加して、積極的に発言・行動すること。また、レジユメなど文書に関しては、手を抜かず、ミスを少なくするという前提のもと、きちんと形式に沿った形で、論理的かつ整然としたものを作成する努力が求められる。

ゼミで完全にフォローしきれない能力（PCスキルや英語の能力など）に関しては、自ら学習していく姿勢が求められる。

欠席は、原則として、全体の5回までとする。なお10分以上の遅刻は、欠席扱いとする。やむを得ない理由で欠席する場合は、事前に連絡を行うこと。それがどうしても困難な状況では、次回のゼミまでに必ず事情を報告すること。したがって、きちんと自己管理を行うことが求められる。

発表など課題担当の機会に、準備していない場合、あるいは欠席した場合は、評価を行わない。提出物に関しても、期限までに未提出の場合は、評価を行わない。やむを得ない理由が発生したと判断する、例外的な場合を除いて、一律に適用するので、注意すること。

< 授業時間外に必要な学修 >

PCスキルや英語の能力などに関しては、自ら学習していく姿勢が求められる。

< 提出課題など >

レジユメ、発表、レポート。

レジユメ、発表、レポート。講義中のレジユメや発表に関しては、教員だけでなく学生からも、レジユメの形式や中身やプレゼンの仕方に関して、評価できる点、修正すべき点をそれぞれ指摘して、改善するように促す。学生は、指摘し、指摘を受けることで、レジユメの作成や発表の仕方に関する意識を高め、改善を重ねていくことを目指す。

< 成績評価方法・基準 >

受講中の態度（礼節や積極性や自発性）、報告の際のレジユメや口頭での説明、提出レポート、ゼミへの貢献度などを総合して評価する。

レジユメに関しては、形式をよく踏まえた、正確かつ整った文書を作成することが求められる。

また、口頭で説明する際にも、できるだけ、適切な言葉を用いて、論理的に話すことが求められる。

上の「履修するにあたって」をよく参照のこと。

基本的な評価の目安は、以下とする。

授業時間中の取組み状況 60%

授業時間外の課題提出状況 40%

<テキスト>

学生と相談の上、決定する。英語の文献を使用する場合は、適宜、指示・配布する。

<参考図書>

講義中に、適宜、指示を行う。

<授業計画>

1) ガイダンス

ゼミの進め方の説明など。

2) イントロダクション

これから行う課題に対して、レジюмеの作成、発表の仕方、プレゼンテーション、ディスカッションの方法に関して説明を行い、課題への向き方に関して議論を行う。

3) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

4) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

5) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

6) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

7) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

8) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

9) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

10) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

11) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

12) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

13) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

14) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

15) 前期まとめ

前期の演習の課題に対して、学生自ら振り返り、反省点と改善点を議論する。

16) イントロダクション

前期に行ってきたレジюме作成、発表、プレゼンテーション、ディスカッションを踏襲しながら、の方法に関して説明を行い、後期の新たな課題への向き方に関して議論を行う。

17) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

18) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

19) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

20) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

21) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

22) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

23) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

24) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

25) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

26) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

27) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

28) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

29) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

30) これまでの講義の総合的学習

これまでの演習の課題に対して、学生自ら振り返り、反省点と改善点を議論する。

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習

大山 弘  
-----

< 授業の方法 >

演習

< 授業の目的 >

本演習は2年次の「演習」に続く3年次専門演習科目であり、その内容としては刑事判例や事例を素材にして刑法理論を体系的に考察する。これにより、学部DPに示されている「法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すこと」、すなわち刑法理論の実質を探り当てる能力、事実分析力、論点抽出力、推理力、表現力の修得と向上を図ることと同時に、「公平性と客観性重視した判断と行動ができる」ようになることを目的とする。

< 到達目標 >

1. 事実を分析し、何が本質的な論点であるのかを探り当てることができる。
2. 原理原則を確認し、その射程を明らかにすることができる。
3. 他の受講生と討論しながら、考え方・結論の相違を説明できる。

< 授業のキーワード >

論理の美学、刑法解釈の基礎力・応用力・実践力、

< 授業の進め方 >

テキストの各テーマについて予め割り当てられた報告者が報告レジュメを作成し、それによって基調報告を行い、これを基にして参加者全員で討論し、各自の考えを表明する。

< 履修するにあたって >

受講生にとっては少々キツイ学修作業となるが、真摯に取り組めば、将来、社会人になった時に必要な能力（分析力、推理力、要約力、判断力、表現力）が必ず身につくはずである。テキスト、六法、レジュメは毎回持参すること。

< 授業時間外に必要な学修 >

予めテーマごとに報告者を割り当てるので、予習として、各報告者はテキストを精読し要点をまとめて報告レジュメを作成すること（目安120分）。復習としては、報告・討論の中で明らかになった要点を整理しノートに記録すること（目安60分）。

< 提出課題など >

前期末に課題レポート、学年末にゼミレポートを作成し提出すること。提出されたレポートは採点評価して返却する（再提出あり）。

< 成績評価方法・基準 >

毎回の出席を前提として、報告レジュメと報告内容(30%)、質疑応答(30%)、各レポート(40%)により評価する。到達目標に達したと評価された者を合格とする。

< テキスト >

『刑法判例百選（総論）第8版』（有斐閣）

< 参考図書 >

島伸一編『楽しい刑法・総論第2版改訂』（2017年）、『刑法判例百選（各論）第8版』（有斐閣）、その他授業の中で適宜紹介する。

< 授業計画 >

第1回

不作為犯論（事例報告）

不作為の意義と判断基準等につき、具体的な事例を素材にして検討する。

第2回

不作為犯論（検討）

不作為の意義と判断基準等につき、具体的な事例を素材にして検討する。

第3回

因果関係論（事例報告）

刑法上の因果関係の意義と判断基準等につき、具体的な事例を素材にして考察する。

第4回

因果関係論（検討）

刑法上の因果関係の意義と判断基準等につき、具体的な事例を素材として考察する。

第5回

違法性論（事例報告）

違法性の実質、可罰的違法性論につき、具体的な事例を素材にして考察する。

第6回 違法性論（検討）

違法性の実質、可罰的違法性論につき、具体的な事例を素材にして考察する。

第7回 正当化理論（事例報告）

正当防衛、緊急避難、被害者の同意につき、具体的な事例を素材にして考察する。

第8回 正当化理論（検討）

正当防衛、緊急避難、被害者の同意につき、具体的な事例を素材にして考察する。

第9回 故意論（事例報告）

故意の構造と認定基準につき、具体的な事例を素材にして考察する。

第10回 故意論（検討）

故意の構造と認定基準につき、具体的な事例を素材にして考察する。

第11回 錯誤論（事例報告）

事実の錯誤と違法性の錯誤につき、具体的な事例を素材にして考察する。

第12回 錯誤論（検討）

事実の錯誤と違法性の錯誤につき、具体的な事例を素材

にして考察する。

第13回 過失論（事例報告）  
過失犯の意義、判断構造等につき、具体的な事例を素材にして考察する。

第14回 過失論（検討）  
過失犯の意義、判断構造等につき、具体的な事例を素材にして考察する。

第15回 小括 課題レポート指導  
テーマ選定、内容構成、資料検索などを解説し、夏季休暇中の課題レポートの作成を指導する。

第16回 実行の着手論（事例報告）  
未遂処罰根拠と実行の着手概念につき、具体的な事例を素材にして考察する。

第17回 実行の着手論（検討）  
未遂処罰根拠と実行の着手概念につき、具体的な事例を素材にして考察する。

第18回 不能犯論（事例報告）  
不能犯の意義、要件、効果等につき、具体的な事例を素材にして考察する。

第19回 不能犯論（検討）  
不能犯の意義、要件、効果等につき、具体的な事例を素材にして考察する。

第20回 中止犯論（事例報告）  
中止犯の意義、要件、効果等につき、具体的な事例を素材にして考察する。

第21回 中止犯論（検討）  
中止犯の意義、要件、効果等につき、具体的な事例を素材にして考察する。

第22回 正犯概念と共犯概念（事例報告）  
正犯と共犯の区別基準につき、具体的な事例を素材にして考察する。

第23回 正犯概と共犯概念（検討）  
正犯と共犯の区別基準につき、具体的な事例を素材にして考察する。

第24回 共同正犯論（事例報告）  
（共謀）共同正犯の意義、要件、効果につき、具体的な事例を素材にして考察する。

第25回 共同正犯論（検討）  
（共謀）共同正犯の意義、要件、効果につき、具体的な事例を素材にして考察する。

第26回 共犯従属性論（事例報告）  
共犯に関する3つの従属性につき、具体的な事例を素材にして考察する。

第27回 共犯従属性論（検討）  
共犯に関する3つの従属性につき、具体的な事例を素材にして考察する。

第28回 共犯をめぐる諸問題（事例報告）  
身分犯の共犯、共犯の錯誤につき、具体的な事例を素材にして考察する。

第29回 共犯をめぐる諸問題（検討）

身分犯の共犯、共犯の錯誤につき、具体的な事例を素材にして考察する。

第30回 重要項目の再確認（演習内容の総括）  
各受講生が本演習で習得したものを報告し、全員で評論する。

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習

岡田 豊基

-----  
<授業の方法>

・演習（対面授業）。

<授業の目的>

・この科目は、法学部のディプロマポリシー（DP）に示す、法的素養を身につけ、社会における各種の問題について、法的思考に基づいた説得力のある解決指針を示すこと、公平性と客観性を重視した判断および行動ができるようになることを目指すことによって、法理論の修得だけでなく、経済社会を担う社会人への架橋として、それに必要な基礎的能力を涵養することを目的とする。

・本演習では、会社法に関する最高裁判所の判例を学修する。

・会社法は、複雑化・多様化した経済社会の根幹を担う株式会社についての法規制である。

<到達目標>

・株主として株主総会に出席し、議決権行使など、株主としての権利行使をできるようにする。

・取締役として、会社の経営判断をできるようにする。

<授業のキーワード>

・会社、株式会社、機関、株主、株主総会、取締役、取締役会、コーポレート・ガバナンス

<授業の進め方>

・会社法典等の条文は声を出して読むこと。声を出すことによって、専門用語を耳から学修する

ことができる。その上で、条文の内容を理解した後、それに関する学説・判例を学修すること

によって、本演習の範囲の理解が深まる。

・後期では、判例を報告してもらう。

<履修するにあたって>

・演習を進めるにあたって、受講者の理解度等を踏まえ、演習の内容・順番等を変更することなどがある。

・「大学での授業は、就職活動を有利に進められるし、就職後、仕事で役に立つ」と多くの卒業生が言っていることを伝える。

・「日本経済新聞を購読すること」、および、「日商簿

記3級を取得すること」。このことの意味

は授業中に説明する。

< 授業時間外に必要な学修 >

・「会社法」「会社法」の講義を受けること。

< 提出課題など >

・前期は、演習に関するレジメを提出すること。

・後期は、最高裁の判例に関するレジメを提出すること。

< 成績評価方法・基準 >

・演習における報告内容、質疑応答の内容、レジメの内容を評価の対象とする。

・成績ランクはSABCとする。

< テキスト >

・「会社法」のテキストを使う。

< 参考図書 >

・江頭憲治郎『株式会社法（第7版）』（有斐閣）を図書館で借りること。

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス

ガイダンス、演習の進め方等を説明する。

第2回 企業の意義

企業の意義－会社とは、どのようなものか－について学修する。

第3回 パソコン講座

インターネット、メールアドレスの交換等を行う。

第4回 会社の所有者

会社の所有者－株主と株主総会－について学修する。

第5回 会社の経営

会社の経営－会社のマネージメント－について学修する。

第6回 会社の資金調達

会社の調達－新株予約権や金庫株って何だろう－について学修する。

第7回 会社の計算

会社の計算－ガラス張りの企業経営－について学修する。

第8回 小括

演習の振り返りを行う。

第9回 企業買収

企業買収－ライブドアvsフジテレビから考える－について学修する。

第10回 会社組織の再編

会社組織の再編－持株会社や会社の合併・分割とは何だろう－について学修する。

第11回 会社の倒産と再建

会社の倒産と再建－経営悪化の後にあるものは－について学修する。

第12回 ベンチャー企業

ベンチャー企業－ビジネス・アイデアを起業で実現－について学修する。

第13回 会社にかかる税金

会社にかかる税金－なぜ法人成りは有利なのか－について

学修する。

第14回 手形の仕組み

手形の仕組み－約束手形とはどういうものだろう－について学修する。

第15回 まとめ

前期のまとめを行う

第16回 ガイダンス

演習での報告について学修する。

第17回 株主総会（1）

株主総会の判例について学修する。

第18回 株主総会（2）

株主総会の判例について学修する。

第19回 株主総会（3）

株主総会の判例について学修する。

第20回 取締役会（1）

取締役会の判例について学修する。

第21回 取締役会（2）

取締役会の判例について学修する。

第22回 取締役会（3）

取締役会の判例について学修する。

第23回 小括

演習の振り返りを行う。

第24回 代表取締役（1）

代表取締役の判例について学修する。

第25回 代表取締役（2）

代表取締役の判例について学修する。

第26回 代表取締役（3）

代表取締役の判例について学修する。

第27回 取締役（1）

取締役の判例について学修する。

第28回 取締役（2）

取締役の判例について学修する。

第29回 取締役（3）

取締役の判例について学修する。

第30回 まとめ

演習のまとめを行う。

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習

小川 一茂  
-----

< 授業の方法 >

対面方式による演習

< 授業の目的 >

この科目は、法学部DPに示す、法的素養を身につけ、社会における各種の問題について法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すこと、公平性と客観性を重視した判断及び行動ができるようになることを目指し、以下に示すような学修を行うものである。

少人数による演習形式のゼミナールは、法学部のカリキュラム上、学生の学修の中心的なものである。この演習では演習形式を採用し、2年次の演習で学修した内容を基礎として、さらに4年次の演習へとつながる行政法における様々な法概念の修得を図る。

<到達目標>

行政法の基礎概念や基本的な知識を理解・習得した上で、それらを利用した議論が可能となる。

様々な事案について、それらを適用して事案の解決のための論理的思考ができる。

特定のテーマについて5000字程度のゼミレポートを作成できる。

<授業のキーワード>

演習 行政法

<授業の進め方>

演習形式を採用するため、1・2年次における基本的な法的知識は必須といえる。学生からの報告及びテキストの輪読とそれに基づく質疑応答及びグループ討論、グループ発表等により、到達目標の達成を目指す。

<履修するにあたって>

演習形式で行われるため、90分の演習で最低1回は発言を求める。なお、六法を必ず持参すること。

<授業時間外に必要な学修>

予習としては、次回に学修するテーマについて、テキストの該当箇所あるいは講義中に配布されたプリントを講読し、予め疑問点を抽出しておく(概ね2時間程度)。

復習としては、その回に学修した内容について、テキストの該当箇所あるいは講義中に配布されたプリントを講読し、理解を確たるものとする(概ね2時間程度)。

<提出課題など>

数回、成績評価のためのレポートを課す。その他、必要があればその都度指示する。

(提出された課題については、後の講義時において解説・講評等を行う。)

<成績評価方法・基準>

ゼミへの参加・取組状況(50%)及びレポート等の課題(50%)で評価を行う。

<テキスト>

第1回目に指示する。

<参考図書>

第1回目に指示する。

<授業計画>

第1回 ガイダンス

本演習の進め方を説明する。

第15回目までの報告スケジュールを決定する。

第2回 グループワーク練習

社会人基礎力育成のため、グループワークを行う。

第3回 文献講読(1)

行政計画・行政契約についての文献講読を行う。

第4回 文献講読(2)

行政指導についての文献講読を行う。

第5回 文献講読(3)

行政手続についての文献講読を行う。

第6回 文献講読(4)

行政情報の取扱いについての文献講読を行う。

第7回 判例報告(1)

行政契約が争点となった判例を報告し、争点について議論する。

第8回 判例報告(2)

行政指導が争点となった判例を報告し、争点について議論する。

第9回 判例報告(3)

行政手続が争点となった判例を報告し、争点について議論する。

第10回 判例報告(4)

情報公開が争点となった判例を報告し、争点について議論する。

第11回 判例報告(5)

個人情報保護が争点となった判例を報告し、争点について議論する。

第12回 講演会

学外から講師を招き、公務員制度についての講演を聴く。

第13回 文献講読(5)

行政上の不服申立て制度についての文献講読を行う。

第14回 テスト・レポート作成

前期に取り扱った範囲を対象として、テストあるいは時間内でのレポート作成を行う。

第15回 前期の復習

第1回目～第14回目までの内容について、知識の定着を図るため再確認を行う。

第16回 ガイダンス

第30回目までの報告スケジュールを決定する。

第17回 グループワーク練習

社会人基礎力育成のため、グループワークを行う。

第18回 文献調査・整理(1)

ゼミレポート作成のための文献調査・整理を行う。

第19回 文献調査・整理(2)

ゼミレポート作成のための文献調査・整理を行う。

第20回 ゼミレポート中間報告(1)

ゼミレポート作成にあたっての中間報告を行う(2名)。

第21回 ゼミレポート中間報告(2)

ゼミレポート作成にあたっての中間報告を行う(2名)。

第22回 ゼミレポート中間報告(3)

ゼミレポート作成にあたっての中間報告を行う(2名)。

第23回 ゼミレポート中間報告(4)

ゼミレポート作成にあたっての中間報告を行う(2名)。

第24回 ゼミレポート中間報告(5)

ゼミレポート作成にあたっての中間報告を行う(2名)。

第25回 ゼミレポート中間報告(6)

ゼミレポート作成にあたっての中間報告を行う（2名）。  
第26回 ゼミレポート中間報告（7）  
ゼミレポート作成にあたっての中間報告を行う（2名）。  
第27回 ゼミレポート中間報告（8）  
ゼミレポート作成にあたっての中間報告を行う（2名）。  
第28回 ゼミレポート中間報告（9）  
ゼミレポート作成にあたっての中間報告を行う（2名）。  
第29回 後期の復習  
ゼミレポートの中間報告をふり返り、完成に向けて必要となる点について、更なる検討・コメントを行う。  
第30回 卒業生懇談会  
ゼミの卒業生が来校し、学生生活や就活について話を聞く。

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習

春日 勉

-----  
< 授業の方法 >

(対面及び遠隔オンライン授業の併用)。基礎疾患等により特別に遠隔での参加が認められた者には、zoomを介した受講を認める。

アクティブラーニングを通じて、裁判の実践を学ぶ。

< 授業の目的 >

この科目は、法学部ディプロマ・ポリシーの内、「法的素養を身につけていること（知識・理解）」及び「法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すこと（汎用的技能）」に対応している。

実際の刑事裁判がどのように行われているかを理解し体験する。

< 到達目標 >

過去の事例に基づいて、事件のシナリオ作をつくり、当事者としての役割を果たすことができる。

< 授業のキーワード >

刑事裁判、模擬裁判、裁判員裁判、評議、評決、検察官、被告人、弁護人、被害者、証人、鑑定人、疑わしきは被告人の利益にの原則、無罪推定、挙証責任、合理的な疑いを超える証明、誤判、冤罪、防御権、起訴便宜主義、自由心証主義、公判中心主義、直接主義、自白法則、補強法則、伝聞法則、黙秘権、弁護権、等

< 授業の進め方 >

毎時間グループディスカッションによって議論を深める。

< 履修するにあたって >

毎日、新聞に目を通し、常に身近な事件に注目しながら、刑事法上の論点について考えてみる。

< 授業時間外に必要な学修 >

法廷傍聴に積極的に赴き、実際の刑事裁判を体験する。

< 提出課題など >

その都度、指示する。

< 成績評価方法・基準 >

ゼミナールにおける議論の状況、レポートにより評価する(100点)。

< テキスト >

なし。

< 参考図書 >

なし。

< 授業計画 >

第1回 法廷技術を学ぶ

弁護士の司法研修等で用いられる法廷技術に関する再現ビデオを見ながら、良い弁論、悪い弁論等を確認し自分のものとしてすることができる。

第2回 法廷技術を学ぶ

弁護士の司法研修等で用いられる法廷技術に関する再現ビデオを見ながら、良い弁論、悪い弁論等を確認し自分のものとしてすることができる。

第3回 法廷技術を学ぶ

弁護士の司法研修等で用いられる法廷技術に関する再現ビデオを見ながら、良い弁論、悪い弁論等を確認し自分のものとしてすることができる。

第4回 法廷技術を学ぶ

弁護士の司法研修等で用いられる法廷技術に関する再現ビデオを見ながら、良い弁論、悪い弁論等を確認し自分のものとしてすることができる。

第5回 法廷技術を学ぶ?

弁護士の司法研修等で用いられる法廷技術に関する再現ビデオを見ながら、良い弁論、悪い弁論等を確認し自分のものとしてすることができる。?

第6回 法廷技術を学ぶ

弁護士の司法研修等で用いられる法廷技術に関する再現ビデオを見ながら、良い弁論、悪い弁論等を確認し自分のものとしてすることができる。

第7回 法廷技術を学ぶ

弁護士の司法研修等で用いられる法廷技術に関する再現ビデオを見ながら、良い弁論、悪い弁論等を確認し自分のものとしてすることができる。

第8回 法廷技術を学ぶ

弁護士の司法研修等で用いられる法廷技術に関する再現ビデオを見ながら、良い弁論、悪い弁論等を確認し自分のものとしてすることができる。

第9回 法廷技術を学ぶ?

弁護士の司法研修等で用いられる法廷技術に関する再現ビデオを見ながら、良い弁論、悪い弁論等を確認し自分のものとしてすることができる。?

第10回 法廷技術を学ぶ

弁護士の司法研修等で用いられる法廷技術に関する再現ビデオを見ながら、良い弁論、悪い弁論等を確認し自分のものとしてすることができる。



第11回 事例の検証

判例を通して、刑事裁判の証拠の整理と争点の明確化について理解できる。

第12回 事例の検証

判例を通して、刑事裁判の証拠の整理と争点の明確化について理解できる。

第13回 事例の検証

判例を通して、刑事裁判の証拠の整理と争点の明確化について理解できる。

第14回 事例の検証?

判例を通して、刑事裁判の証拠の整理と争点の明確化について理解できる。?

第15回 事例の検証?

判例を通して、刑事裁判の証拠の整理と争点の明確化について理解できる。?

第16回 事例の検証

判例を通して、刑事裁判の証拠の整理と争点の明確化について理解できる。

第17回 事例の検証

判例を通して、刑事裁判の証拠の整理と争点の明確化について理解できる。

第18回 事例の検証

判例を通して、刑事裁判の証拠の整理と争点の明確化について理解できる。

第19回 事例の検証?

判例を通して、刑事裁判の証拠の整理と争点の明確化について理解できる。?

第20回 事例の検証

判例を通して、刑事裁判の証拠の整理と争点の明確化について理解できる。?

第21回 模擬裁判

模擬裁判を通じて当事者の役割を理解できる。

第22回 模擬裁判

模擬裁判を通じて当事者の役割を理解できる。

第23回 模擬裁判

模擬裁判を通じて当事者の役割を理解できる。

第24回 模擬裁判

模擬裁判を通じて当事者の役割を理解できる。

第25回 模擬裁判?

模擬裁判を通じて当事者の役割を理解できる。?

第26回 模擬裁判

模擬裁判を通じて当事者の役割を理解できる。

第27回 模擬裁判

模擬裁判を通じて当事者の役割を理解できる。

第28回 模擬裁判

模擬裁判を通じて当事者の役割を理解できる。

第29回 模擬裁判?

模擬裁判を通じて当事者の役割を理解できる。?

第30回 模擬裁判?

模擬裁判を通じて当事者の役割を理解できる。?

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習

表田 充生  
-----

< 授業の方法 >

演習方式。

< 授業の目的 >

演習 においては、演習 において学んだ労働法の基礎知識を前提に、労働法上の各種問題（争点）についてより深い考察を行い、各争点につき自分自身の考えを持つようにすることを目標とし、法学部のDPに示された法的素養を身につけ、労働法に関する各種問題について法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができるようになることを目指します。

なお、演習 は、「演習科目」に属し、演習 で身につけた法的素養を専門領域においてより一層深めていくための科目として位置づけられています。

個別的労働関係法（雇用関係法）の領域だけではなく、演習 においては集团的労働関係法（労使関係法：労働者が団結し結成した労働組合と使用者との間の関係等を規整対象とする法）の領域についても検討していきます。労働基準法及び労働組合法等を中心としながら、労働条件の変更（就業規則の不利益変更、及び、労働協約による労働条件の不利益変更）、解雇及び雇止め、労働者派遣（法）、ワークライフ・バランス及び働き方の改善、労働組合に関連した問題、並びに、組合活動や争議行為の正当性の問題、さらには労使紛争の解決方法に関する問題等について、裁判例や学説の分析・考察を行いながら、皆さんと共に議論・検討していきます。様々な労使紛争に関する問題を取り扱い、そのような各種労使紛争に対する解決能力を身につけ、自らの意見（紛争解決案）を提示できるようになることを目的とします。

< 到達目標 >

- 1.労働法の基本的知識を前提に、労働法上の各争点について説明することができる。
- 2.労働法上の特定のテーマについて、自らの意見を述べるだけでなく、同級生の意見を聴き（それを尊重し）、建設的な議論をしたうえで、自分自身の見解をもつことができる。
- 3.労働法的なものの考え方を修得したうえで、労使紛争に関して法的に妥当な結論を導き出すことができる。

< 授業のキーワード >

労働基準法、労働組合法、解雇・雇止め、労働者派遣、争議行為 等

< 授業の進め方 >

授業は、基本的には毎回特定のテーマまたは裁判例につ

いて、グループ報告または個別報告をしていただき、その報告をベースにゼミ生皆さんで議論していただく形を採ります。

<履修するにあたって>

ゼミでの報告や議論などにおいて積極的な姿勢で臨む、勉学意欲の高い学生さん、一緒に労働法を学んでいきましょう！ 演習 においては、グループ報告だけではなく、個別報告を行っていただく場合もありますが、いずれの場合も報告者は担当するテーマや裁判例につき十分に調べ、考察したうえで発表するよう努めて下さい。

なお、日頃から労働法に関わるニュース等に興味を持って下さい。

<授業時間外に必要な学修>

毎回の予習及び復習の時間の目安はそれぞれ90分～120分である。ただし、報告担当となった場合は相応の時間を要することとなる。

<提出課題など>

成績評価方法・基準にも記載してある「課題レポート」を第29回講義時に提出していただきます。この課題レポートについては最終講義時に全体的にコメントします。

また、成績評価対象となる授業内レポートについては、その次の授業において記述及び評価のポイントを講述し、授業時の報告に関してはその都度コメントします。

<成績評価方法・基準>

出席を前提に、授業における積極的な発言状況・内容や授業内レポート（40%）、授業時における報告内容（30%）、及び、期末の課題レポート（30%）に基づき評価を行います。

<テキスト>

大内伸哉『最新重要判例200労働法 [第7版]』（弘文堂、2022年）。

<参考図書>

安枝英紳・西村健一郎『労働法 [第13版]』（有斐閣、2021年）、

村中孝史・荒木尚志編『労働判例百選 [第10版]』（有斐閣、2022年）、

土田道夫・山川隆一編『労働法の争点（新・法律学の争点シリーズ7）』（有斐閣、2014年）等。

<授業計画>

第1回 演習 のガイダンス～今後の労働法制のあり方について～

ゼミ（演習）の進め方及び学び方について説明します。また、報告する裁判例についてゼミ生の皆さんと相談のうえ決定したいと思います（下記・第5回～第14回の内容を参照）。

第2回 労働判例の読み方

労働判例の中で比較的読みやすい裁判例を基にその読み方を説明します。

第3回 労働法が関連する職業について

労働基準監督官および社会保険労務士の仕事について説明します。

第4回 主題02または主題03に関連した事柄

主題02または主題03に関連した事柄を取り扱い、説明する。なお、第2回～4回の授業内容については、その順序が入れ替わることもある。

第5回

～第14回 第5回～第14回の授業については、毎回特定の裁判例について個別またはグループ報告を行っていただきます。

どの裁判例を担当するかは、「内容」欄記載の裁判例の中から、春学期初回の授業でゼミ生の皆さんと相談のうえ決定していきたいと思います。

講義前半の報告対象となる裁判例としては、例えば、

（1）鹿島建設・大石塗装事件（最1小判昭55・12・18民集34巻7号888頁）

（2）宣伝会議事件（東京地判平17年1月28日労判890号5頁）

（3）セガ・エンタープライゼズ事件（東京地決平11・10・15労判770号34頁）

（4）阪急トラベルサポート（第2）事件（最2小判平26・1・24労判1088号5頁）

（5）ケンウッド事件（最2小判平12・1・28労判774号7頁）

（6）国鉄鹿児島自動車営業所事件（最2小判平5年6月11日労判632号10頁）

（7）長谷工コーポレーション事件（東京地判平9・5・26日労判717号14頁）

（8）広島中央保健生活協同組合事件（最1小判平26・10・23労判1100号5頁）

（9）茨城石炭商事事件（最1小判昭51・7・8判時827号52頁等）

（10）目黒電報電話局事件（最3小判昭52・12・13民集31巻7号974頁等）

（11）ハマキョウレックス事件（最2小判平30・6・1労判1179号20頁等）

（12）三井倉庫港運事件（最1小判平元・12・14民集43巻12号2051頁）

（13）エッソ石油事件（最1小判平5・3・25労判650号6頁）

（14）御國ハイヤー事件（最2小判平4・10・2判時1453号167頁）

（15）国鉄札幌運転区事件（最3小判昭和54・10・30民集33巻6号647頁）

（16）朝日火災海上保険（石堂）事件（最1小判平9・3・27労判713号27頁等）

などです。

第15回 講義前半に学んだ事項に関する今後の展望等

講義前半に学んだ判例や事項に関連して今後の展望等について検討します。

#### 第16回 報告テーマの選択等

講義後半のゼミの進行や学び方等について説明します。また、報告するテーマについてゼミ生の皆さんと相談のうえ決定したいと思います（下記・第19回～第29回の内容を参照）。

第17回 労働組合法上の様々な問題について  
労働組合法とはどのような法律か？ また、労働組合に関する問題について考えます。

第18回 労働組合法上の様々な問題について  
争議行為や組合活動について考えます。

#### 第19回

～第29回 第19回～第29回の授業については、毎回一定のテーマについて個別またはグループ報告を行っていただきます。

どのようなテーマを対象とするかは、「内容」欄記載のテーマの中から、秋学期初回（第16回）の授業でゼミ生の皆さんと相談のうえ決定していきたいと思ひます。

講義後半に取り扱うテーマとしては、例えば、

- (1) わが国の労働時間制度
- (2) 労働時間の適用除外
- (3) 出向命令の有効性
- (4) 就業規則の不利益変更
- (5) 整理解雇の4要件ないしは4要素
- (6) 有期労働契約における雇止め
- (7) 労働者派遣法
- (8) ユニオン・ショップ協定
- (9) 争議行為の正当性
- (10) 組合活動の正当性
- (11) 労働協約の効力
- (12) 不当労働行為
- (13) 団体交渉～誠実交渉義務～

などです。

ゼミ生の皆さんと相談のうえ決定したいと思います。

第30回 講義後半に学んだ事項に関する今後の展望等  
講義後半にゼミで学んだことに関する今後の展望等について検討します。

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習

上脇 博之

-----  
< 授業の方法 >

演習（前期も後期もオンライン授業、リアルタイム授業になる可能性が高い）

授業中以外の時間に質問がある場合には、dotCampusからの「お知らせ」メールに質問内容を書いて返信すると、私の電子メールに届きます。メールで回答するか、授業（動画）の中で回答するかどうかは、質問内容や質問数によって判断します。

< 授業の目的 >

本ゼミナールの目的は、学部のDPに掲げる「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決方針を示すことができる」能力を身につけること、および「地域社会から国際社会に至る国内外の公共的事項に関心と責任を持ち、公平性と客観性を重視した判断およびこころが出来る」ようになることを目指すもので、より具体的には、日本国憲法をじっくり時間をかけて学習することである。

< 到達目標 >

本ゼミナールの到達目標は、日本国憲法はどのような基本原理に基づいてつくられているのか、

また、日本国憲法が保障する基本的人権または統治機構はどのようなものなのか、

さらに、それらについて判例はどのような立場なのか、受講生が口頭で説明できるようになることである。

< 授業のキーワード >

近代的意味での憲法、市民革命、侵略戦争、ポツダム宣言、日本国憲法の基本原理、権力分立制、国民主権主義、平和主義、基本的人権尊重主義、自由権、社会権、議会制民主主義、議院内閣制、司法権の独立、違憲立法審査権。

< 授業の進め方 >

本ゼミナールの到達目標を達成するために、

長谷部恭男・石川健治・穴戸常寿編『憲法判例百選I 第6版』（有斐閣、2013年）、

長谷部恭男・石川健治・穴戸常寿編『憲法判例百選II 第6版』（有斐閣、2013年）、

または

上脇博之『日本国憲法の真価と改憲論の正体』（日本機関紙出版センター、2017年）

を素材に、日本国憲法の学習をします。

ゼミ生には、同書で紹介されている判例とその解説について、レジユメを作成した上で、口頭による報告をしてもらいます（1回の授業につき報告者は2名程度。ただし、ゼミ生の人数により増減の可能性あり）。

その報告内容が正確な理解に基づいているのか、また、同書で書かれていることはどのような内容なのか確認するために、報告者とほかのゼミ生全員と質疑応答や議論をしてもらいます。

授業の進行もゼミ生が行います。

<履修するにあたって>

シラバスを読み、テキストを購入し、報告する箇所を複数決めておくこと。演習科目なので、講義科目以上に受講生の積極性が求められるので、積極的な発言・参加をしてほしい。

<授業時間外に必要な学修>

指定したテキストを読み込むこと。報告のための準備をすること。授業は30回。授業1回につき予習と復習を最低でも合計4時間行うこと。

<提出課題など>

指定した文献の担当箇所の内容をまとめた報告書を提出すること。その提出は、dotCampusを通じて行ってください。PDFファイル以外（例えばWord）で作成し、提出する直前に、それをPDFファイルにしたものを提出してください。

<成績評価方法・基準>

指定した文献の担当箇所の内容の報告（30%）、その報告における質疑応答を反映してまとめ直した報告書（30%）、毎回の意見内容（40%）を総合して評価する。

なお、ゼミの出席が3分の2以上あることが成績評価の条件である（この条件を充足しても単位が取得できるわけではありません）。それゆえ、ゼミ出席が3分の2を下回ったら、成績評価しない。

<テキスト>

長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿編『憲法判例百選I 第7版』（有斐閣、2019年）、長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿編『憲法判例百選II 第7版』（有斐閣、2019年）、

または、  
上脇博之『日本国憲法の真価と改憲論の正体 施行70年、希望の活憲民主主義をめざして』（日本機関紙出版センター、2017年）

<参考図書>

・長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿編『憲法判例百選I 第7版』（有斐閣、2019年）、  
・長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿編『憲法判例百選II 第7版』（有斐閣、2019年）、  
・浦部法穂『憲法学教室[全訂第3版]』（日本評論社、2016年）  
・浦田賢治・愛敬浩二編『演習ノート憲法〔第4版〕』（法学書院、2010年）  
・小林孝輔編『憲法演習・自習セレクト50』（勁草書房、2004年）  
・坂本修・小沢隆一・上脇博之『国会議員定数削減と私たちの選択』（新日本出版社、2011年）  
・上脇博之『なぜ4割の得票で8割の議席なのか ～ いまこそ、小選挙区制の見直しを』（日本機関紙出版セ

ンター、2013年）

上脇博之『自民改憲案 VS日本国憲法 ～ 緊迫！ 9条と96条の危機』（日本機関紙出版センター、2013年）

上脇博之『安倍改憲と「政治改革」【解釈・立法・96条先行】改憲のカラクリ』（日本機関紙出版センター、2013年）

上脇博之『どう思う？地方議員削減 [憲法と民意が生きる地方自治のために]』（日本機関紙出版センター、2014年）

上脇博之『誰も言わない政党助成金の闇 「政治とカネ」の本質に迫る』（日本機関紙出版センター、2014年）

上脇博之『財界主権国家・ニッポン 買収政治の構図に迫る』（日本機関紙出版センター、2014年）

上脇博之『告発！政治とカネ 政党助成金20年、腐敗の深層』（かもがわ出版、2015年）

上脇博之『追及！安倍自民党・内閣と小池都知事の「政治とカネ」疑惑』（日本機関紙出版センター、2016年）

上脇博之『日本国憲法の真価と改憲論の正体 施行70年、希望の活憲民主主義をめざして』（日本機関紙出版センター、2017年）

上脇博之『ここまで来た小選挙区制の弊害 アベ「独裁」政権誕生の元凶を廃止しよう！』（あけび書房、2018年）

上脇博之『内閣官房長官の裏金』（日本機関紙出版センター、2018年）

上脇博之『安倍「4項目」改憲の建前と本音』（日本機関紙出版センター、2018年）

上脇博之『逃げる総理 壊れる行政 追及！！「桜を見る会」と「前夜祭」』（日本機関紙出版センター、2020年）

富田宏治・上脇博之・石川康宏『いまこそ、野党連合政権を！真実とやさしさ、そして希望の政治を』（日本機関紙出版センター、2020年）

上脇博之『忘れない、許さない！ 安倍政権の事件・疑惑の総決算とその終焉』（かもがわ出版、2020年）

上脇博之『政党助成金、まだ続けますか？』（日本機関紙出版センター、2021年）。

<授業計画>

第1回 イン트로ダクション

今後のゼミナールの進め方について決定する。

第2回 日本国憲法の文献を読む

ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第3回 日本国憲法の文献を読む

ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第4回 日本国憲法の文献を読む

ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第5回 日本国憲法の文献を読む  
ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第6回 日本国憲法の文献を読む  
ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第7回 日本国憲法の文献を読む  
ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第8回 日本国憲法の文献を読む  
ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第9回 日本国憲法の文献を読む  
ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第10回 日本国憲法の文献を読む  
ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第11回 日本国憲法の文献を読む  
ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第12回 日本国憲法の文献を読む  
ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第13回 日本国憲法の文献を読む  
ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第14回 日本国憲法の文献を読む  
ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第15回 日本国憲法を理解する  
これまでを振り返って意見交換する。

第16回 復習とイントロダクション  
今後のゼミナールの進め方について決定する。

第17回 日本国憲法の文献を読む  
ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第18回 日本国憲法の文献を読む  
ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第19回 日本国憲法の文献を読む  
ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第20回 日本国憲法の文献を読む  
ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第21回 日本国憲法の文献を読む  
ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全

員で文献の読み方について意見交換する。

第22回 日本国憲法の文献を読む  
ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第23回 日本国憲法の文献を読む  
ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第24回 日本国憲法の文献を読む  
ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第25回 日本国憲法の文献を読む  
ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第26回 日本国憲法の文献を読む  
ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第27回 日本国憲法の文献を読む  
ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第28回 日本国憲法の文献を読む  
ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第29回 日本国憲法の文献を読む  
ゼミ生が指定文献の担当箇所の内容を報告し、ゼミ生全員で文献の読み方について意見交換する。

第30回 日本国憲法を理解する  
これまでを振り返って意見交換する。

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習

木原 正樹

-----

< 授業の方法 >

演習(対面授業、または遠隔授業(リアルタイム授業))

< 授業の目的 >

この科目は、法学部のDPに示す、国際化社会の時代に対応した法的素養を身につけた職業人となるために、武力行使禁止原則および国際人道法を理解することを目指す。

この点、武力行使禁止原則の下、武力を行使することは、国際人道法および国際刑事法の規制の下におかれている。また、国際人道法の基本原則である「軍事目標主義」および「不必要な苦痛禁止の原則」の下でも規制されている。そこで、国際人道法・刑事法上の判例を通じて、どのように武力行使が規制されているのか、を理解することを目的とする。

ホームページ

<http://www.un.org>

< 到達目標 >

このゼミにより、第一に、国際社会における「武力紛争

禁止原則」および国際人道法上の「軍事目標主義」と「不必要な苦痛禁止原則」の重要性に対する関心を高めることができる。第二に、法学部の学生として、比較的早い段階で国際裁判の判決文を読むことができる。第三に、大学生にふさわしいレベルの議論になれることができる。

< 授業のキーワード >

武力行使禁止原則、国際人道法、軍事目標主義、不必要な苦痛禁止原則

< 授業の進め方 >

少人数のグループワークを取り入れて、ディスカッションを中心にアクティブ・ラーニングを行う。

前期も後期も、「武力行使禁止原則」、国際人道法、とりわけ「軍事目標主義」と「不必要な苦痛禁止原則」の基礎知識を得たうえで、それらに関する国際判例を読み、報告し、ディスカッションする。

いずれも、講義ではレジュメと資料を毎回使用し、報告では報告レジュメなどを使用する。

< 履修するにあたって >

・ゼミ開始前までに「授業の方法」の「資料配布」からプリントアウトしておき、それを手元に持ちつつZoomミーティングに参加してしてください。

・国際社会を理解してもらうための講演会なども行います。積極的に参加して、国際感覚を身につけ、ゼミでの報告・議論に生かしてってください。

・緊張感を持ってゼミに臨んでいただきたい。私語、遅刻、授業中の携帯メール使用は厳禁。

< 授業時間外に必要な学修 >

全員、一日平均25分、週3時間は必要な学修をしてくる。報告者は、それに加えて報告準備を2時間、合計週5時間学修してくる。

国際人権法、国際経済法に関する基本書や判例などを読んでくる。

< 提出課題など >

前期・後期一回ずつ、計2回以上の報告を必須とする。それ以外に、毎回のゼミで学んだことを簡単にまとめて、出席表に記入してもらう。そのために、毎回、事前にゼミの予定表に従って、予習しておくこと。

報告の指導の他、毎回の提出物にはコメントを付して、翌週返却する。

最後に、卒業レポートのテーマを提出してもらう。

< 成績評価方法・基準 >

自分の担当部分の報告内容での評価が5割、ゼミでの報告のいずれかをまとめたレポートの評価が3割、ゼミの議論での発言状況と毎回のまとめの評価が2割、という内訳で評価する。

< テキスト >

なし

< 参考図書 >

・薬師寺公夫・坂元茂樹・浅田正彦編集代表『ベシッ

ク条約集 [ 2021年版 ] 』東信堂 2021年、・国際法学会編『国際関係法辞典 ( 第2版 ) 』三省堂 2005年  
・松井芳郎編集代表『ハンディ条約集』東信堂、2009年、  
・小寺彰、森川幸一、西村弓編『国際法判例百選 第2版』(別冊ジュリスト204号2011年、有斐閣)、  
・杉原高嶺他編『国際法基本判例50』三省堂 2010年・杉原高嶺他編『国際法基本判例50 第2版』三省堂 2014年・徳川信治・西村智朗編著『テキストブック 法と国際社会 第二版』法律文化社、2018年

< 授業計画 >

第1回 武力紛争に関する判例のイントロダクション

国際人道法とは何か。報告の班分け。

第2回 国際人道法関連の判例1

原爆判決の概要

第3回 国際人道法関連の判例2

原爆判決における「軍事目標主義」と「不必要な苦痛禁止原則」の解説

第4回 国際人道法関連の判例3

原爆判決の予備報告と質疑応答

第5回 国際人道法関連の判例4

原爆判決の報告と議論

第6回 国際人道法関連の判例5

「核兵器使用の違法性」勧告的意見の概要

第7回 国際人道法関連の判例6

「核兵器使用の違法性」勧告的意見における「武力行使禁止原則」、「軍事目標主義」、「不必要な苦痛禁止原則」

第8回 国際裁判に関する講演会

国際人権実務に携わっている弁護士の方の講演を聞く。

第9回 国際人道法関連の判例7

「核兵器使用の違法性」勧告的意見の予備報告と質疑応答

第10回 国際人道法関連の判例8

「核兵器使用の違法性」勧告的意見の報告と議論

第11回 国際人道法関連の判例9

ニカラグア事件判決の概要

第12回 国際人道法関連の判例10

ニカラグア事件判決における「武力行使禁止原則」と「集団的自衛権の要件」

第13回 国際人道法関連の判例11

ニカラグア事件判決の予備報告と質疑応答

第14回 国際人道法関連の判例12

ニカラグア事件判決の報告と議論

第15回 前期の判例全般に関する質疑応答

前期の判例全般に関するゼミ生からの質問に、教員(木原)が答える。

第16回 国際人権法に関する判例のイントロダクション

国際人権法とは、何か? 後期の班分け。

第17回 国際人権法関連の判例1

メルボルン事件判決の概要

第18回 国際人権法関連の判例2  
メルボルン事件判決における「公正な裁判を受ける権利、個人通報制度」

第19回 国際人権法関連の判例3  
メルボルン事件判決の予備報告と質疑応答

第20回 国際人権法関連の判例4  
メルボルン事件判決の報告と議論

第21回 国際人権法関連の判例5  
二風谷事件判決の概要

第22回 国際人権法関連の判例6  
二風谷事件判決における「少数民族の権利、国際人権法の国内への適用」

第23回 国際投資・金融に関する講演会  
国際経済実務に携わっていると同時に、大学院でも研究を続けている方の講演を聞く。

第24回 国際人権法関連の判例7  
二風谷事件判決の予備報告と質疑応答

第25回 国際人権法関連の判例8  
二風谷事件判決の報告と議論

第26回 国際人権法関連の判例9  
小樽公衆浴場事件判決の概要

第27回 国際人権法関連の判例10  
小樽公衆浴場事件判決における「平等原則、国際人権法の国内への適用」

第28回 国際人権法関連の判例11  
小樽公衆浴場事件判決の予備報告と質疑応答

第29回 国際人権法関連の判例12  
小樽公衆浴場事件判決の報告と議論

第30回 後期の判例全般に関する質疑応答  
後期の判例全般に関するゼミ生からの質問に、教員（木原）が答える。

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習

小松 昭人

-----  
< 授業の方法 >

演習（対面授業）

< 授業の目的 >

民法（財産法）の基本的な論点を、教科書その他の基本文献の読解を踏まえて、問題（一行問題、事例問題）および判例によって検討する。

< 到達目標 >

このゼミの目標は、つぎの3つである。

第1に、履修者が、判例や教科書その他の基本文献を精読し、民法の知識を段階的に修得すること、である（法学部ディプロマポリシー「1．知識・理解」に対応）。

第2に、履修者が、ゼミでの議論を通じて、既存の判例や学説を批評することができるようになること、である

（法学部ディプロマポリシー「2．汎用的技能」に対応）。

第3に、履修者が、民法の基本的な知識やゼミでの議論を踏まえて、検討課題である事例について適切な解決を提案することができるようになること、である（法学部ディプロマポリシー「2．汎用的技能」に対応）。

< 授業のキーワード >

民法。財産法。

< 授業の進め方 >

ゼミの基本的な進め方は、下記の4段階からなる。

【個人による事前学修】ゼミ生が各自、教科書その他の文献を参照し、検討課題について自分の解答を作成する。

【グループによる事前学修】2～3人のグループに分かれ、各自で調べたり考えたりしたことをもとに、検討課題をゼミの前に検討し、グループの解答を作成する。この段階では、グループのメンバー全員で疑問点を洗い出し、調べ、考え、解答を作成しなくてはならない。これは、自分の意見をもって議論に主体的、積極的に参加するために、必要不可欠なトレーニングである。なお、ゼミ生の学修状況に応じて、とを段階的に行うこともあれば、またはのいずれか一方のみを行うこともある。

【ゼミでの学修】ゼミでは、グループごとに、検討課題が事例問題であればその解答を、判例であればその概要と問題点を報告し、他のグループは報告の内容について質問する。この段階では、報告を担当するグループ以外の履修者は、他のグループの報告をよく聞き、自分の考えと照らし合わせながら、疑問点や見解を積極的に述べなければならぬ。また、報告を担当するグループのメンバーは誰であれ、報告の内容に関して、他のグループの履修者からの疑問に答え、自らの見解を述べなければならぬ。これは、他人の話を傾聴した上で、人前で落ち着いて自分の見解を論理的かつ説得的に述べるために、必要不可欠なトレーニングである。

【振り返り学修】ゼミでの報告後、ゼミでの質疑応答を踏まえて、報告を担当したグループの各メンバーは、期日までに振り返りのレポートを提出する。この段階では、報告を機に生じた疑問点や新たな考察を付け加えて、問題の解答をレポートにまとめる。これらは、他人の話をメモにまとめ、論理的な文章を書けるようにするために、必要不可欠なトレーニングである。

< 履修するにあたって >

講義とは異なり、少人数でじっくり議論する場であるゼミでは、とにかく積極的に学が姿勢が必要である。ゼミの報告だけでなく、その準備の際にも、自分の頭で考えることから逃げないようにすること。

また、民法の学修は、ゼミだけの学修では到底完結しない。当該年度に開講される民法科目は優先的に履修すること。

< 授業時間外に必要な学修 >

上記の授業の進め方のうち、【グループによる事前学修】および【ゼミでの学修】の効果を高めるため、【個人による事前学修】に確実に取り組むこと。また、【グループによる事前学修】には、お互いに協力して取り組むこと。

なお、このゼミの履修者は、授業時間外に実施される、インカレ法律討論会（9月上旬頃開催予定）および法律討論会（12月上旬開催予定）への参加を求められる。

< 提出課題など >

上記の授業の進め方のうち、【個人による事前学修】、【グループによる事前学修】および【振り返り学修】に対応する課題の提出を求めるが、詳細はゼミの際に指示する。グループで作成したレジュメのファイルは、ゼミのOneDriveにアップロードする。

< 成績評価方法・基準 >

ゼミでの報告（討論会での立論や質疑応答も含む。）および提出された課題に基づいて、評価する。

なお、評価に際しては、出席は評価の当然の前提として、それ以外に、他の報告に対してどのような質問をしたり見解を述べたりしたかを、重視する。

< テキスト >

民法については、民法（総則）以降の民法科目を履修していれば、そのクラスで指定されたテキストを持参すること。

その他、田高寛貴・原田昌和・秋山靖浩『リーガル・リサーチ&サポート[第2版]』（有斐閣、2019年）および大橋洋一『法学テキストの読み方』（有斐閣、2020年） 定価 1,000円+税は、学修ガイドとして使用するので、必ず購入すること。

六法は冊子体で、最新版の六法を毎回、必ず持参すること。なお、ゼミの学修でも2021年公布の改正民法を前提とするので、古い六法は使用しないこと。

スマートフォンやタブレット型端末に搭載された六法は学修に適しないので、ゼミでの使用は許可しない。

< 参考図書 >

ゼミの際に、必要に応じて紹介する。

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス（1）

前期履修の確認および履修指導。

第2回 ガイダンス（2）

ゼミ日程の確認。前期履修の最終確認。

第3回 ガイダンス（3）

ゼミで使用する予定の学内施設（図書館など）の見学。

第4回 民法（財産法）の問題または判例の検討（1）

民法（財産法）を主な対象として、問題または判例を検討する。

第5回 民法（財産法）の問題または判例の検討（2）

民法（財産法）を主な対象として、問題または判例を検討する。

第6回 民法（財産法）の問題または判例の検討（3）

民法（財産法）を主な対象として、問題または判例を検討する。

第7回 民法（財産法）の問題または判例の検討（4）

民法（財産法）を主な対象として、問題または判例を検討する。

第8回 民法（財産法）の問題または判例の検討（5）

民法（財産法）を主な対象として、問題または判例を検討する。

第9回 民法（財産法）の問題または判例の検討（6）

民法（財産法）を主な対象として、問題または判例を検討する。

第10回 民法（財産法）の問題または判例の検討（7）

民法（財産法）を主な対象として、問題または判例を検討する。

第11回 民法（財産法）の問題または判例の検討（8）

民法（財産法）を主な対象として、問題または判例を検討する。

第12回 民法（財産法）の問題または判例の検討（9）

民法（財産法）を主な対象として、問題または判例を検討する。

第13回 民法（財産法）の問題または判例の検討（10）

民法（財産法）を主な対象として、問題または判例を検討する。

第14回 民法（財産法）の問題または判例の検討（11）

民法（財産法）を主な対象として、問題または判例を検討する。

第15回 前期の振り返り

前期を振り返り、ゼミでの学修状況を自己点検し、後期に向けて改善すべき点を明確にする。

第16回 後期ガイダンス

後期履修の確認および履修指導。ゼミの日程確認。

第17回 民法（財産法）の問題または判例の検討（12）

民法（財産法）を主な対象として、問題または判例を検討する。

第18回 民法（財産法）の問題または判例の検討（13）

民法（財産法）を主な対象として、問題または判例を検討する。

第19回 民法（財産法）の問題または判例の検討（14）

民法（財産法）を主な対象として、問題または判例を検討する。

第20回 民法（財産法）の問題または判例の検討（15）



民法（財産法）を主な対象として、問題または判例を検討する。

第21回 民法（財産法）の問題または判例の検討（16）

民法（財産法）を主な対象として、問題または判例を検討する。

第22回 民法（財産法）の問題または判例の検討（17）

民法（財産法）を主な対象として、問題または判例を検討する。

第23回 民法（財産法）の問題または判例の検討（18）

民法（財産法）を主な対象として、問題または判例を検討する。

第24回 民法（財産法）の問題または判例の検討（19）

民法（財産法）を主な対象として、問題または判例を検討する。

第25回 民法（財産法）の問題または判例の検討（20）

民法（財産法）を主な対象として、問題または判例を検討する。

第26回 民法（財産法）の問題または判例の検討（21）

民法（財産法）を主な対象として、問題または判例を検討する。

第27回 民法（財産法）の問題または判例の検討（22）

民法（財産法）を主な対象として、問題または判例を検討する。

第28回 民法（財産法）の問題または判例の検討（23）

民法（財産法）を主な対象として、問題または判例を検討する。

第29回 民法（財産法）の問題または判例の検討（24）

民法（財産法）を主な対象として、問題または判例を検討する。

2022年度 前期～後期

4単位

演習

小松 卓也

< 授業の方法 >

演習。

< 授業の目的 >

この科目は、学部のDPに掲げる「法的素養を身につける」「法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる」を目的とする。  
このゼミでは、会社法・企業取引法に關係する法制度のより詳しい勉強をすること、および、就職活動に向けて

の準備をすることを目的とする。

< 到達目標 >

演習で学んだ具体的な内容について、自己の理解したことや修得したことを、自分の言葉で表現できる

< 授業の進め方 >

毎回資料を基にその解説作業を行いその内容について議論をする。

< 授業時間外に必要な学修 >

講義で示された重要な用語や問題点について、各自で適宜調査することが必要である。各回につき、30分程度の自学自習（復習）を目安とする。

< 提出課題など >

講義内容および成績評価に関する事項については、適宜個別に助言等を行う。

< 成績評価方法・基準 >

課題に対する発言内容（50%）および課題の修得の達成度（50%）から評価する。

< テキスト >

特になし。

< 授業計画 >

第1回 討論(1)

契約法

第2回 討論(2)

企業間取引

第3回 討論(3)

企業間売買契約

第4回 討論(4)

企業の意思決定

第5回 討論(5)

企業間交渉

第6回 討論(6)

会社内部での責任

第7回 討論(7)

経営者と従業員

第8回 討論(8)

特殊な取引

第9回 討論(9)

法令遵守(1)

第10回 討論(10)

法令遵守(2)

第11回 討論(11)

法令遵守(3)

第12回 討論(12)

法令遵守(4)

第13回 討論(13)

法令遵守(5)

第14回 討論(14)

法令遵守(6)

第15回 討論(15)

法令遵守(7)  
第16回 討論(16)  
法令遵守(8)  
第17回 討論(17)  
法令遵守(9)  
第18回 討論(18)  
法令遵守(10)  
第19回 討論(19)  
経営組織(1)  
第20回 討論(20)  
経営組織(2)  
第21回 討論(21)  
経営組織(3)  
第22回 討論(22)  
経営組織(4)  
第23回 討論(23)  
経営組織(5)  
第24回 討論(24)  
経営組織(6)  
第25回 討論(25)  
経営組織(7)  
第26回 討論(26)  
経営組織(8)  
第27回 討論(27)  
経営組織(9)  
第28回 討論(28)  
経営組織(10)  
第29回 討論(29)  
経営組織(11)  
第30回 討論(30)  
経営組織(12)

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習

笹川 明道

-----  
< 授業の方法 >

演習

< 授業の目的 >

この科目は、法学部ディプロマ・ポリシーのうち、「1. 知識・理解」および「2. 汎用的技能」に対応しており、法的素養を身につけることおよび法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができるようになることを目的としています。

民法（特に債権）の基本的な論点にかかわる判例を毎回検討します。各回のゼミでは、初めに1個の論点について基礎的な知識を確認した後、当該論点にかかわる判例を取り上げ、事件の事実関係を踏まえて判決文を検討します。これを積み重ねることにより、債権法の基礎知

識を修得するとともに、法的な思考方法を身につけることをめざします。

< 到達目標 >

(1) 債権法の基礎的な知識を修得し、それについて説明することができる。

(2) 民法に関する基本的な事例問題について、法的な思考に基づいて、自らの見解を述べることができる。

< 授業の進め方 >

ゼミで検討する判例は、『民法判例百選』の中から担当教員が適宜選びます（判例の選択にあたっては、各種の資格試験での頻出論点をできるだけカバーするようにします）。

< 履修するにあたって >

報告者の人は事前に十分な準備をおこなって充実した報告になるよう努めてください。また、報告者以外の人も予習をしっかりと行って積極的に議論に参加してください。

< 授業時間外に必要な学修 >

この科目では、予習・復習等のために1回の講義あたり4時間の講義時間以外での学修が必要です。予習・復習の割合および学修方法については、必要に応じて指示します。

< 提出課題など >

ゼミ報告にあたっては、報告1週間前までに報告原稿の素案を提出してもらいます。そして、それに基づいて教員と事前の打ち合わせをおこない、教員は必要に応じて内容の追加、変更などの指示を出します。報告者は、その指示を踏まえて、ゼミの2日前までに完成原稿を準備することになります。

< 成績評価方法・基準 >

ゼミでの発表（25%）および毎回のグループ討論（75%）を基に評価します。

< テキスト >

窪田充見ほか編『民法判例百選 債権 [第8版]』（有斐閣、2018年）¥2,300+税

< 授業計画 >

第1回 オリエンテーション

このゼミのすすめ方、報告者の決定

第2回 学外見学

兵庫県立消費生活総合センターを見学する（状況により中止または延期の可能性あり）

第3回～第18回 債権各論に関する基本判例1

契約に関する判例を検討する。

第19回～第20回 債権各論に関する基本判例2

不当利得に関する判例を検討する。

第21回～第25回 債権各論に関する基本判例3

不法行為に関する判例を検討する。

第26回～第30回 債権総論に関する基本判例

債権総論に関する判例を検討する

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習

佐々木 光明

-----  
< 授業の方法 >

演習〔演習 3ゼミ〕

< 授業の目的 >

テーマ 「現代刑事法現象へ迫る」

目的 法現象への多角的アプローチの基礎力養成

これは、法的素養を身につけるとともに社会的課題を発見し、解決への指針を示す力をつけていくことにつながる。

< 到達目標 >

問題発見のために資料を探索し、報告、討議を通じて法現象への多角的アプローチができる。

< 授業の進め方 >

学内外を通じたフィールドワーク、文献・資料探索、報告、討議を中心とする。

< 履修するにあたって >

自らの問題意識を見つめ直し、主体的に関わることがゼミ活動の成否だということを再確認すること。

< 授業時間外に必要な学修 >

基本的に国内外の社会的な動向や歴史、文化等への関心を持つことが、演習活動の理解の促進に繋がります。取り組むテーマに関連した資料に目を通し、疑問点等は百科事典や法律用語辞典等を活用することをお勧めします。関心を向ける時間、気づきの時間を大切にしてみましょう。

< 提出課題など >

ゼミでの自らの課題に関する調査、報告準備等

< 成績評価方法・基準 >

前期 レポート課題の提出、コメントにより評価する。

後期 主体的な調査、報告活動を評価する。

< テキスト >

ゼミ活動の中で指示

< 参考図書 >

内田・佐々木『市民と刑事法』日本評論社

< 授業計画 >

第1回～第5回 協同と自覚

ゼミ活動計画の策定、ゼミ生による2年次ゼミ生への学習支援と刑事法・少年司法レクチャー計画の策定と準備

第6回～第10回 協同と自覚

2年次ゼミ生への学習支援と刑事法・少年司法レクチャーの資料作成と講義

第10回～25回 テーマに応じた資料探索、整理、報告、討議、質問を通じた学習自覚（刑事施設等参観・

質疑含む）

合宿等の企画力、遂行力の養成

学習・研究活動と社会的発信および「報告資料集」の編集、ゼミ機関誌『DIALOG』の編集企画

第26回～30回 ゼミ研究と社会的緊張

学習・研究活動と社会的発信および報告資料集の編集、ゼミ機関誌『DIALOG』の編集発行

第31回 ゼミ学生企画市民公開シンポジウム

テーマに関する企画（シナリオゼミ学生）、講演、パネルディスカッション

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習

佐藤 一進

-----  
< 授業の方法 >

対面形式での授業を予定している。文献講読を進め、一定の学習範囲についてのプレゼンテーションを各自が分担する。プレゼンテーションにあたってはレジュメの作成と配布を求める。

特別警報（すべての特別警報）または暴風警報発令の場合（大雨、洪水警報等は対象外の本科目の取扱いについて 授業を 実施します。ただし、避難指示、避難勧告が発令されている場合は ご自身の安全を最優先にし、自治体の指示に従って行動してください。

< 授業の目的 >

本科目は、法学部のDPに示す、法的素養の修得と公的事柄への責任意識、そして公平性と客観性を備えた政治的な思考力、判断力および行動力の涵養を目指しています。

古来、「Ars longa, vita brevis」（学芸は長く、生は短い）とも、「少年易老學難成」（少年老いやすく、学成りがたし）とも言われます。まして現代人は多忙で、情報も過多です。とすれば、学生時代に学び、考える対象は、「本質的なこと」に絞り込むべきではないでしょうか。

こうした観点から、本演習では、人間と世界の本質の一つとして「政治（politics）」という営為と現象を位置づけ、前年度の「演習」に引き続いて、政治についての思考のエッセンスが凝縮された古典を読み、考え、議論します。テキストの候補としては、プラトン『国家』、アリストテレス『政治学』、マキアヴェッリ『君主論』、デカルト『方法序説』、ルソー『人間不平等起源論』、スミス『国富論』、マルクス『資本論』、ニーチェ『道徳の系譜』など、西欧思想史上の古典作品を予定していますが、オルテガ『大衆の反逆』、ケインズ『説得論集

』、アレント『人間の条件』、パーリン『自由論』、フーコー『監獄の誕生』など、20世紀の名著も候補に含めます。

また、福澤諭吉、中江兆民、内村鑑三、新渡戸稲造らの明治日本の知識人、さらには夏目漱石、宮沢賢治、小林秀雄、坂口安吾らの近代日本文学者の著作なども考えられます。

人間的な営みとしての「政治」について、哲学・思想のみならず、文学や芸術の領域にも現れた作品を手がかりに考え、話し、書くことを重視した演習を目的とします。

<到達目標>

(1) 政治思想史の基礎知識(人名・語彙・概念・歴史)を習得する。

(2) 西欧という他者の思想、そして過去から現在にいたる政治思想の歴史を学ぶことで、現代日本に生きると同時に、グローバル世界にも生きる私たちが的確に認識し、思考するための土台を構築する。というのも、「いま、ここ」を捉える最良の手段のひとつが、「いま」を超えた過去、そして「ここ」を超えた他者を知ることだからである。

(3) 過去の思想家の文献(テキスト)を読み、想像し、理解することで、自分自身を客観的に捉える視座を獲得する。なぜなら、文献のなかに展開される思想世界(コンテキスト)は、「いま、ここ」にいる自分を括弧に入れて冷静に考察するのにまたとない環境だからである。

(4) 自分自身の思考を、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の反復において展開し、錬成し、掘り下げることができる。

<授業のキーワード>

民主主義、資本主義、グローバリゼーション、自由と自律、理論と実践、国家と個人

<授業の進め方>

まず、政治思想史への関心を喚起するべく、今日の民主主義、資本主義、グローバリゼーション、さらには20世紀の歴史に関する映像資料を視聴します。

そのなかで取り上げられる政治思想史上の古典について、各自の関心から一冊を選択してもらい、それらを全員で共有しながら読み進めるのか、各自が別々の作品を読み進めながら、ゼミにおいて報告発表するののかについて、受講者と協議のうえで決定します。

報告原稿の添削やレジュメ作成の指導とサポートは必要に応じて実施しますので、個人発表や文章作成に慣れない学生も、不安は払拭し、気概と情熱をもって取り組ん

でください。

なお、受講者の理解度や反応に即しながら、下記の予定が変更される場合があります。

<履修するにあたって>

本を読み、考え、話し、書くことへの熱意と主体性を持った学生の受講を歓迎します。

質問や相談等がある場合は、下記「遠隔授業情報」の項目に示したアドレスまでメールにて連絡してください。

オフィス・アワーを利用しての面談を希望する場合も同様です。

なお、成績のついての問い合わせについて、メールでは一切の対応をしかねます。教務窓口を通して、しかるべき時期に問い合わせてください。

<授業時間外に必要な学修>

協議のうえで選択したテキストを徹底的に読み込むことが必要となります(テキストの読み込みには、おおむね1週間あたり180分を要します)。そのうえで、各自の関心に応じた切り口から、そのテキストについての報告発表の準備を進めてもらいます。

<提出課題など>

受講者数に応じて頻度を決定しますが、定期的な報告発表を求めます。また、各自の報告発表に基づいたレポート(小論文)の提出を前期末と後期末に求めます。提出物については、ポータル・サイトを通じてフィードバックします。

<成績評価方法・基準>

授業内での報告分担(30%)、ゼミでの取り組みへの参加度(30%)、期末提出のレポート(40%)の合計で評価します。

<テキスト>

時間をかけて協議のうえ、選択・決定します。

<参考図書>

本演習の内容に関連の強い概説書としては以下を参照のこと。それ以外の古典や二次文献については演習内で紹介します。

宇野重規『西洋政治思想史』有斐閣アルマ、2013年  
熊野純彦『西洋哲学史：古代から中世へ』岩波新書、2006年  
熊野純彦『西洋哲学史：近代から現代へ』岩波新書、2006年  
小田部胤久『西洋美学史』東京大学出版会、2009年  
トニー・ジャット『20世紀を考える』河野真太郎訳、みすず書房、2015年  
佐伯啓思『近代の虚妄：現代文明論序説』東洋経済新報社、2020年

< 授業計画 >

1 導入

本演習のガイダンスと文献選定

2 今日の民主主義について

民主主義、脱グローバル化、テロリズム、移民排斥、主権国家

3 今日の資本主義について

グローバル資本主義、格差社会、テクノロジー、欲望、労働、経済成長

4 文献購読

文献購読とディスカッション

5 文献購読

個人報告、および文献購読、ディスカッション

6 文献購読

個人報告、および文献購読、ディスカッション

7 文献購読

個人報告、および文献購読、ディスカッション

8 文献購読

個人報告、および文献購読、ディスカッション

9 文献購読

個人報告、および文献購読、ディスカッション

10 文献購読

個人報告、および文献購読、ディスカッション

11 文献購読

個人報告、および文献購読、ディスカッション

12 文献購読

個人報告、および文献購読、ディスカッション

13 文献購読

個人報告、および文献購読、ディスカッション

14 文献購読

個人報告、および文献購読、ディスカッション

15 前期の総括と後期の文献選定

個人報告、および前期を振り返っての総括とディスカッション

16 文献購読

個人報告、および文献購読、ディスカッション

17 文献購読

個人報告、および文献購読、ディスカッション

18 文献購読

個人報告、および文献購読、ディスカッション

19 文献購読

個人報告、および文献購読、ディスカッション

20 文献購読

個人報告、および文献購読、ディスカッション

21 文献購読

個人報告、および文献購読、ディスカッション

22 文献購読

個人報告、および文献購読、ディスカッション

23 文献購読

個人報告、および文献購読、ディスカッション

24 文献購読

個人報告、および文献購読、ディスカッション

25 文献購読

個人報告、および文献購読、ディスカッション

26 文献購読

個人報告、および文献購読、ディスカッション

27 文献購読

個人報告、および文献購読、ディスカッション

28 文献購読

個人報告、および文献購読、ディスカッション

29 文献購読

個人報告、および文献購読、ディスカッション

30 年間を通じての総括

個人報告、および年間を振り返ってのディスカッション

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習

佐藤 雅美

-----  
< 授業の方法 >

対面授業

< 授業の目的 >

「事例解決型の討論方式による刑法学の重要テーマの研究」法廷教室を活用した模擬裁判変形型討論方式（ロールプレーイング）や刑法討論会方式による、複雑な事案の解決を、グループワークとチーム対抗のプレゼンテーション、ディスカッションによって競い合うプログラムの実施によって、法的思考力の定着、法的問題解決能力の向上、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力などの開発を目的とする。

< 到達目標 >

- 1 刑法学の重要論点に関して、判例や学説などの資料を適切に収集し、分析できる。
- 2 グループワークの中で、自らの役割を見出し、研究発表に具体的貢献できる。
- 3 刑法学の基本知識を基に、グループ内やグループ間で教科書レベルを超えた議論が展開できる。
- 4 刑法学の基本知識を具体的な事例の解決に生かすことができる。

< 授業のキーワード >

ゼミ 刑法総論 刑法各論 グループワーク 法律討論会 ロールプレーイング

< 授業の進め方 >

刑法討論会に向けたグループワークを中心に進める。

< 授業時間外に必要な学修 >

個人レベルでの予習・資料収集。グループ単位での発表の準備活動。

< 提出課題など >

適宜テーマを与えて個人レポートを作成する。

< 成績評価方法・基準 >

- 1 グループワークにおける貢献度 40%
- 2 グループ発表の完成度 30%
- 3 ディスカッションのレベル 30%

をもとに評価する。

< テキスト >

オリジナルの資料等を配布する。

< 参考図書 >

山口厚ほか『理論刑法学の最前線』（岩波書店）山口厚ほか『理論刑法学の最前線』（岩波書店）

< 授業計画 >

第1回 予定の確認

第2回～第14回 事例解決型討論

模擬裁判変形型討論方式（法廷教室）を実践することを通じて、検察、弁護、判定のそれぞれの立場から考え、議論するロールプレイングを専門的視点から体験する。

第15回 前期の成果の確認と反省

ロールプレイングがどの程度徹底できたかについて、意見交換を通じて今後の課題を整理する。

第16回 後期の予定確認

後期の刑法討論会方式への準備として、グループ編成、討論方法や運営面の確認を行う。

第17回～29回 事例解決型討論

刑法討論会方式（グループワーク）による議論を通じて、グループ内での役割分担、他のグループとの討論などを実践し、専門的な技法とコミュニケーション能力の向上を目指す。

第30回 年間の成果の確認と反省

特に後期の刑法討論会の成果と反省点について意見交換し、次年度への課題を整理する。

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習

田中 裕明

-----  
< 授業の方法 >

判例百選の事例を、順次グループごとに報告・説明してもらい、適宜質問を交えながら進める。

警報発令時の対応について、通常の講義の場合と同様、休講とする。

交通機関の運行中止の場合については、休講しない。

< 授業の目的 >

演習では、独占禁止法の諸問題について、審決、判例を中心に学習する。演習を通じて法学部のDPの「法的素

養を身につけ」、「社会における各種の問題についての要点を把握すること」を目指す。

< 到達目標 >

演習を通じて法理論を修得し、実社会における法的問題に向けての基礎的解決能力を獲得することができる。

< 授業の進め方 >

報告者の報告を軸に質疑応答形式で進める。

< 履修するにあたって >

演習では皆が当事者であるので、報告者だけでなく演習参加者全員が質疑応答できるようになってほしい。

適宜、理解度確認のための小テストを行う。

< 授業時間外に必要な学修 >

あらかじめ「審決・判例百選」の「事実の概要」を中心に1時間程度内容把握しておき、演習後1時間半から2時間程度復習すること。

< 提出課題など >

適宜、演習内容の理解度を確認するための小テストを行う。

< 成績評価方法・基準 >

出席を当然として、無駄のない報告、また、建設的な質問や意見にも高評価を付与する。

ゼミ中の発言を重視する。

上記の小テストの結果も加味する。

< テキスト >

金井貴詞・泉水文雄・武田邦宣編『経済法判例・審決百選』有斐閣

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス

演習の進め方を説明し、審決・判例百選の事案の割当てを決める。

第2回 「独占禁止法の基礎概念」に関する事案の報告（2回～4回）

報告者による事案の説明、論点の解説（以下、同じ）。

第3回 「私的独占」に関する事案の報告（5回～8回）

同上。

第4回 「不当な取引制限」に関する事案の報告（9回～15回）

同上。

第5回 「企業結合」に関する事案の報告（16回～20回）

同上。

第6回 「不公正な取引方法」に関する事案の報告（21回～30回）

同上。

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習

田中 康博  
-----

< 授業の方法 >

対面授業(演習)

< 授業の目的 >

この科目は、法学部ディプロマ・ポリシーのうち、「1. 知識・理解」(「法の理念および現実の社会における法の運用を踏まえて、法および政治について体系的に学修し、法化社会・国際化社会に対応した法的素養を身につけている。」)を達成していることを前提にして、「2. 汎用的技能」「3. 志向性」に対応し、社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができ、「公平性と客観性を重視した判断および行動ができる。」ようになることを目的とする。

民法解釈適用上の重要な問題としてこれまで盛んに議論されてきたテーマの中からいくつかの判決を取り上げ、ゼミ生相互の討論を通じてその判決に関する問題点を様々な角度から深く掘り下げて検討・考察することにより(「汎用的技能」)、法学部生として不可欠な、さまざまな角度からものごとを見る目を十全なものとするとともに、民法についての体系的理解を深める(「公平性と客観性を重視した判断および行動ができる。」)。

< 到達目標 >

1. 民法上の専門用語・概念を的確に使える(「1. 知識・理解」)。
2. 対象判決検討の前提として判決で問題となった民法上の諸制度・諸規定について、なぜそのような制度・規定が設けられたのか、その趣旨を理解する(「1. 知識・理解」)。
3. 判決の内容の本質を的確につかむとともにそれを法的に解析できる(「2. 汎用的技能」)。
4. 法的判断に必要な判例をはじめとする文献を収集し正確に読み取ることができる(「2. 汎用的技能」)。
5. 自らの意見を法的に構成しなおして説得的に主張することができる(「2. 汎用的技能」「3. 志向性」)。
6. 相手の主張を的確につかんだ上で反論することができる(「2. 汎用的技能」「3. 志向性」)。

< 授業の進め方 >

1. 一つのテーマについて検討判決1本を3回かけて一審から丁寧に読んでいく(所謂「レポーターによる報告とはしない」)。その際、理解の手助けとなる設問を配布する。
2. 基本となる判決については教員で準備して、当該テーマの開始前週のゼミで配布する。
3. ゼミは、受講者が予めの指示に従い予習して臨んでいることを前提に、質疑応答方式により行う(基本的に

は、教員の質問に対して指定された受講生がこれに答えるとの方式であるが、受講生同士の質問も勿論許される(むしろ大いに奨められる)。

4. 教員・他の受講生の質問に対する応答、受講生による他の受講生に対する質問が評価基準に所謂「講義への貢献(教室での発言など)」であり、毎回一定の点数をつけ、100点満点で20点分を割当てて。なお、応答を要求された場合は沈黙は認められない。

5. ゼミ終了後は理解の程度を、設問により確認しつつ十分に復習しなければならない

6. 受講者の座席はこれを指定する。

7. 言うまでもないが講義を妨害する行為は一切これを認めない(場合によっては退室を命ずる)。

< 履修するにあたって >

・無断欠席は認めない。無断欠席については1回について最終評価から10点減点する。

・20分を超える遅刻は欠席と看做す。また遅刻については、当該回の終了後直ちにその理由を申告すること。申告しない場合には20分以内の遅刻については無申告1回について最終成績から5点を、20分を超える遅刻については無申告1回について最終成績から10点を減点する。

< 授業時間外に必要な学修 >

この科目では、予習・復習等のために1回の講義あたり4時間の講義時間以外での学修が必要となる。学修方法の概要は以下のとおりであり、予習が中心となる。

1. 講義番号1で検討する判例については、2021年演習の最後に配布済である。テキスト及び「チェックシート」に従い、一審・控訴審・上告審の各判決について事前に検討し、教科書での解説も参考にして判決についての疑問点など各自で明らかにしなければならない。(これについては、すでに2021年度演習の最後に指示している)。

2. 講義番号2以降の検討判決については、その都度配布する。1.と同じ要領で予習する。3.各講義終了後は、各自の疑問点等が解消できたか復習することによってこれを確認する。また各講の最後には、テキスト各講筆者の「評釈」に十分に注意し、各自の「意見」もできる限りまとめる。

< 成績評価方法・基準 >

・次の から までの方法により、目標の到達度をはかる。

ゼミへの貢献(ゼミでの発言等) 20点

前期課題 40点

後期課題 40点

(課題については各々別途指示する。課題は採点終了後添削の上返却し、講評する。)

3分の2以上の出席者で且つ の合計が60点以上を合格とする。

<テキスト>

水野健・古積健三郎・石田剛著 <判旨>から読み解く民法 2017年有斐閣

<参考図書>

・民法と社会・民法 ・民法 ・民法 で使用した教科書

・民法 ・担保物権法で使用する教科書

：以下は、講義で使用するわけではない。しかし、各自で学修することが望ましい：

・横田明美・カフェパウゼで法学を 対話で見つける<学び方>(2018年、弘文堂)

・井田良 = 佐渡島沙織 = 山野目章夫・法を学ぶ人のための文章作法(2016年、有斐閣)

・野矢茂樹・まったくゼロからの論理学(2020年、岩波書店)

<授業計画>

第1回～第3回 教科書第5講 時効の援用権者の範囲

検討判決 《最判1999年10月21日民集53巻7号1190頁》

判例集に紹介された一審・控訴審・上告審についてそれぞれ「チェックシート」に従い確認し、質疑応答を通じて受講生が説明する。最後に教科書での「評釈」について検討する。凡そ、第01回は一審・控訴審、第02回は上告審、第03回は教科書での「評釈」の検討に割当てる。

第4回～第6回 教科書第9講：留置権の成立要件としての牽連性

検討判決《最判1968年11月21日民集22巻12号2765頁》

判例集に紹介された一審・控訴審・上告審についてそれぞれ「チェックシート」(1回目に配布し説明する)に従い確認し、質疑応答を通じて受講生が説明する。最後に教科書での「評釈」について検討する。凡そ、第07回は一審・控訴審、第08回は上告審、第09回は教科書での「評釈」の検討に割当てる。

第7回～第9回 教科書第10講：抵当権の物上代位と差押え

検討判決《最判1998年1月30日民集52巻1号1頁》

判例集に紹介された一審・控訴審・上告審についてそれぞれ「チェックシート」に従い確認し、質疑応答を通じて受講生が説明する。最後に教科書での「評釈」について検討する。凡そ、第10回は一審・控訴審、第11回は上告審、第12回は教科書での「評釈」の検討に割当てる。

第10回～第12回 教科書第11講：抵当不動産から分離搬出された動産への抵当権の追及効

検討判決《最判1982年3月12日民集36巻3号349頁》

判例集に紹介された一審・控訴審・上告審についてそれぞれ「チェックシート」に従い確認し、質疑応答を通じて受講生が説明する。最後に教科書での「評釈」について検討する。凡そ、第10回は一審・控訴審、第11回は上告審、第12回は教科書での「評釈」の検討に割当てる。

第13回～第15回 主題05

教科書第12講：不動産譲渡担保における受戻権の限界

検討判決：《最判2006年10月20日民集60巻8号3098頁》

判例集に紹介された一審・控訴審・上告審についてそれぞれ「チェックシート」に従い確認し、質疑応答を通じて受講生が説明する。最後に教科書での「評釈」について検討する。凡そ、第13回は一審・控訴審、第14回は上告審、第15回は教科書での「評釈」の検討に割当てる。

【前期課題】 ここまでに検討した判決に関する課題である。

第16回～第18回 教科書第13講：安全配慮義務の意義・法的性質

検討判決《最判1975年2月25日民集29巻2号143頁》

判例集に紹介された一審・控訴審・上告審についてそれぞれ「チェックシート」に従い確認し、質疑応答を通じて受講生が説明する。最後に教科書での「評釈」について検討する。凡そ、第16回は一審・控訴審、第17回は上告審、第18回は教科書での「評釈」の検討に割当てる。

第19回～第21回 教科書第14講：説明義務違反・契約締結上の過失の位置づけ

検討判決：《最判2011年4月22日民集65巻3号1405頁》

判例集に紹介された一審・控訴審・上告審についてそれぞれ「チェックシート」に従い確認し、質疑応答を通じて受講生が説明する。最後に教科書での「評釈」について検討する。凡そ、第19回は一審・控訴審、第20回は上告審、第21回は教科書での「評釈」の検討に割り当てる。

第22回～第24回 教科書第16講：保証債務と原状回復債務

検討判決《最判1965年6月30日民集19巻4号1143頁》

判例集に紹介された一審・控訴審・上告審についてそれぞれ「チェックシート」に従い確認し、質疑応答を通じて受講生が説明する。最後に教科書での「評釈」について検討する。凡そ、第22回は一審・控訴審、第23回は上告審、第24回は教科書での「評釈」の検討に割り当てる。第25回～第27回 教科書第15講：共同抵当の目的不動産の売却が詐害行為に当たる場合

検討判決《最判1992年2月27日民集46巻2号112頁》

判例集に紹介された一審・控訴審・上告審についてそれぞれ「チェックシート」に従い確認し、質疑応答を通じて受講生が説明する。最後に教科書での「評釈」について検討する。凡そ、第25回は一審・控訴審、第26回は上告審、第27回は教科書での「評釈」の検討に割り当てる。

第28回～第30回 教科書第30講：共同相続関係と賃料債権の帰属

検討判決《最判2015年9月8日民集59巻7号1931頁》

判例集に紹介された一審・控訴審・上告審についてそれぞれ「チェックシート」に従い確認し、質疑応答を通じて



て受講生が説明する。最後に教科書での「評釈」について検討する。凡そ、第28回は一審・控訴審、第29回は上告審、第30回は教科書での「評釈」の検討に割り当てる。  
【後期課題】後期に検討した判決に関する課題である。  
・第30回終了後に2023年度演習 の検討判決を配布する。

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習

塚田 哲之  
-----

< 授業の方法 >

演習（対面授業）

ただし、全学の方針に基づき、対面授業および遠隔授業の併用、またはすべて遠隔授業となる可能性がある（遠隔授業については、リアルタイム方式・Zoom利用で実施する予定）。

< 授業の目的 >

この科目は、法学部のDPIに示す、「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すこと」および「地域社会から国際社会に至る国内外の公共的事柄に関心と責任感を持ち、公平性と客観性を重視した判断および行動ができる」ことを目標として、演習形式で実施される。

具体的には、憲法学における重要テーマを扱いつつ、現代日本社会における憲法問題を中心とする社会問題を取り上げ、検討する。

< 到達目標 >

現代日本社会におけるさまざまな問題について、憲法学を含む法律学の観点から問題・論点を指摘し、法学部生に期待される程度の水準の検討を行うことができる。

< 授業のキーワード >

憲法、現代日本の社会問題

< 授業の進め方 >

・毎回1テーマを設定し、あらかじめ指定された担当者が報告し、それを受けて教員を含む参加者全員で討論する方式を基本とする。

・課題文献の講読、映像資料の閲覧も適宜取り入れる可能性がある。

< 履修するにあたって >

現実の社会で生じる法的問題、社会問題に強い関心を持ち、自ら調べ、考える姿勢を持つこと。欠席・遅刻は原則として認めない。

< 授業時間外に必要な学修 >

毎回のテーマにつき、報告者には十分な準備が求められることは当然である。報告者以外の参加者も、テキストや課題文献等を読み込むなど、十分な予習が求められる

（目安として各回2時間程度）。また、各回で扱った内容につき、課題文献の再読、議論のまとめなどの復習も求められる（目安として、各回2時間程度）。その他、課題提出を課した場合は、その作成のための学修が必要となる。

< 提出課題など >

適宜指示する。報告、提出物の内容については、各回にコメントする。

< 成績評価方法・基準 >

毎回出席することを前提として、報告・提出物の内容（50%）、議論への参加状況・発言内容（50%）に基づき評価する。

< テキスト >

参加者と相談の上、決定する。なお、文献・資料の配付にはMoodle, dotCampusなどのLMSを利用することがある。

< 参考図書 >

必要に応じて指定する。

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス・打ち合わせ

進行方法・テーマについての相談

第2回 報告と討論（1）

報告者からの報告とそれをもとにした討論（1）

第3回 報告と討論（2）

報告者からの報告とそれをもとにした討論（2）

第4回 報告と討論（3）

報告者からの報告とそれをもとにした討論（3）

第5回 報告と討論（4）

報告者からの報告とそれをもとにした討論（4）

第6回 報告と討論（5）

報告者からの報告とそれをもとにした討論（5）

第7回 報告と討論（6）

報告者からの報告とそれをもとにした討論（6）

第8回 報告と討論（7）

報告者からの報告とそれをもとにした討論（7）

第9回 報告と討論（8）

報告者からの報告とそれをもとにした討論（8）

第10回 報告と討論（9）

報告者からの報告とそれをもとにした討論（9）

第11回 報告と討論（10）

報告者からの報告とそれをもとにした討論（10）

第12回 報告と討論（11）

報告者からの報告とそれをもとにした討論（11）

第13回 報告と討論（12）

報告者からの報告とそれをもとにした討論（12）

第14回 報告と討論（13）

報告者からの報告とそれをもとにした討論（13）

第15回 前期のまとめ

前期の到達点と後期に向けた課題の確認

第16回 後期の打ち合わせ

後期のテーマ、運営方法等について検討

第17回 報告と討論(14)  
報告者からの報告とそれをもとにした討論(14)  
第18回 報告と討論(15)  
報告者からの報告とそれをもとにした討論(15)  
第19回 報告と討論(16)  
報告者からの報告とそれをもとにした討論(16)  
第20回 報告と討論(17)  
報告者からの報告とそれをもとにした討論(17)  
第21回 報告と討論(18)  
報告者からの報告とそれをもとにした討論(18)  
第22回 報告と討論(19)  
報告者からの報告とそれをもとにした討論(19)  
第23回 報告と討論(20)  
報告者からの報告とそれをもとにした討論(20)  
第24回 報告と討論(21)  
報告者からの報告とそれをもとにした討論(21)  
第25回 報告と討論(22)  
報告者からの報告とそれをもとにした討論(22)  
第26回 報告と討論(23)  
報告者からの報告とそれをもとにした討論(23)  
第27回 報告と討論(24)  
報告者からの報告とそれをもとにした討論(24)  
第28回 報告と討論(25)  
報告者からの報告とそれをもとにした討論(25)  
第29回 報告と討論(26)  
報告者からの報告とそれをもとにした討論(26)  
第30回 1年間の総括

1年間の到達点と今後各自で取り組むべき課題の確認

-----  
2022年度 前期

4単位

演習

橋本 圭多

-----  
< 授業の方法 >

演習

< 授業の目的 >

現代行政と公共政策について発展的な理解を深める。法学部のディプロマ・ポリシーが示すように、演習での取り組みを通じて公共的事柄に関心を持ち、自ら判断する能力を身につける。

< 到達目標 >

行政学に関する発展的な知識を習得する。また、大学生として研究を進めていく上で必要な文献読解能力や文章執筆能力を習得する。

< 授業の進め方 >

行政学に関する文献の輪読を中心とし、受講生による口頭報告とそれに対するディスカッションを行う。報告者は、文献の概要や背景、参考文献、関連する社会的事象などについて調査を行い、報告内容をレジュメとしてと

りまとめる。口頭報告をもとに、全体でのディスカッションを通じて理解を深める。また、輪読の内容に関連するレポート課題に取り組む。

< 授業時間外に必要な学修 >

テキストの指定箇所を読解し、口頭報告の準備およびレポート課題に取り組む。(6時間程度)

< 提出課題など >

授業内で適宜指示する。

< 成績評価方法・基準 >

レジュメの内容(25%)、口頭報告の内容(25%)、ディスカッションへの参加態度(25%)、レポートの成績(25%)をもとに評価する。なお、3回以上の欠席または口頭報告の無断欠席を行った者は、成績評価の対象としない。

< テキスト >

授業内で指示する。

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス

演習の進め方について説明する。

第2回 文献の輪読(1)

行政学に関する文献の読解・口頭報告・ディスカッションを行う。

第3回 文献の輪読(2)

行政学に関する文献の読解・口頭報告・ディスカッションを行う。

第4回 文献の輪読(3)

行政学に関する文献の読解・口頭報告・ディスカッションを行う。

第5回 文献の輪読(4)

行政学に関する文献の読解・口頭報告・ディスカッションを行う。

第6回 文献の輪読(5)

行政学に関する文献の読解・口頭報告・ディスカッションを行う。

第7回 文献の輪読(6)

行政学に関する文献の読解・口頭報告・ディスカッションを行う。

第8回 文献の輪読(7)

行政学に関する文献の読解・口頭報告・ディスカッションを行う。

第9回 文献の輪読(8)

行政学に関する文献の読解・口頭報告・ディスカッションを行う。

第10回 文献の輪読(9)

行政学に関する文献の読解・口頭報告・ディスカッションを行う。

第11回 文献の輪読(10)

行政学に関する文献の読解・口頭報告・ディスカッションを行う。

第12回 文献の輪読(11)

行政学に関する文献の読解・口頭報告・ディスカッションを行う。

第13回 文献の輪読(12)

行政学に関する文献の読解・口頭報告・ディスカッションを行う。

第14回 文献の輪読(13)

行政学に関する文献の読解・口頭報告・ディスカッションを行う。

第15回 文献の輪読(14)

行政学に関する文献の読解・口頭報告・ディスカッションを行う。

第16回 文献の輪読(15)

行政学に関する文献の読解・口頭報告・ディスカッションを行う。

第17回 文献の輪読(16)

行政学に関する文献の読解・口頭報告・ディスカッションを行う。

第18回 文献の輪読(17)

行政学に関する文献の読解・口頭報告・ディスカッションを行う。

第19回 文献の輪読(18)

行政学に関する文献の読解・口頭報告・ディスカッションを行う。

第20回 文献の輪読(19)

行政学に関する文献の読解・口頭報告・ディスカッションを行う。

第21回 文献の輪読(20)

行政学に関する文献の読解・口頭報告・ディスカッションを行う。

第22回 文献の輪読(21)

行政学に関する文献の読解・口頭報告・ディスカッションを行う。

第23回 文献の輪読(22)

行政学に関する文献の読解・口頭報告・ディスカッションを行う。

第24回 文献の輪読(23)

行政学に関する文献の読解・口頭報告・ディスカッションを行う。

第25回 文献の輪読(24)

行政学に関する文献の読解・口頭報告・ディスカッションを行う。

第26回 文献の輪読(25)

行政学に関する文献の読解・口頭報告・ディスカッションを行う。

第27回 文献の輪読(26)

行政学に関する文献の読解・口頭報告・ディスカッションを行う。

第28回 文献の輪読(27)

行政学に関する文献の読解・口頭報告・ディスカッションを行う。

第29回 文献の輪読(28)

行政学に関する文献の読解・口頭報告・ディスカッションを行う。

第30回 演習のまとめ

各回の演習を振り返り、今後の研究に向けた課題を整理する。

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習

濱谷 直子  
-----

<授業の方法>

この授業は演習であり、履修者が報告および討論を行い、担当教員が解説および質疑応答を行う。

<授業の目的>

この授業は、法学部のディプロマ・ポリシーに示す、法的素養を身につけること、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことを目指す。

租税法の研究を行い、「租税法に関する基礎的な知識を身に付け、資料を作成し発表したり討論を行ったりする能力を培うこと」を目的とする。

<到達目標>

租税法に関する知識を身に付け、資料を収集・作成し発表や討論を行う能力等を培うことを通じ、問題解決能力を自分のものとする。

<授業のキーワード>

租税法主義 租税公平主義 自主財政主義 課税要件  
租税法と私法 節税 脱税 租税回避 担税力 タックスミックス 所得 財産 消費 申告納税制度 賦課課税制度 滞納処分 不服審査

<授業の進め方>

演習であるこの授業の進め方は、履修者による報告および討論による。

テーマは、判例を用いての報告・討論、専門書の講読、各自の関心の高いテーマを選択しての報告・討論等の中から、話し合いのうえ選択する。

報告者は事前にレジュメ作成等、報告の準備を行う必要があるほか、報告者以外の者も討論に備えて資料に目を通し疑問点を明らかにする等の準備を行う必要があることに注意すること。

なお、履修者の知識のレベル、授業の進捗状況および税制改正の状況により、シラバス記載の授業計画を適宜変更することがある。

<履修するにあたって>

租税法とは、税に関する法律、すなわち「所得税」「法人税」「相続税」「消費税」等の税の計算方法や納付・徴収の方法を定める法律である。

ゼミは必修科目ではなく、また、ただ受け身でいるだけ

の講義とも異なり、受講者自らが進んで発表を行い、全員で討論する形で進めてゆく授業である。従って、自発性が求められる。具体的には、毎回授業に出席して発言することが求められるため、事前の準備には長い時間と大きな労力を要する。

また、租税法はきわめて専門性が高く、消費税を例にあげてもなく毎年改正が行われるほか、憲法・行政法・民法・会社法等の他の科目と深い関連がある、社会経済制度全般の上に立脚した複雑かつ技術的な法分野であるから、関連科目の基礎知識を欠く場合には学習に大きな困難が予想されるので注意すること。

租税法に関心がない者による単位取得のみを目的とした受講は、長続きせず単位取得自体も難しくなることに十分留意すること。

税を専門とする国家資格である税理士試験や税務署職員である国税専門官採用試験、国家公務員試験の受験などははっきりとした進路を目的として持っている学生を歓迎する。

租税法は、上記の通り社会経済制度全般の上に立脚した複雑かつ技術的な法分野であるうえ、税額計算を行う際には会計学など、税制を考えるうえでは財政学や経済学など、法律学以外の方針とも強い関連がある。税の専門家として税理士という国家資格が存在する理由もそこにある。

これらの関連科目の基礎知識を欠く場合には学習に大きな困難が予想されるので注意すること。

履修者に対しては、租税法を学ぶ基礎となる関連科目を習得することにつとめる姿勢、および、新聞やニュースなどで日々税に関する事柄が報道されるので、関心を持ってそれらの情報を収集する姿勢を求める。

授業では、報告・討論を通じて、事実や自分の意見を他人に伝える能力であるプレゼンテーション能力、および、自分の意見を述べ他人の意見を聞き、相違点や利害の対立があれば討論によりそれを解消・解決する能力であるディベート能力を培う。

これらの能力は就職活動に必要とされることはもちろんのこと、社会人となった際にも基本的かつきわめて重要な能力として要求される素養である。

従って、履修者に対しては、学習の対象である租税法に関心を持つことはもちろんのこと、積極的かつ効果的に自分の意見を述べ、真摯かつ謙虚に他人の意見に耳を傾ける姿勢を求める。

授業中における私語や携帯電話の使用、頻繁な教室への

出入りなど、他の履修者に迷惑をかける行為は厳禁とする。

違反者は即刻退席してもらうほか、注意を受けたにもかかわらず繰り返すようであればそれ以降の授業への出席を禁止する。

授業の準備・予習を怠る者、携帯電話やスマートフォンの使用・居眠り・内職を行う等受講態度が良くない者、積極的に発言を行わない者、その他自ら進んで授業に参加する意思がないと見受けられる者も同様である。

アルコールハラスメント等の増加の現状に鑑み、ゼミコンパ等の学習以外の活動は、一切行わない。

< 授業時間外に必要な学修 >

報告者は事前にレジュメ作成等、報告の準備を行う必要があるほか、報告者以外の者も討論に備えて事前に資料に目を通し問題点を明らかにする等の準備を行うことが必要となる。目安として、授業時間の2倍程度の時間をかけること。

具体的には、指定図書・参考書・資料等に目を通し、問題点を発見しその解決方法を思考することが必要となる。

< 提出課題など >

授業で学んだことが身に付いたかどうか判断するため、抜き打ちで複数回小テストを行うほか、授業で学んだことを補い、かつ、社会人として必要とされる文章能力を向上させるため、複数回レポートや小論文を課す。小テストに対しては、テスト終了後に模範回答を配布する。レポート・小論文に対してはコメントをフィードバックする。

< 成績評価方法・基準 >

受講態度（授業中の態度、報告および発言の内容ならびに討論に参加した度合い、教員による質疑応答にどのように答えたか）を90%、小テストの点数を5%、レポートおよび小論文の内容（調べたことをわかりやすくまとめ、それを踏まえていかに説得力をもって自説を展開できたか）を5%として成績評価を行う。

授業への出席はあくまでも成績評価の「前提」であって評価の対象ではない。全ての回の授業に出席したからといって単位を取得できるとは限らない。

出席回数の割合が授業を行った回数の60%に満たない場合には、成績評価の「前提」を欠くため「評価なし」とする。

病気等やむを得ない理由による欠席、公共交通機関の遅延等やむを得ない理由による遅刻以外の欠席・遅刻を頻繁に繰り返す場合には、理由の如何を問わず単位を認定しない。

無断欠席者、私語等により他の受講者に迷惑をかける者、授業の準備・予習を怠る者、携帯電話やスマートフォン

の使用・居眠り・内職などを行うなど受講態度が良くない者、積極的に発言を行わない者、その他自ら進んで授業に参加する意思がないと見受けられる者は、理由の如何を問わず、授業への出席を禁止し単位を認定しない。採点ミスを除き、一度行った成績評価はいかなる理由があろうとも変更しない。

<テキスト>

指定しない。

<参考図書>

金子宏『租税法（第24版）』（弘文堂・2021年）

金子ほか編『ケースブック租税法〔第5版〕』（弘文堂・2017年）

<授業計画>

第1回 ガイダンス(1)全般について

自己紹介・受講の際の注意点の再確認等

第2回 ガイダンス(2)租税の現状を知る

データ・統計により、租税の現状を知る

第3回 ガイダンス(3)資料の集め方について

参考文献を紹介し、図書館の利用方法・資料収集の方法・レジユメの作成方法について再度確認する

第4回 ガイダンス(4)演習の進め方について

演習における報告・質疑応答・討論の方法・レポートの書き方などについて再度確認する

第5回 ガイダンス(5)討論を体験する

(1)教員が与えたテーマについて、全員で討論を行ってみる

(2)判例を用いた報告・討論、専門書の講読、各自の関心の高いテーマを選択しての報告・討論等の中から、授業で取り上げるものを話し合いのうえ選択し、報告の担当者を決定する

第6回～第30回 報告討論の実施(1)-(25)

租税法をテーマとし、報告・質疑応答・討論を行う

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習

廣峰 正子  
-----

<授業の方法>

演習

<授業の目的>

この科目は、法学部ディプロマ・ポリシーのうち、「2. 汎用的技能」および「3. 志向性」に対応し、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すこと、公平性と客観性を重視した判断および行動ができるようになることを目的としています。

生きた法律学を実践するためにゼミは討論形式が基本です。ゼミ生は3つのグループに分けられ、それぞれが原告・被告・裁判官の役割をローテーションで担当してい

きます。

討論初期は、原告側・被告側にそれぞれの言い分が記述されたレジユメが交付されます。それに基づいて原告は被告に請求し、被告はその請求を棄却するよう求めます。裁判官側は、両者の言い分を聞きながら争点を整理し、両者に補充すべき点を指摘し議論が活発になるよう進行役を務めます。最後に、裁判官は判決文を作成します。

<到達目標>

単に座学ではなく、学んだ法律知識を日常生活に応用できるように柔軟な考え方ができるようになること、及び、ゼミの準備などを通じて同じグループの仲間と交流を深め、コミュニケーション能力や協調性を養っていくことを目標とします。

<授業の進め方>

ディベート中心で進めます。進行に応じて、各班にレジユメの作成やレポート課題を課します。

<履修するにあたって>

ゼミは一人で勉強するのではなく、仲間と色々と文献を調べたり、協力してレジユメを作成したり、ときには議論して楽しみながら勉強できるのが醍醐味です。ですから、ゼミ旅行や討論会などゼミ行事には積極的に参加して下さい。

<授業時間外に必要な学修>

この科目では、講義外に4時間程度の学習時間が必要になります。各回のテーマについて、指示された内容を学習し、レジユメをまとめてきてください。参考文献等は適時指示します。

<提出課題など>

各学期末にレポート課題を課します。

その他、毎回授業の進行に応じて、各班ごとにレジユメを作成すること。

<成績評価方法・基準>

授業への参加態度（レジユメ作成、発言、出席など）（概ね60%）、レポート及びそのほかゼミ行事の参加など（概ね40%）を評価項目として評価します。

<テキスト>

六法を必ず持参すること（出版社は問わない）。

<授業計画>

第1~5回 事例問題1（主として物権法領域の問題）につき、模擬裁判形式でディベートを行う。

事例問題1につき、1班を原告、2班を被告、3班を裁判官役にして、模擬裁判形式でディベートを行う。原告、被告は毎回自分たちの主張をまとめたレジユメを用意して授業に臨むこと。議論が尽くされれば、裁判官は、事実認定・理由をまとめた判決文を用意し、結論を説明すること。

第6~10回 事例問題2

（主として債権法領域の問題）につき、模擬裁判形式でディベートを行う。

事例問題2につき、2班を原告、3班を被告、1班を裁判官役にして、模擬裁判形式でディベートを行う。原告、被告は毎回自分たちの主張をまとめたレジユメを用意して授業に臨むこと。議論が尽くされれば、裁判官は、事実認定・理由をまとめた判決文を用意し、結論を説明すること。

第11~15回 事例問題3（主として債権法領域の問題）につき、模擬裁判形式でディベートを行う。

事例問題3につき、3班を原告、1班を被告、2班を裁判官役にして、模擬裁判形式でディベートを行う。原告、被告は毎回自分たちの主張をまとめたレジユメを用意して授業に臨むこと。議論が尽くされれば、裁判官は、事実認定・理由をまとめた判決文を用意し、結論を説明すること。

第16~20回 事例問題4（主として債権法領域の問題）につき、模擬裁判形式でディベートを行う。

事例問題4につき、1班を原告、2班を被告、3班を裁判官役にして、模擬裁判形式でディベートを行う。原告、被告は毎回自分たちの主張をまとめたレジユメを用意して授業に臨むこと。議論が尽くされれば、裁判官は、事実認定・理由をまとめた判決文を用意し、結論を説明すること。

第21~25回 事例問題5（家族法を含め民法全体にかかわる問題）につき、模擬裁判形式でディベートを行う。

事例問題5につき、2班を原告、3班を被告、1班を裁判官役にして、模擬裁判形式でディベートを行う。原告、被告は毎回自分たちの主張をまとめたレジユメを用意して授業に臨むこと。議論が尽くされれば、裁判官は、事実認定・理由をまとめた判決文を用意し、結論を説明すること。

第26~30回 事例問題6

（家族法を含め民法全体にかかわる問題）につき、模擬裁判形式でディベートを行う。

事例問題6につき、3班を原告、1班を被告、2班を裁判官役にして、模擬裁判形式でディベートを行う。原告、被告は毎回自分たちの主張をまとめたレジユメを用意して授業に臨むこと。議論が尽くされれば、裁判官は、事実認定・理由をまとめた判決文を用意し、結論を説明すること。

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習

福島 敏明  
-----

< 授業の方法 >

演習

< 授業の目的 >

この講義では、法学部のディプロマポリシー（DP）が掲げる「社会における各種の問題について、その要点を把

握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる」ことを目的とします。「演習Ⅰ」で修得した憲法学の知識を前提に、引き続き日本国憲法をめぐる具体的な問題について参加者の報告をもとに議論を行うことを予定しています。その際の検討テーマや素材については、参加者と相談して決めたいと思います。

< 到達目標 >

日本国憲法をめぐる具体的な問題について関心を持ち、「演習Ⅰ」の時に比べて、より高度な内容の報告および議論を行うことができる。

< 授業のキーワード >

憲法、人権、統治機構、平和主義

< 授業の進め方 >

参加者による報告および議論を中心に進めます。

< 授業時間外に必要な学修 >

各回のテーマについて、報告者には十分な準備を行うことが求められます。報告者以外の参加者も議論に参加するために各回で扱うテキスト・文献の箇所を事前に熟読すること（2時間程度）が求められます。

< 提出課題など >

報告の際に報告レジユメの作成と配布を求めます。

< 成績評価方法・基準 >

報告・提出課題の内容60%、議論への参加状況40%の割合で評価します。

< テキスト >

参加者と相談して決めます。

< 参考図書 >

ゼミ中に指示します。

< 授業計画 >

第1回 前期ガイダンス

前期の授業の進め方などを検討

第2回 前期報告準備（1）

グループ分けなど

第3回 前期報告準備（2）

グループワークなど

第4回 前期報告準備（3）

グループワークなど

第5回 前期報告および議論（1）

報告者による報告と参加者全員による議論

第6回 前期報告および議論（2）

報告者による報告と参加者全員による議論

第7回 前期報告および議論（3）

報告者による報告と参加者全員による議論

第8回 前期報告および議論（4）

報告者による報告と参加者全員による議論

第9回 前期報告および議論（5）

報告者による報告と参加者全員による議論

第10回 前期報告および議論（6）

報告者による報告と参加者全員による議論

第11回 前期報告および議論（7）  
 報告者による報告と参加者全員による議論  
 第12回 前期報告および議論（8）  
 報告者による報告と参加者全員による議論  
 第13回 前期報告および議論（9）  
 報告者による報告と参加者全員による議論  
 第14回 前期報告および議論（10）  
 報告者による報告と参加者全員による議論  
 第15回 前期総括  
 前期に学んだことの総括  
 第16回 後期ガイダンス  
 後期の授業の進め方などを検討  
 第17回 後期報告準備（1）  
 グループ分けなど  
 第18回 後期報告準備（2）  
 グループワークなど  
 第19回 後期報告準備（3）  
 グループワークなど  
 第20回 後期報告および議論（1）  
 報告者による報告と参加者全員による議論  
 第21回 後期報告および議論（2）  
 報告者による報告と参加者全員による議論  
 第22回 後期報告および議論（3）  
 報告者による報告と参加者全員による議論  
 第23回 後期報告および議論（4）  
 報告者による報告と参加者全員による議論  
 第24回 後期報告および議論（5）  
 報告者による報告と参加者全員による議論  
 第25回 後期報告および議論（6）  
 報告者による報告と参加者全員による議論  
 第26回 後期報告および議論（7）  
 報告者による報告と参加者全員による議論  
 第27回 後期報告および議論（8）  
 報告者による報告と参加者全員による議論  
 第28回 後期報告および議論（9）  
 報告者による報告と参加者全員による議論  
 第29回 後期報告および議論（10）  
 報告者による報告と参加者全員による議論  
 第30回 後期総括  
 後期に学んだことの総括

-----  
 2022年度 前期～後期

4単位

演習

藤川 直樹

-----  
 < 授業の方法 >

演習

< 授業の目的 >

法学の基礎概念は西洋世界を母胎として形成された異質

な知的構造物である。それ故に、法と法学を深く理解するには、法的な制度・概念・理論がどのような文化的社会的背景において彫琢・変容したものであるかを正確に認識することが不可欠となる。本演習は、広く法と法学に関する比較法文化史的関心に基づいて研究し、研究調査や論文執筆、報告及び討論を通じて、法学に関する深い知見を獲得すると同時に、知的な思考回路を形成し、知の技法を会得することを目的とする（この科目は法学部DPに所謂「法の理念および現実の社会における法の運用を踏まえて、法および政治について体系的に学修し、法化社会・国際化社会に対応した法的素養を身につけること」、「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すこと」に対応する）。

3年次配当の本演習では各自の関心に応じて研究課題を設定し、各回の報告・批評・討論を通じて研究を深めながら、研究論文を執筆する。研究・調査の技法、論文執筆の作法を身につける。

< 到達目標 >

法制史・比較法・法理論に関わる問題を発見できる。自ら発見した問題に適切な切り口を設定し、調査・検討できる。

正確な言語と論理及び適切な様式で研究論文を作成できる。

< 授業の進め方 >

任意の研究主題について、先行研究を調査・検討したうえで、自らの考察を研究論文に纏める。

< 履修するにあたって >

・本演習は所謂「研究と教育の一致」を基調とする古典的意味におけるゼミである。従って、報告準備は勿論、さまざまな問題に対する強い関心と意欲、およそ未知未踏の領域を開拓せんとする知的勇敢さ、そして自身の問題関心を言語化し他者と討議する積極性と主体性が要求される。

・ゼミの性質上、最低限の歴史的・文化的教養は必要であるので、少なくとも貪欲に知識を摂取する意欲があることが期待される。また、参加者には「日本法制史」・「西洋法制史」・「政治思想史」などの歴史系科目、外書講読系科目、特に「法律外書講読（ドイツ語）」の履修を強く推奨している。

< 授業時間外に必要な学修 >

所定の主題について調査・研究し、報告の準備をすること（90分）。報告に対する討論を参考にして主題を掘り下げ、研究論文を作成すること（90分）。

< 提出課題など >

研究論文の提出を求める。

< 成績評価方法・基準 >

毎回の出席を前提として、研究論文（60%）、報告（20%）、討論（20%）を目安に総合的に評価する。正当な理由のない無連絡の欠席が3回を超えた場合は単位を認

定しない。予習・報告準備などの必要な準備を怠るなど、演習参加の前提を欠く場合はこれに準じて評価する。

<テキスト>

適宜指定する。

<参考図書>

適宜紹介する。

<授業計画>

第1回 前期主題決定

参加者の研究主題を決定する

第2回～第12回 自由主題研究

任意の主題に関する研究・報告・検討

第13回～第14回 自由主題研究 最終報告

任意の主題に関する研究の最終報告会

第15回 前期の総括

前期の学習の総括と後期の進行の確認

第16回 後期主題決定

参加者の研究主題を決定する

第17回～第27回 自由主題研究

任意の主題に関する研究・報告・検討

第28回～第29回 自由主題研究 最終報告

任意の主題に関する研究の最終報告会

第30回 後期の総括

後期の学習の総括

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習

山越 裕太

-----  
<授業の方法>

演習

<授業の目的>

この科目は、法学部のディプロマ・ポリシー(DP)に示されているような、国際政治に関する各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、説得力ある議論を展開できるようになること、国際政治の事柄に関心を持ち、公平性と客観性を重視した判断ができるようになることを目指す。

<到達目標>

1. 学生は国際政治の特徴や諸問題の要点を説明できる。(知識)
2. 学生は国際政治学の知識を踏まえ、現在直面している課題を分析できる。(知識)
3. 学生は国際政治の出来事に積極的に接し、意見を述べるができる。(態度・習慣)
4. 学生は自ら国際政治の情報を収集し、複眼的に問題を考察することができる。(技能)

<授業のキーワード>

世界を読み解く国際政治学

<授業の進め方>

ゼミは担当者(グループ)の報告、及びその他ゼミ生の発言、質疑、討論を中心に展開する。

事前準備：報告担当者は、レジюме(文献の要約や論点など)を用意する。それ以外の学生は、文献を読み、疑問点などを整理し、メモを作成する。

ゼミ報告：担当者はレジюмеに従い、報告する(30-45分)。それ以外の学生は、報告を聞き、新たに生まれた疑問や確認したいことなどをメモする。

質疑応答+討論：レジюмеやメモに従い、全員で質疑や論点について議論する(45-60分)。

以上を繰り返すことで、文献読解力、プレゼン力、質問力を涵養する。

<履修するにあたって>

世界の出来事や国際政治学に興味のある学生を歓迎する。演習Iを踏まえて、さらに主体性と責任感を持って、学生間で協力して演習取り組むことが望まれる。

国際政治では時に考え方が鋭く対立する場面がある。その時に自分とは異なる考えを受容し、複眼的に国際政治を捉えることに挑戦していく。

下記授業計画は演習の展開や履修人数などにより変更する可能性がある。

<授業時間外に必要な学修>

事前準備学習として、報告担当者は、レジюме(文献の要約や論点など)の作成や報告の準備をする(2時間?)。

事前準備学習として、それ以外の学生は、文献の精読や疑問点などを整理し、メモを作成する(1時間?)。

事後展開学習として、関連する文献の調査や演習の論点を整理する(1時間?)。

<提出課題など>

レジюме、報告、質疑、討論

<成績評価方法・基準>

毎回の報告、発言、質疑、討論への参加などを基に総合的(100%)に評価する。

課題未提出、無断欠席、遅刻等は成績評価に影響しうる。特別な場合を除き、授業の3分の1以上を欠席した場合は、単位を認定しない。

<テキスト>

演習開講後、相談の上、決定する。

<参考図書>

適宜紹介する。報告を準備する上で参照できる辞書類として以下のものを挙げておく。

1. 『国際政治経済辞典 改訂版』(東京書籍、2003年)
2. 『国際政治事典 第2版』(弘文堂、2005年)
3. 田中明彦ほか編『新・国際政治経済の基礎知識 新版』(有斐閣、2010年)
4. 『平和と安全保障を考える事典』(法律文化社、2016年)

<授業計画>

第1回 インTRODクシヨン(前半)

演習の概要説明(履修予定者は必ず出席すること)



第2回 文献講読1  
担当者報告、全員で質疑応答、討論 1  
第3回 文献講読2  
担当者報告、全員で質疑応答、討論 2  
第4回 文献講読3  
担当者報告、全員で質疑応答、討論 3  
第5回 文献講読4  
担当者報告、全員で質疑応答、討論 4  
第6回 文献講読5  
担当者報告、全員で質疑応答、討論 5  
第7回 文献講読6  
担当者報告、全員で質疑応答、討論 6  
第8回 文献講読7  
担当者報告、全員で質疑応答、討論 7  
第9回 文献講読8  
担当者報告、全員で質疑応答、討論 8  
第10回 文献講読9  
担当者報告、全員で質疑応答、討論 9  
第11回 文献講読10  
担当者報告、全員で質疑応答、討論 1 0  
第12回 文献講読11  
担当者報告、全員で質疑応答、討論 1 1  
第13回 文献講読12  
担当者報告、全員で質疑応答、討論 1 2  
第14回 文献講読13  
担当者報告、全員で質疑応答、討論 1 3  
第15回 文献講読14  
担当者報告、全員で質疑応答、討論 1 4  
第16回 イン트로ダクション(後半)  
前半の総括や後半のテーマや文献、担当者の決定  
第17回 文献講読15  
担当者報告、全員で質疑応答、討論 1 5  
第18回 文献講読16  
担当者報告、全員で質疑応答、討論 1 6  
第19回 文献講読17  
担当者報告、全員で質疑応答、討論 1 7  
第20回 文献講読18  
担当者報告、全員で質疑応答、討論 1 8  
第21回 文献講読19  
担当者報告、全員で質疑応答、討論 1 9  
第22回 文献講読20  
担当者報告、全員で質疑応答、討論 2 0  
第23回 文献講読21  
担当者報告、全員で質疑応答、討論 2 1  
第24回 文献講読22  
担当者報告、全員で質疑応答、討論 2 2  
第25回 文献講読23  
担当者報告、全員で質疑応答、討論 2 3  
第26回 文献講読24  
担当者報告、全員で質疑応答、討論 2 4

第27回 文献講読25  
担当者報告、全員で質疑応答、討論 2 5  
第28回 文献講読26  
担当者報告、全員で質疑応答、討論 2 6  
第29回 文献講読27  
担当者報告、全員で質疑応答、討論 2 7  
第30回 総括  
演習IIの成果や今後課題を振り返り、意見交換

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習

山下 裕樹  
-----

< 授業の方法 >

演習(対面形式)

< 授業の目的 >

刑法上の諸問題および事例問題に関する報告・検討・議論を通じ、学部DPに示されている「法的素養を身につけている」こと、「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針をしめすことができる」ようになること、「公平性と客観性を重視した判断および行動ができる」ようになることを目的とする。

< 到達目標 >

- 1) 刑法に関する基礎的知識を修得する。
- 2) 論理的思考および多角的な考察ができる。
- 3) 情報を収集・分析し、要点を絞ったプレゼンテーションができる。

< 授業のキーワード >

刑法、論理的思考、多角的考察、プレゼンテーション

< 授業の進め方 >

・受講生による報告を叩き台とし、刑法上の諸問題について受講生全員で議論・考察する。

・状況に応じ、Zoomを用いたハイブリッド形式(リアルタイムでの対面式と遠隔式の混合)にて授業を行なう。

< 履修するにあたって >

・受講に際しては、六法を持参すること。

・受講生はインカレ刑法討論会への参加が義務づけられる。

< 授業時間外に必要な学修 >

与えられたテーマに関する資料収集・分析を行ない、報告レジュメを作成する。加えて、報告原稿を作成し、想定質問を考えておくことが望ましい。

< 提出課題など >

報告の際、報告レジュメを配付すること。

< 成績評価方法・基準 >

毎回の出席を前提として、報告準備・報告・ゼミ内ディスカッションの内容を総合的に判断して評価する(100%)。なお、無断欠席した者の単位は認定しない。

<テキスト>

佐久間修ほか『Law Practice 刑法〔第4版〕』（商事法律務、2021年）

佐伯仁志ほか編『刑法判例百選I〔第8版〕』（有斐閣、2020年）

佐伯仁志ほか編『刑法判例百選II〔第8版〕』（有斐閣、2020年）

十河太郎ほか『刑法総論判例50!』（有斐閣、2016年）

十河太郎ほか『刑法各論判例50!』（有斐閣、2017年）

その他、授業中に適宜指示する。

<参考図書>

井田良ほか『刑法事例演習教材〔第3版〕』（有斐閣、2020年）

<授業計画>

第1回 前期ガイダンス

前期の授業の進め方およびゼミ内ルールの確認

第2回 報告準備

報告テーマの設定

第3回 報告準備(2)

演習Iで取り扱った内容についての確認・議論

第4回 報告・議論(1)

報告者による報告および受講生全員による議論

第5回 報告・議論(2)

報告者による報告および受講生全員による議論

第6回 報告・議論(3)

報告者による報告および受講生全員による議論

第7回 報告・議論(4)

報告者による報告および受講生全員による議論

第8回 報告・議論(5)

報告者による報告および受講生全員による議論

第9回 報告・議論(6)

報告者による報告および受講生全員による議論

第10回 報告・議論(7)

報告者による報告および受講生全員による議論

第11回 報告・議論(8)

報告者による報告および受講生全員による議論

第12回 報告・議論(9)

報告者による報告および受講生全員による議論

第13回 報告・議論(10)

報告者による報告および受講生全員による議論

第14回 報告・議論(11)

報告者による報告および受講生全員による議論

第15回 前期まとめ

前期の授業内容および今後の課題の確認

第16回 後期ガイダンス

後期の授業の進め方

第17回 報告準備(3)

報告テーマの設定

第18回 報告準備(4)

前期に取り扱った内容についての確認・議論

第19回 報告・議論(13)

報告者による報告および受講生全員による議論

第20回 報告・議論(14)

報告者による報告および受講生全員による議論

第21回 報告・議論(15)

報告者による報告および受講生全員による議論

第22回 報告・議論(16)

報告者による報告および受講生全員による議論

第23回 報告・議論(17)

報告者による報告および受講生全員による議論

第24回 報告・議論(18)

報告者による報告および受講生全員による議論

第25回 報告・議論(19)

報告者による報告および受講生全員による議論

第26回 報告・議論(20)

報告者による報告および受講生全員による議論

第27回 報告・議論(21)

報告者による報告および受講生全員による議論

第28回 報告・議論(22)

報告者による報告および受講生全員による議論

第29回 報告・議論(23)

報告者による報告および受講生全員による議論

第30回 演習Iまとめ

後期の授業内容および今後の課題の確認

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習 A

岩田 将幸  
-----

<授業の方法>

演習形式

後期の第一回目は、Zoomで行うので、以下に参集してください。

メールの

特別警報の際でも、オンライン講義は原則として実施します。ただし、自治体から避難等の指示が出されている場合は、その旨の連絡を上記までしてください。欠席としては扱いません。

<授業の目的>

演習 Aの目的は、最終学年に際して、社会生活で必要とされる基本的なスキル（文書作成能力、説明能力、分析力、読解力、論理的思考）を仕上げることにあります。

レジュメの作成と口頭での発表を基本とするが、最終的に、自分自身の関心に基づき、自分なりのテーマを見つけと取り組むことができれば、なおよい。

ディプロマポリシーとの関係では、政治学的・法学的な素養を身につけるとともに、社会における各種の問題に

対して、政治学的・法的な思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことを目指す。また、時事問題や歴史問題の学習やディスカッションを通して、多角的に物事を理解・思考ができる国際感覚を養うことも目指していく。

<到達目標>

学生は、将来仕事をしていく上で必要となる基本的なスキル（文書作成能力、説明能力、分析力、読解力、論理的思考）に習熟し、自分なりのテーマや問題意識を発展させることができるようになることを目指す。

<授業のキーワード>

セミナー 発表 ディスカッション レジュメ資料作成  
文献講読 プレゼンテーション

<授業の進め方>

文献や資料をもとに、学生による報告およびディスカッションを中心に進める。

<履修するにあたって>

節度を守った上での自発性と積極性が問われる。ゼミでは、自発的に参加して、積極的に発言・行動すること。また、レジュメなど文書に関しては、手を抜かず、ミスは少なくするという前提のもと、きちんと形式に沿った形で、論理的かつ整然としたものを作成する努力が求められる。

ゼミで完全にフォローしきれない能力（PCスキルや英語の能力など）に関しては、自ら学習していく姿勢が求められる。

欠席は、原則として、全体の5回までとする。なお10分以上の遅刻は、欠席扱いとする。やむを得ない理由で欠席する場合は、事前に連絡を行うこと。それがどうしても困難な状況では、次回のゼミまでに必ず事情を報告すること。したがって、きちんと自己管理を行うことが求められる。

発表など課題担当の機会に、準備していない場合、あるいは欠席した場合は、評価を行わない。提出物に関しても、期限までに未提出の場合は、評価を行わない。やむを得ない理由が発生したと判断する、例外的な場合を除いて、一律に適用するので、注意すること。

<授業時間外に必要な学修>

PCスキルや英語の能力などに関しては、自ら学習していく姿勢が求められる。

<提出課題など>

レジュメ、発表、レポート。  
レジュメ、発表、レポート。講義中のレジュメや発表に関しては、教員だけでなく学生からも、レジュメの形式や中身やプレゼンの仕方に関して、評価できる点、修正すべき点をそれぞれ指摘して、改善するように促す。学生は、指摘し、指摘を受けることで、レジュメの作成

や発表の仕方に関する意識を高め、改善を重ねていくことを目指す。

<成績評価方法・基準>

受講中の態度（礼節や積極性や自発性）、報告の際のレジュメや口頭での説明、提出レポート、ゼミへの貢献度などを総合して評価する。

レジュメに関しては、形式をよく踏まえた、正確かつ整った文書を作成することが求められる。

また、口頭で説明する際にも、できるだけ、適切な言葉を用いて、論理的に話すことが求められる。

上の「履修するにあたって」をよく参照のこと。

基本的な評価の目安は、以下とする。

授業時間中の取組み状況 60%

授業時間外の課題提出状況 40%

<テキスト>

学生と相談の上、決定する。英語の文献を使用する場合は、適宜、指示・配布する。

<参考図書>

講義中に、適宜、指示を行う。

<授業計画>

1) ガイダンス

ゼミの進め方の説明など。

2) イントロダクション

これから行う課題に対して、レジュメの作成、発表の仕方、プレゼンテーション、ディスカッションの方法に関して説明を行い、課題への向い方に関して議論を行う。

3) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

4) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

5) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

6) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

7) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

8) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

9) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

10) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

11) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

12) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

13) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

14) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

15) 前期まとめ

前期の演習の課題に対して、学生自ら振り返り、反省点と改善点を議論する。

16) イントロダクション

前期に行ってきたレジュメ作成、発表、プレゼンテーション、ディスカッションを踏襲しながら、の方法に関して説明を行い、後期の新たな課題への向き方に関して議論を行う。

17) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

18) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

19) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

20) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

21) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

22) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

23) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

24) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

25) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

26) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

27) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

28) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

29) 学生による報告とディスカッション

プレゼンテーション、ディスカッション、文献の講読などを中心に行う。

30) これまでの総合的学習

これまでの演習の課題に対して、学生自ら振り返り、反省点と改善点を議論する。

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習 A

小川 一茂  
-----

<授業の方法>

対面方式による演習

<授業の目的>

この科目は、法学部DPに示す、法的素養を身につけ、社会における各種の問題について法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すこと、公平性と客観性を重視した判断及び行動ができるようになることを目指し、以下に示すような学修を行うものである。

少人数による演習形式のゼミナールは、法学部のカリキュラム上、学生の学修の中心的なものである。この演習では演習形式を採用し、2年次の演習及び3年次の演習で学修した内容を基にして、行政法についてさらなる知識の吸収と理解の深化を図る。

<到達目標>

行政法の各論分野について、様々な法概念を理解し、それらを用いた議論が可能となる。

特定のテーマについて、12000字程度のゼミレポートを作成できる。

<授業のキーワード>

演習 行政法

<授業の進め方>

演習形式を採用する。学生からの報告及びテキストの輪読とそれに基づく質疑応答及びグループ討論、グループ発表等により、到達目標の達成を目指す。

また、この演習にて利用する各種資料・プリントはメール・dotcampusのお知らせ機能にて配信するので、各自で確認し、必要があると認められたものは印刷するなどして準備をしておくこと。

<履修するにあたって>

4年次に開講される演習であるため、2年次（演習）及び3年次（演習）において学修した行政法の知識は必須となる。演習形式で行われるため、90分の演習で最低1回は発言を求める。

< 授業時間外に必要な学修 >

学生自身の発表及びゼミレポートの作成のための不断の努力を要する。

事前の学修としては、次回の学習内容に該当する参考文献や資料等を丹念に繰り返し読み、過去に取り扱った内容との関連性についてある程度の概要をとらえておくこと。（目安として1時間30分）

事後の学修としては、その回の講義で取り扱った内容を再確認して確実な理解をすること。また、不明な点があれば指定図書や参考図書や新聞等の資料を用いて不明な点の解消に努めること。（目安として2時間30分）

< 提出課題など >

必要があればその都度指示する。

（提出された課題については、後の講義時において解説・講評等を行う。）

< 成績評価方法・基準 >

ゼミへの参加・取組状況（30%）及びゼミレポートの内容（70%）により評価する。

< テキスト >

第1回目に指示する。

< 参考図書 >

第1回目に指示する。

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス

本演習の進め方を説明する。

第15回目までのスケジュールを決定する。

第2回 グループワーク練習

社会人基礎力育成のため、グループワークを行う。

第3回 グループプレゼンテーション練習（1）

社会人基礎力育成のため、グループによるポスタープレゼンテーションの準備をする。

第4回 グループプレゼンテーション練習（2）

社会人基礎力育成のため、グループによるポスタープレゼンテーションを行う。

第5回 文献講読（1）

近時の行政法理論に関する文献講読を行う。

第6回 文献講読（2）

近時の行政法理論に関する文献講読を行う。

第7回 文献講読（3）

近時の行政法理論に関する文献講読を行う。

第8回 文献講読（4）

近時の行政法理論に関する文献講読を行う。

第9回 文献講読（5）

近時の行政法理論に関する文献講読を行う。

第10回 行政事件批評（1）

行政法が争点となった近時の事件を取り上げ、解説及び

争点についての議論を行う。

第11回 行政事件批評（2）

行政法が争点となった近時の事件を取り上げ、解説及び争点についての議論を行う。

第12回 行政事件批評（3）

行政法が争点となった近時の事件を取り上げ、解説及び争点についての議論を行う。

第13回 行政事件批評（4）

行政法が争点となった近時の事件を取り上げ、解説及び争点についての議論を行う。

第14回 行政事件批評（5）

行政法が争点となった近時の事件を取り上げ、解説及び争点についての議論を行う。

第15回 前期の復習

第1回目～第14回目までの内容について、知識の定着を図るため再確認を行う。

第16回 ガイダンス

第30回目までのスケジュールを決定する。

第17回 グループワーク練習

社会人基礎力育成のため、グループワークを行う。

第18回 文献調査・整理（1）

ゼミレポート作成のための文献調査・整理を行う。

第19回 文献調査・整理（2）

ゼミレポート作成のための文献調査・整理を行う。

第20回 ゼミレポート中間報告（1）

ゼミレポート作成にあたっての中間報告を行う。（2名）

第21回 ゼミレポート中間報告（2）

ゼミレポート作成にあたっての中間報告を行う。（2名）

第22回 ゼミレポート中間報告（3）

ゼミレポート作成にあたっての中間報告を行う。（2名）

第23回 ゼミレポート中間報告（4）

ゼミレポート作成にあたっての中間報告を行う。（2名）

第24回 ゼミレポート中間報告（5）

ゼミレポート作成にあたっての中間報告を行う。（2名）

第25回 ゼミレポート中間報告（6）

ゼミレポート作成にあたっての中間報告を行う。（2名）

第26回 ゼミレポート中間報告（7）

ゼミレポート作成にあたっての中間報告を行う。（2名）

第27回 ゼミレポート中間報告（8）

ゼミレポート作成にあたっての中間報告を行う。（2名）

第28回 ゼミレポート中間報告（9）

ゼミレポート作成にあたっての中間報告を行う。（2名）

)

#### 第29回 後期の復習

ゼミレポートの中間報告をふり返り、完成に向けて必要となる点について、更なる検討・コメントを行う。

#### 第30回 卒業生懇談会

ゼミの卒業生が来校し、社会人としての心構え等を聞く。

#### 2022年度 前期～後期

4単位

演習 A

春日 勉

#### < 授業の方法 >

(対面授業)対面形式での授業を行う。但し、基礎疾患等で遠隔授業による参加が認められた者には、zoomを介した参加を認める。

アクティブラーニングを取り入れた実践的な学びを重視する。

#### < 授業の目的 >

この科目は、法学部ディプロマ・ポリシーの内、「法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すこと(汎用的技能)」に対応している。

実社会や法実務に応用可能な実践的な専門知識を身につけることを念頭に置き、判例、学説を理論的・実践的に理解し整理できることを目的とする。

#### < 到達目標 >

刑事訴訟法の基本概念、原理原則、日本の刑事裁判の現状と課題、刑事司法改革について理解する。

#### < 授業のキーワード >

被疑者・被告人の防御権保障、適正手続、無罪推定、疑わしきは被告人の利益にの原則、拳証選任、合理的な疑いを超える証明、再審、誤判、冤罪、自白法則、補強法則、伝聞法則、自由心証主義、当事者主義、精密司法、有罪率、保釈率、検察審査会制度、裁判員制度、証拠開示、公判中心主義、直接主義、起訴便宜主義、国家訴追主義、起訴・不起訴・起訴猶予、逮捕・勾留、身体拘束、勾留質問、取調べの可視化、自白、公判の形骸化、調書裁判、即決裁判手続、略式裁判手続、訴因、訴因変更、公訴事実、訴因変更命令、黙秘権、弁護権、証人尋問、被告人質問・・・。

#### < 授業の進め方 >

課題についてはまず教員が主要な論点について解説し、学生に意見を求める形で進めていく。

#### < 履修するにあたって >

刑事裁判に関する身近な出来事に常に関心を払うこと。何故、そうなのか原因や理由について自分で考える習慣を身につけること。

< 授業時間外に必要な学修 >

授業の課題について、刑事訴訟法の教科書、判例集等を通じて復習する。

< 提出課題など >

その都度指示する。

< 成績評価方法・基準 >

授業への参加と議論の中身を総合的に判断して評価する(100点)。

< テキスト >

使用しない。

< 参考図書 >

2021年度版 「犯罪白書」

< 授業計画 >

第1回 刑事訴訟法を学ぶ意義

講義の目的と進め方について理解できる。

第2回 最近のトピックから考えよう。 冤罪は何故起こる？

「黙秘権と『自白』との関係」について理解できる。

第3回 最近のトピックから考えよう。 冤罪は何故起こる？

「取調べの可視化で冤罪は無くなるか」について理解できる。

第4回 最近のトピックから考えよう。 「可視化」は何故実現したか。

「可視化法」成立の背景と刑事司法改革について理解できる。

第5回 最近のトピックから考えよう。 新たな捜査手法とは何か。

「盗聴立法、司法取引等の新たな捜査手法は何故導入されたか」について理解できる。

第6回 最近のトピックから考えよう。 刑事裁判における市民の参加。

「裁判員制度創設、検察審査会制度の改正は、何故行われたか、市民の参加と日本型刑事裁判」について理解できる。

第7回 刑事裁判の原則とルール

「無罪推定」の原則、「疑わしきは被告人の利益に」の原則、「合理的疑いを超える証明」の程度について理解できる。

第8回 刑事事件と当事者

裁判官、検察官、弁護人の役割と機能、被告人、被害者の人権について理解できる。

第9回 刑事手続きの流れ。

捜査・公判・上訴・再審、刑事裁判の種類等、刑事手続きの流れと仕組みについて理解できる

第10回 刑事手続きの流れ

捜査・公判・上訴・再審、刑事裁判の種類等、刑事手続きの流れと仕組みについて理解できる。

11回 統計からみる日本の刑事司法。  
犯罪白書を使用して、日本の刑事司法の現状を統計から把握する。

12回 統計からみる日本の刑事司法。  
犯罪白書を使用して、日本の刑事司法の現状を統計から把握する。

13回 それぞれの立場になって裁判を経験しよう。  
事例問題を通じて、法的な解決に挑んでみる。

14回 それぞれの立場になって、裁判を経験しよう。  
事例問題を通じて、法的な解決に挑んでみる。

15回 それぞれの立場になって、裁判を経験しよう。  
事例問題を通じて、法的な解決に挑んでみる。

16回 それぞれの立場になって、裁判を経験しよう。  
事例問題を通じて、法的な解決に挑んでみる。

17回 それぞれの立場になって、裁判を経験しよう。  
事例問題を通じて、法的な解決に挑んでみる。

18回 それぞれの立場になって、裁判を経験しよう。  
事例問題を通じて、法的な解決に挑んでみる。

19回 それぞれの立場になって、裁判を経験しよう。  
事例問題を通じて、法的な解決に挑んでみる。

20回 それぞれの立場になって、裁判を経験しよう。  
事例問題を通じて、法的な解決に挑んでみる。

21回 それぞれの立場になって、裁判を経験しよう。?  
事例問題を通じて、法的な解決に挑んでみる。

22回 それぞれの立場になって、裁判を経験しよう。  
事例問題を通じて、法的な解決に挑んでみる。

23回 それぞれの立場になって、裁判を経験しよう。  
事例問題を通じて、法的な解決に挑んでみる。

24回 それぞれの立場になって、裁判を経験しよう。  
事例問題を通じて、法的な解決に挑んでみる。

25回 それぞれの立場になって、裁判を経験しよう。  
事例問題を通じて、法的な解決に挑んでみる。

26回 それぞれの立場になって、裁判を経験しよう。  
事例問題を通じて、法的な解決に挑んでみる。

27回 それぞれの立場になって、裁判を経験しよう。  
事例問題を通じて、法的な解決に挑んでみる。

28回 それぞれの立場になって、裁判を経験しよう。  
事例問題を通じて、法的な解決に挑んでみる。

29回 それぞれの立場になって、裁判を経験しよう。  
事例問題を通じて、法的な解決に挑んでみる。

30回 それぞれの立場になって、裁判を経験しよう。  
事例問題を通じて、法的な解決に挑んでみる。

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習 A

上脇 博之  
-----

<授業の方法>

演習（前期も後期もオンライン授業になる可能性が高い、リアルタイム授業。対面授業の場合には連絡します）。

授業中以外の時間に質問がある場合には、dotCampusからの「お知らせ」メールに質問内容を書いて返信すると、私の電子メールに届きます。メールで回答するか、授業（動画）の中で回答するかどうかは、質問内容や質問数によって判断します。

<授業の目的>

本ゼミナールの目的は、法学部のDPに掲げる「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決方針を示すことができる」能力を身につけること、および「地域社会から国際社会に至る国内外の公共的事項に関心と責任を持ち、公平性と客観性を重視した判断およびこうどうができる」ようになることを目指すもので、より具体的には、日本国憲法をじっくり時間をかけて学習することである。

<到達目標>

本ゼミナールの到達目標は、日本国憲法はどのような基本原理に基づいてつくられているのか、また、日本国憲法が保障する基本的人権または統治機構はどのようなものなのか、さらに、それらについて判例はどのような立場なのか、など、受講生が特に関心のある事項とそこでの論点について各自が関係文献を読み込み、口頭で説明できるようになることである。

<授業のキーワード>

近代的意味での憲法、市民革命、侵略戦争、ポツダム宣言、日本国憲法の基本原理、権力分立制、国民主権主義、平和主義、基本的人権尊重主義、自由権、社会権、議会制民主主義、議院内閣制、司法権の独立、違憲立法審査権。

<授業の進め方>

本ゼミナールの到達目標を達成するために、

ゼミ生が特に関心のある事項とその論点について文献を読み込み

日本国憲法の学習をします。

ゼミ生には、特に関心のある事項とその論点について

文献（判決や専門書・論文）を読み込みレジュメを作成した上で、口頭による報告をしてもらいます（1回の授業につき報告者は1名）。

報告者とほかのゼミ生全員と質疑応答や議論をしてもらいます。

授業の進行もゼミ生が行います。

<履修するにあたって>

シラバスを読んでおくこと。演習科目なので、講義科目以上に受講生の積極性が求められるので、積極的な発言・参加をしてほしい。

<授業時間外に必要な学修>

ゼミ生が特に関心を持っている事項とそこでの論点について論じている様々な文献（判決や専門書など）を読み込むこと。報告のための準備をすること。授業は30回。授業1回につき予習と復習を最低でも合計4時間行うこと。

<提出課題など>

指定した文献の担当箇所の内容をまとめた報告書を提出すること。その提出は、dotCampusを通じて行ってください。PDFファイル以外（例えばWord）で作成し、提出する直前に、それをPDFファイルにしたものを提出してください。もし後期もオンライン授業のときには同様です。

<成績評価方法・基準>

報告（25%）、その報告における質疑応答を反映しまとめ直した報告書（50%）、毎回の意見内容（25%）を総合して評価する。

<テキスト>

受講生と相談して決める。

<参考図書>

- ・長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿編『憲法判例百選I 第7版』（有斐閣、2019年）、
- ・長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿編『憲法判例百選II 第7版』（有斐閣、2019年）、
- ・浦部法穂『憲法学教室[全訂第3版]』（日本評論社、2016年）
- ・浦田賢治・愛敬浩二編『演習ノート憲法〔第4版〕』（法学書院、2010年）
- ・小林孝輔編『憲法演習・自習セレクト50』（勁草書房、2004年）
- ・坂本修・小沢隆一・上脇博之『国会議員定数削減と私たちの選択』（新日本出版社、2011年）
- ・上脇博之『なぜ4割の得票で8割の議席なのか～いまこそ、小選挙区制の見直しを』（日本機関紙出版センター、2013年）
- 上脇博之『自民改憲案 VS 日本国憲法 ～ 緊迫！ 9条と96条の危機』（日本機関紙出版センター、2013年）

上脇博之『安倍改憲と「政治改革」【解釈・立法・96条先行】改憲のカラクリ』（日本機関紙出版センター、2013年）

上脇博之『どう思う？地方議員削減 [憲法と民意が生きる地方自治のために]』（日本機関紙出版センター、2014年）

上脇博之『誰も言わない政党助成金の闇 「政治とカネ」の本質に迫る』（日本機関紙出版センター、2014年）

上脇博之『財界主権国家・ニッポン 買収政治の構図に迫る』（日本機関紙出版センター、2014年）

上脇博之『告発！政治とカネ 政党助成金20年、腐敗の深層』（かがわ出版、2015年）

上脇博之『追及！安倍自民党・内閣と小池都知事の「政治とカネ」疑惑』（日本機関紙出版センター、2016年）

上脇博之『日本国憲法の真価と改憲論の正体 施行70年、希望の活憲民主主義をめざして』（日本機関紙出版センター、2017年）

上脇博之『ここまで来た小選挙区制の弊害 アベ「独裁」政権誕生の元凶を廃止しよう！』（あけび書房、2018年）

上脇博之『内閣官房長官の裏金』（日本機関紙出版センター、2018年）

上脇博之『安倍「4項目」改憲の建前と本音』（日本機関紙出版センター、2018年）

上脇博之『逃げる総理 壊れる行政 追及！！「桜を見る会」と「前夜祭」』（日本機関紙出版センター、2020年）

富田宏治・上脇博之・石川康宏『いまこそ、野党連合政権を！真実とやさしさ、そして希望の政治を』（日本機関紙出版センター、2020年）

上脇博之『忘れない、許さない！ 安倍政権の事件・疑惑の総決算とその終焉』（かがわ出版、2020年）

上脇博之『政党助成金、まだ続けますか？』（日本機関紙出版センター、2021年）。

<授業計画>

第1回 イントロダクション

今後のゼミナールの進め方について決定する。

第2回 日本国憲法の文献を読む

ゼミ生が報告を行い、ゼミ生全員で憲法の論点について議論する。

第3回 日本国憲法の文献を読む

ゼミ生が報告を行い、ゼミ生全員で憲法の論点について議論する。

第4回 日本国憲法の文献を読む

ゼミ生が報告を行い、ゼミ生全員で憲法の論点について議論する。

第5回 日本国憲法の文献を読む

ゼミ生が報告を行い、ゼミ生全員で憲法の論点について



議論する。

第6回 日本国憲法の文献を読む

ゼミ生が報告を行い、ゼミ生全員で憲法の論点について議論する。

第7回 日本国憲法の文献を読む

ゼミ生が報告を行い、ゼミ生全員で憲法の論点について議論する。

第8回 日本国憲法の文献を読む

ゼミ生が報告を行い、ゼミ生全員で憲法の論点について議論する。

第9回 日本国憲法の文献を読む

ゼミ生が報告を行い、ゼミ生全員で憲法の論点について議論する。

第10回 日本国憲法の文献を読む

ゼミ生が報告を行い、ゼミ生全員で憲法の論点について議論する。

第11回 日本国憲法の文献を読む

ゼミ生が報告を行い、ゼミ生全員で憲法の論点について議論する。

第12回 日本国憲法の文献を読む

ゼミ生が報告を行い、ゼミ生全員で憲法の論点について議論する。

第13回 日本国憲法の文献を読む

ゼミ生が報告を行い、ゼミ生全員で憲法の論点について議論する。

第14回 日本国憲法の文献を読む

ゼミ生が報告を行い、ゼミ生全員で憲法の論点について議論する。

第15回 日本国憲法を理解する

これまでを振り返って意見交換する。

第16回 復習とイントロダクション

今後のゼミナールの進め方について決定する。

第17回 日本国憲法の文献を読む

ゼミ生が報告を行い、ゼミ生全員で憲法の論点について議論する。

第18回 日本国憲法の文献を読む

ゼミ生が報告を行い、ゼミ生全員で憲法の論点について議論する。

第19回 日本国憲法の文献を読む

ゼミ生が報告を行い、ゼミ生全員で憲法の論点について議論する。

第20回 日本国憲法の文献を読む

ゼミ生が報告を行い、ゼミ生全員で憲法の論点について議論する。

第21回 日本国憲法の文献を読む

ゼミ生が報告を行い、ゼミ生全員で憲法の論点について議論する。

第22回 日本国憲法の文献を読む

ゼミ生が報告を行い、ゼミ生全員で憲法の論点について議論する。

第23回 日本国憲法の文献を読む

ゼミ生が報告を行い、ゼミ生全員で憲法の論点について議論する。

第24回 日本国憲法の文献を読む

ゼミ生が報告を行い、ゼミ生全員で憲法の論点について議論する。

第25回 日本国憲法の文献を読む

ゼミ生が報告を行い、ゼミ生全員で憲法の論点について議論する。

第26回 日本国憲法の文献を読む

ゼミ生が報告を行い、ゼミ生全員で憲法の論点について議論する。

第27回 日本国憲法の文献を読む

ゼミ生が報告を行い、ゼミ生全員で憲法の論点について議論する。

第28回 日本国憲法の文献を読む

ゼミ生が報告を行い、ゼミ生全員で憲法の論点について議論する。

第29回 日本国憲法の文献を読む

ゼミ生が報告を行い、ゼミ生全員で憲法の論点について議論する。

第30回 日本国憲法を理解する

これまでを振り返って意見交換する。

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習 A

木原 正樹  
-----

< 授業の方法 >

演習(対面授業、または遠隔授業(リアルタイム授業))

< 授業の目的 >

この科目は、法学部のDPに示す、国際化社会の時代に対応した法的素養を身につけた職業人となるために、ゼミ論文を書くことを目指す。

ゼミ論文を書くために、大学生にふさわしいレベルのゼミ論文を書けるようになること、そのための報告と議論を行うことを目的とする。

ホームページ

<http://www.un.org> , <http://homepage3.nifty.com/wfmj>

< 到達目標 >

ゼミ生各自の論文を、卒論レベルまで高めて、ゼミ論文を仕上げるができる。

< 授業のキーワード >

国際法、国際関係論、ゼミ論文

< 授業の進め方 >

ディスカッションを中心にアクティブ・ラーニングを行う。

3年次までのゼミでやってきた 国家責任法、 領域

に関する国際法、 国際人権法、 国際経済法、 国際経済法、 もしくは、 その他国際法、 国際関係論に関する論文を読んで、 報告し、 ディスカッションする。

その後、後期には、自分のゼミ論文の中間報告を行い、ディスカッションする。

<履修するにあたって>

・ゼミ開始前までに「授業の方法」の「資料配布」からプリントアウトしておき、それを手元に持ちつつZoomミーティングに参加してしてください。

・緊張感を持ってゼミに臨んでいただきたい。私語、遅刻、授業中の携帯メール使用は厳禁。・質問などは、メール（でも、オフィス・アワーの際でも、お気軽にどうぞ。・オフィス・アワー以外に直接質問したい場合は、事前に予約をとること。

<授業時間外に必要な学修>

一日平均25分、週3時間は必要な学修をしてくる。報告者は、それに加えて報告準備を2時間、合計週5時間学修してくる。

前期・後期一回ずつ、計2回以上の報告を必須とする。

ゼミ論文を書くために必要な論文や判例を検索し、入手し、読んでくる。

<提出課題など>

前期・後期一回ずつ、計2回以上の報告を必須とする。それ以外に、毎回のゼミで学んだことを簡単にまとめて、出席表に記入してもらおう。そのために、毎回、事前にゼミの予定表に従って、予習しておくこと。

報告の指導の他、毎回の提出物にはコメントを付して、翌週返却する。

最後に、ゼミ論文として仕上げたものを提出してもらおうが、それまで最低月1回は中間原稿を校閲する。

<成績評価方法・基準>

自分の担当部分の報告内容での評価が2割、ゼミでの報告のいずれかをまとめたレポートの評価が6割、ゼミの議論での発言状況と毎回のまとめの評価が2割、という内訳で評価する。

<テキスト>

なし

<参考図書>

・芹田健太郎、薬師寺公夫、坂元茂樹著『ブリッジブック国際人権法』信山社 2008年、・薬師寺公夫・坂元茂樹・浅田正彦編集代表『ベーシック条約集 [2021年版]』東信堂 2021年、・国際法学会編『国際関係法辞典（第2版）』三省堂 2005年

・松井芳郎編集代表『ハンディ条約集』東信堂、2009年。  
・小寺彰、森川幸一、西村弓編『国際法判例百選 第2版』（別冊ジュリスト204号2011年、有斐閣）・杉原高嶺他編『国際法基本判例50 第2版』三省堂 2014年・徳川信治・西村智朗編著『テキストブック 法と国際社会 第二版』法律文化社、2018年

<授業計画>

第1回 ゼミ論文のイントロダクション1

ゼミ論文は、どのように書けばいいのか、について説明する。

第2回 ゼミ論文のイントロダクション2

ゼミ生各自のゼミ論文のテーマを設定する。

第3回 資料収集1

ゼミ論文の参考判例・論文を選定する。

第4回 資料収集2

ゼミ論文の参考判例・論文を選定する。

第5回 資料収集3

ゼミ論文の参考判例・論文を選定する。

第6回 参考判例・論文の報告1

ゼミ論文の参考判例・論文の報告を行う。

第7回 参考判例・論文の報告2

ゼミ論文の参考判例・論文の報告を行う。

第8回 参考判例・論文の報告3

ゼミ論文の参考判例・論文の報告を行う。

第9回 参考判例・論文の報告4

ゼミ論文の参考判例・論文の報告を行う。

第10回 参考判例・論文の報告5

ゼミ論文の参考判例・論文の報告を行う。

第11回 参考判例・論文の報告6

ゼミ論文の参考判例・論文の報告を行う。

第12回 参考判例・論文の報告7

ゼミ論文の参考判例・論文の報告を行う。

第13回 参考判例・論文の報告8

ゼミ論文の参考判例・論文の報告を行う。

第14回 参考判例・論文の報告9

ゼミ論文の参考判例・論文の報告を行う。

第15回 参考判例・論文の報告10

ゼミ論文の参考判例・論文の報告を行う。

第16回 ゼミ論文の諸注意・修正1

ゼミ論文作成の注意と修正を行う。

第17回 ゼミ論文の諸注意・修正2

ゼミ論文作成の注意と修正を行う。

第18回 ゼミ論文の諸注意・修正3

ゼミ論文作成の注意と修正を行う。

第19回 国際経済法の講演会

国際経済の実務に携わりつつ、大学院での研究も続けている方のご講演を聞く。

第20回 ゼミ論文の中間報告と議論1

ゼミ論文の中間報告と議論をする。

第21回 ゼミ論文の中間報告と議論2

ゼミ論文の中間報告と議論をする。

第22回 ゼミ論文の中間報告と議論3

ゼミ論文の中間報告と議論をする。

第23回 ゼミ論文の中間報告と議論4

ゼミ論文の中間報告と議論をする。

第24回 ゼミ論文の中間報告と議論5

ゼミ論文の中間報告と議論をする。

第25回 ゼミ論文の中間報告と議論 6  
ゼミ論文の中間報告と議論をする。  
第26回 ゼミ論文の中間報告と議論 7  
ゼミ論文の中間報告と議論をする。  
第27回 ゼミ論文の中間報告と議論 8  
ゼミ論文の中間報告と議論をする。  
第28回 ゼミ論文の中間報告と議論 9  
ゼミ論文の中間報告と議論をする。  
第29回 ゼミ論文の中間報告と議論 10  
ゼミ論文の中間報告と議論をする。  
第30回 ゼミ論文の最終報告  
ゼミ生がゼミ論文の最終報告を行う。

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習 A

小松 昭人  
-----

< 授業の方法 >

演習（対面授業）。

< 授業の目的 >

この科目は、法学部ディプロマ・ポリシーのうち「1. 法の理念および現実の社会における法の運用を踏まえて、法および政治について体系的に学修し、法化社会・国際化社会に対応した法的素養を身につけることおよび「2. 社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すこと」ができる」ことを目的としている。これらの目的を達成するために、この科目の履修者には、民法に関する最高裁判所の判例を素材に、民法に関するテーマで論文を作成することを求める。

< 到達目標 >

このゼミの目標は、つぎの3つである。

第1に、社会で生じるトラブルに関して、これまで修得した法的な知識や理解に基づき、法的課題を発見することができるようになること、である（法学部ディプロマポリシー「1. 知識・理解」および「2. 汎用的技能」に対応）。

第2に、発見した法的課題につき、判例・学説その他の資料を収集・分析し、課題解決のための提案をすることができるようになること、である（法学部ディプロマポリシー「1. 知識・理解」および「2. 汎用的技能」に対応）。

第3に、課題解決のための提案を、自らの見解として、論理的文章で説明することができるようになること、である（法学部ディプロマポリシー「2. 汎用的技能」に対応）。

< 授業のキーワード >

民法。判例研究。

< 授業の進め方 >

各自、自分が選んだテーマに関連する最高裁判所もしくは下級審の民法裁判例から1件を選び、判例集に掲載されている判例を読解してレジユメを作成し、ゼミで報告する（単独報告）。

報告は、自分が選んだテーマに関する事件について、事実関係、争点、下級審の判決とその理由、最高裁判所の判決とその理由、関連する他の判例や学説、その判例に対する自分の評価（自説）、をその内容とする。

判例報告をもとに、判例研究もしくはテーマ論文を作成する。

担当教員は、適宜、研究の方向性や参考文献等について指導・助言をする。

< 履修するにあたって >

4年次は、就職活動や公務員採用試験の受験等で多忙となるが、可能な限り、ゼミには出席すること。就職活動や公務員採用試験の受験等で授業に出席することができないがあっても、論文について継続的に調べ、考え続けること。

< 授業時間外に必要な学修 >

毎週裁定3時間程度。

< 提出課題など >

自らが検討する判例についての報告レジユメ（複数回）

に基づいて執筆した論文

< 成績評価方法・基準 >

論文の提出に至るまでの担当教員の指導に対する積極的な態度・対応（50%）および論文内容（50%）を評価する。

論文を指定された日時までに提出しないときは、演習AはD評価（不可）とする。

この科目は、追試験・再試験の対象外の科目である。

< テキスト >

田高寛貴・原田昌和・秋山靖浩『リーガル・リサーチ&サポート [第2版]』（有斐閣、2019年）

中村政則・森武磨編『年表 昭和・平成史 1926-2019』（岩波ブックレットNo.1005、2019）

< 参考図書 >

昭和期・平成期の民法その他の条文を収録したものとして、下記の書籍を挙げておく。

我妻栄編集代表『旧法令集』（有斐閣、1968年）

江頭憲治郎・小早川光郎・西田典之・高橋宏志・能見善久編『旧法令集 平成改正版』（有斐閣、2012年）

また、民事裁判における裁判官および弁護士の仕事の実態を窺い知るためのものとして、下記の書籍を挙げておく。

岡口基一『裁判官は劣化しているのか』（羽鳥書店、2019年）（とくに同書第2章）

山浦善樹『お気の毒な弁護士』（弘文堂、2020年）

(とくに同書第5章、第6章)

その他の参考文献については、必要に応じて指示する。  
適宜、図書館で借り出したりコピーしたりすること。

< 授業計画 >

#### 第1回 ガイダンス

この授業の進め方についての説明。報告日程の決定。

#### 第2回 判例の検討(1)

民法に関する判例について、報告をもとに、検討する。

#### 第3回 判例の検討(2)

民法に関する判例について、報告をもとに、検討する。

#### 第4回 判例の検討(3)

民法に関する判例について、報告をもとに、検討する。

#### 第5回 判例の検討(4)

民法に関する判例について、報告をもとに、検討する。

#### 第6回 判例の検討(5)

民法に関する判例について、報告をもとに、検討する。

#### 第7回 判例の検討(6)

民法に関する判例について、報告をもとに、検討する。

#### 第8回 判例の検討(7)

民法に関する判例について、報告をもとに、検討する。

#### 第9回 判例の検討(8)

民法に関する判例について、報告をもとに、検討する。

#### 第10回 判例の検討(9)

民法に関する判例について、報告をもとに、検討する。

#### 第11回 判例の検討(10)

民法に関する判例について、報告をもとに、検討する。

#### 第12回 判例の検討(11)

民法に関する判例について、報告をもとに、検討する。

#### 第13回 判例の検討(12)

民法に関する判例について、報告をもとに、検討する。

#### 第14回 判例の検討(13)

民法に関する判例について、報告をもとに、検討する。

#### 第15回 振り返り

前期の授業を振り返る。

#### 第16回 後期ガイダンス

この授業の進め方の再確認。論文執筆に向けたスケジュールの確認。報告日程の決定。

#### 第17回 論文構想の検討(1)

論文の構想について、報告をもとに、検討する。

#### 第18回 論文構想の検討(2)

論文の構想について、報告をもとに、検討する。

#### 第19回 論文構想の検討(3)

論文の構想について、報告をもとに、検討する。

#### 第20回 論文構想の検討(4)

論文の構想について、報告をもとに、検討する。

#### 第21回 論文構想の検討(5)

論文の構想について、報告をもとに、検討する。

#### 第22回 論文構想の検討(6)

論文の構想について、報告をもとに、検討する。

#### 第23回 論文構想の検討(7)

論文の構想について、報告をもとに、検討する。

#### 第24回 論文の検討(1)

論文について、作成途中の原稿をもとに、検討する。

#### 第25回 論文の検討(2)

論文について、作成途中の原稿をもとに、検討する。

#### 第26回 論文の検討(3)

論文について、作成途中の原稿をもとに、検討する。

#### 第27回 論文の検討(4)

論文について、作成途中の原稿をもとに、検討する。

#### 第28回 論文の検討(5)

論文について、作成途中の原稿をもとに、検討する。

#### 第29回 論文の検討(6)

論文について、作成途中の原稿をもとに、検討する。

#### 第30回 論文の検討(7)

#### 振り返り

論文について、作成途中の原稿をもとに、検討する。

1年間の授業を振り返り、論文の提出要領を確認する。

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習 A

佐藤 一進

-----  
< 授業の方法 >

対面形式での授業を予定している。文献講読を進め、一定の学習範囲についてのプレゼンテーションを各自が分担する。プレゼンテーションにあたってはレジュメの作成と配布を求める。

特別警報(すべての特別警報)または暴風警報発令の場合(大雨、洪水警報等は対象外の本科目の取扱いについて)授業を実施します。ただし、避難指示、避難勧告が発令されている場合はご自身の安全を最優先にし、自治体の指示に従って行動してください。

< 授業の目的 >

本科目は、法学部のDPに示す、法的素養の修得と公的事柄への責任意識、そして公平性と客観性を備えた政治的な思考力、判断力および行動力の涵養を目指しています。

古来、‘Ars longa, vita brevis’(学芸は長く、生は短い)とも、「少年易老學難成」(少年老いやすく、学成りがたし)とも言われます。まして現代人は多忙で、情報も過多です。とすれば、学生時代に学び、考える対象は、「本質的なこと」に絞り込むべきではないでしょうか。

こうした観点から、本演習では、人間と世界の本質の一つとして「政治(politics)」という営為と現象を位置づけ、前年度の「演習」に引き続いて、政治についての思考のエッセンスが凝縮された古典を読み、考え、議論します。テキストの候補としては、プラトン『国家

』、アリストテレス『政治学』、マキアヴェッリ『君主論』、デカルト『方法序説』、ルソー『人間不平等起源論』、スミス『国富論』、マルクス『資本論』、ニーチェ『道徳の系譜』など、西欧思想史上の古典作品を予定していますが、オルテガ『大衆の反逆』、ケインズ『説得論集』、アレント『人間の条件』、バーリン『自由論』、フーコー『監獄の誕生』など、20世紀の名著も候補に含めます。

また、福澤諭吉、中江兆民、内村鑑三、新渡戸稲造らの明治日本の知識人、さらには夏目漱石、宮沢賢治、小林秀雄、坂口安吾らの近代日本文学者の著作なども考えられます。

人間的な営みとしての「政治」について、哲学・思想のみならず、文学や芸術の領域にも現れた作品を手がかりに考え、話し、書くことを重視した演習を目的とします。

<到達目標>

(1) 政治思想史の基礎知識(人名・語彙・概念・歴史)を習得する。

(2) 西欧という他者の思想、そして過去から現在にいたる政治思想の歴史を学ぶことで、現代日本に生きると同時に、グローバル世界にも生きる私たちが的確に認識し、思考するための土台を構築する。というのも、「いま、ここ」を捉える最良の手段のひとつが、「いま」を超えた過去、そして「ここ」を超えた他者を知ることだからである。

(3) 過去の思想家の文献(テキスト)を読み、想像し、理解することで、自分自身を客観的に捉える視座を獲得する。なぜなら、文献のなかに展開される思想世界(コンテクスト)は、「いま、ここ」にいる自分を括弧に入れて冷静に考察するのにまたとない環境だからである。

(4) 自分自身の思考を、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の反復において展開し、錬成し、掘り下げることができる。

<授業のキーワード>

民主主義、資本主義、グローバリゼーション、自由と自律、理論と実践、国家と個人

<授業の進め方>

まず、政治思想史への関心を喚起するべく、今日の民主主義、資本主義、グローバリゼーション、さらには20世紀の歴史に関する映像資料を視聴します。そのなかで取り上げられる政治思想史上の古典について、各自の関心から一冊を選択してもらい、それらを全員で共有しながら読み進めるのか、各自が別々の作品を読み進めながら、ゼミにおいて報告発表するののかについて、受講者と協議のうえで決定します。報告原稿の添削やレジュメ作成の指導とサポートは必要に応じて実施しますので、個人発表や文章作成に不慣れな学生も、不安は払拭し、気概と情熱をもって取り組んでください。

<履修するにあたって>

卒業論文の執筆(すなわち、後期開講科目「卒業論文」の履修)を前提として、本を読み、考え、話し、書くことへの熱意と主体性を持った学生に受講を許可します。

<授業時間外に必要な学修>

協議のうえで選択したテキストを徹底的に読み込むことが必要となります(テキストの読み込みには、おおむね1週間あたり180分を要します)。そのうえで、各自の関心に応じた切り口から、そのテキストについての報告発表の準備を進めてもらいます。

<提出課題など>

通年で少なくとも一度の報告発表を求めます。また、各自の報告発表に基づいたレポート(小論文)の提出を学年末に求めます。提出物については、ポータル・サイトを通じてフィードバックを行ないます。

<成績評価方法・基準>

授業内での報告分担(30%)、ゼミでの取り組みへの参加度(30%)、期末提出のレポート(40%)の合計で評価します。

<テキスト>

時間をかけて協議のうえ、選択・決定します。

<参考図書>

本演習の内容に関連の強い概説書としては以下を参照のこと。それ以外の古典や二次文献については演習内で紹介します。

宇野重規『西洋政治思想史』有斐閣アルマ、2013年  
熊野純彦『西洋哲学史：古代から中世へ』岩波新書、2006年

熊野純彦『西洋哲学史：近代から現代へ』岩波新書、2006年

小田部胤久『西洋美学史』東京大学出版会、2009年  
トニー・ジャット『20世紀を考える』河野真太郎訳、みずびろ書房、2015年

<授業計画>

1 導入

本演習のガイダンスと文献選定

2 今日の民主主義について

民主主義、脱グローバリゼーション、テロリズム、移民排斥、主権国家

3 今日の資本主義について

グローバル資本主義、格差社会、テクノロジー、欲望、労働、経済成長

4 文献購読

文献購読とディスカッション

5 文献購読

個人報告、および文献購読、ディスカッション

6 文献購読

個人報告、および文献購読、ディスカッション

7 文献購読

個人報告、および文献購読、ディスカッション

8 文献購読

個人報告、および文献購読、ディスカッション  
9 文献購読  
個人報告、および文献購読、ディスカッション  
10 文献購読  
個人報告、および文献購読、ディスカッション  
11 文献購読  
個人報告、および文献購読、ディスカッション  
12 文献購読  
個人報告、および文献購読、ディスカッション  
13 文献購読  
個人報告、および文献購読、ディスカッション  
14 文献購読  
個人報告、および文献購読、ディスカッション  
15 前期の総括と後期の文献選定  
個人報告、および前期を振り返っての総括とディスカッション  
16 文献購読  
個人報告、および文献購読、ディスカッション  
17 文献購読  
個人報告、および文献購読、ディスカッション  
18 文献購読  
個人報告、および文献購読、ディスカッション  
19 文献購読  
個人報告、および文献購読、ディスカッション  
20 文献購読  
個人報告、および文献購読、ディスカッション  
21 文献購読  
個人報告、および文献購読、ディスカッション  
22 文献購読  
個人報告、および文献購読、ディスカッション  
23 文献購読  
個人報告、および文献購読、ディスカッション  
24 文献購読  
個人報告、および文献購読、ディスカッション  
25 文献購読  
個人報告、および文献購読、ディスカッション  
26 文献購読  
個人報告、および文献購読、ディスカッション  
27 文献購読  
個人報告、および文献購読、ディスカッション  
28 文献購読  
個人報告、および文献購読、ディスカッション  
29 文献購読  
個人報告、および文献購読、ディスカッション  
30 年間を通じての総括  
個人報告、および年間を振り返ってのディスカッション

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習 A

佐藤 雅美  
-----

< 授業の方法 >

対面授業

資料の提供はOffice365のOneDriveで行います。

以下のURLにアクセスしてください。特別警報または暴風警報発令の場合：遠隔授業に切り替えて実施します。

遠隔授業のミーティングIDとパスワードは必要に応じて連絡します。

< 授業の目的 >

「事例と討論で学ぶ刑法の重要問題」刑法総論、刑法各論に関連する複雑な事例問題の解決についての刑法討論方式を中心に、刑法の重要問題をグループワークを中心に考察する。また、後期には各自設定したテーマについてゼミ論文を作成する。事例問題解決型のグループワークを多様に取り入れ、専門知識の応用力を習得しつつ、文章構成力、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力などの能力を高めることを目的とする。

< 到達目標 >

- 1 刑法学の専門知識を事例解決型の課題に応用できる。
- 2 グループワークを通じて、社会人として必要最低限のコミュニケーション能力が発揮できる。
- 3 自分の意見や見解を多様な場面で明確に表現できる。

< 授業のキーワード >

ゼミ 刑法総論 刑法各論 グループワーク 法律討論会

< 授業の進め方 >

刑法討論会に向けたグループワークを中心とする。

< 授業時間外に必要な学修 >

刑法討論会に必要なグループ単位の準備活動。

各自のゼミ論文の作成（資料収集・分析、論文作成）

< 提出課題など >

後期には各自テーマを設定してゼミ論文を作成する。

< 成績評価方法・基準 >

- 1 刑法討論会への貢献度 50%
- 2 ゼミ論文のテーマの適切性および論文の完成度 50%

を元に評価する。

< テキスト >

オリジナルのプリント配布

< 参考図書 >

山口厚編著『ケース&プロブレム刑法総論』（弘文堂）

山口厚編著『ケース&プロブレム刑法各論』（弘文堂）

< 授業計画 >

第1回 年間スケジュールの確認

年間のスケジュールと課題について確認する。

第2回～第8回 刑事法・刑法学の基礎知識（復習）

ワークシートを活用したり、ディスカッション方式によって、これまで研究してきた刑法学や刑事司法システムの基礎知識について確認する。

第9回～第14回 刑法・刑事司法に関する時事問題の検討

新聞記事や映像資料を基に、犯罪事件、刑事裁判事例、刑事立法の動向などについて、ディスカッション、小レポートの作成などにより、検討を加える。

第15回 前期の総括と成果の確認

前期に行った基礎知識の再確認、および、時事問題に関する分析の確認を行う。

第16回～第25回 刑法討論会方式の実践

刑法討論会出場メンバーと運営チームに分かれ、出場メンバーは討論会の課題についてグループワークを重ね、決勝大会で発表・討論に参加する。運営チームは、討論会運営に関して、役割分担を決定し、各グループでの必要な作業を進め、2・3回生の学年別予選会の運営、および、決勝大会の運営の中心となる。

第26回～第29回 ゼミ論文の作成

個別に進めていたゼミ論文の作成について、相互に進捗状況を報告し、1月末の提出に向けて作業を進める。

第30回 年間およびゼミ3年間の成果の確認

ゼミ3年間の取り組みの確認とその成果について再確認する。課題については下の学年へのメッセージとして残していく。

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習 A

佐々木 光明

-----  
< 授業の方法 >

演習（演習 4 ゼミ）

< 授業の目的 >

現代刑事法の法理論と法現象（事象）の緊張を読み解く。

これは、法的素養を身につけるとともに社会的課題を発見し、解決への指針を示す力をつけていくことにつながる。

< 到達目標 >

理論の思考枠組みを活用し、議論を組み立てることができる。

< 授業の進め方 >

- ・課題設定と調査・報告・討議を中核とする
- ・基礎的法理論の習得の過程で対話・討議の手法を学び

実践する

< 授業時間外に必要な学修 >

基本的に国内外の社会的な動向や歴史、文化等への関心を持つことが、演習活動の理解の促進に繋がります。講義の事前、事後にはテーマに関わる関連資料に目を通し、疑問点等は百科事典や法律用語辞典等を活用することをお勧めします。関心を向ける時間、気づきの時間を大切にしてみましょう。

< 提出課題など >

ゼミ論文の作成（ゼミ機関誌掲載）

< 成績評価方法・基準 >

前期 レポート課題の提出、コメントにより評価。

後期 主体的調査報告活動、ゼミ論集投稿により評価。

< テキスト >

要相談

< 授業計画 >

第1回～第3回 ゼミ学習の方向性

演習 ・ 生への討議支援

第4回～第6回 ゼミ活動と活動支援

ゼミ論文策定に向けた討議と報告

第7回～第10回 協同と自己表現

ゼミ論文の構成の検討と執筆、整理

第11回～

第20回 伝える技法の習得

ゼミ論文の検討と整理、執筆

第21回～

第30回 主張と歴史的視点

ゼミ論文の公表、合評

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習 A

田中 裕明

-----  
< 授業の方法 >

「判例百選」の中から事例を選んで、個人またはグループで報告する形で進める。

< 授業の目的 >

演習を通じて学部DPの掲げる「法的素養を身につけ」、「社会における各種の問題についての要点を把握する」ことを目的とする。

< 到達目標 >

上記目的を意識することで、法的思考に基づいた説得力ある解決の指針を示すことができるようになり、公平性と客観性を重視した判断力を身につけることができるようになる。

< 授業の進め方 >

個人またはグループによる報告形式で進める。

< 履修するにあたって >

4年次生であるので、毎回出席は難しいであろうから、

事前事後いつでもいいので、連絡はしてほしい。

< 授業時間外に必要な学修 >

日頃から、会社法、経済法に関わる事案、事件などに関心を持ってほしい。この演習では、復習に重点を置いてほしい。1時間半から2時間程度を目安にしてほしい。

< 成績評価方法・基準 >

授業中の質疑応答を中心に評価する。授業中は積極的に発言すること。報告の良さ、建設的な質問も判断要素とする。

< テキスト >

「会社法判例百選」「経済法審決・判例百選」（いずれも有斐閣）

< 授業計画 >

第1回～第15回 「会社法の復習」（1）～（15）

「会社法判例百選」で残っている事例についての報告  
第15回まで。

第16回～第30回 「経済法の復習」（16）～（30）

「経済法審決・判例百選」で残っている事例について報告  
第30回まで。

上記の内容であるが、注目すべき事案が報道等で示されたときには、適宜、そのテーマについて検討する。

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習 A

田中 康博

-----  
< 授業の方法 >

対面授業(演習)

< 授業の目的 >

この科目は、法学部ディプロマ・ポリシーのうち、「1. 知識・理解」（「法の理念および現実の社会における法の運用を踏まえて、法および政治について体系的に学修し、法化社会・国際化社会に対応した法的素養を身につけている。」）を達成していることを前提にして、「2. 汎用的技能」「3. 志向性」に対応し、社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができ、「公平性と客観性を重視した判断および行動ができる。」ようになることを目的とする。  
民法解釈適用上の重要な問題としてこれまで盛んに議論されてきたテーマの中からいくつかの事例を取り上げ、ゼミ生相互の討論を通じて当該事例に関する問題点を様々な角度から深く掘り下げて検討・考察することにより、法学部生として不可欠な、さまざまな角度からものごとを見る目を十全なものとするとともに、民法についての体系的理解をより完全なものとする。

< 到達目標 >

1. 民法上の専門用語・概念を的確に使える（「1. 知識

・理解」）。

2. 対象判決検討の前提として判決で問題となった民法上の諸制度・諸規定について、なぜそのような制度・規定が設けられたのか、その趣旨を理解する（「1. 知識・理解」）。

3. 判決の内容の本質を的確につかむとともにそれを法的に解析できる（「2. 汎用的技能」）。

4. 法的判断に必要な判例をはじめとする文献を収集し正確に読み取ることができる（「2. 汎用的技能」）。

5. 自らの意見を法的に構成しなおして説得的に主張することができる（「2. 汎用的技能」「3. 志向性」）。

6. 相手の主張を的確につかんだ上で反論することができる（「2. 汎用的技能」「3. 志向性」）。

< 授業の進め方 >

1. 一つの事例について、質疑応答を通じて、シラバスで示した進行に併せて、当事者の主張に沿って、論点を明らかにする。その際、当該論点に関する規定が2017年改正法(債権法)2018年改正法(相続法)により改正されている場合には、改正法による論点を明らかにする。

2. テキストの設問についての各自の解答を発表し、相互に検討する。

< 履修するにあたって >

・ 演習に必要な資料等は教室で配布する

・ 無断欠席をしてはならない。無断欠席については1回について最終評価から10点減点する。

・ 20分を超える遅刻は欠席と看做す。また遅刻については、当該回の終了後直ちにその理由を申告すること。申告しない場合には20分以内の遅刻については無申告1回について最終成績から5点を、20分を超える遅刻については無申告1回について最終成績から10点を減点する。

・ 言うまでもないが講義を妨害する行為は一切これを認めない(場合によっては退室を命ずる)。

< 授業時間外に必要な学修 >

この科目では、予習・復習等のために1回の講義あたり4時間の講義時間以外での学修が必要となる。学修方法の概要は以下のとおりであり、予習が中心となる。

・ テキストの指示に従い、各自、その解答を準備する。

・ テキストの指示に従い、参考判決・参考文献を入手して、各々の内容を検討する。

・ 講義終了後は、自らの予習での理解に誤りがなかったかどうか確認し、誤りがあった場合には、整理しなおさなければならない。

(民法改正法に関する問題については、改正法による解決について解答を準備する。)

< 提出課題など >

評価方法に記した「解答」「課題」以外の提出課題はない



<成績評価方法・基準>

次の から までの方法により、目標の到達度をはかる。

ゼミへの貢献(ゼミでの発言等) 20点

(教員・他の受講生の質問に対する応答、受講生による他の受講生に対する質問である。なお、応答を要求された場合は沈黙は認められない。)

各テーマでの「解答」 40点

最終課題レポート 40点

(「解答」「最終課題レポート」については報告に基づきその都度講評する。)

3分の2以上の出席者で且つ の合計が60点以上を合格とする。

<テキスト>

民法総合・事例演習 2版 2009年 有斐閣

<参考図書>

民法と社会・民法 ～民法、担保物権法で使用した教科書

<授業計画>

第1回 代理による契約締結01

テキストのCheckpointに従い問題の事実を確認する

第2回 代理による契約締結02

テキストの参考文献により、事例の事実に関するこれまでの裁判例・学説を確認する

第3回 代理による契約締結03

事例問題に対する各自の「解答」を発表し、各々の「解答」を比較検討する。

第4回 売主の担保責任01

テキストのCheckpointに従い問題の事実を確認する

第5回 売主の担保責任02

テキストの参考文献により、事例の事実に関するこれまでの裁判例・学説を確認

第6回 売主の担保責任03

事例問題に対する各自の「解答」を発表し、各々の「解答」を比較検討する。

第7回 金銭所有権の特質と現状回復問題01

テキストのCheckpointに従い問題の事実を確認する

第8回 金銭所有権の特質と現状回復問題02

テキストの参考文献により、事例の事実に関するこれまでの裁判例・学説を確認する

第9回 金銭所有権の特質と現状回復問題03

事例問題に対する各自の「解答」を発表し、各々の「解答」を比較検討する。

第10回 契約当事者の確定01

テキストのCheckpointに従い問題の事実を確認する

第11回 契約当事者の確定02

テキストの参考文献により、事例の事実に関するこれまでの裁判例・学説を確認する

第12回 契約当事者の確定03

事例問題に対する各自の「解答」を発表し、各々の「解答」を比較検討する。

第13回 不動産の二重譲渡と転々譲渡01

テキストのCheckpointに従い問題の事実を確認する

第14回 不動産の二重譲渡と転々譲渡02

テキストの参考文献により、事例の事実に関するこれまでの裁判例・学説を確認する

第15回 不動産の二重譲渡と転々譲渡03

事例問題に対する各自の「解答」を発表し、各々の「解答」を比較検討する。

第16回 不動産の譲渡と取得時効、相続による占有の承継01

テキストのCheckpointに従い問題の事実を確認する

第17回 不動産の譲渡と取得時効、相続による占有の承継02

テキストの参考文献により、事例の事実に関するこれまでの裁判例・学説を確認する

第18回 不動産の譲渡と取得時効、相続による占有の承継03

事例問題に対する各自の「解答」を発表し、各々の「解答」を比較検討する。

第19回 詐害行為取消権01

テキストのCheckpointに従い問題の事実を確認する

第20回 詐害行為取消権02

テキストの参考文献により、事例の事実に関するこれまでの裁判例・学説を確認し、2017年改正法の適用について検討する。

第21回 詐害行為取消権03

事例問題に対する各自の「解答」を発表し、各々の「解答」を比較検討する。

第22回 担保保存義務 01

テキストのCheckpointに従い問題の事実を確認する

第23回 担保保存義務 02

テキストの参考文献により、事例の事実に関するこれまでの裁判例・学説を確認し、2017年改正法の適用について検討する。

第24回 担保保存義務 03

事例問題に対する各自の「解答」を発表し、各々の「解答」を比較検討する。

第25回 物上代位と相殺01

テキストのCheckpointに従い問題の事実を確認する

第26回 物上代位と相殺02

テキストの参考文献により、事例の事実に関するこれまでの裁判例・学説を確認する

第27回 物上代位と相殺03

事例問題に対する各自の「解答」を発表し、各々の「解答」を比較検討する。

第28回 最終課題報告01

課題提示と考え方の検討

最終課題レポート課題に対する考え方を検討する。

第29回 最終課題報告02

課題レポート報告

報告に基づき、レポートの内容を検討する。

第30回 最終課題報告03

課題レポート報告

第29回の検討に基づき修正したレポートを4年間の法学部での学修の総決算として報告する。

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習 A

塚田 哲之  
-----

< 授業の方法 >

演習（対面授業）

ただし、全学の方針に基づき、対面授業および遠隔授業の併用、またはすべて遠隔授業となる可能性がある（遠隔授業については、リアルタイム方式・Zoom利用で実施する予定）。

< 授業の目的 >

この科目は、法学部のDPIに示す、「社会における各種の

問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すこと」および「地域社会から国際社会に至る国内外の公共的事柄に関心と責任感を持ち、公平性と客観性を重視した判断および行動ができる」ことを目標として、演習形式で実施される。

具体的には、憲法学における重要テーマを扱いつつ、現代日本社会における憲法問題を中心とする社会問題を取り上げ、検討する。検討内容・結果については、レポートないし小論文の形式でまとめることを強く推奨する。

< 到達目標 >

(1)これまでの法学部での学修を前提として、現代日本社会における具体的な問題について憲法学を含む法律学の観点から問題・論点を指摘し、法学部生に期待される程度の水準の検討を行うことができる。

(2)(1)で示した程度の検討内容・結果をレポートないし論文の形式で作成することができる。

< 授業のキーワード >

憲法、現代日本の社会問題

< 授業の進め方 >

・毎回1テーマを設定し、あらかじめ指定された担当者が報告し、それを受けて教員を含む参加者全員で討論する方式を基本とする。

・課題文献の講読、映像資料の閲覧も適宜取り入れる可能性がある。

< 履修するにあたって >

現実の社会で生じる法的問題、社会問題に強い関心を持ち、自ら調べ、考える姿勢を持つこと。欠席・遅刻は原則として認めない。

< 授業時間外に必要な学修 >

毎回のテーマにつき、報告者には十分な準備が求められることは当然である。報告者以外の参加者も、テキストや課題文献等を読み込むなど、十分な予習が求められる（目安として各回2時間程度）。また、各回で扱った内容につき、課題文献の再読、議論のまとめなどの復習も求められる（目安として、各回2時間程度）。その他、課題提出を課した場合は、その作成のための学修が必要となる。

< 提出課題など >

適宜指示する。報告、提出物の内容については、各回にコメントする。

< 成績評価方法・基準 >

毎回出席することを前提として、報告・提出物の内容（50%）、議論への参加状況・発言内容（50%）に基づき評価する。

< テキスト >

参加者と相談の上、決定する。なお文献・資料の配付にはMoodle, dotCampusなどのLMSを利用することがある。

< 参考図書 >

必要に応じて指定する。

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス・打ち合わせ  
進行方法・テーマについての相談  
第2回 報告と討論(1)  
報告者からの報告とそれをもとにした討論(1)  
第3回 報告と討論(2)  
報告者からの報告とそれをもとにした討論(2)  
第4回 報告と討論(3)  
報告者からの報告とそれをもとにした討論(3)  
第5回 報告と討論(4)  
報告者からの報告とそれをもとにした討論(4)  
第6回 報告と討論(5)  
報告者からの報告とそれをもとにした討論(5)  
第7回 報告と討論(6)  
報告者からの報告とそれをもとにした討論(6)  
第8回 報告と討論(7)  
報告者からの報告とそれをもとにした討論(7)  
第9回 報告と討論(8)  
報告者からの報告とそれをもとにした討論(8)  
第10回 報告と討論(9)  
報告者からの報告とそれをもとにした討論(9)  
第11回 報告と討論(10)  
報告者からの報告とそれをもとにした討論(10)  
第12回 報告と討論(11)  
報告者からの報告とそれをもとにした討論(11)  
第13回 報告と討論(12)  
報告者からの報告とそれをもとにした討論(12)  
第14回 報告と討論(13)  
報告者からの報告とそれをもとにした討論(13)  
第15回 前期のまとめ  
前期の到達点と後期に向けた課題の確認  
第16回 後期の打ち合わせ  
後期のテーマ、運営方法等について検討  
第17回 報告と討論(14)  
報告者からの報告とそれをもとにした討論(14)  
第18回 報告と討論(15)  
報告者からの報告とそれをもとにした討論(15)  
第19回 報告と討論(16)  
報告者からの報告とそれをもとにした討論(16)  
第20回 報告と討論(17)  
報告者からの報告とそれをもとにした討論(17)  
第21回 報告と討論(18)  
報告者からの報告とそれをもとにした討論(18)  
第22回 報告と討論(19)  
報告者からの報告とそれをもとにした討論(19)  
第23回 報告と討論(20)  
報告者からの報告とそれをもとにした討論(20)  
第24回 報告と討論(21)  
報告者からの報告とそれをもとにした討論(21)  
第25回 報告と討論(22)

報告者からの報告とそれをもとにした討論(22)  
第26回 報告と討論(23)  
報告者からの報告とそれをもとにした討論(23)  
第27回 報告と討論(24)  
報告者からの報告とそれをもとにした討論(24)  
第28回 報告と討論(25)  
報告者からの報告とそれをもとにした討論(25)  
第29回 報告と討論(26)  
報告者からの報告とそれをもとにした討論(26)  
第30回 1年間の総括  
1年間の到達点と今後各自で取り組むべき課題の確認

-----  
2022年度 前期

4単位

演習 A

橋本 圭多

-----  
< 授業の方法 >

演習

< 授業の目的 >

行政学の研究手法を習得する。法学部のディプロマ・ポリシーが示すように、演習での取り組みを通じて公共の事柄に関心を持ち、自ら判断する能力を身につける。

< 到達目標 >

自ら設定した研究テーマについて、行政学に関する先行研究を収集読解し、書評や論文を執筆する。

< 授業の進め方 >

書評や論文の執筆に取り組む。受講生による進捗状況の報告とそれに対するディスカッションを行う。

< 授業時間外に必要な学修 >

書評および論文作成に取り組む。(12時間程度)

< 提出課題など >

授業内で適宜指示する。

< 成績評価方法・基準 >

提出された書評(50%)と論文(50%)をもとに評価する。なお、3回以上の欠席または口頭報告の無断欠席を行った者は、成績評価の対象としない。

< テキスト >

斉藤孝・西岡達裕(2005)『学術論文の作法(新訂版)』日本エディタースクール出版部。

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス

演習の進め方について説明する。

第2回 論文の書き方(1)

論文執筆の作法を習得する。

第3回 論文の書き方(2)

論文執筆の作法を習得する。

第4回 論文の書き方(3)

論文執筆の作法を習得する。

第5回 論文の書き方(4)

論文執筆の作法を習得する。

第6回 書評の作成(1)

行政学に関する先行研究の収集読解を通じて、書評の作成を行う。

第7回 書評の作成(2)

行政学に関する先行研究の収集読解を通じて、書評の作成を行う。

第8回 書評の作成(3)

行政学に関する先行研究の収集読解を通じて、書評の作成を行う。

第9回 書評の作成(4)

行政学に関する先行研究の収集読解を通じて、書評の作成を行う。

第10回 書評の作成(5)

行政学に関する先行研究の収集読解を通じて、書評の作成を行う。

第11回 書評の作成(6)

行政学に関する先行研究の収集読解を通じて、書評の作成を行う。

第12回 書評の作成(7)

行政学に関する先行研究の収集読解を通じて、書評の作成を行う。

第13回 書評の作成(8)

行政学に関する先行研究の収集読解を通じて、書評の作成を行う。

第14回 書評の作成(9)

行政学に関する先行研究の収集読解を通じて、書評の作成を行う。

第15回 書評の作成(10)

行政学に関する先行研究の収集読解を通じて、書評の作成を行う。

第16回 論文の作成(1)

研究テーマを自ら設定し、資料収集を行い、論文を執筆する。

第17回 論文の作成(2)

研究テーマを自ら設定し、資料収集を行い、論文を執筆する。

第18回 論文の作成(3)

研究テーマを自ら設定し、資料収集を行い、論文を執筆する。

第19回 論文の作成(4)

研究テーマを自ら設定し、資料収集を行い、論文を執筆する。

第20回 論文の作成(5)

研究テーマを自ら設定し、資料収集を行い、論文を執筆する。

第21回 論文の作成(6)

研究テーマを自ら設定し、資料収集を行い、論文を執筆する。

第22回 論文の作成(7)

研究テーマを自ら設定し、資料収集を行い、論文を執筆する。

第23回 論文の作成(8)

研究テーマを自ら設定し、資料収集を行い、論文を執筆する。

第24回 論文の作成(9)

研究テーマを自ら設定し、資料収集を行い、論文を執筆する。

第25回 論文の作成(10)

研究テーマを自ら設定し、資料収集を行い、論文を執筆する。

第26回 研究成果の報告(1)

作成した論文の研究成果を報告し、適宜修正を行う。

第27回 研究成果の報告(2)

作成した論文の研究成果を報告し、適宜修正を行う。

第28回 研究成果の報告(3)

作成した論文の研究成果を報告し、適宜修正を行う。

第29回 研究成果の報告(4)

作成した論文の研究成果を報告し、適宜修正を行う。

第30回 論文の提出

作成した論文を提出し、授業を振り返る。

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習 A

濱谷 直子

-----  
<授業の方法>

この授業は演習であり、履修者が報告および討論を行い、担当教員が解説および質疑応答を行う。

<授業の目的>

この授業は、法学部のディプロマ・ポリシーに示す、法的素養を身につけること、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことを目指す。

租税法の研究を行い、「租税法に関する基礎的な知識を身に付け、資料を作成し発表したり討論を行ったりする能力を培うこと」を目的とする。

<到達目標>

租税法に関する知識を身に付け、資料を収集・作成し発表や討論を行う能力等を培うことを通じ、問題解決能力を自分のものとする。

<授業のキーワード>

租税法律主義 租税公平主義 自主財政主義 課税要件  
租税法と私法 節税 脱税 租税回避 担税力 タックスミックス 所得 財産 消費 申告納税制度 賦課課税制度 滞納処分 不服審査

<授業の進め方>

演習であるこの授業の進め方は、履修者による報告および討論による。

テーマは、判例を用いての報告・討論、専門書の講

読、各自の関心の高いテーマを選択しての報告・討論等の中から、話し合いのうえ選択する。

報告者は事前にレジュメ作成等、報告の準備を行う必要があるほか、報告者以外の者も討論に備えて資料に目を通し疑問点を明らかにする等の準備を行う必要があることに注意すること。

なお、履修者の知識のレベル、授業の進捗状況および税制改正の状況により、シラバス記載の授業計画を適宜変更することがある。

<履修するにあたって>

租税法とは、税に関する法律、すなわち「所得税」「法人税」「相続税」「消費税」等の税の計算方法や納付・徴収の方法を定める法律である。

ゼミは必修科目ではなく、また、ただ受け身でいるだけの講義とも異なり、受講者自らが進んで発表を行い、全員で討論する形で進めてゆく授業である。従って、自発性が求められる。具体的には、毎回授業に出席して発言することが求められるため、事前の準備には長い時間と大きな労力を要する。

また、租税法はきわめて専門性が高く、消費税を例にあげてもなく毎年改正が行われるほか、憲法・行政法・民法・会社法等の他の科目と深い関連がある、社会経済制度全般の上に立脚した複雑かつ技術的な法分野であるから、関連科目の基礎知識を欠く場合には学習に大きな困難が予想されるので注意すること。

租税法に関心がない者による単位取得のみを目的とした受講は、長続きせず単位取得自体も難しくなることに十分留意すること。

税を専門とする国家資格である税理士試験や税務署職員である国税専門官採用試験、国家公務員試験の受験などははっきりとした進路を目的として持っている学生を歓迎する。

租税法は、上記の通り社会経済制度全般の上に立脚した複雑かつ技術的な法分野であるうえ、税額計算を行う際には会計学など、税制を考えるうえでは財政学や経済学など、法律学以外の分野とも強い関連がある。税の専門家として税理士という国家資格が存在する理由もそこにある。

これらの関連科目の基礎知識を欠く場合には学習に大きな困難が予想されるので注意すること。

履修者に対しては、租税法を学ぶ基礎となる関連科目を習得することにつとめる姿勢、および、新聞やニュースなどで日々税に関する事柄が報道されるので、関心を持ってそれらの情報を収集する姿勢を求める。

授業では、報告・討論を通じて、事実や自分の意見を他人に伝える能力であるプレゼンテーション能力、および、自分の意見を述べ他人の意見を聞き、相違点や利害の対立があれば討論によりそれを解消・解決する能力であるディベート能力を培う。

これらの能力は就職活動に必要とされることはもちろんのこと、社会人となった際にも基本的かつきわめて重要な能力として要求される素養である。

従って、履修者に対しては、学習の対象である租税法に関心を持つことはもちろんのこと、積極的かつ効果的に自分の意見を述べ、真摯かつ謙虚に他人の意見に耳を傾ける姿勢を求める。

授業中における私語や携帯電話の使用、頻繁な教室への出入りなど、他の履修者に迷惑をかける行為は厳禁とする。

違反者は即刻退席してもらいほか、注意を受けたにもかかわらず繰り返すようであればそれ以降の授業への出席を禁止する。

授業の準備・予習を怠る者、携帯電話やスマートフォンの使用・居眠り・内職を行う等受講態度が良くない者、積極的に発言を行わない者、その他自ら進んで授業に参加する意思がないと見受けられる者も同様である。

アルコールハラスメント等の増加の現状に鑑み、ゼミコンパ等の学習以外の活動は、一切行わない。

<授業時間外に必要な学修>

報告者は事前にレジュメ作成等、報告の準備を行う必要があるほか、報告者以外の者も討論に備えて事前に資料に目を通し問題点を明らかにする等の準備を行うことが必要となる。目安として、授業時間の2倍程度の時間をかけること。

具体的には、指定図書・参考書・資料等に目を通し、問題点を発見しその解決方法を思考することが必要となる。

<提出課題など>

授業で学んだことが身に付いたかどうか判断するため、抜き打ちで複数回小テストを行うほか、授業で学んだことを補い、かつ、社会人として必要とされる文章能力を向上させるため、複数回レポートや小論文を課す。小テストに対しては、テスト終了後に模範回答を配布する。レポート・小論文に対してはコメントをフィードバックする。

<成績評価方法・基準>

受講態度（授業中の態度、報告および発言の内容ならびに討論に参加した度合い、教員による質疑応答にどのように答えたか）を90%、小テストの点数を5%、レポートおよび小論文の内容（調べたことをわかりやすくまとめ、それを踏まえていかに説得力をもって自説を展開できたか）を5%として成績評価を行う。

授業への出席はあくまでも成績評価の「前提」であって評価の対象ではない。全ての回の授業に出席したからといって単位を取得できるとは限らない。

出席回数の割合が授業を行った回数の60%に満たない場合には、成績評価の「前提」を欠くため「評価なし」とする。

病気等やむを得ない理由による欠席、公共交通機関の遅延等やむを得ない理由による遅刻以外の欠席・遅刻を頻繁に繰り返す場合には、理由の如何を問わず単位を認定しない。

無断欠席者、私語等により他の受講者に迷惑をかける者、授業の準備・予習を怠る者、携帯電話やスマートフォンの使用・居眠り・内職などを行うなど受講態度が良くない者、積極的に発言を行わない者、その他自ら進んで授業に参加する意思がないと見受けられる者は、理由の如何を問わず、授業への出席を禁止し単位を認定しない。採点ミスを除き、一度行った成績評価はいかなる理由があろうとも変更しない。

<テキスト>

指定しない。

<参考図書>

金子宏『租税法（第24版）』（弘文堂・2021年）

金子ほか編『ケースブック租税法〔第5版〕』（弘文堂・2017年）

<授業計画>

第1回 ガイダンス(1)全般について

自己紹介・受講の際の注意点の再確認等

第2回 ガイダンス(2) 租税の現状を知る

データ・統計により、租税の現状を知る

第3回 ガイダンス(3) 資料の集め方について

参考文献を紹介し、図書館の利用方法・資料収集の方法・レジユメの作成方法について再度確認する

第4回 ガイダンス(4) 演習の進め方について

演習における報告・質疑応答・討論の方法・レポートの書き方などについて再度確認する

第5回 ガイダンス(5) 討論を体験する

(1) 教員が与えたテーマについて、全員で討論を行ってみる

(2) 判例を用いた報告・討論、専門書の講読、各自の関心の高いテーマを選択しての報告・討論等の中から、授業で取り上げるものを話し合いのうえ選択し、報告の担当者を決定する

第6回～第30回 報告討論の実施(1)-(25)

租税法をテーマとし、報告・質疑応答・討論を行う

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習 A

廣峰 正子  
-----

<授業の方法>

演習

<授業の目的>

この科目は、法学部ディプロマ・ポリシーのうち、「2. 汎用的技能」および「3. 志向性」に対応し、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すこと、公平性と客観性を重視した判断および行動ができるようになることを目的としています。

民法全般について、ディベート等を通じて、獲得した知識をもとに、自分の頭で考え、一定の結論を導けるように、法的思考力を磨くこと。また、自分の考えを的確に伝えられるよう、ディベート力を磨くこと。

<到達目標>

社会で日常的に起こりうる法的問題について、一定の判断能力を有するとともに、自分で解決できない場合に、何を参照すれば良いか、どのような対処をすればよいかといったことが判断できるような判断能力を身につける。

<授業の進め方>

特定の問題について、自分で文献を調べたり、あるいはディベートをする等、実践力を養う。各自の主眼的な参加が望まれる。

<授業時間外に必要な学修>

この科目では、講義外に4時間程度の学習時間が必要になります。各回のテーマについて、指示された内容を学習し、レジユメをまとめてきてください。参考文献等は適時指示します。

<成績評価方法・基準>

授業への参加態度（発言、レジユメの作成等）（30%程度）、ゼミ論文（70%程度）として、総合的に評価する。

<授業計画>

第1~6

回 民法総則

民法総則に関するテーマを取扱い、民法総則の総復習を行う。

第7~12回 物権法

物権法に関するテーマを扱い、物権法の総復習を行う。

第13~18回 債権総論

債権総論に関するテーマを扱い、債権総論の総復習をする。

第19~24回 債権各論

債権各論（主として契約）に関するテーマを扱い、債権各論の総復習を行う。

第25~30回 不法行為法

不法行為に関するテーマを扱い、不法行為法の総復習を

行う。

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習 A

福島 敏明  
-----

< 授業の方法 >

演習

< 授業の目的 >

この講義では、法学部のディプロマポリシー（DP）が掲げる「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる」ことを目的とします。「演習Ⅰ」および「演習Ⅱ」で修得した憲法学の知識を前提に、引き続き日本国憲法をめぐる具体的な問題について参加者の報告をもとに議論を行うことを予定しています。その際の検討テーマや素材については、参加者と相談して決めたいと思います。

< 到達目標 >

日本国憲法をめぐる具体的な問題について関心を持ち、「演習Ⅰ」および「演習Ⅱ」の時に比べて、より高度な内容の報告および議論を行うことができる。

< 授業のキーワード >

憲法、人権、統治機構、平和主義

< 授業の進め方 >

参加者による報告および議論を中心に進めます。

< 授業時間外に必要な学修 >

各回のテーマについて、報告者には十分な準備を行うことが求められます。報告者以外の参加者も議論に参加するために各回で扱うテキスト・文献の箇所を事前に熟読すること（2時間程度）が求められます。

< 提出課題など >

後期末にレポートを提出してもらいます。

< 成績評価方法・基準 >

レポートの内容60%、報告の内容20%、議論への参加状況20%の割合で評価します。

< テキスト >

参加者と相談して決めます。

< 参考図書 >

ゼミ中に指示します。

< 授業計画 >

第1回 前期ガイダンス

前期の授業の進め方などを検討

第2回 前期報告準備（1）

グループ分けなど

第3回 前期報告準備（2）

グループワークなど

第4回 前期報告準備（3）

グループワークなど

第5回 前期報告および議論（1）

報告者による報告と参加者全員による議論

第6回 前期報告および議論（2）

報告者による報告と参加者全員による議論

第7回 前期報告および議論（3）

報告者による報告と参加者全員による議論

第8回 前期報告および議論（4）

報告者による報告と参加者全員による議論

第9回 前期報告および議論（5）

報告者による報告と参加者全員による議論

第10回 前期報告および議論（6）

報告者による報告と参加者全員による議論

第11回 前期報告および議論（7）

報告者による報告と参加者全員による議論

第12回 前期報告および議論（8）

報告者による報告と参加者全員による議論

第13回 前期報告および議論（9）

報告者による報告と参加者全員による議論

第14回 前期報告および議論（10）

報告者による報告と参加者全員による議論

第15回 前期総括

前期に学んだことの総括

第16回 後期ガイダンス

後期の授業の進め方などを検討

第17回 後期報告準備（1）

グループ分けなど

第18回 後期報告準備（2）

グループワークなど

第19回 後期報告準備（3）

グループワークなど

第20回 後期報告および議論（1）

報告者による報告と参加者全員による議論

第21回 後期報告および議論（2）

報告者による報告と参加者全員による議論

第22回 後期報告および議論（3）

報告者による報告と参加者全員による議論

第23回 後期報告および議論（4）

報告者による報告と参加者全員による議論

第24回 後期報告および議論（5）

報告者による報告と参加者全員による議論

第25回 後期報告および議論（6）

報告者による報告と参加者全員による議論

第26回 後期報告および議論（7）

報告者による報告と参加者全員による議論

第27回 後期報告および議論（8）

報告者による報告と参加者全員による議論

第28回 後期報告および議論（9）

報告者による報告と参加者全員による議論

第29回 後期報告および議論（10）

報告者による報告と参加者全員による議論

第30回 後期総括  
後期に学んだことの総括

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習 A

藤川 直樹

-----  
< 授業の方法 >

演習

< 授業の目的 >

法学の基礎概念は西洋世界を母胎として形成された異質な知的構造物である。それ故に、法と法学を深く理解するには、法的な制度・概念・理論がどのような文化的社会的背景において彫琢・変容したものであるかを正確に認識することが不可欠となる。本演習は、広く法と法学に関する比較法文化史的関心に基づいて研究し、研究調査や論文執筆、報告及び討論を通じて、法学に関する深い知見を獲得すると同時に、知的な思考回路を形成し、知の技法を会得することを目的とする（この科目は法学部DPに所謂「法の理念および現実の社会における法の運用を踏まえて、法および政治について体系的に学修し、法化社会・国際化社会に対応した法的素養を身につけること」、「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すこと」に対応する）。

4年次配当の本演習では高次の要求水準において研究課題を掘り下げ、一つの主題を専門的に極め、研究論文を完成させることを目標とする。

< 到達目標 >

自ら課題を発見し、周到な調査と独創的な観点を基に、知識を深めることができる。

現代の法制度・法理解を法制史的・比較法的観点から批判的に捉えることができる。

< 授業の進め方 >

任意の実定法の制度ないし解釈論について法制史的・比較法的観点から批判的に研究し、理解を深める。参加者は各自の関心に応じてテーマを決定し、研究論文（12月上旬〆切予定）執筆と最終報告会（12月下旬以降予定）に向けて各自研究を進める。毎回の演習時には各自の研究について中間報告を行う。

< 履修するにあたって >

・本演習は所謂「研究と教育の一致」を基調とする古典的意味におけるゼミである。従って、報告準備は勿論、さまざまな問題に対する強い関心と意欲、およそ未知未踏の領域を開拓せんとする知的勇敢さ、そして自身の問題関心を言語化し他者と討議する積極性と主体性が要求される。

・ゼミの性質上、最低限の歴史的・文化的教養は必要であるので、少なくとも貪欲に知識を摂取する意欲がある

ことが期待される。また、参加者には「日本法制史」・「西洋法制史」・「政治思想史」などの歴史系科目、外書講読系科目、特に「法律外書講読（ドイツ語）」の履修を強く推奨している。

・「卒業論文」を併せて履修することを求める。

< 授業時間外に必要な学修 >

各自の主題について調査・研究し、報告の準備をすること（90分）。報告に対する討論を参考にして主題を掘り下げ、研究論文を作成すること（90分）。

< 提出課題など >

研究論文の提出を求める。

< 成績評価方法・基準 >

毎回の出席を前提として、調査・報告の取り組み（40%）、討論への積極的参加（30%）、提出論文（30%）の割合で評価する。但し正当な理由及び事前事後の連絡を伴わない欠席が半期に3回を超えた場合は単位を認定しない。必要な準備（予習・報告準備）を怠る等、演習参加の前提を欠く場合は、欠席に準じて評価する。

< テキスト >

授業内で利用する、又は購入を求めるという意味でのテキストは存在しない。但し、研究・調査・論文執筆の基礎に不安のある者には以下の書籍を読むことを求める。

・横?明美『カフェパウゼで法学を』（弘?堂、2018年）

・戸田山和久『新版 論文の教室』（NHK出版、2012年）

・田高寛貴・原田昌和・秋山靖浩『リーガル・リサーチ&レポート〔第二版〕』（有斐閣、2019年）

・井田良・佐渡島妙織・山野目章夫『法を学ぶ人のための文章作法』（有斐閣、2016年）

・清?幾太郎『論?の書き?』（岩波新書、1959年）

< 参考図書 >

適宜紹介する。

< 授業計画 >

第1回 主題紹介

参加者の主題を紹介・確認する

第2回～第12回 研究と報告

主題に関する研究・検討

第13回～第15回 研究成果中間報告

前期の研究成果をまとめ、報告する

第16回 進捗確認

研究の進捗を確認する

第17回～第27回 研究と報告

主題に関する研究・検討

第28回～第30回 研究成果最終報告

研究成果をまとめ、報告する



-----  
2022年度 前期～後期

4単位

演習 A

山越 裕太  
-----

< 授業の方法 >

演習

< 授業の目的 >

この科目は、法学部のディプロマ・ポリシー(DP)に示されているような、国際政治に関する各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、説得力ある議論を展開できるようになること、国際政治の事柄に関心を持ち、公平性と客観性を重視した判断ができるようになることを目指す。

< 到達目標 >

1. 学生は国際政治の特徴や諸問題の要点を説明できる。(知識)
2. 学生は国際政治学の知識を踏まえ、現在直面している課題を分析できる。(知識)
3. 学生は国際政治の出来事に積極的に接し、意見を述べるができる。(態度・習慣)
4. 学生は自ら国際政治の情報を収集し、複眼的に問題を考察することができる。(技能)

< 授業のキーワード >

世界を読み解く国際政治学

< 授業の進め方 >

ゼミは担当者(グループ)の報告、及びその他ゼミ生の発言、質疑、討論を中心に展開する。

事前準備：報告担当者は、レジュメ(文献の要約や論点など)を用意する。それ以外の学生は、文献を読み、疑問点などを整理し、メモを作成する。

ゼミ報告：担当者はレジュメに従い、報告する(30-45分)。それ以外の学生は、報告を聞き、新たに生まれた疑問や確認したいことなどをメモする。

質疑応答+討論：レジュメやメモに従い、全員で質疑や論点について議論する(45-60分)。

以上を繰り返すことで、文献読解力、プレゼン力、質問力を涵養する。

< 履修するにあたって >

世界の出来事や国際政治学に興味のある学生を歓迎する。演習I及びIIを踏まえて、主体性と責任感を持って、学生間で協力して演習取り組むことが望まれる。

国際政治では時に考え方が鋭く対立する場面がある。その時に自分とは異なる考えを受容し、複眼的に国際政治を捉えることに挑戦していく。

下記授業計画は演習の展開や履修人数などにより変更する可能性がある。

< 授業時間外に必要な学修 >

事前準備学習として、報告担当者は、レジュメ(文献の

要約や論点など)の作成や報告の準備をする(2時間?)。

事前準備学習として、それ以外の学生は、文献の精読や疑問点などを整理し、メモを作成する(1時間?)。

事後展開学習として、関連する文献の調査や演習の論点を整理する(1時間?)。

< 提出課題など >

レジュメ、報告、質疑、討論

< 成績評価方法・基準 >

毎回の報告、発言、質疑、討論への参加などを基に総合的(100%)に評価する。  
課題未提出、無断欠席、遅刻等は成績評価に影響しうる。特別な場合を除き、授業の3分の1以上を欠席した場合は、単位を認定しない。

< テキスト >

演習開講後、相談の上、決定する。

< 参考図書 >

適宜紹介する。報告を準備する上で参照できる辞書類として以下のものを挙げておく。

1. 『国際政治経済辞典 改訂版』(東京書籍、2003年)
2. 『国際政治事典 第2版』(弘文堂、2005年)
3. 田中明彦ほか編『新・国際政治経済の基礎知識 新版』(有斐閣、2010年)
4. 『平和と安全保障を考える事典』(法律文化社、2016年)

< 授業計画 >

第1回 インTRODクシヨン(前半)

演習の概要説明(履修予定者は必ず出席すること)

第2回 文献講読1

担当者報告、全員で質疑応答、討論 1

第3回 文献講読2

担当者報告、全員で質疑応答、討論 2

第4回 文献講読3

担当者報告、全員で質疑応答、討論 3

第5回 文献講読4

担当者報告、全員で質疑応答、討論 4

第6回 文献講読5

担当者報告、全員で質疑応答、討論 5

第7回 文献講読6

担当者報告、全員で質疑応答、討論 6

第8回 文献講読7

担当者報告、全員で質疑応答、討論 7

第9回 文献講読8

担当者報告、全員で質疑応答、討論 8

第10回 文献講読9

担当者報告、全員で質疑応答、討論 9

第11回 文献講読10

担当者報告、全員で質疑応答、討論 1 0

第12回 文献講読11

担当者報告、全員で質疑応答、討論 1 1

第13回 文献講読12

担当者報告、全員で質疑応答、討論 1 2  
第14回 文献講読13  
担当者報告、全員で質疑応答、討論 1 3  
第15回 文献講読14  
担当者報告、全員で質疑応答、討論 1 4  
第16回 イン트로ダクション(後半)  
前半の総括や後半のテーマや文献、担当者の決定  
第17回 文献講読15  
担当者報告、全員で質疑応答、討論 1 5  
第18回 文献講読16  
担当者報告、全員で質疑応答、討論 1 6  
第19回 文献講読17  
担当者報告、全員で質疑応答、討論 1 7  
第20回 文献講読18  
担当者報告、全員で質疑応答、討論 1 8  
第21回 文献講読19  
担当者報告、全員で質疑応答、討論 1 9  
第22回 文献講読20  
担当者報告、全員で質疑応答、討論 2 0  
第23回 文献講読21  
担当者報告、全員で質疑応答、討論 2 1  
第24回 文献講読22  
担当者報告、全員で質疑応答、討論 2 2  
第25回 文献講読23  
担当者報告、全員で質疑応答、討論 2 3  
第26回 文献講読24  
担当者報告、全員で質疑応答、討論 2 4  
第27回 文献講読25  
担当者報告、全員で質疑応答、討論 2 5  
第28回 文献講読26  
担当者報告、全員で質疑応答、討論 2 6  
第29回 文献講読27  
担当者報告、全員で質疑応答、討論 2 7  
第30回 総括  
演習IIIAの成果や今後課題を振り返り、意見交換

-----  
2022年度 後期

2単位

応用刑法

坂本 学史

-----  
< 授業の方法 >

・ 対面形式

< 授業の目的 >

本講義は法職コース選択科目に属し、内容としては、刑法総論・各論の各講義の発展科目として、理論的・実務的に最も重要な論点を中心に一段掘り下げた内容を取り扱う。これにより、学部DPに示されている「法的思考に基づいた説得力ある解釈指針を示すこと」ができるように、基本知識の定着と分析力・応用力・表現力の修得を

目的とする。

< 到達目標 >

1．刑法典の主要条文の意義・要件・効果を理解し、記述することができる。

2．主要な基本判例の要旨を事実関係に基づいて記述することができる。

3．複雑な事例問題に対し、重要論点を抽出し、関連する判例・学説を当てはめ妥当な結論を導くことができる。

< 授業のキーワード >

刑法基本判例、複合事例問題の解決、事実分析、論点抽出、判例学説の当てはめ

< 授業の進め方 >

基本的には受講生との質疑応答、双方向の講義形式で行う。

< 履修するにあたって >

・ 司法予備試験や大学院（法科大学院を含む）進学に十分対応できる高度な授業内容であるので、毎回、予習を欠かさず行い、要点をノートにまとめて授業に臨むこと。

・ 授業中に指名して各自の予習内容を確認する。

・ 六法と刑法の教科書は必ず携行すること。

・ 各授業前に各自で講義用資料等をダウンロードしておくこと。

< 授業時間外に必要な学修 >

教科書等による予習が不可欠である（目安120分）。また、復習として、講義中に疑問や理解できなかった点を「疑問ノート」に記しておくこと（目安60分）。後日、担当者に質問して解決しておくこと。

< 提出課題など >

レポート課題の作成・提出を求める。

< 成績評価方法・基準 >

課題レポート（100%）でのみ評価する。なおレポートは事例問題による論述形式で、論点の把握および学説および判例の基本的理解を問うものであり、それらが到達目標に達したと評価された者を合格とする。

< テキスト >

指定なし。ただし授業の際には、刑法総論及び刑法各論の教科書を必ず携行すること。

< 参考図書 >

山口厚『基本判例から学ぶ刑法総論』、『同各論』（成文堂）、大塚裕史『ロースクール演習刑法（第2版）』、井田他『刑法事例演習教材』（有斐閣）、その他適宜紹介します。

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス

授業の進め方、成績評価基準等の説明

第2回 不作為犯論

不作為犯の意義、種類、要件を具体的事例を用いて考究する。

第3回 未遂犯論

未遂処罰の理論的根拠を確認し、未遂犯事例と中止犯事例を考究する。

#### 第4回 因果関係論

因果関係における判例の変遷を確認し、因果関係の事例を考究する。

#### 第5回 故意・過失犯論

具体的事例を用いて、故意概念と違法性の意識、過失を考究する。

#### 第6回 錯誤論

具体的事例を用いて、錯誤論（誤想防衛）を考究する。

#### 第7回 共犯理論

共犯の処罰根拠、共謀共同正犯の理論的根拠を確認し、具体的事例を用いて、適用範囲と限界を考究する。

#### 第8回 共犯理論

共犯理論の応用問題（共犯と身分、共犯と錯誤）につき具体的事例を用いて考究する。

#### 第9回 窃盗罪

財産犯の保護法益、民事法上の概念との相違、不法領得の意思などを前提とし、窃盗罪の法的性格、類型、要件を確認し、具体的事例を用いて考究する。

#### 第10回 強盗罪

強盗罪の法的性格、類型、要件を確認し、具体的事例を用いて考究する。

#### 第11回 詐欺罪

詐欺罪の法的性格、類型、要件を確認し、具体的事例を用いて考究する。

#### 第12回 横領罪

横領罪の保護法益、類型、要件を確認し、具体的事例を用いて考究する。

#### 第13回 放火罪

放火罪の法的性格、類型、要件を確認し、具体的事例を用いて考究する。

#### 第14回 文書偽造罪

文書偽造罪の法的性格、類型、要件を確認し、具体的事例を用いて考究する。

#### 第15回 贈収賄とまとめ

・贈収賄の保護法益、類型、要件を確認し、具体的事例を用いて考究する。

・これまでのまとめと課題レポートの説明。

-----  
2022年度 後期

2単位

応用民法

佐藤 弘直

-----  
< 授業の方法 >

講義

< 授業の目的 >

この科目は、法学部ディプロマ・ポリシー「1. 知識・理解」により1・2年次において「体系的に学修し」身

につけた民法の「法的素養」、すなわち民法（総則）、民法（物権）、民法（債権各論）および民法（債権総論）にまたがって規定されている契約に関する規律を契約の締結から契約関係の終了に至る一連の過程として捉えなおして学修する。

我が国の民法は、19世紀のドイツで生まれたパンデクテン方式に従って編纂されている。類似・共通の制度を集約させて規定を作り、その共通規定からより高次の共通規定を作って構成されている。したがって、とりわけ総則の規定は債権各論などの規定と関連していることから、ひとたび契約に関する民事事件が発生すると争点に関する統一的把握が困難となる。そこで、民法の編纂を解体し、契約をその締結から契約関係終了までの一連の流れとして再構成する。

日常生活で、あるいは事業を遂行する中で直面する取引の場面において、契約の当事者となった際にどのような法的地位に立つかを想定できるようになるために、「必要な情報を収集・分析し」、当事者の利益の考量を「公平性と客観性」という「3. 志向性」をもって「法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示す」ことができる「2. 汎用的技能」を身に着けることにある。

契約関係者の中での契約に起因する言い分の違いについて、契約の締結過程、契約内容に関わる争点を民法財産分野全体からその規律の特徴を理解する。

また、民法という実体法による規律が民事訴訟法での攻撃防御の方法となることを前提に、民事訴訟の中での実体法の役割を理解する。

< 到達目標 >

1. 契約当事者間で発生する民事的紛争を民事実体法である民法が採用する規律、および民事訴訟の中での民法の規律の果たす役割について説明できるようになる。
2. 民法と民事訴訟法との関連性について説明できるようになる。
3. 契約法の全体像の理解を深め、契約に起因する紛争を想定し、予防方法を説明できるようになる。
4. 民法の構成を契約法という視点から、民法に関連する情報や基本原則を説明できるようになる。
5. 契約法の規律を民法財産編全体から多角的に分析、調整し、民事的紛争の解決策を提示できるようになる。

< 授業のキーワード >

契約、当事者、意思表示、債権・債務、強制履行、利益の衝突、権利の実現、正当な当事者

< 授業の進め方 >

講義中、受講生に問いを発し、見解を求める。

受講生は、問われていないときでも自ら主体的に思考しながら、講義の内容を理解する必要がある。

教科書に基づき講義が進められる。事前に講義の範囲について教科書並びに民法（総則）、民法（物権）、民法（債権各論）および民法（債権総論）で使用した教科書を読み込んでおく必要がある。講義中は、予習

し理解した内容に違いがないかを確認しながら参加すること。

講義までに講義の範囲・内容を記載したレジюмеをアップロードする（URLは下記を参照）。ダウンロードし、プリントアウトして、ノートの一部として利用すること。  
<履修するにあたって>

六法、レジюме、ノート、教科書など受講に必要なと思われるものを持参すること。

民法（総則）から民法（債権総論）までを履修済みであることを前提に、契約全体に関する分野を中心に講義は進められる。

<授業時間外に必要な学修>

教科書の講義対象箇所を読み、記述されている条文を六法で確認すること。教科書の記述で分からないところをピックアップし、講義中ノートをとる準備をしておくこと。（1時間程度）

講義後は、講義中にノートした事項を中心に、教科書の記述を読み込むこと。とりわけ、どこが理解できていないかを明らかにし、次の講義までに参考書などを利用して解明しておくこと。（1時間程度）

法律科目は、積み重ねた学修となるので、不明な箇所を放置するとその後の学修に差し支えることになるので、自力で解明できないときはオフィスアワーなどを使って質問すること。

<提出課題など>

原則として課さない。課題レポートを求める場合は、事前に通知する。

<成績評価方法・基準>

定期試験（論述式が中心）100%で評価する。出席は成績評価の対象とはならない。

<テキスト>

後藤巻則『契約法講義〔第4版〕』（弘文堂、2017年）

<参考図書>

中田裕康『契約法 新版』（有斐閣、2021年）

遠藤浩ほか編『民法基本判例集 第4版』（勁草書房、2020年）

<授業計画>

第1回 ガイダンス・，民法典と契約法

ガイダンス（テキスト，定期試験）。民法典の中での契約

第2回 契約の成立

契約成立のプロセス。契約締結前と契約成立後

第3回 法律行為と意思表示

法律行為としての契約。意思決定までの経過と意思の表示

第4回 契約の主体

契約のための能力。人。代理。

第5回 契約の内容

契約内容の確定。契約内容の妥当性。約款による契約締結

第6回 契約の履行

弁済。双務契約の特質。

第7回 債権の実現 - 実体法と訴訟法

履行の強制のための訴訟法と執行法

第8回 履行の確保 - 実体法と執行法

履行の確保のための債権法，担保法。履行確保のための仮の手続。

第9回 債権の消滅と契約の終了

消滅時効。履行・弁済。契約の解除。

第10回 権利移転型契約 1

売買。契約不適合責任

第11回 権利移転型契約 2

買戻し。贈与。交換。

第12回 利用型契約 1

賃貸借

第13回 利用型契約 2

使用貸借。消費貸借。

第14回 役務提供型契約

雇用。請負。委任。

第15回 実体法と訴訟法

訴訟手続きの中での実体法

-----  
2022年度 前期

2単位

会社法

小松 卓也  
-----

<授業の方法>

講義。

<授業の目的>

この科目は、学部のDPに掲げる「法的素養を身につける」「法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる」を目的とする。

本講義は、会社法のうち、会社法総論、株式会社の各機関を対象とする。本講義では、それらの基本的な仕組みを扱う。

<到達目標>

会社法の範囲である、会社法総論および株式会社の各機関の仕組みについて、基本的な知識の修得ができること、および、会社法に関して更なる学習の基礎を得ることである。

<授業の進め方>

口述および板書を中心とする。筆記の用意が必要。また、必要に応じて、資料を配付する。

<授業時間外に必要な学修>

講義において触れられた用語や問題点について、各自で調査および検討するという自学自習（復習）が望まれる。目安としては、各回につき60分程度が必要であろう。

<提出課題など>

定期試験に関するフィードバックについては、成績公表後において、個別の問い合わせに応じることとする。

<成績評価方法・基準>

定期試験の結果による(100%)。

<参考図書>

「会社法の仕組み」(日経文庫、最新版に限る)近藤光男著(日本経済新聞社)、「会社法」黒沼悦郎著(商事法務)

<授業計画>

第1回 ガイダンス

会社法の概要

第2回 法人とは

法人格の意義その他の問題について。

第3回 会社法の特徴

会社法の性格について。

第4回 会社の仕組み

経済社会における会社の活動について。

第5回 経営機関(1)

取締役の役割について。

第6回 経営機関(2)

取締役の活動の法的規律について。

第7回 経営機関(3)

取締役会の役割について。

第8回 経営機関(4)

監査役の役割について。

第9回 経営機関(5)

会計参与の役割について。

第10回 経営機関(6)

指名委員会等設置会社について。

第11回 経営機関(7)

監査等委員会設置会社について。

第12回 経営機関(8)

社外取締役の役割について。

第13回 株主総会(1)

株主総会の運営について。

第14回 株主総会(2)

株主総会の決議の種類。

第15回 株主総会(3)

株主総会の決議に関する諸問題。

-----  
2022年度 前期

2単位

会社法

田中 裕明

-----  
<授業の方法>

通常の講義形式(対面)で実施する。

<授業の目的>

この科目は、学部のDPIに掲げる「法的素養を身につける」「法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すこと

ができる」を目的とする。

および、会社法の範囲である、会社法総論および株式会社の各機関の仕組みについて、基本的な知識の修得ができること、および、会社法に関して更なる学習の基礎を得ることを目的とする。

<到達目標>

・講義を通して会社経営に興味を持つ。

・株主の役割について説明できる。

<授業の進め方>

最終回を除き、毎回の講義内容の理解度をはかるため、小テスト(「確認問題」)を実施する。定期試験との割合は、10%とする。

<授業時間外に必要な学修>

毎回の講義内容について、少なくとも120分(予習・復習)必要。予習は主にテキスト範囲を読んで用語の意義などを確認すること。復習の際には、授業で出てきた条文を自分で必ず確認すること。

<提出課題など>

最終回を除く毎回の「確認問題」

<成績評価方法・基準>

「確認問題」(10%)と定期試験(90%)で評価する。

<テキスト>

田中裕明『要説 企業法』(神戸学院大学出版会)1800円+税

<授業計画>

第1回 ガイダンス・総論

会社の特徴～現代経済社会における株式会社の位置づけ

第2回 「会社」とは

会社の類型と種類

第3回 株式会社の特徴

株式会社に関するキーワードの概説～法人性

第4回 株式会社の特徴?

株式会社に関するキーワードの概説?～営利性、社団性

第5回 設立

株式会社設立の流れと手続

第6回 設立?

株式会社設立の流れと手続?

第7回 設立?

発起人組合と設立中の会社

第8回 設立

会社設立の無効と会社の不成立、発起人の責任

第9回 機関(導入編)

総説

第10回 機関

機関総説

第11回 機関

株主総会

第12回 機関

株主総会

第13回 機関

取締役

第14回 機関

監査役他

第15回 授業の振り返り

ここまでのまとめ

-----  
2022年度 後期

2単位

会社法

小松 卓也

-----  
< 授業の方法 >

講義。

< 授業の目的 >

この科目は、学部のDPに掲げる「法的素養を身につける」「法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる」を目的とする。

本講義は、会社法のうち、役員等の責任、株式の内容および企業会計に関する法制度を扱うものである。本講義では、それらの基本的な仕組みを扱う。

< 到達目標 >

会社法の範囲である、役員等の責任、株式の内容および企業会計に関する法制度について、基本的な知識の修得ができること、および、会社法に関して更なる学習の基礎を得ることである。

< 授業の進め方 >

口述および板書を中心とするので、筆記の用意が必要。裁判例を配付資料として多用する。

< 授業時間外に必要な学修 >

講義において触れられた用語や問題点について、各自で調査および検討するという自学自習（復習）が望まれる。目安としては、各回につき60分程度が必要であろう。

< 提出課題など >

定期試験に関するフィードバックについては、成績公表後において、個別の問い合わせに応じることとする。

< 成績評価方法・基準 >

定期試験の結果による（100％）。

< 参考図書 >

「会社法の仕組み」（日経文庫、最新版に限る）近藤光男著（日本経済新聞社）、「会社法」黒沼悦郎著（商事法務、最新版に限る）

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス

会社法の概要

第2回 役員等の責任（1）

会社に対する取締役の責任（1）

第3回 役員等の責任（2）

会社に対する取締役の責任（2）

第4回 役員等の責任（3）

第三者に対する取締役の責任

第5回 役員等の責任（4）

その他の者の責任

第6回 株式の内容（1）

株式の法的意義

第7回 株式の内容（2）

優先株など

第8回 株式の内容（3）

譲渡制限株式など

第9回 株式の内容（4）

特殊な条項付株式

第10回 株式の内容（5）

拒否権付株式など

第11回 株式の内容（6）

その他の特別な定め

第12回 企業会計（1）

企業会計の概要

第13回 企業会計（2）

貸借対照表

第14回 企業会計（3）

損益計算書

第15回 企業会計（4）

企業会計に関する個別問題

-----  
2022年度 後期

2単位

会社法

田中 裕明

-----  
< 授業の方法 >

通常の講義形式で実施する。

< 授業の目的 >

この科目は、学部のDPに掲げる「法的素養を身につける」「法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる」を目的とする。

本講義は、会社法のうち、役員等の責任、株式の内容および企業会計に関する法制度を扱うものである。本講義では、それらの基本的な仕組みを扱う。

< 到達目標 >

上記の会社法の範囲についての基本的な知識の修得ができる。

< 授業の進め方 >

初回と最終回を除き、毎回の講義の理解度を確かめるため、小テスト（「確認問題」）を行う。

定期試験との割合は、10%とする。

< 授業時間外に必要な学修 >

講義において触れられた用語や問題点について、各自で

調査および検討するという自学自習（復習）が望まれる。  
目安としては、各回につき60分程度が必要であろう。

< 提出課題など >

初回、最終回を除く「確認問題」の実施。

< 成績評価方法・基準 >

定期試験(90%)と小テスト(10%)の結果による。

< テキスト >

田中裕明『要説 企業法』（神戸学院大学出版会）(1800円+税)

< 参考図書 >

「会社法の仕組み」（日経文庫、最新版に限る）近藤光男著（日本経済新聞社）、  
「会社法」黒沼悦郎著（商事法務）

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス

会社法 の概要

第2回 役員等の責任（1）

会社に対する取締役の責任（1）

第3回 役員等の責任（2）

会社に対する取締役の責任（2）

第4回 役員等の責任（3）

第三者に対する取締役の責任

第5回 役員等の責任（4）

その他の者の責任

第6回 株式の内容（1）

株式の法的意義

第7回 株式の内容（2）

優先株など

第8回 株式の内容（3）

譲渡制限株式など

第9回 株式の内容（4）

特殊な条項付株式

第10回 株式の内容（5）

拒否権付株式など

第11回 株式の内容（6）

その他の特別な定め

第12回 企業会計（1）

企業会計の概要

第13回 企業会計（2）

貸借対照表

第14回 企業会計（3）

損益計算書

第15回 企業会計（4）

企業会計に関する個別問題

-----  
2022年度 前期

2単位

会社法

久保 成史  
-----

< 授業の方法 >

対面による講義形式。

ただし、急激な感染拡大の場合は、その都度、授業形態の変更を通知する。

警報発令時の授業（学則に従う）。

< 授業の目的 >

この講義では会社法全般のうち、会社の設立、会社の資金調達（特に上場会社）そして会社組織の再編及び持分会社（合名会社・合資会社・合同会社）に関する法制度を中心に説明する。そしてこの講義を通じて法学部の掲げるDP「法的素養を身につける」・「社会における各種の問題についての要点を把握する」ことを目指す。

< 到達目標 >

上記の目的を意識することにより、法的思考に基づいた説得力のある解決の指針を獲得し、公平性と客観性を重視した判断力と行動力が得られる。実社会にあって、起業の方法や資金調達のための企画、立案などができるようになる。

< 授業の進め方 >

毎回、テキストに沿ったレジュメを配布して講義する形式を基本とする。適宜、時事的な話題について資料を配布して説明するが、場合によってはそのことについて質問する場合もある。

< 履修するにあたって >

授業中の説明を補うことが重要である。そのために、予習・復習のための時間をとることである。また会社法全般を理解するためにも、併せて「会社法」・「会社法」を履修することが望ましい。

< 授業時間外に必要な学修 >

シラバスに沿って講義を進める。そのため、予習に1時間から1時間半程度をかけて準備し、復習に2時間から2時間半程度をあてて、その日の授業内容を理解するようにしてほしい。

< 提出課題など >

別になし。

< 成績評価方法・基準 >

定期試験：80%

小テスト：20%

< テキスト >

別に指定しない。毎回、授業の際に詳細なレジュメを配布する。

ただ、教科書・参考書等を教えてほしい者は、その旨、

問いあわせること。

< 授業計画 >

第1回

会社法総論

「会社法」と「会社法」の架橋作業として、会社とはどのようなものか、会社にはどのような種類があるか、再考する。

第2回 株式会社の設立(1)

設立の意義・種類、手続等

第3回 株式会社の設立(2)

手続(続き)、発起、発起人組合と設立中の会社、会社設立無効・会社不成立

第4回 株式会社の設立(3)

発起人の権限・責任

第5回 資金調達(1)

募集株式の発行、株式の利害調整、発行瑕疵

第6回 資金調達(2)

新株予約権とその利用形態(1)

第7回 資金調達(3)

新株予約権とその利用形態(2)、社債

第8回 持分会社(1)

株式会社以外の種類会社(合名会社・合資会社・合同会社)

第9回 持分会社(2)

持分会社の計算等

第10回 会社組織の再編(1)

事業譲渡・合併

第11回 会社組織の再編(2)

会社分割、株式交換・株式移転

第12回 会社組織の再編(3)

会社法上の合併と独占禁止法上の合併

第13回 会社の計算(1)

会計の原則と会計帳簿等

第14回 会社の計算(2)

資本金・準備金・剰余金

第15回 会社の解散と清算

解散の意義と清算の意義(事実上の倒産)

-----  
2022年度 後期

2単位

外国法〔ドイツ法〕

藤川 直樹

-----  
< 授業の方法 >

講義

< 授業の目的 >

ドイツ法は明治期以降、現代に至るまで日本の法体系の発展と法学研究に大きな影響を与えてきた。本講義では歴史的展開を顧慮しながらドイツ法の基本的な制度と考え方を概観する(この科目は法学部DPに示す「法の理念

...を踏まえて、法および政治について体系的に学修し、法化社会・国際化社会に対応した法的素養を身につける」ことに対応する)。

< 到達目標 >

ドイツ法の制度と観念の基本的事項を理解し、日本法との比較において説明できる。

< 授業のキーワード >

ドイツ ヨーロッパ ドイツ法 比較法 法制史 基礎法学 憲法 民法 行政法

< 授業の進め方 >

基本的に講義形式で行うが、希望者があれば簡単な研究報告の機会を設けることも予定する。

< 履修するにあたって >

・ドイツ語既習である必要はないが、ドイツ語に対する一定の関心は必然的に求められるので予め諒解されたい。  
・「法律外書講読(ドイツ語)」、「西洋法制史」を併せて履修するのが望ましい。

< 授業時間外に必要な学修 >

予習資料がある場合には事前に目を通し、講義後は教科書・参考書を参考に講義内容を復習すること(180分)。

< 提出課題など >

なし

< 成績評価方法・基準 >

期末試験により評価する(100%)。但し、正当な事由のある場合を除き、3分の2以上の出席がない場合には成績評価の対象としない。リアクションペーパーによる質問・指摘・話題提供により10ポイントを限度に加点する。

< テキスト >

村上淳一=守矢健一/ハンス・ペーター・マルチュケ『ドイツ法入門〔改訂第9版〕』(有斐閣、2018年)

< 参考図書 >

(概説・体系書)

山田晟=村上淳一(編)『ドイツ法講義』(青林書院、1974年)

山田晟『ドイツ連邦共和国法の入門と基礎: ドイツの憲法および民法〔改訂版〕』(有信堂、1991年)

山田晟『ドイツ法概論1~3』(有斐閣全書、1972/1973/1974年)

(用語辞典)

山田晟『ドイツ法律用語辞典』(大学書林、1981年;補正1984年)

ベルンド・ゲッツェ『独和法律用語辞典〔第二版〕』(成文堂、2010年)

ベルンド・ゲッツェ『和独法律用語辞典〔第二版〕』(成文堂、2012年)

(調べ方の手引き)

田中英夫ほか『外国法の調べ方』(東京大学出版会、19



74年)

北村一郎編『アクセスガイド外国法』(東京大学出版会、2004年)

その他、各法領域、各トピックに関する文献は講義内で適宜紹介する。

< 授業計画 >

第1回 序 日本におけるドイツ法研究の回顧と展望

日本におけるドイツ法研究の歩みと現代的意義

第2回 ドイツ連邦共和国基本法と統治構造(1)

ドイツ連邦共和国基本法の成立と国家の基本原則

第3回 ドイツ連邦共和国基本法と統治構造(2)

連邦の機関と国家作用の手続

第4回 ドイツの訴訟制度・法曹制度

裁判管轄、審級制、法曹養成・法曹資格

第5回 ドイツ連邦憲法裁判所と基本権保護(1)

ドイツ連邦憲法裁判所の規範統制作用と基本権保護

第6回 ドイツ連邦憲法裁判所と基本権保護(2)

ドイツ連邦憲法裁判所判例を読む

第7回 ドイツ行政法の歴史と現在(1)

ドイツ行政法学の古典的基礎(特にオットー・マイアーの体系)

第8回 ドイツ行政法の歴史と現在(2)

現代行政法学の諸問題

第9回 ドイツ民法と民法学の歴史(1)

民法典の編纂過程

第10回 ドイツ民法と民法学の歴史(2)

民法学の歴史と現在

第11回 ドイツ民法総則

ドイツ民法総則の諸問題(人・物・法律行為の概念と種類、権利の行使を中心に)

第12回 ドイツ債権債務法

ドイツ債権債務法の諸問題(履行障害法、不法行為を中心に)

第13回 ドイツ物権法

ドイツ物権法の諸問題(物権変動、不動産担保法を中心に)

第14回 ドイツ家族法

ドイツ家族法の諸問題(婚姻法、夫婦別氏制、夫婦財産制度、親子関係)

第15回 ドイツ相続法

ドイツ相続法の諸問題(パレンテール制・相続契約を中心に)

-----  
2022年度 前期

2単位

外国法 【フランス法】

足立 公志朗

-----  
< 授業の方法 >

対面授業(講義)

< 授業の目的 >

この科目は、フランスにおける生活及びそれを巡る法律について学び、日本社会及びそれを巡る法律を深く理解するきっかけを得ることを目指す。法学部ディプロマ・ポリシーとの関係であるが、この科目を受講することによって、法と社会との関わりを深く理解することができるようになるという点で「1.知識・理解」に関わる。しかも、国外の事柄に関心を持ち、それを通じて日本における問題を客観的に分析することができるようになるという点で「3.志向性」に関わる。

< 到達目標 >

- 1.フランスにおける生活と法律との関係について、説明できるようになること。
- 2.日本社会の法的な問題における特殊性について、説明できるようになること。

< 授業のキーワード >

フランスの法律家、フランスの債務法、フランスの物権法

< 授業の進め方 >

教科書は使用しない。各回のトピックについて担当教員が説明する(元ネタについては第1回目の授業で説明する。)。トピックは、主に民法に関連するものである。この講義をきっかけに、民法関連科目の理解が深まることを期待している。(なお、トピックは変更の可能性がある。詳細は第1回の講義で説明する。)

講義の前日までにレジュメをアップロードする(利用するシステムは後日指示する。)。講義中に参照するため、ダウンロードしてプリントアウトすることを強く勧める。担当者との接触機会を減らすために、対面授業の受講者にも紙媒体は配布しない。

< 履修するにあたって >

ノートと六法を持参すること。六法の使用頻度は高くないが、日仏の簡単な比較を行うため、六法は必須である。

< 授業時間外に必要な学修 >

予習は不要である。講義のあったその日に復習をすること。ノートの補充をしつつ、日仏の差を考え、必要に応じて日本法の状況を調べるとよい。各回1時間程度の復習が求められる。

< 提出課題など >

原則として課さない。課題提出を求める場合は、事前に通知をする。

なお、dot Campusのレポート機能を利用して、簡単なクイズをすることがある。クイズの正否は成績とは無関係であるが、回答の状況は成績評価の補助資料となる。クイズに合わせて、授業に対する質問や要望等も受け付ける。これらに対する教員からの返事は講義中に行う。

< 成績評価方法・基準 >

学期末に実施する定期試験(満点は100点)による。小テストを実施する場合、又は、課題提出を求める場合は、

その内容及び成績評価方法も含め、事前に通知する。

<テキスト>

なし

<参考図書>

授業中に指示する。

<授業計画>

#### 第1回 イントロダクション

成績評価の方法等、事務的な事柄について説明した後、講義の全体的な内容等、次回以降の予告をする。

#### 第2回 日本民法とフランス民法

日本民法に対するフランス民法の影響について学ぶ。

#### 第3回 法律家

フランスにおける法律家の全体像を把握する。

#### 第4回 公証人

フランスにおける公証人の機能について学ぶ。

#### 第5回 債務法概論

フランス債務法の概要について学ぶ。

#### 第6回 契約の成立

フランスにおける契約の成立に関する問題について学ぶ。

#### 第7回 契約の有効性

フランスにおける契約の有効性に関する問題について学ぶ。

#### 第8回 契約の要式

フランスにおける契約の要式に関する制度について学ぶ。

#### 第9回 契約の履行

フランスにおける契約の履行に関する問題について学ぶ。

#### 第10回 不法行為

フランスにおける不法行為の原則について学ぶ。

#### 第11回 不法行為の要件

フランスにおける不法行為の成立要件について学ぶ。

#### 第12回 不法行為の要件

不法行為の成立要件の内「損害」要件について学ぶ。

#### 第13回 債務法の全体像

フランス債務法に関する簡単なまとめをする。

#### 第14回 物権法序説

フランス物権法の基礎について学ぶ。

#### 第15回 フランス社会と法

フランス社会と法律に関する総括的な考察を行う。

-----  
2022年度 前期

2単位

外国法B（大陸法）（フランス法）

足立 公志朗  
-----

<授業の方法>

対面授業（講義）

<授業の目的>

この科目は、フランスにおける生活及びそれを巡る法律について学び、日本社会及びそれを巡る法律を深く理解するきっかけを得ることを目指す。法学部ディプロマ・

ポリシーとの関係であるが、この科目を受講することによって、法と社会との関わりを深く理解することができるようになるという点で「1.知識・理解」に関わる。しかも、国外の事柄に関心を持ち、それを通じて日本における問題を客観的に分析することができるようになるという点で「3.志向性」に関わる。

なお、この授業の表題は「大陸法」となっているが、検討対象はフランス法に絞っている。

<到達目標>

1.フランスにおける生活と法律との関係について、説明できるようになること。

2.日本社会の法的な問題における特殊性について、説明できるようになること。

<授業のキーワード>

フランスの法律家、フランスの債務法、フランスの物権法

<授業の進め方>

教科書は使用しない。各回のトピックについて担当教員が説明する（元ネタについては第1回目の授業で説明する。）。トピックは、主に民法に関連するものである。この講義をきっかけに、民法関連科目の理解が深まることを期待している。（なお、トピックは変更の可能性がある。詳細は第1回の講義で説明する。）

講義の前日までにレジュメをアップロードする（利用するシステムは後日指示する。）。講義中に参照するため、ダウンロードしてプリントアウトすることを強く勧める。担当者との接触機会を減らすために、対面授業の受講者にも紙媒体は配布しない。

<履修するにあたって>

ノートと六法を持参すること。六法の使用頻度は高くないが、日仏の簡単な比較を行うため、六法は必須である。

<授業時間外に必要な学修>

予習は不要である。講義のあったその日に復習をすること。ノートの補充をしつつ、日仏の差を考え、必要に応じて日本法の状況を調べるとよい。各回1時間程度の復習が求められる。

<提出課題など>

原則として課さない。課題提出を求める場合は、事前に通知をする。

なお、dot Campusのレポート機能を利用して、簡単なクイズをすることがある。クイズの正否は成績とは無関係であるが、回答の状況は成績評価の補助資料となる。クイズに合わせて、授業に対する質問や要望等も受け付ける。これらに対する教員からの返事は講義中に行う。

<成績評価方法・基準>

学期末に実施する定期試験（満点は100点）による。小テストを実施する場合、又は、課題提出を求める場合は、その内容及び成績評価方法も含め、事前に通知する。

<テキスト>

なし

< 参考図書 >

授業中に指示する。

< 授業計画 >

#### 第1回 イントロダクション

成績評価の方法等、事務的な事柄について説明した後、講義の全体的な内容等、次回以降の予告をする。

#### 第2回 日本民法とフランス民法

日本民法に対するフランス民法の影響について学ぶ。

#### 第3回 法律家

フランスにおける法律家の全体像を把握する。

#### 第4回 公証人

フランスにおける公証人の機能について学ぶ。

#### 第5回 債務法概論

フランス債務法の概要について学ぶ。

#### 第6回 契約の成立

フランスにおける契約の成立に関する問題について学ぶ。

#### 第7回 契約の有効性

フランスにおける契約の有効性に関する問題について学ぶ。

#### 第8回 契約の要式

フランスにおける契約の要式に関する制度について学ぶ。

#### 第9回 契約の履行

フランスにおける契約の履行に関する問題について学ぶ。

#### 第10回 不法行為

フランスにおける不法行為の原則について学ぶ。

#### 第11回 不法行為の要件

フランスにおける不法行為の成立要件について学ぶ。

#### 第12回 不法行為の要件

不法行為の成立要件の内「損害」要件について学ぶ。

#### 第13回 債務法の全体像

フランス債務法に関する簡単なまとめをする。

#### 第14回 物権法序説

フランス物権法の基礎について学ぶ。

#### 第15回 フランス社会と法

フランス社会と法律に関する総括的な考察を行う。

-----  
2022年度 後期

2単位

外国法B（大陸法）（ドイツ法）

藤川 直樹

-----  
< 授業の方法 >

講義

< 授業の目的 >

ドイツ法は明治期以降、現代に至るまで日本の法体系の発展と法学研究に大きな影響を与えてきた。本講義では歴史的展開を顧慮しながらドイツ法の基本的な制度と考え方を概観する（この科目は法学部DPに示す「法の理念...を踏まえて、法および政治について体系的に学修し、法化社会・国際化社会に対応した法的素養を身につける

」ことに対応する）。

< 到達目標 >

ドイツ法の制度と観念の基本的事項を理解し、日本法との比較において説明できる。

< 授業のキーワード >

ドイツ ヨーロッパ ドイツ法 比較法 法制史 基礎法学 憲法 民法 行政法

< 授業の進め方 >

基本的に講義形式で行うが、希望者があれば簡単な研究報告の機会を設けることも予定する。

< 履修するにあたって >

・ドイツ語既習である必要はないが、ドイツ語に対する一定の関心は必然的に求められるので予め諳解されたい。  
・「法律外書講読（ドイツ語）」、「西洋法制史」を併せて履修するのが望ましい。

< 授業時間外に必要な学修 >

予習資料がある場合には事前に目を通し、講義後は教科書・参考書を参考に講義内容を復習しすること（180分）。

< 提出課題など >

なし

< 成績評価方法・基準 >

期末試験により評価する（100%）。但し、正当な事由のある場合を除き、3分の2以上の出席がない場合には成績評価の対象としない。リアクションペーパーによる質問・指摘・話題提供により10ポイントを限度に加点する。

< テキスト >

村上淳一＝守矢健一／ハンス・ペーター・マルチュケ『ドイツ法入門〔改訂第9版〕』（有斐閣、2018年）

< 参考図書 >

（概説・体系書）

山田晟＝村上淳一（編）『ドイツ法講義』（青林書院、1974年）

山田晟『ドイツ連邦共和国法の入門と基礎：ドイツの憲法および民法〔改訂版〕』（有信堂、1991年）

山田晟『ドイツ法概論1～3』（有斐閣全書、1972/1973/1974年）

（用語辞典）

山田晟『ドイツ法律用語辞典』（大学書林、1981年；補正1984年）

ベルンド・ゲッツェ『独和法律用語辞典〔第二版〕』（成文堂、2010年）

ベルンド・ゲッツェ『和独法律用語辞典〔第二版〕』（成文堂、2012年）

（調べ方の手引き）

田中英夫ほか『外国法の調べ方』（東京大学出版会、1974年）

北村一郎編『アクセスガイド外国法』（東京大学出版会、

2004年)

その他、各法領域、各トピックに関する文献は講義内で適宜紹介する。

< 授業計画 >

- 第1回 序 日本におけるドイツ法研究の回顧と展望  
日本におけるドイツ法研究の歩みと現代的意義
- 第2回 ドイツ連邦共和国基本法と統治構造(1)  
ドイツ連邦共和国基本法の成立と国家の基本原則
- 第3回 ドイツ連邦共和国基本法と統治構造(2)  
連邦の機関と国家作用の系統
- 第4回 ドイツの訴訟制度・法曹制度  
裁判管轄、審級制、法曹養成・法曹資格
- 第5回 ドイツ連邦憲法裁判所と基本権保護(1)  
ドイツ連邦憲法裁判所の規範統制作用と基本権保護
- 第6回 ドイツ連邦憲法裁判所と基本権保護(2)  
ドイツ連邦憲法裁判所判例を読む
- 第7回 ドイツ行政法の歴史と現在(1)  
ドイツ行政法学の古典的基礎(特にオットー・マイアーの体系)
- 第8回 ドイツ行政法の歴史と現在(2)  
現代行政法学の諸問題
- 第9回 ドイツ民法と民法学の歴史(1)  
民法典の編纂過程
- 第10回 ドイツ民法と民法学の歴史(2)  
民法学の歴史と現在
- 第11回 ドイツ民法総則  
ドイツ民法総則の諸問題(人・物・法律行為の概念と種類、権利の行使を中心に)
- 第12回 ドイツ債権債務法  
ドイツ債権債務法の諸問題(履行障害法、不法行為を中心に)
- 第13回 ドイツ物権法  
ドイツ物権法の諸問題(物権変動、不動産担保法を中心に)
- 第14回 ドイツ家族法  
ドイツ家族法の諸問題(婚姻法、夫婦別氏制、夫婦財産制度、親子関係)
- 第15回 ドイツ相続法  
ドイツ相続法の諸問題(パレンテール制・相続契約を中心に)

-----  
2022年度 前期

2単位

外書講読 (基礎法律英語)

川崎 修敬

-----  
< 授業の方法 >

まずはじめに必ず受講生諸君に英文を音読してもらい、英語の語順とリズムに習熟しながら、英語の文章に向き

合ってもらおう。そのあとで日本語で意味と内容を明らかにしてもらおう。

< 授業の目的 >

法とその基礎的な概念(正義、権利および義務など)を、平易な英文を通して学び、よりの確な法的思考を行うよう訓練する。また高校までの英語学習などで学んできた語彙や会話表現を辞書などを使いながら広範囲に復習・確認し、学生諸君の英語力の更なる向上を目指す。

< 到達目標 >

和訳した日本語の理解でなく、英語のまま文章を理解できるようにすることを目指す

< 授業のキーワード >

法的な考え方および法的概念

< 授業の進め方 >

学生各人の文章読解が中心となるが、その際にポイントとなる基本的語彙や概念も重点的に学習する。また授業内容について特に重要な点には慎重に時間をかけ、かつメリハリのある授業の進め方を目指す。最初の授業で本年度の詳細を説明するので必ず出席して欲しい。

< 履修するにあたって >

出席の際には必ず辞書を持ってくること。授業では、できるだけ不平等のないよう毎回無作為に選んだ学生に、英文内容の大意と訳文を担当してもらおう。よって必ず予習してきて欲しい。

< 授業時間外に必要な学修 >

予習として、まず自分自身で英文を読み、不明な単語があれば調べておくこと。授業後には、英文を日本語訳なしで繰り返し読んでおくこと。

< 提出課題など >

授業ごとの課題に加えて、必要な場合はレポートを課する。

< 成績評価方法・基準 >

評価は、予習の際の単語調べの有無、文章の読み込み具合や理解等に対して行う。だが、受講者諸君には、あまり難しく考えずに、まず課題の提出を心がけて、それに対する教師の指導を真摯に受け止めて英語力の向上につなげてほしい。授業の際の取り組み、疑問点を貪欲に解決しようとする姿勢に特に注目する。

< テキスト >

対面授業の時は、最初の授業で配布する。必ず出席して、もらい忘れのないように。

< 参考図書 >

なし。

< 授業計画 >

第1回 イントロダクション

法とは何か、その考え方と概念

第2回 法に関する理論、その問題と可能性

法理論の目的と方法論

第3回 正義(1)

その歴史的背景と伝統的考え方

## 第4回 正義(2)

近代社会における正義とその現代的形態

## 第5回 刑罰

社会的結果の吟味と法的思考

## 第6回 権利(1)

伝統的な人間の基本的権利

## 第7回 権利(2)

現代社会と人権

## 第8回 意思と理性(1)

実定法と自然法

## 第9回 意思と理性(2)

法と経済

## 第10回 権威

法における究極的なもの

## 第11回 慣習法(1)

歴史的な前例とその法的意義

## 第12回 慣習法(2)

コモンローと成文法

## 第13回 道徳と義務

法における道徳的制約

## 第14回 強制

契約の強制力と道徳的強制

## 第15回 まとめ

いままでの授業で学んだことの点検と補充説明

-----  
2022年度 前期

2単位

外書講読 (基礎政治英語)

川崎 修敬  
-----

< 授業の方法 >

「対面授業(講義)」

必ず受講生諸君に英文を音読してもらい、英語の語順とリズムに習熟し、文章に向き合ってもらい、その後には和訳と解説を通して英文の理解を深める。

< 授業の目的 >

政治についての基礎的な考え方を、平易な英文を通して学ぶ。授業の目標は、政治の主体である人間および共同性に関する理論を手がかりにして、政治についての確かな思考を促すことにある。語学の面では、今まで高校英語などで学んできた語彙や会話表現を、辞書等を使いながら広範囲に復習・確認し、学生諸君の英語力の更なる向上を目指していく。

< 到達目標 >

和訳した日本語を理解するだけでなく、英語のまま文章を理解できるようになることを目指す。

< 授業のキーワード >

政治における人間性。公共性

< 授業の進め方 >

学生各人の文章読解が中心となるが、その際ポイントと

なる基本的な単語や概念も重点的に学習する。具体的には、配布した英文を訳してもらい、更にその内容の手短な要点(およびコメント)を検討する。

< 履修するにあたって >

必ず辞書を持ってきてください。

< 授業時間外に必要な学修 >

予習として、まず自分自身で英文を読み、不明な単語があれば調べておくこと。授業後には、英文を日本語訳なしで繰り返し読んでおくこと。

< 提出課題など >

課題英文の翻訳と手短な要約(およびコメント)。

必要な場合はレポートを課する。

< 成績評価方法・基準 >

評価は、予習の際の単語調べの有無、文章の読み込み具合や理解等に対して行う。だが、受講者諸君には、あまり難しく考えずに、まず授業中の教師の指導と課題の準備に専念してほしい。なお遠隔地での受講生には、これとは別にレポート課題を提出してもらいがある。いずれにしても、授業の際、質問など疑問点を貪欲に解決しようとする学生自身の姿勢に注目している。

< テキスト >

課題として配布された英文。

< 参考図書 >

なし。

< 授業計画 >

第1回 イントロダクション

政治とは何か、その学問と方法

第2回 政治の経験(1)

政治的活動のあり方

第3回 政治の経験(2)

権力と暴力

第4回 政治の経験(3)

政治における人間性、ことば、複数性

第5回 政治の経験(4)

政治的思考法(1)

第6回 政治の経験(5)

政治的思考法(2)

第7回 規範理論と説明理論

政治学における価値の問題

第8回 古代の政治理解(1)

古代ギリシアの政治と人間の魂

第9回 古代の政治理解(2)

政治における人間性

第10回 近代の政治理解(1)

近代の成立

第11回 近代の政治理解(2)

近代民主主義と自由

第12回 近代社会(1)

## 法と自由

### 第13回 近代社会(2)

近代における理性の役割

### 第14回 政治における個と集団

政治と個人の多様性

### 第15回 まとめ

学習内容のおさらいと補充説明

-----  
2022年度 後期

2単位

外書講読 (ドイツ語)

藤川 直樹  
-----

#### < 授業の方法 >

講義・演習

#### < 授業の目的 >

現在の我々が学ぶ法学・政治学の基礎観念は伝統的にヨーロッパ諸言語によって言語化され、共有されている。それ故に法学・政治学の諸観念を深く理解するためにはヨーロッパ言語、特に大陸言語で書かれたテキストに立ち返ることが不可欠となる。この講義では、ドイツの法学者の手による著作を採り上げ、ドイツ語で書かれた法学テキストを読解する訓練を行う(この科目は法学部DPに所謂「法の理念...を踏まえて、法および政治について体系的に学修し、法化社会・国際化社会に対応した法的素養を身につけ」ることに対応する)。

題材は参加者の関心に応じて柔軟に対応したいが、さしあたり二年次生の今後の学修への示唆を狙いとして、実定法学・法制史学・法理論(場合によっては政治理論)に涉る幅広いテーマを扱った論攷を採り上げたいと考えている。特に読みたいジャンルがある場合は、必ずしも論文を具体的に指定しなくてもよいので、予め担当教員にその旨お伝え頂きたい。なお、現時点では戦後ドイツの代表的私法学者の一人であるLudwig Raiserの論文を一応の候補としている。

なお、既に単位を取得しているがドイツ語読解能力の向上を図る意欲のある者の(履修制度の枠外における事実上の)参加も歓迎する。

#### < 到達目標 >

ドイツ語で書かれた法学テキストを正確に読解できる。

文構造を文法的に正確に読み解ける。

語句の意味を正確に特定できる。

テキストの法学的意味を正確に説明できる。

#### < 授業のキーワード >

ドイツ ドイツ法 ドイツ語 法制史 比較法 基礎法学

#### < 授業の進め方 >

参加者の予習・復習を前提として、さしあたり講義形式で進める。ある程度慣れてきたら演習形式に切り替え、参加者の事前準備を前提に、一文ずつ音読の上で訳釈し

てもらう。

#### < 履修するにあたって >

・予習・復習時は勿論、毎回の講義に紙媒体の独和辞典(「テキスト」を参考のこと)を持参することが求められる(電子辞書は不可! )。

・ドイツ語を履修している必要はないが、発音などごく初歩的な文法事項を自習していることを前提とする。

・かなりの時間を文法や言葉の説明に費やすことになると思われるため、講義を延長する、ないし後の時間帯に補充講義を行う可能性がある。

・テキストの内容は3・4年次配当科目「外国法(大陸法)」・「西洋法制史」とも関連するので併せて受講することを推奨する。

#### < 授業時間外に必要な学修 >

予習・復習ノートを作成し、テキストを転記または貼付し、単語を辞書で調べ、文法構造を可能な限り検討したうえで、テキストの趣旨を適切な日本語で説明できるように考え抜くこと、また講義内容を踏まえて訳文を再検討すること(180分)。

#### < 提出課題など >

毎回、予習・復習ノートを複写して提出すること。但し環境的に難しい場合には口頭での理解度チェックに代えることがある。

#### < 成績評価方法・基準 >

提出課題と演習形式での口頭発表により、講義内容(文法事項と内容)の理解度・習得度を総合的に評価する。なお特段の事情のない限り、出席が3分の2に満たない場合には単位認定の対象としない。

#### < テキスト >

講読文献はコピーを配布するので、下記の辞書と任意の文法書を用意のうえ、辞書を必ず毎回持参すること。

『独和大辞典・コンパクト版〔第2版〕』(小学館、2000年):お手持ちの辞書の利用を排除するものではないが、上記辞書の購入を強く推奨する。やや高価に思われるかもしれないが、初学者にとっては大きめの辞書のほうが便利であり、またそもそもドイツ語読解での利用に耐える辞書は他に存在しない。

中島・平尾・朝倉『必携ドイツ文法総まとめ一改訂版一』(白水社、2003年):文法書は任意のもので構わない。初学者には例えば関口一郎『マイスタードイツ語コース 1文法』(大修館、1994年)が適切か。上記の文法書は一通りの文法をマスターした中級者以上にとって便利であるので指定する次第である。

#### < 参考図書 >

適宜紹介する。

#### < 授業計画 >

第1回 導入

・講義の進め方と文献の説明、参加者の自己紹介

・文献講読(初回から内容に入るので辞書を忘れず持参のこと)

第2回 文献講解

講義形式で文献の文法的・内容的解説を行う

第3回 文献講解

講義形式で文献の文法的・内容的解説を行う

第4回 文献講解

講義形式で文献の文法的・内容的解説を行う

第5回 文献講解

講義形式で文献の文法的・内容的解説を行う

第6回 文献講解

講義形式で文献の文法的・内容的解説を行う

第7回 文献講解

講義形式で文献の文法的・内容的解説を行う

第8回 文献講解

講義形式で文献の文法的・内容的解説を行う

第9回 文献講解

講義形式で文献の文法的・内容的解説を行う

第10回 文献講解

講義形式で文献の文法的・内容的解説を行う

第11回 文献輪読

演習形式で文献講読を進める

第12回 文献輪読

演習形式で文献講読を進める

第13回 文献輪読

演習形式で文献講読を進める

第14回 文献輪読

演習形式で文献講読を進める

第15回 文献輪読

演習形式で文献講読を進める

-----  
2022年度 後期

4単位

環境法

小川 一茂、黒坂 則子  
-----

< 授業の方法 >

対面による講義

< 授業の目的 >

この科目は、法学部DPに示す、法的素養を身につけ、社会における各種の問題について法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すこと、公平性と客観性を重視した判断及び行動ができるようになることを目指し、以下に示すような学修を行うものである。

環境問題には、自動車の排気ガス問題やごみ問題などわれわれに身近な問題から、地球環境問題に至るまで様々なものが存在する。本講義では、これらの問題に対してわが国の環境法はどのように整備されているのか、環境法の全体像を概説し、それらを理解することが目的となる。

そのうえで、いかなる環境問題が現代において存在し、その解決のためにどのような法制度や規制のあり方が求

められているのかについても検討していきたい。そして環境関連の条例のあり方や訴訟制度についても時間の許す限り触れてみたい。

ただし、本講義では、外国法はその対象外とする。

<到達目標>

環境法の基礎的な知識を修得し、それらを説明できるようになる。

環境法上の諸問題を法律という道具を通して議論できるようになる。

<授業のキーワード>

命令統制手法 汚染者負担原則 未然防止原則 予防原則 典型7公害 土壤汚染 廃棄物 環境権

<授業の進め方>

講義形式で行う。なお、授業の進行の程度、時事問題などを勘案して、授業計画の内容・順序を変更することがある。

<履修するにあたって>

「憲法（基本的人権）」、「行政法（行政法総論）」、「行政法（行政救済法）」を履修していることが望ましい。

オフィス・アワーについては講義中に時間を指定する。

講義には必ず六法を持参すること。

講義中の私語等の妨害行為により授業の進行に著しい支障をもたらすとみなされる場合には、退席や単位を与えない等の措置をとる。

<授業時間外に必要な学修>

事前学修として教科書の該当部分を精読すること（目安として1時間30分）。

事後学修として授業内容を再確認し、不明な点は参考書としてあげた文献なども閲覧して解消すること（目安として1時間30分）。

<提出課題など>

講義時間内でまとめのテストを2回実施する。その他必要に応じてレポート等の課題を課すことがある。なお、まとめのテスト及びレポート課題（課した場合）については、講義時間中に解説するか、解説をオンラインにより配付することを予定している。

<成績評価方法・基準>

2回実施するまとめのテストの合計点（100%）で評価する。

また、講義中の私語等の妨害行為により授業の進行に著しい支障をもたらすとみなされる場合には、退席や単位を与えない等の措置をとる。

<テキスト>

黒川哲志ほか『環境法のフロンティア』（成文堂、2015）

<参考図書>

黒川 哲志・奥田 進一・大杉 麻美・勢一 智子 編 『確認 環境法用語 230』（成文堂、2009）

<授業計画>

第1回 ガイダンス  
授業の方針について説明する。  
環境法の概要について説明する。

第2回 環境法の基礎理論（1）  
環境法の歴史を説明する。  
環境法の特色を説明する。

第3回 環境訴訟（1）  
四大公害訴訟及び関西水俣病訴訟について説明する。

第4回 環境法の基礎理論（2）  
環境法の基本原則について説明する。

第5回 環境法の基礎理論（3）  
公害・環境汚染の防止と法規制について説明する。

第6回 環境訴訟（2）  
環境訴訟に関する映像資料を鑑賞する。

第7回 環境に関する法律（1）  
環境基本法を説明する。

第8回 環境に関する法律（2）  
自然保護法制（生物多様性保全のための法制度）を説明する。

第9回 環境に関する法律（3）  
原子力汚染対策法を説明する。

第10回 環境法の発展的問題（1）  
原子力発電に関する映像資料を鑑賞する。

第11回 環境影響評価  
環境影響評価制度について説明する。

第12回 環境法の基礎理論（4）  
環境問題における情報公開・市民参加について説明する。

第13回 地球環境問題  
地球温暖化対策の法制度を説明する。

第14回 環境法の基礎理論（5）  
環境倫理について説明する。

第15回 まとめのテスト（1）  
第1回～第14回までを範囲として、第1回目のまとめのテストを実施する。

第16回 環境法の発展的問題（2）  
地球環境問題についての映像資料を鑑賞する。

第17回 環境に関する法律（4）  
大気汚染対策に関する法制度を説明する。

第18回 環境に関する法律（5）  
水質汚濁対策に関する法制度を説明する。

第19回 環境に関する法律（6）  
土壌汚染対策に関する法制度を説明する。

第20回 環境に関する法律（7）  
土壌汚染対策に関する法制度を説明する。（前回の続き）

第21回 環境に関する法律（8）  
土砂条例を説明する。  
廃棄物の処理に関する法制度の概要を説明する。

第22回 環境に関する法律（9）  
廃棄物の処理に関する法制度を説明する。

第23回 環境に関する法律（10）  
廃棄物の処理に関する法制度を説明する。（前回の続き）

第24回 環境に関する法律（11）  
有害な化学物質への対処に関する法制度を説明する。

第25回 環境訴訟（3）  
環境権および環境権訴訟を説明する。

第26回 環境訴訟（4）  
環境民事訴訟、環境行政訴訟、公害等調整委員会などを説明する。

第27回 環境関連条例（1）  
環境関連条例の理論と実例を説明する。

第28回 環境関連条例（2）  
環境関連条例に関する裁判例を説明する。

第29回 環境に関する法律（11）  
鉱物資源問題に関する法制度を説明する。

第30回 まとめのテスト（2）  
第17回～第29回までを範囲として、第2回目のまとめのテストを実施する。

-----  
2022年度 前期

2単位

基礎演習 A  
-----

< 授業の方法 >

演習

< 授業の目的 >

この科目は、法学部DPに示す、法的素養を身につけ、社会における各種の問題について法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すこと、公平性と客観性を重視した判断及び行動ができるようになることを目指して法学部における学修を始めるにあたり、以下に示すような大学生活において必要となる基本的な能力やスキルを養成する学修を行うものである。

・神戸学院大学の学生として、神戸学院大学の教育目標や歴史などを共有する。

・大学生としての生活と学修を始めるにあたって、高等学校での学びとの違いを理解し、大学生としてのマナーやルールについて知り、充実した大学生活を過ごすための計画性や行動力を養う。

・法学部での学修において必要となるスタディスキルを身につける。

具体的なスタディスキルは以下の通りである。

専門分野における情報収集の方法を身につけることができる。

特定のテーマについて、基礎的な文章を作成することができる。

聞き手が理解できるようなプレゼンテーションをする



ことができる。

<到達目標>

・神戸学院大学の建学の精神や教育理念、大学と学部  
の教育目標を理解し、説明できるようになる。

・学校法人神戸学院と神戸学院大学の歴史について説明  
できるようになる。

・自分の将来像について考え、その実現に向けて充実し  
た大学生活を送る方法を考えることができるようになる。

・将来の社会人としてのマナーを身につけ、楽しい大学  
生活を送ることができるようになる。

・薬物乱用の恐ろしさ、飲酒および喫煙のルール、SNS  
のルールなどを理解し、説明できるようになる。

・法学部で学ぶためのスタディスキルを身につける。

<授業の進め方>

少人数のクラスにおけるゼミナール形式で行う。

<授業時間外に必要な学修>

その回ごとに扱う内容やテーマ等が異なるが、文献  
調査、テキスト読解、レポート作成、報告準備などが必  
要となる。

事前の学修としては、各教員の指示により、次回の学  
修内容に該当するテキストや資料等を調査・収集し、そ  
れらを丹念に繰り返し読み、過去に取り扱った内容との  
関連性についてある程度の概要をとらえておくこと。ま  
た、次回以降に自分の報告が予定されている場合には、  
その準備も併せて行うこと。(目安として2時間)

事後の学修としては、その回で取り扱った内容を再確  
認して確実な理解をすること。また、不明な点があれば  
指定図書や参考書、参考文献や新聞等の資料を用いて不  
明な点の解消に努めること。また、レポート課題が課さ  
れた場合は、それに取り組むこと。(目安として2時間  
)

<提出課題など>

授業中に各教員が指示する(提出された課題については、  
後の授業時において解説・講評等を行う)。

<成績評価方法・基準>

すべての演習への出席を前提とした上で、演習への取り  
組み状況により評価する。

基本的には、以下の通りだが、詳細は第1回目に担当教  
員が説明する。

授業時間中の取り組み状況 60%

授業時間外の課題提出状況 40%

<テキスト>

「大学生活入門」 神戸学院大学全学教育推進機構編

<授業計画>

第1回 ガイダンス

演習の進め方等に関する説明を行う。

第2回 神戸学院大学について

神戸学院大学や学部の教育目標を理解する。神戸学院大  
学の歴史を知る。

第3回・第4回 大学生活について

大学の学修について理解し、大学生としての考え方、マ  
ナーを身につける。自分の将来の姿を思い描き、将来計  
画の第一歩として、大学でどのように学び、どのような  
大学生活を送るかについて、考える。

第5回 大学生活における様々な危険について(その1  
)

薬物乱用の防止、SNSのマナーなどについて理解するた  
めに、薬物・SNSに関する講演を聴講する。

第6回 大学生活における様々な危険について(その2)  
前回の講演会を素材としてクラス内で議論する。加えて、  
飲酒および喫煙のルール、消費者被害等についても学ぶ。

第7回 基礎演習B説明会

後期に開講される基礎演習Bの概要および登録方法等  
に関する説明会を開催予定(時期が変更になる可能性あり  
)。

第8回 国際社会と法学部

法学部における英語学修の意義について考える。

第9回?第15回 スタディスキルの修得

次の事柄について各ゼミで学ぶ。

専門分野における情報収集の方法

特定のテーマについて、基礎的な文章の作成

聞き手が理解できるようなプレゼンテーションの方法

-----  
2022年度 後期

2単位

基礎演習B

足立 公志朗

-----  
<授業の方法>

演習

<授業の目的>

この授業では、法学部ディプロマ・ポリシーの内、「1.  
知識・理解(法の理念および現実の社会における法の運  
用を踏まえて、法および政治について体系的に学修し、  
法化社会・国際化社会に対応した法的素養を身につけて  
いる。)」に関わる。今後の学びが円滑に進むように、  
条文の読み方、及び、簡単な事例問題を検討する方法を  
身につけることを目指す。

さらに、この授業では、前期に開講された基礎演習A  
に引き続き、少人数クラスの中で、教員と学生及び学生  
間でのコミュニケーション等を重視した作業を行う。こ  
れによって、法学部における学修及び学生生活の基礎を  
形成することを目指す。

<到達目標>

- 1.ある条文を読んだときに、その条文が設けられた趣旨  
を推測することができること。
- 2.ある条文を読んだときに、その条文から要件及び効果  
を抽出することができること。
- 3.事例問題を読んだときに、両当事者の法的主張を指摘

することができること。

< 授業のキーワード >

条文の読み方、事例問題

< 授業の進め方 >

この授業では民法の事例問題を素材にして、その問題に適用される条文を検討し、各当事者の主張を組み立てる。学生の作業は、グループに分かれて行う。

なお、受講者の関心に合わせて予定を変更したり、来年度以降の準備のために別のプログラムを挿入したりする可能性がある。

< 履修するにあたって >

1. 演習において成果を挙げるためには、受講生全員の協力が不可欠である。したがって、各受講生が積極的に議論に参加すること、他者の誤りを笑わず、全員が充実した時間を過ごすことができるように各自が協力することを求める。

2. 授業中に迷惑行為をした場合（私語、スマートフォン等携帯機器の使用、無断入退室等）、授業開始後15分以上遅刻した場合は、欠席扱いとする。

3. 授業の欠席回数が5回を上回った場合、単位を認定しない。

4. 報告があたっている回に無断欠席した場合、単位を認定しない。

< 授業時間外に必要な学修 >

予習

報告が割り当てられた場合は、グループで3時間程度の作業を求める。

復習

授業のメモの補充を中心とした作業を行うこと。各回1時間程度の復習が求められる。

< 提出課題など >

学期末にまとめレポートを課す予定である。

< 成績評価方法・基準 >

報告及びレポート70%、報告があたっていない回における自主的な発言30%

< テキスト >

各自の六法。

< 参考図書 >

授業中に指示する。

< 授業計画 >

第1回 基礎演習Bの趣旨説明

成績評価の方法等、事務的な事柄について説明した後、次回以降の予告をする。

第2回 問題1

問題1の事案を読み、当事者の関係図を作成する。

第3回 問題1

問題1の関係条文を読み解く。

第4回 問題1

問題1における各当事者の法的主張を検討する。

第5回 問題2

問題2の事案を読み、当事者の関係図を作成する。

第6回 問題2

問題2の関係条文を読み解く。

第7回 問題2

問題2における各当事者の法的主張を検討する。

第8回 問題3

問題3の事案を読み、当事者の関係図を作成する。

第9回 問題3

問題3の関係条文を読み解く。

第10回 問題3

問題3における各当事者の法的主張を検討する。

第11回 問題4

問題4の事案を読み、当事者の関係図を作成する。

第12回 問題4

問題4の関係条文を読み解く。

第13回 問題4

問題4における各当事者の法的主張を検討する。

第14回 問題4

問題1における各当事者の法的主張を踏まえて、討論をする。

第15回 今学期の振り返り

今学期の内容を振り返って、全員で議論する。

-----  
2022年度 後期

2単位

基礎演習 B

生田 卓也  
-----

< 授業の方法 >

演習

< 授業の目的 >

この授業科目は、法学部のディプロマ・ポリシーに掲げる「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示す」能力を獲得するために設けられた演習科目である。

この授業では、法学の学生としての人間力向上の為に、コミュニケーション力とプレゼンテーション力のレベルアップを目的とする。具体的には、毎回提出されるテーマ（新聞によるホットなテーマ、人生観、等々）について、一人一人の学生が

自分の意見を他者に分かりやすく伝えることができる

他者の意見の意図を理解できるようになる

自分と他者の考えの相違点と類似点を理解できる

テーマの本質は何であるのかの背景を想像できる

積極的な意見と質問をすることができる

を達成することである。

< 到達目標 >

学生の到達目標は次の通りである。

- ・自分の意見を他者に分かりやすく伝えることができる。
- ・他者の意見を率直に理解することができる。
- ・自分の考えと他者の考えの相違点と類似点を判断することができる。
- ・テーマの背景について自分の意見を的確に述べる

< 授業のキーワード >

- ・コミュニケーション
- ・他者の意見の意図を読み解くこと

< 授業の進め方 >

演習形式で授業を進めますが、対話型の授業形式を重視し、受講生からの意見や疑問点について自発的な発言を求めます。

< 履修するにあたって >

毎日、新聞を読み、社会の情勢について考えをもつこと

< 授業時間外に必要な学修 >

興味や関心のある最新のニュースについて、毎回の授業の最初10分間でレポートとしてまとめて提出します。

(目安として2時間)

< 提出課題など >

提出されたレポートは、準備が整い次第、コメントを記入して返却します。コメントの内容は必ず理解して、次回以降のレポートに反映させてください。

< 成績評価方法・基準 >

授業内で実施するレポート(30%)、課題レポート(20%)、発表(50%)で評価します。特に発表については「評価シート」に基づいて採点をします。発表をしない学生は単位を与えないので注意すること。

また、単位取得条件として、欠席回数は3回以内とします。

< テキスト >

なし

< 参考図書 >

なし

< 授業計画 >

第1回 演習の進め方の説明と自己紹介

最初にガイダンスとして、今後の授業運営について注意点と守って欲しい内容を説明します。その後

本演習を希望・選択した理由

将来の夢について

大学生活の現状

について自己紹介を行います。

第2回?第10回 設定したテーマについて議論をしてまとめる

第2回から第10回まで次のテーマについてグループ・ディスカッションまたはクラス全体のディスカッションを行います。内容は順不同です。

コミュニケーションの在り方について

言葉に生きることの重要性と信頼性

将来の夢と現実の狭間で悩むことの面白さ  
新聞の読み方と新聞の裏側に潜む物事の推測について

社会人として仕事をする事について

特に、 については新聞の社会面を中心にホットな話題を選んで、深く読み解くことを目指します。授業の最後に、授業を振り返っての感想を原稿用紙1枚(400字)を提出します。次週の授業でコメントを書いて返却します。

第11回?第15回 発表

第11回から第15回は一人15以内で発表をします。テーマは複数個指定するので、この中から1つ選択します。また、コミュニケーションは話すことだけでなく、聴く態度や質問の内容に大きく影響することを体験します。各自発表毎に一つ適切な質問ができる準備をすること。

-----  
2022年度 後期

2単位

基礎演習B

大山 弘  
-----

< 授業の方法 >

演習

< 授業の目的 >

本演習は、1年次前期開講の「基礎演習A」で得た基本的な演習能力をさらにブラッシュアップし、2年次以降の演習科目の履修へと橋渡しをするための科目である。これは、法学部のDPに示された「法的な素養を身につけていること(知識理解)」および「法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すこと(汎用的技能)」に対応するものである。本演習では、とりわけ、分析力、要約力、表現力の修得を目的とする。

< 到達目標 >

事実を分析し、法的問題点を発見することができる。

関連する法令と条文を検索し、発見することができる。

結論の妥当性を多角的な視点で検討することができる。

< 授業のキーワード >

事実分析、法的観点、法解釈・適用

< 授業の進め方 >

受講者各自がマスコミ等で報道された最近の出来事(事件・事故)を任意に選定し、そこから法律上の問題を発見し、関連する法令を調べて、報告レジュメにまとめ、報告する。それに基づいて、受講者全員で討論する。

< 履修するにあたって >

本演習では、日常生活の中で起因する様々な出来事(事件・事故)がすべて何らかの法令に関連することを確認し、2年次以降、法律を専門的に学修していく上で、必要な知識と技能を習得できるようにする。したがって、毎回、演習時には六法を持参して法令・条文を確認し、

自己の考えをもち、積極的に発言することが必要である。

< 授業時間外に必要な学修 >

受講者は、日頃から新聞等の報道内容に目を通し、毎週、興味をもった報道記事を最低2つ選定し、自分なりのコメント(200字程度)をノートに記すこと。(作業の目安60分)

< 提出課題など >

毎回、報告レジュメを作成し提出すること。事前事後指導により再提出を求める場合がある。

< 成績評価方法・基準 >

毎回の出席を前提として、報告レジュメ・報告内容(50%)と討論における発言内容(50%)で評価する。

< テキスト >

なし

< 参考図書 >

なし

< 授業計画 >

#### 第1回 ガイダンス

本演習の目的、到達目標、授業の進め方などを確認し、受講の心得えを説明する。

#### 第2回 報告の意義・技法

報道のタイプ別に、報道内容の分析方法、報告のまとめ方、レジュメの作成方法などを具体例を示して説明する。

#### 第3回

~

#### 第8回 班別報告と討論

グループ(3名程度)ごとにテーマを設定し、報道内容を報告し、相互に意見を出し合い、意見をまとめる。

#### 第9回

~

#### 第14回 個人報告と討論

受講者各自が、個別にテーマを設定し、報道内容を分析してレジュメを作成し報告して、全員で討論する。

#### 第15回 総括(重要事項の確認)

本演習において報告発表された全テーマを整理し、重要点を再確認し、総評を加える。

-----  
2022年度 後期

2単位

基礎演習B

岡田 豊基

-----  
< 授業の方法 >

演習(対面授業)

< 授業の目的 >

・商法・会社法の理解を深めることによって、社会人としての基礎力を獲得する。

・この演習は、法学部ディプロマ・ポリシーの中で、「法的素養を身につけていること(知識・理解)」及び「法的思考に基づいた説得力ある解決指針

を示すこと(汎用的技能)」に対応し、1

年次において法学部の専門科目(特に法学系の科目)を履修し、法学を始めるための、最も基礎的な科目である。

・この演習の目的は、1年次生が法学を学び始めるにあたって、知っておくべき事柄(法に関する基礎知識)を学び、必要な技術(六法辞典を参照し、条文を運用すること等)を修得することである。

< 到達目標 >

・商法・会社法の枠組みを理解できる(商法・会社法という「森」を理解する)。

・六法辞典を使いこなすことができる。

・法解釈の基本を理解し、簡単な事案に法律の条文を当てはめることができる。

・法の理念、仕組みなどを理解し、自分の言葉で説明することができる。

< 授業のキーワード >

企業法、商法、会社法等

< 授業の進め方 >

・レジュメ(レジメ)に沿って講義を進める。

・受講生に、授業中、六法の商法・会社法の規定を声を出した呼んでもらう。

・レジュメはdotCampusに掲載するので、受講生は各自ダウンロードとすること。

・ハイブリッド型授業(対面授業+遠隔授業)または遠隔授業(オンデマンド授業)の場合には、

授業の録画はdotCampusに掲載するので、各自、視聴すること。

< 履修するにあたって >

・この演習は、法学の専門科目を履修するにあたって必要な知識を身につけ、必要な作業をできる

ようにするものである。したがって、指示された条文は六法辞典で参照することが求められる。

・六法辞典に掲載されている法律の「条文」は「声を出して読む」こと。声を出すことにより、法

律の専門用語の読み方が分かるうえに、法律の条文を耳から学修することができる。

・1年次に開講される法学の専門科目はすべて履修して、この授業で学んだことを応用してほしい。

・「大学での授業は、就職活動を有利に進められるし、就職後、仕事で役に立つ」と多くの卒業生が言ってきたことを伝える。

・「日本経済新聞の購読すること」、「日商簿記3級の取得すること」、および「TOEICのスコア

をあげること」。このことの意味は講義中に説明する。

< 授業時間外に必要な学修 >

・この演習は復習を十分にすること。

・例えば、次のような作業が求められる。

- ・演習前に、レジュメを見ておく。
- ・演習後に、レジュメを見直す。
- ・参照した条文はすべて六法辞典で確認する（条文は「声を出して読む」）。

- ・理解が及ばなかった部分については、講義中に指示する参考書等を読み込む。
- ・以上の作業のために、各回2時間の自習時間が必要である。
- ・この演習で修得した事柄は、他の講義や今後の学修で利用してこそ意味がある。法学の専門科目を履修する際は、この授業の学修内容に留意することで、学修効果が向上するであろう。
- ・質問等があれば、担当者・岡田までメールで質問すること。

#### <提出課題など>

演習時に指定する。

#### <成績評価方法・基準>

- ・演習時の受講態度による。
- ・担当者からの質問に対する回答の内容を含む。

#### <テキスト>

なし(レジュメを配布する)。

#### <参考図書>

- ・河本一郎＝川口恭弘『新・日本の会社法(第2版)』商事法務
- ・江頭憲治郎『株式会社法(第8版)』有斐閣  
いずれも図書館にあるので、購入する必要はありません。

#### <授業計画>

##### 第1回 ガイダンス

この科目の説明をする。

##### 第2回 普通取引約款

日常生活に必要な契約に関する知識を学修する。

##### 第3回 運送取引

運送(宅配便を含む)に関して学修する。

##### 第4回 消費者契約

消費者として必要な知識を学修する。

##### 第5回 企業の意義

会社(合名会社、合資会社、株式会社、合同会社)の意義について学修する。

##### 第6回 企業の所有者

株式会社の株主・株主総会について学修する。

##### 第7回 会社の経営

会社の取締役について学修する。

##### 第8回 会社の資金調達

会社の資金調達(間接金融・直接金融)について学修する。

##### 第9回 会社の計算

会社の計算(貸借対照表・損益計算書)について学修する。

#### 第10回 企業買収

企業買収(M&A)について学修する。

#### 第11回 会社の組織再編

会社の組織再編(合併・事業譲渡等)について学修する。第12回 会社の倒産と再建

企業の倒産とその後の再建について学修する。

#### 第13回 ベンチャー企業

起業家(アントレプレナー)としての心構えを学修する。第14回 会社にかかる税金

会社が負担する税金について学修する。

#### 第15回 まとめ

この演習のまとめを行う。

-----  
2022年度後期

2単位

基礎演習B

岡本 篤尚

----- <  
授業の方法>

演習

#### <授業の目的>

この授業は、法学部のDPに掲げる「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決方針を示すことができる」能力を身につけること、および「地域社会から国際社会に至る国内外の公共的事項に関心と責任を持ち、公平性と客観性を重視した判断および行動ができる」ようになることを目指すものです。

この授業では、現代社会の多様な「人権問題」の検討を通じて、世界を診て、知って、考えることを目的とします。

#### <到達目標>

現代社会に特徴的な「人権問題」について基本的な説明をすることができるようにする。

#### <授業のキーワード>

人間の尊厳 「差別」と「排除」 人権へのグローバルな脅威

#### <授業の進め方>

一つのテーマにつき、2回ないし3回の授業を当てます。各テーマとも、1回目の授業でテーマに関連した映像資料を視聴してもらったり、文献資料を読み込んでもらったりします。2回目ないし3回目の授業では、教員が各テーマに関する解説を行い、その後それに基づいて、教員・受講生間、受講生相互で質疑応答や討論を行ってもらうことによって、授業を進めていきます。

#### <履修するにあたって>

- ① この授業は、教員と受講生、受講生相互の質疑応答や討論によって授業を進めていきますので、各回の授業までに

、受講生自身が各回の授業テーマについて十分な予習をして  
くることが強く求められます。

② この授業では、授業内容(授業で使用するレジュメやパ  
ワーポイントの内容や資料映像の内容、板書の内容等を含む)  
について、スマートフォンやモバイル機器、カメラ等を用いて録  
画・録音・撮影等を行うことや、インターネット上で閲覧可能状態  
にすることを厳禁します。これらに違反した場合は、定期試験や  
課題レポート等の成績の如何にかかわらず、単位を認定しない  
場合があります。障害等のため授業内容の録画・録音等を行う  
特段の必要がある場合には、事前に必ず担当教員の許可を得  
てください。

#### <授業時間外に必要な学修>

各回の授業までに、授業で取り扱うテーマや関連知る資料映  
像・資料文献などを指示しておきますので「事前学習課題」とし  
て、授業までにきちんと予習しておいてください(1週間あたりで2  
~3時間程度)。

また、新型コロナウイルスの感染爆発も、グローバル化シ  
ョンに伴う気候変動、難民・移民問題、貧富の格差の拡大も、AIや  
情報テクノロジー・生命科学テクノロジーの進展も、いずれも「現  
在進行形」の問題ですので、日頃からテレビのニュースや新聞記  
事、さらに関連するドキュメンタリー番組などをみて積極的に情  
報を収集・分析しておいてください(1時間程度)。

#### <提出課題など>

授業中各自が行った報告に基づく課題レポートを1回提出して  
ください。課題については、開講後に指示します。課題レポ  
ートの評価については、成績評価終了後に、希望する受講生に個別  
にお知らせします。

なお、課題レポートが提出されない場合は、授業への参加状  
況や授業への貢献度等の評価にかかわらず、単位を認定しま  
せんので十分に注意してください。

#### <成績評価方法・基準>

成績評価は、課題レポート70%、授業テーマに関する事前準備、  
授業中の報告や質疑応答など授業への積極的な貢献30%の割  
合で行います。

課題レポートの成績評価基準は、現代社会に特徴的な「人  
権問題」について基本的な説明をすることができているかどうか  
です。

ただし、課題レポートが提出されなかった場合には、いっ  
さい単位を認定しません。また、課題レポートを作成するに当た  
って、他人の著作(著書・論文)やインターネット上のコンテンツの  
内容等を無断で引用(=盗作)したことが判明した場合にも  
いっさい単位を認定しませんので注意してください。

#### <テキスト>

特に指定しません。

#### <参考図書>

テキスト(教科書)は特に指定しませんが、この授業の全体を通  
じて特に重要だと思われる本を2冊あげておきます。

①アンドリュー・フェイガン『人権の世界地図』(丸善出版、  
2019年)

②林典子『フォト・ドキュメンタリー人間の尊厳——いま、この世  
界の片隅で』(岩波書店、2014年)

この授業が始まるまでに、あるいはこの授業の期間中に、  
是非読んでおいていただきたいと思います。

#### <授業計画>

第1回 プロローグ 授業の目的と方法

この授業全体の「導入」として、この授業の目的とこの授業の具  
体的な進め方について説明します。

第2回 人間の尊厳を求めて①

「人間の尊厳」が蹂躪された事例を学ぶことによって、「人間の尊  
厳」について考えていきます。

第3回 人間の尊厳を求めて②

引き続き、「人間の尊厳」が蹂躪された事例を学ぶことによって、  
「人間の尊厳」について考えていきます。

第4回 人間の尊厳を求めて③

障害者に対する不「差別」や「排除」について学んでいきます。

第5回 日本の「差別」と「排除」①

「戦後」日本社会におけるハンセン病患者に対する強制隔  
離やその家族に対する「差別」などを素材として、現代日本社会  
における「差別」と「排除」の問題について考えていきます。

第6回 日本の「差別」と「排除」②

「戦後」日本社会でも行われた障害者に対する「差別」や「排除」  
の実態について学んでいきます。

第7回 「二つの死」をめぐって

日本でここ数年に起こった「二つの死」を素材に、難病患者と「安  
楽死」の関係について考えていきたいと思っています。

## 第8回 ネット社会の「差別」と「排除」①

ネット上の誹謗中傷などネット社会(サイバー社会)における「差別」と「排除」について考えていきます。

## 第9回 ネット社会の「差別」と「排除」②

引き続き、ネット上の誹謗中傷などネット社会(サイバー社会)における「差別」と「排除」について考えていきます。

## 第10回 【人権へのグローバルな脅威】国際感染症パンデミックと「差別」①

新型コロナウイルス(COVID-19)の爆発的な感染拡大によって引き起こされた感染患者、医療従事者、その他のエッセンシャルワーカーなどに対するいわれのない「差別」、ワクチン接種をめぐる貧富の格差、さらに新型コロナウイルスの爆発的な感染が顕わにした人種差別や貧富の格差などについて考えていきます。

## 第11回 【人権へのグローバルな脅威】国際感染症パンデミックと「差別」②

引き続き、新型コロナウイルス(COVID-19)の爆発的な感染拡大によって引き起こされた感染患者、医療従事者、その他のエッセンシャルワーカーなどに対するいわれのない「差別」、ワクチン接種をめぐる貧富の格差、さらに新型コロナウイルスの爆発的な感染が顕わにした人種差別や貧富の格差などについて考えていきます。

## 第12回 【人権へのグローバルな脅威】気候変動と人権①

人間のグローバルな経済活動がもたらした地球温暖化などの気候変動は、台風の「狂暴化」などによる大規模な洪水や極端な感想による大規模な山林火災を地球上の各地にもたらしています。そしてこれらの気候変動の被害は、経済的弱者・貧困地域に集中的にもたらされる傾向が顕著です。これらの気候変動による被害を人権に対する脅威という観点から考えていきます。

## 第13回 【人権へのグローバルな脅威】気候変動と人権②

人間のグローバルな経済活動がもたらした地球温暖化などの気候変動は、台風の「狂暴化」などによる大規模な洪水や極端な感想による大規模な山林火災を地球上の各地にもたらしています。そしてこれらの気候変動の被害は、経済的弱者・貧困地域に集中的にもたらされる傾向が顕著です。これらの気候変動による被害を人権に対する脅威という観点から引き続き考えていきます。

## 第14回 【人権へのグローバルな脅威】テロ・内戦と人権①

21世紀最大の「人道上の危機」であるグローバル化されたテロや国際化された内戦による人権侵害について考えていきます。

## 第15回 【人権へのグローバルな脅威】テロ・内戦と人権②

21世紀最大の「人道上の危機」であるグローバル化されたテロや国際化された内戦による人権侵害について引き続き考えていきます。

-----  
2022年度後期

2単位

基礎演習B

小川 一茂

----- <  
授業の方法>

対面方式による演習

<授業の目的>

この科目は、法学部DPに示す、法的素養を身につけ、社会における各種の問題について法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すこと、公平性と客観性を重視した判断及び行動ができるようになることを目指し、以下に示すような学修を行うものである。

1. 幅広い知識に基づいて、他者および異文化を理解することができる。
2. さまざまな問題を発見し、それを法的に解決する方策を導くことができる。
3. 獲得した法的な知識や技能を社会に役立てることができる。

これらを可能とするため、特撮やドラマを素材として、現代の社会的事象やそれに繋がる歴史的事象についての知識を得るとともに、そうした社会的事象を分析・理解するために必要となるであろう法的・政治的な知識の修得及び思考力を養成するものである。

<到達目標>

①社会的事象やそれに繋がる歴史的事象についての知識を得ることができる。

②①を前提にして、それら社会的事象や歴史的事象について、法律学や政治学の知識を用いて分析し、議論ができる。

<授業のキーワード>

演習 法学 法律学 政治学

< 授業の進め方 >

演習形式を採用する。学生からの報告及びテキストの輪読とそれに基づく質疑応答及びグループ討論、グループ発表等により、到達目標の達成を目指す。

< 履修するにあたって >

この演習のよりよい理解のためには、高校卒業程度の地理・歴史の知識は必須。

受講生には質疑応答等により、1回あたり最低1回は発言ないし発表の機会を設けるので、意欲を持って取り組むこと。また、素材となる映像資料の追加等の事情により、講義の順番を変更することがある。

< 授業時間外に必要な学修 >

知識の定着及び論理的思考力を養成するための復習は必須。講義前の学修としては、予め教員が示した次回の概要を元に、自分自身で調査して自己の見解をある程度準備しておくことが必要となる（おおむね1時間程度）。

講義後の学修としては、講義の内容を振り返り、不明な点は自分自身で調査するなどして、教員が示したレポート課題を作成することが必要となる（おおむね3時間程度）。

< 提出課題など >

成績評価のためのレポートを課す。その他、必要があればその都度指示する。

（提出された課題については、後の講義時において解説・講評等を行う。）

< 成績評価方法・基準 >

演習への参加・取組状況（30%）及びレポート等の課題（70%）で評価を行う。

< テキスト >

指定しない。

< 参考図書 >

神谷和宏著『ウルトラマン 「正義の哲学」』（朝日文庫、2015年）

ウルトラマンタロウ著 和智正喜翻訳『ウルトラマンの愛した日本』（宝島新書、2013年）

神谷和宏著『ウルトラマンは現代日本を救えるか』（朝日新聞出版、2012年）

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス

演習の進め方について説明する。

第2回 法律編1

法とは何か・法の両面拘束性について概観する。

第3回 法律編2

ペットを巡る法（法律）について検討する。

第4回 法律編3

家族と法及び家族関係における正義について検討する。

第5回 法律編4

労働関係における法（法律）について概観する。

第6回 法律編5

公務員法制及び公務員倫理について概観する。

第7回 法律編6

公共事業と法・損失補償の法制度について検討する。

第8回 法律編7

先住民族の権利と法（法律）について概観する。

第9回 法律編8

社会的セーフティネットと法（法律）・貧困と格差について検討する。

第10回 インターミッション

社会人基礎力育成のため、グループワークを行う。

第11回 歴史・社会編1

就職と就活のあり方について概観する。

第12回 歴史・社会編2

地球環境問題・環境破壊・環境保全等について概観する。

第13回 歴史・社会編3

冷戦期の軍拡競争について概観する。

第14回 歴史・社会編4

いわゆるいじめ問題について検討する。

第15回 まとめのレポート

第2回～第9回及び第11回～第14回の内容について、レポートの作成を行う。

-----  
2022年度 後期

2単位

基礎演習B

恩地 紀代子  
-----

< 授業の方法 >

演習方式

< 授業の目的 >

この科目は、法学部DPに示す、法的素養を身につけ、社会における各種の問題について法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すこと、公平性と客観性を重視した判断及び行動ができるようになることを目指して法学部における学修を始めるにあたり、大学生活において必要となる基本的な能力やスキルを養成する学修を行なう。

同時にこの科目は、前期に開講された基礎演習Aに引き続き、初年次教育における少人数クラスとして、教員と学生及び学生間でのコミュニケーション等を通じて、法学部における学修及び学生生活の基礎を形成する位置づけとなる科目である。

基礎演習Bの目的は、法学部で学ぶうえでの基礎知識の確認を行ない、また、法律学（主に行政法）上のテーマを素材にしながら法学の基本も学びつつ、2年次以降の専門科目の学修へとつなげることである。

< 到達目標 >

法学部での学習内容についての概要を理解することができる。

2年次以降の法学部における学修にとって必要な基礎知識や読解力を身につける。



単なる意見表明にとどまらないプレゼンテーションに必要な表現力を身につける。

上記 ? を修得するため、あるいは上記 ? の能力を修得した上でさらにそれらを自分自身で発展させていくための手がかりを得る。

< 授業のキーワード >

法律用語の基礎、六法、法学における資料収集、ディスカッション、ゼミ

< 授業の進め方 >

基礎演習はアクティブラーニングの形式をとる。少人数のクラスで、法律学（主に行政法）上のテーマを素材に、教員との質疑応答、学生によるディベートなどを行なう。

< 授業時間外に必要な学修 >

その回数ごとに扱う内容やテーマ等が異なるが、文献調査、テキスト読解、レポート作成、報告準備などが必要となる。

予習に関しては、次回の学習内容に該当するテキストや資料等を調査・収集し、それらを丹念に繰り返し読み、過去に取り扱った内容との関連性についてある程度の概要をとらえておくこと。また、次回以降に自分の報告が予定されている場合には、その準備も併せて行なうこと。（目安として2時間）

復習に関しては、その回の講義で取り扱った内容を再確認して確実な理解をすること。また、不明な点があれば指定図書や参考書、参考文献や新聞等の資料を用いて不明な点の解消に努めること。また、レポート課題が課された場合は、それに取り組むこと。（目安として2時間）

< 提出課題など >

授業内レポートを行なう場合がある。

< 成績評価方法・基準 >

毎回の出席を前提として、報告レジュメ・報告内容(50%)と討論における発言内容(50%)で評価する。

< テキスト >

神戸学院大学法学部編『STUDIUM GENERALE 2022年度 法学部案内』

（前期の基礎演習Aで用いたものと同じ）

< 参考図書 >

恩地紀代子『入門・行政法〔改訂四版〕』（2022年）丸善プラネット、高橋明男・佐藤英世『地方自治の基本』（2022年）法律文化社

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス

基礎演習Bの仲間を互いに知り、演習の進め方等に関する説明を行なう。

第2回?第5回 演習（第1期）

基礎演習Aで学修した内容をふりかえり、学生の能力や理解度に応じた能力の向上を図る。例えば、行政法の分野において基本的なテーマを取り上げ、検討するなど。

第6回?第10回 演習（第2期）

演習をする上で必要となるスキルを身につける。例えば、授業で取り扱うこととなったテーマについて報告する場合に、何を行うべきか（資料の調査や収集、文献内容等の分析・検討、報告レジュメの作成の方法など）、また、報告後のゼミにおけるディスカッションの場面で注意すべき事柄は何かなど。

第11回?第13回 演習（第3期）

ここまでの演習で培った能力を活かした応用的な内容の演習を行なう。例えば学生によるディベートやワークショップなど。

第14回・第15回 演習（第4期）

これまでの演習の内容を踏まえて、学生の演習成果の実践や自己分析などを行なう。

-----  
2022年度 後期

2単位

基礎演習B

春日 勉

-----  
< 授業の方法 >

:対面式の演習。状況によってはZOOMを介したオンラインの演習に切り替わることがある。

< 授業の目的 >

この科目は、法学部ディプロマ・ポリシーの内、「法的素養を身につけていること（知識・理解）」及び「法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すこと（汎用的技能）」に対応している。

基礎演習は、1年次生を対象とした科目である。基礎演習Bは前期に開講された基礎演習Aに引き続き、初年次教育における少人数クラスとして、教員と学生及び学生間でのコミュニケーション等を通じて、法学部における学修及び学生生活の基礎を形成する位置づけとなる科目である。

演習の内容は担当者ごとに異なる。各担当者により素材として取り扱う対象やどういった事項を重視した演習の運営がなされるのかが異なるので、詳細は各担当者からの説明を参考にすること。

< 到達目標 >

法学部での学習内容についての概要を理解することができる。

2年次以降の法学部における学修にとって必要な基礎知識や読解力を身につけることができる。

単なる意見表明にとどまらないプレゼンテーションに必要な表現力を身につける。

上記 ~ を修得するため、あるいは上記 ~ の能力を修得した上でさらにそれらを自分自身で発展させていくための手がかりを得る。

< 授業の進め方 >

基礎演習はアクティブラーニング形式なり。少人数のクラスで、法律学や政治学の文献講読に基づく教員との質疑応答、学生によるディベートなどを行う。

< 授業時間外に必要な学修 >

授業に関する課題について、予習、復習をそれぞれ一時間半要する。

各担当者により異なるが、テキストや指定された文献の事前及び事後の読解、レポートの作成、演習時間外でのグループワークなどが必要になる。

< 提出課題など >

各担当者の指示による。

< 成績評価方法・基準 >

演習における授業の取り組みの程度により評価する。

< テキスト >

神戸学院大学法学部編『STUDIUM GENERALE 2020 年度 法学部案内』

(前期の基礎演習Aで用いたものと同じ。)

上記以外のテキストについては、各担当者の指示による。

< 参考図書 >

各担当者の指示による。

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス

演習の進め方等に関する説明を行う。

第2回～第5回 演習(第1期)

具体的な内容は担当者で異なるが、基礎演習Aで学修した内容をふりかえり、学生の能力や理解度に応じた能力の向上を図る。例えば専門分野に関する文献の探索や読解などが予定される。

第6回～第10回 演習(第2期)

具体的な内容は担当者により異なる。例えば読解した文献の多角的な分析方法の修得など、演習をする上でワンランク上の理解を可能とするためのスキルを身につけることなどが予定される。

第11回～第13回 演習(第3期)

各クラスで内容は異なる。学生によるディベートやワークショップなど、それまでの演習で培った能力を活かした応用的な内容が予定される。

第14・15回 演習(第4期)

各クラスで異なる。これまでの演習の内容を踏まえて、学生による演習の成果の実践や1年間を通じての自己分析などが考えられる。

-----  
2022年度 後期

2単位

基礎演習B

木原 正樹

-----  
< 授業の方法 >

対面授業(演習)

< 授業の目的 >

この科目は、法学部DPに示す、法的素養を身につけ、社会における各種の問題について法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すこと、公平性と客観性を重視した判断及び行動ができるようになることを目指して法学部における学修を始めるにあたり、大学生活において必要となる基本的な能力やスキルを養成する学修を行うものである。

同時にこの科目は、前期に開講された基礎演習Aに引き続き、初年次教育における少人数クラスとして、教員と学生及び学生間でのコミュニケーション等を通じて、法学部における学修及び学生生活の基礎を形成する位置づけとなる科目である。

とりわけ、木原の担当する基礎演習Bでは、国際法、国際政治で問題となる国際社会の問題について、上記解決指針を示すこと及び判断して行動できるようになることに必要な能力やスキルを養成する。

< 到達目標 >

法学部での学習内容についての概要を理解することができる。

2年次以降の法学部における学修にとって必要な基礎知識や読解力を身につける。

単なる意見表明にとどまらないプレゼンテーションに必要な表現力を身につける。

上記～を修得するため、あるいは上記～の能力を修得した上でさらにそれらを自分自身で発展させていくための手がかりを得る。

< 授業のキーワード >

国際時事問題、自主的な学修、プレゼンテーション

< 授業の進め方 >

基礎演習はアクティブラーニングの形式をとる。少人数のクラスで、法律学や政治学の文献講読に基づき、教員との質疑応答、学生によるディベートなどを行う。

< 履修するにあたって >

神戸学院大学法学部編『STUDIUM GENERALE 2017年度 法学部案内』に目を通していただくこと。

< 授業時間外に必要な学修 >

その回ごとに扱う内容やテーマ等が異なるが、文献調査、テキスト読解、レポート及びレジュメ作成、報告準備などが必要となる。

事前の学修としては、木原の指示により、次回の学習内容に該当するテキストや資料等を調査・収集し、それらを丹念に繰り返し読み、過去に取り扱った内容との関連性についてある程度の概要をとらえておくこと。また、次回以降に自分の報告が予定されている場合には、その準備も併せて行うこと。(目安として2時間)

事後の学修としては、その回の講義で取り扱った内容を再確認して確実な理解をすること。また、不明な点があれば指定図書や参考書、参考文献や新聞等の資料を用いて不明な点の解消に努めること。また、レポート課題

が課された場合は、それに取り組むこと。(目安として2時間)

<提出課題など>

講義中に木原が指示する。

(提出された課題については、後の講義時において解説、講評、議論などを行う。)

<成績評価方法・基準>

演習への取り組み状況により評価する。

<テキスト>

神戸学院大学法学部編『STUDIUM GENERALE 2017年度 法学部案内』

(前期の基礎演習Aで用いたものと同じ。)

<参考図書>

演習の進行に応じて指示する。

<授業計画>

第1回 ガイダンス

演習の進め方等に関する説明を行う。

第2回～第5回 演習(第1期)

JICAの活動を知り、国際協力の必要な問題について考えることによって、さまざまな国際問題を国際協力によって解決しようとする視点や考え方を身につける。

第6回～第10回 演習(第2期)

国際時事問題について、新聞などの読み方を学んだうえで、それぞれの問題に関する文献の探索や読解などが予定される。

第11回～第13回 演習(第3期)

第2期に探索し、読解した文献の多角的な分析方法の修得など、演習をする上でワンランク上の理解を可能とするためのスキルを身につけることなどが予定される。

第14回・第15回 演習(第4期)

今期においては、これまでの演習の内容を踏まえて、学生による演習の成果の実践、具体的には、レジュメの作成、報告及びディベートなどが予定される。

-----  
2022年度 後期

2単位

基礎演習B

小松 昭人

-----  
<授業の方法>

演習・対面授業

<授業の目的>

この基礎演習Bの目的は、法学テキスト(「民法(総則)」の各クラスで指定される民法総則のテキスト)の読解を踏まえたグループワークや議論によって、履修者が2年次以降の演習で必要とされる基礎的な読解力、表現力、論理的思考力を身につけることである。

<到達目標>

この基礎演習Bの到達目標は、下記の通りである。

法学テキストの仕組みや機能を理解し、テキストの読

解により、課題などに取り組む上で必要な知識や考え方を獲得することができるようになる(法学部ディプロマポリシー「1.知識・理解」に対応)。

法学テキストで獲得した知識や考え方を整理し、レジュメ(報告用資料)を作成したり口頭で発表したりすることができるようになる(法学部ディプロマポリシー「2.汎用的技能」に対応)。

法学テキストで獲得した知識や考え方を踏まえて、基本的な事例問題の解決を導くことができるようになる(法学部ディプロマポリシー「2.汎用的技能」に対応)。

自分が考えたことを、根拠を挙げて論理的かつ説得的に表現することができるようになる(法学部ディプロマポリシー「2.汎用的技能」に対応)。

他人が考えていることを、その発言を踏まえて客観的に理解することができるようになる(法学部ディプロマポリシー「2.汎用的技能」に対応)。

他人が考えていることについて、自分の頭で考えて、質問することができるようになる(法学部ディプロマポリシー「2.汎用的技能」に対応)。

<授業のキーワード>

法学テキストの読み方。ゼミの学修の仕方。民法総則。

<授業の進め方>

ゼミの基本的な進め方は、下記の4段階からなる。

【個人による事前学修】履修者が各自、課題に取り組む上での基本事項を、法学テキスト(民法総則のテキスト)を参照して調べ、レジュメ(報告用資料)の原案を作成する。

【グループによる事前学修】履修者は2～3人のグループに分かれ、各自で調べたり考えたりしたことをもとに、課題をゼミの前に検討し、課題に対するグループの解答を作成する。この段階では、グループのメンバー全員で疑問点を洗い出し、調べ、考え、解答を作成しなければならない。これは、議論に参加するための基本事項を確認し、自分の意見を形成するために、必要不可欠なトレーニングである。

なお、このゼミの入門的性格を踏まえて、とを段階的に行うこともあれば、またはのいずれか一方を選択して行うこともある。

【ゼミでの学修】ゼミでは、グループごとに、課題に対する解答を報告し、他のグループは質問をする。この段階では、報告のグループ以外の履修者は、他のグループの発表をよく聞き、自分の考えと照らし合わせながら、疑問点や意見を積極的に述べなければならない。また、報告のグループのメンバーは誰であれ、報告の内容に関して、他のグループの履修者からの疑問に答えなければならない。これは、他人の話をきちんと聞き取った上で、人前で落ち着いて自分の意見を論理的かつ説得的に述べるために、必要不可欠なトレーニングである。

【振り返り学修】ゼミでの報告後、ゼミでの質疑を踏まえて、報告をしたグループの各メンバーは、期日ま

でに振り返りのレポートを提出する。この段階では、報告の際に生じた疑問点や新たな考えを付け加えて、課題に対する解答をレポートにまとめる。これらは、他人の話をメモにまとめ、論理的な文章を書けるようにするために、必要不可欠なトレーニングである。

#### <履修するにあたって>

担当教員が指定するテキスト（大橋洋一『法学テキストの読み方』（有斐閣、2020年））を、履修者は各自、必ず購入すること。このゼミではテキストのコピーは配布しない。

このゼミで使用する法学テキストは、このゼミの履修者のほぼ全員が1年次後期に履修することになる「民法（総則）」のクラスで指定されたテキストとする。このゼミだけでなく、「民法（総則）」も履修する者は、各自、必ず購入すること。このゼミでは法学テキストのコピーは配布しない。

以上2点のテキストを購入するため、履修者には各自、4,000円?5,000円程度の自己負担が生じる。

このゼミでの学修効果を高めるためにも、同学期に開講される「民法（総則）」は必ず履修すること。

遅刻や無断欠席をしないこと。このゼミでは、個人による学修だけでなく、グループによる学修を行うが、遅刻者や無断欠席者がいると、人数の面で過少なグループと過大なグループが生じ、グループによる学修に著しく支障が生じるからである。とりわけ、第1回から第4回までの間は、遅刻や無断欠席をしないこと。遅刻者や無断欠席者本人だけでなく、他の履修者のゼミでの学修にも著しく支障が生じかねない。

度重なる注意にもかかわらず改善が見られない場合には、学期途中で単位を与えない旨の判断をすることがある。

ゼミは、履修者同士で学修上の疑問や悩みを共有し、解決を見出していく場である。互いの学び合いを通じて、自らの成長を目指すこと。また、間違いや失敗を恐れず、積極的に取り組むこと。

#### <授業時間外に必要な学修>

上記の授業の進め方のうち、【グループによる事前学修】および【ゼミでの学修】の効果を高めるため、【個人による事前学修】に確実に取り組むこと。また、【グループによる事前学修】には、お互いに協力して取り組むこと。

#### <提出課題など>

個人による学修の成果として、履修者には各自、作成したレジュメやレポートの提出を求める。

グループによる学修の成果として、グループごとに作成したレジュメの提出を求める。

#### <成績評価方法・基準>

提出課題（50%）、ゼミでの報告および質疑応答（50%）。

なお、出席は評価の当然の前提である（出席しただけで

単位が認定されるわけではない）。

#### <テキスト>

このゼミの履修者は全員、下記のテキストを必ず購入すること。

大橋洋一『法学テキストの読み方』（有斐閣、2020年）  
定価 1,000円+税

このゼミに加えて「民法（総則）」を履修している者は、履修している「民法（総則）」のクラスで指定されているテキストも、必ず購入すること。

六法は冊子体で、最新版の六法（令和4（2022）年度版）を毎回、必ず持参すること。なお、ゼミでも2021年に公布された改正民法を前提とするので、古い六法は使用しないこと。

スマートフォンやタブレット型端末に搭載された六法は学修に適しないので、ゼミでの使用は許可しない。

#### <参考図書>

法学学修のガイドとして、田高寛貴・原田昌和・秋山靖浩『リーガル・リサーチ&サポート[第2版]』（有斐閣、2019年）。

その他の参考図書は必要に応じて紹介する。図書館で借り出すなどすること。

#### <授業計画>

第1回 ガイダンス（1）

ゼミの目的、内容および日程の確認。ゼミ生の自己紹介。後期履修の確認および指導。

第2回 ガイダンス（2）

前期の学修の振り返り。

第3回 ガイダンス（3）

六法や条文の仕組みを知る。

第4回 ガイダンス（4）

「民法」のテキストを用いて、法学テキストの仕組みと共通する内容を確認する。

第5回 ガイダンス（5）

条文の読解を通して、法律要件・法律効果が法的思考においてどのような役割を果たすかを確認する。

第6回 ガイダンス（6）

「民法」のテキストや法律用語辞典などを使用して、専門用語の意義の重要性と調べ方を確認する。

第7回 ガイダンス（7）

これまでのガイダンスを踏まえて簡単な事例問題の解答を作成し、法的思考における法律要件・法律効果の枠組みを自覚する。

第8回 ガイダンス（8）

これまでのガイダンスを踏まえて簡単な事例問題の解答を作成し、法的思考における法律要件・法律効果の枠組みを自覚する。

第9回 報告レジュメを作成する（1）

民法総則に関する課題について、履修者が各自、報告レジュメ（報告用資料）を作成する。

第10回 報告レジュメを作成する（2）

民法総則に関する課題について、履修者が各自、報告レジュメ（報告用資料）を作成する。

第11回 グループで話し合う（1）

民法総則に関する課題について、履修者が各自作成したレジュメをもとに、グループ内で話し合っ、グループのレジュメを作成する。

第12回 グループで話し合う（2）

民法総則に関する課題について、履修者が各自作成したレジュメをもとに、グループ内で話し合っ、グループのレジュメを作成する。

第13回 グループで発表する（1）

民法総則に関する課題について、グループごとに、作成した報告レジュメをもとに報告を行い、他のグループの質問に答える。

第14回 グループで発表する（2）

民法総則に関する課題について、グループごとに、作成した報告レジュメをもとに報告を行い、他のグループの質問に答える。

第15回 グループで発表する（3）

振り返り

民法総則に関する課題について、グループごとに、作成した報告レジュメをもとに報告を行い、他のグループの質問に答える。ゼミでの学修を振り返る。

-----  
2022年度 後期

2単位

基礎演習 B

小松 卓也

-----  
< 授業の方法 >

演習。

< 授業の目的 >

この科目は、法学部DPに示す、法的素養を身につけ、社会における各種の問題について法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すこと、公平性と客観性を重視した判断及び行動ができるようになることを目指して法学部における学修を始めるにあたり、大学生活において必要となる基本的な能力やスキルを養成する学修を行うものである。

同時にこの科目は、前期に開講された基礎演習Aに引き続き、初年次教育における少人数クラスとして、教員と学生及び学生間でのコミュニケーション等を通じて、法学部における学修及び学生生活の基礎を形成する位置づけとなる科目である。

< 到達目標 >

法学部での学修内容についての概要を理解することができる。

2年次以降の法学部における学修にとって必要な基礎知識や読解力を身につける。

単なる意見表明にとどまらないプレゼンテーションに必要な表現力を身につける。

上記 ~ を修得するため、あるいは上記 ~ の能力を修得した上でさらにそれらを自分自身で発展させていくための手がかりを得る。

< 授業の進め方 >

毎回、教材を配布する。各人が主体的に取り組むことを前提として、法学や一般教養に関する知識やモノの見方を伝える。

< 授業時間外に必要な学修 >

各回の授業で直面した、不明点、未知の語句あるいは興味をもった事柄などについて、主体的に調査することが必要である。各回につき、およそ100分程度のそういった復習が望まれる。

< 提出課題など >

適宜指示する。

< 成績評価方法・基準 >

課題に対する発言内容（50%）および課題の修得の達成度（50%）から評価する。

< テキスト >

担当者が毎回教材を準備して配布する。

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス

演習の進め方等に関する説明を行う。

第2回 討論(1)

民事事件の裁判例を事実関係から詳しく読んでいく。

第3回 討論(2)

民事事件の裁判例を詳しく読むことを通して、法学上の基礎的な知識を修得するとともに、現実社会について問題意識を高める。

第4回 討論(3)

民事事件の裁判例を詳しく読むことを通して、司法がどのように事件を解決しているのか、その具体的な内容を洞察する。

第5回 討論(4)

民事事件の裁判例を詳しく読むことを通して、法律に関する文章を読む態度を修得し、これからの学修の基礎となる部分を強化する。

第6回 討論(5)

民事事件の裁判例を詳しく読むことを通して、法律に関する文章を読む態度を修得し、これからの学修の基礎となる部分を強化する。

第7回 討論(6)

民事事件の裁判例を詳しく読むことを通して、法律に関する文章を読む態度を修得し、これからの学修の基礎となる部分を強化する。

## 第8回 討論(7)

民事事件の裁判例を詳しく読むことを通して、法律に関する文章を読む態度を修得し、これからの学修の基礎となる部分を強化する。

## 第9回 討論(8)

民事事件の裁判例を詳しく読むことを通して、法律に関する文章を読む態度を修得し、これからの学修の基礎となる部分を強化する。

## 第10回 討論(9)

民事事件の裁判例を詳しく読むことを通して、法律に関する文章を読む態度を修得し、これからの学修の基礎となる部分を強化する。

## 第11回 討論(10)

民事事件の裁判例を詳しく読むことを通して、法律に関する文章を読む態度を修得し、これからの学修の基礎となる部分を強化する。

## 第12回 討論(11)

民事事件の裁判例を詳しく読むことを通して、法律に関する文章を読む態度を修得し、これからの学修の基礎となる部分を強化する。

## 第13回 討論(12)

民事事件の裁判例を詳しく読むことを通して、法律に関する文章を読む態度を修得し、これからの学修の基礎となる部分を強化する。

## 第14回 討論(13)

民事事件の裁判例を詳しく読むことを通して、法律に関する文章を読む態度を修得し、これからの学修の基礎となる部分を強化する。

## 第15回 討論(14)

民事事件の裁判例を詳しく読むことを通して、法律に関する文章を読む態度を修得し、これからの学修の基礎となる部分を強化する。

-----  
2022年度 後期

2単位

基礎演習 B

笹川 明道

-----  
< 授業の方法 >

演習

< 授業の目的 >

この科目は、法学部ディプロマ・ポリシーのうち、「1. 知識・理解」および「2. 汎用的技能」に対応しており、法的素養を身につけることおよび法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができるようになることを目的としています。

最高裁の判例（民法関連のものを中心とします）のうち、なるべく事実関係が初学者にも分かりやすいものを取り上げて、判決文を読み進めます。それによって、判例の読み方を習得するとともに、法律用語や法制度に

についての基礎知識を身に付けることをめざします。

< 到達目標 >

(1) 判決文の構造を理解し、判決文の内容を自ら読み解くことができる。

(2) 民事訴訟に関する法律用語や法制度についての基礎知識を身に付け、それらについて説明することができる。

< 授業の進め方 >

教科書に掲載された判例を、毎回2個ずつ読み進めます。毎回、報告者を決めて、検討する判例に関連する事項について報告してもらいます。

< 授業時間外に必要な学修 >

この科目では、予習・復習等のために1回の講義あたり4時間の講義時間以外での学修が必要です。予習・復習の割合および学修方法については、必要に応じて指示します。

< 成績評価方法・基準 >

授業中の発表（25%）および毎回のグループ討論（75%）を基に評価します。

< テキスト >

原田昌和ほか著『民法 総則 判例30!』（有斐閣、2017年） ¥1,600 + 税

< 授業計画 >

第1回～第2回 オリエンテーション

この授業のすすめ方、検討する判例の概要

第3回～第4回 人・法人に関する判例

人・法人に関する判例を検討する。

第5回～第8回 法律行為・意思表示に関する判例

法律行為・意思表示に関する判例を検討する。

第9回～第13回 代理に関する判例

代理に関する判例を検討する。

第14回～第15回 時効に関する判例

時効に関する判例を検討する。

-----  
2022年度 後期

2単位

基礎演習 B

佐藤 弘直

-----  
< 授業の方法 >

対面（演習）

< 授業の目的 >

この科目は、法学部ディプロマ・ポリシーのうち、「1. 知識・理解」および「2. 汎用的技能」に対応し、法的素養を身につけることおよび法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができるようになることを目指して法学部における学修を始めるにあたり、大学生活において必要となる基本的な能力やスキルを養成する学修を行う。

前期に開講された基礎演習 A での学びに続き、初年次教育における少人数クラスの中で、教員と学生間、学生

同士のコミュニケーションを中心に、自己の考えを他者に伝えることを重視した学修を行う。この積み重ねによって、法学部における学修と大学生活の基礎の形成を目指す。

契約社会において実際に起きた利益衝突について、民法と社会で解説されている判例を裁判手続の再現（模擬裁判）を通して議論する。この議論の前提として、検討する裁判例を探し、当事者間でどのような利益衝突が発生したか、当事者はどのような主張をしたか、その主張を裏付ける証拠はどのようなものが考えられるかなど裁判・審理の中で必要と思われる点を取り上げる。このような行動は、2年次以降で本格化する判例研究への事前準備となる。

#### <到達目標>

- (1) 裁判例を理解するために必要な知識、資料を収集し、分析することができる。
- (2) 裁判例について、当事者間での生じた利益の衝突、その原因となった事実を説明できる。
- (3) 裁判例について、図を示し、実体法上の根拠を示しつつ論理的に説明できる。
- (4) 裁判手続において、当事者間で生じた利益衝突がどのような実体法上の根拠をもって判断されたかを説明できる。

#### <授業のキーワード>

実体法，訴訟法，裁判手続，主張，証拠，審理，判決

#### <授業の進め方>

法学部での学修に欠くことのできない過去の裁判例を題材に、裁判例の読み方、基本書を使った自学自習の方法を修得する。

法律的問題点に対する考え方について、学生相互間の質疑応答を中心に行う。前半は裁判例の読み込みと解決のための知識の習得方法を学び、後半は模擬裁判をとおして実際に起きた民事上の利益衝突について、どのような言い分が取り交わされたかを体験する。

ゼミ当日は、告知された予習内容をグループごとでまとめて報告し、議論する。

復習は、ゼミ当日の議論を各自でまとめ、模擬裁判での発言の準備をしておくこと。

#### <履修するにあたって>

1年前期で履修した社会と民法のテキスト『ナビゲート民法－契約社会を賢く生きるための14章』186頁以下で解説されている最判平成11年10月21日（民集53巻7号1190頁）を題材とする予定である。

六法，ノート，教科書，資料などを毎回持参すること  
授業の出席回数が授業実施回数の3分の2に満たない場合，単位を認定しない。

#### <授業時間外に必要な学修>

一つの裁判例を用いるが、その回ごとに扱う対象が異なるので、裁判例の読み込み、民法（総則）で使用  
するテキストの読解，関連する文献調査と読解など時間

外での準備が必要となる。

グループごとでの発表ではあるが、個々人の時間外学修がグループ毎の成果となり、評価の対象となるので、個々人の自宅学習が必須となる。（目安として2時間）

事後の学修として、各回で取り扱った内容を再確認して確実な理解をノートする。また、不明な点があれば資料を用いて確認し、解消できないときには次回のグループ検討の際に確認すること。（目安として2時間）

#### <提出課題など>

OneDriveにあるゼミフォルダへのレポート提出（指示された都度）

#### <成績評価方法・基準>

事前・事後のメモファイルの記述内容 40点

グループ内での貢献・取り組み状況 30点

ゼミ内での発言・取り組み状況 30点

#### <テキスト>

増成牧・笹川明道編著『ナビゲート民法－契約社会を賢く生きるための14章』（前期の社会と民法で用いたもの）

#### <参考図書>

必要の都度指示する

#### <授業計画>

第1回 ガイダンス，グループ分け

自己紹介，ゼミの進行内容の説明，グループ分け

第2回 判例検索

模擬裁判対象の判決文の収集（主に図書館）

第3回 判例分析1 - 事実関係

登場人物，対象の権利や物，時間的経緯などの打ち合わせ

第4回 判例分析2 - 事実関係の確定

事実関係の整理，図式化

第5回 判例分析3 - 争点整理

当事者の主張のうち、言い分の食い違っている点を対照する。

第6回 判例分析4 - 証拠整理

当事者の主張のうち、くい違いが見られる主張を証明する事実を確認する。

第7回 争点分析1 - 主張整理

当事者間の主張のうち、食い違っている言い分を、原告、被告、裁判所に分けて分析する。

第8回 争点分析2 - 前例整理

対象とする裁判例と同様の事例がないかを調査・報告する。

第9回 争点整理3 - 学説整理

裁判例の争点について、学説での意見の対立がないかを、対象となる民法の条文の考え方を前提に調査・報告する。

第10回 模擬裁判準備1 - 当事者関係

裁判手続の中で、当事者の果たす役割をそれぞれの地位から確認する。

第11回 模擬裁判準備2 - 主張関係

裁判手続きの中で、当事者の言い分はどのような順番で主張されていくかを確認する。

#### 第12回 模擬裁判準備3 - 反論関係

裁判手続きの中で、相手方の言い分に対し、どのような反論を主張しているかを確認する。

#### 第13回 模擬裁判1 - 弁論手続

裁判手続きのうち、当事者が主張しなければならない言い分を、順にしたがって再現してみる。

#### 第14回 模擬裁判2 - 証拠調べ、判決

裁判手続きのうち、当事者が証明しなければならない事実を、順にしたがって再現してみる。

前回の主張、今回の証拠に基づいて、中立的立場の裁判所としての判断を下す。

#### 第15回 ふりかえり、総括

前半で調査し、確認した部分が、模擬裁判の中で忠実に再現できたかを確認する。そして、裁判例どおりの判決に至った、至らなかったとしたら何が足りなかったを振り返る。

-----  
2022年度 後期

2単位

基礎演習B

田中 康博

#### ----- < 授業の方法 >

演習(対面)

#### < 授業の目的 >

この科目は、まず、法学部DPにいう「1. 知識・理解：法の理念および現実の社会における法の運用を踏まえて、法および政治について体系的に学修し、法化社会・国際化社会に対応した法的素養を身につけている」に必要な基礎的な能力を養うべく、法律学修に必要な基礎的知識を確実にしたうえで、法学部での学修の基本となる「判例」(民法)を素材として、来年度以降本格化する法学部での「体系的学修」に備えて、その読み方を修得することを目的とする。

次いで、次のステップとして法学部DPにいう「2. 汎用的技能：社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる」の達成に必要な基礎的な能力を養うことを目的とする。

#### < 到達目標 >

法律学修における「判例」の意味を説明できる(知識・理解)。

学修に必要な「判例」に適切に自ら適切にアクセスできる(知識・理解)

具体的事件の概要(事実)を適切に説明できる(知識・理解)。

上告審判決の意味を的確に説明できる(知識・理解)。

他の類似事件との異同を説明できる(汎用的技能)。

#### < 授業の進め方 >

・演習は受講者が予めの指示に従い予習して臨んでいることを前提に、質疑応答方式により行う(基本的には、教員の質問に対して指定された受講生がこれに答えるとの方式であるが、受講生同士の質問も勿論許される(むしろ大いに奨められる))

・質問内容については、前の回の講義で配布する(第一回については、テキスト「はじめに」と「第1章1.法規の構造」の内容をまとめて口頭で発表できるように準備してくること)。

・教員・他の受講生の質問に対する応答、受講生による他の受講生に対する質問が評価基準に所謂「講義への貢献(教室での発言など)」であり、毎回一定の点数をつけ、100点満点で20点分を割り当てる。なお、応答を要求された場合は沈黙は認められない。

・教室では座席指定をする。座席指定された場合には指定座席に着席して受講しなければならない。

・言うまでもないが講義を妨害する行為は一切これを認めない(場合によっては退室を命ずる)。

・対面授業であるので、講義資料は基本的には、教室で配布する。

#### < 履修するにあたって >

・無断欠席は認めない。無断欠席については1回について最終評価から10点減点する。

・20分を超える遅刻は欠席と看做す。また遅刻については、当該回の終了後直ちにその理由を申告すること。申告しない場合には20分以内の遅刻については無申告1回について最終成績から5点を、20分を超える遅刻については無申告1回について最終成績から10点を減点する。

#### < 授業時間外に必要な学修 >

この科目では、予習・復習等のために1回の講義あたり4時間の講義時間以外での学修が必要となる。学修方法の概要は以下のとおりであり、予習が中心となる。

1.第2回第3回については第1回に配布する資料の指示に従い予習し、自分がわからないことを明らかにする。

2.第4回以降は、事前に配布する予習事項に基づいて予習しなければならない

3.各回とも終了後は十分に復習しなければならない(復習してもなお疑問が残る場合には、次の講義で質問してよい：むしろ積極的に質問しなければならない)。

#### < 提出課題など >

成績評価としての課題以外には義務としての提出課題はない

#### < 成績評価方法・基準 >

・【到達目標】の達成度を以下により計り、評価する。

;

講義への貢献(教室での発言など)20点

課題レポート

80点



・全講義の3分の2以上の出席者で上の 合計が60点以上を以って合格とする。なお、課題レポートを提出しない者は/(評価なし)とする。

・課題レポートの内容・締切り等については改めて教室で示す(なお、採点后〔内容については添削する〕の課題レポート(写し)は返却するが、返却の時期等について別途改めて掲示する)。

<テキスト>

・道垣内弘人・プレップ法学を学ぶ前に(2版2017年、弘文堂)〔¥1000+税〕

・六法〔2022年9月乃至10月に発行される「2023年版」が望ましい〕

<授業計画>

【講義番号1】第1回～第3回 法律学修の基礎

第01回 テキスト「はじめに」第1章「1.法規の構造」に従い、法律規定に即して、基本を確認する。

第02回 テキスト第1章2.～4.に従い、「法律の解釈」と「事実認定」について学ぶ

第03回 テキスト第2章により、法解釈の諸方法について学ぶ

【講義番号2】第4回～第6回 法の適用

第04回 テキスト第4章1.「裁判所と各種の裁判手続」2.「民事裁判手続の概要」に従い、法の適用の実際としての裁判手続について学ぶ:

第05回 テキスト第4章3.「刑事裁判手続」4.「裁判以外での法の適用」に従い、法の手続の実際としての裁判手続・裁判外の手続について学ぶ

第06回 テキスト第6章に従い、「法の担い手」としての「法曹」その他の法律家について学ぶ

【講義番号3】第7回～第9回 判決の読み方

第07回 テキスト第6章1.2.に従い、「判例集」と「判例」の意味・意義について学ぶ

第08回 テキスト第6章1.2.に従い、判例へのアクセスについて学ぶ(時間があれば、図書館のデータベース検索についても学ぶ)

第09回 テキスト第6章5.に従い、テキストに掲載された「判例」に基づいて、その読み方を学ぶ

【講義番号4】第10回～第12回:判決を読む:その1 判決を読む:その1

第10回 《最判2016年6月3日民集70巻5号1263頁》を素材に判決の前提なる「事実」と一審判決について検討する。

第11回 《最判2016年6月3日民集70巻5号1263頁》の控訴審判決について検討する。

第12回 《最判2016年6月3日民集70巻5号1263頁》上告審判決について検討する。

【講義番号5】第13回～第15回 判決を読む:その2  
第13回 《最判2016年6月3日民集70巻5号1263頁》で触れられている《最判1974年12月24日民集28巻10号2152頁》について検討する。

第14回 《最判2016年6月3日民集70巻5号1263頁》で触れられている《最判1989年2月16日民集43巻2号45頁》について検討する。

第15回 第10回以降に取り上げた3本の最高裁判決について比較検討する。

-----  
2022年度 後期

2単位

基礎演習 B

塚田 哲之  
-----

<授業の方法>

演習(対面授業)

ただし、全学の方針に基づき、対面授業および遠隔授業の併用、またはすべて遠隔授業となる可能性がある(遠隔授業については、リアルタイム方式・Zoom利用で実施する予定)。

<授業の目的>

本科目は、法学部DPのうち、とくに汎用的技能として挙げられた「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる」ようになるための基礎的能力を獲得する目的で1年次後期に開講される演習科目である。

具体的には、「基礎演習A」、「法学入門」など前期配当科目の履修をふまえ、今後より本格的に法学部の専門科目を履修するために必要となる社会科学的な文献の読解能力・文章作成能力の向上を目指す。

<到達目標>

(1)社会科学(法律学・政治学には限定しない)的な文章を適切に読解できる。

(2)定期試験の答案・レポート等で要求される程度の水準を満たす、論理的に構成された文章を作成できる。

<授業のキーワード>

文献読解、文章作成

<授業の進め方>

【授業内容・進行方法】

(1)基本的に毎回課題文献を読み、各自で要約・検討し、文章を作成する作業を行う。取り上げる文献は、新聞の論説・総合雑誌(『世界』『中央公論』など)・学生向け法学雑誌(『法学セミナー』『法学教室』など)・ブックレット・新書レベルのものを中心とする予定であるが、最高裁判決を取り上げる可能性もある。

(2)映像資料を視聴した上でのグループ・ディスカッションも行う(2?3回程度を予定)

(3)提出された課題については、担当教員が適宜添削・アドバイスをするほか、参加者同士で検討する機会も設ける。

(4)冬休みの課題として、最近1年以内に出版された新書1冊を対象とするレポートを課す。詳細は、講義中に指示する。

(5)受講生の学問的関心を喚起するため、(1)・(3)以外に各種講演会など学部全体のプログラムに参加することがある。

<履修するにあたって>

本演習は、法学部生として早期に身につけておくべき文献読解能力・文章作成能力の向上を目的とするが、こうした能力は本演習の履修のみで獲得できるわけではない。他の講義科目の履修態度や新聞の熟読など普段からの姿勢が重要なので、そのことを十分理解し、実践できる学生の受講を期待する。

<授業時間外に必要な学修>

毎回の授業時間中の文章読解・作成作業が中心となるので、事前学修は原則として不要であるが、読解対象の文章を事前に配布した場合には、あらかじめ十分読み込んでおくことが求められる(目安として1回あたり2時間程度)。また、事後学修として、授業時間中に行った文章の読み込みおよびそれを前提とした文章の作成(または推敲)を再度行うことが求められる(目安として1回あたり2時間程度)。

なお、状況に応じて文章作成など持ち帰り課題を課すことがあるので、その場合には当該課題作成のための学修も求められる。

<提出課題など>

原則として毎回、課題文献をもとにした文章の作成と提出を求める。

また、冬休みの課題として、最近1年以内に出版された新書1冊を対象とするレポートの提出を求める(「授業の進め方」(3)参照)。これ以外にも持ち帰り課題を課すことがあるが、いずれについても詳細は講義中に指示する。

<成績評価方法・基準>

毎回出席することを前提として、受講姿勢(発言内容を含む)(40%)および提出課題の内容(60%)に基づき評価する。

<テキスト>

指定しない。課題文献はその都度配布する。文献・資料の配付については、Moodle, dotCampusなどのLMSを利用することがある。

<参考図書>

なし

<授業計画>

第1回 ガイダンス

本演習の進め方についてのガイダンス

第2回 文献読解・文章作成(1)

課題文献の読解と文章の作成(1)

第3回 文献読解・文章作成(2)

課題文献の読解と文章の作成(2)

第4回 文献読解・文章作成(3)

課題文献の読解と文章の作成(3)

第5回 提出課題の検討会(1)

第2-4回で提出された課題について、参加者相互による検討

第6回 映像資料視聴とグループ・ディスカッション(1)  
映像資料の視聴、内容要約、グループ・ディスカッション(1)

第7回 文献読解・文章作成(4)

課題文献の読解と文章の作成(4)

第8回 提出課題の検討会(1)

第2-7回で提出された課題について、参加者相互による検討

第9回 文献読解・文章作成(7)

課題文献の読解と文章の作成(7)

第10回 文献読解・文章作成(8)

課題文献の読解と文章の作成(8)

第11回 文献読解・文章作成(9)

課題文献の読解と文章の作成(9)

第12回 文献読解・文章作成(10)

課題文献の読解と文章の作成(10)

第13回 文献読解・文章作成(11)

課題文献の読解と文章の作成(11)

第14回 提出課題の検討会(2)

第9-13回で提出された課題について、参加者相互による検討

第15回 総括と到達点の確認

本演習での到達点と各参加者にとっての学習上の課題の確認

-----  
2022年度 後期

2単位

基礎演習 B

濱谷 直子  
-----

<授業の方法>

この授業は演習であり、履修者が報告および討論を行い、担当教員が解説および質疑応答を行う。

<授業の目的>

この授業は、法学部のディプロマ・ポリシーに示す、法的素養を身につけること、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことを目指す。

判例研究の実践を行い、「法学に関する基礎的な知識を身に付け、資料を作成し発表したり討論を行ったりする能力を培うこと」を目的とする。

<到達目標>

法学に関する基本的な知識を身に付け、資料を収集・作

成し発表や討論を行う能力等を培うことを通じ、問題解決能力を自分のものとする。

< 授業のキーワード >

判例研究 プレゼンテーション ディベート

< 授業の進め方 >

演習であるこの授業の進め方は、履修者による報告および討論による。

テーマは、判例を用いての報告・討論、慣れてきたら各自の関心の高いテーマを選択しての報告・討論とする。

報告者は事前にレジュメ作成等、報告の準備を行う必要があるほか、報告者以外の者も討論に備えて資料に目を通し疑問点を明らかにする等の準備を行う必要があることに注意すること。

なお、履修者の人数、知識のレベル、授業の進捗状況および法改正の状況等により、シラバス記載の授業計画を適宜変更することがある。

< 履修するにあたって >

この授業では、報告・討論を通じて、事実や自分の意見を他人に伝える能力であるプレゼンテーション能力、および、自分の意見を述べ他人の意見を聞き、相違点や利害の対立があれば討論によりそれを解消・解決する能力であるディベート能力を培う。これらの能力は就職活動に必要とされることはもちろんのこと、社会人となった際にも基本的かつきわめて重要な能力として要求される素養である。従って、履修者に対しては、学習の対象である租税法に関心を持つことはもちろんのこと、積極的かつ効果的に自分の意見を述べ、真摯かつ謙虚に他人の意見に耳を傾ける姿勢を求める。

授業中における私語や携帯電話の使用、頻繁な教室への出入りなど、他の履修者に迷惑をかける行為は厳禁とする。

違反者は即刻退席してもらいほか、注意を受けたにもかかわらず繰り返すようであればそれ以降の授業への出席を禁止する。

授業の準備・予習を怠る者、居眠り・内職を行う等受講態度が良くない者、積極的に発言を行わない者、その他自ら進んで授業に参加する意思がないと見受けられる者も同様である。

アルコールハラスメント等の増加の現状に鑑み、ゼミコンパ等の学習以外の活動は、一切行わない。

< 授業時間外に必要な学修 >

報告者は事前にレジュメ作成等、報告の準備を行う必要があるほか、報告者以外の者も討論に備えて事前に資料に目を通し問題点を明らかにする等の準備を行うことが必要となる。目安として、授業時間の2倍程度の時間をかけること。

具体的には、指定図書・参考書・資料等に目を通し、問題点を発見しその解決方法を思考することが必要となる。

< 提出課題など >

授業中各自最低1度は発言を求める。報告にあたって作成したレジュメを提出。その他授業で学んだことが身に付いたかどうか判断するため小テストを行い、授業で学んだことを補い、かつ、社会人として必要とされる文章能力を向上させるためレポートや小論文を課す。小テストに対しては、テスト終了後に模範回答を配布する。レポート・小論文に対してはコメントをフィードバックする。

< 成績評価方法・基準 >

受講態度（授業中の態度、報告および発言の内容ならびに討論に参加した度合い、教員による質疑応答にどのように答えたか）を90%、小テストの点数を5%、レポートおよび小論文の内容（調べたことをわかりやすくまとめ、それを踏まえていかに説得力をもって自説を展開できたか）を5%として成績評価を行う。

授業への出席はあくまでも成績評価の「前提」であって評価の対象ではない。全ての回の授業に出席したからといって単位を取得できるとは限らない。

出席回数の割合が授業回数の60%に満たない場合には、成績評価の「前提」を欠くため「評価なし」とする。病気等やむを得ない理由による欠席、公共交通機関の遅延等やむを得ない理由による遅刻以外の欠席・遅刻を頻繁に繰り返す場合には、理由の如何を問わず単位を認定しない。

無断欠席者、私語等により他の受講者に迷惑をかける者、授業の準備・予習を怠る者、携帯電話やスマートフォンの使用・居眠り・内職などを行うなど受講態度が良くない者、積極的に発言を行わない者、その他自ら進んで授業に参加する意思がないと見受けられる者は、理由の如何を問わず、授業への出席を禁止し単位を認定しない。採点ミスを除き、一度行った成績評価はいかなる理由があろうとも変更しない。

< テキスト >

神戸学院大学法学部編『STUDIUM GENERALE 2021年度 法学部案内』

< 参考図書 >

法学初学者に勧める参考図書は以下の通りである。

\*コンパクトでわかりやすいもの

森田果『法学を学ぶのはなぜ?』（有斐閣・2020年）

大橋洋一『法学テキストの読み方』（有斐閣・2020年）

\*情報量が多いが読みやすいもの

武藤=多田=宮木『法を学ぶパートナー 第4版』（成文堂・2020年）

弥生真生『法律学習マニュアル〔第4版〕』（有斐閣・2016年）

\*古典的な入門書

田中英夫『実定法学入門 第3版』（東京大学出版会・199

5年)  
伊藤正己=加藤一郎『現代法学入門 第4版』(有斐閣・2005年)  
末川博『法学入門 第6版補訂版』(有斐閣・2014年)  
中里次雄編『判例とその読み方 三訂版』(有斐閣・2009年)

\*入門書であるが、しばらく学習した後に読むといいもの  
団藤重光『法学の基礎 第2版』(有斐閣・2007年)

\*手元にあると助かるもの  
高橋ほか編『法律学小辞典 第5版』(有斐閣・2016年)  
法制執務用語研究会『条文の読み方』(有斐閣・2012年)

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス

自己紹介・授業の進め方や注意事項等の確認

第2回 報告・討論の方法

判例を読む意義について確認する

判例の探し方・読み方について確認する

プレゼンテーション・ディベートの方法について学ぶ

第3回 デモンストレーション

担当教員がデモンストレーションとして報告をし、全員で討論してみる

第4回~第8回 グループでの報告・討論

履修者をグループ分けして報告・討論を行う

第9回?第15回 個別の報告・討論

一人一人で個別に報告・討論を行う

-----  
2022年度 後期

2単位

基礎演習 B

廣峰 正子

-----  
< 授業の方法 >

演習

< 授業の目的 >

この科目は、法学部DPに示す、法的素養を身につけ、社会における各種の問題について法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すこと、公平性と客観性を重視した判断及び行動ができるようになることを目指して法学部における学修を始めるにあたり、大学生活において必要となる基本的な能力やスキルを養成する学修を行うものである。

同時にこの科目は、前期に開講された基礎演習Aに引き続き、初年次教育における少人数クラスとして、教員と学生及び学生間でのコミュニケーション等を通じて、法学部における学修及び学生生活の基礎を形成する位置づけとなる科目である。

基礎演習Bの内容は担当者ごとに異なる。各担当者に

より素材として取り扱う対象やどういった事項を重視した演習の運営がなされるのが異なるので、詳細は各担当者からの説明を参考にすること。

< 到達目標 >

法学部での学習内容についての概要を理解することができる。

2年次以降の法学部における学修にとって必要な基礎知識や読解力を身につける。

単なる意見表明にとどまらないプレゼンテーションに必要な表現力を身につける。

上記 ~ を修得するため、あるいは上記 ~ の能力を修得した上でさらにそれらを自分自身で発展させていくための手がかりを得る。

< 授業の進め方 >

基礎演習はアクティブラーニングの形式をとる。少人数のクラスで、法律学や政治学の文献講読に基づき、教員との質疑応答、学生によるディベートなどを行う。

< 授業時間外に必要な学修 >

その回ごとに扱う内容やテーマ等が異なるが、文献調査、テキスト読解、レポート作成、報告準備などが必要となる。

事前の学修としては、各教員の指示により、次回の学習内容に該当するテキストや資料等を調査・収集し、それらを丹念に繰り返し読み、過去に取り扱った内容との関連性についてある程度の概要をとらえておくこと。また、次回以降に自分の報告が予定されている場合には、その準備も併せて行うこと。(目安として2時間)

事後の学修としては、その回の講義で取り扱った内容を再確認して確実な理解をすること。また、不明な点があれば指定図書や参考書、参考文献や新聞等の資料を用いて不明な点の解消に努めること。また、レポート課題が課された場合は、それに取り組むこと。(目安として2時間)

< 提出課題など >

講義中に各担当者が指示する。

(提出された課題については、後の講義時において解説・講評等を行う。)

< 成績評価方法・基準 >

授業中の取組み(ディベートへの参加、発言等)(40%程度)、グループワークで課した課題への取組み(グループ学習の内容、作成したレジュメ、発表等)(60%程度)。

< テキスト >

適宜指定する。

< 参考図書 >

各担当者の指示による。

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス

演習の進め方等に関する説明を行う。

第2回～第5回 演習（第1期）

具体的な内容は担当者で異なるが、基礎演習Aで学修した内容をふりかえり、学生の能力や理解度に応じた能力の向上を図る。例えば専門分野に関する文献の探索や読解などが予定される。

第6回～第10回 演習（第2期）

具体的な内容は担当者により異なる。今期においては、例えば読解した文献の多角的な分析方法の修得など、演習をする上でワンランク上の理解を可能とするためのスキルを身につけることなどが予定される。

第11回～第13回 演習（第3期）

各クラスで内容は異なる。今期においては、例えば学生によるディベートやワークショップなど、それまでの演習で培った能力を活かした応用的な内容が予定される。

第14回・第15回 演習（第4期）

各クラスで内容は異なる。今期においては、これまでの演習の内容を踏まえて、学生による演習の成果の実践や1年間を通じての自己分析などが予定される。

-----  
2022年度 後期

2単位

基礎演習B

福島 敏明

-----  
< 授業の方法 >

演習

< 授業の目的 >

この演習は、法学部ディプロマ・ポリシー（DP）が掲げる、法的素養を身につけ、社会における各種の問題について法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示し、公平性と客観性を重視した判断及び行動ができるようになることを目指して法学部で学修するにあたり、法学部での学修において必要となる基本的な能力やスキルを養成するための科目です。

この演習では、特に2年次以降の演習科目の多くが参加者による報告と議論を中心に運営されていることを踏まえ、法律学に関する一定のテーマについてレジюмеを作成し報告を行うための能力・スキルを養成することを目的とします。具体的な進め方としては、毎週1～2名の報告者に報告を行ってもらい、その報告に基づき参加者全員で議論を行うことを予定しています。報告に際しては、レジюмеの作成と配布を求めます。報告の素材としては、法律学または政治学に関わる新書レベルの書籍を予定しています。報告の素材とする書籍については、初回の授業で参加者と相談して決めたいと思います。

< 到達目標 >

法律学・政治学に関する文献を読解する能力を身に付ける。

レジюмеを作成し、レジюмеに基づき報告することがで

きる。

議論に積極的に参加し、自分の見解を述べるができる。

< 授業の進め方 >

参加者による報告および議論を中心に進めます。

< 授業時間外に必要な学修 >

各回のテーマについて、報告者には十分な準備を行うことが求められます。報告者以外の参加者も議論に参加するために各回で扱うテキストの箇所を事前に熟読すること（2時間程度）が求められます。

< 提出課題など >

報告の際に報告レジюмеの作成と配布を求めます。

< 成績評価方法・基準 >

報告の内容60%、議論への参加状況40%の割合で評価します。

< テキスト >

法律学または政治学に関わる新書レベルの書籍（1,000円程度）をテキストとして使用する予定です。どの書籍を使用するかについては、初回の授業でいくつかの候補を提示した上で、参加者と相談して決めたいと思います。

< 授業計画 >

第1回 イントロダクション

演習の目的や進め方などについて

第2回 報告準備（1）

報告、レジюме作成、資料検索の方法などについて

第3回 報告準備（2）

報告、レジюме作成、資料検索の方法などについて

第4回 報告準備（3）

報告、レジюме作成、資料検索の方法などについて

第5回 報告および議論（1）

報告者による報告と参加者全員による議論

第6回 報告および議論（2）

報告者による報告と参加者全員による議論

第7回 報告および議論（3）

報告者による報告と参加者全員による議論

第8回 報告および議論（4）

報告者による報告と参加者全員による議論

第9回 報告および議論（5）

報告者による報告と参加者全員による議論

第10回 報告および議論（6）

報告者による報告と参加者全員による議論

第11回 報告および議論（7）

報告者による報告と参加者全員による議論

第12回 報告および議論（8）

報告者による報告と参加者全員による議論

第13回 報告および議論（9）

報告者による報告と参加者全員による議論

第14回 報告および議論（10）

報告者による報告と参加者全員による議論

第15回 総括

後期に学んだことの総括

2022年度 後期

2単位

基礎演習 B

藤川 直樹

< 授業の方法 >

演習

< 授業の目的 >

本演習では英語文献を共通の素材として厳密な読解の修練を行うとともに、法学・政治学の学修に必要な幅広い教養形成を目指す。本演習は、法学部DPにおける「汎用的技能」「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すこと」に対応する。

< 到達目標 >

法学部での学修に必要な基礎知識や読解力、意思疎通能力、表現力を身につける。カリキュラム外での自主的な研究に必要な素養を身につける。

< 授業の進め方 >

テキストを輪読する。初めは一文ずつ文法事項を押さえながら厳密に、慣れてきたらある程度まとまった箇所を要約して説明してもらう。

< 履修するにあたって >

『ジーニアス英和辞典』など定番のものでよいので、最低でも中辞典クラスの英和辞書を用意し、毎回持参すること。

< 授業時間外に必要な学修 >

テキストの読解、関連事項の調査、報告準備など毎週180分程度の予習を目安とする。

< 提出課題など >

訳稿、報告資料などの提出を求められることがある。

< 成績評価方法・基準 >

報告80%、討論20%の割合を目安に総合的に評価する。予習ないし報告準備を怠った場合、または正当な理由なく無断で欠席した場合には単位を認定しない。

< テキスト >

複写を配布する。

< 授業計画 >

第1回 オリエンテーション

講義の進め方、参加者の自己紹介等

第2回 文献輪読

文献を輪読する

第3回 文献輪読

文献を輪読する

第4回 文献輪読

文献を輪読する

第5回 文献輪読

文献を輪読する

第6回 文献輪読

文献を輪読する

第7回 文献輪読

文献を輪読する

第8回 文献輪読

文献を輪読する

第9回 文献輪読

文献を輪読する

第10回 文献輪読

文献を輪読する

第11回 文献輪読

文献を輪読する

第12回 文献輪読

文献を輪読する

第13回 文献輪読

文献を輪読する

第14回 文献輪読

文献を輪読する

第15回 総括

講義の振り返り

2022年度 後期

2単位

基礎演習 B

山下 裕樹

< 授業の方法 >

演習（対面形式）

< 授業の目的 >

「基礎演習A」で習得した技能を、グループワークや個別報告等を通じて実践することによって、学部DPに示されている「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる」ようになることを主たる目的とする。また、本演習での作業を通じて、自主学習および2年次以降の演習科目において必要となる学習方法の体得も目的とする。

< 到達目標 >

ニュース等で報道された事件・事故や社会的に話題となっているトピックについて、法的問題を抽出し、当該問題をめぐる見解について多角的に考察することができる。

< 授業のキーワード >

法的観点、多角的考察、プレゼンテーション

< 授業の進め方 >

受講生自身がテーマを選択し、当該テーマにおける法的問題や見解の対立状況などを、グループワークあるいは個別報告にて報告した上で、受講者全員で当該テーマについて討論する。

< 履修するにあたって >

- ・受講に際しては六法を必ず持参すること。
  - ・報告者だけでなく、受講者全員の主体的な発言が求められる。
  - ・授業内容は受講生の希望および授業形態により変更される可能性がある。
- < 授業時間外に必要な学修 >
- ・日頃から新聞やニュースに関心を持ち、現在話題となっているトピックについて把握しておくこと。
  - ・図書館などを活用し、様々な情報に触れ、日頃から考えをめぐらせておくこと。
  - ・報告準備に際しては、図書館やデータベースを活用し、できる限り多くの文献・情報を入手すること。
  - ・疑問点のある場合には、担当者に質問するなどして疑問を残さないこと。

< 提出課題など >

1) 報告者は必ず報告レジュメを提出すること。レジュメの作り方や注意点に関するフィードバックは、授業中に行なう。

2) 各人が取り扱ったテーマに関する個人レポートを課す。レポートに関するフィードバックは、授業中に行なう。

< 成績評価方法・基準 >

報告内容・報告レジュメと個人レポート（60%）および授業中における発言等を含めた受講態度（40%）により評価する。なお、正当な理由なく3回以上欠席した者、および報告の無断欠席を行なった者については、単位を認定しない。

< テキスト >

田高寛貴ほか『リーガル・リサーチ&レポート〔第2版〕』（有斐閣、2019年）。

なお、初回授業時にテキストについて説明するので、購入はそれ以降でも構いません。

< 参考図書 >

井田良ほか『法を学ぶ人のための文章作法〔第2版〕』（有斐閣、2019年）

山下純司ほか『法解釈入門〔第2版〕』（有斐閣、2020年）。

その他、必要に応じて適宜紹介する。

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス

受講に際しての注意事項および本演習の目的・到達目標を確認する。

第2回 報告・レジュメ等の作法

報告方法やレジュメ・レポートの作成方法（引用方法も含む）を確認する。

第3回~第8回 グループワーク活動と受講者による討論グループ（3?4名程度）ごとにテーマを選択し、当該テーマにおける法的問題および様々な見解を比較検討した結果を報告する。その後、受講者全員で報告内容等について議論する。

第9回~第14回 受講生による報告および討論

受講者各人がテーマを選択し、当該テーマにおける法的問題および様々な見解を比較検討した結果を報告する。その後、受講者全員で報告内容等について議論する。

第15回 まとめ

個別レポートの提出と本演習の総括を行なう。

-----  
2022年度 後期

2単位

基礎演習 B

渡辺 洋  
-----

< 授業の方法 >

「基礎演習B」所定の目的（下記）を追求するため、本演習では、

下記テキストの講読を通じて、今後の法学、政治学の学修に必要と思われるごく基本的な姿勢、心構えを身に付けて頂ければと考えている。

< 授業の目的 >

「基礎演習B」所定の目的は下記の通り。

「この科目は、法学部DPに示す、法的素養を身につけ、社会における各種の問題について法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すこと、公平性と客観性を重視した判断及び行動ができるようになることを目指して法学部における学修を始めるにあたり、大学生活において必要となる基本的な能力やスキルを養成する学修を行うものである。」

「同時にこの科目は、前期に開講された基礎演習Aに引き続き、初年次教育における少人数クラスとして、教員と学生及び学生間でのコミュニケーション等を通じて、法学部における学修及び学生生活の基礎を形成する位置づけとなる科目である。」

< 到達目標 >

「基礎演習B」所定の到達目標は下記の通り。

「法学部での学習内容についての概要を理解することができる。」

2年次以降の法学部における学修にとって必要な基礎知識や読解力を身につける。

単なる意見表明にとどまらないプレゼンテーションに必要な表現力を身につける。

上記 ~ を修得するため、あるいは上記 ~ の能力を修得した上でさらにそれらを自分自身で発展させていくための手がかりを得る。」

特に本演習では、 に力点が置かれるであろう。

< 授業の進め方 >

「基礎演習B」所定の進め方は下記の通り。

「基礎演習はアクティブラーニングの形式をとる。少人数のクラスで、法律学や政治学の文献講読に基づき、教員との質疑応答、学生によるディベートなどを行う。」

特に本演習では、「教員との質疑応答、学生によるデ

イベントなど」に力点が置かれるであろう。

<履修するにあたって>

本演習の本年度の方針上、下記テキストは必携となる。

予めたとされたい。

<授業時間外に必要な学修>

「基礎演B」の所定の「授業時間外に必要な学修」は下記の通り。

「その回ごとに扱う内容やテーマ等が異なるが、文献調査、テキスト読解、レポート作成、報告準備などが必要となる。

事前の学修としては、各教員の指示により、次回の学習内容に該当するテキストや資料等を調査・収集し、それらを丹念に繰り返し読み、過去に取り扱った内容との関連性についてある程度の概要をとらえておくこと。また、次回以降に自分の報告が予定されている場合には、その準備も併せて行うこと。(目安として2時間)

事後の学修としては、その回の講義で取り扱った内容を再確認して確実な理解をすること。また、不明な点があれば指定図書や参考書、参考文献や新聞等の資料を用いて不明な点の解消に努めること。また、レポート課題が課された場合は、それに取り組むこと。(目安として2時間)

<提出課題など>

担当した報告についてのいわゆるレジュメ、資料等の提出

演習の進行上必要が生じれば、他に課題を出すこともあり得る。

<成績評価方法・基準>

演習初回で割り当てられた講読書担当章についての報告(質疑への応答も含む。)(40%)

報告担当回以外の演習における発言状況も評価の対象となる(60%)。

演習進行上の理由から他に課題を出した場合、成績評価全体の20%を上限として、成績評価に組み入れる。

無断欠席・遅刻などは成績評価に影響しうる。

特段の事情のない欠席が5回以上の場合、原則としてDまたは/評価とする。

<テキスト>

棟居快行・松井茂記・赤坂正浩・笹田栄司・常本照樹・市川正人『基本的人権の事件簿 憲法の世界へ 第6版』(有斐閣、2019年)(予定)

.....  
.....  
.....

なお、「基礎演習B」所定のテキストは下記の通り。  
神戸学院大学法学部編『STUDIUM GENERALE 2020年度 法学部案内』(前期の基礎演習Aで用いたものと同じ。)

本演習での報告やレジュメ等の作成、討議などに際し、

先ず参照すること。

<参考図書>

適宜紹介する。

<授業計画>

第1回 ガイダンス

本演習の進め方等に関する説明を行い、参加者の共通理解を得る。

報告担当章を割り当てる。

第2回~第14回 演習参加者各自による報告担当章についての報告と討議

上記「授業の進め方」参照

第15回 後期定期試験に向けた学習

第4回

第5回

第14回

第15回

-----

2022年度 後期

2単位

キャリア形成講座

担当者未定(法)

-----

<授業の方法>

対面授業(講義)

<授業の目的>

この科目は、法学部のDPに示す法的素養を活かし、社会で活躍するために必要な対人関係能力、概念化能力を中心としたスキルを身に付けることを目指します。

近年の著しい情報技術革新や世界的なパンデミックの影響により、私たちを取り巻く環境は加速度的に変化しています。社会環境の激しい変化は、生き方・働き方の多様化を推進しています。これまでは、会社が私たちのキャリア(人生)を保障してくれていましたが、これからは自らが自身のキャリア(人生)をデザインしていくことが求められています。この授業では、そのために必要な社会に関する知識やスキルを修得し、自らの価値観や将来を考える力の素地を養い、実践できることを目的としています。

<到達目標>

- (1)社会人として基本的なマナーを習得する。
- (2)他者の意見に耳を傾け、異なる考えを柔軟に受け止めることができる。
- (3)自分の考えを相手に伝えることができる。
- (4)将来の仕事や就職を考える上で必要となる知識を習得する。
- (5)情報収集を自発的に行い、その情報を活用して自分の選択肢や可能性を広げることができる。

<授業のキーワード>

キャリア形成、コミュニケーション、ヒューマンスキル、自己表現、資格、就職活動、職業観



< 授業の進め方 >

授業冒頭には時事を取り上げて社会の動きを紹介します。授業の最後に、授業で学んだことを振り返りシートに記入して次回の授業で意見を共有します。

< 履修するにあたって >

座学に加え、ディスカッションなど参加型の体験学習を取り入れています。私語や遅刻をしないなど、社会人としてふさわしい言動を求めます。

< 授業時間外に必要な学修 >

日頃から自分自身と向き合い、自分の将来について考えておくことが望ましい。

事後学習として、授業内容を実践する。また、再確認する。(目安として30分)

< 提出課題など >

各授業の最後に、授業の内容に関する振り返りシートを作成して提出します。振り返りシートについては、次の授業時に総評などを行います。

< 成績評価方法・基準 >

振り返りシート100%

・振り返りシートは、授業内容に対する理解度と自分の意見を主張できているかで評価します。

< テキスト >

必要資料を配布します。

< 参考図書 >

必要に応じてその都度ご紹介します。

< 授業計画 >

第1回 オリエンテーション

当科目におけるキャリアについて考えます。キャリア形成講座の目的・評価基準などについて説明します。

第2回 社会が求める能力特性

社会が求める能力特性について学び、それらの能力について大学生活を通してどのように育んでいくことができるか考えます。

第3回 就職活動を取り巻く環境

最新の就職状況や求人倍率について確認するとともに、就職活動全体の流れを知り、大学生活で何ができるかを考えます。

第4回 資格の活かし方

宅地建物取引士、行政書士、社会保険労務士など、資格取得の意味や道のりを学びます。そして、資格を仕事としてどう活用していきたいか、また、どのように仕事をするうえで役立っていくのかについて考えます。

第5回 働く意義

組織で働くことについて学びます。働く意義について考えを整理するとともに、仕事に対する意識・取り組み方について考えます。今後の学生生活やキャリア形成にどう活かしたいか、考えをまとめます。

第6回 プロフェッショナルに学ぶ

仕事に取り組む姿勢や意識について、ある事例を紹介します。その事例を通して感じたことを、自分の学生生活

やキャリア形成にどう活かしていきたいのか考えをまとめます。

第7回 プロフェッショナルに学ぶ

予期せぬ出来事や出会いをチャンスに変えるスキルや変化を柔軟に受け止める力について学ぶことで、前向きな思考になるべく取り組みます。

第8回 文章作成の基本

社会で必要なスキルの1つである文章を通して自分の考えを他者に伝える力をつけるために、文章作成の基本と書き方のコツを学びます。

第9回 情報収集と情報活用力

新聞の読み方を理解して、効率かつ効果的な情報収集の方法を学びます。世の中の動きを知ることが、自分のキャリアの可能性を広げる事を理解します。

第10回 社会を知ろう～業界・企業の探し方～

社会には様々な業界や職種、企業があります。自分が満足できる業界・企業に出会うためには、調べて知ることが大切です。インターンシップや就活に向けて理解を深めるとともに調べ方を身に付けます。

第11回 問題発見力と解決力

社会で必要とされる「問題を発見し、解決するための前向きな考え方」について学びます。

第12回 コミュニケーション

聴き方を工夫することで、他者との良好な関係を築くコミュニケーションについて学びます。相手から多くの情報を得ることの大切さについての理解を深めます。

第13回 コミュニケーション

多様な経験や知識を持つメンバーの意見を拾ってまとめ、成果を上げていくファシリテーションスキルを高めます。

第14回 自分のモチベータ

どのような環境や要因が揃うとやる気が出たり、やりがいを感じられるのかを探ります。それを参考に、何に向いているのか(適職)、どんな道に進むべきかを考えていきます

第15回 自分の価値観

キャリアの整理に必要な概念(Will・Can・Must)について整理し、自分にとって大切にしたい価値観を表現することで自分の軸を探ります。なりたい姿に向けて、何をどう取り組んでいくか、考えをまとめます。

-----  
2022年度 後期

2単位

キャリア形成講座

担当者未定(法)

-----  
< 授業の方法 >

対面授業(講義)

< 授業の目的 >

この科目は、法学部のDPに示す法的素養を活かし、社会

で活躍するために必要な対人関係能力、概念化能力を中心としたスキルを身に付けることを目指します。

近年の著しい情報技術革新や世界的なパンデミックの影響により、私たちを取り巻く環境は加速度的に変化しています。社会環境の激しい変化は、生き方・働き方の多様化を推進しています。これまでは、会社が私たちのキャリア（人生）を保障してくれていましたが、これからは自らが自身のキャリア（人生）をデザインしていくことが求められています。この授業では、そのために必要な社会に関する知識やスキルを修得し、自らの価値観や将来を考える力の素地を養い、実践できることを目的としています。

<到達目標>

- (1)社会人として基本的なマナーを習得する。
- (2)他者の意見に耳を傾け、異なる考えを柔軟に受け止めることができる。
- (3)自分の考えを相手に伝えることができる。
- (4)将来の仕事や就職を考える上で必要となる知識を習得する。
- (5)情報収集を自発的に行い、その情報を活用して自分の選択肢や可能性を広げることができる。

<授業のキーワード>

キャリア形成、コミュニケーション、ヒューマンスキル、自己表現、資格、就職活動、職業観

<授業の進め方>

授業冒頭には時事を取り上げて社会の動きを紹介します。授業の最後に、授業で学んだことを振り返りシートに記入して次回の授業で意見を共有します。

<履修するにあたって>

座学に加え、ディスカッションなど参加型の体験学習を取り入れています。私語や遅刻をしないなど、社会人としてふさわしい言動を求めます。

<授業時間外に必要な学修>

日頃から自分自身と向き合い、自分の将来について考えておくことが望ましい。

事後学習として、授業内容を実践する。また、再確認する。（目安として30分）

<提出課題など>

各授業の最後に、授業の内容に関する振り返りシートを作成して提出します。振り返りシートについては、次の授業時に総評などを行います。

<成績評価方法・基準>

振り返りシート100%

・振り返りシートは、授業内容に対する理解度と自分の意見を主張できているかで評価します。

<テキスト>

必要資料を配布します。

<参考図書>

必要に応じてその都度ご紹介します。

<授業計画>

## 第1回 オリエンテーション

当科目におけるキャリアについて考えます。キャリア形成講座の目的・評価基準などについて説明します。

## 第2回 社会が求める能力特性

社会が求める能力特性について学び、それらの能力について大学生活を通してどのように育んでいくことができるか考えます。

## 第3回 就職活動を取り巻く環境

最新の就職状況や求人倍率について確認するとともに、就職活動全体の流れを知り、大学生活で何ができるかを考えます。

## 第4回 資格の活かし方

宅地建物取引士、行政書士、社会保険労務士など、資格取得の意味や道のりを学びます。そして、資格を仕事としてどう活用していきたいか、また、どのように仕事をするうえで役立っていくのかについて考えます。

## 第5回 働く意義

組織で働くことについて学びます。働く意義について考えを整理するとともに、仕事に対する意識・取り組み方について考えます。今後の学生生活やキャリア形成にどう活かしたいか、考えをまとめます。

## 第6回 プロフェッショナルに学ぶ

仕事に取り組む姿勢や意識について、ある事例を紹介します。その事例を通して感じたことを、自分の学生生活やキャリア形成にどう活かしていきたいのか考えをまとめます。

## 第7回 プロフェッショナルに学ぶ

予期せぬ出来事や出会いをチャンスに変えるスキルや変化を柔軟に受け止める力について学ぶことで、前向きな思考になるべく取り組みます。

## 第8回 文章作成の基本

社会に必要なスキルの1つである文章を通して自分の考えを他者に伝える力をつけるために、文章作成の基本と書き方のコツを学びます。

## 第9回 情報収集と情報活用

新聞の読み方を理解して、効率かつ効果的な情報収集の方法を学びます。世の中の動きを知ることが、自分のキャリアの可能性を広げる事を理解します。

## 第10回 社会を知ろう～業界・企業の探し方～

社会には様々な業界や職種、企業があります。自分が満足できる業界・企業に出会うためには、調べて知ることが大事です。インターンシップや就活に向けて理解を深めるとともに調べ方を身に付けます。

## 第11回 問題発見力と解決力

社会で必要とされる「問題を発見し、解決するための前向きな考え方」について学びます。

## 第12回 コミュニケーション

聴き方を工夫することで、他者との良好な関係を築くコミュニケーションについて学びます。相手から多くの情報を得ることの大切さについての理解を深めます。

## 第13回 コミュニケーション

多様な経験や知識を持つメンバーの意見を拾ってまとめ、成果を上げていくファシリテーションスキルを高めます。

## 第14回 自分のモチベータ

どのような環境や要因が揃うとやる気が出たり、やりがいを感じられるのかを探ります。それを参考に、何に向いているのか(適職)、どんな道に進むべきかを考えていきます

## 第15回 自分の価値観

キャリアの整理に必要な概念(Will・Can・Must)について整理し、自分にとって大切にしたい価値観を表現することで自分の軸を探ります。なりたい姿に向けて、何をどう取り組んでいくか、考えをまとめます。

-----  
2022年度 後期

2単位

キャリア特別講座

市原 尚子  
-----

### < 授業の方法 >

対面授業

### < 授業の目的 >

この科目は、法学部のDPIに示す、法的要素を身につけること、社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことを目指す。

雇用の流動化、働き方の多様化、労働関係の個別化が進行する中で、個人においては、自立的なキャリア形成が今まで以上に求められている。こうした状況のもとで、本講座は学生がこれからのキャリアアップを図るために、早い機会から職業観や就労観を養成し、様々な職業・職種を学ぶ中で自分に合ったものを発見し生涯を通して社会に貢献できるよう支援していく、また、社会人として不可欠な職場内での人間関係において留意すべき点や、顧客との接遇におけるマナーの基本を修得するとともに、就職活動のためのエントリーシートの書き方を理解し、基本的な項目について作成できることを目的とする。なお、本講座は企業への就職希望者だけではなく、公務員、その他専門職を志望する学生にも十分役に立つ内容としていきたい。

この科目の担当者は、大手損害保険会社、生命保険・損害保険代理店での12年間の勤務、地方公共団体より委嘱を受け、就労支援相談、学習支援相談に従事しており、人材教育、損害保険商品教育、ファイナンシャルプランニング(FP)、キャリアカウンセリングの実務経験のある教員である。従って、必要に応じて、具体的事例を交え、より分かりやすく『キャリア講座』を指導したい。

### < 到達目標 >

1. キャリアデザインの概念について説明できる。(知識

)

2. キャリア形成の意義について説明できる。(知識)
3. 若年者のキャリア・リスクについて説明できる。(知識)
4. 自分史ノートを作成し、発表することができる。(態度・習慣、技能)
5. 大学生活の目標設定ノートを作成し、発表することができる。(態度・習慣、技能)
6. 自己PRノートを作成し、発表することができる。(態度・習慣、技能)

### < 授業のキーワード >

キャリアデザイン、キャリア形成、キャリア・リスク、自己紹介、自己PR、エントリーシート

### < 授業の進め方 >

講義中心の授業ではあるが、対話型の授業方式を重視し、受講生からの意見や問題点等について、自発的な発言を求める。また授業での進捗状況を見て、学生がこれから社会に出て最も必要とされるコミュニケーション能力を高めるために、発表(個人またはグループ)も適宜取り入れていきたい。特に発表や、学生間の質疑応答等を通して実践的にマナーを指導していきたい。さらに、本講座では授業の前半がキャリアデザイン・キャリア形成に関する理論、後半がキャリアデザイン・キャリア形成の実践を進めていく。なお、授業の終了前に、簡単な振り返りレポートの作成・提出を課する。

### < 履修するにあたって >

受講生は積極的に講義に参加し、将来を見据えた基本的社会マナー(室内脱帽する、講義中の携帯電話の使用禁止、無断離席禁止等)を身につけるとともに、講義中の質疑応答及び復習発表に対して積極的な参加、つまり相手の話を聴き、自分の意見を相手に伝えられることができるよう希望する。

### < 授業時間外に必要な学修 >

授業計画及び、授業内の各回で指示されたテキストの箇所を丹念に繰り返し読むとともに、キャリアセンター、法学部等で開催のガイダンスや講習会に積極的に参加すること。

事前学習として、講義の対象となるテキストの箇所を読み込んでおくこと(目安として1時間)。

事後学習として、講義の対象となるテキストの箇所を読み込んでおくこと(目安として1時間)。

### < 提出課題など >

授業中に復習として前回学習した内容に関する復習発表を随時実施する。また、授業の内容に関する小レポート提出を出席を兼ねて実施する。

### < 成績評価方法・基準 >

総合レポート50%

中間レポート提出+出席を兼ねた毎回講義の小テスト解答50%の割合で評価する。

詳しくは第一回講義内で説明する。

<テキスト>

赤堀勝彦『就活生・新社会人のための キャリアデザイン入門 - 理論と実践 - 』（株式会社保険毎日新聞社）（2019年9月出版）（1,500円+税）

赤堀勝彦『就活生・新社会人のためのプレゼンテーション入門』（株式会社保険毎日新聞社）（2014年11月出版）（1,500円+税）

<参考図書>

赤堀勝彦編著『【新版】カウンセリング 入門 ~ 職場におけるメンタルヘルスマネジメント~』（保険毎日新聞社）（2021年3月出版）（2,400円+税）

P.Fドラッカー『われわれはいかに働き どう生きるべきか』（ダイヤモンド社）（2017年3月第2刷出版）（1,300円?税）

堀江貴文・落合陽一『10年後の仕事図鑑』（SBクリエイティブ株式会社）（2018年11月第10刷出版）（1,400円?税）

<授業計画>

第1回 ガイダンス・受講についての説明  
講義ガイダンス、講義の進め方等

第2回 資格サポート講座ガイダンス・就活四季報ガイダンス・キャリアに関わる大学での過ごし方について

資格サポート講座の案内、就活四季報の活用方法についての案内、演習（ゼミ）登録の勧め、大学での過ごし方についてのガイダンス

第3回 キャリアデザイン

キャリアの意義、キャリアデザインの考え方について理解する。

（服装と身だしなみのマナー）

第4回 キャリア形成

キャリア形成の意義と方法、自己理解の必要性、大学生生活の目標設定について理解する。

（自分史シートの作成・大学生生活の目標設定シートの作成）

第5回 インターンシップ（1）

インターンシップの意義、インターンシップが増加している背景について理解する。

（未来設計図シートの作成）

第6回 インターンシップ（2）

インターンシップの計画と実施、インターンシップの課題について理解する。

第7回 能力開発の推進

エンプロイアビリティの向上、専門的な職業能力の習得、資格取得について理解する。（自己紹介・自己PRのトレ

ーニング）

第8回 求められる人材（1）

企業が採用時に重視する能力、経営者、人事担当者が今後必要と考えるビジネスの基礎・基本能力について理解する。

（1分間スピーチのトレーニング）

第9回 求められる人材（2）

産業界が求める人材について理解する。

（グループディスカッションのトレーニング）

第10回 オンライン就職セミナー

（就活最新動向について）

株式会社マイナビ担当者をゲストにお招きし、オンライン講義内就職セミナーを開催の上、レポート作成を課す。（内容：最新就職活動動向について）

第11回 若年者のキャリア・リスク

若年者のキャリア・リスクを取り巻く環境について理解する。

第12回 ビジネスマナーの基本

マナーの基本と言葉遣いについて理解する。

（私の長所チェック）

第13回 エントリーシートの書き方（1）

エントリーシートの意義、エントリーシート記入に関する2つの原則について理解する

第14回 エントリーシートの書き方（2）

エントリーシートの作成を行う。

第15回 講座全体の重要ポイント確認と総合レポートの作成

質疑応答を含めた講座全体の重要ポイント確認を行う。さらに総合レポートを作成する。

-----  
2022年度 前期

2単位

キャリア特別講座 （就職対策講座）

市原 尚子  
-----

<授業の方法>

対面授業

<授業の目的>

この科目は、法学部のDPに示す、法的要素を身につけること、社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことを目指す。

3・4年次は人生の中の重大テーマの一つである就職先を決める時期である。そこで、本講座では社会人として不可欠な職場内での人間関係において留意すべき点や、顧客との接遇におけるマナーの基本を修得するとともに、就職活動のためのエントリーシートなどを書けるようになることを目的とする。なお、本講座は2年次等に学習した『キャリア特別講座』を発展させたもので、授業の前半がキャリアに関する理論、後半がロールプレイン

グを含めたビジネスマナーの実践を進めていく。また本講座は企業への就職希望者だけではなく、公務員、その他専門職を志望する学生にも十分に立つ内容としていきたい。

この科目の担当者は、大手損害保険会社、生命保険・損害保険代理店での12年間の勤務経験、地方公共団体より委嘱を受け、就労支援相談、学習支援相談に従事しており、人材教育、損害保険商品教育、ファイナンシャルプランニング（FP）、キャリアカウンセリングの実務経験のある教員である。従って、必要に応じて、具体的事例を交え、より分かりやすく『キャリア講座』を指導したい。

#### <到達目標>

1. キャリアの意義について説明できる。(知識)
2. 職業の意義について説明できる。(知識)
3. 職業とキャリアに関する法律と行政施策について説明できる。(知識)
4. キャリア教育の課題に関心を持ち、就職・就業をめぐる環境の変化について考えることができる。(態度・習慣)
5. 自己分析を行うとともに未来設計図を作成し、発表することができる。(態度・習慣、技能)

#### <授業のキーワード>

キャリアデザイン、インターンシップ、能力開発、エンプロイアビリティ、キャリア教育、職業とキャリア

#### <授業の進め方>

講義中心の授業ではあるが、対話型の授業方式を重視し、受講生からの意見や問題点等について、自発的な発言を求める。また講義での進捗状況を見て、学生がこれから社会に出て最も必要とされるコミュニケーション能力を高めるために、発表も適宜取り入れる。特に発表や、質疑応答等を通して実践的にマナーを指導していきたい。さらに、面接時の留意点や就職志望先の相談、社会人としての心構えなどキャリアにかかわるあらゆる問題にも対応する。なお、授業の終了後に、簡単な振り返りレポートの作成・提出を課する。

#### <履修するにあたって>

受講生は積極的に講義に参加し、将来を見据えた基本的社会マナーを身につけるとともに、講義中の質疑応答及び復習発表に対して積極的な参加、つまり相手の話を聴き、自分の意見を相手に伝えられることができるよう希望する。なお、学習意欲の旺盛な者であれば『キャリア特別講座』の受講の有無を問わず、本講座の受講を歓迎する。

#### <授業時間外に必要な学修>

授業計画及び、授業内の各回で指示されたテキストの箇所を丹念に繰り返し読むとともに、キャリアセンター、法学部等で開催のオンラインガイダンスやオンライン講

習会に積極的に参加すること。

事前学習として、講義の対象となるテキストの箇所を読み込んでおくこと(目安として1時間)

事後学習として、講義の対象となるテキストの箇所を読み込んでおくこと(目安として1時間)

#### <提出課題など>

授業中に復習として前回学習した内容に関する復習発表を随時実施する。また、授業の内容に関する小レポート提出を出席を兼ねて実施する。

#### <成績評価方法・基準>

総合レポート50%、授業中の発表・毎回の小レポート提出(積極的授業参加を含む)50%の割合で評価する。

#### <テキスト>

赤堀勝彦『就活生・新社会人のための キャリアデザイン入門 - 理論と実践 - 』(株式会社保険毎日新聞社)(2019年9月出版)(1,500円+税)

赤堀勝彦『就活生・新社会人のためのプレゼンテーション入門』(株式会社保険毎日新聞社)(2014年11月出版)(1,500円+税)

#### <参考図書>

赤堀勝彦編著『【新版】カウンセリング 入門 ~ 職場におけるメンタルヘルスマネジメント~』(保険毎日新聞社)(2021年3月出版)(2,400円+税)

#### <授業計画>

第1回 ガイダンス・受講についての説明  
講義ガイダンス、講義の進め方等

第2回 資格サポート講座ガイダンス・職業等適性検査  
資格サポート室の資格講座ガイダンス、就職四季報、図書館利用ガイダンス及び職業等適性検査(MatchPlus)の実施

#### 第3回 キャリアデザイン

キャリアの意義について理解する。(身だしなみの基本姿勢と動作)

#### 第4回 キャリア形成

自己理解の必要性について理解する。(自己紹介のトレーニング)

#### 第5回 インターンシップ

インターンシップの意義と留意点について理解する。

#### 第6回 求められる人材

採用選考時の期待度について理解する。(1分間スピーチのトレーニング)

#### 第7回 キャリア教育が求められる背景

就職・就業をめぐる環境の変化について理解する。

#### 第8回 職業とキャリア(1)

職業の意義について理解する(自己PRのトレーニング)

## 第9回 職業とキャリア(2)

職種と業界について理解し、志望職種・業界について考察する。

(エントリーシート作成の発表)

## 第10回 職業とキャリア(3)

エントリーシート作成の発表

(模擬集団面接の実践)

## 第11回 職業とキャリア(4)

グループディスカッションについて理解する。

(グループディスカッションのトレーニング)

## 第12回 講義内就職セミナー

(2021年度就活最新動向について)

株式会社マイナビ担当者をゲストにお招きし、就職セミナーを開催の上、レポート作成を課す。(内容:2021年度最新就職活動動向について)

## 第13回 キャリア開発

求められるキャリア意識とキャリア開発について理解する。

## 第14回 未来のライフデザイン

未来の自分の自己分析、未来設計図シートの作成と発表を行う。

## 第15回 講座全体の重要ポイント確認と総合レポートの作成

キャリアに関わる質疑応答を含めた講座全体の重要ポイント確認を行う。さらに総合レポートを作成する。

-----  
2022年度 前期

2単位

キャリア特別講座 (社会人直前講座)

市原 尚子  
-----

<授業の方法>

対面講義

<授業の目的>

この科目は、法学部のDPIに示す、法的要素を身につけること、社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことを目指す。

3年次は将来のキャリア目標を具体的に考える時期であるとともに就活の準備期でもある。また、4年次は人生の中の重大テーマの一つである就職先を決める時期である。そこで、本講座では就活の準備期である3年次と卒業を間近に控えた4年次生を対象に、面接の要点を修得するとともに社会人として不可欠な職場内での人間関係において留意すべき点や、顧客との接遇におけるマナー等を修得することを目的とする。

本講座は授業の前半がキャリアに関する理論、後半が時事問題のスピーチやグループディスカッション、ロールプレイングを含めたビジネスマナーの実践を進めていく。また本講座は企業への就職希望者だけではなく、公務員、その他専門職を志望する学生にも十分役に立つ内容としていきたい。

なお、この科目の担当者は、大手損害保険会社、生命保険・損害保険代理店での12年間の勤務経験、地方公共団体より委嘱を受け、就労支援相談、学習支援相談に従事し、人材教育、損害保険商品教育、ファイナンシャルプランニング(FP)、キャリアカウンセリングの実務経験のある教員である。従って、必要に応じて、具体的事例を交え、より分かりやすく『キャリア講座』を指導したい。

<到達目標>

- 1.職業をめぐる環境変化について説明できる。(知識)
- 2.若年者の就労意識の変化と働き方について説明できる。(知識)
- 3.若年者の適職探しの現状と課題について説明できる。(知識)
- 4.キャリア開発プラン(職務・生活)を作成し、発表することができる。(知識、態度・習慣、技能)
- 5.生涯学習計画を作成し、発表することができる。(知識、態度・習慣、技能)

<授業のキーワード>

職業、働く場(職場)、キャリア開発、ライフステージ、生涯学習、傾聴、メンタルヘルス

<授業の進め方>

講義中心の授業ではあるが、対話型の授業方式を重視し、他の受講生からの意見や問題点等について、自発的な発言を求める。また授業での進捗状況を見て、学生がこれから社会に出て最も必要とされるコミュニケーション能力を高めるため、発表(個人またはグループ)も適宜取り入れ、これらを通して実践的にマナーを指導していきたい。

さらに、就職(志望)先の相談、社会人としての心構えなどキャリアにかかわるあらゆる問題の指導、就職活動中の学生に対しては、適宜面接の受け方等就職対策の指導も行っていく。

なお、授業の終了前に、簡単な振り返りレポートの作成・提出を課す。

<履修するにあたって>

受講生は積極的に講義に参加し、将来を見据えた基本的社会マナー(室内脱帽する、講義中の携帯電話の使用の禁止、無断離席の禁止等)を身につけるとともに、講義中の質疑応答及び復習発表に対して積極的な参加、つまり相手の話を聴き、自分の意見を相手に伝えられることができるよう希望する。

なお、学習意欲の旺盛な者であれば『キャリア特別講座』及び『キャリア特別講座』の受講の有無を問わず、

本講座の受講を歓迎する。

< 授業時間外に必要な学修 >

授業計画及び、授業内の各回で指示されたテキストの箇所を丹念に繰り返し読むとともに、キャリアセンター、法学部等で開催のガイダンスや講習会に積極的に参加すること。

事前学習として、講義の対象となるテキストの箇所を読み込んでおくこと(目安として1時間)。

事後学習として、講義の対象となるテキストの箇所を読み込んでおくこと(目安として1時間)。

< 提出課題など >

授業中に復習として前回学習した内容に関する復習発表を随時実施する。また、授業の内容に関する小レポート提出を出席を兼ねて実施する。

< 成績評価方法・基準 >

総合レポート50%、授業中の発表・レポート提出(積極的授業参加を含む)50%の割合で評価する。

< テキスト >

赤堀勝彦『ライフキャリアデザイン』【改訂版】(株式会社三光)(2012年10月出版)(3,100円+税)

赤堀勝彦編著『【新版】カウンセリング入門～職場におけるメンタルヘルスマネジメント～』(保険毎日新聞社)(2021年3月出版)(2,400円+税)

< 参考図書 >

赤堀勝彦『就活生・新社会人のためのプレゼンテーション入門』(株式会社保険毎日新聞社)(2014年11月出版)(1,400円+税)

P.Fドラッカー『われわれはいかに働き どう生きるべきか』(ダイヤモンド社)(2017年3月第2刷出版)(1,300円?税)

< 授業計画 >

第1回 講義ガイダンス

講義の進め方及びガイダンス

第2回 資格サポート講座ガイダンス・職業等適性検査  
資格サポート室の資格講座ガイダンス、就職四季報・図書館利用ガイダンス及び職業等適性検査(MatchPlus)の実施

第3回 キャリア形成

キャリア形成の意義と方法、自己理解の必要性、大学生生活の目標設定について理解する。

第4回 キャリアデザイン

キャリアデザインの意義、考え方、キャリアデザインの描き方について理解する。

(カウンセリングの意義と特徴)

第5回 キャリア教育が求められる社会的背景

エンプロイアビリティの向上、専門的な職業能力の習得、資格取得について理解する。

第6回 求められる人材

企業が採用時に重視する能力、経営者、人事担当者が今後必要と考えるビジネスの基礎・基本能力、産業界が求める3つの力(志と心、行動力、知力)について理解する。

第7回 キャリア教育の意義と内容・能力開発の推進

就職・就業をめぐる環境の変化、新規卒者の就職環境と高い離職率、フリーター等の問題について理解する。(自己紹介のトレーニング)・(自己PRのトレーニング)

第8回 キャリア教育プロジェクトの実施状況・キャリア開発(1)

・これまで内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省等が実施した「政府によるキャリア教育プロジェクトの具体的取組」の特徴と課題について理解する。

・求められるキャリア意識とキャリア開発について理解する。

(1分間スピーチのトレーニング)(グループディスカッションのトレーニング)

第9回 キャリア開発(2)

・キャリア形成の礎(自己理解)

キャリア開発プランの具体例について理解する。

キャリア形成の礎である、自己理解を深める。(交流分析の理解、エゴグラムの作成)

第10回 生涯学習(1)

生涯学習(2)

生涯学習の起源と意義、最近の生涯学習活動について理解する。

生涯学習社会の必要性、国および地方公共団体における取組、生涯学習の課題について理解する。(グループディスカッションのトレーニング)

第11回 シチズンシップ教育とパーソナルファイナンス教育(1)

シチズンシップの意義とシチズンシップ教育の重要性について理解する。

(傾聴のトレーニング)

第12回 講義内就職セミナー

(就活最新動向について)

株式会社マイナビ担当者をゲストにお招きし、講義内就職セミナーを開催の上、レポート作成を課す。(内容:最新就職活動動向について)

## 第13回 シチズンシップ教育とパーソナルファイナンス教育(2)

パーソナルファイナンスの意義、パーソナルファイナンス教育スタンダード、パーソナルファイナンス教育の今後の課題と展望について理解する。

(グループディスカッションのトレーニング)

## 第14回 職場のメンタルヘルス

職場のメンタルヘルスケアの仕組み、ストレスマネジメントの意義、効果的なストレスコントロール法について理解する。

(ストレスマネジメントのトレーニング)

## 第15回 講座全体の重要ポイント確認と総合レポートの作成

キャリアにかかわる質疑応答を含めた講座全体の重要ポイント確認を行う。さらに総合レポートを作成する。

-----  
2022年度 前期

2単位

キャリアトレーニング特別講義 (文章を書く技術)

新田町 義尚  
-----

### < 授業の方法 >

講義

### < 授業の目的 >

この授業は、全学のDPに掲げる、「獲得した知識や技能を社会に役立てられるようになること」を目指します。本授業は、将来に希望する進路への着実なステップを遂げるための基礎的な文章力を養うことを目的とします。前半の授業では実社会で通用する文章のコツを学びます。相手にわかりやすくて的確に「伝える力」の育成を主とします。後半は実践的な就職対策として、自己分析による自己理解を基盤に置いての自己PR文の書き方、卒業後もキャリアを充実させ、業務などを速やかに遂行できる文章力を身につけるため、通信文や敬語法などビジネス国語の知識を学びます。

なお、この授業の担当者は高校国語科教員および技術者養成の専門学校講師としての実務経験のある教員であるので、この科目は将来のキャリア形成に直結するより実践的な国語基礎力育成を目指す授業内容とします。文章を書く技術に加えて敬語を適切に用いて「話す」能力、協働作業の中で意見交換を通しての対人関係から幅広くコミュニケーション力を高めることを目指します。

### < 到達目標 >

1. 自己の資質を分析し、それを表現する方法を獲得する。(技能)
2. 書いた文章を自信で推敲する能力と習慣を身につける。(態度・習慣)
3. 形式の整った実用的・実践的な文章を書くことができるようになる。(技能)

### < 授業のキーワード >

文章表現、自己分析、実用・通信文

### < 授業の進め方 >

少人数クラスで実施します。教科書に従い、指定された課題に取り組み、各自が修正・改善し、必要に応じて提出するという形をとります。解答例作成のための協働作業を重視、グループワークを取り入れます。就職対策としての新聞記事の活用、要約練習も行います。

### < 履修するにあたって >

状況によって授業で扱う内容や順序を変更する可能性があります。

将来のキャリア形成に関わる社会常識やマナーを重視して学んでいきますので、履修者のみなさんの協力を求めます。

### < 授業時間外に必要な学修 >

この授業では、人に「分かりやすく伝える」ための文章を書くコツを学ぶことを目指します。各課題をしっかりと完成させることでその力が習得できます。予習として、教科書の課題を毎週1つ指定します。この予習は必須です。授業中に行う課題で、授業内に仕上がらなかった場合は、復習と合わせて各自の自己学習で完成させること。また、就職対策用の新聞記事切り抜きノートを各自で作成することを課します。(目安として1時間)

### < 提出課題など >

毎回、教科書の各単元・トレーニングから課題を出します。(1) 授業で実施する回の教科書の課題を予習すること。毎時間、次の授業で行う箇所を指定する。(2) 授業時間中、グループで協働学習を実施。指定した課題を完成させて提出する。(3) 新聞記事切り抜き要約ノートを作る。記事の要約文・意見文を書く。最終授業にノートを提出。

### < 成績評価方法・基準 >

定期試験と毎週の課題提出、授業中の作業への取り組みで評価します。定期試験60%、毎週の課題提出(予習・復習)20%、授業時間中の作業+学習姿勢20%。定期試験の評価の基礎として、毎週の課題の達成度も加味します。毎回の課題を提出しない場合は、定期試験だけを受けたとしてもその評価点から減点されます。あくまで授業出席と協働学習での課題作業が単位取得の前提条件になります。なお今後の状況の変化によっては定期試験をレポートに切り替える場合もあります。

### < テキスト >

ひつじ書房『日本語を書くトレーニング』野田尚史・森口稔 著。これを教科書として使用。毎週、1章ずつ自宅での予習作業 協働での解答例作成という流れで進めます。必ず購入して毎回の授業に持参してください。

### < 参考図書 >

ひつじ書房『グループワークで日本語表現力アップ』野田春美・岡村裕美ほか著。1年次「文章表現」で用いた教科書です。昨年度履修していた人は参考図書と



して利用して下さい。授業計画で記した単元Bに該当する項目が含まれていますので、授業時にも紹介します。

< 授業計画 >

#### 第1回 ガイダンス

講義の概要と進め方を説明します。教科書の使い方と学習の進め方についてのガイダンス A．教科書 トレーニング1（Aは主題と対応した教科書の章）

B．「自己表現」を高める「自己分析」について（Bは就職対策用テーマ）

#### 第2回 メール・通信文の書き方

A．教科書 トレーニング2

B．履歴書の書き方の注意点を確認、作成準備。「面接での注意点」

#### 第3回 商業用・実用文の特徴

A．教科書 トレーニング3

B．就職活動でのポイント。メールでの問い合わせの注意点

#### 第4回 問い合わせ・メールの形式

A．教科書 トレーニング4

B．長所と短所を書き出し、それらを用いて文章を書く方法を学びます。

#### 第5回 実用文・掲示・注意書きやサービス案内の文

A．教科書トレーニング5

B．テーマに即した自己PR文を書く方法を学びます。

#### 第6回 お願い・依頼の文章形式

A．教科書トレーニング6

B．エントリーシートを作成します。自己分析について深めます。

#### 第7回 わかりやすいマニュアルの書き方

A．教科書 トレーニング7

B．自己PRを目的とする作文の書き方を学びます。

#### 第8回 場所や交通の案内・図式化

A．教科書トレーニング8

B．「生きがい」自己のやり甲斐を考えそれを表現する方法を学びます。

#### 第9回 企画・提案書の書き方

A．教科書トレーニング9

B．自分自身の体験やエピソードを自己PRに結びつける方法を学びます。

#### 第10回 新聞・広報の文章

A．教科書トレーニング10

B．自己PRを目的とする作文を書きます。敬語とアサーションを学びます。

#### 第11回 アンケート・調査の書式

A．教科書トレーニング11

B．アンケートの形式やさまざまな調査の際の注意点

#### 第12回 通信文（1）手紙の基礎

A．教科書トレーニング12

B．手紙の書き方の基本的形式とマナーを学びます。

#### 第13回 通信文（2）手紙の実践

A．教科書トレーニング13 B．就職活動で使用する手紙について学びます。特に挨拶の仕方、敬語を学びます。

#### 第14回 レポート・論文の書き方

A．教科書トレーニング14

B．論理的な段落構成の方法 わかりやすく伝える文章術

#### 第15回 自己PR・履歴書の書き方

A．教科書トレーニング15

B．履歴書や応募書類の書き方。自己PR文とエントリーシート。

-----  
2022年度 前期

2単位

キャリアトレーニング特別講義 （文章を書く技術）

新田町 義尚  
-----

< 授業の方法 >

講義

< 授業の目的 >

この授業は、全学のDPに掲げる、「獲得した知識や技能を社会に役立てられるようになること」を目指します。本授業は、将来に希望する進路への着実なステップを遂げるための基礎的な文章力を養うことを目的とします。前半の授業では実社会で通用する文章のコツを学びます。相手にわかりやすく的確に「伝える力」の育成を主とします。後半は実践的な就職対策として、自己分析による自己理解を基盤に置いての自己PR文の書き方、卒業後もキャリアを充実させ、業務などを速やかに遂行できる文章力を身につけるため、通信文や敬語法などビジネス国語の知識を学びます。

なお、この授業の担当者は高校国語科教員および技術者養成の専門学校講師としての実務経験のある教員であるので、この科目は将来のキャリア形成に直結するより実践的な国語基礎力育成を目指す授業内容とします。文章を書く技術に加えて敬語を適切に用いて「話す」能力、協働作業の中で意見交換を通しての対人関係から幅広くコミュニケーション力を高めることを目指します。

< 到達目標 >

- 1．自己の資質を分析し、それを表現する方法を獲得する。（技能）
- 2．書いた文章を自信で推敲する能力と習慣を身につける。（態度・習慣）
- 3．形式の整った実用的・実践的な文章を書くことができるようになる。（技能）

< 授業のキーワード >

文章表現、自己分析、実用・通信文

< 授業の進め方 >

少人数クラスで実施します。教科書に従い、指定された課題に取り組み、各自が修正・改善し、必要に応じて提出するという形をとります。解答例作成のための協働作業を重視、グループワークを取り入れます。就職対策としての新聞記事の活用、要約練習も行います。

<履修するにあたって>

状況によって授業で扱う内容や順序を変更する可能性があります。

将来のキャリア形成に関わる社会常識やマナーを重視して学んでいきますので、履修者のみなさんの協力を求めます。

<授業時間外に必要な学修>

この授業では、人に「分かりやすく伝える」ための文章を書くコツを学ぶことを目指します。各課題をしっかりと完成させることでその力が習得できます。予習として、教科書の課題を毎週1つ指定します。この予習は必須です。授業中に行う課題で、授業内に仕上がらなかった場合は、復習と合わせて各自の自己学習で完成させること。また、就職対策用の新聞記事切り抜きノートを各自で作成することを課します。(目安として1時間)

<提出課題など>

毎回、教科書の各単元・トレーニングから課題を出します。(1) 授業で実施する回の教科書の課題を予習すること。毎時間、次の授業で行う箇所を指定する。(2) 授業時間中、グループで協働学習を実施。指定した課題を完成させて提出する。(3) 新聞記事切り抜き要約ノートを作る。記事の要約文・意見文を書く。最終授業にノートを提出。

<成績評価方法・基準>

定期試験と毎週の課題提出、授業中の作業への取り組みで評価します。定期試験60%、毎週の課題提出(予習・復習)20%、授業時間中の作業+学習姿勢20%。定期試験の評価の基礎として、毎週の課題の達成度も加味します。毎回の課題を提出しない場合は、定期試験だけを受けたとしてもその評価点から減点されます。あくまで授業出席と協働学習での課題作業が単位取得の前提条件になります。なお今後の状況の変化によっては定期試験をレポートに切り替える場合もあります。

<テキスト>

ひつじ書房『日本語を書くトレーニング』野田尚史・森口稔 著。これを教科書として使用。毎週、1章ずつ自宅での予習作業 協働での解答例作成という流れで進めます。必ず購入して毎回の授業に持参してください。

<参考図書>

ひつじ書房『グループワークで日本語表現力アップ』野田春美・岡村裕美ほか著。1年次「文章表現」で用いた教科書です。昨年度履修していた人は参考図書として利用して下さい。授業計画で記した単元Bに該当する項目が含まれていますので、授業時にも紹介します。

<授業計画>

## 第1回 ガイダンス

講義の概要と進め方を説明します。教科書の使い方と学習の進め方についてのガイダンス A.教科書 トレーニング1 (Aは主題と対応した教科書の章)

B. 「自己表現」を高める「自己分析」について (Bは就職対策用テーマ)

## 第2回 メール・通信文の書き方

A.教科書 トレーニング2

B. 履歴書の書き方の注意点を確認、作成準備。「面接での注意点」

## 第3回 商業用・実用文の特徴

A.教科書 トレーニング3

B. 就職活動でのポイント。メールでの問い合わせの注意点

## 第4回 問い合わせ・メールの形式

A.教科書 トレーニング4

B. 長所と短所を書き出し、それらを用いて文章を書く方法を学びます。

## 第5回 実用文・掲示・注意書きやサービス案内の文

A.教科書 トレーニング5

B. テーマに即した自己PR文を書く方法を学びます。

## 第6回 お願い・依頼の文章形式

A.教科書 トレーニング6

B. エントリーシートを作成します。自己分析について深めます。

## 第7回 わかりやすいマニュアルの書き方

A.教科書 トレーニング7

B. 自己PRを目的とする作文の書き方を学びます。

## 第8回 場所や交通の案内・図式化

A.教科書 トレーニング8

B. 「生きがい」自己のやり甲斐を考えそれを表現する方法を学びます。

## 第9回 企画・提案書の書き方

A.教科書 トレーニング9

B. 自分自身の体験やエピソードを自己PRに結びつける方法を学びます。

## 第10回 新聞・広報の文章

A.教科書 トレーニング10

B. 自己PRを目的とする作文を書きます。敬語とアサーションを学びます。

## 第11回 アンケート・調査の書式

A.教科書 トレーニング11

B. アンケートの形式やさまざまな調査の際の注意点

## 第12回 通信文(1)手紙の基礎

A.教科書 トレーニング12

B. 手紙の書き方の基本的形式とマナーを学びます。

## 第13回 通信文(2)手紙の実践

A.教科書 トレーニング13

B. 就職活動で使用する手紙について学びます。特に挨拶の仕方、敬語を学びま

す。

#### 第14回 レポート・論文の書き方

A．教科書トレーニング14

B．論理的な段落構成の方法 わかりやすく伝える文章術

#### 第15回 自己PR・履歴書の書き方

A．教科書トレーニング15

B．履歴書や応募書類の書き方。自己PR文とエントリーシート。

-----  
2022年度 後期

2単位

キャリアトレーニング特別講義 (文章を書く技術)

新田町 義尚

-----  
<授業の方法>

講義

<授業の目的>

この授業は、全学のDPに掲げる、「獲得した知識や技能を社会に役立てられるようになること」を目指します。本授業は、将来に希望する進路への着実なステップを遂げるための基礎的な文章力を養うことを目的とします。前半の授業では実社会で通用する文章のコツを学びます。相手にわかりやすく的確に「伝える力」の育成を主とします。後半は実践的な就職対策として、自己分析による自己理解を基盤に置いての自己PR文の書き方、卒業後もキャリアを充実させ、業務などを速やかに遂行できる文章力を身につけるため、通信文や敬語法などビジネス国語の知識を学びます。

なお、この授業の担当者は高校国語科教員および技術者養成の専門学校講師としての実務経験のある教員であるので、この科目は将来のキャリア形成に直結するより実践的な国語基礎力育成を目指す授業内容とします。文章を書く技術に加えて敬語を適切に用いて「話す」能力、協働作業の中で意見交換を通しての対人関係から幅広くコミュニケーション力を高めることを目指します。

<到達目標>

- 1．自己の資質を分析し、それを表現する方法を獲得する。(技能)
- 2．書いた文章を自信で推敲する能力と習慣を身につける。(態度・習慣)
- 3．形式の整った実用的・実践的な文章を書くことができるようになる。(技能)

<授業のキーワード>

文章表現、自己分析、実用・通信文

<授業の進め方>

少人数クラスで実施します。教科書に従い、指定された課題に取り組み、各自が修正・改善し、必要に応じて提出するという形をとります。解答例作成のための協働作

業を重視、グループワークを取り入れます。また、後期では特にキャリアデザイン科目としての位置づけを重視し、授業計画のB項目に該当する就職対策に重点を置き、新聞記事の活用、プレゼンテーション等も行います。

<履修するにあたって>

将来のキャリア形成に関わる社会常識やマナーを重視して学んでいきますので、履修者のみなさんの協力を求めます。学習の単元は前期と共通していますが、後期ではより実践的なキャリアトレーニングになるように学生中心のアクティブラーニング形式を軸に授業を進める予定です。

<授業時間外に必要な学修>

この授業では、人に「分かりやすく伝える」ための文章を書くコツを学ぶことを目指します。各課題をしっかりと完成させることでその力が習得できます。予習として、教科書の課題を毎週1つ指定します。この予習は必須です。授業中に行う課題で、授業内に仕上がらなかった場合は、復習と合わせて各自の自己学習で完成させること。また、就職対策用の新聞記事切り抜きノートを各自で作成することを課します。(目安として1時間)

<提出課題など>

毎回、教科書の各単元・トレーニングから課題を出します。(1)授業で実施する回の教科書の課題を予習すること。毎時間、次の授業で行う箇所を指定する。(2)授業時間中、グループで協働学習を実施。指定した課題を完成させて提出する。(3)新聞記事切り抜き要約ノートを作る。記事の要約文・意見文を書く。最終授業にノートを提出。

<成績評価方法・基準>

定期試験と毎週の課題提出、授業中の作業への取り組みで評価します。定期試験60%、毎週の課題提出(予習・復習)20%、授業時間中の作業+学習姿勢20%。定期試験の評価の基礎として、毎週の課題の達成度も加味します。毎回の課題を提出しない場合は、定期試験だけを受けたとしてもその評価点から減点されます。あくまで授業出席と協働学習での課題作業が単位取得の前提条件になります。なお今後の状況の変化によっては定期試験をレポートに切り替える場合もあります。

<テキスト>

ひつじ書房『日本語を書くトレーニング』野田尚史・森口稔 著。これを教科書として使用。毎週、1章ずつ自宅での予習作業 協働での解答例作成という流れで進めます。必ず購入して毎回の授業に持参してください。

<参考図書>

ひつじ書房『グループワークで日本語表現力アップ』野田春美・岡村裕美ほか著。1年次「文章表現」で用いた教科書です。昨年度履修していた人は参考図書として利用して下さい。授業計画で記した単元Bに該当する項目が含まれていますので、授業時にも紹介します。

<授業計画>

## 第1回 ガイダンス

講義の概要と進め方を説明します。教科書の使い方と学習の進め方についてのガイダンス A．教科書 トレーニング1（Aは主題と対応した教科書の章）

B．「自己表現」を高める「自己分析」について（Bは就職対策用テーマ）

## 第2回 メール・通信文の書き方

A．教科書 トレーニング2

B．履歴書の書き方の注意点を確認、作成準備。「面接での注意点」

## 第3回 商業用・実用文の特徴

A．教科書 トレーニング3

B．就職活動でのポイント。メールでの問い合わせの注意点

## 第4回 問い合わせ・メールの形式

A．教科書 トレーニング4

B．長所と短所を書き出し、それらを用いて文章を書く方法を学びます。

## 第5回 実用文・掲示・注意書きやサービス案内の文

A．教科書 トレーニング5

B．テーマに即した自己PR文を書く方法を学びます。

## 第6回 お願い・依頼の文章形式

A．教科書 トレーニング6

B．エントリーシートを作成します。自己分析について深めます。

## 第7回 わかりやすいマニュアルの書き方

A．教科書 トレーニング7

B．自己PRを目的とする作文の書き方を学びます。

## 第8回 場所や交通の案内・図式化

A．教科書 トレーニング8

B．「生きがい」自己のやり甲斐を考えそれを表現する方法を学びます。

## 第9回 企画・提案書の書き方

A．教科書 トレーニング9

B．自分自身の体験やエピソードを自己PRに結びつける方法を学びます。

## 第10回 新聞・広報の文章

A．教科書 トレーニング10

B．自己PRを目的とする作文を書きます。敬語とアサーションを学びます。

## 第11回 アンケート・調査の書式

A．教科書 トレーニング11

B．アンケートの形式やさまざまな調査の際の注意点

## 第12回 通信文（1）手紙の基礎

A．教科書 トレーニング12

B．手紙の書き方の基本的形式とマナーを学びます。

## 第13回 通信文（2）手紙の実践

A．教科書 トレーニング13 B．就職活動で使用する手紙について学びます。特に挨拶の仕方、敬語を学びま

す。

## 第14回 レポート・論文の書き方

A．教科書 トレーニング14

B．論理的な段落構成の方法 わかりやすく伝える文章術

## 第15回 自己PR・履歴書の書き方

A．教科書 トレーニング15

B．履歴書や応募書類の書き方。自己PR文とエントリーシート。

-----  
2022年度 後期

2単位

キャリアトレーニング特別講義（文章を書く技術）

新田町 義尚  
-----

<授業の方法>

講義

<授業の目的>

この授業は、全学のDPに掲げる、「獲得した知識や技能を社会に役立てられるようになること」を目指します。本授業は、将来に希望する進路への着実なステップを遂げるための基礎的な文章力を養うことを目的とします。前半の授業では実社会で通用する文章のコツを学びます。相手にわかりやすく的確に「伝える力」の育成を主とします。後半は実践的な就職対策として、自己分析による自己理解を基盤に置いての自己PR文の書き方、卒業後もキャリアを充実させ、業務などを速やかに遂行できる文章力を身につけるため、通信文や敬語法などビジネス国語の知識を学びます。

なお、この授業の担当者は高校国語科教員および技術者養成の専門学校講師としての実務経験のある教員であるので、この科目は将来のキャリア形成に直結するより実践的な国語基礎力育成を目指す授業内容とします。文章を書く技術に加えて敬語を適切に用いて「話す」能力、協働作業の中で意見交換を通しての対人関係から幅広くコミュニケーション力を高めることを目指します。

<到達目標>

- 1．自己の資質を分析し、それを表現する方法を獲得する。（技能）
- 2．書いた文章を自信で推敲する能力と習慣を身につける。（態度・習慣）
- 3．形式の整った実用的・実践的な文章を書くことができるようになる。（技能）

<授業のキーワード>

文章表現、自己分析、実用・通信文

<授業の進め方>

少人数クラスで実施します。教科書に従い、指定された課題に取り組み、各自が修正・改善し、必要に応じて提出するという形をとります。解答例作成のための協働作

業を重視、グループワークを取り入れます。また、後期では特にキャリアデザイン科目としての位置づけを重視し、授業計画のB項目に該当する就職対策に重点を置き、新聞記事の活用、プレゼンテーション等も行います。

<履修するにあたって>

将来のキャリア形成に関わる社会常識やマナーを重視して学んでいきますので、履修者のみなさんの協力を求めます。学習の単元は前期と共通していますが、後期ではより実践的なキャリアトレーニングになるように学生中心のアクティブラーニング形式を軸に授業を進める予定です。

<授業時間外に必要な学修>

この授業では、人に「分かりやすく伝える」ための文章を書くコツを学ぶことを目指します。各課題をしっかりと完成させることでその力が習得できます。予習として、教科書の課題を毎週1つ指定します。この予習は必須です。授業中に行う課題で、授業内に仕上がらなかった場合は、復習と合わせて各自の自己学習で完成させること。また、就職対策用の新聞記事切り抜きノートを各自で作成することを課します。(目安として1時間)

<提出課題など>

毎回、教科書の各単元・トレーニングから課題を出します。(1) 授業で実施する回の教科書の課題を予習すること。毎時間、次の授業で行う箇所を指定する。(2) 授業時間中、グループで協働学習を実施。指定した課題を完成させて提出する。(3) 新聞記事切り抜き要約ノートを作る。記事の要約文・意見文を書く。最終授業にノートを提出。

<成績評価方法・基準>

定期試験と毎週の課題提出、授業中の作業への取り組みで評価します。定期試験60%、毎週の課題提出(予習・復習)20%、授業時間中の作業+学習姿勢20%。定期試験の評価の基礎として、毎週の課題の達成度も加味します。毎回の課題を提出しない場合は、定期試験だけを受けたとしてもその評価点から減点されます。あくまで授業出席と協働学習での課題作業が単位取得の前提条件になります。なお今後の状況の変化によっては定期試験をレポートに切り替える場合もあります。

<テキスト>

ひつじ書房『日本語を書くトレーニング』野田尚史・森口稔 著。これを教科書として使用。毎週、1章ずつ自宅での予習作業 協働での解答例作成という流れで進めます。必ず購入して毎回の授業に持参してください。

<参考図書>

ひつじ書房『グループワークで日本語表現力アップ』野田春美・岡村裕美ほか著。1年次「文章表現」で用いた教科書です。昨年度履修していた人は参考図書として利用して下さい。授業計画で記した単元Bに該当する項目が含まれていますので、授業時にも紹介します。

<授業計画>

## 第1回 ガイダンス

講義の概要と進め方を説明します。教科書の使い方と学習の進め方についてのガイダンス A.教科書 トレーニング1 (Aは主題と対応した教科書の章)

B.「自己表現」を高める「自己分析」について (Bは就職対策用テーマ)

## 第2回 メール・通信文の書き方

A.教科書 トレーニング2

B.履歴書の書き方の注意点を確認、作成準備。「面接での注意点」

## 第3回 商業用・実用文の特徴

A.教科書 トレーニング3

B.就職活動でのポイント。メールでの問い合わせの注意点

## 第4回 問い合わせ・メールの形式

A.教科書 トレーニング4

B.長所と短所を書き出し、それらを用いて文章を書く方法を学びます。

## 第5回 実用文・掲示・注意書きやサービス案内の文

A.教科書 トレーニング5

B.テーマに即した自己PR文を書く方法を学びます。

## 第6回 お願い・依頼の文章形式

A.教科書 トレーニング6

B.エントリーシートを作成します。自己分析について深めます。

## 第7回 わかりやすいマニュアルの書き方

A.教科書 トレーニング7

B.自己PRを目的とする作文の書き方を学びます。

## 第8回 場所や交通の案内・図式化

A.教科書 トレーニング8

B.「生きがい」自己のやり甲斐を考えそれを表現する方法を学びます。

## 第9回 企画・提案書の書き方

A.教科書 トレーニング9

B.自分自身の体験やエピソードを自己PRに結びつける方法を学びます。

## 第10回 新聞・広報の文章

A.教科書 トレーニング10

B.自己PRを目的とする作文を書きます。敬語とアサーションを学びます。

## 第11回 アンケート・調査の書式

A.教科書 トレーニング11

B.アンケートの形式やさまざまな調査の際の注意点

## 第12回 通信文(1)手紙の基礎

A.教科書 トレーニング12

B.手紙の書き方の基本的形式とマナーを学びます。

## 第13回 通信文(2)手紙の実践

A.教科書 トレーニング13

B.就職活動で使用する手紙について学びます。特に挨拶の仕方、敬語を学びま

す。  
第14回 レポート・論文の書き方  
A．教科書トレーニング 1 4  
B．論理的な段落構成の方法 わかりやすく伝える文章術  
第15回 自己PR・履歴書の書き方  
A．教科書トレーニング 1 5  
B．履歴書や応募書類の書き方。自己PR文とエントリーシート。

-----  
2022年度 前期

2単位

キャリアトレーニング特別講義 (TOEIC対策)

神谷 佳郎

-----  
<授業の方法>

「対面授業(演習)」

<授業の目的>

ディプロマ・ポリシーに従って、法化社会・国際化社会に対応した法的素養を身につけることを目的とする。その基礎力を養成するために、TOEICがどのようなテストかを理解し、問題に取り組むことを通して目標得点の取得を目的とする。

<到達目標>

1) TOEIC 500点以上の得点を取得できる。  
2) 総合的な英語力の向上を目指し、自ら学習計画を立てることができる。

<授業のキーワード>

TOEIC、学習ストラテジー

<授業の進め方>

授業は演習形式で行います。積極的な参加が求められます。ペアワーク・グループワーク活動も取り入れます。授業の進み具合、その他の状況により、授業計画の内容・順序を変更することがある。

<履修するにあたって>

3分の2以上の出席に達しないときは、特別の事情がない限り、単位認定されない。

第1回目の授業には必ず出席すること。

<授業時間外に必要な学修>

予習・復習及び語彙の学習 (1時間～1時間半程度)

<提出課題など>

宿題など(授業中にフィードバックを実施する)

<成績評価方法・基準>

1) まとめのテスト (2回) 50%

2) 授業内小テスト 30%

3) 宿題、課題など 20%

<テキスト>

BASIC UNDERSTANDING OF THE TOEIC L&R TEST 小倉雅明

(著) 金星堂 2,300円 + 税 (ISBN 978-4-7647-4155-3)

<授業計画>

第1回 Introduction

授業の進め方と成績評価について  
TOEICの学習について

第2回 Unit 1

Daily Life

第3回 Unit 2

Office

第4回 Unit 3

Meeting & Event

第5回 Unit 4

Shopping

第6回 Unit 5

Advertisement & Notice

第7回 Unit 6

Restaurant & Food

第8回 Unit 7

Complaint & Inquiry

第9回 前半のまとめ

前半のまとめの学習

まとめのテスト 1

第10回 Unit 8

Personnel

第11回 Unit 9

Travel

第12回 Unit 10

Business

第13回 Unit 11

Negotiation

第14回 Unit 12

Manufacturing & Logistics

第15回 Unit 13

後半のまとめ

Finance

後半のまとめの学習

まとめのテスト 2

-----  
2022年度 後期

2単位

キャリアアップ講座(OB・OGキャリアデザイン塾)

岡田 豊基

-----  
<授業の方法>

・対面授業(講義)

・講師が1回の講義を担当するオムニバス形式。

・レジメ等の資料は配布する場合と、配布しない場合がある。

・この講義は、履修届を提出していない学生も聴講できます。

(単位の取得はできません)

<授業の目的>

・この科目は、法学部および経営学部のDP(ディプロマポリシー)に示す、公平性と客観性を

重視した判断および行動ができるようになることを目指し、<授業計画>に示した内容で

講義を行う。

・将来の進路決定に自信を持って立ち向かうため、日本の国内外で活躍されている9万人の同窓

生の中から講師を選抜し“人間力”をいかに養うか、社会へ羽ばたいていただく為に同窓会が

企画し大学と連携した特別な科目である。

・就職を考える上で、実際の社会・業界・業種で活躍されている卒業生が本音で語りかけ、職業

選択の参考にしてほしい。

・本講義は、実務家を講師としてお迎えするものであることから、文部科学省の進める高等教育の

質保証の政策に出来るものであり、実践的教育から構成される授業科目である。

<到達目標>

・就職活動を行う、または、社会人として人々と接する上での心構えの修得。

<授業のキーワード>

・学生時代にすべき活動、就職活動の体験談、現在勤めている業界・業種の過去・現在・未来の

展望、社会人としての成功及び失敗談

<授業の進め方>

・15回の講義では、様々な卒業生(講師)が登壇されるので、自己紹介・学生時代の思い出、

就職活動、業界・業種の紹介、社会人としての成功体験・失敗談等をお話していただきます。

・レジメ等の資料はdotCampusに掲載するので、各自、講義前にダウンロードし、講義で使う

こと。

・講義の終了前には質問時間を設け、卒業生だから言える、または、伝えておきたい本音の話をし

て頂きます。

・「質問」して下さい。就職活動(面接等)への準備・社会人への準備です。

・講義への出席とレポートの提出を成績評価の対象とするので、時間割通りに参加すること。

・レポートは、dotCampusにアップロードするので、各自ダウンロードして下さい。

そして、dotCampusで提出して下さい。

<履修するにあたって>

・皆さん方は「大学を代表して講義を受ける」ことを強

く意識して下さい。

<授業時間外に必要な学修>

・各講義終了後、レポートを作成する。

<提出課題など>

・各講義につき、レポートを、次の週の火曜日午後11時半までに、dotCampusで提出する

こと。

・システム上、提出期限を超えたレポートは受け付けられない。

・レポートの「」は、10行以上記述すること。

10行以上記述したレポートを成績評価の対象とする。

・レポートの「」は、1つ以上の質問をすること。

質問をしたレポートを成績評価の対象とする。

・レポートの書き方

適切な大きさの字で、最後まで書き込む(=枠を埋める)。

原稿(案)を書き、つぎに、それをまとめる。

「」は、10行以上記述すること。

<成績評価方法・基準>

・出席状況(50%)、レポート(50%)により評価する。

・レポートの「」は、10行以上記述すること。10行以上記述したレポートを成績評価の

対象とする。

・レポートの「」は、1つ以上の質問をすること。

質問をしたレポートを成績評価の対象と

する。

・15回の講義のうち、実出席日数が3分の2に達しない場合(6回以上欠席した場合に相当)

には、評価を受けることはできない(=「/」となる)。

<テキスト>

・講義中に指定することがある。

<参考図書>

・講師の著書及び推薦図書。

・講義中に指定することがある。

<授業計画>

第1回 保険業の仕事

あなたが選ぶのは・・・

自分に出来る仕事? それとも自分が成長でいる仕事?

今岡 健一(法学部卒)

ソニー生命保険(株)(保険業)

第2回 製造業の仕事

巻寿司で世界に挑戦!

-俺の恵方巻どうだ!!-

清水 久明(法学部卒)

大松食品(株)/宝海草(株)(製造業)

第3回 金融業の仕事

楽しく働くモチベーション

大槻 佐智子（法学部卒）  
 （株）みなと銀行（金融業）

第4回 専門サービス業の仕事  
 社会人になる前に知っておきたい、職場で求められるコミュニケーション力  
 米田 貴虎（法学部卒）  
 （株）ブレントラスト（専門サービス業）

第5回 公務員（消防官）の仕事  
 CALL 119！！ いざ、災害現場へー背負うのは空気呼吸器と責任ー  
 竹葉 健治（経済学部卒）  
 明石消防局（公務員（消防官））

第6回 イベント・興行業の仕事  
 死ぬまで勉強、人生楽笑！  
 浪花 功（法学部卒）  
 協愛（株）（イベント・興行業）

第7回 キャリアコンサル業の仕事  
 『就職 = ゴール』じゃない！  
 ー自分らしいキャリアプランを見つけようー  
 進藤優子（法学部卒）  
 （一般社団法人）キャリアエール（キャリアコンサル業）

第8回 運輸倉庫業の仕事  
 心の強化書  
 - 「われ以外みなわが師なり」 -  
 橋本昇（経済学部卒）  
 （株）太子産業（運輸倉庫業）

第9回 専門サービス業の仕事  
 薬剤師資格を持つ弁護士のココだけの話  
 山口 弥生（薬学部卒）  
 あさひ法律事務所（弁護士）

第10回 サービス業の仕事  
 自分が社会の中でどう貢献したいか？を追い求める学生生活を。  
 - スポーツ栄養士として開業するまでの事例から -  
 安藤大貴（ 学部卒）  
 Sports&Fitness Dining WARRIOR ' S REST（専門サービス業）

第11回 金融業の仕事・不動産業の仕事  
 上場会社役員が本音で語る、求める人材  
 桑原理哲（法学部卒）  
 東洋証券（株）代表取締役社長（金融業）  
 濱本聡（経済学部卒）  
 和田興産（株）専務取締役（不動産業）

第12回 公益財団法人の仕事  
 テニスを通じて、世界で働く仕事  
 川廷 尚弘（経済学部卒）  
 （公益財団法人）日本テニス協会（公益財団）

第13回 金融業の仕事  
 地域金融の醍醐味ー多くの人と夢を共有する仕事ー  
 大西謙作（法学部卒）  
 （株）日清信用金庫（金融業）

第14回 フリーアナウンサー（情報通信業）の仕事  
 ミライは言葉で創られる  
 香山 真希（法学部卒）  
 フリーアナウンサー（情報通信業）

第15回 不動産管理業の仕事  
 就職がゴールではない！！  
 - 企業はあなたのどこを見ているか知っていますか？ -  
 松尾 紀明（法学部卒）  
 ラポール(株)（不動産管理等）

-----  
 2022年度 前期  
 2単位  
 金融法  
 小松 卓也  
 -----

<授業の方法>  
 講義。

<授業の目的>  
 この科目は、学部のDPに掲げる「法的素養を身につける」「法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる」を目的とする。この講義では、「金融商品取引法」に関する法制度および実情さらにはその背景となる経済理論や経済思想を扱う。

<到達目標>  
 「金融商品取引法」についての概略的な把握をすることにすることを目標とする。また、各人がその人間行動において「金融」というものを適切に位置付けうるための素養を得ることを、目標とする。

<授業の進め方>  
 口述および板書を中心とするので、筆記の用意が必要。指定のテキストを講義においてしばしば参照するので、持参すること。

<授業時間外に必要な学修>  
 講義において触れられた用語や問題点について、各自で調査および検討するという自学自習（復習）が望まれる。目安としては、各回につき60分程度が必要であろう。

<提出課題など>  
 定期試験に関するフィードバックについては、成績公表後において、個別の問い合わせに応じることとする。

<成績評価方法・基準>  
 定期試験の結果による（100％）。

<テキスト>  
 川口恭弘著「金融商品取引法への誘い」（有斐閣）

<授業計画>



第1回 ガイダンス  
 金融商品取引法の概略  
 第2回 基本事項（1）  
 資本市場とは  
 第3回 基本事項（2）  
 市場の効率性とは  
 第4回 基本事項（3）  
 金融商品とは  
 第5回 基本事項（4）  
 投資者保護とは  
 第6回 情報開示制度（1）  
 情報開示の意義について  
 第7回 情報開示制度（2）  
 有価証券報告書について  
 第8回 情報開示制度（3）  
 有価証券届出書について  
 第9回 情報開示制度（4）  
 いわゆる適時開示制度について  
 第10回 不公正取引規制（1）  
 内部者取引規制（その1）  
 第11回 不公正取引規制（2）  
 内部者取引規制（その2）  
 第12回 不公正取引規制（3）  
 相場操縦規制（その1）  
 第13回 不公正取引規制（4）  
 相場操縦規制（その2）  
 第14回 不公正取引規制（5）  
 その他の取引規制  
 第15回 総括  
 金融工学について

-----  
 2022年度 前期

2単位

刑事政策

佐々木 光明

-----  
 < 授業の方法 >

講義

< 授業の目的 >

目的 犯罪には厳罰で臨み、刑罰はいっそう重くすることで秩序は維持され私たちは安心して暮らせるのか？「考える忍耐力」を培い、自ら見通しを立てることができる。

テーマ 「『不安』と『危機』への処方箋？ 統合予防論的刑事政策の検証」

犯罪化、刑罰化・重罰化を中核とした犯罪・非行予防と秩序維持を追求する現代の総合的な刑事政策の現状把握と批判的検討。

1 犯罪化、刑罰化・重罰化を中核とした犯罪・非行予防と秩序維持を追求する総合的な刑事政策が注1目されている。現代社会を「危険社会」と認識しつつ、積極的一般的予防論に基づく刑事政策が展開され、その基礎理論においても規範的責任論があらたな支持を集め始めてもいる。犯罪化と非犯罪化の交錯、「犯罪」との境界の曖昧化、「非行」の拡散化と網の拡大、予防策の多角化と多元化といった状況のなかで、刑事政策の歴史的・国際的視点からのトータルな分析視覚が不可欠となっている。刑事法学の学際化・国際化が急速に進むなかで、「刑事政策」は、刑事立法・刑事司法過程・人権論など刑事法の総合的科学的分析がいっそう求められる「場（学）」ということができる。

2 上記の基本的認識にたつて、刑事学・刑事政策をめぐる現代の特徴をふまえつつ、問題発見的な講義を組み立てていきたい。なお、講義に際し二つの点に留意する。

一つは、刑事政策学は急速かつ多角的に展開する刑事司法「政策」をチェックし検証する枠組みを「学」として持っているのか、という問題意識に帰ること。もう一つは、人権感覚の涵養である。とりわけ後者に関しては、犯罪政策問題を通じて、社会の一員として犯罪と犯罪者が決して自分と関わりのない他人事ではなく、自分の関わる社会の問題として捉える契機とすることでそれに資するようにしたい。学ぶ者の人間観、国家観等々と向き合うことにもなるだろう。

現代日本の犯罪論・刑罰論の基礎的知識の獲得とともに、社会的実態を踏まえ知識との有機的に切り結ぶことで課題への見通しを立てる力を育む。これは、法的素養を身につけるとともに社会的課題を発見し、解決への指針を示す力をつけていくことにつながるものである。

< 到達目標 >

刑事司法制度を俯瞰しつつ、社会に立ち現れる現象の問題点を法的視点から見つめ、自ら課題を整理・提起し他者に伝えることができる。そして、社会への責任ある態度を養い公平かつ人権感覚豊かな判断・行動ができる。

< 授業の進め方 >

問いかけと応答による相互的講義

< 履修するにあたって >

問題意識を持ち、主体的に授業に関わることを期待している。

< 授業時間外に必要な学修 >

国内外の刑事司法制度・犯罪学に関わる社会的な動向や歴史、文化等への関心を持つことが、講義の理解の促進に繋がります。講義の事前、事後にはテキストの関連箇所に通し、疑問点等は種々の事典・法律用語辞典等を活用することをお勧めします。関心を向ける時間、気

づきの時間を大切にしてみましょう。

< 提出課題など >

適宜レポートの提出を求める。

< 成績評価方法・基準 >

定期試験を実施し、その成績を基本としつつ、毎時限の授業時コメントを付加的に評価に乗せる。

< テキスト >

内田・佐々木共編著『「市民」と刑事法』日本評論社

< 参考図書 >

法務総合研究所『犯罪白書』、警察庁『警察白書』、  
検察庁『検察統計年報』、最高裁判所『司法統計年  
報』、法務省矯正局『矯正統計年報』

< 授業計画 >

第1回 ・学びの方法論

・刑事政策学の概要

刑事司法制度はいま、大きな転換期の中にある。実体法、訴訟法、特別法等の法改正が繰り返され、治安政策の大きな枠組みの中で、あらたな刑事司法に対する価値観の形成や制度作りが進行している。

そこで、刑事政策「学」のパラダイム、「生命」と刑事政策、「成長」と刑事政策、「安心」と刑事政策、「国際化」と刑事政策、刑事「立法」学への展望といった枠組み（視点）を基礎にしつつ、現代における刑事政策の全体像を想起できるように努める。

講義進行については、上記について各々2回ないし3回の講義として進める予定である。

第2回～第3回 現代日本の刑事司法を俯瞰する

90年代以降の刑事司法制度の法的枠組みの変化と背景を知る。

第4回～第5回 刑事政策学の基礎的概念の理解

近時の焦点となっている厳罰化と刑事法原則、刑事政策との関係を確認する。

第6回～第12回 刑事司法の焦点と刑事政策学

現代日本における刑事司法の焦点と刑事政策の課題（生命、成長、安心）

第13回～第15回 現代刑事政策学の理論的課題と展望

現代における刑事司法の焦点をふまえつつ、その理論的課題から今後の道筋を検討する

-----  
2022年度 後期

4単位

刑事訴訟法

春日 勉

-----  
< 授業の方法 >

原則対面授業。但し、受講者が70名以上になった場合に

はオンデマンドによる授業に替わることがある。

< 授業の目的 >

この科目は、法学部ディプロマ・ポリシーの内、「法的素養を身につけていること（知識・理解）」及び「法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すこと（汎用的技能）」に対応している。

刑事訴訟法の基礎について理解し、課題について検討できることを目的とする。

< 到達目標 >

刑事訴訟法には、事案の真相の究明と基本的人権の保障という二つの目的があるといわれている。確かに、刑事訴訟法は国家による刑罰権の発動を保障する手続を規定しており、被疑者が検挙、起訴され、裁判で証拠調べが行われた結果、裁判所により検察側の証明が十分になされたと判断されれば、有罪判決が言い渡され、刑罰が適用されることになる。他方で、刑罰権の発動は、人権侵害のおそれが大いいために、手続的に様々な制約が課せられ、被疑者・被告人は有罪が確定するまでは「無罪の推定」を受けるのである。このように、刑事訴訟法は人権の保障を全うするという大前提にした適正な手続の下で、事案の真相を究明することを定めた法律であり、究極的な目的は無実の者を誤って処罰しないという「冤罪」の回避にあるといえる。本講義では、この刑事訴訟法が担っている人権保障という課題に注目しつつ、基本的な刑事手続の流れを確認するとともに実務の現状を批判的に検討できることを目標としたい。

< 授業のキーワード >

適正手続、被疑者・被告人の人権、無罪推定原則、疑わしきは被告人の利益に、刑事司法改革、誤認逮捕、冤罪、再審無罪、DNA鑑定、証拠の証明力、証拠能力、挙証責任、当事者主義、弾劾的捜査

< 授業の進め方 >

毎時間新聞記事を配布し解説する。講義は、指定教科書を用いながら、補足資料としてレジュメを配布する。また、特に重要な部分について板書しながら詳しく説明する。

出席調査を行う。出席カードには、配布した新聞記事や与えられた課題について自分の考えをまとめてもらう。

< 履修するにあたって >

必ず六法全書を携帯のこと。私語は厳禁、配布したレジュメ、新聞記事はファイルしておくこと。

< 授業時間外に必要な学修 >

授業の課題に関連して、予習、復習をそれぞれ一時間半要する。

毎日、新聞を購読し、社会の出来事に関心を持つ。

< 提出課題など >

その都度指示する。

< 成績評価方法・基準 >

定期試験による評価(100点)、但し、コロナ感染状況によっては、レポートに替えることがある。

< テキスト >

内田博文編著『歴史に学ぶ刑事訴訟法』 法律文化社  
価格:2800円

上記テキストは、授業を受講するにあたり必須なので必ず購入すること。

テキストを毎時間、参照しながら授業を展開します。

テキストなしで授業を十分に理解することはできません。

テスト及びレポートはテキストの中から出題します。

< 授業計画 >

講義は、前半に刑事訴訟法の意義と目的、訴訟の主体、起訴前手続、公訴、後半に公判手続、救済手続、裁判の執行、特別手続等の主要な論点をとり上げながら、具体的な問題を検討する。

講義の目的と進め方について理解できる。

第1回 目的

刑事訴訟法の目的について理解し、説明できる。

第2回 捜査構造論

弾劾主義・糾問主義、当事者主義、職権主義について理解し、説明できる。

第3回・第4回 捜査の端緒

捜査の端緒 職務質問・所持品検査・自動車検問について理解し、説明できる。

第5回 強制処分・任意処分の限界

強制処分法定主義と令状主義(任意処分と強制処分の区別)について理解し、説明できる。

第6回・第7回 被疑者の逮捕・勾留

被疑者の身体の保全 逮捕(通常逮捕・現行犯逮捕・緊急逮捕) 逮捕に対する被疑者の防御権 勾留 勾留の要件・期間・場所 勾留に対する被疑者の防御権について理解し、説明できる。

第8回 逮捕・勾留の諸問題

逮捕・勾留の問題点 別件逮捕・勾留について理解し、説明できる。

第9回 証拠の収集(1)

証拠の収集と保全 令状による証拠収集 捜索・差押え・検証・鑑定 令状によらない証拠収集について理解し、説明できる。

第10回 証拠の収集(2)

科学的捜査と新たな捜査方法 写真撮影・採尿・おとり捜査等について理解し、説明できる。

第11回 証拠の収集(3)

供述証拠の収集 被疑者の取調べ(取調受忍義務と余罪

の取調べ)について理解し、説明できる。

第12回 被疑者の防御

被疑者の防御権(被疑者の黙秘権、弁護人依頼権、証拠開示の請求)について理解できる。

第13回 前期の整理

前期に学んだ内容を整理し、説明できる。

第14回・15回 起訴便宜主義

公訴提起の基本原則 国家訴追主義・起訴便宜主義 検察官の事件処理 不当な不起訴処分に対するコントロール 公訴権濫用論について理解し、説明できる。

第16回 起訴状一本主義

起訴状一本主義・予断排除の原則について理解し、説明できる。

第17回 訴因制度(1)

訴因と公訴事実 審判対象と訴因変更について理解し、説明できる。

第18回 訴因制度(2)

訴因変更の要否について理解し、説明できる。

第19回 訴因制度(3)

訴因変更の可否について理解し、説明できる。

第20回 訴因制度(4)

訴因変更命令について理解し、説明できる。

第21回 訴訟条件

訴訟条件について理解し、説明できる。

第22回 訴因と訴訟条件

訴因と訴訟条件について理解し、説明できる。

第23回 公判前整理手続

公判前整理手続・裁判員裁判公判手続の流れについて理解し、説明できる。

第24回 証拠裁判主義

証拠証拠裁判主義・厳格な証明と自由な証明について理解し、説明できる。

第25回 自白法則

自白法則とは何かについて理解し、説明できる。

第26回 伝聞法則

伝聞法則とは何か理解し、説明できる。

第27回 違法収集証拠

違法収集証拠と証拠排除について理解できる。

第28回・第29回 上訴・再審

上訴と再審について理解し、説明できる。

第30回 これまでの整理

これまでの内容を整理し、理解できる。

-----  
2022年度 前期

2単位

刑法と社会 ~

佐々木 光明

-----  
< 授業の方法 >

講義

## < 授業の目的 >

目的 「問いを立てる」力を育む - いま社会で起きていることの意味や何が問題なのか、考えることができる

< テーマ > 現代日本の犯罪と刑罰 ~わたしたちと関係あるの?からはじめよう

社会的に生起するさまざまな犯罪と刑罰に関わる法現象を人権保障、民主主義の観点から問題発見的に考える。

## < 講義の位置づけ >

1、現実の社会で生起していることが、自分と、また自分が学んでいる法律学(刑事法学)とどのように関わっていて、またどんな意味を持っているのだろうか...

それを知り、考えるには、知識とともに想像力が欠かせません。ただ、残念なことに、想像力は教えてもらうことができないときている。しかし、それを育むきっかけは、「学び」?講義等の中にあります。本講義を通じて、「問いを立てる」、すなわち「考える(考えようとする)力」、「想像し構想する力」を引き出すことを目標にします。2年次以降に学ぶ刑法総論、刑法各論、そして刑事訴訟法や犯罪学・刑事政策学の学習の基礎にもなります。

2、実際の講義にあたっては、自分の身の回りに起きている出来事や、社会に生起する様々な現象について、「いったい、何が問題なのか」という基本的な観点から「見つめ直し」ます。とりわけ、「刑事法学」の観点からすると、そうしたことがどのように見えるのか(いかなる問題が潜んでいるのかを見いだす)、ひとつの思考のサンプルとして講義を組み立てます。もちろん、その過程で、思考の幅を広げるのに欠かせない基礎的な知識の習得をはかります。「教科書」は講義の大切な伴走者です。

社会で生起する様々な領域の問題を、生きた現代刑事法の動態としてとらえ、自分もその一員として生きていること(社会における自分の立ち位置)を少しでも考える機会を作りたいと思っています。 < テーマ > 「現代日本の犯罪と刑罰?市民主義の展望」は、少し硬めの表現ですが、講義に関する視点です。

現在、いわゆる「専門家」(裁判官や弁護士などの法律実務家、司法官僚、学者等)が担ってきた刑事司法制度に対する信頼が揺らぎはじめ、あらためて、そのあり方が問われています。

国民のために...といわれた司法改革の議論もふくめ、「刑事法」と「市民」との接点としての日常の事象(できごと)を「透明性」、「公正」、「権利保障」等の観点から検証し、現代の動き(動態)を把握することがわたしたち(市民)にとって重要になっています。新しい犯罪の創設、裁判員制度の09年5月からの開始、被害

者の裁判参加、厳罰化の政策等々、視野を広くもつこととともに「刑事法の原則」を学ぶ意義も大きくなっています。生活市民の視点から現代社会を「考え」、問い直すと言ってもいいでしょう。

刑事法(刑法、刑事訴訟法、刑事政策・犯罪学や刑事特別法など)に関わる事象への多角的なアプローチを学ぶとともに、「視点」や「問題意識」の重要性を確認し、啓発の機会にします。これは、法的素養を身につけるとともに、社会的課題を発見し解決への指針を示す力をつけていくことに繋がるものです。

受講生の皆さんが、さまざまな事柄に「...?!」と、考える切っ掛けをつくることができるようにできればと思っています。

## < 到達目標 >

1. 刑事法を学ぶことの意義を説明することができる。
2. 刑事司法制度の全体像を把握し、仕組みと内容を説明することができる。
3. マスコミ等で報道されている様々な刑事事件や刑事裁判に関心をもち、そこにおける問題点を発見し、関連する法律や罰則、あるいはその他の施策について、その要点を説明することができる。
4. 現代社会で起きていることについて、何が問題かを「考える」ことの大切さを知ることができる。

## < 授業の進め方 >

講義とともに問いかけ・応答による理解促進をはかる。

現在、刑罰制度の大きな見直し、少年法の適用年齢見直しが検討されています。なお、それと関連する成年年齢の引き下げの法改正が行われました。2016年に大きく改正された犯罪の捜査や裁判に関わる「刑事訴訟法」の運用が始まってもいる。適宜それらの問題点などを「時事」問題として取り上げる。

## < 授業時間外に必要な学修 >

国内外の社会的な動向や歴史、文化等への関心を持つことが、講義の理解の促進に繋がります。講義の事前、事後には指定したテキストの関連箇所に通し、疑問点等は百科事典や法律用語辞典等を活用することをお勧めします。関心を向ける時間、気づきの時間を大切にしてみましょ。

## < 提出課題など >

進行に合わせて小レポート、トライアルテストを実施し、理解度の確認をします。

## < 成績評価方法・基準 >

基本的に定期試験による。

なお、レポート課題の提出、コメント等を付加的に評価する。

<テキスト>

内田博文・佐々木光明編『「市民」と刑事法』(5訂版)  
日本評論社

<参考図書>

石塚・大山・渡辺『刑事法を考える』法律文化社、井田良『基礎から学ぶ刑事法』有斐閣、福井厚『刑事法学入門』法律文化社、『法律用語辞典』三省堂、(村井敏邦『罪と罰のクロスロード』大蔵省印刷局)、

<授業計画>

第1回～第3回 「学び」への問い

・「学びの方法論」

「問いを立てる」

現代の日本社会で生起している様々な現象は、我々の暮らしや社会の未来とどのように関わっているのか、どんな意味をもっているのか? あらためて考える機会を持つことは、自分はどんな未来社会を描くのかということと密接です。もっとも、その「考える」機会をもつためには、トレーニングが必要。

「学びのステップ」

さあ、「問いを立てる」、「あたりまえへの問い」ということから始めましょう。

第4回～第8回 「まなざし」の科学 ...日常の中の刑事法に関わる問題をどのように見るのか

「現代社会の動態と刑事法」については、下記のテーマのくくりの中で具体的な法現象を採り上げ、「視点」(物事をどんな観点からみるか)の持つ重要さを示す。

たとえば、<メディアのあり方>、<医学・医療と生命倫理>、<環境とリスクコントロール>、<経済グローバル化と市場統制>、<生活安全保障と監視>、<新たな公共性>、<家族と家族機能>、<子どもの生存と教育>、<差別とヘイトスピーチ>、<国際平和・人道と刑事人権法>等々。

また「市民生活と刑罰」の観点からは、下記のテーマを扱いたいと考えている。<死刑制度>、<精神障害と責任能力>、<薬物犯罪>、<無罪推定と捜査・取調>、<刑事裁判の実情と略式裁判・微罪処分>等々。

なお、時宜に応じて時事問題を扱ったり、講義の構成順を変えることがある。

第9回～第10回 「グローバル」な刑事法 ...国際的視野からする現代日本の刑事法

グローバリズムと現代日本の法制度との関係

生命、成長、差別、教育、社会保障等と刑事司法との関わりから考える

第11回～第12回 刑事法原則と刑事司法制度  
立法の時代(90年代半ばから現在まで)は、刑事司法制度や個人、社会の意識・価値観にどのような影響をもた

らしたのか。

第13回～第15 刑事司法の未来と展望

未来社会を見通すとき、刑事法に何が求められるのか

-----  
2022年度 前期

2単位

刑法と社会 ~

山下 裕樹  
-----

<授業の方法>

講義(対面形式)

<授業の目的>

新聞やテレビのニュースで見かける事案を素材として、刑事法の我々の社会生活への関わり方を概観することで、刑事法的な視点を獲得し、「刑法総論」や「刑法各論」、「刑事訴訟法」および「刑事政策」での学習内容の具体的なイメージを掴むと共に、学部DPに示される「地域社会から国際社会に至る国内外の公共的事柄に関心と責任感を持ち」つつ「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析」できるようになることを目的とする。

<到達目標>

1) 刑事法を学ぶことの意義を説明することができる。

2) 刑事司法制度のおおよその仕組みと内容を説明することができる。

3) マスコミ等で報道されている様々な刑事事件や刑事裁判に関心を持ち、そこにおける問題点を発見し、関連する法律や罰則、あるいはその他の施策について、その要点を説明することができる。

<授業のキーワード>

刑事法、刑法、刑事訴訟法、刑事政策

<授業の進め方>

講義形式を中心とするが、受講生同士で議論をしてみたり、受講生に発言を求めたりすることがある。

<履修するにあたって>

受講に際しては六法を必ず持参すること。

<授業時間外に必要な学修>

・予習として、テキストの授業テーマ該当箇所を読み、論点を確認しておくことが望ましい。(30分程度)

・復習として、授業で取り扱った内容の相互関連性を意識しながらテキストを読み直し、ノートにまとめておくこと。(60分程度)

・疑問点のある場合には、担当者に質問するなどして疑問を残さないこと。

<提出課題など>

授業中にレポート課題を課す。

<成績評価方法・基準>

中間レポート(50%) + 期末レポート(50%)により評価する。

<テキスト>

井田良『基礎から学ぶ刑事法〔第6版補訂版〕』（有斐閣、2022年）

<参考図書>

授業中に適宜紹介する。

<授業計画>

第1回 イン트로ダクション

授業の進め方について

第2回 刑事法概観

刑法、刑事訴訟法、刑事政策とは？

第3回 死刑制度

死刑は廃止すべきか？

第4回 交通事故

どうすれば交通事故を減らせるか？

第5回 薬物依存

どうすれば薬物依存を減らせるか？

第6回 安楽死

安楽死は違法か？

第7回 ヘイトスピーチ

悪口は全て処罰されるのか？

第8回 中間レポート

講義前半部分のまとめ

第9回 性犯罪

世界的な潮流から見る我が国の性犯罪規定

第10回 特殊詐欺

特殊詐欺事案から刑法上の諸問題に触れてみる

第11回 中立的行為

ホームセンターの従業員は包丁を売ってはいけないのか？

第12回 ジレンマ状況

100人の命を助けるために1人を殺してもよいのか？

第13回 ロボットと刑法

ロボットに刑罰を科すことはできるか？

第14回 ロボットと刑法

自動運転車が事故を起こしたら誰の責任？

第15回 期末レポート

講義後半部分のまとめ

-----  
2022年度 前期

2単位

刑法と社会 ~

春日 勉  
-----

<授業の方法>

対面授業を原則として必要に応じて遠隔授業(オンデマンド形式)の講義による。講義、映像視聴、外部より専門家を招いた講演等。

<授業の目的>

この科目は、法学部ディプロマ・ポリシーの内、「法的

素養を身につけていること(知識・理解)」及び「法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すこと(汎用的技能)」に対応している。

刑事司法の基本的論点について理解し、課題に対する問題解決能力を身につけることができることを目的とする。

<到達目標>

本講義は、2年次以降に学習することになる刑法総論、刑法各論、刑事訴訟法、刑事政策などの専門分野を理解するための入門講座として位置づける。専門科目では法律の解釈論をはじめとする学説、判例の展開、実務の現状、他国の制度との比較等をやや詳しく学ぶことになるが、本講義では、刑事法というものをもう少し体系的に学び、その基礎的な考え方を身につけて理解することを目的とする。

<授業の進め方>

授業は、毎時間、レジュメを配布し、特に重要な部分について板書しながら詳しく説明する。出席調査を必要に応じて行う。

<履修するにあたって>

必ず六法全書を携帯すること。私語は厳禁、配布したレジュメ、新聞記事はファイルしておくこと。

<授業時間外に必要な学修>

毎日、新聞を購読し、社会の出来事に関心を持つこと。

<提出課題など>

授業時に指示する。

<成績評価方法・基準>

定期試験、コロナ感染状況によつてはレポートによる評価に替えることがある。100点(100%)

<テキスト>

内田博文・佐々木光明編著『<市民>と刑事法(第5版改訂版)』日本評論社 ¥2,500+税。

<授業計画>

第1回 刑事法入門

「刑事法を学ぶ意義とは何か」について理解できる。

第2回~第3回 刑事法入門

刑法の基本構造 - 「罪刑法定主義」及び「構成要件」について理解できる。

第4回~第5回 刑事法入門

刑法の基本構造 - 「違法性」について理解できる。

第6回~第7回 刑事法入門

刑法の基本構造 - 「責任」について理解できる。

第8回~第9回 刑事法入門

薬物依存と刑罰・地域社会と子供・教育について理解することができる。

第10回~第11回 刑事法入門

家族ジェンダーと刑事法・差別防止と刑事法について理解することができる。

第12回 刑事法入門

生命倫理と刑事法について理解することができる。

#### 第13回 刑事法入門

日常生活と刑事手続・基本的人権の尊重と「日本型刑事裁判」について理解することができる。

#### 第14回 刑事法入門

「刑罰」の意味と犯罪者の更生について理解することができる。

#### 第15回 刑事法入門

「犯罪」と「刑罰」の関係から「共存社会」の在り方について理解することができる。

-----  
2022年度 前期  
2単位

刑法と社会 ~  
佐藤 雅美  
-----

< 授業の方法 >  
講義（対面形式）

< 授業の目的 >

本講義は、1年次後期以降に配当されている刑事法に関する専門科目（刑法概論、刑法総論、刑法各論、刑事訴訟法、刑事政策、少年司法など）への入門講座である。この講義を通じて、刑事法の全体像を把握・理解し（DP1:知識・理解）、社会との関わりの中で刑事法の持つ実践的意義を探求する姿勢を養うことによって、事件報道や刑事司法の動向に対して、専門的な視点から関心を持つこと（DP3:志向性）を目的とする。

< 到達目標 >

1. 刑事法を学ぶことの意義を説明することができる。
2. 刑事司法制度のおおよその仕組みと内容を説明することができる。
3. マスコミ等で報道されている様々な刑事事件や刑事裁判に関心をもち、そこにおける問題点を発見し、関連する法律や罰則、あるいはその他の施策について、その要点を説明することができる。

< 授業のキーワード >

刑事法 刑事司法 刑法 刑罰制度

< 授業の進め方 >

テキスト、レジュメ、スライドなどを適宜活用しながら講義する。授業中には質疑応答の時間も設け、適宜、設問に対するミニレポートを作成する。

< 履修するにあたって >

テキスト、六法、配布資料を必ず持参して受講すること。

< 授業時間外に必要な学修 >

予習として指示されたテキストの該当箇所の講読、復習として毎回の講義該当箇所のテキスト、レジュメの復習、それぞれ60分から90分程度。

< 提出課題など >

授業時のミニレポートの提出。

< 成績評価方法・基準 >

定期試験70%、授業中のミニレポート30%で評価する。定期試験では、基本的な知識を問う問題を中心とし、選択式問題70%、記述式問題30%の構成で出題する。ミニレポートでは、授業への集中度、基本的な理解度を見る設問を出す。

< テキスト >

井田良『基礎から学ぶ刑事法（第6版）』（有斐閣）

< 参考図書 >

授業時に紹介する。

< 授業計画 >

第1回 「学習」と「学問」

法学を学ぶ視点と方法について

第2回 法学部生の常識

六法の意義 法律家とは 裁判所の仕組みなど

第3回 刑事法とは

刑事法の意義と構成 六法で刑法の条文を引いてみる < テキスト第1章 >

第4回 刑事司法の仕組み 1

刑事司法の流れ（チャート図）を理解する < テキスト第3章 >

第5回 刑事司法の仕組み 2

刑事司法のポイント < テキスト第3章 >

第6回 刑法がなぜ必要か 1

社会規範と刑法 民事責任と刑事責任 < テキスト第4章 >

第7回 刑法はなぜ必要か 2

刑法と法益 刑法と道徳 刑法の謙抑性・補充性など < テキスト第4章 >

第8回 刑罰の意義と目的

刑罰の本質を考える 応報？ 予防？ 教育？ < テキスト第5章 >

第9回 日本の刑罰制度

日本の刑罰制度 刑罰の種類と問題点 < テキスト第6章 >

第10回 刑事司法への国民参加

裁判員制度の概要について理解する < テキスト第20章 >

第11回 刑事訴訟と人権

憲法31条以下の刑事人権規定を理解する < テキスト第7章、第8章以下 >

第12回 刑法学の世界へ 1

刑法解釈とは 学説と判例について < テキスト第7章、第24章 >

第13回 刑法学の世界へ 2

刑法学上の「犯罪」の構造について < テキスト第10章 >

第14回 刑法学の世界へ 3

刑法の基本原則 < テキスト第7章 >

第15回 全体の振り返り

刑事司法・刑法の基本知識 本格的な刑法学の世界に向けて

-----  
2022年度 後期

2単位

刑法概論 ~

坂本 学史  
-----

< 授業の方法 >

対面形式

< 授業の目的 >

本講義科目は主要専門教育科目に属し、2年次以降の配当科目である「刑法総論」「刑法各論」への橋渡し科目として位置づけられる。本講義では、犯罪理論と犯罪類型の基本枠組みを概説し、刑法典の全体構造を鳥瞰する。これにより、学部DPに示されている「体系的に学修し、法的素養を身につけること」ができるように、刑法典の全体構造を把握し、刑法の特徴と刑法を学ぶことの意義を知得することを目的とする。

< 到達目標 >

1. 刑法学の全体像（総論分野・各論分野）を体系的に説明することができる。
2. 刑法の基本原則と基本的な専門用語につき具体例を示して説明することができる。
3. 簡単な事例について、判例と主要な学説を用いて整理し、自己の考えを示すことができる。

< 授業のキーワード >

刑法典の構造、刑法三原則、犯罪類型、犯罪構成要件

< 授業の進め方 >

テキストに準拠した講義形式で行う。授業中、質疑応答を取り入れた双方向形式も組み入れる。

< 履修するにあたって >

・前期開講科目「刑法と社会」を履修済みであることが望ましい。

・また、テキストと六法は必ず携行すること。

・各授業前に各自でレジュメをダウンロードしておくこと。

< 授業時間外に必要な学修 >

予習として、授業テーマを確認し、テキストの該当箇所を精読すること（目安60分）。復習として、講義ノートを点検し、不明な部分を確認すること（目安60分）。

< 提出課題など >

課題レポートの作成および提出を求める。

< 成績評価方法・基準 >

・課題レポート（70%）、授業アンケート（30%）

・課題レポートは、記述式で行い、その内容は授業中に取り扱った事項の基本的な理解・知識力と表現力を問うものであり、それらが到達目標に達したと評価された者を合格とする。

< テキスト >

井田良『基礎から学ぶ刑事法（第6版補訂版）』（2022年・有斐閣）¥1,980

< 参考図書 >

只木誠『コンパクト刑法総論』新世社（発売・サイエンス社）2018年

< 授業計画 >

第1回 はじめに

本講義の目的、学び方、および刑法典の全体構造を概観する。

第2回 罪刑法定主義

刑法の大原則である罪刑法定主義について概観する（テキスト第7章）

第3回 罪刑法定主義の新しい内容と判例の読み方

罪刑法定主義の新しい内容について、実際に最高裁判例を見ながら考える。（テキスト第7章および第24章）

第4回 個人的法益に対する罪

殺人罪、傷害罪および窃盗罪を中心に、個人法益に対する罪を概説し、個人法益に対する罪を自己決定権との関連から考える。（テキスト第8章）

第5回 社会的および国家法益に対する罪

放火罪、偽造罪を中心に社会法益に対する罪を概説する。公務執行妨害罪、偽証罪、および賄賂罪を中心に国家法益に対する罪を概説する。（テキスト第9章）

第6回 構成要件論（1）

構成要件の概念とその要素、および作為・不作為犯の概念要素を概説する。（テキスト11章）

第7回 構成要件論（2）

因果関係の概念・判断基準につき、基本的な考え方を概説する。（テキスト第11章）

第8回 違法論（1）

刑法上の違法概念、違法性の実質について、基本的な考え方を概説する。（テキスト第12章）

第9回 違法論（2）

違法性阻却事由（正当化理由）の原則的理論を概説する。（テキスト第12章）

第10回 責任論（1）

責任主義、責任要素（責任能力、故意、過失）につき概説する。（テキスト14章）

第11回 責任論（2）

責任阻却事由の原則論、錯誤論および期待可能性論を概説する。（テキスト第14章）

第12回 未遂論

未遂処罰の根拠論、類型、要件、効果につき概説する。（テキスト第15章）

第13回 共犯論

共犯処罰の根拠論、従属性論につき概説する。（テキスト第15章）

第14回 量刑論と罪数論



法定刑、処断刑、宣告刑の意義と量刑理論、および犯罪の個数を決定する基準と分類につき概説する。(テキスト第16章)

## 第15回 まとめ

- ・まとめ
- ・課題レポートの説明。

-----  
2022年度 後期

2単位

刑法概論 ~

大山 弘  
-----

### < 授業の方法 >

講義

#### < 授業の目的 >

本講義科目は主要専門教育科目に属し、2年次以降の配当科目である「刑法総論」「刑法各論」への橋渡し科目として位置づけられる。本講義では、犯罪理論と犯罪類型の基本枠組みを概説し、刑法典の全体構造を鳥瞰する。これにより、学部DPに示されている「体系的に学修し、法的素養を身につけること」ができるように、刑法典の全体構造を把握し、刑法の特徴と刑法を学ぶことの意義を知得することを目的とする。

#### < 到達目標 >

1. 刑法学の全体像(総論分野・各論分野)を体系的に説明することができる。
2. 刑法の基本原則、と基本的な専門用語につき具体例を示して説明することができる。
3. 簡単な事例について、基本判例と主要学説を用いて問題点を整理し、自らの考えを示すことができる。

#### < 授業のキーワード >

刑法典の構造、刑法三原則、犯罪類型、犯罪構成要件

#### < 授業の進め方 >

テキストに準拠した講義形式で行う。授業中、質疑応答を取り入れた双方向形式も組み入れる。

#### < 履修するにあたって >

前期開講科目「刑法と社会」を履修済みであることが望ましい。授業ではしっかりとノートをとること。また、テキストと六法は必ず持参すること。

#### < 授業時間外に必要な学修 >

予習として、授業テーマを確認し、テキストの該当箇所を精読すること(目安60分)。復習として、講義ノートを点検し、不明な部分を確認すること(目安60分)。そして後日、担当者に質問すること。

#### < 提出課題など >

数回、授業中にショートレポートの作成と提出を求める。提出されたショートレポートについては、いくつかのサンプルをとりあげ、評価ポイントを解説する。

#### < 成績評価方法・基準 >

定期試験(80%)とショートレポート(20%)により評価する。いずれも記述式で行い、その内容は授業中に取り扱った事項の基本的な理解・知識力と表現力を問うものであり、それらが到達目標に達したと評価された者を合格とする。なお、定期試験が実施できないときは、課題レポートに代替する。

#### < テキスト >

井田良『基礎から学ぶ刑事法(第6版補訂)』(2022年・有斐閣)

#### < 参考図書 >

只木誠『コンパクト刑法総論』新世社(発売・サイエンス社)2018年

#### < 授業計画 >

##### 第1回 イントロダクション

本講義の目的、学び方、および刑法典の全体構造を概観する。

##### 第2回 個人法益に対する罪(1)

殺人罪、傷害罪および窃盗罪を中心に、個人法益に対する罪を概説する。(テキスト第8章)

##### 第3回 個人法益に対する罪(2)

個人法益に対する罪を自己決定権との関連から考える。(テキスト第8章)

##### 第4回 社会法益に対する罪

放火罪、偽造罪を中心に社会法益に対する罪を概説する。(テキスト第9章)

##### 第5回 国家法益に対する罪

公務執行妨害罪、偽証罪、および賄賂罪を中心に国家法益に対する罪を概説する。(テキスト第9章)

##### 第6回 構成要件論(1)

構成要件の概念とその要素、および作為・不作為犯の概念要素を概説する。(テキスト11章)

##### 第7回 構成要件論(2)

因果関係の概念・判断基準につき、基本的な考え方を概説する。(テキスト第11章)

##### 第8回 違法論(1)

刑法上の違法概念、違法性の実質について、基本的な考え方を概説する。(テキスト第12章)

##### 第9回 違法論(2)

違法性阻却事由(正当化理由)の原則的理論を概説する。(テキスト第12章)

##### 第10回 責任論(1)

責任主義、責任要素(責任能力、故意、過失)につき概説する。(テキスト14章)

##### 第11回 責任論(2)

責任阻却事由の原則論、錯誤論および期待可能性論を概説する。(テキスト第14章)

##### 第12回 未遂論

未遂処罰の根拠論、類型、要件、効果につき概説する。(テキスト第15章)

第13回 共犯論

共犯処罰の根拠論、従属性論につき概説する。(テキスト第15章)

第14回 量刑論

法定刑、処断刑、宣告刑の意義と量刑理論を概説する。(テキスト第16章)

第15回 罪数論

犯罪の個数を決定する基準と分類につき概説する(テキスト第16章)

-----  
2022年度 後期

2単位

刑法概論 ~

山下 裕樹  
-----

< 授業の方法 >

講義(対面形式)

< 授業の目的 >

刑法上の諸問題や代表的な判例を概観することで、2年次以降の配当科目である「刑法総論」・「刑法各論」に対する具体的なイメージを獲得すると同時に、刑法という体系の全体像および刑法的な「考え方」を習得し、学部DPに示されている「体系的に学修し、法的素養を身につける」ための基礎を形成する。

< 到達目標 >

- 1) 刑法学の全体像(総論分野・各論分野)を体系的に説明することができる。
- 2) 刑法の基本原則、と基本的な専門用語につき具体例を示して説明することができる。
- 3) 簡単な事例について、基本判例と主要学説を用いて問題点を整理し、自らの考えを示すことができる。

< 授業のキーワード >

構成要件、違法性、責任、保護法益

< 授業の進め方 >

オンデマンド配信による講義形式を中心とする。  
下記のOneDriveリンクから講義資料をダウンロードして受講すること。  
なお、受講に際しては、PowerPointをインストールすること。

< 履修するにあたって >

- ・ 受講に際しては六法を必ず持参すること。
- ・ 「刑法と社会」を履修していることが望ましい。

< 授業時間外に必要な学修 >

- ・ 予習として、テキストの授業テーマ該当箇所を読み、論点を確認しておくことが望ましい。(30分程度)
- ・ 復習として、授業で取り扱った内容の相互関連性を意識しながらテキストを読み直し、ノートにまとめておくこと。(60分程度)
- ・ 疑問点のある場合には、担当者に質問するなどして疑問を残さないこと。

< 提出課題など >

dotCampusにおいて小テストを課す。

< 成績評価方法・基準 >

授業内課題(100%)により評価する。評価方法および実施形態に関しては、OneDriveにアップロードする講義資料を参照のこと。

< テキスト >

・ 井田良『入門刑法学・総論〔第2版〕』(有斐閣、2018年)

< 参考図書 >

・ 井田良『入門刑法学・各論〔第2版〕』(有斐閣、2018年)

(2年次以降、刑法各論を履修予定の者は、購入しておくのが望ましい。)

・ 佐久間修=橋本正博編『刑法の時間』(有斐閣、2021年)

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス

授業の進め方など

第2回 刑法とは何か?

刑法の意義・目的と刑罰の意義

第3回 刑法の基本原則

刑法学の中心たる解釈と罪刑法定主義、責任主義という重要な原則

第4回 個人的法益に対する罪

財産犯を素材に刑法解釈に触れてみる

第5回 社会的法益に対する罪

放火罪を素材に刑法解釈に触れてみる

第6回 犯罪の成立要件

構成要件該当性・違法性・責任という体系、特別な態様としての不作為犯

第7回 構成要件

刑法上の因果関係とは?

第8回 構成要件

故意、錯誤、過失について

第9回 違法性阻却事由

行為の違法性を阻却(なくす)事情としての正当防衛と緊急避難

第10回 違法性阻却事由

被害者の承諾・同意による違法性阻却

第11回 責任(阻却事由)

規範的責任論、責任能力、期待可能性

第12回 未遂犯

刑法43条における「犯罪の実行に着手した」とは?

第13回 共犯

正犯と共犯、共犯の種類、共犯の処罰根拠と従属性、共同正犯と狭義の共犯の区別、間接正犯

第14回 罪数論

犯罪の個数の決め方

第15回 まとめ

## 授業内容のまとめ

-----  
2022年度 後期

2単位

刑法概論 ~

佐藤 雅美  
-----

### < 授業の方法 >

講義

### < 授業の目的 >

本講義は、2年次以降に担当されている「刑法総論 ・ 」「刑法各論 ・ 」「などの専門科目の基礎的科目として、刑法学の全体像と基本的論点や重要な専門用語を理解することを通じて（DP1：知識・理解）、基本的論点に関連する簡単な事例の解決について、刑法学的な解決が導けるようにすること（DP2：汎用的技能）を目的としている。本講義科目を通じて、上記のよりレベルの高い専門科目への対応をスムーズに進めることができる。

### < 到達目標 >

- 1．刑法学の全体像（総論分野・各論分野）を体系的に説明することができる。
- 2．刑法の基本原則、と基本的な専門用語につき具体例を示して説明することができる。
- 3．簡単な事例について、基本判例と主要学説を用いて問題点を整理し、自らの考えを示すことができる。

### < 授業のキーワード >

刑法 刑法学 犯罪論 刑事責任

### < 授業の進め方 >

テキスト、レジュメ、スライドなどを用いながら講義を進める。重要な項目については質疑応答も取り入れ、授業内でミニレポートを作成することもある。

### < 履修するにあたって >

受講時には必ずテキスト、六法、配布資料を持参し、指示された箇所についてテキストで予習・復習すること。

### < 授業時間外に必要な学修 >

テキストの予習60分、テキスト・レジュメの復習60分程度

### < 提出課題など >

授業中に課されるショートレポート。

### < 成績評価方法・基準 >

定期試験 70%、授業中のショートレポート 30% で評価する。

定期試験では、基本的な知識とその理解を問う問題 60%、基本的な事例の解決あるいは重要テーマの論述問題 40% 程度とする。

### < テキスト >

井田良『基礎から学ぶ刑事法（第6版）』（有斐閣）

### < 参考図書 >

授業時に紹介する。

### < 授業計画 >

第1回 刑法学の世界へ

六法を引いてみよう 法的思考とは何か テキスト第7章

第2回 刑法の意義と役割

刑法の特色と役割 テキスト第4章 第7章など

第3回 犯罪の種類と分類 1

法益と犯罪の分類 テキスト第8章、第9章

第4回 犯罪の種類と分類 2

多様な犯罪の種類 テキスト第8章・第9章

第5回 刑法の基本原則 1

罪刑法定主義とその内容 テキスト第7章

第6回 刑法の基本原則 2

責任主義とその内容 テキスト第7章・第5章・第13章

第7回 犯罪の成立要件

犯罪論の体系と構成要件 テキスト第10章・第11章

第8回 因果関係と不作為犯 1

刑法上の因果関係 不作為犯とその問題点 テキスト第11章

第9回 因果関係と不作為犯 2

簡単な事例を解決してみよう テキスト第11章

第10回 違法性 1

刑法上の違法性とその内容 テキスト第10章・第12章

第11回 違法性 2

違法性を否定する事情（正当防衛など） テキスト第12章

第12回 責任 1

刑事責任の意義とその要素 テキスト第13章・第14章

第13回 責任 2

刑事責任をめぐる論点 テキスト第13章・第14章

第14回 未遂犯と共犯 1

未遂犯の意義と条文の構成 テキスト第15章

第15回 未遂犯と共犯 2

共犯の意義と種類 テキスト第15章  
-----

2022年度 前期

2単位

刑法各論

山下 裕樹  
-----

### < 授業の方法 >

オンライン授業（オンデマンド配信）

### < 授業の目的 >

刑法典第2編「罪」に規定された各犯罪類型を素材として、刑法特有の思考パターンおよび法的判断のあり方の具体的なイメージをつかむことで、学部DPに示されている「体系的に学修し、法的素養を身につけること」を目的とする。特に「財産犯」と呼ばれる領域（刑法典第2編第36章以下）を中心に解説するが、各犯罪の成立要件の

説明は必要最小限にとどめ、「考え方」の理解を促すことに重点を置く。

<到達目標>

判例・学説を理解した上で、比較的単純な事例について、財産犯領域の各犯罪の成否を、各成立要件を充足する事情、あるいはその充足を否定する事情を指摘しつつ判断できる。

<授業のキーワード>

財産に対する罪

<授業の進め方>

- ・オンデマンド配信による講義形式とする。
- ・下記のOneDriveリンクから講義資料をダウンロードして受講すること。
- ・受講に際しては、PowerPointをインストールすること。

<履修するにあたって>

- ・受講に際しては六法を必ず持参すること。
- ・「刑法概論」および「刑法総論」を履修していることが望ましい。

<授業時間外に必要な学修>

- ・予習として、テキストの授業テーマ該当箇所を読み、論点を確認しておくことが望ましい。(30分程度)
- ・復習として、論点ごとに判例・学説を整理し、ノートにまとめておくこと。(90分程度)
- ・疑問点のある場合には、担当者に質問するなどして疑問を残さないこと。

<提出課題など>

dotCampusにおいて小テストを課す。

<成績評価方法・基準>

授業内課題(100%)により評価する。評価方法および実施形態に関しては、OneDriveにアップロードする講義資料を参照のこと。なお、定期試験における不正行為に相当する行為をした場合、単位認定しない。

<テキスト>

井田良『講義刑法学・各論〔第2版〕』(有斐閣、2020年)

(その他の図書を購入・使用しても構いません。指定図書に挙げている各テキストの特徴については初回講義時に説明します。自分に合う一冊を選んでください。)

<参考図書>

飯島暢=葛原力三=佐伯和也『定義 刑法各論??財産犯ルールブック』(法律文化社、2021年)

西田典之(橋爪隆補訂)『刑法各論〔第7版〕』(弘文堂、2018年)

松宮孝明『刑法各論講義〔第5版〕』(成文堂、2018年)

中森喜彦『刑法各論〔第4版〕』(有斐閣、2015年)

山中敬一『刑法各論〔第3版〕』(成文堂、2015年)

(これらの中から一冊をテキストとして使用しても構いません。)

-----

井田良『入門刑法学・各論〔第2版〕』(有斐閣、2018年)

佐久間修=橋本正博編『刑法の時間』(有斐閣、2021年)

山口厚『刑法各論〔第2版〕』(有斐閣、2010年)

佐伯仁志ほか編『刑法判例百選II〔第8版〕』(有斐閣、2020年)

十河太朗ほか『刑法各論判例50!』(有斐閣、2017年)

西田典之ほか『判例刑法各論〔第7版〕』(有斐閣、2018年)

その他、講義中に適宜紹介する。

<授業計画>

第1回 刑法各論とは?

刑罰法規の解釈方法と保護法益および罪刑法定主義

第2回 財産犯総論

財産犯の諸類型の概観と各類型の相違点、財産および占有の意義

第3回 窃盗罪

窃盗罪の保護法益(本権説と占有説)、死者の占有

第4回 窃盗罪

不法領得の意思

第5回 強盗罪

強盗罪の基本類型と事後強盗罪

第6回 強盗罪

強盗致死傷罪

第7回 詐欺罪と恐喝罪

欺罔行為と重要事項性および財産的損害

第8回 詐欺罪と恐喝罪

被害者の処分行為と処分意思の要否

第9回 詐欺罪と恐喝罪

詐欺罪における諸問題(挙動による欺罔、三角詐欺、誤振込み)

第10回 詐欺罪と恐喝罪

恐喝罪

第11回 横領罪

横領罪の諸類型と成立要件

第12回 横領罪

横領罪における諸問題

第13回 背任罪

背任罪の成立要件、横領罪と背任罪の区別

第14回 盗品等に関する罪、毀棄・隠匿に関する罪

盗品等関与罪の保護法益、器物損壊罪

第15回 まとめ

授業内容のまとめ、質疑応答

-----  
2022年度 前期

2単位

刑法各論

秋元 洋祐  
-----

< 授業の方法 >

対面授業（講義）

< 授業の目的 >

本講義では、刑法各論の犯罪類型について理解することを目的とする。刑法各論では、主に傷害罪、窃盗罪や強盗罪の判例を題材として、構成要件の基本的な論点を取り上げる。また、判例と学説を対比することで、論点の法的问题と解釈の対立点を整理する。刑法各論は判例と学説間で様々な見解が対立しているため、重要な論点に絞って確認する。そのため、刑法各論の基本的な知識や判例の考え方を整理できるようになることを目的とする。

この科目は、法学部のDPIに示す、社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことを目指す。

< 到達目標 >

1. 刑法各論の重要論点を具体的に説明できる（知識）。
2. 主要な判例について条文を参照しながら、解決方法を考えることができる（知識、態度・習慣）。
3. 社会で起こった犯罪事件について関心を持ち、刑法各論の基本的な論点を踏まえて、自らの見解を示すことができる（態度・習慣、技能）。

< 授業のキーワード >

刑法各論、傷害罪、窃盗罪、強盗罪

< 授業の進め方 >

毎回の授業で1つの判例を題材にして、講義中心で授業を進める。判例や学説から法的问题と解釈の対立点を取り上げる。とりわけ、社会で起こった事例に触れることで、刑法各論の重要論点に興味をもってもらいたいので、受講生からの意見や質問に応じる。

< 履修するにあたって >

毎回授業用プリントを配布する。

受講の際には、六法とテキストを持参する（刑法各論の教科書は何でもよい）。

刑法の理解を高めるため、刑法総論を受講していることが望ましい。

< 授業時間外に必要な学修 >

受講の際には、テキストの該当範囲に目を通しておく（予習2時間）。

区切りごとに復習問題を配布するので、授業用プリントを参考に取り組む（復習2時間）。

< 提出課題など >

対話型の授業方式を重視するため、毎回の授業時に質疑

応答を行う。

< 成績評価方法・基準 >

授業での質疑応答20%・前期試験80%（内訳：法律用語の理解70%、事例解決型論述30%）

< テキスト >

井田良『講義刑法学・各論〔第2版〕』有斐閣 2020年  
4,840円

< 参考図書 >

佐伯仁志・橋爪隆編『刑法判例百選II〔第8版〕』有斐閣 2020年 2,750円

< 授業計画 >

第1回 殺人罪

被害者をだまして自殺させた事案を題材に、殺人罪と偽装心中（テキスト第1・2章）

第2回 傷害罪

ラジオや目覚まし時計による大音量で傷害を負わせた事案を題材に、傷害の意義（テキスト第3章）

第3回 暴行罪

日本刀を振り回して、被害者を死亡させてしまった事案を題材に、暴行の故意（テキスト第3章）

第4回 遺棄罪

交通事故の被害者を車道上に放置した事案を題材に、保護義務の存否（テキスト第4章）

第5回 監禁罪

生後1年7か月の幼児を室内に閉じ込めた事案を題材に、監禁罪の保護法益（テキスト第6章）

第6回 脅迫罪

火の用心と記載した郵便はがきで被害者らを恐怖させた事案を題材に、脅迫の意義（テキスト第6章）

第7回 住居侵入罪

ビラの配布でマンションの共用部分に立ち入った事案を題材に、住居侵入の範囲（テキスト第7章）

第8回 名誉毀損罪

真実と誤信して人の名誉を毀損した事案を題材に、真実性の証明（テキスト第8章）

第9回 業務妨害罪

動く歩道の設置工事を実力で阻止しようとした事案を題材に、公務と業務の区別（テキスト第8章）

第10回 窃盗罪

借主の占有する自動車を無断で引きあげた事案を題材に、窃盗罪の保護法益（テキスト第9・10章）

第11回 窃盗罪

元に戻すつもりで他人の自動車を乗り回した事案を題材に、不法領得の意思（テキスト第9・10章）

第12回 不動産侵奪罪

多量の建築廃材を堆積した事案を題材に、不動産侵奪罪の占有の意義（テキスト第10章）

第13回 強盗罪

ナイフや草刈鎌によって被害者を恐怖させた事案を題材に、暴行・脅迫の程度（テキスト第11章）

## 第14回 強盗罪

債務の支払いを免れるため、債権者に重傷を負わせた事案を題材に、不法の利益（テキスト第11章）

## 第15回 事後強盗罪

再度窃盗をする目的で、家人をナイフによって脅迫した事案を題材に、窃盗の機会（テキスト第11章）

-----  
2022年度 後期

2単位

刑法各論

山下 裕樹

-----  
< 授業の方法 >

オンライン授業（オンデマンド配信）

< 授業の目的 >

刑法典第2編「罪」に規定された各犯罪類型を素材として、刑法特有の思考パターンおよび法的判断のあり方の具体的なイメージをつかむことで、学部DPに示されている「体系的に学修し、法的素養を身につけること」を目的とする。刑法各論Iで取り扱わなかった財産犯以外の領域を中心に解説するが、各犯罪の成立要件の説明は必要最小限にとどめ、「考え方」の理解を促すことに重点を置く。

< 到達目標 >

判例・学説を理解した上で、比較的単純な事例について、財産犯以外の領域の各犯罪の成否を、各成立要件を充足する事情、あるいはその充足を否定する事情を指摘しつつ判断できる。

< 授業のキーワード >

生命・身体に対する罪、自由に対する罪、名誉に対する罪、公共の危険に対する罪、公共の信頼に対する罪、国家の作用に対する罪

< 授業の進め方 >

- ・オンデマンド配信による講義形式とする。
- ・下記のOneDriveリンクから講義資料をダウンロードして受講すること。
- ・受講に際しては、PowerPointをインストールすること。

< 履修するにあたって >

- ・受講に際しては六法を必ず持参すること。
- ・「刑法概論」および「刑法総論」を履修していることが望ましい。

< 授業時間外に必要な学修 >

- ・予習として、テキストの授業テーマ該当箇所を読み、論点を確認しておくことが望ましい。（30分程度）
- ・復習として、論点ごとに判例・学説を整理し、ノートにまとめておくこと。（90分程度）
- ・疑問点のある場合には、担当者に質問するなどして疑問を残さないこと。

< 提出課題など >

dotCampusにおいて小テストを課す。

< 成績評価方法・基準 >

授業内課題（100%）により評価する。評価方法および実施形態に関しては、OneDriveにアップロードする講義資料を参照のこと。なお、定期試験における不正行為に相当する行為をした場合、単位認定しない。

< テキスト >

井田良『講義刑法学・各論〔第2版〕』（有斐閣、2020年）

（その他の図書を購入・使用しても構いません。）

< 参考図書 >

西田典之（橋爪隆補訂）『刑法各論〔第7版〕』（弘文堂、2018年）

松宮孝明『刑法各論講義〔第5版〕』（成文堂、2018年）

中森喜彦『刑法各論〔第4版〕』（有斐閣、2015年）

山中敬一『刑法各論〔第3版〕』（成文堂、2015年）

（これらの中から一冊をテキストとして使用しても構いません。）

-----  
井田良『入門刑法学・各論〔第2版〕』（有斐閣、2018年）

佐久間修＝橋本正博編『刑法の時間』（有斐閣、2021年）

山口厚『刑法各論〔第2版〕』（有斐閣、2010年）

佐伯仁志ほか編『刑法判例百選II〔第8版〕』（有斐閣、2020年）

十河太郎ほか『刑法各論判例50!』（有斐閣、2017年）

西田典之ほか『判例刑法各論〔第7版〕』（有斐閣、2018年）

その他、講義中に適宜紹介する。

< 授業計画 >

第1回 法益の種類

個人的法益、社会的法益、国家的法益

第2回 生命・身体に対する罪（1）

人の始期および終期、嘱託殺人罪、自殺関与罪

第3回 生命・身体に対する罪（2）

傷害罪、同時傷害の特例、暴行罪

第4回 生命・身体に対する罪（3）

墮胎罪、遺棄罪

第5回 自由に対する罪（1）

逮捕・監禁罪、性的自由に対する罪

第6回 自由に対する罪（2）

住居侵入罪

第7回 名誉に対する罪

名誉毀損罪

第8回 公共の危険に対する罪（1）

放火罪（建造物の一体性、現住性）

第9回 公共の危険に対する罪（2）

放火罪（公共の危険の意義とその認識の要否）

第10回 公共の信頼に対する罪(1)  
文書偽造罪(文書および偽造の意義)  
第11回 公共の信頼に対する罪(2)  
文書偽造罪(具体的事案の検討)  
第12回 国家の作用に対する罪(1)  
公務執行妨害罪  
第13回 国家の作用に対する罪(2)  
犯人蔵匿および証拠隠滅の罪  
第14回 国家の作用に対する罪(3)  
賄賂罪  
第15回 まとめ  
授業内容のまとめ、質疑応答

-----  
2022年度 後期

2単位

刑法各論

秋元 洋祐

-----  
<授業の方法>

対面授業(講義)

<授業の目的>

本講義では、刑法各論の犯罪類型について理解することを目的とする。刑法各論では、主に詐欺罪、横領罪や放火罪の判例を題材として、構成要件の基本的な論点を取り上げる。また、判例と学説を対比することで、論点の法的问题と解釈の対立点を整理する。刑法各論は判例と学説間で様々な見解が対立しているため、重要な論点に絞って確認する。そのため、刑法各論の基本的な知識や判例の考え方を整理できるようになることを目的とする。

この科目は、法学部のDPIに示す、社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことを目指す。

<到達目標>

1. 刑法各論の重要論点を具体的に説明できる(知識)。
2. 主要な判例について条文を参照しながら、解決方法を考えることができる(知識、態度・習慣)。
3. 社会で起こった犯罪事件について関心を持ち、刑法各論の基本的な論点を踏まえて、自らの見解を示すことができる(態度・習慣、技能)。

<授業のキーワード>

刑法各論、詐欺罪、横領罪、放火罪、文書偽造罪

<授業の進め方>

毎回の授業で1つの判例を題材にして、講義中心で授業を進める。判例や学説から法的问题と解釈の対立点を取り上げる。とりわけ、社会で起こった事例に触れることで、刑法各論の重要論点に興味をもってもらいたいため、受講生からの意見や質問に応じる。

<履修するにあたって>

毎回授業用プリントを配布する。

受講の際には、六法とテキストを持参する(刑法各論の教科書は何でもよい)。

刑法の理解を高めるため、刑法総論を受講していることが望ましい。

<授業時間外に必要な学修>

受講の際には、テキストの該当範囲に目を通しておく(予習2時間)。

区切りごとに復習問題を配布するので、授業用プリントを参考に取り組む(復習2時間)。

<提出課題など>

対話型の授業方式を重視するため、毎回の授業時に質疑応答を行う。

<成績評価方法・基準>

授業での質疑応答20%・後期試験80%(内訳:法律用語の理解70%、事例解決型論述30%)

<テキスト>

井田良『講義刑法学・各論〔第2版〕』有斐閣 2020年 4,840円

<参考図書>

佐伯仁志・橋爪隆編『刑法判例百選II〔第8版〕』有斐閣 2020年 2,750円

<授業計画>

第1回 詐欺罪

医師を装って、医療機器を販売した事案を題材に、財産上の損害(テキスト第12章)

第2回 詐欺罪

無銭飲食・宿泊後に支払いを免れた事案を題材に、2項詐欺の不法の利益(テキスト第12章)

第3回 恐喝罪

債権の取り立てで被害者を畏怖させた事案を題材に、正当な権利の行使(テキスト第12章)

第4回 横領罪

製茶の買い付け資金を費消した事案を題材に、使途の限定された金銭(テキスト第13章)

第5回 横領罪

不動産を二重売買させた事案を題材に、横領罪と二重売買(テキスト第13章)

第6回 背任罪

登記協力義務に背いて二重抵当を行った事案を題材に、背任罪と二重抵当(テキスト第13章)

第7回 建造物損壊罪

公衆便所にラッカープレーで落書きした事案を題材に、損壊の意義(テキスト第15章)

第8回 放火罪

家屋の床下に放火した事案を題材に、焼損の意義(テキスト第18章)

第9回 放火罪

市街地の駐車場で自動車に放火した事案を題材に、公共の危険(テキスト第18章)

第10回 文書偽造罪

公文書を写真コピーで偽造した事案を題材に、原本の文書性（テキスト第22章）

第11回 文書偽造罪

同姓同名の弁護士を装って、弁護士報酬を得ようとした事案を題材に、偽造の意義（テキスト第22章）

第12回 公務執行妨害罪

公務員の補助者に暴行・脅迫した事案を題材に、間接暴行（テキスト第35章）

第13回 犯人隠避罪

身代わり犯人を自首させた事案を題材に、隠避の意義（テキスト第37章）

第14回 偽証罪

自己の記憶に反する陳述を行った事案を題材に、虚偽の陳述（テキスト第38章）

第15回 賄賂罪

警察官が捜査の便宜で現金を受け取った事案を題材に、職務の範囲（テキスト第41章）

-----  
2022年度 前期

2単位

刑法総論

山下 裕樹

-----  
< 授業の方法 >

講義（対面授業）

< 授業の目的 >

刑法典第1編「総則」の規定を素材として、刑法特有の思考パターンおよび法的判断のあり方の具体的イメージをつかむことで、学部DPIに示されている「体系的に学修し、法的素養を身につけること」を目的とする。特に「構成要件該当性」・「違法性阻却事由」に属する問題領域を中心に解説するが、犯罪成立要件の説明は必要最小限にとどめ、「考え方」の理解を促すことに重点を置く。

< 到達目標 >

判例・学説を理解した上で、比較的単純な事例について、犯罪の成否を、各成立要件を充足する事情、あるいはその充足を否定する事情を指摘しつつ判断できる。

< 授業のキーワード >

刑罰論、罪刑法定主義、責任主義、構成要件、違法性阻却事由、因果関係、不作為犯、故意・錯誤、過失犯

< 授業の進め方 >

・必要に応じて、dotCampusあるいはOneDriveリンクから講義資料をダウンロードして受講すること。  
・受講に際して、PowerPointをインストールしておくのが望ましい。

・その都度の状況に鑑みて、オンデマンド配信形式を併用する可能性がある。

< 履修するにあたって >

・受講に際しては六法を必ず持参すること。

・「刑法概論」を履修していることが望ましい。

< 授業時間外に必要な学修 >

・予習として、テキストの授業テーマ該当箇所を読み、論点を確認しておくことが望ましい。（30分程度）

・復習として、論点ごとに判例・学説を整理し、ノートにまとめておくこと。（90分程度）

・疑問点のある場合には、担当者に質問するなどして疑問を残さないこと。

< 提出課題など >

dotCampusにおいて小テストを課す。

< 成績評価方法・基準 >

授業内課題（100％）により評価する。評価方法および実施形態に関しては、dotCampusあるいはOneDriveにアップロードする講義資料を参照のこと。なお、定期試験における不正行為に相当する行為をした場合、単位認定しない。

< テキスト >

井田良『講義刑法学・総論〔第2版〕』（有斐閣、2018年）

浅田和茂『刑法総論〔第2版〕』（成文堂、2019年）

（いずれか一冊を購入してください。自分に合う一冊を選んでください。）

< 参考図書 >

山口厚『刑法総論〔第3版〕』（有斐閣、2016年）

松宮孝明『刑法総論講義〔第5版補訂版〕』（成文堂、2018年）

葛原力三ほか『テキストブック刑法総論』（有斐閣、2009年）

山中敬一『刑法総論〔第3版〕』（成文堂、2015年）

（これらの中から一冊をテキストとして使用しても構いません。）

-----  
井田良『入門刑法学・総論〔第2版〕』（有斐閣、2018年）

佐久間修 = 橋本正博編『刑法の時間』（有斐閣、2021年）

佐伯仁志『刑法総論の考え方・楽しみ方』（有斐閣、2013年）

西田典之『刑法総論〔第2版〕』（弘文堂、2010年）

佐伯仁志ほか編『刑法判例百選I〔第8版〕』（有斐閣、2020年）

十河太朗ほか『刑法総論判例50！』（有斐閣、2016年）

西田典之ほか『判例刑法総論〔第7版〕』（有斐閣、2018年）

その他、講義中に適宜紹介する。

< 授業計画 >

第1回 刑法とは？

刑法の目的、刑罰の意義

第2回 刑法の基本原則



構成要件該当性・違法性・責任という体系、罪刑法定主義、責任主義

第3回 構成要件(1)

刑法上の因果関係について(条件関係、相当因果関係説、危険の現実化)

第4回 構成要件(2)

不作為犯(作為と不作為、不作為犯と罪刑法定主義、仮定的因果関係)

第5回 構成要件(3)

不作為犯(保障人的地位・作為義務の発生根拠)

第6回 構成要件(4)

故意と錯誤(故意の意義、意味の認識、故意の種類、未必の故意)

第7回 構成要件(5)

故意と錯誤(事実の錯誤と違法性の錯誤の違い、具体的事実の錯誤)

第8回 構成要件(6)

故意と錯誤(因果経過の錯誤、抽象的事実の錯誤)

第9回 構成要件(7)

過失犯(過失犯論の展開、予見可能性と結果回避義務)

第10回 構成要件(8)

過失犯(過失の標準、管理・監督過失)

第11回 違法性阻却事由(1)

正当防衛(正当防衛の基本要件、侵害の予期と積極的加害意思、偶然防衛)

第12回 違法性阻却事由(2)

正当防衛(過剰防衛、誤想防衛、誤想過剰防衛)

第13回 違法性阻却事由(3)

緊急避難

第14回 違法性阻却事由(4)

被害者の承諾・同意

第15回 まとめ

授業内容のまとめ、質疑応答

-----  
2022年度 前期

2単位

刑法総論

大山 弘

-----  
<授業の方法>

講義

<授業の目的>

本講義は主要専門教育科目に属し、内容としては刑法典の総則部分の主要条文と適用(判例・学説)の解説を行う。講義分野は、刑法の基本諸原理と犯罪論のうち、構成要件該当性、違法性、有責性の各理論分野である。なお、未遂論と共犯論は刑法総論(大山担当)で取り扱う。これにより、学部DPIに示されている「体系的に学修

し、法的素養を身につけること」をめざし、刑法の基本知識と解釈力を修得することを目的とする。

<到達目標>

1. 講義で扱った主要条文の意義、要件、効果を理解し説明することができる。

2. 講義で扱った主要判例の要旨を事実関係に基づいて説明することができる。

3. 主要判例をベースとした典型的な事例問題について適用条文を示してその論点を説明することができる。

<授業のキーワード>

刑法理論体系、構成要件要素、違法性、責任(有責性)

<授業の進め方>

テキストに準拠しながら講義形式で行う。授業中、受講生への質疑応答を行う場合がある。

<履修するにあたって>

「刑法と社会」や「刑法概論」の科目を履修済みであることが望ましい。これらの科目で修得した基本知識を前提にして刑法解釈論を展開します。六法とテキストは必ず持参すること。

<授業時間外に必要な学修>

予習としては、事前に配布資料(講義レジュメ)をone Driveからダウンロードして予習範囲を確認し授業テーマとテキストの該当箇所を精読すること(目安60分)。復習としては、授業中に疑問や不明な点があれば必ず「疑問ノート」に記しておくこと(目安60分)。そして後日、担当者に質問し解決しておくこと。

<提出課題など>

数回、授業時にショートレポートの作成と提出を求める。提出されたレポートについては、いくつかのサンプルを取り上げて、評価ポイントを解説する。

<成績評価方法・基準>

成績は、定期試験(80%)とショートレポート(20%)により総合的に評価する。それは授業で取り扱った事項の基本的理解と文章表現力を測定するものであり、それらが到達目標に達したと評価された者を合格とする。なお、定期試験が実施できないときは、課題レポートに代替する。

<テキスト>

只木誠『コンパクト刑法総論』新世社(発売・サイエンス社)2018年

<参考図書>

島伸一編『たのしい刑法・総論第2版改訂』弘文堂2018年

<授業計画>

第1回 刑法の基礎理論

犯罪体系論を刑法思想的に分析し、現代の刑法理論と基本原理を説明する。

第2回 作為犯と不作為犯

刑法上の「行為」の意義を分析し、作為犯と不作為犯の

理論構造を説明する。

### 第3回 因果関係論（1）

刑法における因果関係の意義、基本的思考、判例・学説の論理を解説する。

### 第4回 因果関係論（2）

因果関係の判断基準をめぐる学説の特徴と判例の流れを解説する。

### 第5回 違法性の本質論

規範論と法益論、結果無価値と行為無価値、違法阻却原理につき解説する。

### 第6回 正当防衛

刑法36条の意義・要件・効果につき判例・学説を分析しながら解説する。

### 第7回 緊急避難

37条の意義・要件・効果につき判例・学説を分析しながら解説する。

### 第8回 被害者の同意

超法規的違法阻却事由としての「同意」の意義・要件・効果につき判例・学説を解説する。

### 第9回 責任能力

39条の意義・要件・効果につき判例・学説を紹介し、原因において自由な行為の法理の適用を考究する。

### 第10回 故意論

38条の意義・要件・効果につき解説し、故意構造論を考究する。

### 第11回 錯誤論（1）

いわゆる「事実の錯誤」につき、類型化したうえで、具体例を用いて解説する。

### 第12回 錯誤論（2）

いわゆる「違法性の錯誤」につき、類型化したうえで具体例を用いて解説する。

### 第13回 過失論

「過失」の意義、過失犯の理論構造、判断構造などにつき、判例・学説を解説する。

### 第14回 罪数論

刑法54条の意義、類型、基準などにつき、判例・実務を分析して解説する。

### 第15回 刑法の適用範囲

1条～6条、9条～34条、56条～59条、66条～72条の意義・要件・効果を解説する。

-----  
2022年度 前期

2単位

刑法総論

坂本 学史

-----  
< 授業の方法 >

対面形式

< 授業の目的 >

本講義は法職コース基幹科目に属し、内容としては、刑法典の総則部分の条文解釈と適用（判例・学説）を解説する。講義分野は、刑法の基本諸原理、及び犯罪論のうち構成要件該当性、違法性、有責性の各基礎理論分野について取り扱う。これにより、学部DPで示されている「法的思考に基づいた説得力ある解釈指針を示すこと」ができるように、刑法の基本知識と解釈力を修得することを目的とする。

< 到達目標 >

判例・学説を理解した上で、比較的単純な事例について、犯罪の成否を、各成立要件を充足する事情、あるいはその充足を否定する事情を指摘しつつ判断できるようになる。

< 授業のキーワード >

刑罰論、罪刑法定主義、責任主義、構成要件、違法性阻却事由、因果関係、不作為犯、故意・錯誤、過失犯

< 授業の進め方 >

基本的には講義形式で行うが、受講生との質疑応答、双方向の講義形式も組み入れる。

< 履修するにあたって >

・受講に際してはテキストおよび六法を必ず携行すること。

・各授業前に各自でレジユメをダウンロードしておくこと。

・「刑法と社会」および「刑法概論」を履修していることが望ましい。

< 授業時間外に必要な学修 >

・予習として、テキストの授業テーマ該当箇所を読み、論点を確認しておくことが望ましい。（30分程度）

・復習として、論点ごとに判例・学説を整理し、ノートにまとめておくこと。（90分程度）

< 提出課題など >

課題レポートの作成・提出を求める。（中間および期末）

< 成績評価方法・基準 >

中間レポート（50%）および期末レポート（50%）により評価する。なお各レポートは事例問題による論述形式で、論点の把握および学説および判例の基本的理解を問うものであり、それらが到達目標に達したと評価された者を合格とする。

< テキスト >

松宮孝明編『ハイブリッド刑法総論（第3版）』（法律文化社）¥3,630

井田 良・城下裕二 編『刑法総論判例インデックス』（商事法務）¥2600 + 税

< 参考図書 >

山口厚『刑法総論〔第3版〕』（有斐閣、2016年）

松宮孝明『刑法総論講義〔第5版補訂版〕』（成文堂、2018年）

< 授業計画 >

## 第1回 刑法とは？

本講義の進め方および成績評価方法、罪刑法定主義、刑法の目的、刑罰の意義

## 第2回 構成要件（1）

不作為犯（作為犯と不作為犯の基礎）

## 第3回 構成要件（2）

不作為犯（保障人的地位・作為義務の発生根拠）

## 第4回 構成要件（3）

因果関係論（条件関係、相当因果関係説）

## 第5回 構成要件（4）

故意論（故意の意義、意味の認識、故意の種類、未必の故意）

## 第6回 構成要件（5）

錯誤論（具体的事実の錯誤：客体の錯誤と方法の錯誤）

## 第7回 構成要件（6）

錯誤論（抽象的事実の錯誤）

## 第8回 構成要件（7）

過失犯論（予見可能性と結果回避義務）

## 第9回 違法論

違法論の本質、結果無価値論と行為無価値論

## 第10回 違法性阻却事由（1）

正当防衛（正当防衛の本質）

## 第11回 違法性阻却事由（2）

正当防衛（正当防衛の成立要件）

## 第12回 違法性阻却事由（3）

緊急避難（緊急避難の本質）

## 第13回 違法性阻却事由（4）

緊急避難（緊急避難の成立要件）

## 第14回 責任論と責任阻却事由（1）

責任主義、責任阻却事由（心神喪失・心神耗弱・責任において自由な行為）

## 第15回 責任阻却事由（2）

違法性の錯誤（法律の錯誤）

-----  
2022年度 前期

2単位

刑法総論

坂本 学史

-----  
< 授業の方法 >

対面形式

< 授業の目的 >

本講義は法職コース基幹科目に属し、内容としては、刑法典の総則部分の条文解釈と適用（判例・学説）を解説する。講義分野は、刑法の基本諸原理、及び犯罪論のうち構成要件該当性、違法性、有責性の各基礎理論分野について取り扱う。これにより、学部DPで示されている「法的思考に基づいた説得力ある解釈指針を示すこと」ができるように、刑法の基本知識と解釈力を修得すること

を目的とする。

< 到達目標 >

判例・学説を理解した上で、比較的単純な事例について、犯罪の成否を、各成立要件を充足する事情、あるいはその充足を否定する事情を指摘しつつ判断できるようになる。

< 授業のキーワード >

刑罰論、罪刑法定主義、責任主義、構成要件、違法性阻却事由、因果関係、不作為犯、故意・錯誤、過失犯

< 授業の進め方 >

基本的には講義形式で行うが、受講生との質疑応答、双方向の講義形式も組み入れる。

< 履修するにあたって >

・受講に際してはテキストおよび六法を必ず携行すること。

・各授業前に各自でレジュメをダウンロードしておくこと。

・「刑法と社会」および「刑法概論」を履修していることが望ましい。

< 授業時間外に必要な学修 >

・予習として、テキストの授業テーマ該当箇所を読み、論点を確認しておくことが望ましい。（30分程度）

・復習として、論点ごとに判例・学説を整理し、ノートにまとめておくこと。（90分程度）

< 提出課題など >

課題レポートの作成・提出を求める。（中間および期末）

< 成績評価方法・基準 >

中間レポート（50%）および期末レポート（50%）により評価する。なお各レポートは事例問題による論述形式で、論点の把握および学説および判例の基本的理解を問うものであり、それらが到達目標に達したと評価された者を合格とする。

< テキスト >

松宮孝明編『ハイブリッド刑法総論（第3版）』（法律文化社）¥3,630

井田 良・城下裕二 編『刑法総論判例インデックス』（商事法務）¥2600 + 税

< 参考図書 >

山口厚『刑法総論〔第3版〕』（有斐閣、2016年）

松宮孝明『刑法総論講義〔第5版補訂版〕』（成文堂、2018年）

< 授業計画 >

## 第1回 刑法とは？

本講義の進め方および成績評価方法、罪刑法定主義、刑法の目的、刑罰の意義

## 第2回 構成要件（1）

不作為犯（作為犯と不作為犯の基礎）

## 第3回 構成要件（2）

不作為犯（保障人的地位・作為義務の発生根拠）

第4回 構成要件(3)  
因果関係論(条件関係、相当因果関係説)

第5回 構成要件(4)  
故意論(故意の意義、意味の認識、故意の種類、未必の故意)

第6回 構成要件(5)  
錯誤論(具体的事実の錯誤:客体の錯誤と方法の錯誤)

第7回 構成要件(6)  
錯誤論(抽象的事実の錯誤)

第8回 構成要件(7)  
過失犯論(予見可能性と結果回避義務)

第9回 違法論  
違法論の本質、結果無価値論と行為無価値論

第10回 違法性阻却事由(1)  
正当防衛(正当防衛の本質)

第11回 違法性阻却事由(2)  
正当防衛(正当防衛の成立要件)

第12回 違法性阻却事由(3)  
緊急避難(緊急避難の本質)

第13回 違法性阻却事由(4)  
緊急避難(緊急避難の成立要件)

第14回 責任論と責任阻却事由(1)  
責任主義、責任阻却事由(心神喪失・心神耗弱・責任において自由な行為)

第15回 責任阻却事由(2)  
違法性の錯誤(法律の錯誤)

-----  
2022年度 後期

2単位

刑法総論

山下 裕樹

-----

< 授業の方法 >

講義(対面形式)

< 授業の目的 >

刑法典第1編「総則」の規定を素材として、刑法特有の思考パターンおよび法的判断のあり方の具体的なイメージをつかむことで、学部DPIに示されている「体系的に学修し、法的素養を身につけること」を目的とする。特に「構成要件該当性」・「違法性阻却事由」に属する問題領域を中心に解説するが、犯罪成立要件の説明は必要最小限にとどめ、「考え方」の理解を促すことに重点を置く。

< 到達目標 >

判例・学説を理解した上で、比較的単純な事例について、犯罪の成否を、各成立要件を充足する事情、あるいはその充足を否定する事情を指摘しつつ判断できる。

< 授業のキーワード >

責任、未遂犯、共犯

< 授業の進め方 >

・オンデマンド配信による講義形式とする。  
・下記のOneDriveリンクから講義資料をダウンロードして受講すること。  
・受講に際しては、PowerPointをインストールすること。  
<履修するにあたって>  
・受講に際しては六法を必ず持参すること。  
・「刑法概論」を履修していることが望ましい。  
<授業時間外に必要な学修>  
・予習として、テキストの授業テーマ該当箇所を読み、論点を確認しておくことが望ましい。(30分程度)  
・復習として、論点ごとに判例・学説を整理し、ノートにまとめておくこと。(90分程度)  
・疑問点のある場合には、担当者に質問するなどして疑問を残さないこと。  
<提出課題など>  
dotCampusにおいて小テストを課す。  
<成績評価方法・基準>  
授業内課題(100%)により評価する。評価方法および実施形態に関しては、OneDriveにアップロードする講義資料を参照のこと。なお、定期試験における不正行為に相当する行為をした場合、単位認定しない。  
<テキスト>  
井田良『講義刑法学・総論〔第2版〕』(有斐閣、2018年)  
浅田和茂『刑法総論〔第2版〕』(成文堂、2019年)  
(いずれか一冊を購入してください。ただし、指定図書に挙げているテキストを購入・使用しても構いません。)  
<参考図書>  
山口厚『刑法総論〔第3版〕』(有斐閣、2016年)  
松宮孝明『刑法総論講義〔第5版補訂版〕』(成文堂、2018年)  
葛原力三ほか『テキストブック刑法総論』(有斐閣、2009年)  
山中敬一『刑法総論〔第3版〕』(成文堂、2015年)  
(これらの中から一冊をテキストとして使用しても構いません。)  
-----  
井田良『入門刑法学・総論〔第2版〕』(有斐閣、2018年)  
佐久間修=橋本正博編『刑法の時間』(有斐閣、2021年)  
佐伯仁志『刑法総論の考え方・楽しみ方』(有斐閣、2013年)  
西田典之『刑法総論〔第2版〕』(弘文堂、2010年)  
佐伯仁志ほか編『刑法判例百選I〔第8版〕』(有斐閣、2020年)  
十河太朗ほか『刑法総論判例50!』(有斐閣、2016年)  
西田典之ほか『判例刑法総論〔第7版〕』(有斐閣、201

8年)

その他、講義中に適宜紹介する。

< 授業計画 >

第1回 刑法の基本原則の確認

構成要件該当性・違法性・責任という体系、罪刑法定主義、責任主義

第2回 刑法上の因果関係

条件関係、相当因果関係説、危険の現実化

第3回 不作為犯論

不作為犯の意義、保障人的地位・作為義務の発生根拠

第4回 故意と錯誤

故意の意義、事実の錯誤と違法性の錯誤の違い、違法性阻却事由の錯誤

第5回 責任阻却事由(1)

規範的責任論、責任能力、原因において自由な行為

第6回 責任阻却事由(2)

違法性の錯誤

第7回 未遂犯(1)

実行の着手時期、離隔犯における実行の着手時期

第8回 未遂犯(2)

不能犯(具体的危険説と修正された客観的危険説の対立点)

第9回 未遂犯(3)

中止犯(刑の減免根拠、中止行為の要件、任意性)

第10回 共犯(1)

正犯と共犯の種類、間接正犯

第11回 共犯(2)

(共謀)共同正犯の成立要件、共同正犯と狭義の共犯の区別、犯罪共同説・行為共同説と罪名従属性

第12回 共犯(3)

共犯の処罰根拠、共犯関係からの離脱、承継的共犯

第13回 共犯(4)

共犯者間の錯誤、共犯と身分

第14回 罪数論

法条競合、観念的競合、牽連犯、包括一罪、併合罪

第15回 まとめ

授業内容のまとめ、質疑応答

-----  
2022年度 後期

2単位

刑法総論

山下 裕樹

-----  
< 授業の方法 >

講義(対面形式)

< 授業の目的 >

刑法典第1編「総則」の規定を素材として、刑法特有の思考パターンおよび法的判断のあり方の具体的なイメージをつかむことで、学部DPに示されている「体系的に学修し、法的素養を身につけること」を目的とする。特に「

構成要件該当性」・「違法性阻却事由」に属する問題領域を中心に解説するが、犯罪成立要件の説明は必要最小限にとどめ、「考え方」の理解を促すことに重点を置く。

< 到達目標 >

判例・学説を理解した上で、比較的単純な事例について、犯罪の成否を、各成立要件を充足する事情、あるいはその充足を否定する事情を指摘しつつ判断できる。

< 授業のキーワード >

責任、未遂犯、共犯

< 授業の進め方 >

・オンデマンド配信による講義形式とする。

・下記のOneDriveリンクから講義資料をダウンロードして受講すること。

・受講に際しては、PowerPointをインストールすること。

< 履修するにあたって >

・受講に際しては六法を必ず持参すること。

・「刑法概論」を履修していることが望ましい。

< 授業時間外に必要な学修 >

・予習として、テキストの授業テーマ該当箇所を読み、論点を確認しておくことが望ましい。(30分程度)

・復習として、論点ごとに判例・学説を整理し、ノートにまとめておくこと。(90分程度)

・疑問点のある場合には、担当者に質問するなどして疑問を残さないこと。

< 提出課題など >

dotCampusにおいて小テストを課す。

< 成績評価方法・基準 >

授業内課題(100%)により評価する。評価方法および実施形態に関しては、OneDriveにアップロードする講義資料を参照のこと。なお、定期試験における不正行為に相当する行為をした場合、単位認定しない。

< テキスト >

井田良『講義刑法学・総論〔第2版〕』(有斐閣、2018年)

浅田和茂『刑法総論〔第2版〕』(成文堂、2019年)

(いずれか一冊を購入してください。ただし、指定図書に挙げているテキストを購入・使用しても構いません。)

< 参考図書 >

山口厚『刑法総論〔第3版〕』(有斐閣、2016年)

松宮孝明『刑法総論講義〔第5版補訂版〕』(成文堂、2018年)

葛原力三ほか『テキストブック刑法総論』(有斐閣、2009年)

山中敬一『刑法総論〔第3版〕』(成文堂、2015年)

(これらの中から一冊をテキストとして使用しても構いません。)

-----  
井田良『入門刑法学・総論〔第2版〕』(有斐閣、2018

年)  
佐久間修 = 橋本正博編『刑法の時間』(有斐閣、2021年)  
佐伯仁志『刑法総論の考え方・楽しみ方』(有斐閣、2013年)  
西田典之『刑法総論〔第2版〕』(弘文堂、2010年)  
佐伯仁志ほか編『刑法判例百選I〔第8版〕』(有斐閣、2020年)  
十河太郎ほか『刑法総論判例50!』(有斐閣、2016年)  
西田典之ほか『判例刑法総論〔第7版〕』(有斐閣、2018年)  
その他、講義中に適宜紹介する。  
< 授業計画 >  
第1回 刑法の基本原則の確認  
構成要件該当性・違法性・責任という体系、罪刑法定主義、責任主義  
第2回 刑法上の因果関係  
条件関係、相当因果関係説、危険の現実化  
第3回 不作為犯論  
不作為犯の意義、保障人的地位・作為義務の発生根拠  
第4回 故意と錯誤  
故意の意義、事実の錯誤と違法性の錯誤の違い、違法性阻却事由の錯誤  
第5回 責任阻却事由(1)  
規範的責任論、責任能力、原因において自由な行為  
第6回 責任阻却事由(2)  
違法性の錯誤  
第7回 未遂犯(1)  
実行の着手時期、離隔犯における実行の着手時期  
第8回 未遂犯(2)  
不能犯(具体的危険説と修正された客観的危険説の対立点)  
第9回 未遂犯(3)  
中止犯(刑の減免根拠、中止行為の要件、任意性)  
第10回 共犯(1)  
正犯と共犯の種類、間接正犯  
第11回 共犯(2)  
(共謀)共同正犯の成立要件、共同正犯と狭義の共犯の区別、犯罪共同説・行為共同説と罪名従属性  
第12回 共犯(3)  
共犯の処罰根拠、共犯関係からの離脱、承継的共犯  
第13回 共犯(4)  
共犯者間の錯誤、共犯と身分  
第14回 罪数論  
法条競合、観念的競合、牽連犯、包括一罪、併合罪  
第15回 まとめ  
授業内容のまとめ、質疑応答

-----  
2022年度 後期  
2単位  
刑法総論  
大山 弘  
-----

< 授業の方法 >

講義

< 授業の目的 >

本講義は法職コース基幹科目に属し、内容としては、刑法典の総則部分の条文解釈と適用(判例・学説)を解説する。講義分野は、刑法の基本諸原理、及び犯罪論のうち、応用分野である未遂論と共犯論を取り扱う。なお、犯罪論のうち、構成要件該当性、違法性、有責性の各基礎理論分野については、刑法総論(大山担当)で取り扱う。これにより、学部DPで示されている「法的思考に基づいた説得力ある解釈指針を示すこと」ができるように、刑法の基本知識と解釈力を修得することを目的とする。

< 到達目標 >

1. 講義で扱った主要条文の意義・要件・効果を理解し説明することができる。
2. 講義で扱った主要判例の要旨を事実関係に基づいて説明することができる。
3. 主要判例をベースとした典型的な事例問題について適用条文を示してその論点を説明することができる。

< 授業のキーワード >

刑法理論体系、未遂の処罰根拠論、共犯の処罰根拠論、罪数論

< 授業の進め方 >

テキストに準拠しながら講義形式で行う。適宜、簡単な講義レジュメを配布する。

< 履修するにあたって >

「刑法と社会」「刑法概論」及び「刑法総論」の科目を履修済みであることが望ましい。これらの科目で修得した基本知識を前提として未遂論と共犯論を展開するため、部分的にはややレベルの高い講義内容となる。したがって、講義中はノートをしっかりとること。六法とテキストは必ず持参すること。

< 授業時間外に必要な学修 >

予習としては、毎回授業テーマを確認してテキストの該当箇所を精読すること(目安60分)。復習としては、授業中の疑問や不明な点を必ず「疑問ノート」に記しておくこと(目安60分)。そして後日、担当者に質問し解決しておくこと。

< 提出課題など >

数回、講義中に、ショートレポートの作成と提出を求める。提出されたショートレポートについては、いくつかのサンプルを示して評価ポイントを解説する。

<成績評価方法・基準>

定期試験（80%）とショートレポート（20%）により総合的に評価する。いずれも記述式で行い、授業中に取り扱った事項の基本的な知識と応用力および文章表現力を問うものであり、これらが到達目標に達したと評価された者を合格とする。なお、定期試験が実施できないときは、課題レポートに代替する。

<テキスト>

只木誠『コンパクト刑法総論』新世社（発売・サイエンス社）2018年

<参考図書>

島伸一編『たのしい刑法 第2版改訂』弘文堂2018年

<授業計画>

第1回 刑法の基本理論

基本諸原理と犯罪論構造を確認する。

第2回 作為義務の根拠論

不作為の意義、作為義務の内容を確認する。

第3回 因果関係と介在事情

介在事情をめぐる判断基準につき学説と判例の変遷を確認する。

第4回 錯誤

事実の錯誤と違法性の錯誤の複合類型を解説し、判断基準をめぐる学説を確認する。

第5回 未遂論（1）

未遂犯処罰の理論的根拠と実行の着手概念をめぐる判例・学説を解説する。

第6回 未遂論（2）

不能犯の意義と判断基準をめぐる学説・判例を解説する。

第7回 未遂論（3）

中止未遂の意義と判断基準をめぐる学説・判例を解説する。

第8回 正犯概念と共犯概念

正犯と共犯の区別基準、正犯基準をめぐる学説・判例を解説する。

第9回 間接正犯

間接正犯の意義・類型・要件をめぐる学説と判例を解説する。

第10回 共犯の処罰根拠・従属性

責任共犯論、不法共犯論、因果共犯論の諸相につき具体例を用いて解説する。

第11回 共同正犯

実行共同正犯の意義と類型につき具体例を用いて解説する。

第12回 共謀共同正犯

共謀共同正犯の理論的根拠、成立要件を判例分析により考究する。

第13回 教唆犯と従犯

61条～63条の意義・要件・効果につき学説・判例を解説する。

第14回 共犯と身分

65条の意義・要件・効果につき学説・判例を解説する。

第15回 共犯と錯誤、承継と離脱

共犯関係における錯誤、承継、離脱の各形態の理論的構造と法的処理を解説する。

-----  
2022年度 後期

2単位

刑法総論

坂本 学史  
-----

<授業の方法>

対面形式

<授業の目的>

本講義は法職コース基幹科目に属し、内容としては、刑法典の総則部分の条文解釈と適用（判例・学説）を解説する。講義分野は、刑法の基本諸原理、及び犯罪論のうち、応用分野である未遂論と共犯論を取り扱う。なお、犯罪論のうち、構成要件該当性、違法性、有責性の各基礎理論分野については、刑法総論（坂本担当）で取り扱う。これにより、学部DPで示されている「法的思考に基づいた説得力ある解釈指針を示すこと」ができるように、刑法の基本知識と解釈力を修得することを目的とする。

<到達目標>

1. 講義で扱った主要条文の意義・要件・効果を理解し説明することができる。
2. 講義で扱った主要判例の要旨を事実関係に基づいて説明することができる。
3. 主要判例をベースとした典型的な事例問題について適用条文を示してその論点を説明することができる。

<授業のキーワード>

刑法理論体系、未遂の処罰根拠論、共犯の処罰根拠論、罪数論

<授業の進め方>

基本的には講義形式で行うが、受講生との質疑応答、双方向の講義形式も組み入れる。

<履修するにあたって>

・「刑法と社会」「刑法概論」及び「刑法総論」の科目を履修済みであることが望ましい。

・これらの科目で修得した基本知識を前提として未遂論と共犯論を展開するため、部分的にはややレベルの高い講義内容となる。したがって、講義中はノートをしっかりとりとること。

・六法とテキストは必ず持参すること。

・各授業前に各自でレジュメをダウンロードしておくこと。

<授業時間外に必要な学修>

・予習として、テキストの授業テーマ該当箇所を読み、論点を確認しておくことが望ましい。（30分程度）

・復習として、論点ごとに判例・学説を整理し、ノート

にまとめておくこと。(90分程度)

<提出課題など>

課題レポートの作成・提出を求める。(中間および期末)

<成績評価方法・基準>

中間レポート(50%)および期末レポート(50%)により評価する。なお各レポートは事例問題による論述形式で、論点の把握および学説および判例の基本的理解を問うものであり、それらが到達目標に達したと評価された者を合格とする。

<テキスト>

松宮孝明編『ハイブリッド刑法総論(第3版)』(法律文化社)¥3,630

井田 良・城下裕二 編『刑法総論判例インデックス』(商事法務)¥2600+税

<参考図書>

山口厚『刑法総論〔第3版〕』(有斐閣、2016年)

松宮孝明『刑法総論講義〔第5版補訂版〕』(成文堂、2018年)

<授業計画>

第1回 実務における因果関係

因果関係の判断方法における学説の変遷および判例分析

第2回 実務における因果関係

判例分析

第3回 錯誤

誤想防衛、誤想避難

第4回 錯誤

事実の錯誤と違法性の錯誤の複合類型を解説し、判断基準をめぐる学説を確認する。

第5回 未遂論(1)

未遂犯処罰の理論的根拠と実行の着手概念をめぐる判例・学説を解説する。

第6回 未遂論(2)

不能犯の意義と判断基準をめぐる学説・判例を解説する。

第7回 未遂論(3)

中止未遂の意義と判断基準をめぐる学説・判例を解説する。

第8回 正犯概念と共犯概念

正犯と共犯の区別基準、正犯基準をめぐる学説・判例を解説する。

第9回 間接正犯

間接正犯の意義・類型・要件をめぐる学説と判例を解説する。

第10回 共犯の処罰根拠・従属性

責任共犯論、不法共犯論、因果共犯論の諸相につき具体例を用いて解説する。

第11回 共同正犯

実行共同正犯の意義と類型につき具体例を用いて解説する。

第12回 共謀共同正犯

共謀共同正犯の理論的根拠、成立要件を判例分析により考究する。

第13回 教唆犯と従犯

61条~63条の意義・要件・効果につき学説・判例を解説する。

第14回 共犯と身分

65条の意義・要件・効果につき学説・判例を解説する。

第15回 共犯と錯誤、承継と離脱

共犯関係における錯誤、承継、離脱の各形態の理論的構造と法的処理を解説する。

-----  
2022年度 前期

2単位

刑法特別演習

秋元 洋祐

-----  
<授業の方法>

対面授業(講義)

<授業の目的>

本演習では、刑法各論の判例について理解することを目的とする。また、判例と学説を対比することで、重要な論点を整理する。刑法各論は判例と学説間で様々な対立が生じているので、公務員試験の択一式問題を題材として、重要な論点に絞って解説する。そのうえで、主として公務員試験の過去問を解いていく。資格試験を予定していない学生でも、刑法各論の基本的な知識や判例の考え方を整理できるようになることを目的とする。

この科目は、法学部のDPに示す、社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことを目指す。

<到達目標>

1. 刑法各論の論点と判例の解釈を身に付けることができる(知識)。

2. 暴行の意義、窃盗罪や放火罪といった刑法各論の問題を解くことができる(知識、態度・習慣)。

3. 各種の公務員試験の問題に対応することができる(態度・習慣、技能)。

<授業のキーワード>

刑法各論、傷害罪、窃盗罪、放火罪、公務員試験

<授業の進め方>

毎回の授業で1つの判例を題材にして、講義中心で授業を進める。判例から法的問題と解釈の対立点を取り上げる。公務員試験の対策にもなるので、授業中に疑問を解消できるように、受講生からの意見や質問に応じる。その他の資格試験の過去問集で取り扱ってほしいものがあれば、受講者の要望に応じて柔軟に対応する。

<履修するにあたって>

毎回授業用プリントを配布する。

受講の際には、六法とテキストを持参する(刑法各論の



教科書は何でもよい)。  
刑法の理解を高めるため、刑法総論を受講していることが望ましい。

< 授業時間外に必要な学修 >

受講の際には、テキストの該当範囲の過去問に目を通しておく(予習2時間)。

毎回の授業で復習問題を配布するので、授業用プリントを参考に組み込む(復習2時間)。

< 提出課題など >

対話型の授業方式を重視するため、毎回の授業時に質疑応答を行う。

< 成績評価方法・基準 >

授業での質疑応答20%・前期試験80%(内訳:択一式問題100%)

< テキスト >

資格試験研究会編『公務員試験 新スーパー過去問ゼミ6 刑法』実務教育出版 2020年 1,980円

< 参考図書 >

佐伯仁志・橋爪隆編『刑法判例百選II〔第8版〕』有斐閣 2020年 2,750円

< 授業計画 >

#### 第1回 個人的法益

暴行の故意で人を死なせてしまった事案を題材に、暴行罪や傷害罪における暴行の意義(テキスト・テーマ8)

#### 第2回 個人的法益

取材メモが真実を証明する確実な資料・根拠になると誤信した事案を題材に、名誉毀損罪における事実の摘示(テキスト・テーマ8)

#### 第3回 個人的法益

借主の占有する自動車を所有者が引きあげた事案を題材に、窃盗罪における占有の意義(テキスト・テーマ9)

#### 第4回 個人的法益

他人の自動車を元に戻すつもりで乗り回した事案を題材に、窃盗罪における不法領得の意思(テキスト・テーマ9)

#### 第5回 個人的法益

凶器で脅迫して客観的に被害者の反抗を抑圧した事案を題材に、強盗罪と事後強盗罪の関係(テキスト・テーマ9)

#### 第6回 個人的法益

無銭飲食・宿泊をした後で外出理由を欺き、支払いを免れた事案を題材に、詐欺罪における欺罔行為(テキスト・テーマ10)

#### 第7回 個人的法益

恐喝して飲食代金を免れた事案を題材に、恐喝罪における恐喝行為(テキスト・テーマ10)

#### 第8回 個人的法益

不動産を二重売買させた事案を題材に、横領罪と二重売買(テキスト・テーマ10)

#### 第9回 個人的法益

抵当権者の登記協力義務に背いて二重抵当を行った事案を題材に、背任罪と二重抵当(テキスト・テーマ10)

#### 第10回 社会的法益

マンションのエレベーターに放火した事案を題材に、放火罪における焼損の意義(テキスト・テーマ11)

#### 第11回 社会的法益

市街地の駐車場で自動車に放火した事案を題材に、放火罪における公共の危険(テキスト・テーマ11)

#### 第12回 社会的法益

公文書を写真コピーで偽造した事案を題材に、文書偽造罪における文書性(テキスト・テーマ11)

#### 第13回 国家的法益

公務員の補助者に暴行・脅迫した事案を題材に、公務執行妨害罪における職務執行(テキスト・テーマ12)

#### 第14回 国家的法益

自己の記憶に反する陳述を行った事案を題材に、偽証罪における虚偽の陳述(テキスト・テーマ12)

#### 第15回 国家的法益

職務権限を異にする職務に転じた後、前の職務に関して賄賂を受け取った事案を題材に、賄賂罪における職務の公正(テキスト・テーマ12)

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

経済法

田中 裕明

-----  
< 授業の方法 >

通常の講義形式で臨む。

独占禁止法の解釈・運用に、経済学の知見は不可欠であるので、実際の事案の検討に当たっては、経済学による分析(実証データ)を活用していく。

警報発令時の対応について、休講とする。

交通機関の運行中止の場合、休講しない。

< 授業の目的 >

経済法としての独占禁止法の概要を理解することを目的とする。独占禁止法の目的とは何か、独占禁止法の下ではどのような行為が禁止されるのか、各行為類型について学び、なぜそれが規制されるのか理解する。併せて、法学部の掲げるポリシーにある問題発見能力および問題解決能力の養成に資することを目的とする。

< 到達目標 >

独占禁止法に関わる新聞記事、ニュースなど、自分の言葉で説明できるようになる。

身近な出来事の中にも経済法に関わるものがあることがわかる。

< 授業のキーワード >

市場経済 自由競争 公正競争 競争制限 競争阻害

< 授業の進め方 >

毎回1テーマを取り上げることを原則とし、毎回その日

のテーマに関する客観式の問題を、「確認問題」として解答してもらい、それを提出してもらう。

<履修するにあたって>

小規模でも法は毎年改正されます。当たり前のことですが、最新版の六法を毎回必ず持参して受講すること。

<授業時間外に必要な学修>

企業の活動に関するニュース、新聞記事に関心を持ってもらう。その中で、独占禁止法への関心を高めてほしい。復習に重点を置いてほしいので、予習としてはアウトラインを掴むだけでよいので30分程度、復習に2時間ほどかけてほしい。毎回の小テストを手掛かりにして復習してほしい。

<提出課題など>

毎回、講義内容の確認のための小テストを行う。最終回を除き、翌週解答を示し、自己採点の供に資する。

<成績評価方法・基準>

上記確認のための小テスト10%、各学期末定期試験90%で成績評価を行う。

<テキスト>

田中裕明『要説独占禁止法 経済法入門』（晃洋書房）

<参考図書>

根岸哲・舟田正之著『独占禁止法概説(第5版)』(有斐閣)、金井貴嗣・川濱昇・泉水文雄編著『独占禁止法(第6版)』(弘文堂)

<授業計画>

第1回 経済法としての独占禁止法

独占禁止法の位置づけとその背景にある競争政策の経済的根拠を探る。

第2回 独占禁止法の歴史

独占禁止法はどのような過程を経て制定されたかについて言及する。

第3回 独占禁止法の目的と基本概念(1)

独占禁止法の規制目的を探る。そして、すべての規制に共通する独占禁止法にみる基本概念について概説する。

第4回 独占禁止法の目的と基本概念(2)

引き続き、独占禁止法の基本概念のうち、競争の実質的制限について事例を通じて検討する。

第5回 私的独占の禁止(1)

私的独占の禁止の総論として、私的独占の概要とその要件について概説する。

第6回 私的独占の禁止(2)

私的独占の禁止の各論として、私的独占の基本要件である「支配」と「排除」について、事例を通じて検討する。

第7回 私的独占の禁止(3)

私的独占の禁止と関連する独占的状態の規制について概説する。行為規制から市場構造規制への展開について独占禁止法の排除措置をめぐる議論を通じて論じる。

第8回 企業結合規制(1)

総論として、市場における集中の状況、企業集中の現象等の概要を述べ、それに対する独占禁止法の規制理由を明らかにする。また、各論としてここでは持株会社に対する規制についても言及する。

第9回 企業結合規制(2)

企業結合規制の各論である株式保有・役員兼任をめぐる問題点について検討する。

第10回 企業結合規制(3)

企業結合規制の各論として、合併をめぐる問題を検討する。

第11回 不当な取引制限の禁止(1)

不当な取引制限=カルテルによる競争制限の構造、カルテルの弊害等について検討する。

第12回 不当な取引制限の禁止(2)

カルテル禁止の要件(相互拘束・共同遂行)について、その運用事例から学ぶ。

第13回 不当な取引制限の禁止(3)

カルテル禁止の要件(合意の立証)について、その運用事例から学ぶ。

第14回 不当な取引制限と行政指導

わが国特有の経済行政である行政指導の競争制限性について最高裁判例の分析を通じて検討する。

第15回 事業者団体の活動規制

カルテルの温床ともされる事業者団体に対する規制の状況について事例を通じて検討する。

第16回 不当な取引制限の規制手段

カルテルによる競争制限を除去する手段(排除措置)と予防手段としての課徴金制度について概説する。

第17回 不公正な取引方法の禁止

法規制の全体像をまず把握し、規制の要件である公正競争阻害性について理解させる。

第18回 差別的取扱い・取引拒絶の規制

共同の取引拒絶、単独の取引拒絶、不当な差別対価・差別的取扱い等の規制について事例を通じて学ぶ。

第19回 不当対価

不当廉売を中心に、その根拠、規制の要件について検討する。

第20回 不当な顧客誘引・取引の強制

欺瞞的顧客誘引、不当な利益による顧客誘引、抱き合わせ販売等を検討の対象とする。

第21回 流通系列化の規制(1)

排他条件付取引を検討の対象とし、とくに専売店制をめぐる問題点を取り上げる。

第22回 流通系列化の規制(2)

拘束条件付取引を検討の対象とする。とくに一店一帳合制、ブランドをめぐる競争などを取り上げる。

第23回 再販売価格維持行為

再販売価格維持行為の規制根拠、禁止の要件について事例を通じて検討する。

第24回 優越的地位の濫用規制

優越的地位の濫用規制の根拠、運用状況等を事例の分析を通じて検討する。

第25回 不当な取引妨害・内部干渉

競争者の取引を妨害する行為および競争会社の意思決定に干渉する行為の特徴などについて検討する。

第26回 独占禁止法の適用除外（１）

総説として、適用除外制度の存在理由について述べ、各説の（１）として協同組合を取り上げる。

第27回 独占禁止法の適用除外（２）

適用除外制度各説の（２）として、再販売価格維持行為と知的財産権を取り上げる。

第28回 独占禁止法の執行・実現（１）

公正取引委員会による行政措置としての排除措置命令等を取り上げる。

第29回 独占禁止法の執行・実現（２）

独占禁止法違反行為について刑事罰が科せられた事例に関する判例を検討する。

第30回 民事的救済－損害賠償・差止請求

独占禁止法違反行為に対する私人主導による救済制度としての損害賠償請求・差止請求について、その要件と実効性の点を中心に検討する。

-----  
2022年度 後期

2単位

決済法

小松 卓也

-----  
< 授業の方法 >

講義。

< 授業の目的 >

この科目は、学部のDPに掲げる「法的素養を身につける」「法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる」を目的とする。この講義では、決済の仕組みに関する法制度を概括的に扱う。

< 到達目標 >

本科目「決済法」は、その内容や範囲が定まったものではない。恣意的ではあるが、担当教員が幾つかの決済の仕組みに焦点を当てつつ、その合理性や機能性などを解説する。それらを把握しつつ決済の意義について一定の理解を得ることが目標である。

< 授業の進め方 >

口述および板書を中心とするので、筆記の用意が必要。裁判例を配付資料として多用する。

< 授業時間外に必要な学修 >

講義において触れられた用語や問題点について、各自で調査および検討するという自学自習（復習）が望まれる。目安としては、各回につき60分程度が必要であろう。

< 提出課題など >

定期試験に関するフィードバックについては、成績公表

後において、個別の問い合わせに応じることとする。

< 成績評価方法・基準 >

定期試験の結果による（100％）。

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス

決済とは

第2回 基本事項（１）

売買取引と決済（１）

第3回 基本事項（２）

売買取引と決済（２）

第4回 基本事項（３）

売買取引と決済（３）

第5回 制度論（１）

銀行の役割（１）

第6回 制度論（２）

銀行の役割（２）

第7回 制度論（３）

銀行の役割（３）

第8回 振込（１）

誤振込について（１）

第9回 振込（２）

誤振込について（２）

第10回 クレジットカード（１）

その仕組みについて

第11回 クレジットカード（２）

その利用上の問題点（１）

第12回 クレジットカード（３）

その利用上の問題点（２）

第13回 有価証券（１）

約束手形

第14回 有価証券（２）

小切手

第15回 有価証券（３）

為替手形

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

憲法

上脇 博之

-----  
< 授業の方法 >

講義。ただしオンラインによるオンデマンド授業になる可能性が高いです。

確定し次第、このシラバスで明示します。

dotCampusで各回の授業を連絡します。

オンデマンド授業の場合には、末尾の「遠隔授業情報」でも紹介します。

また、質問がある場合には、第1回の授業動画で説明し

ます。それ以外の方法としては、dotCampusからの「お知らせ」メールに質問内容を書いて返信すると、私の電子メールに届きます。メールで回答するか、授業（動画）の中で回答するかどうかは、質問内容や質問数によって判断します。

#### < 授業の目的 >

経営学部のDPに掲げられた「経営の問題を総合的に分析・解析できる知識と技能を習得する」ようになることを目指すものです。日本における経営は日本の国家・社会を抜きには存在しえない。国家の最高法規は日本国憲法である。社会はその影響下にある。したがって、より具体的な目標としては、“日本国憲法とそれを取り巻く社会を考え、日本国憲法の基本原理、基本的人権保障及び統治機構の内実を正確に知ること”である。

#### < 到達目標 >

本科目の到達目標の第一は、そもそも憲法は何のためにあるのか、日本国憲法はどのような基本原理に基づいてつくられているのかを、受講生が説明できるようになることである。

第二は、日本国憲法が保障している基本的人権にはどのようなものがあるのかを、受講生が正確に把握し、説明できるようになることである。

第三に、日本国憲法が定める統治機構はどのようなものなのかを、受講生が正確に把握し、説明できるようになることである。

#### < 授業のキーワード >

市民革命、近代憲法、現代憲法、ポツダム宣言、日本国憲法の基本原理、国民権主義、平和主義、基本的人権尊重主義、自由権、社会権、新しい人権、権力分立制、国会、衆議院、参議院、国民代表、立法機関、内閣、裁判所、司法権の独立、地方自治、憲法改正。

#### < 授業の進め方 >

本授業の到達目標を達成するために適した2冊のテキストを使って、講義を行う。

レジュメ等も使用する。レジュメはdotCampusを通じて配布する。

もしオンデマンド授業ではなく対面授業の場合には、授業中に試験を行うので、授業計画を変更します。確定されたら連絡します。

#### < 履修するにあたって >

必ずシラバスを読んで、テキストを購入し精読すること。1回の授業につき予習と復習を計4時間行うこと。

#### < 授業時間外に必要な学修 >

テキストで予習し、テキストと配布レジュメで復習することが望まれる。授業回数は30回。授業1回につき予習と復習を最低でも合計4時間行うこと。

#### < 提出課題など >

対面授業の場合には、課題レポートの提出はないが、

オンデマンド授業の場合には課題レポートを提出してもらう。

その場合の課題は以下の通り。

前期の課題レポート以下の3つの課題のうち1つの課題を選択して、必ずテキストとレジュメを使用し（他の文献を追加で参考にする場合でもテキストは必ず使用し）、3000字以上でまとめて提出する。」

日本国憲法の基本的特徴について、近代憲法と現代憲法の視点で、かつ、大日本帝国憲法との比較を通じて、論述しなさい。

いわゆる「押しつけ憲法」論について、その内容を簡潔に説明したうえで、「押しつけ憲法」論が妥当かどうか論述しなさい。

日本国憲法を改正する場合、その改正に限界があるかどうか、限界がある場合、どのような限界が内容の点と手続きの点であるのか、論述しなさい。

#### 後期の課題レポート

以下の課題のうち1つの課題を選択して、必ず下記の参考文献を使用し（他の文献を参考にする場合でも必ず使用し）、3000字以上でまとめて提出する。

日本国憲法が保障する基本的人権のうち、少なくとも一つの基本的人権については、その保障の意義と内容を論述しなさい。その際には、大日本帝国憲法あるいはまた自民党「日本国憲法改正草案」と比較して論述しなさい（参考文献は2冊のテキスト）。

日本国憲法の権力分立制について、その意義と内容を論述しなさい（参考文献は2冊のテキスト）。

衆議院と参議院の各議員を選出する選挙制度の特徴とその問題点について憲法学の視点から論じなさい。その際、日本国憲法が選挙制度について要請していることがあり、その要請に基づく衆議院の小選挙区選挙と参議院の選挙区選挙が憲法違反であるとの意見があるので、その意見の論理を紹介したうえで、日本国憲法の立場から、その見解に対する評価についても論述しなさい（参考文献は上脇博之『ここまできた小選挙区制の弊害 アベ「独裁」政権誕生の元凶を廃止しよう！』あけび書房、2018年）。

自民党の「4項目」改憲案の特徴とその問題点について憲法学の視点から論じなさい（参考文献は上脇博之『安倍「4項目」改憲の建前と本音』日本機関紙出版センター、2018年）。

政治資金の重要な一つである政党助成金の特徴と問題点について憲法学の視点から論じなさい。その際、政党助成金が憲法違反であるとの意見があるので、その意見の論理を紹介したうえで、日本国憲法の立場から、その見解に対する評価についても論述しなさい（参考文献は上脇博之『政党助成金、まだ続けますか？』（日本機関紙出版センター、2021年））。

政治資金の重要な一つである、企業の政治献金（企業献金）の特徴と問題点について憲法学の視点から論じなさい。その際、企業献金が違憲であるとの意見があるので、その意見の論理を紹介したうえで、日本国憲法の立場から、その見解に対する評価についても論述しなさい（参考文献は上脇博之『財界主権国家・ニッポン 買収政治の構図に迫る』日本機関紙出版センター、2014年）。

いわゆる落選運動の法的根拠について憲法学の視点から論じなさい。その際、落選運動は選挙運動ではないという見解があるので、その意見の論理を紹介したうえで、日本国憲法の立場から、その見解に対する評価についても論述しなさい（参考文献は上脇博之『追及！民主主義の蹂躪者たち 【戦争法廃止と立憲主義復活のために】』日本機関紙出版センター、2016年）。

内閣官房報償費（機密費）の用途についての情報公開訴訟があるので、それを素材に、いわゆる情報公開と裁判闘争の重要性について憲法学の視点から論じなさい（上脇博之『内閣官房長官の裏金』（日本機関紙出版センター、2018年））。

衆議院の選挙制度を中選挙区制から小選挙区中心に変更し、企業献金の存続を認めながら政党助成金制度を導入したと憲法第9条等の憲法改正との間には関係があるとの見解があるので、その意見の論理を紹介したうえで、日本国憲法の立場から、その見解に対する評価についても論述しなさい（参考文献は上脇博之『安倍改憲と「政治改革」 【解釈・立法・96条先行】改憲のカラクリ』日本機関紙出版センター、2013年）。

1994年の「政治改革」の主要な内容を紹介し、それが憲法学の立場から憲法違反であるから真の政治改革を行うべきだという見解があるので、その意見の論理を紹介したうえで、日本国憲法の立場から、その見解に対する評価についても論述しなさい（参考文献は上脇博之『安倍改憲と「政治改革」 【解釈・立法・96条先行】改憲のカラクリ』日本機関紙出版センター、2013年、上脇博之『告発！政治とカネ 政党助成金20年、腐敗の深層』かもがわ出版、2015年）

政党が政治資金を用途不明金にしていることは「知る権利」を侵害するという見解があるので、その具体的な事例と、その見解に基づく制度改革案を紹介したうえで、その見解と制度改革案に対し憲法学の立場から論評しなさい（参考文献は上脇博之『追及！安倍自民党・内閣と小池都知事の「政治とカネ」疑惑』日本機関紙出版センター、2016年）。

#### 留意点

本科目は憲法の科目であり、そのレポートなので、憲法の視点で論述されていないレポートは、本科目のレポートとして評価できないので、必ず明記した参考文献を精読し、そこから憲法の視点を読み取り、レポートをまとめること。

提出するレポートには、本科目名、担当教員名、受講生の所属学部、学科、氏名、学籍番号、上記のうち選択したテーマ、使用した参考文献、レポート提出日を必ず明記すること。

参考文献を記載する際には、著者名、書名、出版社名、出版年、該当頁を明記すること。

なお、私の担当科目において、過去に提出したレポートをそのまま本科目のレポートして提出した場合、本科目のレポートは未提出として扱う。また、インターネットのものをコピーして貼り付けたものは、独自のレポートではないので、本科目のレポートは未提出として扱う。

レポートの提出は、dotCampusを通じて行ってください。PDFファイル以外（例えばWord）でレポートを作成し、提出する直前に、それをPDFファイルにしたものを提出してください。もし後期もオンライン授業のときには同様です。

提出された課題レポートについては、各レポートに対する個々のコメントは行わないが、全レポート全体についての論評を行い、それを提示する場合もあるので、その場合は、今後の学習の参考にしてください。

#### <成績評価方法・基準>

対面授業の場合には、授業中に試験を行い、それで100%評価する。

オンデマンド授業の場合には、前期の課題レポート50%と後期の課題レポート50%の合計で評価を行う。

いずれになるか確定されたら連絡します。

いずれの場合であれ、定期試験期間には試験を行わない。

<テキスト>

播磨信義・上脇博之・木下智史・脇田吉隆・渡辺洋『新・どうなっている憲法!?〔第3版〕? 憲法と社会を考える?』法律文化社、2016年、本体定価2300円(税別)。

上脇博之『日本国憲法の真価と改憲論の正体 施行70年、希望の活憲民主主義をめざして』(日本機関紙出版センター、2017年、本体価格1500円(税別))

<参考図書>

- ・長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿編『憲法判例百選I 第7版』(有斐閣、2019年)、
- ・長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿編『憲法判例百選II 第7版』(有斐閣、2019年)、
- ・浦部法徳『憲法学教室〔全訂第3版〕』(日本評論社、2016年)
- ・浦田賢治・愛敬浩二編『演習ノート憲法〔第4版〕』(法学書院、2010年)
- ・小林孝輔編『憲法演習・自習セレクト50』(勁草書房、2004年)
- ・坂本修・小沢隆一・上脇博之『国会議員定数削減と私たちの選択』(新日本出版社、2011年)
- ・上脇博之『なぜ4割の得票で8割の議席なのか ~いまこそ、小選挙区制の見直しを』(日本機関紙出版センター、2013年)
- ・上脇博之『自民改憲案 VS日本国憲法 ~ 緊迫! 9条と96条の危機』(日本機関紙出版センター、2013年)
- ・上脇博之『安倍改憲と「政治改革」【解釈・立法・96条先行】改憲のカラクリ』(日本機関紙出版センター、2013年)
- ・上脇博之『どう思う? 地方議員削減 [憲法と民意が生きる地方自治のために]』(日本機関紙出版センター、2014年)
- ・上脇博之『誰も言わない政党助成金の闇 「政治とカネ」の本質に迫る』(日本機関紙出版センター、2014年)
- ・上脇博之『財界主権国家・ニッポン 買収政治の構図に迫る』(日本機関紙出版センター、2014年)
- ・上脇博之『告発! 政治とカネ 政党助成金20年、腐敗の深層』(かもがわ出版、2015年)
- ・上脇博之『追及! 安倍自民党・内閣と小池都知事の「政治とカネ」疑惑』(日本機関紙出版センター、2016年)
- ・上脇博之『日本国憲法の真価と改憲論の正体 施行70年、希望の活憲民主主義をめざして』(日本機関紙出版センター、2017年)
- ・上脇博之『ここまで来た小選挙区制の弊害 アベ「独裁」政権誕生の元凶を廃止しよう!』(あけび書房、

2018年)

- ・上脇博之『内閣官房長官の裏金』(日本機関紙出版センター、2018年)
- ・上脇博之『安倍「4項目」改憲の建前と本音』(日本機関紙出版センター、2018年)。
- ・上脇博之『逃げる総理 壊れる行政 追及!! 「桜を見る会」&「前夜祭」』(日本機関紙出版センター、2020年)
- ・富田宏治・上脇博之・石川康宏『いまこそ、野党連合政権を! 真実とやさしさ、そして希望の政治を』(日本機関紙出版センター、2020年)
- ・上脇博之『忘れない、許さない! 安倍政権の事件・疑惑の総決算とその終焉』(かもがわ出版、2020年)
- ・上脇博之『政党助成金、まだ続けますか?』(日本機関紙出版センター、2021年)。

<授業計画>

第1回 憲法総論

オリエンテーション。レポートの書き方についても説明予定。

第2回 憲法総論

近代憲法と現代憲法

第3回 憲法総論

大日本帝国憲法と日本国憲法の基本原理

第4回 憲法総論

日本国憲法はどのようにつくられたか。「押しつけ憲法」論とその問題点

第5回 憲法総論

国民主権主義と参政権

第6回 憲法総論

国民主権主義と象徴天皇制

第7回 憲法総論

非軍事平和主義と自衛隊

第8回 憲法総論

非軍事平和主義と日米安保体制

第9回 憲法総論

憲法改正

第10回 基本的人権

基本的人権と公共の福祉、私人間効力

第11回 基本的人権

法の下での平等

第12回 基本的人権

新しい人権

第13回 基本的人権

人権享有主体性

第14回 基本的人権

思想の自由、信教の自由、政教分離

第15回 基本的人権

表現の自由、結社の自由、集会の自由

第16回 基本的人権

知る権利  
第17回 基本的人権  
人身の自由  
第18回 基本的人権  
社会権と生存権  
第19回 基本的人権  
労働基本権  
第20回 基本的人権  
学問の自由と教育を受ける権利  
第21回 基本的人権  
財産権、営業の自由  
第22回 統治機構  
権力分立制  
第23回 統治機構  
国会の地位と国会の権限  
第24回 統治機構  
衆参の選挙制度と国民代表  
第25回 統治機構  
議院の権限  
第26回 統治機構  
裁判を受ける権利、裁判所の構成、公正な判断  
第27回 統治機構  
憲法保障と憲法訴訟  
第28回 統治機構  
司法権の独立とその危機  
第29回 統治機構  
内閣  
第30回 統治機構  
地方自治の本旨、住民自治、団体自治、地方議会の選挙制度

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

憲法（資格）

上脇 博之

-----  
< 授業の方法 >

講義。ただし対面授業ではなく、オンラインによるオンデマンド授業となる可能性が高いです。dotCampusで各回の授業を連絡します。

オンデマンド授業の場合には、末尾の「遠隔授業情報」でも案内します。

また、質問がある場合には、第1回の授業動画で説明します。それ以外の方法としては、dotCampusからの「お知らせ」メールに質問内容を書いて返信すると、私の電子メールに届きます。メールで回答するか、授業（動画）の中で回答するかどうかは、質問内容や質問数によって判断します。

< 授業の目的 >

“日本国憲法とそれを取り巻く社会を考え、日本国憲法

の基本原則、基本的人権保障及び統治機構の内実を正確に知ること”である。これは教員であれば当然習得しておくべき最低限のことである。

< 到達目標 >

本科目の到達目標の第一は、そもそも憲法は何のためにあるのか、日本国憲法はどのような基本原理に基づいてつくられているのかを、受講生が説明できるようになることである。

第二は、日本国憲法が保障している基本的人権にはどのようなものがあるのかを、受講生が正確に把握し、説明できるようになることである。

第三に、日本国憲法が定める統治機構はどのようなものなのかを、受講生が正確に把握し、説明できるようになることである。

< 授業のキーワード >

市民革命、近代憲法、現代憲法、ポツダム宣言、日本国憲法の基本原理、国民主権主義、平和主義、基本的人権尊重主義、自由権、社会権、新しい人権、権力分立制、国会、衆議院、参議院、国民代表、立法機関、内閣、裁判所、司法権の独立、地方自治、憲法改正。

< 授業の進め方 >

本授業の到達目標を達成するために適した2冊のテキストを使って、講義を行うことにする。

レジュメ等も使用する予定である。

オンデマンド授業ではなく、対面授業の場合には、授業中に試験を行うので、授業計画は変更します。いずれになるか確定したら、連絡します。

< 履修するにあたって >

必ずシラバスを読んで、テキストを購入し精読すること。1回の授業につき予習と復習を計4時間行うこと。

< 授業時間外に必要な学修 >

テキストで予習し、テキストとレジュメで復習することが望まれる。授業回数は30回。授業1回につき予習と復習を最低でも合計4時間行うこと。

< 提出課題など >

対面授業の場合には課題レポートの提出はないが、オンデマンド授業の場合には、課題レポートを提出してもらう。

曾於その場合、課題は以下の通り。

前期の課題レポート

以下の3つの課題のうち1つの課題を選択して、必ずテキストとレジュメを使用し（他の文献を追加で参考にする場合でもテキストは必ず使用し）、3000字以上でまとめて提出する。」

日本国憲法の基本的特徴について、近代憲法と現代憲法の視点で、かつ、大日本帝国憲法との比較を通じて、

論述しなさい。

いわゆる「押しつけ憲法」論について、その内容を簡潔に説明したうえで、「押しつけ憲法」論が妥当かどうか論述しなさい。

日本国憲法を改正する場合、その改正に限界があるかどうか、限界がある場合、どのような限界が内容の点と手続きの点であるのか、論述しなさい。

#### 後期の課題レポート

以下の9つの課題のうち1つの課題を選択して、必ず下記の参考文献を使用し（他の文献を参考にする場合でも必ず使用し）、3000字以上でまとめて提出する。

衆議院と参議院の各議員を選出する選挙制度の特徴とその問題点について憲法学の視点から論じなさい。その際、日本国憲法が選挙制度について要請していることがあり、その要請に基づく衆議院の小選挙区選挙と参議院の選挙区選挙が憲法違反であるとの意見があるので、その意見の論理を紹介したうえで、日本国憲法の立場から、その見解に対する評価についても論述しなさい（参考文献は上脇博之『ここまで来た小選挙区制の弊害 アベ「独裁」政権誕生の元凶を廃止しよう！』あけび書房、2018年）。

自民党の「4項目」改憲案の特徴とその問題点について憲法学の視点から論じなさい（参考文献は上脇博之『安倍「4項目」改憲の建前と本音』日本機関紙出版センター、2018年）。

政治資金の重要な一つである政党助成金の特徴と問題点について憲法学の視点から論じなさい。その際、政党助成金が憲法違反であるとの意見があるので、その意見の論理を紹介したうえで、日本国憲法の立場から、その見解に対する評価についても論述しなさい（参考文献は上脇博之『政党助成金、まだ続けますか？』（日本機関紙出版センター、2021年））。

政治資金の重要な一つである、企業の政治献金（企業献金）の特徴と問題点について憲法学の視点から論じなさい。その際、企業献金が違憲であるとの意見があるので、その意見の論理を紹介したうえで、日本国憲法の立場から、その見解に対する評価についても論述しなさい（参考文献は上脇博之『財界主権国家・ニッポン 買収政治の構図に迫る』日本機関紙出版センター、2014年）。

いわゆる落選運動の法的根拠について憲法学の視点か

ら論じなさい。その際、落選運動は選挙運動ではないという見解があるので、その意見の論理を紹介したうえで、日本国憲法の立場から、その見解に対する評価についても論述しなさい（参考文献は上脇博之『追及！民主主義の蹂躪者たち 【戦争法廃止と立憲主義復活のために】』日本機関紙出版センター、2016年）。

内閣官房報償費（機密費）の用途についての情報公開訴訟があるので、それを素材に、いわゆる情報公開と裁判闘争の重要性について憲法学の視点から論じなさい（上脇博之『内閣官房長官の裏金』（日本機関紙出版センター、2018年））。

衆議院の選挙制度を中選挙区制から小選挙区中心に変更し、企業献金の存続を認めながら政党助成金制度を導入したと憲法第9条等の憲法改正との間には関係があるとの見解があるので、その意見の論理を紹介したうえで、日本国憲法の立場から、その見解に対する評価についても論述しなさい（参考文献は上脇博之『安倍改憲と「政治改革」 【解釈・立法・96条先行】改憲のカラクリ』日本機関紙出版センター、2013年）。

1994年の「政治改革」の主要な内容を紹介し、それが憲法学の立場から憲法違反であるから真の政治改革を行うべきだという見解があるので、その意見の論理を紹介したうえで、日本国憲法の立場から、その見解に対する評価についても論述しなさい（参考文献は上脇博之『安倍改憲と「政治改革」 【解釈・立法・96条先行】改憲のカラクリ』日本機関紙出版センター、2013年、上脇博之『告発！政治とカネ 政党助成金20年、腐敗の深層』かもがわ出版、2015年）

政党が政治資金を用途不明金にしていることは「知る権利」を侵害するという見解があるので、その具体的な事例と、その見解に基づく制度改革案を紹介したうえで、その見解と制度改革案に対し憲法学の立場から論評しなさい（参考文献は上脇博之『追及！安倍自民党・内閣と小池都知事の「政治とカネ」疑惑』日本機関紙出版センター、2016年）。

#### 留意点

本科目は憲法の科目であり、そのレポートなので、憲法の視点で論述されていないレポートは、本科目のレポートとして評価できないので、必ず明記した参考文献を精読し、そこから憲法の視点を読み取り、レポートをまとめること。

提出するレポートには、本科目名、担当教員名、受講生の所属学部、学科、氏名、



学籍番号、上記のうち選択したテーマ、使用した参考文献、レポート提出日を必ず明記すること。

参考文献を記載する際には、著者名、書名、出版社名、出版年、該当頁を明記すること。

なお、私の担当科目において、過去に提出したレポートをそのまま本科目のレポートして提出した場合、本科目のレポートは未提出として扱う。また、インターネットのものをコピーして貼り付けたものは、独自のレポートではないので、本科目のレポートは未提出として扱う。

前期のレポートの提出は、dotCampusを通じて行ってください。PDFファイル以外（例えばWord）でレポートを作成し、提出する直前に、それをPDFファイルにしたものを提出してください。もし後期もオンライン授業のときには同様です。

提出された課題レポートについては、各レポートに対する個々のコメントは行わないが、全レポート全体についての論評を行い、それを提示する場合もあるので、その場合は、今後の学習の参考にしてください。

<成績評価方法・基準>

対面授業の場合には授業中に試験を行い、それで100%評価するが、オンライン授業の場合には、前期の課題レポート50%と後期の課題レポート（50%）の合計で評価を行う。いずれの場合も、定期試験期間には試験を行わない。

<テキスト>

播磨信義・上脇博之・木下智史・脇田吉隆・渡辺洋『新・どうなっている憲法！？〔第3版〕？ 憲法と社会を考える？』法律文化社、2016年、本体定価2300円（税別）。

上脇博之『日本国憲法の真価と改憲論の正体 施行70年、希望の活憲民主主義をめざして』（日本機関紙出版センター、2017年、本体価格1500円（税別））

<参考図書>

・坂本修・小沢隆一・上脇博之『国会議員定数削減と私たちの選択』（新日本出版社、2011年）

・上脇博之『なぜ4割の得票で8割の議席なのか～いまこそ、小選挙区制の見直しを』（日本機関紙出版センター、2013年）

・上脇博之『自民改憲案 VS日本国憲法～緊迫！9条と96条の危機』（日本機関紙出版センター、2013年）

・上脇博之『安倍改憲と「政治改革」 【解釈・立法・

96条先行】改憲のカラクリ』（日本機関紙出版センター、2013年）

・上脇博之『どう思う？地方議員削減 [憲法と民意が生きる地方自治のために]』（日本機関紙出版センター、2014年）

・上脇博之『誰も言わない政党助成金の闇 「政治とカネ」の本質に迫る』（日本機関紙出版センター、2014年）

・上脇博之『財界主権国家・ニッポン 買収政治の構図に迫る』（日本機関紙出版センター、2014年）

・上脇博之『告発！政治とカネ 政党助成金20年、腐敗の深層』（かもがわ出版、2015年）

・上脇博之『追及！安倍自民党・内閣と小池都知事の「政治とカネ」疑惑』（日本機関紙出版センター、2016年）

・上脇博之『日本国憲法の真価と改憲論の正体 施行70年、希望の活憲民主主義をめざして』（日本機関紙出版センター、2017年）

・上脇博之『ここまできた小選挙区制の弊害 アベ「独裁」政権誕生の元凶を廃止しよう！』（あけび書房、2018年）

・上脇博之『内閣官房長官の裏金』（日本機関紙出版センター、2018年）

・上脇博之『安倍「4項目」改憲の建前と本音』（日本機関紙出版センター、2018年）。

・上脇博之『逃げる総理 壊れる行政 追及！！「桜を見る会」と「前夜祭」』（日本機関紙出版センター、2020年）

・富田宏治・上脇博之・石川康宏『いまこそ、野党連合政権を！真実とやさしさ、そして希望の政治を』（日本機関紙出版センター、2020年）

・上脇博之『忘れない、許さない！ 安倍政権の事件・疑惑の総決算とその終焉』（かもがわ出版、2020年）

・上脇博之『政党助成金、まだ続けますか？』（日本機関紙出版センター、2021年）。

<授業計画>

第1回 憲法総論

オリエンテーション。課題レポートの書き方についても説明する。

第2回 憲法総論

近代憲法と現代憲法

第3回 憲法総論

大日本帝国憲法と日本国憲法の基本原理

第4回 憲法総論

日本国憲法はどのようにつくられたか。「押しつけ憲法」論とその問題点

第5回 憲法総論

国民主権主義と参政権

第6回 憲法総論

国民主権主義と象徴天皇制

第7回 憲法総論

非軍事平和主義と自衛隊

第8回 憲法総論

非軍事平和主義と日米安保体制

第9回 憲法総論

憲法改正

第10回 基本的人権

基本的人権と公共の福祉、私人間効力

第11回 基本的人権

法の下での平等

第12回 基本的人権

新しい人権

第13回 基本的人権

人権享有主体性

第14回 基本的人権

思想の自由、信教の自由、政教分離

第15回 基本的人権

表現の自由、知る権利、結社の自由、集会の自由

第16回 基本的人権

人身の自由

第17回 基本的人権

社会権と生存権

第18回 基本的人権

労働基本権

第19回 基本的人権

学問の自由と教育を受ける権利

第20回 基本的人権

財産権など

第21回 基本的人権

第21回授業は第22回授業内容を行う。それ以降同じ。

第22回 統治機構

権力分立制

第23回 統治機構

国会の権限 議院の権限

第24回 統治機構

衆参の選挙制度と国民代表

第25回 統治機構

裁判を受ける権利、裁判所の構成、公正な判断

第26回 統治機構

憲法保障と憲法訴訟

第27回 統治機構

司法権の独立とその危機

第28回 統治機構

内閣

第29回 統治機構

地方自治の本旨、住民自治、団体自治、地方議会の選挙制度

第30回 統治機構

試験

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

憲法（資格）

秋元 洋祐  
-----

<授業の方法>

対面授業（講義）

<授業の目的>

本講義では、民法や刑法の法学一般を学んだうえで、憲法が保障する基本的人権について理解することを目的とする。基本的人権には、中学生の髪型の自由から商売を始める際の職業選択の自由まで様々な権利保障が認められている。もっとも、これらの人権は、完全な自由を保障するものではなく、学校の校則や商店の開設を制限する法律によって規制される。この法的な規制に対して、憲法が保障する自由は、どこまで認められるのかが最も重要な問題となる。そこで、憲法上の人権保障の観点から、法的な制限が許されるのかを考えられるようになることを目的とする。

この科目は、人文学部のDPに示す、複数の分野の基礎知識を教養として身につけることを目指す。また、心理学部のDPに示す、社会人として幅広い教養を身につけることを目指す。

<到達目標>

1. 憲法の人権保障を具体的に説明できる（知識）。
2. 人権を規制する法律の問題点を説明できる（知識）。
3. 主要な裁判例について条文を参照しながら、解決方法を考えることができる（知識、態度・習慣）。
4. 憲法9条の戦争放棄といった現代の解釈問題に関心を持ち、自分の法的な考えを示すことができる（態度・習慣、技能）。

<授業のキーワード>

法学、憲法、基本的人権、公共の福祉、法の下での平等、職業選択の自由

<授業の進め方>

憲法の人権保障と制限について、裁判例を題材にして学ぶ。平等権や表現の自由といった各人権規定について、毎回の授業で1つずつ裁判例を題材にして、講義中心で授業を進める。とりわけ、社会で起こった事例に触れることで、憲法と法律の身近さを体感し、法学一般への興味をもってもらいたいので、受講生からの意見や質問に応じる。

<履修するにあたって>

毎回授業用プリントを配布する。

<授業時間外に必要な学修>

受講の際には、テキストの該当範囲を一読しておく（予習2時間）。

区切りごとに復習問題を配布するので、授業用プリントを参考に取り組む（復習2時間）。

< 提出課題など >

対話型の授業方式を重視するため、毎回の授業時に質疑応答を行う。

< 成績評価方法・基準 >

前期試験50%・後期試験50%（各試験の内訳：法律用語の理解70%、事例解決型論述30%）

< テキスト >

初宿正典・高橋正俊・米沢広一・棟居快行『いちばんやさしい憲法入門〔第6版〕』有斐閣 2020年 1,760円

< 参考図書 >

長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿編『憲法判例百選I〔第7版〕』有斐閣 2019年 2,530円

長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿編『憲法判例百選II〔第7版〕』有斐閣 2019年 2,530円

< 授業計画 >

第1回 法学の基礎

講義と成績評価の説明、憲法と法律

第2回 法学の基礎

社会における法の役割

第3回 法学の基礎

法解釈や法と慣習・道徳の差異

第4回 法的思考

建造物が燃え出しそうな状況を放置した不作為犯を題材に、法的義務と道徳的義務の差異

第5回 法的思考

思っていた人とは別人を傷つけてしまった錯誤を題材に、法的な客観と主観の区別

第6回 法的思考

殴りかかってきた相手を傷つけてしまった正当防衛を題材に、法的な比較衡量の視点

第7回 憲法の基礎

憲法の構造と歴史的な経緯

第8回 人権の享有主体

政治活動を行ったことで在留期間の更新が認められなかった事案を題材に、外国人や子供の人権（テキスト第1・2章）

第9回 幸福追求権

市役所から前科を回答された事案を題材に、プライバシー権に関わる一般的・包括的人権（テキスト第2・3章）

第10回 自己決定権

男子生徒の髪型で丸刈り校則が問題となった事案を題材に、生徒の髪型の自由（テキスト第1・4章）

第11回 法の下の平等

虐待を受けていた娘が父親を殺害してしまった事案を題材に、尊属殺人罪と法の下での平等（テキスト第6章）

第12回 法の下での平等

嫡出子と非嫡出子の法定相続の差異が問題となった事案を題材に、法の下での平等（テキスト第5章）

第13回 法の下での平等

女性の再婚禁止期間が問題となった事案を題材に、平等

権と合理的な区別（テキスト第5章）

第14回 精神的自由

高校受験の際に不適切な内申書を記載された事案を題材に、思想・良心の自由（テキスト第1章）

第15回 精神的自由

剣道の不受講によって退学処分を受けた事案を題材に、信教の自由（テキスト第7章）

第16回 精神的自由

モデル小説で私生活を暴露された事案を題材に、プライバシー権と表現の自由（テキスト第8・9章）

第17回 精神的自由

少年事件の匿名報道が問題となった事案を題材に、推知報道と表現の自由（テキスト第8・9章）

第18回 経済的自由

既存の公衆浴場からの距離制限が問題となった事案を題材に、公衆浴場法の距離制限と職業選択の自由（テキスト第10章）

第19回 経済的自由

既存の小売市場からの距離制限が問題となった事案を題材に、商調法の距離制限と職業選択の自由（テキスト第10章）

第20回 経済的自由

既存の薬局からの距離制限が問題となった事案を題材に、薬事法の距離制限と職業選択の自由（テキスト第10章）

第21回 経済的自由

予防接種によって健康被害を受けた事案を題材に、財産権の保障

第22回 人身の自由

死刑制度が残虐な刑罰の禁止に該当するのかが問題となった事案を題材に、適正手続の保障（テキスト第13章）

第23回 生存権

生活保護の金額が不十分であった事案を題材に、生活保護法と生存権（テキスト第11章）

第24回 教育権

学力テストを実力で妨害した事案を題材に、教育権の所在（テキスト第12章）

第25回 参政権

衆議院議員選挙で1票の価値が問題となった事案を題材に、選挙権の平等

第26回 平和主義

自衛隊の基地建設が問題となった事案を題材に、憲法9条の戦争放棄（テキスト第15章）

第27回 国会

衆議院議員が国会の会期中に逮捕された事案を題材に、立法権を担う国会の役割（テキスト第16・17章）

第28回 内閣

衆議院の解散権を行使した事案を題材に、行政権を担う内閣の役割（テキスト第18章）

第29回 裁判所

宗教上の価値観の相違に基づいて寄付金の返還を請求し

た事案を題材に、司法権を担う裁判所の役割（テキスト第19・20章）

第30回 地方自治

条例で集団行進をより厳しく規制した事案を題材に、地方自治の役割（テキスト第21章）

-----  
2022年度 後期

2単位

憲法 A（人権総論） ~

福嶋 敏明  
-----

< 授業の方法 >

講義

< 授業の目的 >

この講義では、法学部のディプロマ・ポリシー（DP）が掲げる「法の理念および現実の社会における法の運用を踏まえて、法および政治について体系的に学修し、法化社会・国際化社会に対応した法的素養を身につける」ことを目的に、日本国憲法が保障する人権に関する憲法解釈論のうち、総論部分を学習します。重要論点に関する代表的な学説や判例の検討を中心に講義を進めていきますが、必要に応じて最新の社会問題にも言及していきます。

< 到達目標 >

人権総論分野における解釈論上の主要な論点について、代表的な学説・判例の内容を説明できる。

< 授業のキーワード >

憲法、人権の意義、人権の限界、人権の享有主体、人権の私人間効力、幸福追求権、法の下での平等

< 授業の進め方 >

・レジュメを中心に、適宜テキストも参照しながら、講義を行います。

・レジュメは授業の前日までにdotCampusのマナビに掲載しますので、授業開始までに各自でダウンロード・プリントアウトし、持参してください。なお、公開期間（原則として1週間）を設けますので、公開期間中にダウンロード・プリントアウトしてください。また、紛失・データ破損などを理由とする場合であっても公開期間経過後のレジュメ提供の要望には応じませんので、ダウンロード・プリントアウトしたレジュメは各自できちんと管理するようにしてください。

< 履修するにあたって >

・毎回必ずテキスト、レジュメ、六法を持参してください。

・「憲法と社会」単位取得程度を理解を前提として講義を行いますので、「憲法と社会」の復習をあらかじめ各自でおいてください。

< 授業時間外に必要な学修 >

毎回の講義内容について、事前にテキストを用いた予習（1時間程度）、事後にテキスト・レジュメ・ノートを

用いた復習（1時間程度）を行うことが求められます。

< 提出課題など >

予定しておりません。

< 成績評価方法・基準 >

・定期試験100%で評価します。

・評価は講義内容に対する理解度を中心に行います。

< テキスト >

芦部信喜著（高橋和之補訂）『憲法 第七版』岩波書店  
2019年 3,200円 + 税

< 参考図書 >

講義中に指示します。

< 授業計画 >

第1回 人権の観念（1）

人権の意義

第2回 人権の観念（2）

人権の特質・内容

第3回 人権の限界（1）

公共の福祉

第4回 人権の限界（2）

違憲審査の基準

第5回 人権の享有主体（1）

外国人の人権（1）

第6回 人権の享有主体（2）

外国人の人権（2）

第7回 人権の享有主体（3）

法人の人権

第8回 私人間における人権の保障（1）

代表的な学説

第9回 私人間における人権の保障（2）

代表的な判例

第10回 幸福追求権（1）

幸福追求権の意義

第11回 幸福追求権（2）

プライバシーの権利、自己決定権

第12回 法の下での平等（1）

法の下での平等の意義

第13回 法の下での平等（2）

代表的な判例（1）

第14回 法の下での平等（3）

代表的な判例（2）

第15回 特別な法律関係における人権

公務員の人権、刑事施設被収容者の人権  
-----

2022年度 後期

2単位

憲法 A（人権総論） ~

塚田 哲之  
-----

< 授業の方法 >

講義（対面授業）

全学の方針に基づき、遠隔授業を実施する場合は、原則としてオンデマンド方式を予定している。

#### < 授業の目的 >

この講義は、法学部のDPIに示す、「法の理念および現実の社会における法の運用を踏まえて、法および政治について体系的に学修し、法化社会・国際化社会に対応した法的素養を身につけること」、「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示す」能力を獲得するため、主要専門教育科目として設けられたものである。

より具体的には、1年次前期配当の「憲法と社会」の履修を前提として、2年次前期配当の「憲法 B(人権各論)」とあわせ、日本国憲法の基本的人権規定を対象とする憲法解釈論を概観するが、この講義では、講学上「人権総論」と呼ばれる領域および包括的基本権(13条)・法の下での平等(14条)を扱う(各論的条項については「憲法 B(人権各論)」で扱う)。なお、最新の最高裁判決など日々生起する人権問題については、適宜関連箇所を組み込み、または「番外編」として取り上げることがある。

#### < 到達目標 >

人権総論分野における解釈論上の主要な論点について、代表的な学説・判例の内容を説明できる。

#### < 授業のキーワード >

日本国憲法、立憲主義、人権の保障、違憲審査、個人の尊重、包括的基本権、法の下での平等

#### < 授業の進め方 >

- ・講義は、配布するレジュメに沿って行う。レジュメ・資料の配付は、Moodle,dotCampus,OneDrive(のいずれか、または複数)を利用する(詳細は、第1回のガイダンスで説明する)。
- ・授業に関する連絡、レポート提出はMoodle,dotCampusなどLMSを利用する。
- ・授業に関する質問は、対面授業時または担当者宛の電子メールで受け付ける。

#### < 履修するにあたって >

講義は「憲法と社会」の履修を前提として行うので、十分復習した上で受講すること。

#### < 授業時間外に必要な学修 >

予習としては、事前配布のレジュメとテキストの該当箇所を読み込むこと(目安として各回2時間程度)、復習としては、レジュメ・テキスト・ノートを用いた内容の確認(目安として各回2時間程度)が求められる。

#### < 提出課題など >

中間レポート(1回)を課す可能性がある。詳細は、講義開始後連絡する。

中間レポートの結果については、概括的にコメントをするほか、希望者には個別にコメントする。

#### < 成績評価方法・基準 >

定期試験(論述式)100%(中間レポートを課した場合は、中間レポート25%、定期試験75%)。

評価は、上記「到達目標」に照らし、講義で扱った内容の理解度、具体的問題についての検討内容を中心に行い、文章表現力を加味する。

なお、定期試験に代えて、期末レポートの提出を求める可能性がある(期末レポートの評価割合は定期試験と同じ)。詳細は、対面授業時およびMoodle,dotCampusなどのLMSで連絡する。

#### < テキスト >

- ・本秀紀編『憲法講義 第3版』日本評論社 2022年
- ・六法必携
- ・なお、講義で使用するレジュメ・資料類は、Moodle,dotCampus,OneDrive(のいずれか、または複数)を利用して配布する。

#### < 参考図書 >

- ・芦部信喜著(高橋和之補訂)『憲法 第七版』岩波書店 2019年
- ・野中俊彦ほか『憲法判例集〔第11版〕』有斐閣 2016年
- ・その他については、第1回のガイダンスで紹介する。

#### < 授業計画 >

第1回 ガイダンス、人権の歴史と概念

人権宣言の歴史、人権の観念

第2回 日本国憲法における人権保障

日本国憲法における人権保障の意義、人権規定の分類、人権保障と違憲審査

第3回 人権の享有主体(1)

「国民」の概念、天皇・皇族、子ども

第4回 人権の享有主体(2)

外国人

第5回 人権の享有主体(3)

法人・団体

第6回 人権制約事由(1)

「公共の福祉」の解釈

第7回 人権制約事由(2)

違憲審査の基準、最高裁判例の展開とその問題

第8回 人権の妥当範囲(1)

特別な法律関係における人権

第9回 人権の妥当範囲(2)

私人間における人権保障

第10回 包括的基本権(1)

幸福追求権の意義、13条の解釈

第11回 包括的基本権(2)

プライバシーの権利、自己決定権

第12回 法の下での平等(1)

平等の諸観念、14条の解釈

第13回 法の下での平等(2)

平等原則に関する裁判例(1)

第14回 法の下の平等(3)

平等原則に関する裁判例(2)

第15回 総括・予備

到達点の確認、必要に応じ補充

-----  
2022年度 後期

2単位

憲法 A (人権総論) ~

渡辺 洋  
-----

< 授業の方法 >

下記授業目的を踏まえつつ、本講では、

憲法における人権保障規定の解釈論の基礎を学ぶ。

本講では、そのうち、(憲法の体系上・講学上いわゆる)人権総論の部分を中心に扱う。

(本講は原則「対面」で提供されるが、状況次第では「遠隔(オンデマンド)」で提供されることについては、下記「授業の進め方」および「遠隔授業情報」参照。)

< 授業の目的 >

「国内外の公共的事柄に関心[...]を持ち」ながら

基本的な「法的素養を身につけ」、ひいては

「社会における各種の問題について、[...]法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる」ようになることが、法学部DPに則した目的となる。

< 到達目標 >

人権総論分野における解釈論上の主要な論点について、代表的な学説・判例の内容を説明できる。

< 授業のキーワード >

人権の歴史、享有主体、私人間効力、法律の留保、人権の限界、保護範囲、平等原則

< 授業の進め方 >

原則「対面」(状況次第では「遠隔(オンデマンド)」)にて、講義形式で進める。

詳細は下記「遠隔授業情報」参照。

< 履修するにあたって >

本講は「憲法と社会」単位取得程度の理解を前提とする。

< 授業時間外に必要な学修 >

本講でも、毎回十分な予習・復習(各2時間以上)が当然に求められる。

授業計画に付記した各回主題に係るテキスト該当箇所を、予習・復習に役立てること。

< 提出課題など >

適宜指示する。

< 成績評価方法・基準 >

定期試験の成績(100%)

但し、講義進行上の理由から何らかの課題を出した場合、成績評価全体の30%を上限として成績評価に組み入れる。

課題が複数回にわたった場合、上記配点分を課題総数で按分したものを、各課題への配点とする。

< テキスト >

高橋和之『立憲主義と日本国憲法 第5版』(有斐閣、2020年)

< 参考図書 >

長谷部恭男・石川健治・穴戸常寿編『別冊ジュリスト 憲法判例百選、[第7版]』(有斐閣、2019年)

< 授業計画 >

第1回 人権の歴史

人権の観念

人権の種類

下記テキスト第2部(以下略)の

第4章1~3など

第2回 人権の主体(1)

第4章4など

第3回 人権の主体(2)

第4章4など

第4回 人権規定の法的性格

私人間における人権の効力(1)

第5章1、2など

第5回 私人間における人権の効力(2)

第5章2など

第6回 人権の限界(1):

人権制限の議論構造

人権制限の根拠 - 公共の福祉

第5章3(1)、(2)など

第7回 人権の限界(2):

人権制限の法形式

(特殊な法律関係における人権保障)

第5章3(3)、

第11章 4(2)(テキスト350頁)など

第8回 人権の限界(3):

利益衡量の方法

(審査基準論)

第5章3(4)など

第9回 包括的人権としての幸福追求権(1):

幸福追求権の法的性格

第6章 1など

第10回 包括的人権としての幸福追求権(2):

プライバシーの権利と個人情報の保護

第6章 2(1)など

第11回 包括的人権としての幸福追求権(3):

自己決定権、人格権など

第6章 2(2)~(5)など

第12回 名誉権・プライバシー権と表現の自由との調整

第8章 C)2(1)(イ)c、d(テキスト241~245頁)など

第13回 法の下での平等(1):

平等の観念

日本国憲法における平等保障

第6章 1、2(1)~(4)など

第14回 法の下の平等(2):

代表的な判例(1)

(家族、性別など)

第6章 II 2(5)(ア)、(ウ)-(キ)など

第15回 法の下の平等(3):

代表的な判例(2)

(議員定数)

第6章 II 2(5)(イ)など

-----  
2022年度後期

2単位

憲法 I A(人権総論) ⑩-⑫

岡本 篤尚  
-----

<授業の方法>

講義

<授業の目的>

この授業科目は、法学部のDPに掲げる「法の理念および現実の社会における法の運用を踏まえて、法および政治について体系的に学修し、法化社会・国際化社会に対応した法的素養を身につけ」ことを目指すものです。

この授業では、憲法の「基本的人権」のうち、基本的人権の基盤や背景となる「個人の尊厳」、立憲主義、法の支配などの基本的な概念や、基本的人権の定義、特徴、歴史などを取り扱う基本的人権の「総論」について学んでいきます。

<到達目標>

人権総論分野における解釈論上の主要な論点について、代表的な学説・判例の内容を説明できる。

<授業のキーワード>

個人の尊厳 基本的人権 立憲主義 新しい人権 法の下  
の平等

<授業の進め方>

1. この授業は、授業担当教員によるレクチャー(講義・説明)を中心に進めていきます。
2. 受講生に鋭敏な人権感覚を養ってもらうため、授業の中で、授業内容に関連する「人権問題」や「憲法問題」に関する解説も適宜行っていきたく思います。
3. この授業では、受講生の「基本的人権総論」に関する基本的な知識の習得や理解の到達レベルを測りながら、事前に告知したうえで(授業計画)の順番や内容を変更する場合があります。

<履修するにあたって>

1. 授業中の私語・雑談、スマートフォン・携帯電話・モバイル機器等の使用、無断入退室などの授業の妨げになる行為は厳禁します。授業開始後15分以上遅刻した場合は、授業への出席を認めません。これらに違反した場合は、定期試験等の成績の如何にかかわらず、単位を認定しない場合があります。
2. この授業では、授業内容(授業で使用するレジュメ

の内容や資料映像の内容、板書の内容等を含む)について、スマートフォンやモバイル機器、カメラ等を用いて録画・録音・撮影等を行うことや、インターネット上で閲覧可能状態にすることは厳禁します。これらに違反した場合は、定期試験等の成績の如何にかかわらず、単位を認定しない場合があります(障害等で授業内容の録画・録音等を行う特段の必要がある場合には、必ず事前に担当教員の許可を得てください)。

3. この授業では、第1回目の授業から「人権総論」の内容の講義に入りますので、この授業を履修される予定の受講生は、必ず、第1回目の授業から出席してください(第1回目の授業は、単なるオリエンテーションやガイダンスではありません)。

4. この授業では、授業内容の理解の助けとなるよう映像資料を使用する場合があります。これらの資料映像の中には「衝撃的な映像」を含むものもありますので、この授業を履修される予定の皆さんは、あらかじめこの点を了解したうえで履修してください。

<授業時間外に必要な学修>

1. 受講生の皆さんが授業内容をよりよく理解するためには、テキスト・指定図書・参考書等を用いて、毎回の授業内容について事前に予習をして来ていることが必要になります。また、テキストや判例集等に出てくる意味のわからない用語については、『法律学小辞典』等を用いて事前に調べて着ておいてください(両方あわせて、最低でも毎回30分以上)。

2. 授業で学習した内容を確実に定着させるためには、授業の際に配布予定のレジュメやテキスト・指定図書・参考書等を用いて学習内容についてのノートをまとめ直すなどの復習をしておくことが必要となります(1時間程度)。なお、授業そのものは授業の際に配布予定のレジュメを用いて進めていくため、授業で直接テキストを用いることはありませんが、事前学習や復習する際には、テキストを積極的に活用してください。

<提出課題など>

特に予定していません。

<成績評価方法・基準>

成績評価は、定期試験(100点満点)のみで行います。

成績評価の基準は、人権総論分野における解釈論上の主要な論点について、代表的な学説・判例の内容を説明することができるかどうか、です。

<テキスト>

1. 芦部信喜『憲法 (第7版)』(岩波書店、2019年)
- ② ただし、授業は、授業時に配布するレジュメ(プリント)に基づいて進めていきます。1.の指定教科書は、予習・復習に積極的に活用してください。
2. 長谷部恭男解説『日本国憲法』(岩波文庫、2019年)

).

2は、憲法の教科書というより、日本国憲法、大日本帝国憲法、ポツダム宣言、降伏文書などに読みやすいように「読み仮名」(ルビ)をふってある簡易版の条文集です。

#### <参考図書>

1. 『デイリー六法』(三省堂)の最新年度版(『デイリー六法』が用意できない場合は、『ポケット六法』(有斐閣)の最新年度版でもかまいません)。
2. 野中俊彦・江橋崇編・渋谷秀樹補訂『憲法判例集(第11版)』(有斐閣新書、2016年)。
3. 高橋和之ほか編『法律学小辞典 第5版』(有斐閣、2016年)。
4. 高瀬文人編『ひと目でわかる六法(第2版)』(三省堂、2018年)。

? 1と2の『六法』と『判例集』は、授業で毎回使用しますので、授業の時は必ず持ってきてください。

? 3と4は、教科書や判例に出てくる意味のわからない用語を事前に調べるのに使ってください。

#### <授業計画>

第1回 日本の「敗戦」と日本国憲法の制定①  
日本の「敗戦」と日本国憲法の制定、大日本帝国憲法と日本国憲法の基本原則の違いなどについて学びます。

第2回 日本の「敗戦」と日本国憲法の制定②  
引き続き、日本の「敗戦」と日本国憲法の制定、大日本帝国憲法と日本国憲法の基本原則の違いなどについて学びます。

第3回 「個人の尊厳」と立憲主義の復権①  
日本国憲法における「個人の尊厳」と立憲主義の「復権」について考えていきます。

第4回 「個人の尊厳」と立憲主義の復権②  
引き続き、日本国憲法における「個人の尊厳」と立憲主義の「復権」について考えていきます。

第5回 「個人の尊厳」と立憲主義の復権③  
引き続き、日本国憲法における「個人の尊厳」と立憲主義の「復権」について考えていきます。

第6回 基本的人権とは、誰の、どのような権利か?①  
基本的人権の歴史、基本的人権の概念と特徴、基本的人権の種類などについて学んでいきます。

第7回 基本的人権とは、誰の、どのような権利か?②  
引き続き、基本的人権の歴史、基本的人権の概念と特徴、基本的人権の種類などについて学んでいきます。

第8回 「基本的人権」は誰に対して保障されるのか?①  
日本に在留する外国人や日本国内法人に対して、どのような基本的人権がどの程度保障されるのかについて、関連する最高裁判例の検討を通じて、学んでいきます。

第9回 「基本的人権」は誰に対して保障されるのか?②  
引き続き、日本に在留する外国人や日本国内法人に対して、どのような基本的人権がどの程度保障されるのかについて、関連する最高裁判例の検討を通じて、学んでいきます。

第10回 「基本的人権」は誰に対して保障されるのか?③  
憲法の定める基本的人権が私人間の紛争にも適用されるのかどうかについて、関連する最高裁判例の検討を通じて、学んでいきます。

第11回 「新しい人権」と幸福追求権①  
名誉権、プライバシー権、自己決定権、環境権などの「新しい人権」について、関連する最高裁判例の検討を通じて学んでいきます。

第12回 「新しい人権」と幸福追求権②  
引き続き、名誉権、プライバシー権、自己決定権、環境権などの「新しい人権」について、関連する最高裁判例の検討を通じて学んでいきます。

第13回  
「新しい人権」と幸福追求権③  
引き続き、名誉権、プライバシー権、自己決定権、環境権などの「新しい人権」について、関連する最高裁判例の検討を通じて学んでいきます。

第14回 法の下での平等①  
生まれによる差別の禁止を中心に、関連する最高裁判例を検討することによって、法の下での平等について学んでいきます。

第15回 法の下での平等②  
引き続き、生まれによる差別の禁止を中心に、関連する最高裁判例を検討することによって、法の下での平等について学んでいきます。



-----  
2022年度 前期

2単位

憲法 B (人権各論) ~

福島 敏明  
-----

< 授業の方法 >

講義

< 授業の目的 >

この講義では、法学部のディプロマ・ポリシー (DP) が掲げる「法の理念および現実の社会における法の運用を踏まえて、法および政治について体系的に学修し、法化社会・国際化社会に対応した法的素養を身につける」ことを目的に、日本国憲法が保障する人権に関する憲法解釈論のうち、各論部分を学習します。重要論点に関する代表的な学説や判例の検討を中心に講義を進めていきますが、必要に応じて最新の社会問題にも言及していきたいと思います。

< 到達目標 >

人権各論分野における解釈論上の主要な論点について、代表的な学説・判例の内容を説明できる。

< 授業のキーワード >

憲法、人権、自由権、社会権、参政権

< 授業の進め方 >

・レジュメを中心に、適宜テキストも参照しながら、講義を行います。

・レジュメは授業の前日までにdotCampusのマナビに掲載しますので、授業開始までに各自でダウンロード・プリントアウトし、持参してください。なお、公開期間 (原則として1週間) を設けますので、公開期間中にダウンロード・プリントアウトしてください。また、紛失・データ破損などを理由とする場合であっても公開期間経過後のレジュメ提供の要望には応じませんので、ダウンロード・プリントアウトしたレジュメは各自できちんと管理するようにしてください。

< 履修するにあたって >

・毎回必ずテキスト、レジュメ、六法を持参してください。

・「憲法と社会」、「憲法 I A (人権総論)」単位取得程度の理解を前提として講義を行いますので、これら科目の復習をあらかじめ各自でおこなってください。

< 授業時間外に必要な学修 >

毎回の講義内容について、事前にテキストを用いた予習 (1時間程度)、事後にテキスト・レジュメ・ノートを用いた復習 (1時間程度) を行うことが求められます。

< 提出課題など >

予定しておりません。

< 成績評価方法・基準 >

・定期試験100%で評価します。

・評価は講義内容に対する理解度を中心に行います。

< テキスト >

芦部信喜著 (高橋和之補訂) 『憲法 第七版』岩波書店

2019年 3,200円 + 税

(2021年度後期「憲法 I A ~」で使用したテキストと同じ)

< 参考図書 >

講義中に指示します。

< 授業計画 >

第1回 思想・良心の自由

思想・良心の自由の意義

第2回 信教の自由 (1)

信教の自由の意義

第3回 信教の自由 (2)

政教分離原則の意義

第4回 信教の自由 (3)

代表的な判例

第5回 表現の自由 (1)

表現の自由の意義

第6回 表現の自由 (2)

表現の自由をめぐる具体的問題 (1)

第7回 表現の自由 (3)

表現の自由をめぐる具体的問題 (2)

第8回 表現の自由 (4)

表現の自由をめぐる具体的問題 (3)

第9回 学問の自由

学問の自由の意義

第10回 経済的自由権 (1)

職業選択の自由、財産権の意義

第11回 経済的自由権 (2)

代表的な判例

第12回 社会権 (1)

生存権の意義

第13回 社会権 (2)

教育を受ける権利の意義

第14回 社会権 (3)

労働基本権の意義

第15回 参政権

選挙権の意義  
-----

2022年度 前期

2単位

憲法 B (人権各論) ~

塚田 哲之  
-----

< 授業の方法 >

講義 (対面授業)

全学の方針に基づき、遠隔授業を実施する場合は、原則としてオンデマンド方式を予定している。

< 授業の目的 >

この講義は、法学部のDPに示す、「法の理念および現実

の社会における法の運用を踏まえて、法および政治について体系的に学修し、法化社会・国際化社会に対応した法的素養を身につけること、「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示す」能力を獲得するため、主要専門教育科目として設けられたものである。

より具体的には、1年次前期配当の「憲法と社会」および1年次後期配当の「憲法 A（人権総論）」の履修を前提として、日本国憲法の基本的な人権規定のうち、各論的規定についての憲法解釈論を概観する。なお、最新の最高裁判決など日々生起する人権問題については、適宜関連箇所を組み込み、または「番外編」として取り上げることがある。

#### <到達目標>

人権各論分野における解釈論上の主要な論点について、代表的な学説・判例の内容を説明できる。

#### <授業のキーワード>

日本国憲法、人権の保障、立憲主義、違憲審査、精神的自由権、経済的自由権、人身の自由と手続的保障、現代的人権

#### <授業の進め方>

- ・講義は、配布するレジュメに沿って行う。レジュメ・資料の配付は、Moodle, dotCampus, OneDrive（のいずれか、または複数）を利用して行う予定（詳細は第1回ガイダンスで説明する）。
- ・授業に関する連絡、レポート提出はMoodle, dotCampusなどLMSを利用する。
- ・授業に関する質問は、対面授業時に直接、または担当者宛の電子メールで受け付ける。

#### <履修するにあたって>

講義は「憲法と社会」「憲法 A（人権総論）」の履修を前提として行うので、十分復習した上で受講すること。

#### <授業時間外に必要な学修>

予習としては、事前配布のレジュメとテキストの該当箇所を読み込むこと（目安として各回2時間程度）、復習としては、レジュメ・テキスト・ノートを用いた内容の確認（目安として各回2時間程度）が求められる。

#### <提出課題など>

中間レポート（1回）を課す可能性がある。中間レポートの結果については、概括的にコメントをすするほか、希望者には個別にコメントする。

#### <成績評価方法・基準>

定期試験100%（中間レポートを課した場合は中間レポート25%、定期試験75%とする）。

評価は、上記「到達目標」に照らし、講義で扱った内容の理解度、具体的問題についての検討内容を中心に行い、文章表現力を加味する。

なお、定期試験に代えて、期末レポートの提出を求める

可能性がある（期末レポートの評価割合は定期試験と同じ）。詳細は、対面授業時およびMoodle, dotCampusなどのLMSで連絡する。

#### <テキスト>

・本秀紀編『憲法講義 第2版』（日本評論社 2018年）（2021年度後期「憲法 A（人権総論） ~ 」[塚田担当]で指定したものと同一）

・六法必携。

・なお、講義で使用するレジュメ・資料類は、Moodle, dotCampus, OneDrive（のいずれか、または複数）を利用して配布する。

#### <参考図書>

第1回のガイダンスで説明する。

#### <授業計画>

第1回 ガイダンス、精神的自由権(1)

講義の進め方に関するガイダンス、精神的自由権総論

第2回 精神的自由権(2)

思想・良心の自由

第3回 精神的自由権(3)

信教の自由、政教分離原則の内容

第4回 精神的自由権(4)

政教分離原則と解釈と裁判例

第5回 精神的自由権(5)

表現の自由の価値と内容

第6回 精神的自由権(6)

表現の自由の制約と違憲審査基準

第7回 精神的自由権(7)

表現の自由に関する各論的問題

第8回 精神的自由権(8)

集会・結社の自由、通信の秘密、学問の自由と大学の自治

第9回 経済的自由権(1)

職業選択の自由とその制限、居住・移転の自由

第10回 経済的自由権(2)

財産権の保障とその制限

第11回 人身の自由と刑事手続上の諸権利

人身の自由と適正手続、刑事手続上の諸権利

第12回 現代的人権(1)

社会権総説、生存権

第13回 現代的人権(2)

教育を受ける権利、労働に関する権利

第14回 現代的人権(3)

家族に関する憲法規定の意義と内容

第15回 現代的人権(4)・総括

「新しい人権」、到達点の確認

-----  
2022年度 前期

2単位

憲法 B (人権各論) ~

渡辺 洋  
-----

< 授業の方法 >

下記授業目的を踏まえつつ、本講では、

憲法における人権保障規定の解釈論の基礎を学ぶ。

本講では、そのうち、(憲法の体系上・講学上いわゆる)人権各論の部分を中心に扱う。

(本講は原則「対面」で提供されるが、状況次第では「遠隔(オンデマンド)」で提供されることについては、下記「授業の進め方」および「遠隔授業情報」参照。)

< 授業の目的 >

「国内外の公共的事柄に関心[...]を持ち」ながら

基本的な「法的素養を身につけ」、ひいては

「社会における各種の問題について、[...]法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる」ようになることが、法学部DPに則した目的となる。

< 到達目標 >

人権各論分野における解釈論上の主要な論点について、代表的な学説・判例の内容を説明できる。

< 授業のキーワード >

保護範囲、侵害の有無、侵害の正当性、目的手段審査、審査密度、比例原則、審査基準論

< 授業の進め方 >

原則「対面」(状況次第では「遠隔(オンデマンド)」)にて、講義形式で進める。

詳細は下記「遠隔授業情報」参照。

< 履修するにあたって >

本講は「憲法と社会」および「憲法IA(人権総論)」単位取得程度の理解を前提とする。

< 授業時間外に必要な学修 >

本講でも、毎回十分な予習・復習(各2時間以上)が当然に求められる。

授業計画に付記した各回主題に係るテキスト該当箇所を、予習・復習に役立てること。

< 提出課題など >

適宜指示する。

< 成績評価方法・基準 >

定期試験の成績(100%)

定期試験の実施が困難となった場合、dotCampusを通じた出題に対する解答の成績をもって代える。

但し、講義進行上の理由から何らかの課題を出した場合、成績評価全体の30%を上限として成績評価に組み入れる。

課題が複数回にわたった場合、上記配点分を課題総数で按分したものを、各課題への配点とする。

< テキスト >

高橋和之『立憲主義と日本国憲法 第5版』(有斐閣、2020年)

< 参考図書 >

長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿編『別冊ジュリスト 憲法判例百選 [第7版]』(有斐閣、2019年)

< 授業計画 >

第1回 思想・良心の自由

下記テキスト第2部(以下略)の第7章 など

第2回 信教の自由(1)

第7章 など

第3回 信教の自由(2)

学問の自由

第7章 、 など

第4回 表現の自由(1)

第8章 など

第5回 表現の自由(2)

第8章 など

第6回 表現の自由(3)

第8章 など

第7回 集会・結社の自由

通信の秘密

第8章 、 など

第8回 居住・移転の自由

外国移住・国籍離脱の自由

第9章 ~ など

第9回 職業選択の自由

第9章 など

第10回 財産権の保障

第9章 など

第11回 人身の自由と刑事手続上の諸権利

第10章など

第12回 参政権・国務請求権

第11章 、 など

第13回 生存権

第11章 1など

第14回 教育を受ける権利

第11章 2など

第15回 勤労の権利

労働基本権

第11章 3、4など  
-----

2022年度 前期

2単位

憲法 B (人権各論) ~

岡本 篤尚  
-----

< 授業の方法 >

講義

< 授業の目的 >

この授業科目では、法学部のDPに掲げる「法の理念および現実の社会における法の運用を踏まえて、法および政治について体系的に学修し、法化社会・国際化社会に対応した法的素養を身につけ」ることを目指します。

この授業では、基本的人権の「総論」について学習した1年次後期配当科目「憲法 A(人権総論)」に引き続き、思想・良心の自由、表現の自由、人身の自由、生存権などの基本的人権の「各論」について学んでいきます。

#### <到達目標>

人権各論分野における解釈論上の主要な論点について、代表的な学説・判例の内容を説明できる。

#### <授業のキーワード>

思想・良心の自由 信教の自由 表現の自由 人身の自由 経済的自由権 生存権

#### <授業の進め方>

1. この授業は、授業担当教員によるレクチャー（講義・説明）を中心に進めていきますが、段階的・漸進的に、受講生との質疑応答や対話も導入していきたいと思っています。
2. 受講生に鋭敏な人権感覚を身に付けてもらうため、授業の中で、授業内容に関連する「人権問題」や「憲法問題」に関する解説も適宜行ってきたいと思います。
3. この授業では、受講生の「基本的人権総論」等に関する基本的・体系的な知識の習得や理解の到達レベルを測りながら、事前に告知したうえで 授業計画 の順番や内容を変更する場合があります。

#### <履修するにあたって>

1. 授業中の私語・雑談、スマートフォン・携帯電話・モバイル機器等の使用、無断入退室などの授業の妨げになる行為は厳禁します。授業開始後15分以上遅刻した場合は、授業への出席を認めません。これらに違反した場合は、定期試験等の成績の如何にかかわらず、単位を認定しない場合があります。
2. この授業では、第1回目の授業から「基本的人権各論」の内容の講義に入りますので、この授業を履修される予定の受講生は、必ず、第1回目の授業から出席してください。
3. この授業では、授業内容の理解の助けとして資料映像を使用する場合があります。これらの資料映像の中には「衝撃的な映像」を含むものもありますので、この授業を履修される予定の皆さんは、あらかじめこの点を了解したうえで履修してください。
4. この授業を履修するにあたっては、1年次前期配当の「憲法と社会」及び1年次後期配当の「憲法 A」を履修済みであること、また、1年次後期配当の共通教育科目「現代社会と人権」を履修していることが望ましいです。

#### <授業時間外に必要な学修>

1. 受講生の皆さんが授業内容をよりよく理解するため

には、毎回の授業で取り扱う最高裁判例等について事前に予習をして来ていることが必要になります（毎回1時間程度）。各回の授業テーマに関連する最高裁判例については、指定された憲法判例集で探してください。また、判例等に出てくる意味のわからない専門用語については、『法律学小辞典』等を用いて事前に調べておいてください。

2. 授業で学習した内容を確実に定着させるためには、授業の際に配布予定のレジュメや指定教科書等を用いて学習内容についてのノートをまとめ直すなどの復習をしておくことが必要となります(1時間程度)。

なお、授業そのものは授業の際に配布予定のレジュメを用いて進めていくため、授業で直接指定教科書を用いることはありませんが、事前学習や復習する際には、指定教科書を積極的に活用してください。

#### <提出課題など>

特に予定していません。

#### <成績評価方法・基準>

成績評価は、定期試験（100点満点）のみで行います。

成績評価の基準は、人権各論分野における解釈論上の主要な論点について、代表的な学説・判例の内容を説明することができるかどうか、です。

#### <テキスト>

1. 芦部信喜『憲法（第7版）』（岩波書店、2019年）  
? ただし、授業は、授業時に配布するレジュメ（プリント）に基づいて進めていきます。1.の指定教科書は、予習・復習に積極的に活用してください。
2. 長谷部恭男解説『日本国憲法』（岩波文庫、2019年）。  
? 2は、憲法の教科書というより、日本国憲法、大日本帝国憲法、ポツダム宣言、降伏文書などに読みやすいように「読み仮名」（ルビ）をふってある簡易版の条文集です。

#### <参考図書>

1. 『デイリー六法』（三省堂）の最新年度版（『デイリー六法』が用意できない場合は、『ポケット六法』（有斐閣）の最新年度版でもかまいません）。
2. 野中俊彦・江橋崇編・渋谷秀樹補訂『憲法判例集（第11版）』（有斐閣新書、2016年）。
3. 高橋和之ほか編『法律学小辞典 第5版』（有斐閣、2016年）。
4. 高瀬文人編『ひと目でわかる六法（第2版）』（三省堂、2018年）。

? 1と2の『六法』と『判例集』は、授業で毎回使用しますので、授業の時は必ず持ってきてください。

? 3と4は、教科書や判例に出てくる意味のわからない用語を事前に調べるのに使ってください。

< 授業計画 >

第1回 思想・良心の自由

思想・利用真の自由について、関連する最高裁判例の検討を通じて、学んでいきます。

第2回 信教の自由と政教分離原則

信教の自由と政教分離原則について、関連する最高裁判例の検討を通じて、学んでいきます。

第3回 信教の自由と政教分離原則

学問の自由と大学の自治

「引き続き、信教の自由と政教分離原則について、関連する最高裁判例の検討を通じて、学んでいきます。また、学問の自由と大学の自治についても、関連する最高裁判例の検討を通じて、学んでいきます。

第4回 表現の自由

表現の自由について、関連する最高裁判例の検討を通じて、学んでいきます。

第5回 表現の自由

引き続き、表現の自由について、関連する最高裁判例の検討を通じて、学んでいきます。

第6回 表現の自由

引き続き、表現の自由について、関連する最高裁判例の検討を通じて、学んでいきます。

第7回 知る権利と報道の自由

知る権利と報道の自由について、関連する最高裁判例の検討を通じて、学んでいきます。

第8回 知る権利と報道の自由?

引き続き、知る権利と報道の自由について、関連する最高裁判例の検討を通じて、学んでいきます。

第9回 集会・結社の自由

集会・結社の自由について、関連する最高裁判例の検討を通じて、学んでいきます。

第10回 経済的自由権

営業の自由や財産権について、関連する最高裁判例の検討を通じて、学んでいきます。

第11回 経済的自由権?

引き続き、営業の自由や財産権について、関連する最高裁判例の検討を通じて、学んでいきます。

第12回 生存権

生存権について、関連する最高裁判例の検討を通じて、学んでいきます。

第13回 人身の自由

裁判員裁判・冤罪事件などに焦点を当てながら、人身の自由（身体の自由）について学んでいきます。

第14回 人身の自由?

引き続き、裁判員裁判・冤罪事件などに焦点を当てながら、人身の自由（身体の自由）について学んでいきます。

第15回 人身の自由

引き続き、裁判員裁判・冤罪事件などに焦点を当てながら、人身の自由（身体の自由）について学んでいきます。

-----  
2022年度 後期

2単位

憲法 B（人権各論）【法学部再履修】

塚田 哲之  
-----

< 授業の方法 >

講義（対面授業）

全学の方針に基づき、遠隔授業を実施する場合は、原則としてオンデマンド方式を予定している。

< 授業の目的 >

この講義は、法学部のDPに示す、「法の理念および現実の社会における法の運用を踏まえて、法および政治について体系的に学修し、法化社会・国際化社会に対応した法的素養を身につける」と、「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示す」能力を獲得するため、主要専門教育科目として設けられたものである。

より具体的には、1年次前期担当の「憲法と社会」および1年次後期担当の「憲法 A（人権総論）」の履修を前提として、日本国憲法の基本的人権規定のうち、各論的規定についての憲法解釈論を概観する。なお、最新の最高裁判決など日々生起する人権問題については、適宜関連箇所を組み込み、または「番外編」として取り上げることがある。

< 到達目標 >

人権各論分野における解釈論上の主要な論点について、代表的な学説・判例の内容を説明できる。

< 授業のキーワード >

日本国憲法、人権の保障、立憲主義、違憲審査、精神的自由権、経済的自由権、人身の自由と手続的保障、現代的人権

< 授業の進め方 >

・講義は、配布するレジュメに沿って行う。レジュメ・資料の配付は、Moodle, dotCampus, OneDrive（のいずれか、または複数）を利用して行う予定（詳細は第1回ガイダンスで説明する）。

・授業に関する連絡、レポート提出はMoodle, dotCampus

などLMSを利用する。

・授業に関する質問は、対面授業時に直接、または担当者宛の電子メールで受け付ける。

<履修するにあたって>

講義は「憲法と社会」「憲法 A(人権総論)」の履修を前提として行うので、十分復習した上で受講すること。

<授業時間外に必要な学修>

予習としては、事前配布のレジュメとテキストの該当箇所を読み込むこと(目安として各回2時間程度)、復習としては、レジュメ・テキスト・ノートを用いた内容の確認(目安として各回2時間程度)が求められる。

<提出課題など>

中間レポート(1回)を課す可能性がある。

中間レポートの結果については、概括的にコメントをするほか、希望者には個別にコメントする。

<成績評価方法・基準>

定期試験100%(中間レポートを課した場合は中間レポート25%、定期試験75%とする)。

評価は、上記「到達目標」に照らし、講義で扱った内容の理解度、具体的問題についての検討内容を中心に行い、文章表現力を加味する。

なお、定期試験に代えて、期末レポートの提出を求める可能性がある。詳細は、対面授業時およびMoodle, dotCampusなどのLMSで連絡する。

<テキスト>

・本秀紀編『憲法講義 第3版』(日本評論社 2022年)を一応指定しておくが、すでに履修した「憲法IA(人権総論)」「憲法IB(人権各論)」で使用したテキスト(本秀紀編『憲法講義 第2版』(日本評論社 2018年)、芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法 第七版』(岩波書店 2019年)など)がある場合は、そちらを利用してよい。

・六法必携。

・なお、講義で使用するレジュメ・資料類は、Moodle, dotCampus, OneDrive(のいずれか、または複数)を利用して配布する。

<参考図書>

第1回のガイダンスで紹介する。

<授業計画>

第1回 ガイダンス、精神的自由権(1)

講義の進め方に関するガイダンス、精神的自由権総論

第2回 精神的自由権(2)

思想・良心の自由

第3回 精神的自由権(3)

信教の自由、政教分離原則の内容

第4回 精神的自由権(4)

政教分離原則と解釈と裁判例

第5回 精神的自由権(5)

表現の自由の価値と内容

第6回 精神的自由権(6)

表現の自由の制約と違憲審査基準

第7回 精神的自由権(7)

表現の自由に関する各論的問題

第8回 精神的自由権(8)

集会・結社の自由、通信の秘密、学問の自由と大学の自治

第9回 経済的自由権(1)

職業選択の自由とその制限、居住・移転の自由

第10回 経済的自由権(2)

財産権の保障とその制限

第11回 人身の自由と刑事手続上の諸権利

人身の自由と適正手続、刑事手続上の諸権利

第12回 現代的人権(1)

社会権総説、生存権

第13回 現代的人権(2)

教育を受ける権利、労働に関する権利

第14回 現代的人権(3)

家族に関する憲法規定の意義と内容

第15回 現代的人権(4)・総括

「新しい人権」、到達点の確認

-----  
2022年度 前期

4単位

憲法 (統治機構)

渡辺 洋  
-----

<授業の方法>

下記授業目的を踏まえつつ、本講では、

憲法における統治機構規定の解釈論の基礎を学ぶ。

なお本講では、上記学修をより確かなものにするため、(憲法の体系上・講学上いわゆる)憲法総論に当たる内容についても改めて詳説する。

(本講は原則「対面」で提供されるが、状況次第では「遠隔(オンデマンド)」で提供されることについては、下記「授業の進め方」および「遠隔授業情報」参照。)

<授業の目的>

「国内外の公共的事柄に関心[...]を持ち」ながら

基本的な「法的素養を身につけ」、ひいては

「社会における各種の問題について、[...]法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる」ようになることが、法学部DPに則した目的となる。

<到達目標>

憲法における統治機構規定の解釈論に関する基本的な概念や用語を正しく把握する。

憲法における統治機構規定の解釈論に関する基本的な判例や学説が展開する法理を跡づけ、結論の違いなどが生ずる理由を理解することができる。

基本的な概念や用語を正しく用いて、法的議論や論述ができる。

憲法における統治機構規定の解釈論をめぐる具体的な問題に、ある程度解決の道筋をつけることができる。

< 授業のキーワード >

授権規範 組織規範

< 授業の進め方 >

原則「対面」（状況次第では「遠隔（オンデマンド）」）にて、講義形式で進める。

詳細は下記「遠隔授業情報」参照。

< 履修するにあたって >

本講は「憲法と社会」「憲法IA（人権総論）」および「憲法IB（人権各論）」単位取得程度の理解を前提とする。

< 授業時間外に必要な学修 >

本講でも、毎回十分な予習・復習（各2時間以上）が当然に求められる。

授業計画に付記した各回主題に係るテキスト該当箇所を、予習・復習に役立てること。

< 提出課題など >

適宜指示する。

< 成績評価方法・基準 >

定期試験の成績（100%）

定期試験の実施が困難となった場合、dotCampusを通じた出題に対する解答の成績をもって代える。

但し、講義進行上の理由から何らかの課題を出した場合、成績評価全体の30%を上限として成績評価に組み入れる。

課題が複数回にわたった場合、上記配点分を課題総数で按分したものを、各課題への配点とする。

< テキスト >

高橋和之『立憲主義と日本国憲法 第5版』（有斐閣、2020年）

< 参考図書 >

長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿編『別冊ジュリスト 憲法判例百選、[第7版]』（有斐閣、2019年）

< 授業計画 >

第1回 憲法の意義

下記テキスト（以下略）の第1部第1章など

第2回 立憲主義の意義

第1部第2章など

第3回 象徴天皇制

第1部第3章 など

第4回 平和主義(1)

第1部第3章 1、2など

第5回 平和主義(2)

第1部第3章 3、4など

第6回 平和主義(3)

第1部第3章 5、6など

第7回 議院内閣制

第3部第12章1、2など

第8回 選挙制度

第3部第12章3など

第9回 政党の意義

第3部第12章4など

第10回 政治資金の規制

第3部第12章5など

第11回 国会の役割

第3部第13章 1など

第12回 国会の組織と権限

第3部第13章 2など

第13回 議員の地位

第3部第13章 3など

第14回 国会の活動

第3部第13章 4など

第15回 内閣の役割

第3部第13章 1など

第16回 内閣の組織・権限・活動

第3部第13章 2など

第17回 内閣の責任

第3部第13章 3など

第18回 地方自治(1)

第3部第14章1、2など

第19回 地方自治(2)

第3部第14章3、4など

第20回 裁判所の役割

第3部第15章1など

第21回 裁判所の組織と権限

第3部第15章2など

第22回 裁判所の活動

第3部第15章3など

第23回 違憲審査制の型

第3部第16章 A1など

第24回 日本の違憲審査制

第3部第16章 A2など

第25回 違憲審査権行使の限界

第3部第16章 A3など

第26回 違憲判断の方法

第3部第16章 A4など

第27回 違憲判決の種類と効力

第3部第16章 A5など

第28回 抵抗権・国家緊急権

第3部第16章 Bなど

第29回 憲法改正

第3部第16章 など

第30回 統治機構論と人権論の総合

（憲法に関する総合的な事例問題を解く。）

-----  
2022年度 前期

2単位

憲法と社会 ~

塚田 哲之  
-----

< 授業の方法 >

講義（対面授業）

全学の方針に基づき、遠隔授業を実施する場合は、原則としてオンデマンド方式を予定している。

< 授業の目的 >

この科目は、法学部のDPIに示す「法の理念および現実の社会における法の運用を踏まえて、法および政治について体系的に学修し、法化社会・国際化社会に対応した法的素養を身につけ」るために導入専門教育科目として設けられたものであり、1年次後期以降配当の憲法関係科目を受講するための前提的・基礎的知識の習得を目的とする。より具体的には、以下の通り。

- (1)憲法・立憲主義の概念について、その歴史的展開をふまえて理解する。
- (2)現在の日本における憲法典である日本国憲法に盛り込まれた基本理念を、憲法の歴史をふまえて理解する。
- (3)現在の日本社会において生起している憲法に関わるいくつかの問題を取り上げて、日本国憲法の基本理念に照らして何を問題ととらえるべきか、その問題をどのように解決すべきかについて、適宜諸外国との比較を交えつつ考える。

< 到達目標 >

- ・日本国憲法の基本原理と全体像について、憲法の歴史を踏まえて説明できる。
- ・現在の日本社会において生じている憲法問題について関心を持ち、自らの見解を示すことができる。

< 授業のキーワード >

近代立憲主義、近代憲法、大日本帝国憲法、日本国憲法、国民主権、基本的人権の保障、平和主義

< 授業の進め方 >

- ・講義は、配布するレジюме（プレゼンテーション資料を含む）に沿って行う。レジюме・資料の配付は、Moodle, dotCampus, OneDrive（のいずれか、または複数）を利用して行う予定（詳細は第1回ガイダンスで説明する）。
- ・授業に関する連絡、レポート提出はMoodle, dotCampusなどLMSを利用する。
- ・授業に関する質問は、対面授業時に直接、または担当者宛の電子メールで受け付ける。

< 履修するにあたって >

憲法については高校までの教育で触れる機会も多かったと思われるが、大学で学ぶ憲法（学）は、それとは全くと言ってよいほど異なる。憲法の勉強とは、憲法の条文を暗記することではなく、条文の形で示された「憲法と

いうものの考え方」を、その歴史、現実の社会との関わりで理解することである。もちろん、憲法や法律学に関する基本的な知識を取得することは重要である。しかし、知識の取得自体は決して最終目標ではない。憲法問題を含む社会問題には、必ず一つの正しい解答があるわけではない。基本的な知識を踏まえつつ、様々な人の異なった意見に触れ、なぜ意見の違いが生ずるのかを考えながら、自分なりの考えを作り上げ、他人を納得させられるだけの主張として練り上げていく態度が重要である。そのためには、現実に社会で生ずる問題についての関心を持つことが不可欠であるので、毎日、新聞を熟読してほしい。

< 授業時間外に必要な学修 >

講義の各回について、十分な予習・復習が求められる。予習については、事前配布のレジюмеとテキストの該当箇所を読み込むこと（目安として各回2時間程度）、復習については、ノートの記載内容とレジюме・テキストの記述を確認すること（目安として各回2時間程度）。

< 提出課題など >

1-2回程度、簡単なレポートないし感想文の提出を求められることがある。詳細は、講義中に指示する。提出されたレポート等については、講義中に一般的コメントをするほか、希望者には個別にコメントする。

< 成績評価方法・基準 >

・定期試験（論述式）100%。レポート・感想文を課した場合には、定期試験80%、レポート・感想文20%とする。

・ただし、定期試験に代えて最終レポートの提出を求められる可能性がある（最終レポートの評価割合は定期試験と同じく80%）。

・評価は、上記「到達目標」に照らし、講義で扱った内容が正確に理解できているかを中心に行い、文章表現力を加味する。

< テキスト >

- ・倉持孝司ほか編『比較して読み解く日本国憲法（仮題）』（法律文化社 2022年刊行予定）。
- ・六法（小型のものでよい）を毎回必ず持参すること。
- ・講義で使用するレジюме・資料類は、Moodle, dotCampus, OneDrive（のいずれか、または複数）を利用して配布する。

< 参考図書 >

第1回の講義で指示する。

< 授業計画 >

第1回 イントロダクション

本講義についてのガイダンス、憲法を学ぶ意義

第2回 憲法とは何か

憲法の概念

第3回 憲法の歴史(1)

近代立憲主義・近代憲法の考え方と意義

第4回 憲法の歴史(2)



近代立憲主義・近代憲法の歴史的展開

第5回 日本憲法史(1)

大日本帝国憲法の制定

第6回 日本憲法史(2)

大日本帝国憲法の運用

第7回 日本憲法史(3)

日本国憲法制定史

第8回 日本憲法史(4)

日本国憲法制定の法理

第9回 日本国憲法の基本原理

日本国憲法の基本原理(国民権、人権保障、平和主義)

第10回 人権総論

幸福追求権、平等原則など

第11回 個別的人権

表現の自由、生存権など

第12回 統治機構

国民権と選挙制度、衆議院の解散

第13回 平和主義(1)

戦後史の中の平和主義(1)(1980年代まで)

第14回 平和主義(2)

戦後史の中の平和主義(2)(1990年代以降)

第15回 憲法改正

憲法改正の理論と戦後史における改憲論

-----  
2022年度 前期

2単位

憲法と社会 ~

福島 敏明  
-----

< 授業の方法 >

講義

< 授業の目的 >

この講義では、法学部のディプロマ・ポリシー(DP)が掲げる「法の理念および現実の社会における法の運用を踏まえて、法および政治について体系的に学修し、法化社会・国際化社会に対応した法的素養を身につける」ことを目的に、1年生向けの憲法の入門科目として、日本国憲法の全体像と基礎知識について学習します。具体的には、前半で、日本国憲法の歴史的意義について学習し、後半で、日本国憲法が定める人権、統治機構、平和主義の基礎知識について学習します。細かな判例・学説の知識の習得は専門科目である「憲法 A(人権総論)」・「憲法 B(人権各論)」・「憲法(統治機構)」等に委ねることとし、この講義では「憲法とは何のためにある法なのか」を理解してもらうことに重点を置きます。

< 到達目標 >

- ・日本国憲法の基本原理と全体像について、憲法の歴史を踏まえて説明できる。
- ・現在の日本社会において生じている憲法問題について

関心を持ち、自らの見解を示すことができる。

< 授業のキーワード >

憲法、人権、国民権、権力分立、違憲審査制、平和主義

< 授業の進め方 >

・レジュメを中心に、適宜テキストも参照しながら、講義を行います。

・レジュメは授業の前日までにdotCampusのマナビに掲載しますので、授業開始までに各自でダウンロード・プリントアウトし、持参してください。なお、公開期間(原則として1週間)を設けますので、公開期間中にダウンロード・プリントアウトしてください。また、紛失・データ破損などを理由とする場合であっても公開期間経過後のレジュメ提供の要望には応じませんので、ダウンロード・プリントアウトしたレジュメは各自できちんと管理するようにしてください。

< 履修するにあたって >

毎回必ずテキスト、レジュメ、六法を持参してください。

< 授業時間外に必要な学修 >

毎回の講義内容について、事前にテキストを用いた予習(1時間程度)、事後にテキスト・レジュメ・ノートを用いた復習(1時間程度)を行うことが求められます。

< 提出課題など >

予定しておりません。

< 成績評価方法・基準 >

・定期試験100%で評価します。

・評価は講義内容に対する理解度を中心に行います。

< テキスト >

麻生多聞ほか『初学者のための憲法学(新版)』北樹出版 2021年 2,700円+税

< 参考図書 >

加藤一彦・阪口正二郎・只野雅人編著『フォーカス憲法』北樹出版 2020年 3,000円+税

< 授業計画 >

第1回 イントロダクション

授業の進め方について

第2回 憲法とは何か

憲法の意味と役割

第3回 日本憲法史(1)

大日本帝国憲法の特徴

第4回 日本憲法史(2)

日本国憲法の成立過程

第5回 日本憲法史(3)

日本国憲法の構成と基本原理

第6回 人権概論(1)

人権の歴史

第7回 人権概論(2)

人権の特質と内容

第8回 人権概論(3)

人権の限界

第9回 人権概論(4)

人権をめぐる具体的問題

第10回 統治機構概論(1)

国民主権と権力分立

第11回 統治機構概論(2)

国会と内閣の役割

第12回 統治機構概論(3)

裁判所の役割

第13回 統治機構概論(4)

統治機構をめぐる具体的問題

第14回 平和主義(1)

平和主義の意義

第15回 平和主義(2)

平和主義をめぐる現実

-----  
2022年度 前期

2単位

憲法と社会 ~

福嶋 敏明  
-----

< 授業の方法 >

講義

< 授業の目的 >

この講義では、法学部のディプロマ・ポリシー(DP)が掲げる「法の理念および現実の社会における法の運用を踏まえて、法および政治について体系的に学修し、法化社会・国際化社会に対応した法的素養を身につける」ことを目的に、1年生向けの憲法の入門科目として、日本国憲法の全体像と基礎知識について学習します。具体的には、前半で、日本国憲法の歴史的意義について学習し、後半で、日本国憲法が定める人権、統治機構、平和主義の基礎知識について学習します。細かな判例・学説の知識の習得は専門科目である「憲法 A(人権総論)」・「憲法 B(人権各論)」・「憲法(統治機構)」等に委ねることとし、この講義では「憲法とは何のためにある法なのか」を理解してもらうことに重点を置きます。

< 到達目標 >

・日本国憲法の基本原理と全体像について、憲法の歴史を踏まえて説明できる。

・現在の日本社会において生じている憲法問題について関心を持ち、自らの見解を示すことができる。

< 授業のキーワード >

憲法、人権、国民主権、権力分立、違憲審査制、平和主義

< 授業の進め方 >

・レジュメを中心に、適宜テキストも参照しながら、講義を行います。

・レジュメは授業の前日までにdotCampusのマナビに掲載しますので、授業開始までに各自でダウンロード・プリントアウトし、持参してください。なお、公開期間(

原則として1週間)を設けますので、公開期間中にダウンロード・プリントアウトしてください。また、紛失・データ破損などを理由とする場合であっても公開期間経過後のレジュメ提供の要望には応じませんので、ダウンロード・プリントアウトしたレジュメは各自できちんと管理するようにしてください。

< 履修するにあたって >

毎回必ずテキスト、レジュメ、六法を持参してください。

< 授業時間外に必要な学修 >

毎回の講義内容について、事前にテキストを用いた予習(1時間程度)、事後にテキスト・レジュメ・ノートを用いた復習(1時間程度)を行うことが求められます。

< 提出課題など >

予定しておりません。

< 成績評価方法・基準 >

・定期試験100%で評価します。

・評価は講義内容に対する理解度を中心に行います。

< テキスト >

麻生多聞ほか『初学者のための憲法学(新版)』北樹出版 2021年 2,700円+税

< 参考図書 >

加藤一彦・阪口正二郎・只野雅人編著『フォーカス憲法』北樹出版 2020年 3,000円+税

< 授業計画 >

第1回 イントロダクション

授業の進め方について

第2回 憲法とは何か

憲法の意味と役割

第3回 日本憲法史(1)

大日本帝国憲法の特徴

第4回 日本憲法史(2)

日本国憲法の成立過程

第5回 日本憲法史(3)

日本国憲法の構成と基本原理

第6回 人権概論(1)

人権の歴史

第7回 人権概論(2)

人権の特質と内容

第8回 人権概論(3)

人権の限界

第9回 人権概論(4)

人権をめぐる具体的問題

第10回 統治機構概論(1)

国民主権と権力分立

第11回 統治機構概論(2)

国会と内閣の役割

第12回 統治機構概論(3)

裁判所の役割

第13回 統治機構概論(4)

統治機構をめぐる具体的問題

## 第14回 平和主義（1）

平和主義の意義

## 第15回 平和主義（2）

平和主義をめぐる現実

-----  
2022年度 前期

2単位

憲法と社会 ~

塚田 哲之  
-----

< 授業の方法 >

講義（対面授業）

全学の方針に基づき、遠隔授業を実施する場合は、原則としてオンデマンド方式を予定している。

< 授業の目的 >

この科目は、法学部のDPIに示す「法の理念および現実の社会における法の運用を踏まえて、法および政治について体系的に学修し、法化社会・国際化社会に対応した法的素養を身につけ」るために導入専門教育科目として設けられたものであり、1年次後期以降配当の憲法関係科目を受講するための前提的・基礎的知識の習得を目的とする。より具体的には、以下の通り。

(1)憲法・立憲主義の概念について、その歴史的展開をふまえて理解する。

(2)現在の日本における憲法典である日本国憲法に盛り込まれた基本理念を、憲法の歴史をふまえて理解する。

(3)現在の日本社会において生起している憲法に関わるいくつかの問題を取り上げて、日本国憲法の基本理念に照らして何を問題ととらえるべきか、その問題をどのように解決すべきかについて、適宜諸外国との比較を交えつつ考える。

< 到達目標 >

・日本国憲法の基本原理と全体像について、憲法の歴史を踏まえて説明できる。

・現在の日本社会において生じている憲法問題について関心を持ち、自らの見解を示すことができる。

< 授業のキーワード >

近代立憲主義、近代憲法、大日本帝国憲法、日本国憲法、国民主権、基本的人権の保障、平和主義

< 授業の進め方 >

・講義は、配布するレジюме（プレゼンテーション資料を含む）に沿って行う。レジюме・資料の配付は、Moodle, dotCampus, OneDrive（のいずれか、または複数）を利用して行う予定（詳細は第1回ガイダンスで説明する）。

・授業に関する連絡、レポート提出はMoodle, dotCampusなどLMSを利用する。

・授業に関する質問は、対面授業時に直接、または担当者宛の電子メールで受け付ける。

< 履修するにあたって >

憲法については高校までの教育で触れる機会も多かったと思われるが、大学で学ぶ憲法（学）は、それとは全くと言ってよいほど異なる。憲法の勉強とは、憲法の条文を暗記することではなく、条文の形で示された「憲法というものの考え方」を、その歴史、現実の社会との関わりで理解することである。もちろん、憲法や法律学に関する基本的な知識を取得することは重要である。しかし、知識の取得自体は決して最終目標ではない。憲法問題を含む社会問題には、必ず一つの正しい解答があるわけではない。基本的な知識を踏まえつつ、様々な人の異なった意見に触れ、なぜ意見の違いが生ずるのかを考えながら、自分なりの考えを作り上げ、他人を納得させられるだけの主張として練り上げていく態度が重要である。そのためには、現実に社会で生ずる問題についての関心を持つことが不可欠であるので、毎日、新聞を熟読してほしい。

< 授業時間外に必要な学修 >

講義の各回について、十分な予習・復習が求められる。予習については、事前配布のレジюмеとテキストの該当箇所を読み込むこと（目安として各回2時間程度）、復習については、ノートの記載内容とレジюме・テキストの記述を確認すること（目安として各回2時間程度）。

< 提出課題など >

1-2回程度、簡単なレポートないし感想文の提出を求められることがある。詳細は、講義中に指示する。提出されたレポート等については、講義中に一般的コメントをするほか、希望者には個別にコメントする。

< 成績評価方法・基準 >

・定期試験（論述式）100%。レポート・感想文を課した場合には、定期試験80%、レポート・感想文20%とする。

・ただし、定期試験に代えて最終レポートの提出を求められる可能性がある（最終レポートの評価割合は定期試験と同じく80%）。

・評価は、上記「到達目標」に照らし、講義で扱った内容が正確に理解できているかを中心に行い、文章表現力を加味する。

< テキスト >

・倉持孝司ほか編『比較して読み解く日本国憲法（仮題）』（法律文化社 2022年刊行予定）。

・六法（小型のものでよい）を毎回必ず持参すること。

・講義で使用するレジюме・資料類は、Moodle, dotCampus, OneDrive（のいずれか、または複数）を利用して配布する。

< 参考図書 >

第1回の講義で指示する。

< 授業計画 >

第1回 イントロダクション

本講義についてのガイダンス、憲法を学ぶ意義

第2回 憲法とは何か

## 憲法 の 概 念

### 第3回 憲法の歴史(1)

近代立憲主義・近代憲法の考え方と意義

### 第4回 憲法の歴史(2)

近代立憲主義・近代憲法の歴史的展開

### 第5回 日本憲法史(1)

大日本帝国憲法の制定

### 第6回 日本憲法史(2)

大日本帝国憲法の運用

### 第7回 日本憲法史(3)

日本国憲法制定史

### 第8回 日本憲法史(4)

日本国憲法制定の法理

### 第9回 日本国憲法の基本原理

日本国憲法の基本原理(国民権、人権保障、平和主義)

### 第10回 人権総論

幸福追求権、平等原則など

### 第11回 個別的人権

表現の自由、生存権など

### 第12回 統治機構

国民権と選挙制度、衆議院の解散

### 第13回 平和主義(1)

戦後史の中の平和主義(1)(1980年代まで)

### 第14回 平和主義(2)

戦後史の中の平和主義(2)(1990年代以降)

### 第15回 憲法改正

憲法改正の理論と戦後史における改憲論

-----  
2022年度 前期

2単位

憲法特別演習

杉村 幸則

#### < 授業の方法 >

毎回配布するパワーポイント資料などで講義予定です。例年、法科大学院進学予定の方、行政書士資格合格者及び宅地建物取引士合格者の方(学習中の方も含む)、公務員試験受験予定者の方を中心に出席される予定です。熱心な受講態度の方が多いため、教室後方での受講はお控えください。

#### < 授業の目的 >

この講座は、公務員試験(都道府県職員、国家一般職、裁判所職員、国税専門官、財務専門官、市役所、警察官、消防官、自衛隊幹部候補生など)に合格したいという方を対象にしています。よって、受験対策の色合いがかなり強いものであることをまずは認識して下さい。さらに、法科大学院入学を将来の目標としている方(過去の履修者で現在弁護士で活躍されている方や法科大学院進学の方もおられます)や、真剣に法律の基礎を一から学びたい方をも対象としております。

い方をも対象としております。

以上の受験対策に必要な知識を公務員試験の過去問を中心に習得することを目的に、知識偏重ではなく考えることを目的にした講義を実践する予定です。

学習意欲の極めて高い方しか対象にはしていませんので、これに当てはまらない方は受講をご遠慮ください。

なお、担当は大手資格試験受験予備校で公務員試験対策講座の収録講義を約2年半、全国の国公立・私立大学約40校で17年間担当している講師が行います(神戸学院大学では2002年から2016年4月まで)。また、公務員試験対策の老舗・実務教育出版から発売されている「直前対策ブック」の最新法律・時事の監修や、2022年度合格目標の受験ジャーナルの『歴史で分かる社会科学』の執筆も担当しております。

#### < 到達目標 >

まず、受講生が公務員試験に必須の分野に関して最低限度の知識が解けるようになること、法律への関心のみならず、社会科学系科目全般とのつながりを意識できるようになること・・・この2点が授業の主たる目標です。

さらに、毎回講義で指摘した過去問などを徹底的に復習する習慣を身に付けること、問題を解答する際の視点や解法テクニック及び考え方などを身に付けること・・・この2点が身に付けていただきたい習慣や技能です。

#### < 授業のキーワード >

「当該科目だけでなく、学問全体への新たな発見」をベースにした、“明るく、楽しく、ためになる講義”です。

#### < 授業の進め方 >

パワーポイントで講義をします。

毎回パワポ資料を配布いたします。

第3回目講義以降にオリジナル・テキストを配布する予定です。

毎回、オリジナル・テキストに掲載の演習問題を指示いたします。

#### < 履修するにあたって >

この講義の受講対象者は、公務員試験の学習を本気で考えている方、将来法科大学院入学を本気で考えている方、法律をより深く実践的に真剣に学びたい方など幅広く対象にしております。よって、ただ単に単位欲しさの方はご遠慮ください。

人間関係の基本は全て信頼関係です。教員と学生の間にもこれは当てはまります。大学における教育はその全てが自主性を重んじるものですが、この講義は基本的に「公務員試験を中心にした試験対策」になりますので、最低限度の知識の習得は必須になります。

よって、内容は高度なものになり、学習意欲のない学生はご遠慮ください。

なお、類似科目である「特別演習シリーズ」の「行政法」「民法」「政治学」を併せて履修していただ

れば、より一層他科目との関連性が深まるでしょう。

< 授業時間外に必要な学修 >

講義で指摘した分野についての徹底的な復習によって国家一般職・地方上級試験レベルの問題は解答できるようになること。

テキスト掲載の過去問の徹底復習、さらには公務員試験や行政書士試験を中心とする過去問の復習。

< 提出課題など >

15回の講義中にテストを3回実施します。詳細は以下の「成績評価方法・基準」欄を参照。

< 成績評価方法・基準 >

講義中に実施する全3回のテストのみで評価いたします。全3回テスト合計点は100点。60点以上で合格点です。

第1回：全6問×各4点、第2回：全7問×各4点、第3回：全8問×各6点の予定です。

テスト内容は講義をしっかり聴けば合格点はたやすいものです。

< テキスト >

第3回目以降に配布予定のオリジナル・テキストです。毎回配布するパワーポイント資料です。

< 参考図書 >

公務員試験や行政書士試験、さらには司法書士及び司法試験対策のテキスト及び問題集なら何でもかまいません。

< 授業計画 >

第1回 講座紹介、憲法とは何か？

【目標・目的】 憲法の存在意義、 基本的人権とは何か、 についての理解

【復習】 講義内容をしっかりと復習

第2回 人権の性質、人権享有主体性その1

【目標・目的】 基本的人権の性質・種類、人権の享有主体（法人・外国人の人権）についての理解及び判例学習

【復習】 指摘した判例を素材にした過去問の徹底演習

第3回 人権享有主体性その2

【目標・目的】 「外国人の人権」についての理解及び判例学習

【復習】 指摘した判例を素材にした過去問の徹底演習

第4回 私人間効力

【目標・目的】 「私人間効力」についての理解及び判例学習

【復習】 指摘した判例を素材にした過去問の徹底演習

第5回 14条その1

【目標・目的】 「法の下での平等（14条）」についての理解及び判例学習

【復習】 指摘した判例を素材にした過去問の徹底演習

第6回 14条その2

【目標・目的】 「法の下での平等（14条）」についての理解及び判例学習

【復習】 指摘した判例を素材にした過去問の徹底演習

第7回 14条その3

【目標・目的】 「法の下での平等（14条）」についての理解及び判例学習

【復習】 指摘した判例を素材にした過去問の徹底演習

第8回 21条その1

【目標・目的】 「表現の自由（21条）」についての理解及び判例学習

【復習】 指摘した判例を素材にした過去問の徹底演習

第9回 21条その2

【目標・目的】 「表現の自由（21条）」についての理解及び判例学習

【復習】 指摘した判例を素材にした過去問の徹底演習

第10回 21条その3

【目標・目的】 「表現の自由（21条）」についての理解及び判例学習

【復習】 指摘した判例を素材にした過去問の徹底演習

第11回 22条その1

【目標・目的】 「職業選択の自由（22条）」についての理解及び判例学習

【復習】 指摘した判例を素材にした過去問の徹底演習

第12回 22条その2

【目標・目的】 「職業選択の自由（22条）」についての理解及び判例学習

【復習】 指摘した判例を素材にした過去問の徹底演習

第13回 22条その3

【目標・目的】 「職業選択の自由（22条）」についての理解及び判例学習

【復習】 指摘した判例を素材にした過去問の徹底演習

第14回 25条など

【目標・目的】 「生存権（25条）」などについての理解及び判例学習

【復習】 指摘した判例を素材にした過去問の徹底演習

第15回 まとめ/最終（第4回目）テスト

【目標・目的】 まとめ/最終（第3回目）テストを実施所定。

-----  
2022年度 後期

2単位

憲法特別演習

杉村 幸則  
-----

< 授業の方法 >

毎回配布するパワーポイント資料などで講義予定です。例年、法科大学院進学予定の方、行政書士資格合格者及び宅地建物取引士合格者の方（学習中の方も含む）、公務員試験受験予定者の方を中心に出席される予定です。熱心な受講態度の方が多いため、教室後方での受講はお控えください。

< 授業の目的 >

この講座は、公務員試験（都道府県職員、国家一般職、

裁判所職員、国税専門官、財務専門官、市役所、警察官、消防官、自衛隊幹部候補生など)に合格したいという方を対象にしています。よって、受験対策の色合いがかなり強いものであることをまずは認識して下さい。さらに、法科大学院入学を将来の目標としている方(過去の履修者で現在弁護士で活躍されている方や法科大学院進学の方もおられます)や、真剣に法律の基礎を一から学びたい方をも対象としております。

以上の受験対策に必要な知識を公務員試験の過去問を中心に習得することを目的に、知識偏重ではなく考えることを目的にした講義を実践する予定です。

学習意欲の極めて高い方しか対象にはしておりませんので、これに当てはまらない方は受講をご遠慮ください。

なお、担当は大手資格試験受験予備校で公務員試験対策講座の収録講義を約2年半、全国の国公立・私立大学約40校で17年間担当している講師が行います(神戸学院大学では2002年から2016年4月まで)。また、公務員試験対策の老舗・実務教育出版から発売されている「直前対策ブック」の最新法律・時事の監修や、2022年度合格目標の受験ジャーナルの『歴史で分かる社会科学』の執筆も担当しております。

<到達目標>

まず、受講生が公務員試験に必須の分野に関して最低限度の知識が解けるようになること、法律への関心のみならず、社会科学系科目全般とのつながりを意識できるようになること・・・この2点が授業の主たる目標です。

さらに、毎回講義で指摘した過去問などを徹底的に復習する習慣を身に付けること、問題を解答する際の視点や解法テクニック及び考え方などを身に付けること・・・この2点が身に付けていただきたい習慣や技能です。

<授業のキーワード>

「当該科目だけでなく、学問全体への新たな発見」をベースにした、“明るく、楽しく、ためになる講義”です。

<授業の進め方>

パワーポイントで講義をします。

毎回パワポ資料を配布いたします。

第3回目講義にオリジナル・テキストを配布する予定です。

毎回、オリジナル・テキストに掲載の演習問題を指示いたします。

<履修するにあたって>

この講義の受講対象者は、公務員試験の学習を本気で考えている方、将来法科大学院入学を本気で考えている方、法律をより深く実践的に真剣に学びたい方など幅広く対象にしております。よって、ただ単に単位欲しさの方はご遠慮ください。

人間関係の基本は全て信頼関係です。教員と学生の間にもこれは当てはまります。大学における教育はその全

てが自主性を重んじるものですが、この講義は基本的に「公務員試験を中心にした試験対策」になりますので、最低限度の知識の習得は必須になります。

よって、内容は高度なものになり、学習意欲のない学生はご遠慮ください。

なお、類似科目である「特別演習シリーズ」の「行政法」「民法」を併せて履修していただければ、より一層他科目との関連性が深まるでしょう。

<授業時間外に必要な学修>

講義で指摘した分野についての徹底的な復習によって国家一般職・地方上級試験レベルの問題は解答できるようになること。

テキスト掲載の過去問の徹底復習、さらには公務員試験や行政書士試験を中心とする過去問の復習。

<提出課題など>

15回の講義中にテストを3回実施します。詳細は以下の「成績評価方法・基準」欄を参照。

<成績評価方法・基準>

講義中に実施する全3回のテストのみで評価いたします。全3回テスト合計点は100点。60点以上で合格点です。

第1回目テストは全6問×各4点、合計24点満点の予定。

第2回目テストは全7問×各4点、合計28点満点の予定。

第3回目テストは全8問×各6点、合計48点満点の予定。

テスト内容は講義を「しっかり聴けば(十分復習すれば)」合格点はたやすいものです。

<テキスト>

第3回目に配布予定のオリジナル・テキストです。

毎回配布するパワーポイント資料です。

<参考図書>

公務員試験や行政書士試験、さらには司法書士及び司法試験対策のテキスト及び問題集なら何でもかまいません。

<授業計画>

第1回 講座紹介、三権分立とは何か?

【目標・目的】三権分立の理解

【復習】講義内容をしっかりと復習

第2回 三権分立の種類、国会その1

【目標・目的】三権分立の種類及び国会の基礎的な理解について(衆議院の優越)

【復習】指摘した過去問の徹底演習

第3回 国会その2

【目標・目的】国会の基礎的な理解について(衆議院の優越・会期制)

【復習】指摘した過去問の徹底演習

第4回 国会その3

【目標・目的】国会の基礎的な理解について(参議院の緊急集会・国政調査権)

【復習】指摘した過去問の徹底演習

第5回 国会その4

【目標・目的】国会の基礎的な理解について（国会議員の特権）

【復習】指摘した過去問の徹底演習

第6回 内閣その1

【目標・目的】内閣の基礎的な理解について（議院内閣制・内閣の構成）

【復習】指摘した過去問の徹底演習

第7回 内閣その2

【目標・目的】内閣の基礎的な理解について（内閣の構成・内閣総理大臣）

【復習】指摘した過去問の徹底演習

第8回 内閣その3

【目標・目的】内閣の基礎的な理解について（衆議院の解散）

【復習】指摘した過去問の徹底演習

第9回 裁判所その1

【目標・目的】裁判所の基礎的な理解について（法律上の争訟及び判例）

【復習】指摘した過去問の徹底演習

第10回 裁判所その2

【目標・目的】裁判所の基礎的な理解について（司法権の限界及び判例）

【復習】指摘した過去問の徹底演習

第11回 裁判所その3

【目標・目的】裁判所の基礎的な理解について（司法権の独立）

【復習】指摘した過去問の徹底演習

第12回 裁判所その4 / 財政その1

【目標・目的】裁判所の基礎的な理解について（違憲審査制・違憲判決の効果）

【復習】指摘した過去問の徹底演習

第13回 財政その1 / 地方自治その1

【目標・目的】財政の基礎的な理解について

【復習】指摘した過去問の徹底演習

第14回 地方自治その2

【目標・目的】地方自治の基礎的な理解について

【復習】指摘した過去問の徹底演習

第15回 まとめ / 最終テスト回

【目標・目的】最終（第3回目）テストの実施

-----  
2022年度 後期

2単位

憲法特論A（人権）

福島 敏明  
-----

< 授業の方法 >

講義

< 授業の目的 >

この講義は、法学部のディプロマ・ポリシー（DP）に示す、「法化社会・国際化社会に対応した法的素養」の習得、および「地域社会から国際社会に至る国内外の公共的事柄に関心と責任感を持つ」ため、コース選択科目として設けられたものです。

この講義では、「憲法ⅠA（人権総論）」（1年次後期）および「憲法ⅠB（人権各論）」（2年次前期）で修得した人権に関する憲法解釈論に関する知識を前提に、憲法に関する判例のうち、人権領域における重要判例について、詳細な分析・検討を行うことを目的とします。取り上げる判例はできる限り最近のものとし、講義期間中に重要な判決が出た場合には積極的に取り上げるようにしたいと思います。この講義は「憲法ⅠA（人権総論）」・「憲法ⅠB（人権各論）」のアドバンス科目という位置づけであるため、内容は「憲法ⅠA（人権総論）」・「憲法ⅠB（人権各論）」よりも高度なものとなります。

< 到達目標 >

人権に関する重要判例について、「憲法ⅠA（人権総論）」・「憲法ⅠB（人権各論）」の受講時に比べて、より詳細かつ高度な分析・検討を行うことができる。

< 授業のキーワード >

憲法、人権、判例

< 授業の進め方 >

- ・レジュメを用いて講義を行います。
- ・レジュメは授業の前日までにdotCampusのマナビに掲載しますので、授業開始までに各自でダウンロード・プリントアウトし、持参してください。なお、公開期間（原則として1週間）を設けますので、公開期間中にダウンロード・プリントアウトしてください。また、紛失・データ破損などを理由とする場合であっても公開期間経過後のレジュメ提供の要望には応じませんので、ダウンロード・プリントアウトしたレジュメは各自できちんと管理するようにしてください。

< 履修するにあたって >

- ・毎回必ずレジュメ、六法を持参してください。
- ・「憲法と社会」、「憲法ⅠA（人権総論）」、「憲法ⅠB（人権各論）」単位取得程度の理解を前提として講義を行いますので、これら科目の復習をあらかじめ各自でおいてください。

< 授業時間外に必要な学修 >

毎回の講義内容について、事前にテキスト・参考書を用いた予習（1時間程度）、事後にテキスト・参考書・レジュメ・ノートを用いた復習（1時間程度）を行うことが求められます。

< 提出課題など >

予定しておりません。

< 成績評価方法・基準 >

- ・定期試験100%で評価します。
- ・評価は講義内容に対する理解度を中心に行います。

<テキスト>

各自が履修した「憲法ⅠA（人権総論）」・「憲法ⅠB（人権各論）」で指定されたテキスト

<参考図書>

・長谷部恭男・石川健治・穴戸常寿編『憲法判例百選〔第7版〕』（有斐閣、2019年）

・長谷部恭男・石川健治・穴戸常寿編『憲法判例百選〔第7版〕』（有斐閣、2019年）

<授業計画>

第1回 法の下の平等（1）

法の下の平等に関する重要判例（1）

第2回 法の下の平等（2）

法の下の平等に関する重要判例（2）

第3回 法の下の平等（3）

法の下の平等に関する重要判例（3）

第4回 法の下の平等（4）

法の下の平等に関する重要判例（4）

第5回 精神的自由権（1）

政教分離に関する重要判例（1）

第6回 精神的自由権（2）

政教分離に関する重要判例（2）

第7回 精神的自由権（3）

表現の自由に関する重要判例（1）

第8回 精神的自由権（4）

表現の自由に関する重要判例（2）

第9回 精神的自由権（5）

表現の自由に関する重要判例（3）

第10回 精神的自由権（6）

表現の自由に関する重要判例（4）

第11回 経済的自由権（1）

経済的自由権に関する重要判例（1）

第12回 経済的自由権（2）

経済的自由権に関する重要判例（2）

第13回 経済的自由権（3）

経済的自由権に関する重要判例（3）

第14回 社会権（1）

社会権に関する重要判例（1）

第15回 社会権（2）

社会権に関する重要判例（2）

-----  
2022年度 前期

2単位

憲法特論B（総合）

上脇 博之  
-----

<授業の方法>

講義。ただし、対面授業ではなく、オンラインによるオンデマンド授業になる可能性が高い。

dotCampusを通じて、各回の授業レジュメを入手できるようにします。

オンデマンド授業の場合には授業動画も案内します（授業動画は末尾の「遠隔授業情報」でも案内します）。

<授業の目的>

本科目の目的は、法学部のディプロマ・ポリシー（DP）に示す、「法化社会・国際化社会に対応した法的素養」の習得、および「地域社会から国際社会に至る国内外の公共的事柄に関心と責任感を持つ」ため、コース選択科目として設けられたものです。

この講義では、「憲法と社会」（1年次前期）「憲法ⅠA（人権総論）」（1年次後期）「憲法ⅠB（人権各論）」（2年次前期）「憲法」（3年次）で修得した人権及び統治機構に関する憲法解釈論に関する知識を前提に、更に実践を意識して、改憲論との比較を通じて日本国憲法の理解を深めることを目的とする。

<到達目標>

本科目の到達目標の第一は、日本国憲法の定める基本的人権の保障を、より実践的に学習し、論争的なテーマについて妥当な憲法解釈論を受講生が説明できるようになることである。

第二は、日本国憲法が定める統治機構について、国家権力の暴走に歯止めをかける憲法解釈論を受講生が説明できるようになることである。

第三は、自民党の改憲論を素材にして、日本国憲法が保障する基本的人権や統治機構を再確認するとともに、自民党の改憲論について自分なりの見解を受講生が説明できるようになることである。

<授業のキーワード>

市民革命、近代憲法、現代憲法、日本国憲法の基本原理、国民主権主義、平和主義、基本的人権尊重主義、自由権、社会権、同性婚、選択的別姓（別氏）、日の丸、君が代、平和的生存権、人権享有主体性、知る権利、内閣官房機密費、使途不明金、政治献金、政党助成金、落選運動、選挙運動の自由、参政権、投票価値の平等、小選挙区選挙、比例代表選挙、教育の自由、教育を受ける権利、権力教育勅語、権力分立制、議院内閣制、衆議院の解散、道州制論、地方自治体の条例制定権、憲法改正の限界。

<授業の進め方>

本授業の到達目標を達成するために、自民党の改憲論を紹介した文献をテキストとして使って、講義を行うことにする。

必ずレジュメをdotCampusを通じて配布する。

対面授業の場合には授業中に試験を行うので、その場合には授業計画を変更する。

<履修するにあたって>

必ずシラバスを読み、テキストを購入しておくこと。

<授業時間外に必要な学修>

テキストと配布レジュメで予習・復習することが望まれる。授業1回につき予習と復習を最低でも合計4時間行



うこと。

< 提出課題など >

対面授業の場合には課題レポートの提出はないが、オンデマンド授業の場合には、課題レポートを提出してもらう。

その場合、以下の課題のうち1つの課題を選択して、必ず下記の参考文献を使用し（他の文献を参考にする場合でも必ず使用し）、5000字以上でまとめて提出してもらう。

衆議院と参議院の各議員を選出する選挙制度の特徴とその問題点について憲法学の視点から論じなさい。その際、日本国憲法が選挙制度について要請していることがあり、その要請に基づく衆議院の小選挙区選挙と参議院の選挙区選挙が憲法違反であるとの意見があるので、その意見の論理を紹介したうえで、日本国憲法の立場から、その見解に対する評価についても論述しなさい（参考文献は上脇博之『ここまで来た小選挙区制の弊害 アベ「独裁」政権誕生の元凶を廃止しよう！』あけび書房、2018年）。

自民党の「4項目」改憲案の特徴とその問題点について憲法学の視点から論じなさい（参考文献は上脇博之『安倍「4項目」改憲の建前と本音』日本機関紙出版センター、2018年）。

政治資金の重要な一つである政党助成金の特徴と問題点について憲法学の視点から論じなさい。その際、政党助成金が憲法違反であるとの意見があるので、その意見の論理を紹介したうえで、日本国憲法の立場から、その見解に対する評価についても論述しなさい（参考文献は上脇博之『政党助成金、まだ続けますか？』（日本機関紙出版センター、2021年））。

政治資金の重要な一つである、企業の政治献金（企業献金）の特徴と問題点について憲法学の視点から論じなさい。その際、企業献金が違憲であるとの意見があるので、その意見の論理を紹介したうえで、日本国憲法の立場から、その見解に対する評価についても論述しなさい（参考文献は上脇博之『財界主権国家・ニッポン 買収政治の構図に迫る』日本機関紙出版センター、2014年）。

いわゆる落選運動の法的根拠について憲法学の視点から論じなさい。その際、落選運動は選挙運動ではないという見解があるので、その意見の論理を紹介したうえで、日本国憲法の立場から、その見解に対する評価についても論述しなさい（参考文献は上脇博之『追及！民主主義の蹂躞者たち 【戦争法廃止と立憲主義復活のために】』日本機関紙出版センター、2016年）。

内閣官房報償費（機密費）の用途についての情報公開訴訟があるので、それを素材に、いわゆる情報公開と裁判闘争の重要性について憲法学の視点から論じなさい（上脇博之『内閣官房長官の裏金』（日本機関紙出版センター、2018年））。

政党が政治資金を用途不明金にしていることは「知る権利」を侵害するという見解があるので、その具体的な事例と、その見解に基づく制度改革案を紹介したうえで、その見解と制度改革案に対し憲法学の立場から論評しなさい（参考文献は上脇博之『追及！安倍自民党・内閣と小池都知事の「政治とカネ」疑惑』日本機関紙出版センター、2016年）。

衆議院の選挙制度を中選挙区制から小選挙区中心に変更し、企業献金の存続を認めながら政党助成金制度を導入したことと憲法第9条等の憲法改正との間には関係があるとの見解があるので、その意見の論理を紹介したうえで、日本国憲法の立場から、その見解に対する評価についても論述しなさい（参考文献は上脇博之『安倍改憲と「政治改革」 【解釈・立法・96条先行】改憲のカラクリ』日本機関紙出版センター、2013年）。

1994年の「政治改革」の主要な内容を紹介し、それが憲法学の立場から憲法違反であるから真の政治改革を行うべきだという見解があるので、その意見の論理を紹介したうえで、日本国憲法の立場から、その見解に対する評価についても論述しなさい（参考文献は上脇博之『安倍改憲と「政治改革」 【解釈・立法・96条先行】改憲のカラクリ』日本機関紙出版センター、2013年、上脇博之『告発！政治とカネ 政党助成金20年、腐敗の深層』かもがわ出版、2015年）

本科目は憲法の科目であり、そのレポートなので、憲法の視点で論述されていないレポートは、本科目のレポートとして評価できないので、必ず明記した参考文献を精読し、そこから憲法の視点を読み取り、レポートをまとめること。

提出するレポートには、

本科目名、担当教員名、受講生の所属学部、学科、氏名、学籍番号、上記のうち選択したテーマ、使用した参考文献、レポート提出日  
を必ず明記すること。

参考文献については、著者名、書名、出版社名、出版年、該当ページを必ず明記してください。

なお、私の担当科目において、過去に提出したレポートをそのまま本科目のレポートとして提出した場合、本科目

のレポートは未提出として扱う。  
また、インターネットのものをコピーして貼り付けたものは、独自のレポートではないので、本科目のレポートは未提出として扱う。

提出された課題レポートについては、各レポートに対する個々のコメントは行わないが、全レポート全体についての論評を行い、それをdotCampusを通じてお知らせする場合もあるので、その場合は、今後の学習の参考にしてください。

<成績評価方法・基準>

対面授業の場合には授業中に試験を行い、それで100%評価する。

オンデマンド授業の場合には、100%課題レポートで評価を行う。

いずれの場合でも定期試験期間にも試験を行わない。

<テキスト>

上脇博之『日本国憲法の真価と改憲論の正体 ? 施行70年、希望の活憲政治をめざして?』(日本機関紙出版センター、2017年)

上脇博之『安倍「4項目」改憲の建前と本音』(日本機関紙出版センター、2018年)。

<参考図書>

- ・長谷部恭男・石川健治・穴戸常寿編『憲法判例百選I 第7版』(有斐閣、2017年)、
- ・長谷部恭男・石川健治・穴戸常寿編『憲法判例百選II 第7版』(有斐閣、2017年)、
- ・播磨信義・上脇博之・木下智史・脇田吉隆・渡辺洋『新・どうなっている日本国憲法!?〔第3版〕? 憲法と社会を考える?』(法律文化社、2016年)
- ・浦部法穂『憲法学教室〔全訂第3版〕』(日本評論社、2016年)
- ・浦田賢治・愛敬浩二編『演習ノート憲法〔第4版〕』(法学書院、2010年)
- ・小林孝輔編『憲法演習・自習セレクト50』(勁草書房、2004年)
- ・坂本修・小沢隆一・上脇博之『国会議員定数削減と私たちの選択』(新日本出版社、2011年)
- ・上脇博之『なぜ4割の得票で8割の議席なのか? いまこそ、小選挙区制の見直しを』(日本機関紙出版センター、2013年)
- 上脇博之『自民改憲案 VS 日本国憲法 ? 緊迫! 9条と96条の危機』(日本機関紙出版センター、2013年)
- 上脇博之『安倍改憲と「政治改革」【解釈・立法・96条先行】改憲のカラクリ』(日本機関紙出版センター、2013年)
- 上脇博之『どう思う? 地方議員削減 [憲法と民意が生きる地方自治のために]』(日本機関紙出版センター、2014年)

上脇博之『誰も言わない政党助成金の闇 「政治とカネ」の本質に迫る』(日本機関紙出版センター、2014年)

上脇博之『財界主権国家・ニッポン 買収政治の構図に迫る』(日本機関紙出版センター、2014年)

上脇博之『告発! 政治とカネ 政党助成金20年、腐敗の深層』(かもがわ出版、2015年)

上脇博之『追及! 民主主義の蹂躪者たち 【戦争法廃止と立憲主義復活のために】』(日本機関紙出版センター、2016年)

上脇博之『日本国憲法の真価と改憲論の正体 ? 施行70年、希望の活憲政治をめざして?』(日本機関紙出版センター、2017年3月発行予定)

上脇博之『ここまで来た小選挙区制の弊害 アベ「独裁」政権誕生の元凶を廃止しよう!』(あけび書房、2018年)

上脇博之『内閣官房長官の裏金』(日本機関紙出版センター、2018年)

上脇博之『安倍「4項目」改憲の建前と本音』(日本機関紙出版センター、2018年)

上脇博之『逃げる総理 壊れる行政 追及!! 「桜を見る会」&「前夜祭」』(日本機関紙出版センター、2020年)

富田宏治・上脇博之・石川康宏『いまこそ、野党連合政権を! 真実とやさしさ、そして希望の政治を』(日本機関紙出版センター、2020年)

上脇博之『忘れない、許さない! 安倍政権の事件・疑惑の総決算とその終焉』(かもがわ出版、2020年)

上脇博之『政党助成金、まだ続けますか?』(日本機関紙出版センター、2021年)。

<授業計画>

第1回 オリエンテーション

本科目について必要な説明を行う。

第2回 人権総論

基本的人権を制約する「公共の福祉」論

第3回 人権総論

平和的生存権

第4回 人権総論

定住外国人の選挙権

第5回 人権総論

国旗・国歌法、元号法

第6回 人権総論

同性婚、選択的別姓(別氏)制

第7回 人権総論

企業、労働組合の政治的寄附(政治献金)

第8回 人権各論

政党助成制度

第9回 人権各論

政府情報及び政治資金についての知る権利

第10回 人権各論

## 落選運動と選挙運動の自由

### 第11回 人権各論

#### 教育の自由と教育を受ける権利

### 第12回 人権各論、統治機構

#### 投票価値の平等と選挙制度

### 第13回 統治機構

#### 衆議院の解散

### 第14回 統治機構

#### 地方自治、道州制論、条例制定権

### 第15回 憲法改正

#### 「憲法改正の限界」論

-----  
2022年度 前期

2単位

公共政策

橋本 圭多  
-----

#### < 授業の方法 >

講義

#### < 授業の目的 >

公共政策では、「政策」とは何かについて、理論や事例を通じて考察することを目的としています。政策とは、端的に言えば、問題を解決するための「目標」と「手段」の組み合わせのことです。とはいえ、問題をどのように認識するのか、目標達成の基準をどのように設定するのか、誰を対象にいくらの費用をかけてどのような手段を講じるのかなど、政策を実現するには多くのことを考慮する必要があります。政策過程には多くのアクターが関わり、政策の内容や効果さらには実現可能性に大きく影響します。「政策の失敗」は、政策そのものの欠陥やさまざまな外部要因によって生じます。

本講義では、「政策」に伴う多様な課題について、「政策過程論」の基本的な理解を通じて検討します。また、一連の政策過程のうち、公共政策の「評価」についてより深く検討します。評価により、評価結果のフィードバックを通じて当該政策や他の政策を改善したり、成果の有無を検証したりすることができます。さらに、いくつかの事例を通じて、実際の政策がどのように進められているのかを検討したいと思います。法学部のディプロマ・ポリシーが示すように、本講義を通じて公共的事柄に関心を持ち、自ら判断する能力を身につけてほしいと思います。

#### < 到達目標 >

「政策」とは何か、政策学的なものの見方とは何かについて考えることで、公共政策に関する基本的な知識を習得します。新聞記事で取り扱われる具体的な公共政策の内容や背景を正確に理解できるようになることを目標とします。

#### < 授業の進め方 >

講義形式で行います。

#### < 履修するにあたって >

事前の予習は不要ですが、高校の「政治・経済」の内容を習熟していることを求めます。また、憲法、政治学、行政法、地方自治法、地方自治論、行政学をあわせて受講されることをおすすめします。

#### < 授業時間外に必要な学修 >

事前学習として、テキストの予習に努めてください。(2時間程度)

事後学習として、授業内容の復習に努めてください。(2時間程度)

#### < 提出課題など >

授業内で適宜指示します。

#### < 成績評価方法・基準 >

小テスト 75% (授業期間中は学習到達度を確認する小テストを毎回実施する(各5点×15回))

レポート 25% (授業内容を深く理解できているかを評価する)

小テストとレポートで成績判定を行います。なお、レポートを提出しなかった者は成績評価の対象としません。

#### < テキスト >

橋本圭多『公共部門における評価と統制』晃洋書房、2017年。

#### < 参考図書 >

石橋章市朗、佐野巨、土山美枝、南島和久『公共政策学』ミネルヴァ書房、2018年。

秋吉貴雄、伊藤修一郎、北山俊哉『公共政策学の基礎[第3版]』有斐閣、2020年。

南島和久編『JAXAの研究開発と評価 研究開発のアカウンタビリティ』晃洋書房、2020年。

山谷清志編『政策と行政』ミネルヴァ書房、2021年。

#### < 授業計画 >

第1回 概要説明

講義計画、各種資料へのアクセス方法

第2回 公共政策の過程(1)

公共政策学の歴史

第3回 公共政策の過程(2)

政策形成

第4回 公共政策の過程(3)

政策決定

第5回 公共政策の過程(4)

政策実施

第6回 公共政策の評価(1)

政策評価の理論

第7回 公共政策の評価(2)

地方自治体の行政評価

第8回 公共政策の評価(3)

中央府省の政策評価

第9回 公共政策の評価(4)

独立行政法人評価

第10回 公共政策の評価(5)

政府開発援助の評価

第11回 公共政策の事例研究(1)

男女共同参画政策

第12回 公共政策の事例研究(2)

地域政策

第13回 公共政策の事例研究(3)

宇宙政策

第14回 公共政策の事例研究(4)

科学技術政策

第15回 講義のまとめ

各回講義のおさらいをします。

-----

2022年度 後期

2単位

公法特別講義 A

恩地 紀代子

-----

< 授業の方法 >

講義

< 授業の目的 >

この科目は、法学部のDPIに示す、法的素養を身につけること、法的思考に基づいた説得力のある解決指針を示すことを目指す。「行政法」 「行政法」への導入科目として位置づけられる。行政法をはじめて学ぶ学生が、行政法の全体構造を概観しながら、その基本と特徴を学ぶ。

< 到達目標 >

受講者が、行政法の全体構造を理解し、行政法の基礎概念、基礎用語、基本判例について、ひととおり、説明できるようになる。

< 授業のキーワード >

行政法、行政法総論、行政救済法、行政行為、行政処分

< 授業の進め方 >

講義形式で行なう。なお、授業の進み具合、その他の状況により、授業計画の内容・順序を変更することがある。

< 授業時間外に必要な学修 >

事前学習として、教科書の該当部分を読んでおくこと(目安として1時間)。

事後学習として、授業の内容を再確認すること(目安として1時間)。

< 成績評価方法・基準 >

定期試験(100%)による。

< テキスト >

恩地紀代子『入門・行政法(改訂四版)講義用テキスト』(2022年)丸善プラネット(神戸学院大学教科書販売書店・ブックカフェハオンで教科書販売期間扱)。

< 参考図書 >

斎藤誠・山本隆司『行政判例百選 ・ [第8版]』有斐閣(2022年)

< 授業計画 >

第1回

行政法の全体構造

行政の意義、法律による行政の原理

第2回

行政組織

行政上の法律関係、行政組織

第3回

行政行為(1)

行政行為の意義

第4回

行政行為(2)

行政行為の種類、行政行為の効力

第5回

行政行為の附款

行政行為の附款と限界、附款の種類

第6回

行政裁量

行政裁量の意義、種類、裁量権の踰越・濫用

第7回

瑕疵ある行政行為(1)

職権取消と撤回

第8回

瑕疵ある行政行為(2)

取消と無効、違法性の承継、瑕疵の治癒、違法行為の転換

第9回

行政行為以外の行政作用(1)

行政立法、行政計画、行政契約、行政指導

第10回

行政行為以外の行政作用(2)

行政強制、行政罰

第11回

行政行為以外の行政作用(3)

行政手続

第12回

行政不服審査法

行政不服審査の意義、種類、不服申立の手続

第13回

行政事件訴訟法(1)

行政事件訴訟の意義、種類

第14回 行政事件訴訟法(2)

取消訴訟の訴訟要件、行政事件訴訟の特色

第15回 国家賠償法

国家賠償の意義、国家賠償法1条・2条、国家賠償法の特色

-----  
2022年度 前期

2単位

公法特別講義B

山下 裕樹  
-----

< 授業の方法 >

講義（オンデマンド配信形式）

< 授業の目的 >

刑法制定時には予定されていなかったであろうコンピュータによる犯罪行為を、いかなる解釈により補足することが可能なのか、あるいは、いかなる立法で対処しているのかを学び、加えて、近年急速な発展を遂げているロボット・AIおよび自動運転車による事故の刑事責任の所在について学ぶことで、学部DPに示されている「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる」ようになることを目的とする。

< 到達目標 >

判例・学説を理解した上で、比較的単純な事例について、コンピュータを利用した場合における犯罪の成否を、その成立要件を充足する事情、あるいはその充足を否定する事情を指摘しつつ判断できる。

< 授業のキーワード >

コンピュータ犯罪

< 授業の進め方 >

- ・オンデマンド配信による講義形式とする。
- ・下記のOneDriveリンクから講義資料をダウンロードして受講すること。
- ・受講に際しては、PowerPointをインストールすること。

< 履修するにあたって >

- ・受講に際しては六法を必ず持参すること。
- ・「刑法概論」および「刑法総論」を履修していることが望ましい。

< 授業時間外に必要な学修 >

- ・予習として、テキストの授業テーマ該当箇所を読み、論点を確認しておくことが望ましい。（30分程度）
- ・復習として、論点ごとに判例・学説を整理し、ノートにまとめておくこと。（90分程度）
- ・疑問点のある場合には、担当者に質問するなどして疑問を残さないこと。

< 提出課題など >

dotCampusにおいて小テストを課す。

< 成績評価方法・基準 >

授業内課題（100%）により評価する。評価方法および実施形態に関しては、OneDriveにアップロードする講義資料を参照のこと。なお、定期試験における不正行為に相当する行為をした場合、単位認定しない。

< テキスト >

授業中に適宜紹介する。

< 参考図書 >

- ・松井茂記ほか編 『インターネット法』（有斐閣、2015年）
- ・弥永真生=穴戸常寿編 『ロボット・AIと法』（有斐閣、2018年）
- ・園田寿 『情報社会と刑法』（成文堂、2011年）
- ・井田良 『講義刑法学・各論〔第2版〕』（有斐閣、2020年）

-----  
-----  
その他、授業中に適宜紹介する。

< 授業計画 >

- 第1回 ガイダンス  
授業の進め方について
- 第2回 刑法の基礎（1）  
刑法とは何か？  
犯罪行為とは何か？
- 第3回 刑法の基礎（2）  
刑法および刑罰の目的
- 第4回 刑法の基礎（3）  
刑法の解釈方法と刑法の基本原則
- 第5回 コンピュータと財産犯（1）  
窃盗罪
- 第6回 コンピュータと財産犯（2）  
窃盗罪
- 第7回 コンピュータと財産犯（3）  
詐欺罪
- 第8回 コンピュータと財産犯（4）  
詐欺罪
- 第9回 コンピュータと表現規制（1）  
誹謗中傷の刑法的規制
- 第10回 コンピュータと表現規制（2）  
誹謗中傷の刑法的規制
- 第11回 コンピュータと表現規制（3）  
わいせつ表現と刑法的規制
- 第12回 ロボット・AIと刑法（1）  
ロボットの刑事責任
- 第13回 ロボット・AIと刑法（2）  
自動運転車の刑事責任
- 第14回 ロボット・AIと刑法（3）  
自動運転車の刑事責任
- 第15回 まとめ  
授業のまとめ

2022年度後期

2単位

公法特別講義B

恩地 紀代子

<授業の方法>

講義形式

<授業の目的>

この科目は、ディプロマ・ポリシーに従い、法および政治について国際化社会に対応した法的素養を身につけることを目的とする。本学期においては、フィンランドがロシア統治下にあった時代にフィンランド語の地位を改善した言語令を、それが成立するに至った歴史的・文化的背景にまで立ち入って学ぶ。

<到達目標>

受講者が、なぜフィンランドが大国間の勢力争いにまきこまれたのかを理解し、ロシア統治下時代に、どのような方法でフィンランド語の地位が促進されたのか、説明できるようになる。

<授業のキーワード>

フィンランドの言語令、セナーッテイ、身分制議会、フィンランドの法律家・社会運動家

<授業の進め方>

講義形式で行なう。なお、授業の進み具合、その他の状況により、授業計画の内容・順序を変更することがある。<履修するにあたって>

受講者は、静穏な授業環境を確保するため、全員が協力しなければならない。

<授業時間外に必要な学修>

予習は不要である。事後学習として、その回の講義の内容を復習すること。必要に応じて、フィンランドと事情が逆であった日本の状況を調べること（目安として2時間）

<成績評価方法・基準>

期末試験(100%)による。

<テキスト>

特になし。

<授業計画>

第1回 ガイダンス

講義の全体的な内容の説明

第2回?第3回 フィンランドの歴史

スウェーデン統治時代、ロシア統治時代

第4回?第7回 フィンランドの法律家、社会運動家

オープン大学・テオルク大学・アレクサンドル帝国大学の法学部教授ら、フェンノマン派・反フェンノマン派・リベラル派の活動家ら

第8回?第9回 フィンランドの公教育

初等教育、中等教育

第10回~第15回 フィンランドでの言語令の実施

フィンランド語に関する諸法令、地方行政機関におけるフィンランド語による公文書の発行、言語改革の実施の概要

2022年度前期

2単位

公法特別講義C

岡本 篤尚

<授業の方法>

講義、演習

<授業の目的>

この授業は、法学部のDPに掲げる「法の理念および現実の社会における法の運用を踏まえて、法および政治について体系的に学修し、法化社会・国際化社会に対応した法的素養」、および「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決方針を示すことができる」能力を身につけることができるように履修することを旨とする。

この授業では、グローバル化やデジタル化の著しい現代社会における多様な「人権問題」について学んでいきます。

<到達目標>

現代社会の多様な「人権問題」について説明することができるようにする。

<授業のキーワード>

人間の尊厳 「差別」と「排除」 人権へのグローバルな脅威

<授業の進め方>

一つのテーマにつき、2回ないし3回の授業を当てます。各テーマとも、1回目の授業でテーマに関連した映像資料を視聴してもらったり、文献資料を読み込んでもらったりします。2回目ないし3回目の授業では、教員が各テーマに関する解説を行い、その後それに基づいて、教員・受講生間、受講生相互で質疑応答や討論を行ってもらうことによって、授業を進めていきます。

<履修するにあたって>

- ①この授業は、教員と受講生、受講生相互の質疑応答や討論によって授業を進めていきますので、各回の授業までに、受講生自身が各回の授業テーマに関しても十分な予習をしてもらうことが強く求められます。
- ②この授業では、授業内容(授業で使用するレジュメやパワーポイントの内容や資料映像の内容、板書の内容等を含む)について、スマートフォンやモバイル機器、カメラ等を用いて録画・録音・撮影等を行うことや、インターネット上で閲覧可能状態にすることを厳禁します。これらに違反した場合は、定期試験や課題レポート等の

成績の如何にかかわらず、単位を認定しない場合があります。障害等のため授業内容の録画・録音等を行う特段の必要がある場合には、事前に必ず担当教員の許可を得てください。

#### <授業時間外に必要な学修>

各回の授業までに、授業で取り扱うテーマや関連知る資料映像・資料文献などを指示しておきますので「事前学習課題」として、授業までにきちんと予習しておいてください(1週間あたりで2~3時間程度)。

また、新型コロナウイルスの感染爆発も、グローバル化に伴う気候変動、難民・移民問題、貧富の格差の拡大も、AIや情報テクノロジー・生命科学テクノロジーの進展も、いずれも「現在進行形」の問題ですので、日頃からテレビのニュースや新聞記事、さらに関連するドキュメンタリー番組などをみて積極的に情報を収集・分析しておいてください(1時間程度)。

#### <提出課題など>

課題レポートを1回提出してください。課題については、開講後に指示します。課題レポートの成績については、成績評価終了後に、希望する受講生に個別にお知らせします。

#### <成績評価方法・基準>

成績評価は、定期試験60%、課題レポート20%、授業テーマに関する事前準備、授業中の報告や質疑応答など授業への積極的な貢献20%の割合で行います。成績評価の基準は、現代社会の多様な「人権問題」について説明することができるかどうかです。

課題レポートを作成するに当たって、他人の著作(著書・論文)やインターネット上のコンテンツの内容等を無断で引用(=盗作)したことが判明した場合には、定期試験の成績等にかかわらず「D評価」としますので注意してください。

#### <テキスト>

テキスト(教科書)は特に指定しません。

#### <参考図書>

テキスト(教科書)は特に指定しませんが、この授業の全体を通じて特に重要だと思われる本を2冊あげておきます。

①アンドリュー・フェイガン『人権の世界地図』(丸善出版、2019年)

②林典子『フォト・ドキュメンタリー人間の尊厳——いま、この世界の片隅で』(岩波書店、2014年)

この授業が始まるまでに、あるいはこの授業の期間中に、是非読んでおいていただきたいと思います。

なお、各回の授業テーマに関する参考文献は、開講後に適宜指示します。

#### <授業計画>

##### 第1回 プロローグ 授業の目的と方法

この授業全体の「導入」として、この授業の目的とこの授業の具体的な進め方について説明します。

##### 第2回 人間の尊厳を求めて①

「人間の尊厳」が蹂躪された事例を学ぶことによって、「人間の尊厳」について考えていきます。

##### 第3回 人間の尊厳を求めて②

引き続き、「人間の尊厳」が蹂躪された事例を学ぶことによって、「人間の尊厳」について考えていきます。

##### 第4回 人間の尊厳を求めて③

障害者に対する「差別」や「排除」について考えていきます。

##### 第5回 日本の「差別」と「排除」①

「戦後」日本社会におけるハンセン病患者に対する強制隔離やその家族に対する「差別」などを素材として、現代日本社会における「差別」と「排除」の問題について考えていきます。

##### 第6回 日本の「差別」と「排除」②

「戦後」日本社会でも行われた障害者に対する「差別」や「排除」の実態について考えていきたいと思えます。

##### 第7回 「二つの死」をめぐって

日本でここ数年に起こった「二つの死」を素材に、難病患者と「安楽死」の関係について考えていきたいと思えます。

##### 第8回 ネット社会の「差別」と「排除」①

ネット上の誹謗中傷などネット社会(サイバー社会)における「差別」と「排除」について考えていきます。

##### 第9回 ネット社会の「差別」と「排除」②

引き続き、ネット上の誹謗中傷などネット社会(サイバー社会)における「差別」と「排除」について考えていきます。

第10回 【人権へのグローバルな脅威】国際感染症パンデミックと「差別」①

新型コロナウイルス(COVID-19)の爆発的な感染拡大によって引き起こされた感染患者、医療従事者、その他のエッセンシャルワーカーなどに対するいわれのない「差別」、ワクチン接種をめぐる貧富の格差、さらに新型コロナウイルスの爆発的な感染が顕わにした人種差別や貧富の格差などについて考えていきます。

第11回 【人権へのグローバルな脅威】国際感染症パンデミックと「差別」②

引き続き、新型コロナウイルス(COVID-19)の爆発的な感染拡大によって引き起こされた感染患者、医療従事者、その他のエッセンシャルワーカーなどに対するいわれのない「差別」、ワクチン接種をめぐる貧富の格差、さらに新型コロナウイルスの爆発的な感染が顕わにした人種差別や貧富の格差などについて考えていきます。

第12回 【人権へのグローバルな脅威】気候変動と人権①

人間のグローバルな経済活動がもたらした地球温暖化などの気候変動は、台風の「狂暴化」などによる大規模な洪水や極端な感想による大規模な山林火災を地球上の各地にもたらしています。そしてこれらの気候変動の被害は、経済的弱者・貧困地域に集中的にもたらされる傾向が顕著です。これらの気候変動による被害を人権に対する脅威という観点から考えていきます。

第13回 【人権へのグローバルな脅威】気候変動と人権②

人間のグローバルな経済活動がもたらした地球温暖化などの気候変動は、台風の「狂暴化」などによる大規模な洪水や極端な感想による大規模な山林火災を地球上の各地にもたらしています。そしてこれらの気候変動の被害は、経済的弱者・貧困地域に集中的にもたらされる傾向が顕著です。これらの気候変動による被害を人権に対する脅威という観点から引き続き考えていきます。

第14回 【人権へのグローバルな脅威】テロ・内戦と人権①

21世紀最大の「人道上の危機」であるグローバルなテロと国際化された内戦による人権侵害について考えていきます。

第15回 【人権へのグローバルな脅威】テロ・内戦と人権②

21世紀最大の「人道上の危機」であるグローバルなテロと国際化された内戦による人権侵害について引き続き考えていきます。

2022年度前期

2単位

行政学 I

橋本 圭多

授業の方法>

講義

<授業の目的>

行政学では、公共部門における行政の役割について検討していきます。この講義では行政学の基本的な知識の習得を通じて、今日の行政活動や政策課題について理解できるようになることを目指します。法学部のディプロマ・ポリシーが示すように、本講義を通じて公共的事柄に関心を持ち、自ら判断する能力を身につけてほしいと思います。

行政学 I では、行政という主体についてイメージを持てるようになってほしいと思います。日本の政府は、行政、立法、司法の三権から構成されていますが、行政の役割はたんなる法律の執行にとどまりません。また、行政権は内閣に属するとされていますが、中央省庁以外にも独立行政法人や地方自治体、民間組織なども行政活動に関わっています。行政の裾野の広がり認識できるようになることが本講義の重要な点です。

行政学 I では、行政学の前提となる基礎知識の理解を行い、行政学の展開、日本の官僚制、中央地方関係について検討していきます。これらのトピックを通じて、行政についての理解を深めたいと思います。

<到達目標>

行政学の基本的な知識を習得し、現代社会において行政がどのように関わっているのかを理解できるようになってほしいと思います。具体的には、新聞記事の内容を正確に理解できるようになることを目標とします。新聞はみなさんが社会との接点を持つための重要なインターフェースであり、行政学の知見は問題の背景や文脈を理解する上での助けとなります。公務員や研究者を志望する学生はもちろん、民間企業を志望する学生にも積極的に受講してほしいと思います。

<授業の進め方>

講義形式で行います。

<履修するにあたって>

事前の予習は不要ですが、高校の「政治・経済」の内容を習熟していることを求めます。本講義は、行政学 II とあわせて履修するようにしてください。また、憲法、政



治学、行政法、地方自治法、地方自治論をあわせて受講されることをおすすめします。

< 授業時間外に必要な学修 >

事前学習として、テキストの予習に努めてください。(2時間程度)

事後学習として、授業内容の復習に努めてください。(2時間程度)

< 提出課題など >

授業内で適宜指示します。

< 成績評価方法・基準 >

小テスト 75% (授業期間中は学習到達度を確認する小テストを毎回実施する(各5点×15回))

レポート 25% (授業内容を深く理解できているかを評価する)

小テストとレポートで成績判定を行います。なお、レポートを提出しなかった者は成績評価の対象としません。

< 参考図書 >

今村都南雄ほか『ホーンブック基礎行政学』北樹出版、2015年。

山谷清志編『政策と行政』ミネルヴァ書房、2021年。

< 授業計画 >

第1回 概要説明

講義計画、各種資料へのアクセス方法

第2回 行政学の展開(1)

行政国家、権力分立、議院内閣制と大統領制

第3回 行政学の展開(2)

日本の行政学

第4回 行政学の展開(3)

アメリカ行政学

第5回 日本の官僚制(1)

官僚制の歴史的展開

第6回 日本の官僚制(2)

官僚制の歴史的展開

第7回 日本の官僚制(3)

行政機構

第8回 日本の官僚制(4)

公務員制度

第9回 日本の官僚制(5)

予算過程

第10回 中央地方関係(1)

日本の地方自治制度

第11回 中央地方関係(2)

地方自治制度の国際比較

第12回 中央地方関係(3)

地方財政制度

第13回 中央地方関係(4)

大都市制度

第14回 中央地方関係(5)

地方分権改革

第15回 講義のまとめ

各回講義のおさらいをします。

2022年度 前期

2単位

行政学

橋本 圭多

< 授業の方法 >

講義

< 授業の目的 >

行政学 では、行政学 に引き続き、公共部門における行政の役割について検討していきます。行政学 で習得した知識を前提に、行政管理、行政改革、行政責任について検討していきます。法学部のディプロマ・ポリシーが示すように、本講義を通じて公共的事柄に関心を持ち、自ら判断する能力を身につけてほしいと思います。

行政管理では、行政の日常的な管理に着目し、組織管理、運営管理、財務管理、人事管理について学びます。行政改革では、戦後日本の行政改革を中心に学びます。あわせて、新公共経営(NPM)や民営化についても検討します。行政責任では、行政責任の概念、行政責任論争、アカウンタビリティ、行政統制、行政倫理について検討します。これらのトピックを通じて、行政についての理解をさらに深めたいと思います。

< 到達目標 >

行政学 と同様、新聞記事の内容を正確に理解できるようになることを目標とします。行政学の基本的な知識を習得し、行政に関わる事象について自分の言葉で説明できる能力を習得します。

< 授業の進め方 >

講義形式で行います。

< 履修するにあたって >

事前の予習は不要ですが、高校の「政治・経済」の内容を習熟していることを求めます。本講義は、行政学 とあわせて履修するようにしてください。また、憲法、政治学、行政法、地方自治法、地方自治論をあわせて受講されることをおすすめします。

< 授業時間外に必要な学修 >

事前学習として、テキストの予習に努めてください。(2時間程度)

事後学習として、授業内容の復習に努めてください。(2時間程度)

< 提出課題など >

授業内で適宜指示します。

< 成績評価方法・基準 >

小テスト 75% (授業期間中は学習到達度を確認する小テストを毎回実施する(各5点×15回))

レポート 25% (授業内容を深く理解できているかを評価する)

小テストとレポートで成績判定を行います。なお、レポ

ートを提出しなかった者は成績評価の対象としません。

<参考図書>

今村都南雄ほか『ホーンブック基礎行政学』北樹出版、2015年。

山谷清志編『政策と行政』ミネルヴァ書房、2021年。

<授業計画>

第1回 概要説明

講義計画、各種資料へのアクセス方法

第2回 行政管理(1)

組織管理

第3回 行政管理(2)

人事管理

第4回 行政管理(3)

法令の制定

第5回 行政管理(4)

予算

第6回 行政改革(1)

戦後日本の行政改革

第7回 行政改革(2)

中央省庁等改革

第8回 行政改革(3)

特殊法人等改革

第9回 行政改革(4)

新公共経営(NPM)

第10回 行政責任(1)

行政と責任

第11回 行政責任(2)

行政責任論争

第12回 行政責任(3)

アカウンタビリティの概念

第13回 行政責任(4)

行政統制

第14回 行政責任(5)

行政倫理

第15回 講義のまとめ

各回講義のおさらいをします。

-----  
2022年度 前期

2単位

行政書士実務講座(兵庫県行政書士会提携講座)

担当者未定(法)、大橋 忠司、紀氏 美津子、北原

速男、阪本 浩司、相馬 大輔、中村 修治、永井 弘

行、松村 康弘  
-----

<授業の方法>

1) 対面講義による。

2) 事情により、オンライン講義となる場合は、下記の遠隔授業情報欄を参照すること。

特別警報(すべての特別警報)または暴風警報発令の

場合(大雨、洪水警報等は対象外)

の本科目の取扱いについて 授業を実施します。

ただし、避難指示、避難勧告が発令されている場合はご自身の安全を最優先にし、自治体の指示に従って行動してください。

<授業の目的>

行政書士の仕事内容とその社会的役割を理解するとともに(DP 知識・理解)、法律の生きた姿を知ることができます(DP 志向性)。

なお、この科目は、行政書士として、永年、兵庫県内外で行政書士実務の各分野において第一線で活躍されている、実務経験のある教員8名による授業科目です。

また、各回の講義は、8名の行政書士の先生方の日々の実務経験に基づき、授業は講義形式の他、双方向授業やグループワーク、模擬調停などのアクティブ・ラーニングを多用した、実践的教育から構成される授業科目となっています。

なお、本講義は、神戸学院大学と兵庫県行政書士会との学術交流協定に基づく講座であり、「街の法律家」としての行政書士実務の現状について講義をして頂き、法の生きた姿を知ることが目的としています。

<到達目標>

学生は、様々な専門分野における事例をふまえながら、街の身近な法律家としての行政書士の仕事内容とその社会的役割を知ることができるようになります。

行政書士の主要な仕事(国の機関や県市町村に提出する申請書等を作成すること)であるので、学生は、国や自治体の行政機関の仕事内容(=国家公務員、地方公務員の仕事)も知ることができるようになります。

学生は、行政書士の仕事の各専門分野において不可欠な法律(国家資格試験である行政書士試験の試験科目と同一です)の概要を学ぶことができます。

学生は、大学の法律学習が行政書士の仕事においてさまざまな形で役立っていることを知ることができます。

<授業のキーワード>

行政書士 国家公務員 地方公務員 公務員試験 国家資格 資格試験 法律実務

<授業の進め方>

対面講義を中心として、各講師が作成した講義資料に基づき講義を進める。

講義内容、担当者の指示により、アクティブラーニングを実施する場合もある。

その際は講義室を変更するのでシラバスを事前に見ておくこと。

<履修するにあたって>

上記「授業の目的」で触れたように、本講義は神戸学院大学と兵庫県行政書士会との学術交流協定に基づき、各分野において第一線で活躍されている行政書士の方々を迎え、行政書士実務の現状について講義をして頂き、法

の生きた姿を知ることが目的としています。

それと同時に、行政書士のみならず、司法書士、弁護士、国家・地方公務員等、法律知識を生かせる仕事をめざす学生にとっては、今学んでいる法律が将来役に立つことを確信し、その法律を使って活躍されている元気な先生方の姿を見ることで、日々の受験勉強の励みになるでしょう。

積極的な受講を期待します。(文責、コーディネーター)

<授業時間外に必要な学修>

事前学習は必要としない。ただし、今回の講義までに課題を提出された場合は、その課題について準備しておくこと。

事後学習として、配布されたレジュメ、資料、講義内容に基づき、講義内容を再確認すること。(目安として1時間)

<提出課題など>

各回の講師の選択に従い、簡単なレポート課題が提示される場合があります。

<成績評価方法・基準>

第1回を除く各回の講義時間内試験または課題レポートの成績を10点満点として、全回合計140点を100点に換算して評価する。

各回の評価基準は各回の講義の理解度を基準として、詳細は各講師の判断にゆだねる。

<テキスト>

各回レジュメを配布します。

<授業計画>

第1回

4月12日 講義ガイダンス

行政書士全般と特定行政書士

- 1) ガイダンス 行政書士の仕事の概要
- 2) 特定行政書士の仕事とその内容

行政書士 北原 速男 先生

第2回

4月19日 相続・成年後見

その1

相続と成年後見

行政書士 中村 修治 先生

第3回

4月26日 相続・成年後見

その2

相続と成年後見 その2

行政書士 中村 修治 先生

第4回

5月10日 知的資産経営

その1

知的資産経営

行政書士 大橋 忠司 先生

第5回

5月17日 知的資産経営 その2

知的資産経営 その2

行政書士 大橋 忠司 先生

第6回

5月24日 国際業務

その1

国際業務 その1

行政書士 永井 弘行 先生

第7回

5月31日 国際業務

その2

国際業務 その2

行政書士 永井 弘行 先生

第8回

6月7日 ADR その1

ADR その1

行政書士 相馬 大輔 先生

第9回

6月14日 ADR

その2

ADR その1

行政書士 相馬 大輔 先生

第10回

6月21日 消費者契約 その1

消費者契約 その1

行政書士 紀氏 美津子 先生

第11回

6月28日 消費者契約

その2

消費者契約 その2

行政書士 紀氏 美津子 先生

第12回

7月5日 許認可 その1

許認可 その1  
行政書士 松村 康弘 先生  
第13回  
7月12日 許認可 その2

許認可 その2  
行政書士 松村 康弘 先生  
第14回  
7月19日 許認可 その3

許認可 その3  
行政書士 阪本 浩司 先生  
第15回  
7月22日 まとめ  
まとめ ー コロナ禍における行政書士の役割

行政書士 阪本 浩司 先生

-----  
2022年度 前期  
2単位  
行政書士特別演習  
千足 恭司  
-----

< 授業の方法 >  
「講義」

< 授業の目的 >  
資格取得を目指し学習した知識を土台に卒業後も社会人として法律に関する多様な見解を持ち対応できるようにする。  
なお、この授業の担当者は、関西、東海地方を中心に法務業務を25年以上担当し、実務経験の豊富な教員であるので、より実践的な観点から行政書士の役割、実務等をわかりやすく解説する。

< 到達目標 >  
2022年度行政書士試験合格を目指す  
国や地方公共団体など、官公署に提出する書類（建設業許可・会社設立・帰化申請など）、事実証明に関する書類（会計帳簿・内容証明郵便など）、権利義務に関する書類（遺言書・遺産分割協議書など）について、法的問題点が起こらないよう予防法務的視野に立って説明できる。

< 授業のキーワード >  
憲法、刑法、民法、民事訴訟法、行政法、商法・会社法、政治・経済・社会、時事  
< 授業の進め方 >  
基本的に講義中心で授業を進めるが、対話型の授業を重

視し、受講生からの意見や疑問点について自発的な発言を求める。

< 履修するにあたって >  
2022年度課外行政書士講座を履修済であることが望ましい。

テキスト、問題集、六法、日経新聞は毎講義で使用

する。  
受講上の注意、心構え、シラバス内容等については初回の講義で説明をするので必ず出席すること。

講義の進行状況や受講生の理解度により、授業内容を変更する場合がある。

新聞は必読（講義内にて時事を題材とする為）

私語、携帯電話、途中退室、他の受講者の迷惑になることは厳禁。これらのルールを遵守しない場合は退室を命じる。

< 授業時間外に必要な学修 >

事後学習として、講義中に指示したテキスト、問題集の範囲を最低10回以上熟読すること。

< 提出課題など >

特になし

< 成績評価方法・基準 >

第3回、第15回の確認テスト（2回）で評価します。  
（択一形式）

定期試験なし

< テキスト >

2021年度版 行政書士試験六法 早稲田経営出版  
3,400円（税別）

シラバス記載時2022年版未発行の為、2021年版記載

2022年度版 合格革命行政書士基本テキスト 早稲田経営出版：3,000円（税別）

2022年度版 合格革命行政書士基本問題集 早稲田経営出版：2,600円（税別）

2021年度版 みんなが欲しかった行政書士判例集  
TAC出版：2,800円（税別）

シラバス作成時2022年版未発行の為、2021年版記載

2022年度課外（行政書士資格）講座受講生は購入不要

< 参考図書 >

特になし

< 授業計画 >

第1回 基礎法学、法学、裁判制度、政治・経済・社会、憲法

基礎法学からの出題

基礎法学の学習

法律用語

刑罰

法の解釈

法の名称  
法の分類と効力  
裁判所の仕組み  
三審制  
憲法（人権）

第2回 憲法、政治・経済・社会等

憲法（統治機構、地方自治等）

第3回 確認テスト（憲法、基礎法学）

基礎法学、憲法（人権、統治全範囲）

第4回 民法（総則）

意思表示、代理、時効

第5回 民法（物権）

物権変動、動産の即時取得、担保物権

第6回 民法（債権総論）

債務不履行等

第7回 民法（債権総論）

債権保全（債権者代位権、債権者取消権）

第8回 民法（債権総論）

多数当事者の債権債務関係

第9回 民法（債権総論）

多数当事者の債権債務関係

第10回 民法（債権各論）

契約（売買契約）

第11回 民法（債権各論）

契約（賃貸借契約）

第12回 民法（契約）

契約（組合契約等）

第13回 民法（親族）

夫婦、親子等

第14回 民法（相続）

基本原則、遺言、配偶者居住権、遺留分等

第15回 確認テスト（民法）

この講義を通じて学修してきた民法の理解度を確認する。

-----  
2022年度 後期

2単位

行政書士特別演習

千足 恭司

-----  
< 授業の方法 >

「講義」

< 授業の目的 >

資格取得を目指し学習した知識を土台に卒業後も社会人として法律に関する多様な見解を持ち対応できるようにする。

なお、この授業の担当者は、関西、東海地方を中心に法務業務を25年以上担当し、実務経験の豊富な教員であるので、より実践的な観点から行政書士の役割、実務等をわかりやすく解説する。

< 到達目標 >

- 1 行政書士試験合格を目指す。
- 2 公務員試験論文（教養・法律）の基礎を学ぶことができる。
- 3 国や地方公共団体など、官公署に提出する書類（建設業許可・会社設立・帰化申請など）、事実証明に関する書類（会計帳簿・内容証明郵便など）、権利義務に関する書類（遺言書・遺産分割協議書など）について、法的問題点が起こらないよう予防法務的視野に立って説明できる。

< 授業のキーワード >

憲法、刑法、民法、民事訴訟法、行政法、商法・会社法、政治・経済・社会、時事

< 授業の進め方 >

前期でインプットした内容が定着しているかを確認するため、アウトプット中心に行います。

< 履修するにあたって >

課外行政書士講座を履修済であることが望ましい。

テキスト、問題集、六法、日経新聞必須。毎講義で使用する。

受講上の注意、心構え、シラバス内容等については初回の講義で説明を行いますので必ず出席すること。

講義の進行状況や受講生の理解度により、授業内容を変更する場合がある。

新聞必読（講義内にて時事を題材とする為）。

私語、携帯電話、途中退室、他の受講者の迷惑になることは厳禁。これらのルールを遵守しない場合は退室を命じる。

< 授業時間外に必要な学修 >

事後学習として、講義中に指示したテキスト、問題集の範囲を最低10回以上熟読すること。

< 提出課題など >

特になし

< 成績評価方法・基準 >

定期試験は実施しません。

第8回、第9回（2回分）の確認テストで成績を判断します。（択一形式）

< テキスト >

2021年度版 行政書士試験六法 早稲田経営出版  
3,400円（税別）

シラバス記載時2022年版未発行の為、2021年版記載  
2022年度版 合格革命行政書士基本テキスト 早稲田  
経営出版：3,000円（税別）

2022年度版 合格革命行政書士基本問題集 早稲田  
経営出版：2,600円（税別）

2021年度版 みんなが欲しかった行政書士判例集

<参考図書>

特になし

<授業計画>

第1回 憲法発展講義

人権

第2回 憲法発展講義

統治機構

第3回 基礎法学

法哲学（法とは何か）、法源（法の存在形式）、法解釈学（法律用語と法の解釈）、裁判制度、民事上の紛争解決（民事訴訟手続、少額訴訟制度等）

第4回 基礎法学

刑事事件に関する制度（罪刑法定主義、刑事手続等）

第5回 行政法発展講義

行政法の一般的な法理論（行政上の法律関係、行政機関、行政行為、行政行為以外の行政庁の活動、行政上の強制措置、行政組織法）

第6回 行政法発展講義

行政救済法（行政手続法、行政不服審査法）

第7回 行政法発展講義

行政救済法（行政事件訴訟法、国家賠償法、損失補償）

第8回 確認テスト

この講義を学修してきた基礎法学、憲法、民法の理解度を確認する。

第9回 確認テスト

この講義を通じて学修してきた民法、商法・会社法の理解度を確認する。

第10回 行政法発展講義

地方自治法（地方自治と地方公共団体、地方公共団体の権能、地方公共団体の機関、住民とその権利他）

第11回 記述対策講義

民法（総則、物権）

第12回 記述対策講義

民法（債権総論）

第13回 記述対策講義

民法（債権各論）

第14回 記述対策講義

民法（親族・相続）

第15回 記述対策講義

行政法（行政救済法：行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、地方自治法等）

<授業の方法>

対面による講義

<授業の目的>

この科目は、法学部DPに示す、法的素養を身につけ、社会における各種の問題について法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すこと、公平性と客観性を重視した判断及び行動ができるようになることを目指し、以下に示すような学修を行うものである。

市民生活に対する国家の行政的介入が飛躍的に増大した20世紀と比較し、21世紀に入ってから「規制緩和」に代表されるような「国家の後退」の現象がみられるようになった。この意味で、21世紀の現在、国（行政）と国民（市民）との関係は、変化の岐路に立たされている。そこで、こうした市民生活に対する国家の行政的介入について考えていくため、その基本原理となる「法律による行政の原理」を中心に、行政活動に関する原理・原則、基礎的・一般的な理論や法制度を身に付け、それらを利用して国家の行政活動を分析し、その適法性について検討できるようになることがこの授業の目的となる。

<到達目標>

行政法の基礎概念や基本的な知識を理解し、それらについて説明できる。

で理解した基礎知識等をもとに、それらを利用した論理的思考や議論ができる。

<授業のキーワード>

行政法 法律による行政の原理 法治主義 行政立法 行政行為 行政手続 行政指導

<授業の進め方>

講義形式を採用する。テキスト及び六法を持参した上で、教員による説明を聞いてノートやメモをきちんととり、到達目標の達成を目指す。また、必要に応じて質疑応答を行ったり、質問の時間を設定する。

講義資料であるプリント等は、随時、このシラバス最下段の「遠隔授業情報」の「資料配付」記載のアドレスにアクセスして入手すること。プリントは各自で印刷し、手元に準備しておくこと。（講義直前や講義中はアクセスが集中する危険があるので、前日中に準備しておくことが望ましい。）

<履修するにあたって>

更なる理解のためには、「行政法（行政救済法）」の履修は必須。オフィス・アワーについては、講義中に時間を指定する。なお、講義には必ずテキスト及び六法を持参すること。

講義中の私語等の妨害行為により授業の進行に著しい

支障をもたらすとみなされる場合には、退席や単位を与えない等の措置をとる。

< 授業時間外に必要な学修 >

事前の学修としては、授業計画において示した内容に該当するテキストの箇所を丹念に繰り返し読み、従前に説明した内容との関連性についてある程度の概要をとらえておくこと。(目安として1時間30分)

事後の学修としては、その回の講義で取り扱った内容に該当するテキストの箇所を丹念に繰り返し読み、その内容を再確認して確実な理解をすること。また、不明な点があれば参考図書の当該部分をよく読み、テキストの記述と比較しながら不明な点の解消に努めること。(目安として2時間30分)

< 提出課題など >

講義期間中に3回、まとめのテストを実施する。その他必要があれば、講義中に指示する。

(なお、まとめのテストの解答及び講評等は講義中に行う予定である。)

< 成績評価方法・基準 >

3回行うまとめのテストの成績(合計100%)により評価を行う。また、講義中の私語等の妨害行為により授業の進行に著しい支障をもたらすとみなされる場合には、退席や単位を与えない等の措置をとる。

< テキスト >

畠山武道・下井康史編著『はじめての行政法 第3版』三省堂 2016年

< 参考図書 >

亘理格・大貫裕之編『Law Practice 行政法』(商事法務、2015年)

宇賀克也『行政法概説(第7版)』(有斐閣、2020年)

板垣勝彦『公務員をめざす人に贈る行政法教科書』(法律文化社、2018年)

曾和俊文・山田洋・亘理格『現代行政法入門(第4版)』(有斐閣、2019年)

宇賀克也・交告尚史・山本隆司編『行政判例百選(第7版)』(有斐閣、2017年)

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス

この科目の進め方、注意事項等について説明する。

第2回 行政と法

行政(権)の定義を説明する。

行政活動の分類を概観する。

第3回 法律による行政の原理(1)

行政法の種類を概観する。

法律による行政の原理の基本的な理論を説明する。

第4回 法律による行政の原理(2)

行政法の法源

法律による行政の原理の変遷を説明する。

行政法の法源を概観する。

第5回 行政基準(1)

行政基準を概観する。

法規命令を説明する。

第6回 行政基準(2)

行政上の法律関係

行政規則を説明する。

行政上の法律関係の特徴を説明する。

第7回 行政組織と公務員(1)

行政主体を説明する。

行政組織を説明する。

行政機関を説明する。

第8回 行政組織と公務員(2)

公務員関係を説明する。

公務員に特有の権利と義務を概観する。

第9回 テスト(1)

第2回~第8回の内容を範囲として、第1回目のまとめのテストを行う。

第10回 行政行為(1)

行政行為の定義を説明する。

行政行為の種類を概観する。

第11回 行政行為(2)

行政行為のうち、命令的行為を説明する。

行政行為のうち、形成的行為を説明する。

第12回 行政行為の効力(1)

行政行為に特有の法的効力を概観する。

行政行為の不可争力・執行力・不可変更力を説明する。

第13回 行政行為の効力(2)

行政行為の公定力を説明する。

行政行為の附款を説明する。

第14回 行政裁量(1)

行政裁量の概念を説明する。

裁量行為と羁束行為の区別を概観する。

行政裁量の司法審査における逸脱・濫用基準を説明する。

第15回 行政裁量(2)

行政裁量の司法審査における手続的審査・判断代置型審査を説明する。

行政裁量をめぐる裁判例を概観する。

第16回 瑕疵ある行政行為(1)

行政行為の職権取消を説明する。

行政行為の撤回を説明する。

第17回 瑕疵ある行政行為(2)

取消権・撤回権の制限を概観する。

当然無効の行政行為を説明する。

第18回 行政上の義務履行確保(1)

行政上の強制執行制度を概観する。

行政代執行を説明する。

行政代執行以外の強制手段を概観する。

第19回 行政上の義務履行確保(2)

間接的強制手段を概観する。

即時強制を説明する。  
行政罰を概観する。  
第20回 テスト(2)  
第10回～第19回の内容を範囲として、第2回目のまとめのテストを行う。  
第21回 行政計画  
行政契約  
行政計画を説明する。  
行政契約を説明する。  
第22回 行政指導  
行政指導の定義を説明する。  
行政指導の法的限界を説明する。  
第23回 まとめテスト代替措置(1)  
正当な理由があつて第1回目及び第2回目のまとめのテストを受験できなかった学生に対する代替措置を実施する。  
第24回 行政手続(1)  
行政手続の基本的概念を説明する。  
日本国憲法と行政手続の関係を概観する。  
第25回 行政手続(2)  
行政手続法の目的を概観する。  
行政手続法における「申請に対する処分」の手続を説明する。  
第26回 行政手続(3)  
行政調査  
行政手続法における届出・意見公募手続を説明する。  
行政調査を概観する。  
第27回 公文書管理法  
公文書管理法を説明する。  
第28回 テスト(3)  
授業で取り扱った全ての内容を範囲として、第3回目のまとめのテストを行う。  
第29回 現代行政法の諸相  
現代における行政法上の争点について、更なる解説を行う。  
(なお、必要があればこの第29回も、まとめのテストの代替措置の時間に充てることがある。)  
第30回 まとめテスト代替措置(2)  
正当な理由があつて第3回目のまとめのテストを受験できなかった学生に対する代替措置を実施する。

-----  
2022年度 後期

4単位

行政法 (行政法総論)

恩地 紀代子

-----  
< 授業の方法 >

講義

< 授業の目的 >

この科目は、法学部のDPIに示す、法的素養を身につける

こと、法的思考に基づいた説得力のある解決指針を示すことを目指す。

導入専門教育科目(法学入門等)・主要専門教育科目(憲法・民法・刑法等)を受けての基幹科目に位置づけられる。行政法に関する基礎知識を学ぶ。

< 到達目標 >

受講者が、行政法に関する基礎知識を理解し、行政法の基礎概念、基礎用語、基本判例について、ひととおり、説明できるようになる。

< 授業の進め方 >

講義形式で行なう。なお、授業の進み具合、その他の状況により、授業計画の内容・順序を変更することがある。

< 授業時間外に必要な学修 >

事前学習として、教科書の該当部分を読んでおくこと(目安として1時間)。

事後学習として、授業の内容を再確認すること(目安として1時間)。

< 成績評価方法・基準 >

定期試験(100%)による。

< テキスト >

基本的な理論・概念や学説については、恩地紀代子『入門・行政法(改訂四版)』(2022年)丸善プラネット(神戸学院大学教科書販売店・ブックカフェハオンで教科書販売期間扱)。その他、個別法等に関連するプリントを、授業中に配布する予定。

< 参考図書 >

高橋明男・佐藤英世『地方自治の基本』(2022年)法律文化社。

< 授業計画 >

第1回 行政法の全体構造

行政の意義、法律による行政の原理

第2回 行政上の法律関係

権力関係・管理関係・私経済関係、行政組織

第3回 行政行為(1)

意義と種類

第4回 行政行為(2)

効力

第5回 行政行為の附款

意義・効果・種類

第6回 確認(1)

第1回～第5回の内容の確認

第7回 行政裁量(1)

意義と種類

第8回 行政裁量(2)

裁量権の逸脱・濫用

第9回 瑕疵ある行政行為(1)

職権取消と撤回

第10回 瑕疵ある行政行為(2)

取消と無効

第11回 行政行為以外の行政作用(1)



行政立法

第12回 確認(2)

第7回～第11回の内容の確認

第13回 行政行為以外の行政作用(2)

行政計画

第14回 行政行為以外の行政作用(3)

行政契約

第15回 行政行為以外の行政作用(4)

行政指導-1

第16回 行政行為以外の行政作用(5)

行政強制

第17回 行政行為以外の行政作用(6)

行政罰・行政の実効性確保手段

第18回 確認(3)

第13回～第17回の内容の確認

第19回 行政行為以外の行政作用(7)

行政調査

第20回 行政行為以外の行政作用(8)

行政調査

第21回 行政行為以外の行政作用(9)

情報公開・個人情報保護

第22回 行政行為以外の行政作用(10)

行政手続 総論

第23回 行政行為以外の行政作用(11)

行政手続 処分

第24回 確認(4)

第19回～第23回の内容の確認

第25回 行政行為以外の行政作用(12)

行政手続 申請に対する処分

第26回 行政行為以外の行政作用(13)

行政手続 不利益処分

第27回 行政行為以外の行政作用(14)

行政手続 行政指導-2

第28回 行政行為以外の行政作用(15)

行政手続 届出

第29回 行政行為以外の行政作用(16)

行政手続 命令等

第30回 確認(5)

第25回～第29回の内容の確認

-----  
2022年度 後期

4単位

行政法 (行政救済法)

恩地 紀代子

-----  
< 授業の方法 >

講義

< 授業の目的 >

この科目は、法学部のDPに示す、法的素養を身につけること、法的思考に基づいた説得力のある解決指針を示す

ことを目指す。

導入専門教育科目(法学入門等)・主要専門教育科目(憲法・民法・刑法等)を受けての基幹科目に位置づけられる。具体例に触れながら、行政権による国民の権利利益の侵害が生じたとき、どのような救済方法があるのかを学ぶ。

< 到達目標 >

受講者が、行政救済法の基礎理論・条文・判例を学習することによって、多様な救済の方法を説明できるようになる。

< 授業のキーワード >

行政法、行政救済法

< 授業の進め方 >

講義形式で行なう。なお、授業の進み具合、その他の状況により、授業計画の内容・順序を変更することがある。

< 履修するにあたって >

受講者は、静穏な授業環境を確保するため、全員が協力しなければならない。

< 授業時間外に必要な学修 >

事前学習として、教科書の該当部分を読んでおくこと(目安として1時間)。

事後学習として、授業の内容を再確認すること(目安として1時間)。

< 成績評価方法・基準 >

期末試験(100%)による。

< テキスト >

基本的な理論・概念や学説については、恩地紀代子『入門・行政法〔改訂四版〕』(2022年)丸善プラネット(神戸学院大学教科書販売店・ブックカフェハオンで教科書販売期間扱)。その他、個別法等に関連するプリントを、授業中に配布する予定。

< 参考図書 >

斎藤誠・山本隆司『行政判例百選〔第8版〕』有斐閣(2022年)

< 授業計画 >

第1回 行政救済法の全体構造

行政活動に関する権利救済制度の概観

第2回 国家賠償法1条(1)

国家賠償法1条の仕組み、民法715条の比較など

第3回 国家賠償法1条(2)

国家賠償法1条の要件など

第4回 国家賠償法2条(1)

国家賠償法2条の仕組み、民法717条の比較など

第5回 国家賠償法2条(2)

国家賠償法2条の要件など

第6回 行政訴訟の意義・沿革

明治憲法下での行政裁判制度、行政事件訴訟法の制定・改正など

第7回 行政訴訟の種類(1)

抗告訴訟

第8回 行政訴訟(2)

抗告訴訟以外の行政訴訟

第9回 取消訴訟

取消訴訟の機能、性質など

第10回 確認(1)

第1回～第9回までの内容の確認

第11回 取消訴訟の訴訟要件(1)

処分性(1)

第12回 取消訴訟の訴訟要件(2)

処分性(2)

第13回 取消訴訟の訴訟要件(3)

原告適格(1)

第14回 取消訴訟の訴訟要件(4)

原告適格(2)

第15回 取消訴訟の訴訟要件(5)

訴えの客観的利益

第16回 取消訴訟の訴訟要件(6)

出訴期間

第17回 取消訴訟の訴訟要件(7)

被告適格、管轄裁判所、不服申立前置

第18回 取消訴訟の審理・訴訟の終了

職権証拠主義、職権進行主義、判決による終了など

第19回 取消判決の効力

形成力、既判力、拘束力、第三者効

第20回 確認(2)

第11回～第19回までの内容の確認

第21回 取消訴訟の仮の救済

執行停止制度

第22回 取消訴訟以外の抗告訴訟(1)

無効等確認訴訟

第23回 取消訴訟以外の抗告訴訟(2)

不作為の違法確認訴訟

第24回 取消訴訟以外の抗告訴訟(3)

義務付訴訟

第25回 取消訴訟以外の抗告訴訟(4)

差止訴訟

第26回 仮の救済

仮の義務付け、仮の差止め

第27回 行政不服申立の意義・種類

行政不服審査法の沿革・特色、審査請求・再調査請求・

再審査請求

第28回 不服申立の要件・審理

審査庁の手続、審理員の役割、行政不服審査会への諮問

など

第29回 裁決・決定、教示制度

裁決・決定の種類・効力、教示に関する諸規定

第30回 確認(3)

第21回～第29回までの内容の確認

-----  
2022年度 前期

2単位

行政法特別演習

杉村 幸則  
-----

<授業の方法>

毎回配布するパワーポイント資料などで講義予定です。例年、法科大学院進学予定の方、行政書士資格合格者及び宅地建物取引士合格者の方(学習中の方も含む)、公務員試験受験予定者の方を中心に出席される予定です。熱心な受講態度の方が多いため、教室後方での受講はお控えください。

<授業の目的>

この講座は、公務員試験(都道府県職員、国家一般職、裁判所職員、国税専門官、財務専門官、市役所、警察官、消防官、自衛隊幹部候補生など)に合格したいという方を対象にしています。よって、受験対策の色合いがかなり強いものであることをまずは認識して下さい。さらに、法科大学院入学を将来の目標としている方(過去の履修者で現在弁護士で活躍されている方や法科大学院進学の方もおられます)や、真剣に法律の基礎を一から学びたい方をも対象としております。

以上の受験対策に必要な知識を公務員試験の過去問を中心に習得することを目的に、知識偏重ではなく考えることを目的にした講義を実践する予定です。

学習意欲の極めて高い方しか対象にはしていませんので、これに当てはまらない方は受講をご遠慮ください。

なお、担当は大手資格試験受験予備校で公務員試験対策講座の収録講義を約2年半、全国の国公立・私立大学約40校で17年間担当している講師が行います(神戸学院大学では2002年から2016年4月まで)。また、公務員試験対策の老舗・実務教育出版から発売されている「直前対策ブック」の最新法律・時事の監修や、2022年度合格目標の受験ジャーナルの『歴史で分かる社会科学』の執筆も担当しております。

<到達目標>

まず、受講生が公務員試験に必須の分野に関して最低限度の知識が解けるようになること、法律への関心のみならず、社会科学系科目全般とのつながりを意識できるようになること・・・この2点が授業の主たる目標です。

さらに、毎回講義で指摘した過去問などを徹底的に復習する習慣を身に付けること、問題を解答する際の視点や解法テクニック及び考え方などを身に付けること・・・この2点が身に付けていただきたい習慣や技能です。

<授業のキーワード>

「当該科目だけでなく、学問全体への新たな発見」をベースにした、“明るく、楽しく、ためになる講義”です。

#### < 授業の進め方 >

パワーポイントで講義をします。  
毎回パワポ資料を配布いたします。

第3回目講義以降にオリジナル・テキストを配布する予定です。

毎回、オリジナル・テキストに掲載の演習問題を指示いたします。

#### < 履修するにあたって >

この講義の受講対象者は、公務員試験の学習を本気で考えている方、将来法科大学院入学を本気で考えている方、法律をより深く実践的に真剣に学びたい方など幅広く対象にしております。よって、ただ単に単位欲しさの方はご遠慮ください。

人間関係の基本は全て信頼関係です。教員と学生の間にもこれは当てはまります。大学における教育はその全てが自主性を重んじるものですが、この講義は基本的に「公務員試験を中心にした試験対策」になりますので、最低限度の知識の習得は必須になります。

よって、内容は高度なものになり、学習意欲のない学生はご遠慮ください。

なお、類似科目である「特別演習シリーズ」の「憲法」「民法」「政治学」を併せて履修していただければ、より一層他科目との関連性が深まるでしょう。

#### < 授業時間外に必要な学修 >

講義で指摘した分野についての徹底的な復習によって国家一般職・地方上級試験レベルの問題は解答できるようになること。

テキスト掲載の過去問の徹底復習、さらには公務員試験や行政書士試験を中心とする過去問の復習。

#### < 提出課題など >

15回の講義中にテストを3回実施します。詳細は以下の「成績評価方法・基準」欄を参照。

#### < 成績評価方法・基準 >

講義中に実施する全3回のテストのみで評価いたします。全3回テスト合計点は100点。60点以上で合格点です。

第1回：全6問×各4点、第2回：全7問×各4点、第3回：全8問×各6点の予定です。

テスト内容は講義をしっかり聴けば合格点はたやすいものです。

#### < テキスト >

第3回目講義以降に配布予定のオリジナル・テキストです。

毎回配布するパワーポイント資料です。

#### < 参考図書 >

公務員試験や行政書士試験、さらには司法書士及び司法試験対策のテキスト及び問題集なら何でもかまいません。

#### < 授業計画 >

第1回 憲法と行政法の関係、行政法とは何か？

【目標・目的】憲法と行政法の関係及び行政法とは何か

についての理解

【復習】講義内容をしっかりと理解

第2回 行政行為その1

【目標・目的】行政行為の種類についての理解

【復習】指摘した過去問（特に学説問題）の徹底演習

第3回 行政行為その2

【目標・目的】行政行為の種類・行政行為の効力についての理解

【復習】指摘した過去問の徹底演習

第4回 行政行為その3

【目標・目的】行政行為の効力・瑕疵ある行政行為についての理解

【復習】指摘した過去問の徹底演習

第5回 行政行為その4

【目標・目的】瑕疵ある行政行為についての理解及び判例学習

【復習】指摘した過去問の徹底演習

第6回 職権取消しと撤回

【目標・目的】職権取消と撤回についての理解及び判例学習

【復習】指摘した過去問の徹底演習

第7回 行政裁量その1

【目標・目的】行政裁量についての理解及び判例学習

【復習】指摘した過去問の徹底演習

第8回 行政裁量その2

【目標・目的】行政裁量についての理解及び判例学習

【復習】指摘した過去問の徹底演習

第9回 行政強制その1

【目標・目的】行政上の強制執行についての理解

【復習】指摘した過去問の徹底演習

第10回 行政強制その2

【目標・目的】即時強制・行政罰についての理解

【復習】指摘した過去問の徹底演習

第11回 非権力的行政作用

【目標・目的】非権力的行政作用（行政契約・行政指導）についての理解

【復習】指摘した過去問の徹底演習

第12回 行政手続法その1

【目標・目的】行政手続法についての理解

【復習】指摘した過去問の徹底演習

第13回 行政手続法その2

【目標・目的】行政手続法についての理解

【復習】指摘した過去問の徹底演習

第14回 行政手続法その3

【目標・目的】行政手続法についての理解

【復習】指摘した過去問の徹底演習

第15回 まとめ/最終（第3回目）テスト

【目標・目的】最終（第3回目）テストを実施予定

-----  
2022年度 後期

2単位

行政法特別演習

杉村 幸則  
-----

< 授業の方法 >

毎回配布するパワーポイント資料などで講義予定です。例年、法科大学院進学予定の方、行政書士資格合格者及び宅地建物取引士合格者の方（学習中の方も含む）、公務員試験受験予定者の方を中心に出席される予定です。熱心な受講態度の方が多いため、教室後方での受講はお控えください。

< 授業の目的 >

この講座は、公務員試験（都道府県職員、国家一般職、裁判所職員、国税専門官、財務専門官、市役所、警察官、消防官、自衛隊幹部候補生など）に合格したいという方を対象にしています。よって、受験対策の色合いがかなり強いものであることをまずは認識して下さい。さらに、法科大学院入学を将来の目標としている方（過去の履修者で現在弁護士で活躍されている方や法科大学院進学の方もおられます）や、真剣に法律の基礎を一から学びたい方も対象としております。

以上の受験対策に必要な知識を公務員試験の過去問を中心に習得することを目的に、知識偏重ではなく考えることを目的にした講義を実践する予定です。

学習意欲の極めて高い方しか対象にはしておりませんので、これに当てはまらない方は受講をご遠慮ください。

なお、担当は大手資格試験受験予備校で公務員試験対策講座の収録講義を約2年半、全国の国公立・私立大学約40校で17年間担当している講師が行います（神戸学院大学では2002年から2016年4月まで）。また、公務員試験対策の老舗・実務教育出版から発売されている「直前対策ブック」の最新法律・時事の監修や、2022年度合格目標の受験ジャーナルの『歴史で分かる社会科学』の執筆も担当しております。

< 到達目標 >

まず、受講生が公務員試験に必須の分野に関して最低限度の知識が解けるようになること、法律への関心のみならず、社会科学系科目全般とのつながりを意識できるようになること・・・この2点が授業の主たる目標です。

さらに、毎回講義で指摘した過去問などを徹底的に復習する習慣を身に付けること、問題を解答する際の視点や解法テクニックなどを身に付けること・・・この2点が身に付けていただきたい習慣や技能です。

< 授業のキーワード >

「当該科目だけでなく、学問全体への新たな発見」をベースにした、「明るく、楽しく、ためになる講義」です。

< 授業の進め方 >

パワーポイントで講義をします。

毎回パワポ資料を配布いたします。

第3回目講義にオリジナル・テキストを配布する予定です。

毎回、オリジナル・テキストに掲載の演習問題を指示いたします。

< 履修するにあたって >

この講義の受講対象者は、公務員試験の学習を本気で考えている方、将来法科大学院入学を本気で考えている方、法律をより深く実践的に真剣に学びたい方など幅広く対象にしております。よって、ただ単に単位欲しさの方はご遠慮ください。

人間関係の基本は全て信頼関係です。教員と学生の間にもこれは当てはまります。大学における教育はその全てが自主性を重んじるものですが、この講義は基本的に「公務員試験を中心にした試験対策」になりますので、最低限度の知識の習得は必須になります。

よって、内容は高度なものになり、学習意欲のない学生はご遠慮ください。

なお、類似科目である「特別演習シリーズ」の「行政法」「民法」を併せて履修していただければ、より一層他科目との関連性が深まるでしょう。

< 授業時間外に必要な学修 >

講義で指摘した分野についての徹底的な復習によって国家一般職・地方上級試験レベルの問題は解答できるようになること。

テキスト掲載の過去問の徹底復習、さらには公務員試験や行政書士試験を中心とする過去問の復習。

< 提出課題など >

15回の講義中にテストを3回実施します。詳細は以下の「成績評価方法・基準」欄を参照。

< 成績評価方法・基準 >

講義中に実施する全3回のテストのみで評価いたします。全3回テスト合計点は100点。60点以上で合格点です。

第1回目テストは全6問×各4点、合計24点満点の予定。

第2回目テストは全7問×各4点、合計28点満点の予定。

第3回目テストは全8問×各6点、合計48点満点の予定。

テスト内容は講義を「しっかり聴けば（十分復習すれば）」合格点はたやすいものです。

< テキスト >

第3回目に配布予定のオリジナル・テキストです。

毎回配布するパワーポイント資料です。

< 参考図書 >

公務員試験や行政書士試験、さらには司法試験対策のテキスト及び問題集なら何でもかまいません。

< 授業計画 >

第1回 憲法と行政法の関係及び行政法とは何か？（行政救済法）／国家賠償法総説

【目標・目的】憲法と行政法の関係及び行政法とは何かについての理解

【復習】講義内容をしっかりと理解

第2回 国家賠償法その1

【目標・目的】国家賠償法の理解及び判例学習

【復習】指摘した過去問の徹底復習

第3回 国家賠償法その2

【目標・目的】国家賠償法の理解及び判例学習

【復習】指摘した過去問の徹底復習

第4回 国家賠償法その3

【目標・目的】国家賠償法の理解及び判例学習

【復習】指摘した過去問の徹底復習

第5回 国家賠償法その4

【目標・目的】国家賠償法の理解及び判例学習

【復習】指摘した過去問の徹底復習

第6回 行政事件訴訟法その1

【目標・目的】行政事件訴訟法の理解（訴訟要件が中心）

【復習】指摘した過去問の徹底復習

第7回 行政事件訴訟法その2

【目標・目的】取消訴訟についての理解（処分性）

【復習】指摘した過去問の徹底復習

第8回 行政事件訴訟法その3

【目標・目的】取消訴訟についての理解（原告適格）

【復習】指摘した過去問の徹底復習

第9回 行政事件訴訟法その4

【目標・目的】取消訴訟についての理解（原告適格・訴えの利益／不作為の違法確認訴訟など）

【復習】指摘した過去問の徹底復習

第10回 行政事件訴訟法その5

【目標・目的】その他の抗告訴訟についての理解（義務付け訴訟・差止訴訟が中心）

【復習】指摘した過去問の徹底復習

第11回 行政事件訴訟法その6 / 行政不服審査法その1

【目標・目的】行政事件訴訟法・行政不服審査法についての理解

【復習】指摘した過去問の徹底復習

第12回 行政不服審査法その2

【目標・目的】行政不服審査法についての理解

【復習】指摘した過去問の徹底復習

第13回 行政不服審査法その3

【目標・目的】行政不服審査法についての理解

【復習】指摘した過去問の徹底復習

第14回 行政不服審査法その4 / その他

【目標・目的】行政不服審査法についての理解

【復習】指摘した過去問の徹底復習

第15回 まとめ / 最終テスト

【目標・目的】最終（第3回目）テストの実施

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

国際関係史

岩田 将幸  
-----

< 授業の方法 >

「講義」形式（通年科目）。

後期の第一回目講義は、Zoomで行うので、以下に参集してください

< 授業の目的 >

「近代国家」の成り立ち、そして近代以降の国家間の戦争と平和の歴史を学修する。

前期は、近代国家がいかなる属性を備えているのかという点に着目し、国家の役割や機能の変遷について考察する。

後期は、近代以降の国家間の戦争と平和の歴史について考察する。近代以降、戦争や平和の考え方にどのような変化があったのか。平和を実現する方法にどのような変化があったのかを考察していく。

国家の役割や機能に関しても、国家による平和や安全の実現の方法に関しても、決して一定ではない。それらは、歴史的な教訓が生んだ産物であり、かつ、常に歴史の中で流動し続けている。その点は、いまま変わらない。本講義では、それらが、いかに変遷して今日に至っているのかを主に考察していく。そして、決して不変ではない「いま」に関する疑問も、歴史の延長線上で、かつ歴史が示す教訓の中で、考えていくことにしたい。

ディプロマポリシーとの関係では、国際化社会に向けた国際的素養、今日の国際社会のあり方の理解、そして国際情勢に関する感度を高めることができる。

< 到達目標 >

受講学生は、以下のことができるようになることを目指す。国際化社会に向けた基礎教養を身につけることができる。今日世界で起きている事件や出来事に関して必要な情報感度を有することができる。

また、そうした事件や出来事に対する背景を多角的な視点から分析できるようになる。

世の中の多様性を理解し、自分や自分のごく周辺のみに関われない想像力や世界観を持てるようになる。

不変ではない「いま」に関する疑問に対して、歴史の延長線上かつ歴史が示す教訓の中で、考えていく知識と思考力を身につけることができる。

< 授業のキーワード >

国際関係 近現代の歴史 ヨーロッパ政治 近代国家 戦争と平和

< 授業の進め方 >

時事ニュースあるいは講義内容に関連するニュースを講義の最初に紹介する。その後、配布したレジユメに基づき、詳細な内容を説明する。

<履修するにあたって>

私語は厳禁とする。

遅刻は厳しく対処する（10分以上の遅刻に際しては、例外的事情を除き、授業中の課題の提出を認めない）。授業中の携帯メールの使用に対しても、厳正に対処する。以上の受講態度に関して、指示に従わない場合は、以降の受講を認めない、成績評価を行わない等の措置をとることもある。

講義では、平常点を評価するために、コメントの提出を求める（あるいは小テストを実施することがある）。できる限り多くの回数（できれば毎回）を予定している。講義の理解度を試し、常日頃の努力を評価することがその主たる目的であるが、問題意識や思考力・表現力を高める訓練にもなるので、積極的に取り組むことが期待される。積極的に取り組んだ学生には、プラス評価を行い、そうでない学生には、逆にマイナス評価を行う予定である。ネット記事を写す等の行為は認められず、一切評価の対象としない。なお、代筆が発覚した場合、一切の理由にかかわらず、平常点全体をゼロとする。

通年科目であるが、前期・後期とも定期試験を実施する。平常点の評価も一貫して行うので、その点をよく理解して受講することが望まれる。

<授業時間外に必要な学修>

基本的な地理の知識や世界史（近代史）の知識があることが前提となる。

そのためには、事前学習として、講義の対象となる部分をテキストや参考書・指定図書を予め読んでおくこと。（目安として1時間程度）

事後学習として、講義を行った部分のレジユメを参照しつつ、テキストや参考書・指定図書の内容を理解し頭に入れておくこと。（目安として1時間程度）

そのほか、世界でいま起きている時事のニュースの基本的な情報に関しても、新聞やHPなどで押さえておくことが求められる。日常的に、新聞や新聞のHPをチェックして、今日の世界で起きている出来事やニュースを押さえておくこと。

<提出課題など>

講義中に、その日の講義内容に関するコメントの提出（小テストの実施を含める）を求める。

コメントに関しては、どのようなコメントが評価されるのかという点に関して（論理性、正しい言葉使い、多角的な視座、自らの見解や批判の提示）、逐次、フィードバックが行われる。学生はそうしたフィードバックに基

づいて、考え、書く力を養い、毎回の講義ごとに、上述の点に関して改善していくことが求められる。

<成績評価方法・基準>

平常点（毎回の講義でのコメントの提出を中心とする）と期末レポート課題（前期・後期の二度実施する）による。平常点とレポート課題の割合に関しては、学生の受講状況・態度や講義の進行具合により判断するが、基本的には、平常点を6割、期末レポート課題を4割とする（オンラインの受講状況を参照の下、日ごろの努力をより評価するため、若干の変更の可能性ある）。

最初の講義で、評価基準については詳しく説明するので、出席すること。

また、前期・後期にわたる通年講義であり、二度の期末レポート課題を課す予定であるので、その点に注意しておくこと。

上の「履修するにあたって」をよく参照してから、履修の判断を行うことを勧める。

<テキスト>

基本的に指定しない。しかし、下の指定図書、参考書のうち数冊は読んでおくことを勧める。

<参考図書>

入江昭 『二十世紀の戦争と平和』 東京大学出版会、2000年

渡邊啓貴（編） 『ヨーロッパ国際関係史』 有斐閣アルマ、2002年

高橋進 『国際政治史の理論』 岩波現代文庫、2008年  
君塚直隆 『近代ヨーロッパ国際政治史』 名古屋大学出版会、2011年

岡義武 『国際政治史』 岩波現代文庫、2009年

吉川 元ほか（編） 『グローバル・ガヴァナンス論』 法律文化社 2014年

ウィリアム・H・マクニール（著） 『戦争の世界史（上）（下）』 中央公論新社、2014年

小川浩之・板橋拓巳・青野利彦（著） 『国際政治史』 有斐閣、2018年

<授業計画>

第1回 ガイダンス

講義の狙いや進め方の説明、受講する際の注意事項、評価基準の説明など。

2) 権力とは何か

政治と権力の定義から、国家の政治権力について説明を行う。

3) 権力とは何か

政治権力に関する議論を踏まえ、より広く権力現象について理解を深める。

4) 権力とは何か

政治権力に関する議論を踏まえ、国内と国際の権力に関

する考え方の相違について考察する。

5) 国家の政治権力の正統性

近代以降、国家の政治権力の正統性が、どのような根拠に基づいてきたのかを説明する。

6) 国家の政治権力の正統性

近代国家の政治権力の正統性の問題について考察を行う。とりわけ国家が統治能力を有していない場合、その正当性も問われるという観点を提示する。

7) 近代国家の原理と政治体制

近代国家が成立する契機となった基本原理や社会契約論の考え方について説明する。

8) 近代国家の原理と政治体制

近代以降の国家成立の基盤となる原理を学んだ上で、国家を支える政治体制の分類やその問題点についても説明を行う。

9) 民主主義の成立とそれをめぐる諸問題

今日の民主主義は、どのような変遷を経て成立・発展してきたのかを説明する。

10) 民主主義の成立とそれをめぐる諸問題

今日の民主主義の成立と発展の経緯を踏まえ、今日の民主主義における諸問題について考察を行う。

11) 近代以降の国家像の変遷

近代以降、国家の役割や機能は、どのような変遷を経てきたのかを説明する。

12) 近代以降の国家像の変遷

近代国家の役割や機能の変遷を踏まえ、経てきたのか、我々は改めて今日、どのような国家像（国家の役割や機能）を模索しているのかを考察する。

13) 主権国家体制とネーション・ステイト

今日の国際関係において基本的な前提となっている主権国家体制について説明を行う。

14) 主権国家体制とネーション・ステイト

主権国家体制における国家が、どのような基準（ネーションステイト）に基づいて形成されているのかを説明する。そしてネーション・ステイトに伴って発生している諸問題についても考察を行う。

15) 前期の講義内容の総合的学習

前期の講義内容の全体像を振り返り、質疑応答を実施する。

16) 国際政治における大国の出現とパワー

国際政治において大国とは何を指すのか、そのパワーにはどのような源泉があるのかを説明する。

17) 国際政治における大国の出現とパワー

国際政治においてパワーは、どのような意味を持ち、どのように概念設定されているのかを、主に国際秩序の観点から考察する。

18) ヨーロッパ協調の成立と破綻

フランス革命の持つ意味を説明した上で、ヨーロッパ協調体制（ウィーン体制）とはどのような体制であったかを説明する。

19) ヨーロッパ協調の成立と破綻

ヨーロッパ協調体制（ウィーン体制）がどのように成立し破綻していったのかを説明する。

20) 第一次世界大戦までの勢力均衡の変遷

ヨーロッパ協調体制から、第一次世界大戦まで、大国間の勢力均衡は、どのような変遷を遂げていったのかを説明する。19世紀前半を主要な対象とする。

21) 第一次世界大戦までの勢力均衡の変遷

ヨーロッパ協調体制から、第一次世界大戦まで、大国間の勢力均衡は、どのような変遷を遂げていったのかを説明する。19世紀後半を主要な対象とする。

22) 第一次世界大戦の勃発と経過

初の世界大戦である第一次世界大戦は、なぜ勃発するに至ったのかを説明する。

23) 第一次世界大戦の勃発と経過

第一次世界大戦勃発後、どのような経過を辿り、国際政治上どのような新たな展開が生じたかを説明する。

24) 戦間期の歴史的な位置づけ

第一次世界大戦と第二次世界大戦の間の期間である「戦間期」が示す歴史的な実験や教訓について説明する。

25) 戦間期 ベルサイユ体制の成立と相対的安定期

第一次世界大戦後の新しい国際秩序であるベルサイユ体制とは、どのような体制であったのかを説明する。その際、ベルサイユ体制を支える国際連盟の役割やその問題点についても考察する。

26) 戦間期 世界経済危機期

1929年の世界恐慌が、ベルサイユ体制と呼ばれる戦間期の国際秩序にどのような影響を与えたのかを説明する。

27) 戦間期 ベルサイユ体制崩壊期

国際関係において、力の政治がいかに復活し、ベルサイユ体制は崩壊に追い込まれたのか。その結果として、第二次世界大戦の幕が引かれるのかを説明する。

28) 第二次世界大戦の勃発と経過

第二次世界大戦の勃発と経過について説明を行う。

29) 国連の安全保障体制の成立

第二次世界大戦後の国連による安全保障体制とは、いかなるものであるのかを説明する。とりわけ、その問題点に関して考察を行う。

30) 後期の講義内容の総合的学習

後期の講義内容の全体像を振り返り、質疑応答を実施する。

-----  
2022年度 後期

2単位

国際関係特別講義（韓国事情）

中藤 弘彦  
-----

< 授業の方法 >

受講生による課題発表を基にした受講生参加型の授業

< 授業の目的 >

現代の韓国と北朝鮮の政治文化を学習します。事例研究を通し、現代の韓国と北朝鮮の政治文化の基礎的理解を深めることを主な目的としますが、同時に授業を通し、日本の隣国である韓国と北朝鮮という国に慣れ親しむことも重要な目的の一つです。事例研究の課題は、何か難しそうに見えますが、授業は決して難しくするつもりはないので、心配は無用です。本講義を契機に日韓関係及び日朝関係に対する関心も深めてください。また、授業の合間に簡単な韓国語表現も学習してみようと思います。とにかく、楽しくやりましょう。

<到達目標>

新聞やテレビを見たとき、韓国と北朝鮮の政治、外交及び社会状況全般が基礎的に理解できる目を養うことができます。

<授業のキーワード>

日韓関係、日朝関係、朝鮮半島状況、国際政治、国際政治理論

<授業の進め方>

担当者による一方的な講義は避け、毎回、受講生のグループによる30分程度の事例研究の課題発表を基に担当者の説明と解説を伴いながら、受講生同士による質疑応答と討論などを含めた受講生参加型の授業を行います。なお、第1回目の授業にて受講生の意見を取り入れながら、受講生に見合った授業の進め方を話し合う考えです。担当者も受講生と共に改めて学ぶという姿勢で授業に臨みたいと思います。

<履修するにあたって>

この分野に関する予備知識は必要なく、この授業を通じて、基礎から学んでください。

<授業時間外に必要な学修>

この授業の期間中、意識的に新聞やテレビを通じて、朝鮮半島状況をフォローしてください。

<提出課題など>

授業には毎回、シラバス、テキスト、配布資料を必ず持参し、また、担当者が要求する予習事項は、必ずこなした上で、臨んでください。受講生の授業への積極的な参加が絶対条件(Must)です。

<成績評価方法・基準>

課題発表のレポート内容(30%)、課題発表(30%)、討論参加(30%)、定期試験(10%)とします。受講生参加型の授業を基本とするため、授業への出席は、必須条件(Must)です。正当な理由なく、授業を3回以上、欠席すると単位取得は、困難となります。なお、他の熱心な受講生に配慮し、授業中、私語をする受講生には、退室を命じます。

<テキスト>

必要に応じ、翌週の授業にて使用する資料を一週前の授業にて配布します。

<参考図書>

朴裕河(著)『和解のために - 教科書・慰安婦・靖国・独島』(平凡社、2011)、ISBN:978-4582767407、定価

: 1,430円(税込)

<授業計画>

第1回 オリエンテーション

自己紹介、授業内容の説明

第2回 イントロダクション

授業の進め方に関する話し合い、課題発表のグループ分け、課題の調査・レポートの作成・発表方法に関する説明、韓国と北朝鮮に関する自由討論など

第3回 事例研究1

韓国の歴代大統領

第4回 事例研究2

北朝鮮の金日成、金正日、金正恩

第5回 事例研究3

韓国の地域主義

第6回 事例研究4

北朝鮮の主体思想

第7回 事例研究5

韓国の民主化闘争

第8回 事例研究6

北朝鮮の先軍政治

第9回 事例研究7

韓国の反日感情(政策)

第10回 事例研究8

北朝鮮の反米感情(政策)

第11回 インターミッション

韓国と北朝鮮に関するビデオの鑑賞など

第12回 インターミッション

ディベート、フィールドワークなど(追って、受講生と話し合いの上、決定します)

第13回 事例研究9

韓国の太陽政策

第14回 事例研究10

北朝鮮の瀬戸際外交

第15回 まとめ

まとめ

-----  
2022年度 前期

2単位

国際経済法

大塚 泰寿

-----  
<授業の方法>

対面授業

<授業の目的>

この科目では、法学部のDPに示す、法の理念および現実の社会における法の運用を踏まえて、法および政治について体系的に学修し、法化社会・国際化社会に対応した法的素養を身につけることができる。また、社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決



指針を示すことができる。そして地域社会から国際社会に至る国内外の公共的事柄に関心と責任感を持ち、公平性と客観性を重視した判断および行動ができる。

「国際法入門」「国際法（総論）」の発展科目として位置づけられる。

この科目は、国際経済活動（国境を越えた、営利を目的とする商品、資本、サービスなどの移動）を規律する国際法規則を概観することを目的とする。具体的には、世界貿易機関（WTO）に関する法を中心に講義するとともに、IMFや世界銀行といった国際機構の役割や、国際投資に関する法などを解説する。

<到達目標>

国際経済活動に関する規則の概要を説明できる。

<授業のキーワード>

国際経済法 GATT WTO IMF 国際投資法

<授業の進め方>

講義はレジюме・板書を中心に行う。

<履修するにあたって>

緊張感を持って授業に臨むこと。遅刻、あるいは授業中の私語や携帯電話の使用は厳禁である。

<授業時間外に必要な学修>

配布されるレジюмеを熟読すること。また、参考書に挙げた『国際経済法（第3版）』の関連部分を読むとよい。（予・復習それぞれ各30～60分程度）

<提出課題など>

特になし

<成績評価方法・基準>

定期試験100%。試験では、この授業を通じて学修してきた知識の理解度などを問う。

<テキスト>

なし。

<参考図書>

中川淳司・清水章雄・平覚・間宮勇『国際経済法（第3版）』（有斐閣、2019年）

松井芳郎編『ハンディ条約集』（東信堂、2009年）

松井芳郎・佐分晴夫・坂元茂樹・小畑郁・松田竹男・田中則夫・岡田泉・薬師寺公夫『国際法〔第5版〕』（有斐閣Sシリーズ、2007年）のうち、第13章。

<授業計画>

第1回 国際経済法とは何か

国際経済法を学習するための前提として必要である国際法の基礎的な知識について説明した後、この授業で学ぶ「国際経済法」の定義について講義する。

第2回 国際貿易体制の成立と展開

1947年のGATTの概略や1995年のWTO成立を中心に、第2次大戦後の国際貿易体制が成立するまでの歴史を概観する。

第3回 WTOの基本構造

WTOの組織や主要機関について講義する。

第4回 WTOの基本構造

WTOの紛争解決手続（違反申立て）について講義する。

第5回 WTOの基本構造

WTO協定 の国内の実施

WTOの紛争解決手続（非違反申立て）とWTO 協定の国内の実施について学修する

第6回 WTOの基本的規律

WTOの基本的規律（無差別原則）について講義する

第7回 WTOの基本的規律

WTOの特別規定・例外措置

引き続きWTOの基本的規律（市場アクセスの改善）について講義する。

また農業貿易などに関する特別規定について学修する

第8回 WTOの特別規定・例外措置

無差別原則の例外的措置である、通商救済措置（セーフガード措置、ダンピング防止措置、補助金相殺措置）について講義する。

第9回 WTO体制におけるサービス貿易と知的財産保護

WTO体制におけるサービス貿易を規律するGATSおよび、知的財産保護に関するTRIPS協定について講義する。

第10回 地域主義とWTO体制

WTOは、特定の加盟国間で貿易自由化を進める地域的経済統合をいくつか認めているが、それらについて考察する。

第11回 TBT協定 / SPS協定・貿易と環境

WTOが保護する自由貿易の価値と、安全や環境など他の正当な価値との調和の問題を考察する。

第12回 国際通貨体制とIMF

ブレトンウッズ体制の中心を担ってきたIMFについて、同体制崩壊後の現在の役割もふくめて講義する

第13回 国際通貨体制とIMF

国際金融機関

IMFの組織及び世界銀行をはじめとする国際金融機関の役割について講義する。

第14回 国際投資に関する法

国際投資保護の伝統的な法制度について講義する。

第15回 国際投資に関する法

戦後の国際投資法について、投資保護協定などを中心に講義する。

-----  
2022年度 前期

2単位

国際社会論

山越 裕太

-----  
<授業の方法>

講義

<授業の目的>

この科目は、法学部のディプロマ・ポリシー（DP）に示されているような、国際化社会に対応した政治的素養を身につけること、国際社会論に関する各種の問題について、

その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、説得力ある議論を展開できるようになることを目指す。

国際社会論は、国家に加え、国際組織やNGOなど多様な主体の政治、経済、社会的な相互作用をひとつの「国際社会」と捉え、その活動や発展、国際社会の構造を研究する、また近年の地球環境問題や人の国際移動などの諸問題に取り組む学問である。

国際社会論の対象や課題は多岐にわたるが、この科目では、国際社会が現在直面している政治、経済、社会的な課題にどのように取り組んでいるのか、国際組織を中心に学習する。国際組織の特徴や国際社会でどのような役割を果たしているのか、そして現在直面している課題を理解、分析できるようになることを目的とする。

<到達目標>

1. 学生は国際組織の特徴や歴史展開を説明できる。(知識)
2. 学生は国際社会論の知識を踏まえ、国際組織が直面している課題を分析できる。(知識)
3. 学生は国際組織に関する出来事に積極的に接し、意見を述べるができる。(態度・習慣)
4. 学生は自ら国際組織に関する情報を収集し、問題を考察することができる。(技能)

<授業のキーワード>

国際連合、国際連盟、ヨーロッパ連合(EU)、グローバル・ガバナンス

<授業の進め方>

基本的にレジュメを配布する予定。レジュメに従い講義を中心に展開するが、リアクションペーパーや質疑応答など適宜取り入れる。レジュメは講義内容を簡単に提示したものにすぎないので、各自で講義内容についてノートを取ることが望まれる。

この科目は、国際組織の理論や歴史、総合的/普遍的、機能的、地域的国際組織など、テーマを設け講義を展開する。リアクションペーパーなどの課題はそれらのテーマの理解できた点や疑問点などの自己確認に用いる。

<履修するにあたって>

この科目では国際組織に関する前提とする知識は特に求めない。但し「政治学入門」、「国際政治学」、「国際社会論II」を履修済もしくは同時履修していると学習効果が高まる。

私語、雑談など他の受講生に迷惑になる行為を行った場合は、注意の上、退出を求める場合がある。

その他、具体的な講義の概要説明を初回授業で行うので、履修者は必ず出席すること。

下記授業計画は講義の展開や履修人数などにより変更する可能性がある。

<授業時間外に必要な学修>

事前準備学習として、新聞・テレビなどを通じて各自が個別に関心を持った国際組織に関わる出来事に積極的に接すること。(目安として30分)

事後展開学習として、レジュメや講義ノート、加えて、講義で紹介する文献の指定箇所を読み返すこと、理解できた点や疑問点を整理することが望まれる。(目安として90分)

<提出課題など>

複数回リアクションペーパーなどの課題の提出を求める。提出時期は事前に連絡する。

<成績評価方法・基準>

成績は、定期試験70%、リアクションペーパーなどの課題30%の2点から評価する。

定期試験は、対面での定期試験を実施予定。但し、非登学者については、定期試験に代わる方法で成績を評価するよう配慮する。

<テキスト>

テキストは特になし。但し、講義で示された文献の該当頁を読むことが望まれる。

<参考図書>

特に指定しない。但し、講義で示された文献の該当頁を読むことが望まれる。

講義の中で頻りに紹介されるものとして以下の文献を挙げておく。その他については適宜紹介する。

参考書は特に購入する必要はない。詳細は第1回講義で説明予定。

1. 最上敏樹『国際機構論講義』(岩波書店、2016年)

2. 横田洋三編『新国際機構論 上・下』(国際書院、2006年)

<授業計画>

第1回 イントロダクション

国際社会論はどのような問題の解決を目指しているのかを考察する

講義の概要説明(履修予定者は必ず出席すること)

第2回 総合的/普遍的国際組織 : 国際連合総論

国際連合はどのような特徴を持っているのか、関連組織も含めた全体像を掴む

第3回 総合的/普遍的国際組織 : 国際連合の成立

国際連合はどのような経緯で設立されたのか、設立過程を振り返る

第4回 総合的/普遍的国際組織 : 安全保障理事会

国際社会の平和と安全のために活動する安全保障理事会の特徴や限界を考える

第5回 総合的/普遍的国際組織 : PKO(平和維持活動)、軍縮の活動

国際連合が安全保障分野で展開しているPKOや軍縮などの具体例を考える

第6回 国際組織の歴史 : 国際行政連合

国際連合が設立される以前の国際組織や国際行政連合などを振り返る

第7回 国際組織の歴史 : 国際連盟の活動

史上初めて設立された普遍的国際組織である国際連盟の特徴を考える

第8回 機能的国際組織 : 経済分野

WTO(世界貿易機関)やIMF(世界通貨基金)など経済分野の国際組織を考える

第9回 機能的国際組織 : 社会分野

国連開発計画や国連難民高等弁務官事務所など社会分野の国際組織を考える

第10回 機能的国際組織 : 地球的課題の分野

国連気候変動枠組条約締約国会議など地球的課題に取り組む国際組織を考える

第11回 地域的国際組織 : 欧米の地域的国際組織

EU(欧州連合)、NATO(北大西洋条約機構)、OAS(米州機構)など欧米の地域的国際組織の特徴や課題などを考える

第12回 地域的国際組織 : アジア・アフリカの地域的国際組織

ASEAN(東南アジア諸国連合)などアジア・アフリカの地域的国際組織の特徴や課題などを考える

第13回 国際組織の理論

国際組織の特徴や設立方法など、国際組織の理論を考える

第14回 国際組織とグローバル・ガバナンス

グローバル・ガバナンスから国際組織の活動を考える

第15回 国際社会と国際組織まとめ

国際社会の中の国際組織を振り返る

-----  
2022年度 後期

2単位

国際社会論

山越 裕太

-----  
< 授業の方法 >

講義

< 授業の目的 >

この科目は、法学部のディプロマ・ポリシー(DP)に示されているような、国際化社会に対応した政治的素養を身につけること、国際社会論に関する各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、説得力ある議論を展開できるようになることを目指す。

国際社会論は、国家に加え、国際組織やNGOなど多様な主体の政治、経済、社会的な相互作用をひとつの「国際社会」と捉え、その活動や発展、国際社会の構造を研究する、また近年の地球環境問題や人の国際移動などの諸問題に取り組む学問である。

国際社会論の対象や課題は多岐にわたるが、この科目では、国際社会が抱える課題の解決方法のひとつである国際協力を中心に学習する。国際協力の特徴や国際社会でどのような役割を果たしているのか、そして現在直面している課題を理解、分析できるようになることを目的とする。

< 到達目標 >

1. 学生は国際協力の特徴や歴史展開を説明できる。(

知識)

2. 学生は国際社会論の知識を踏まえ、国際協力が直面している課題を分析できる。(知識)

3. 学生は国際協力に関する出来事に積極的に接し、意見を述べることができる。(態度・習慣)

4. 学生は自ら国際協力に関する情報を収集し、問題を考察することができる。(技能)

< 授業のキーワード >

国際協力、政府開発援助(ODA)、脆弱国家、平和構築

< 授業の進め方 >

基本的にレジュメを配布する予定。レジュメに従い講義を中心に展開するが、リアクションペーパーや質疑応答など適宜取り入れる。レジュメは講義内容を簡単に提示したものにすぎないので、各自で講義内容についてノートを取ることが望まれる。

この科目は、国際協力の歴史、理論、課題、具体例とテーマを設け講義を展開する。リアクションペーパーなどの課題はそれらのテーマの理解できた点や疑問点などの自己確認に用いる。

< 履修するにあたって >

この科目では国際協力に関する前提とする知識は特に求めない。但し「政治学入門」、「国際政治学」、「国際社会論I」を履修済みもしくは同時履修していると学習効果が高まる。

私語、雑談など他の受講生に迷惑になる行為を行った場合は、注意の上、退出を求める場合がある。

その他、具体的な講義の概要説明を初回授業で行うので、履修者は必ず出席すること。

下記授業計画は講義の展開や履修人数などにより変更する可能性がある。

< 授業時間外に必要な学修 >

事前準備学習として、新聞・テレビなどを通じて各自が個別に関心を持った国際協力に関する出来事に積極的に接すること。(目安として30分)

事後展開学習として講義ノートや講義で紹介する文献の指定箇所を読み返すこと、理解できた点や疑問点を整理することが望まれる。(目安として90分)

< 提出課題など >

複数回リアクションペーパーなどの課題の提出を求める。提出時期は事前に連絡する。

< 成績評価方法・基準 >

成績は、定期試験70%、リアクションペーパーなどの課題30%の2点から評価する。

定期試験は、対面での定期試験を実施予定。但し、非登学者については、定期試験に代わる方法で成績を評価するよう配慮する。

< テキスト >

テキストは特になし。講義で示された文献の該当頁を読むことが望まれる。

< 参考図書 >

特に指定しない。但し、講義で示された文献の該当頁を読むことが望まれる。

講義の中で頻りに紹介されるものとして以下の文献を挙げておく。その他については適宜紹介する。

参考書は特に購入する必要はない。詳細は第1回講義で説明予定。

1. 下村恭民ほか『国際協力(第3版)』(有斐閣、2016年)

2. 西垣昭ほか『開発援助の経済学』(有斐閣、2009年)

< 授業計画 >

#### 第1回 インTRODクシヨン

国際社会論はどのような問題の解決を目指しているのかを考察する

講義の概要説明(履修予定者は必ず出席すること)

#### 第2回 国際協力とは何か

なぜ協力するのか、国際貢献と国際協力の違いなどから、その意味などを探る

#### 第3回 国際協力の歴史 : 1980年代まで

途上国支援の方法はどのような変遷を辿ったのか、1980年代までを振り返る

#### 第4回 国際協力の歴史 : 1990年代以降

1990年以降にみられるようになった新しい国際協力の特徴を考える

#### 第5回 国際協力の理論: 基本的枠組みと背景

開発援助の目的や仕組み、ステークホルダーなど多面的に国際協力を考える

#### 第6回 国際協力の課題 : 貧困削減

国際社会の課題の一つ「貧困」について、その解決方法を考える

#### 第7回 国際協力の課題 : 国連開発援助

国際協力の形態の一つ国連開発計画の活動を考える

#### 第8回 国際協力の課題 : 脆弱国家

脆弱国家という視点から被援助国の特徴を考える

#### 第9回 国際協力の課題 : 平和構築

紛争後にどのように平和を取り戻すのか、平和構築を考える

#### 第10回 国際協力の具体例 : 世界のODA(政府開発援助)

アメリカや中国など世界の国々はどのような援助を展開しているのか考える

#### 第11回 国際協力の具体例 : 日本のODA

日本の援助政策の歴史や特徴を考える

#### 第12回 国際協力の具体例 : 経済分野

国際機関や民間資本が関わる経済分野の国際協力について考える

#### 第13回 国際協力の具体例 : 環境分野

温暖化など地球環境問題への取り組みについて考える

#### 第14回 国際協力の具体例 : 保健衛生分野

伝染病の流行やプライマリー・ヘルス・ケアなど保健衛生分野の国際協力の特徴を考える

## 第15回 国際社会と国際協力まとめ

国際社会の中の国際協力を振り返る

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

国際取引法

小池 未来

-----  
< 授業の方法 >

講義形式

< 授業の目的 >

今日のグローバル化社会においては、国境を越えた物品の売買や役務の提供が頻りにおこなわれるようになっている。「国際取引法」は、このような取引から生じる法律問題を規律するための様々な分野の複合体である。現在の企業にとって国際取引は身近なものであり、国際取引の仕組みや国際取引法の枠組みを理解しておくことは重要である。

本講義は、国際取引に関する実際的な法知識を身につけることを目的とする。本講義では、異なる国の2社の企業間の物品売買契約を例にとり、実際の契約プロセスを学ぶ。また、それぞれのプロセスをどのような法がどのようにして規律するかを理解する。さらに、自分が当事者であればどのように行動するかを積極的に考えることで、身につけた法知識を活用できるようになる。

< 到達目標 >

1. 国際取引がどのようにしておこなわれるかを説明することができる。
2. 国際取引において生じる法律問題を見つけ、解決策を示すことができる。
3. 実務において、国際取引の法知識を活用することができる。

< 授業の進め方 >

講義形式でおこなう。具体的なイメージを持ちやすいよう、異なる国の2社の企業間の物品売買契約を例にとり、実際のプロセスに従って講義を進める。

< 履修するにあたって >

講義には、各回で取り扱う法律・条約の条文を持参すること。授業計画や進行方法は、受講生の理解度等にあわせて変更することがある。

< 授業時間外に必要な学修 >

教科書、事前配布資料を用いて予習・復習をすること。

< 提出課題など >

講義期間中に2、3回程度小テストを実施する。

解説については、実施回又は次回におこなう。

< 成績評価方法・基準 >

定期試験の成績(80%)及び小テスト(20%)によって評価する。

到達目標1及び2の到達度を基準として評価する。

< 参考図書 >

松岡博編『レクチャー国際取引法〔第2版〕』（法律文化社、2018年）

澤田壽夫ほか編著『マテリアルズ国際取引法〔第3版〕』（有斐閣、2014年）

< 授業計画 >

第1回 国際取引法とは何か

国際取引の全体像を理解する。どのような法源があるかを学ぶ。

第2、3回 国際物品売買（1）

概説

契約とは何かを理解する。国際取引で用いられるインコタームズについて学ぶ。

第4、5回 国際物品売買（2）

契約準拠法

どの法が国際物品売買の基準となるかを理解する。

第6、7回 国際物品売買（3）

契約の成立

契約の成立過程（申込みと承諾）を理解する。

第8、9回 国際物品売買（4）

売主の義務（1）

ウィーン売買条約（国際物品売買契約に関する国際連合条約）のもとで、売主にはどのような義務があるかを学ぶ。

第10、11回 国際物品売買（5）

売主の義務（2）

売主は品質や知的財産についてどのような保証義務を負うかを学ぶ。

第12、13回 国際物品売買（6）

買主の義務

ウィーン売買条約のもとで、買主にはどのような義務があるかを学ぶ。

第14、15回 国際物品売買（7）

契約違反からの救済

ウィーン売買条約のもとで、契約違反に対してどのような救済が与えられるかを学ぶ。

第16回 国際運送（1）

概説

国際運送の仕組みについて学ぶ。

第17、18回 国際運送（2）

海上運送

国際海上物品運送法における海上運送の法的規律を学ぶ。

第19、20回 国際運送（3）

航空運送

モントリオール条約（国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約）における航空運送の法的規律を学ぶ。

第21、22回 国際支払

国際取引の場合にどのようにして支払いがなされるかを理解する。

第23、24回 紛争解決（1）

国際裁判管轄

契約の履行や損害賠償を求めたい場合にはどうすればよいか。裁判所での紛争解決について学ぶ。

第25、26回 紛争解決（2）

国際裁判管轄合意

どの国の裁判所で訴訟をするかを定める国際裁判管轄合意について学ぶ。

第27、28回 紛争解決（3）

外国判決の承認執行

裁判所で得た判決がどのようにして、どのような条件で執行されるかを学ぶ。

第29、30回 紛争解決（4）

国際商事仲裁

国際取引でしばしば利用される紛争解決手段である「仲裁」について学ぶ。

-----  
2022年度 前期

2単位

国際人権法

大塚 泰寿

-----  
< 授業の方法 >

対面授業

< 授業の目的 >

この科目では、法学部のDPに示す、法の理念および現実の社会における法の運用を踏まえて、法および政治について体系的に学修し、法化社会・国際化社会に対応した法的素養を身につけることができる。また、社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる。そして地域社会から国際社会に至る国内外の公共的事柄に関心と責任感を持ち、公平性と客観性を重視した判断および行動ができる。

「国際法入門」「国際法（総論）」の発展科目として位置づけられる。

人権の保護は、21世紀の国際社会における人類共通の重要課題である。この講義では、人権の保護に関する国際法について、伝統的な国際法の枠組みの中で発達してきた外国人の保護に関する国際法と、第二次世界大戦後に飛躍的に発展した人権の国際的保障制度を中心にして解説する。

< 到達目標 >

人権の保護に関する国際規則について説明できる。

< 授業のキーワード >

外国人法 人権の国際的保障

< 授業の進め方 >

講義はレジュメ・板書を中心にして行う。

< 履修するにあたって >

緊張感を持って授業に臨むこと。遅刻、あるいは授業中

の私語や携帯電話の使用は厳禁である。

< 授業時間外に必要な学修 >

配布されるレジュメを熟読すること。参考書に挙げた『国際法』（有斐閣Sシリーズ）や『ブリッジブック国際人権法』の関連部分を読むとよい（予・復習それぞれ各30～60分程度）

< 提出課題など >

特になし

< 成績評価方法・基準 >

定期試験100%。試験では、この授業を通じて学修してきた知識の理解度などを問う。

< テキスト >

なし。

< 参考図書 >

芹田健太郎・薬師寺公夫・坂元茂樹『ブリッジブック国際人権法 [第2版]』（信山社、2017年）

松井芳郎編『ハンディ条約集』（東信堂、2009年）

松井芳郎・佐分晴夫・坂元茂樹・小畑郁・松田竹男・田中則夫・岡田泉・薬師寺公夫『国際法 [第5版]』（有斐閣Sシリーズ、2007年）のうち、第12章。

この他、講義中に適宜紹介する。

< 授業計画 >

第1回 国際人権法の概念

国際人権法を学習するために必要である国際法の基礎的な分野について簡単に説明した後に、国際人権法の概念について講義する。

第2回 国籍

国籍の意義や無国籍の問題を中心に学修する

第3回 国籍

重国籍の問題を中心に講義する。

第4回 外国人の法的地位

外国人に関する法について、外国人の出入国を中心に学修する。

第5回 外国人の法的地位

外国人に関する法について、外国人の権利義務を中心に学修する。

第6回 外国人の法的地位

日本における外国人問題を中心に講義する。

第7回 外交的保護

外交的保護の意義、要件などについて講義する。

第8回 難民の国際的保護

難民条約に基づきながら、難民の定義やその権利について講義する。

第9回 犯罪人引渡

犯罪人引渡の制度について講義する。

第10回 人権の国際化と人権条約

人権が国際化されるまでの歴史的展開を、戦前の状況を中心に学修する

第11回 人権の国際化と人権条約

引き続き、人権の国際化が確立するまでの歴史について、

戦後の展開を中心に講義する。

第12回 主要な人権条約

主要な人権条約の内容について講義する。

第13回 人権条約の国内的实施

批准された人権条約が課す義務を、いかにして国家が国内で実現しているかを、日本を例にとって講義する。

第14回 人権条約の国内的实施

人権条約の国際的实施

国内的实施のうち国内裁判について学修する。

また人権条約の実施を各国に促し、また現実の人権問題に対処するために条約が規定している国際的なシステムのうち、国家報告制度について講義する。

第15回 人権条約の国際的实施

個人通報制度・裁判制度について検討する

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

国際政治学

山越 裕太

-----  
< 授業の方法 >

講義

< 授業の目的 >

この科目は、法学部のディプロマ・ポリシー(DP)に示されているような、国際化社会に対応した政治的素養を身につけること、国際政治学の各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、説得力ある議論を展開できるようになることを目指す。主要専門教育科目に属し、「国際社会論I・II」等への導入科目として位置づけられる。

この科目では、国際政治学の基礎概念と国際政治の現状と課題を学習する。国際政治学の特徴を理解し、現在直面している課題を分析できるようになることを目的とする。

< 到達目標 >

1. 学生は国際政治の特徴や歴史展開を説明できる。(知識)
2. 学生は国際政治学の知識を踏まえ、現在直面している課題を分析できる。(知識)
3. 学生は国際政治の出来事に積極的に接し、意見を述べるができる。(態度・習慣)
4. 学生は自ら国際政治の情報を収集し、問題を考察することができる。(技能)

< 授業のキーワード >

国際政治理論(リアリズム、リベラリズム)、戦争と平和、国家主権、冷戦、グローバリゼーション、地球的課題

< 授業の進め方 >

講義を中心に展開するが、質疑応答など適宜取り入れる。各自で講義内容についてノートを取ることが望まれる。

この科目は、国際政治学の基礎概念(国際政治学の

誕生から冷戦まで)を前半(第1回から第15回)で学び、国際政治の現状と課題(冷戦終結後の国際政治)を後半(第16回から第30回)で学ぶ。国際政治の主題、主体、歴史、見方、仕組み、冷戦の終結、冷戦後の変化、冷戦後の世界、地球的課題、国際政治と日本というテーマを設け講義を展開する。

<履修するにあたって>

この科目では国際政治学に関する前提とする知識は特に求めない。但し「政治学入門」を履修していると学習効果が高まる。

私語、雑談など他の受講生に迷惑になる行為を行った場合は、注意の上、退出を求める場合がある。

その他、具体的な講義の概要説明を初回授業で行うので、履修者は必ず出席すること。

下記授業計画は講義の展開や履修人数などにより変更する可能性がある。

<授業時間外に必要な学修>

事前準備学習として、新聞・テレビなどを通じて各自が個別に関心を持った国際政治の出来事に積極的に接すること。(目安として30分)

事後展開学習として、講義ノートや講義で紹介する文献の指定箇所を読み返すこと、理解できた点や疑問点を整理することが望まれる。(目安として90分)

<提出課題など>

複数回アクションペーパーなどの課題の提出を求める。提出時期は事前に連絡する。

<成績評価方法・基準>

成績は、定期試験60%、中間テスト20%、リアクションペーパーなどの課題20%の3点から評価する。

定期試験は、対面での定期試験を実施予定。但し、非登学者については、定期試験に代わる方法で成績を評価するよう配慮する。

<テキスト>

テキストは特になし。但し、講義で示された文献の該当頁を読むことが望まれる。

<参考図書>

特に指定しない。但し、講義で示された文献の該当頁を読むことが望まれる。

講義の中で頻繁に紹介されるものとして以下の文献を挙げておく。その他については適宜紹介する。

参考書は特に購入する必要はない。詳細は第1回講義で説明予定。

1. 吉川元『国際安全保障論』(有斐閣、2007年)
2. 君塚直隆『近代ヨーロッパ国際政治史』(有斐閣、2010年)
3. 中西寛『国際政治とは何か』(中公新書、2003年)
4. 村田晃嗣・君塚直隆・石川卓・栗栖薫子・秋山信将『国際政治学をつかむ〔新版〕』(有斐閣、2015年)
5. 吉川直人ほか編『国際関係理論 第2版』(勁草書房、

2015年)

辞典類として以下のものを挙げておく。

1. 『国際政治経済辞典 改訂版』(東京書籍、2003年)
2. 『国際政治事典 第2版』(弘文堂、2005年)
3. 田中明彦ほか編『新・国際政治経済の基礎知識 新版』(有斐閣、2010年)
4. 『平和と安全保障を考える事典』(法律文化社、2016年)

<授業計画>

第1回 イントロダクション(前半):国際政治学の基礎概念

国際政治学はどのような問題の解決を目指しているのかを考察する

講義の概要説明(履修予定者は必ず出席すること)

第2回 国際政治の主題:戦争と平和

戦争がなければ平和なのか、国際政治における戦争と平和の関係を考察する

第3回 国際政治の主体 :国家

国家の成立要件や活動など、国際政治学の視点から考察する

第4回 国際政治の主体 :国際連合(United Nations)

複数の国家が合意して設立された国際組織の特徴を考察する

第5回 国際政治の主体 :国際組織、非国家主体

国際組織に加え、非国家主体など国際政治に登場する様々な主体を考察する

第6回 国際政治の歴史 :第一次世界大戦までの国際政治

第一次世界大戦はなぜ起こったのか、それまでの国際政治の歴史を考察する

第7回 国際政治の歴史 :国際連盟(League of Nations)の成立

第一次世界大戦を経て史上初めて設立された普遍的国際機構の特徴を考察する

第8回 国際政治の歴史 :戦間期の国際政治

第一次世界大戦後の国際政治はどのような特徴を持っていたのかを考察する

第9回 国際政治の歴史 :冷戦(1)

冷戦とは何か、始まりや特徴、アメリカとソ連の動態に着目し考察する

第10回 国際政治の歴史 :冷戦(2)

植民地の独立は国際政治にどのような変化をもたらしたのかを考察する

第11回 国際政治の見方 :国際政治理論

リアリズムやリベラリズムはどのような特徴を持つ国際政治理論なのか、考察する

第12回 国際政治の見方 :国家主権の成立と展開

国家が持つ主権について、その歴史や現在の課題を考察する

第13回 国際政治の仕組 :対外政策

国家がどのような考えや手続きを経て、政策を決めるのか考察する

第14回 国際政治の仕組 : キューバ危機

キューバ危機(1962年)を事例にアメリカがどのようにこの危機を乗り越えたのか考察する

第15回 中間テスト

中間テスト

第16回 イントロダクション(後半): 国際政治の現状と課題

国際政治学の基礎概念まとめ及び冷戦後の国際政治の特徴を考察する

第17回 冷戦の終結: 冷戦とは何だったのか

冷戦の終結過程を振り返り、米ソが対立していた原因を考察する

第18回 冷戦後の変化 : グローバリゼーション

グローバリゼーションによってどのような変化がもたらされたのか考察する

第19回 冷戦後の変化 : パワー

ハード・パワー、ソフト・パワーとは何か、考察する

第20回 冷戦後の変化 : 安全保障

国家安全保障、国際安全保障、人間の安全保障などを考察する

第21回 冷戦後の世界 : 民族の紛争(1)

冷戦後に生じた新たな戦争の形態を考察する

第22回 冷戦後の世界 : 民族の紛争(2)

コソヴォ紛争を事例に新しい戦争とは何か考察する

第23回 冷戦後の世界 : 紛争解決の手段

国連の平和維持活動(PKO)などを事例に紛争解決の手段を探る

第24回 冷戦後の世界 : 地域機構の活動

EU、ASEANなどの活動と国際社会の安定と発展を考察する

第25回 冷戦後の世界 : 民主主義による平和

デモクラティック・ピースによってどのように平和が導かれるのか考察する

第26回 地球的課題 : 人の国際移動

人の移動の歴史や移民、難民などの視点から国際政治を考える

第27回 地球的課題 : 環境問題

環境問題など、現在直面している地球的課題を考察する

第28回 地球的課題 : 地球的課題を読み解く

地球的課題をどのように分析するのか、解決方法などを考察する

第29回 国際政治と日本

私たちが暮らす日本はどのように国際政治と関わってきたのか考察する

第30回 国際政治の現状と課題まとめ

国際政治の現状と課題を再考する

-----  
2022年度 後期

2単位

国際法(総論) ~

大塚 泰寿  
-----

< 授業の方法 >

対面授業

< 授業の目的 >

この科目では、法学部のDPに示す、法の理念および現実の社会における法の運用を踏まえて、法および政治について体系的に学修し、法化社会・国際化社会に対応した法的素養を身につけることができる。また、社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる。そして地域社会から国際社会に至る国内外の公共的事柄に関心と責任感を持ち、公平性と客観性を重視した判断および行動ができる。

「国際法入門」の発展科目として位置づけられる。

世界の国々は、政治、経済、文化などの諸活動を通じて、密接なつながりをもっている。また近年においては、個人や企業、団体などが、国境を越えて様々な関係を結んでいる。これら国際社会における活動は、恣意的になされるのではなく、一定のルール、すなわち国際法によって規律されている。この講義では、国際法を学ぶ上で特に基礎となる分野を中心にして解説を行う。

< 到達目標 >

国際法の基礎となる分野を説明できる。

< 授業のキーワード >

国際法の歴史 慣習国際法 条約 国家

< 授業の進め方 >

レジュメ中心に講義形式で行う。

< 履修するにあたって >

緊張感を持って授業に臨むこと。

< 授業時間外に必要な学修 >

配布されたレジュメを熟読すること。また、参考図書に挙げた『国際法(第5版)』(有斐閣Sシリーズ)の関連部分を読むとよい(予・復習それぞれ各30~60分程度)。

< 提出課題など >

特になし。

< 成績評価方法・基準 >

定期試験100%。試験では、この授業を通じて学修してきた知識の理解度などを問う。

< テキスト >

なし。

< 参考図書 >

松井芳郎編『ハンディ条約集』(東信堂、2009年)

松井芳郎・佐分晴夫・坂元茂樹・小畑郁・松田竹男・田中則夫・岡田泉・薬師寺公夫『国際法[第5版]』(有斐



閣Sシリーズ、2007年)

この他、講義中に適宜紹介する。

< 授業計画 >

第1回 国際法の概念

国際法とはどのような法的性格を有するのかについて説明する。

第2回 国際法の歴史

国際法の歴史的展開について、伝統的国際法が成立するまでの歴史を中心に解説する。

第3回 国際法の歴史

国際法の歴史的展開について、伝統的国際法と現代国際法の比較を中心にして解説する。

第4回 国際法の成立形式

慣習国際法の成立に関する議論を中心にして、国際法の法源について講義する。

第5回 条約に関する法

主に「条約法に関するウィーン条約」に基づきながら、国際法の主要な法源である条約に関する基本的なルールを講義する。1回目では条約の成立に関する規則を中心に解説する。

第6回 条約に関する法

条約の留保を中心に解説する。

第7回 条約に関する法

条約の無効を中心に解説する。

第8回 国際法と国内法の関係

国内法秩序における国際法の位置づけなどについて説明する。

第9回 国際法主体

国際法主体について、国家を中心に講義する。その1回目では国家の成立を中心に解説する。

第10回 国際法主体

国家の基本的権利義務を中心に解説する。

第11回 国際法主体

国家機関を中心に説明する。

第12回 国際法主体

国家領域を中心に説明する。

第13回 国際法主体

人民、国際機構、個人など、新しく認識されてきた国際法法主体について概観する。

第14回 紛争の平和的解決

国際紛争の平和的解決手段について、国際裁判を中心に学修する。

第15回 国家責任

国家責任の成立やその解除などについて講義する。

-----  
2022年度 後期

2単位

国際法(総論) ~

大塚 泰寿  
-----

< 授業の方法 >

対面授業

< 授業の目的 >

この科目では、法学部のDPに示す、法の理念および現実の社会における法の運用を踏まえて、法および政治について体系的に学修し、法化社会・国際化社会に対応した法的素養を身につけることができる。また、社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる。そして地域社会から国際社会に至る国内外の公共的事柄に関心と責任感を持ち、公平性と客観性を重視した判断および行動ができる。

「国際法入門」の発展科目として位置づけられる。

世界の国々は、政治、経済、文化などの諸活動を通じて、密接なつながりをもっている。また近年においては、個人や企業、団体などが、国境を越えて様々な関係を結んでいる。これら国際社会における活動は、恣意的になされるのではなく、一定のルール、すなわち国際法によって規律されている。この講義では、国際法を学ぶ上で特に基礎となる分野を中心にして解説を行う。

< 到達目標 >

国際法の基礎となる分野を説明できる。

< 授業のキーワード >

国際法の歴史 慣習国際法 条約 国家

< 授業の進め方 >

レジュメ中心に講義形式で行う。

< 履修するにあたって >

緊張感を持って授業に臨むこと。

< 授業時間外に必要な学修 >

配布されたレジュメを熟読すること。また、参考図書に挙げた『国際法(第5版)』(有斐閣Sシリーズ)の関連部分を読むとよい(予・復習それぞれ各30~60分程度)。

< 提出課題など >

特になし。

< 成績評価方法・基準 >

定期試験100%。試験では、この授業を通じて学修してきた知識の理解度などを問う。

< テキスト >

なし。

< 参考図書 >

松井芳郎編『ハンディ条約集』(東信堂、2009年)

松井芳郎・佐分晴夫・坂元茂樹・小畑郁・松田竹男・田中則夫・岡田泉・薬師寺公夫『国際法[第5版]』(有斐

閣Sシリーズ、2007年)

この他、講義中に適宜紹介する。

< 授業計画 >

第1回 国際法の概念

国際法とはどのような法的性格を有するのかについて説明する。

第2回 国際法の歴史

国際法の歴史的展開について、伝統的国際法が成立するまでの歴史を中心に解説する。

第3回 国際法の歴史

国際法の歴史的展開について、伝統的国際法と現代国際法の比較を中心にして解説する。

第4回 国際法の成立形式

慣習国際法の成立に関する議論を中心にして、国際法の法源について講義する。

第5回 条約に関する法

主に「条約法に関するウィーン条約」に基づきながら、国際法の主要な法源である条約に関する基本的なルールを講義する。1回目では条約の成立に関する規則を中心に解説する。

第6回 条約に関する法

条約の留保を中心に解説する。

第7回 条約に関する法

条約の無効を中心に解説する。

第8回 国際法と国内法の関係

国内法秩序における国際法の位置づけなどについて説明する。

第9回 国際法主体

国際法主体について、国家を中心に講義する。その1回目では国家の成立を中心に解説する。

第10回 国際法主体

国家の基本的権利義務を中心に解説する。

第11回 国際法主体

国家機関を中心に説明する。

第12回 国際法主体

国家領域を中心に説明する。

第13回 国際法主体

人民、国際機構、個人など、新しく認識されてきた国際法法主体について概観する。

第14回 紛争の平和的解決

国際紛争の平和的解決手段について、国際裁判を中心に学修する。

第15回 国家責任

国家責任の成立やその解除などについて講義する。

-----  
2022年度 後期

2単位

国際法(総論) ~

大塚 泰寿  
-----

< 授業の方法 >

対面授業

< 授業の目的 >

この科目では、法学部のDPに示す、法の理念および現実の社会における法の運用を踏まえて、法および政治について体系的に学修し、法化社会・国際化社会に対応した法的素養を身につけることができる。また、社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる。そして地域社会から国際社会に至る国内外の公共的事柄に関心と責任感を持ち、公平性と客観性を重視した判断および行動ができる。

「国際法入門」の発展科目として位置づけられる。

世界の国々は、政治、経済、文化などの諸活動を通じて、密接なつながりをもっている。また近年においては、個人や企業、団体などが、国境を越えて様々な関係を結んでいる。これら国際社会における活動は、恣意的になされるのではなく、一定のルール、すなわち国際法によって規律されている。この講義では、国際法を学ぶ上で特に基礎となる分野を中心にして解説を行う。

< 到達目標 >

国際法の基礎となる分野を説明できる。

< 授業のキーワード >

国際法の歴史 慣習国際法 条約 国家

< 授業の進め方 >

レジュメ中心に講義形式で行う。

< 履修するにあたって >

緊張感を持って授業に臨むこと。

< 授業時間外に必要な学修 >

配布されたレジュメを熟読すること。また、参考図書に挙げた『国際法(第5版)』(有斐閣Sシリーズ)の関連部分を読むとよい(予・復習それぞれ各30~60分程度)。

< 提出課題など >

特になし。

< 成績評価方法・基準 >

定期試験100%。試験では、この授業を通じて学修してきた知識の理解度などを問う。

< テキスト >

なし。

< 参考図書 >

松井芳郎編『ハンディ条約集』(東信堂、2009年)

松井芳郎・佐分晴夫・坂元茂樹・小畑郁・松田竹男・田中則夫・岡田泉・薬師寺公夫『国際法[第5版]』(有斐

閣Sシリーズ、2007年)

この他、講義中に適宜紹介する。

< 授業計画 >

第1回 国際法の概念

国際法とはどのような法的性格を有するのかについて説明する。

第2回 国際法の歴史

国際法の歴史的展開について、伝統的国際法が成立するまでの歴史を中心に解説する。

第3回 国際法の歴史

国際法の歴史的展開について、伝統的国際法と現代国際法の比較を中心にして解説する。

第4回 国際法の成立形式

慣習国際法の成立に関する議論を中心にして、国際法の法源について講義する。

第5回 条約に関する法

主に「条約法に関するウィーン条約」に基づきながら、国際法の主要な法源である条約に関する基本的なルールを講義する。1回目では条約の成立に関する規則を中心に解説する。

第6回 条約に関する法

条約の留保を中心に解説する。

第7回 条約に関する法

条約の無効を中心に解説する。

第8回 国際法と国内法の関係

国内法秩序における国際法の位置づけなどについて説明する。

第9回 国際法主体

国際法主体について、国家を中心に講義する。その1回目では国家の成立を中心に解説する。

第10回 国際法主体

国家の基本的権利義務を中心に解説する。

第11回 国際法主体

国家機関を中心に説明する。

第12回 国際法主体

国家領域を中心に説明する。

第13回 国際法主体

人民、国際機構、個人など、新しく認識されてきた国際法主体について概観する。

第14回 紛争の平和的解決

国際紛争の平和的解決手段について、国際裁判を中心に学修する。

第15回 国家責任

国家責任の成立やその解除などについて講義する。

-----  
2022年度 前期

2単位

国際法入門 ~

木原 正樹  
-----

< 授業の方法 >

オンライン講義（オンデマンド配信）

< 授業の目的 >

この科目により、法学部のDPに示す、国際化社会の時代に対応し、国内外の公共的事柄に関心と責任感を持つ市民となるための、国際法理論の基礎が理解できる。

毎日の新聞やテレビの報道、さらにはインターネットを通じて、国際社会の刻々と変化する情報が伝えられている。また、多くの人々が海外を旅行し、海外の製品を入手しており、海外で働く人も少なくない。このような海外の情報の氾濫や、ヒト・モノ・カネが国境を超えるグローバル化の波は、国際社会の情勢を考察することを必要不可欠なものにしている。

この授業により、上記の考察が、国際法という手段を通してできる。

< 到達目標 >

この授業の前半では、国際社会における国際法の基本的役割を理解することができる。

その後は、国際紛争の平和的解決における国際法の役割、地球環境保護における国際法の役割、武力紛争（戦争）の際の国際法の役割、という3通りの役割を理解することができる。

< 授業のキーワード >

国家、国際機構、紛争の平和的解決、国際司法裁判所、地球環境問題、戦争の違法化、集団的自衛権、国際人道法、国際刑事裁判所

< 授業の進め方 >

講義中心で進めるが、発問に答えてもらったり、関連するビデオを見てもらうなどの工夫もする。

< 履修するにあたって >

国際社会について予備知識がなくても、グローバル化した現代社会に出る準備のために受講してほしい。早めに配布するレジュメに（補足資料があるときはこれも）目を通して、忘れずに持ってくること。

< 授業時間外に必要な学修 >

一日平均25分、週3時間は必要な学修をしてくる。

早めに配布するレジュメの該当部分に、授業前はざっと目を通してきて、問題意識だけは持ってくること。授業後は必ず復習をして、国際法を通しての考察を実践してみること。わからない点があれば、指定図書や参照条文を読んだり、質問をしたりして、理解すること。

< 提出課題など >

~ の3回のレポートで評価する(すべてOneDriveに提出)。レポートの締切りは5月下旬。レポートの締切

りは7月上旬。レポートの締切りは8月上旬。

< 成績評価方法・基準 >

100%レポート課題による

< テキスト >

徳川信治・西村智朗編著『テキストブック 法と国際社会 第二版』法律文化社、2018年。

< 参考図書 >

薬師寺公夫・坂元茂樹・浅田正彦編集代表『ベーシック条約集 [ 2021年版 ] 』東信堂、2021年。

松井芳郎編集代表『ハンディ条約集』東信堂、2009年。  
国際法学会編『国際関係法辞典（第2版）』三省堂、2005年。

< 授業計画 >

第1回 第二次世界大戦後の国際社会

『国連激動の60年』というビデオを観て、「国連クイズ」に答える。

第2回 国際関係法の扉をたたく

日本の国際社会への仲間入り / 現代の国際社会と法

第3回 国際関係法の扉をたたく

国際社会と法

第4回 国際社会を動かすのは誰か？

国際社会の構成と法

第5回 国家の役割

国家とは？ / 国家はどのような権利・義務を有しているか？

第6回 国際社会の利害をどのように調整するか？

国際関係法とは？ / 国際機構の設立

第7回 国際社会で活躍する新たなものたち

個人・NGO・多国籍企業

第8回 国際紛争を解決する方法

紛争の平和的解決 / 裁判による紛争の解決

第9回 国際紛争を解決する方法

紛争の政治的解決手段 / 実力による紛争の解決

第10回 法は地球を守れるか？

地球環境保護の歴史的展開 / 国際環境法の基本原則

第11回 法は地球を守れるか？

国際環境法の実施とその課題

第12回 戦争の違法化

正戦論から無差別戦争観へ / 戦争の違法化への大転換

第13回 武力行使禁止原則とその例外

武力行使禁止原則 / 集団的自衛権

第14回 戦争にもルールがある？

国際人道法の成立 / 戦争犯罪、人道に対する罪、ジェノサイド罪

第15回 国際刑事裁判所の意義と課題

国際刑事裁判所の設立 / ICCへの日本の加盟とその課題

-----  
2022年度 前期

2単位

国際法入門 ~

大塚 泰寿  
-----

< 授業の方法 >

対面授業

< 授業の目的 >

この科目により、法学部のDPに示す、国際化社会の時代に対応し、国内外の公共的事柄に関心と責任感を持つた市民となるための、国際法理論の基礎が理解できる。

毎日の新聞やテレビの報道、さらにはインターネットを通じて、国際社会の刻々と変化する情報が伝えられている。また、多くの人々が海外を旅行し、海外の製品を入手しており、海外で働く人も少なくない。このような海外の情報の氾濫や、ヒト・モノ・カネが国境を超えるグローバル化の波は、国際社会の情勢を考察することを必要不可欠なものにしている。

この授業により、上記の考察が、国際法という手段を通してできる。

< 到達目標 >

この授業の前半では、国際社会における国際法の基本的役割を理解することを目標とする。

その後は、国際紛争の平和的解決における国際法の役割、地球環境保護における国際法の役割、武力紛争（戦争）の際の国際法の役割、という3通りの役割を理解することを目標とする。

< 授業のキーワード >

国家、国際機構、紛争の平和的解決、国際司法裁判所、地球環境問題、戦争の違法化、集団的自衛権、国際人道法、国際刑事裁判所

< 授業の進め方 >

講義中心で進めるが、発問に答えてもらったり、関連するビデオを見てもらうなどの工夫もする。

< 履修するにあたって >

国際社会について予備知識がなくても、グローバル化した現代社会に出る準備のために受講してほしい。

早めに配布するレジュメだけは（補足資料があるときはこれも）、忘れずに持ってくる。

< 授業時間外に必要な学修 >

一日平均25分、週3時間は必要な学習をしてくる。

早めに配布するレジュメの該当部分に、授業前はざっと目を通してきて、問題意識だけは持ってくる。

授業後は必ず復習をして、国際法を通しての考察を実践してみる。わからない点があれば、指定図書や参照条文を読んだり、質問をしたりして、理解すること。

< 提出課題など >

第7回目の授業中に小テストを実施する。翌週、その小

テストの模範解答を配布する。

<成績評価方法・基準>

授業中の発問への回答と受講態度 10%、小テスト 30%、定期試験 60%の割合で総合的に評価する。  
国際社会について予備知識がなくても、まじめに受講さえすれば高評価がとれるような問題を出題する

<テキスト>

徳川信治・西村智朗編著『テキストブック 法と国際社会 第二版』法律文化社、2018年。

<参考図書>

浅田正彦編集代表『ベーシック条約集 [2021年版]』東信堂。

松井芳郎編集代表『ハンディ条約集』東信堂、2009年。

国際法学会編『国際関係法辞典（第2版）』三省堂、2005年。

<授業計画>

第1回 はじめに

講義のガイダンス

第2回 国際関係法の扉をたたく

日本の国際社会への仲間入り / 現代の国際社会と法

第3回 国際関係法の扉をたたく

国際社会と法

第4回 国際社会を動かすのは誰か？

国際社会の構成と法

第5回 国家の役割

国家とは？ / 国家はどのような権利・義務を有しているか？

第6回 国際社会の利害をどのように調整するか？

国際関係法とは？ / 国際機構の設立

第7回 国際社会で活躍する新たなものたち

個人・NGO・多国籍企業 <小テスト>

第8回 国際紛争を解決する方法

紛争の平和的解決 / 裁判による紛争の解決

第9回 国際紛争を解決する方法

紛争の政治的解決手段 / 実力による紛争の解決

第10回 法は地球を守るか？

地球環境保護の歴史的展開 / 国際環境法の基本原則

第11回 法は地球を守るか？

国際環境法の実施とその課題

第12回 戦争の違法化

正戦論から無差別戦争観へ / 戦争の違法化への大転換

第13回 武力行使禁止原則とその例外

武力行使禁止原則 / 集団的自衛権

第14回 戦争にもルールがある？

国際人道法の成立 / 戦争犯罪、人道に対する罪、ジェノサイド罪

第15回 国際刑事裁判所の意義と課題

国際刑事裁判所の設立 / ICCへの日本の加盟とその課題

-----  
2022年度 前期

2単位

国際法入門 ~

木原 正樹  
-----

<授業の方法>

オンライン講義（オンデマンド配信）

<授業の目的>

この科目により、法学部のDPに示す、国際化社会の時代に対応し、国内外の公共的事柄に関心と責任感を持つ市民となるための、国際法理論の基礎が理解できる。

毎日の新聞やテレビの報道、さらにはインターネットを通じて、国際社会の刻々と変化する情報が伝えられている。また、多くの人々が海外を旅行し、海外の製品を入手しており、海外で働く人も少なくない。このような海外の情報の氾濫や、ヒト・モノ・カネが国境を超えるグローバル化の波は、国際社会の情勢を考察することを必要不可欠なものにしている。

この授業により、上記の考察が、国際法という手段を通してできる。

<到達目標>

この授業の前半では、国際社会における国際法の基本的役割を理解することができる。

その後は、国際紛争の平和的解決における国際法の役割、地球環境保護における国際法の役割、武力紛争（戦争）の際の国際法の役割、という3通りの役割を理解することができる。

<授業のキーワード>

国家、国際機構、紛争の平和的解決、国際司法裁判所、地球環境問題、戦争の違法化、集団的自衛権、国際人道法、国際刑事裁判所

<授業の進め方>

講義中心で進めるが、発問に答えてもらったり、関連するビデオを見てもらうなどの工夫もする。

<履修するにあたって>

国際社会について予備知識がなくても、グローバル化した現代社会に出る準備のために受講してほしい。

早めに配布するレジュメに（補足資料があるときはこれも）目を通して、忘れずに持ってくること。

<授業時間外に必要な学修>

一日平均25分、週3時間は必要な学修をしてくる。

早めに配布するレジュメの該当部分に、授業前はざっと目を通してきて、問題意識だけは持ってくること。

授業後は必ず復習をして、国際法を通しての考察を実践してみること。わからない点があれば、指定図書や参照条文を読んだり、質問をしたりして、理解すること。

<提出課題など>

~ の3回のレポートで評価する（すべてOneDriveに提出）。レポートの締切りは5月下旬。レポートの締切

りは7月上旬。レポート の締切りは8月上旬。

< 成績評価方法・基準 >

100%レポート課題による

< テキスト >

徳川信治・西村智朗編著『テキストブック 法と国際社会 第二版』法律文化社、2018年。

< 参考図書 >

薬師寺公夫・坂元茂樹・浅田正彦編集代表『ベーシック条約集 [ 2021年版 ] 』東信堂、2021年。

松井芳郎編集代表『ハンディ条約集』東信堂、2009年。  
国際法学会編『国際関係法辞典（第2版）』三省堂、2005年。

< 授業計画 >

第1回 第二次世界大戦後の国際社会

『国連激動の60年』というビデオを観て、「国連クイズ」に答える。

第2回 国際関係法の扉をたたく

日本の国際社会への仲間入り / 現代の国際社会と法

第3回 国際関係法の扉をたたく

国際社会と法

第4回 国際社会を動かすのは誰か？

国際社会の構成と法

第5回 国家の役割

国家とは？ / 国家はどのような権利・義務を有しているか？

第6回 国際社会の利害をどのように調整するか？

国際関係法とは？ / 国際機構の設立

第7回 国際社会で活躍する新たなものたち

個人・NGO・多国籍企業

第8回 国際紛争を解決する方法

紛争の平和的解決 / 裁判による紛争の解決

第9回 国際紛争を解決する方法

紛争の政治的解決手段 / 実力による紛争の解決

第10回 法は地球を守れるか？

地球環境保護の歴史的展開 / 国際環境法の基本原則

第11回 法は地球を守れるか？

国際環境法の実施とその課題

第12回 戦争の違法化

正戦論から無差別戦争観へ / 戦争の違法化への大転換

第13回 武力行使禁止原則とその例外

武力行使禁止原則 / 集団的自衛権

第14回 戦争にもルールがある？

国際人道法の成立 / 戦争犯罪、人道に対する罪、ジェノサイド罪

第15回 国際刑事裁判所の意義と課題

国際刑事裁判所の設立 / ICCへの日本の加盟とその課題

-----  
2022年度 後期

2単位

国際法入門 【法学部再履修】

木原 正樹  
-----

< 授業の方法 >

講義

< 授業の目的 >

この科目により、法学部のDPに示す、国際化社会の時代に対応し、国内外の公共的事柄に関心と責任感を持つ市民となるための、国際法理論の基礎が理解できる。

毎日の新聞やテレビの報道、さらにはインターネットを通じて、国際社会の刻々と変化する情報が伝えられている。また、多くの人々が海外を旅行し、海外の製品を入手しており、海外で働く人も少なくない。このような海外の情報の氾濫や、ヒト・モノ・カネが国境を超えるグローバル化の波は、国際社会の情勢を考察することを必要不可欠なものにしている。

この授業により、上記の考察が、国際法という手段を通してできる。

< 到達目標 >

この授業の前半では、国際社会における国際法の基本的役割を理解することができる。

その後は、国際紛争の平和的解決における国際法の役割、地球環境保護における国際法の役割、武力紛争（戦争）の際の国際法の役割、という3通りの役割を理解することができる。

< 授業のキーワード >

国家、国際機構、紛争の平和的解決、国際司法裁判所、地球環境問題、戦争の違法化、集団的自衛権、国際人道法、国際刑事裁判所

< 授業の進め方 >

講義中心で進めるが、発問に答えてもらったり、関連するビデオを見てもらうなどの工夫もする。

< 履修するにあたって >

国際社会について予備知識がなくても、グローバル化した現代社会に出る準備のために受講してほしい。

早めに配布するレジュメに（補足資料があるときはこれも）目を通して、忘れずに持ってくること。

< 授業時間外に必要な学修 >

一日平均25分、週3時間は必要な学修をしてくる。

早めに配布するレジュメの該当部分に、授業前はざっと目を通してきて、問題意識だけは持ってくること。

授業後は必ず復習をして、国際法を通しての考察を実践してみること。わからない点があれば、指定図書や参照条文を読んだり、質問をしたりして、理解すること。

< 提出課題など >

～ の3回のレポートで評価する（すべてOneDriveに提出）。レポート の締切りは11月上旬。レポート の締

切りは12月下旬。レポートの締切りは1月下旬。

<成績評価方法・基準>

100%レポート課題による

<テキスト>

徳川信治・西村智朗編著『テキストブック 法と国際社会 第二版』法律文化社、2018年。

<参考図書>

薬師寺公夫・坂元茂樹・浅田正彦編集代表『ベーシック条約集 [2021年版]』東信堂 2021年。

松井芳郎編集代表『ハンディ条約集』東信堂、2009年。  
国際法学会編『国際関係法辞典(第2版)』三省堂、2005年。

<授業計画>

第1回 第二次世界大戦後の国際社会  
『国連激動の60年』というビデオを観て、「国連クイズ」に答える。

第2回 国際関係法の扉をたたく

日本の国際社会への仲間入り / 現代の国際社会と法

第3回 国際関係法の扉をたたく

国際社会と法

第4回 国際社会を動かすのは誰か？

国際社会の構成と法

第5回 国家の役割

国家とは？ / 国家はどのような権利・義務を有しているか？

第6回 国際社会の利害をどのように調整するか？

国際関係法とは？ / 国際機構の設立

第7回 国際社会で活躍する新たなものたち

個人・NGO・多国籍企業

第8回 国際紛争を解決する方法

紛争の平和的解決 / 裁判による紛争の解決

第9回 国際紛争を解決する方法

紛争の政治的解決手段 / 実力による紛争の解決

第10回 法は地球を守れるか？

地球環境保護の歴史的展開 / 国際環境法の基本原則

第11回 法は地球を守れるか？

国際環境法の実施とその課題

第12回 戦争の違法化

正戦論から無差別戦争観へ / 戦争の違法化への大転換

第13回 武力行使禁止原則とその例外

武力行使禁止原則 / 集団的自衛権

第14回 戦争にもルールがある？

国際人道法の成立 / 戦争犯罪、人道に対する罪、ジェノサイド罪

第15回 国際刑事裁判所の意義と課題

国際刑事裁判所の設立 / ICCへの日本の加盟とその課題

-----  
2022年度 後期

2単位

国連法

木原 正樹  
-----

<授業の方法>

講義

<授業の目的>

この科目は、法学部のDPに示す、国際化社会の時代に対応し、国内外の公共的事柄に関心と責任感を持った市民となるために、国連法を理解できるようにすることを目指す。

国際連合の活動が国際社会の秩序形成、すなわち、国際社会の平和の維持・回復と人権保障などに、どのような役割を果たしているか、を理解することを目的とする。

<到達目標>

国際連合の活動による、国際社会の平和の維持と人権保障の現状と課題について適切に認識できる。

具体的には、国際社会の秩序形成に大きな役割を果たしている国際連合の活動について理解できる。

すなわち、第一に、戦争の違法化によってできた国際連合と武力行使の関係について、法的側面から理解できる。第二に、国際の平和の維持以外で国際連合が果たすべき役割は何か、人権保障に関して有する法的権能などを理解できる。

<授業のキーワード>

戦争の違法化、国際連盟、国際連合、安保理、多国籍軍、PKO、人間の安全保障、国連人権理事会

<授業の進め方>

レジュメ・資料・板書により行う講義を中心に進める。

<履修するにあたって>

早めに配布するレジュメに(補足資料があるときはこれも)目を通して、忘れずに持ってくる。

<授業時間外に必要な学修>

一日平均25分、週3時間は必要な学修をしてくる。

国際組織に関する基本書や資料などを読んでくる。

<提出課題など>

～の3回のレポートで評価する(すべてOneDriveに提出)。レポートの締切りは11月下旬。レポートの締切りは12月下旬。レポートの締切りは1月下旬。

<成績評価方法・基準>

100%レポート課題による

<テキスト>

指定しない。

<参考図書>

・薬師寺公夫・坂元茂樹・浅田正彦編集代表『ベーシック条約集 [2021年版]』東信堂 2021年、  
・佐藤哲夫『国際組織法』有斐閣、2005年、  
・最上敏樹『国際機構論 [第2版]』東京大学出版会、2006年、  
・明石康『国際

連合?軌跡と展望』岩波新書、2006年

・松井芳郎編集代表『ハンディ条約集』東信堂、2009年。  
・家・小畑・桐山編『国際機構 [ 第四版 ] 』世界思想社、2009年、  
・徳川信治・西村智朗編著『テキストブック 法と国際社会 第二版』法律文化社、2018年、  
・家正治他著『講義 国際組織入門』不磨書房 2003年、  
・杉原高嶺他編『国際法基本判例 50 第 2 版』三省堂 2014 年

< 授業計画 >

第 1 回 国際連盟の成立

なぜ、国際連盟の前身である国際連盟が成立し、戦争が違法化されていったのか。

第 2 回 国際連盟の成立 1

なぜ、国際連盟は、国際連盟に発展したのか。

第 3 回 国際連盟の成立 2

戦争違法化の完成

第 4 回 国連の集団安全保障体制 1

国連の集団安全保障体制の意義と問題点

第 5 回 国連の集団安全保障体制 2

なぜ、国連の集団安全保障体制はうまく機能しないのか。

第 6 回 これまでの復習と課題レポート

課題レポートを通じて、これまでの復習をする。

第 7 回 国連の授權を受けた多国籍軍と P K O 1

国連の授權を受けた多国籍軍の意義と問題点

第 8 回 国連の授權を受けた多国籍軍と P K O 2

P K O の始まりと変化

第 9 回 国連の授權を受けた多国籍軍と P K O 3

多国籍軍と P K O の並行展開とは何か。「強化された P K O」とは何か。

第10回 国際連盟の役割の変化 1

戦争が行われなくなったとしたら、国連の役割は何か。

第11回 国際連盟の役割の変化 2

国連による国際協力、人間の安全保障

第12回 国際連盟の役割の変化 3

国連による紛争の平和的解決

第13回 国際連盟の役割の変化 4

国連人権委員会の意義と問題点

第14回 国際連盟の役割の変化 5

国連人権委員会から国連人権理事会へ

第15回 国際連盟の役割の変化 6

紛争の平和的解決における国連諸機関の機能と現状

-----  
2022年度 前期

2単位

コミュニケーション力講座（文章を書く技術）

新田町 義尚  
-----

< 授業の方法 >

講義

< 授業の目的 >

この授業は、全学の D P に掲げる、「獲得した知識や技能を社会に役立てられるようになること」を目指します。本授業は、将来に希望する進路への着実なステップを遂げるための基礎的な文章力を養うことを目的とします。前半の授業では実社会で通用する文章のコツを学びます。相手にわかりやすく的確に「伝える力」の育成を主とします。後半は実践的な就職対策として、自己分析による自己理解を基盤に置いての自己 P R 文の書き方、卒業後もキャリアを充実させ、業務などを速やかに遂行できる文章力を身につけるため、通信文や敬語法などビジネス国語の知識を学びます。

なお、この授業の担当者は高校国語科教員および技術者養成の専門学校講師としての実務経験のある教員であるので、この科目は将来のキャリア形成に直結するより実践的な国語基礎力育成を目指す授業内容とします。文章を書く技術に加えて敬語を適切に用いて「話す」能力、協働作業の中で意見交換を通しての対人関係から幅広くコミュニケーション力を高めることを目指します。

< 到達目標 >

1. 自己の資質を分析し、それを表現する方法を獲得する。（技能）
2. 書いた文章を自信で推敲する能力と習慣を身につける。（態度・習慣）
3. 形式の整った実用的・実践的な文章を書くことができるようになる。（技能）

< 授業のキーワード >

文章表現、自己分析、実用・通信文

< 授業の進め方 >

少人数クラスで実施します。教科書に従い、指定された課題に取り組み、各自が修正・改善し、必要に応じて提出するという形をとります。解答例作成のための協働作業を重視、グループワークを取り入れます。就職対策としての新聞記事の活用、要約練習も行います。

< 履修するにあたって >

状況によって授業で扱う内容や順序を変更する可能性があります。

将来のキャリア形成に関わる社会常識やマナーを重視して学んでいきますので、履修者のみなさんの協力を求めます。

< 授業時間外に必要な学修 >

この授業では、人に「分かりやすく伝える」ための文章を書くコツを学ぶことを目指します。各課題をしっかり完成させることでその力が習得できます。予習として、教科書の課題を毎週 1 つ指定します。この予習は必須です。授業中に行う課題で、授業内に仕上がらなかった場合は、復習と合わせて各自の自己学習で完成させること。また、就職対策用の新聞記事切り抜きノートを各自で作成することを課します。（目安として1時間）

< 提出課題など >



毎回、教科書の各単元・トレーニングから課題を出します。(1) 授業で実施する回の教科書の課題を予習すること。毎時間、次の授業で行う箇所を指定する。(2) 授業時間中、グループで協働学習を実施。指定した課題を完成させて提出する。(3) 新聞記事切り抜き要約ノートを作る。記事の要約文・意見文を書く。最終授業にノートを提出。

<成績評価方法・基準>

定期試験と毎週の課題提出、授業中の作業への取り組みで評価します。定期試験60%、毎週の課題提出(予習・復習)20%、授業時間中の作業+学習姿勢20%。定期試験の評価の基礎として、毎週の課題の達成度も加味します。毎回の課題を提出しない場合は、定期試験だけを受けたとしてもその評価点から減点されます。あくまで授業出席と協働学習での課題作業が単位取得の前提条件になります。なお今後の状況の変化によっては定期試験をレポートに切り替える場合もあります。

<テキスト>

ひつじ書房『日本語を書くトレーニング』野田尚史・森口稔 著。これを教科書として使用。毎週、1章ずつ自宅での予習作業 協働での解答例作成という流れで進めます。必ず購入して毎回の授業に持参してください。

<参考図書>

ひつじ書房『グループワークで日本語表現力アップ』野田春美・岡村裕美ほか著。1年次「文章表現」で用いた教科書です。昨年度履修していた人は参考図書として利用して下さい。授業計画で記した単元Bに該当する項目が含まれていますので、授業時にも紹介します。

<授業計画>

第1回 ガイダンス

講義の概要と進め方を説明します。教科書の使い方と学習の進め方についてのガイダンス A.教科書 トレーニング1 (Aは主題と対応した教科書の章)

B.「自己表現」を高める「自己分析」について (Bは就職対策用テーマ)

第2回 メール・通信文の書き方

A.教科書 トレーニング2

B.履歴書の書き方の注意点を確認、作成準備。「面接での注意点」

第3回 商業用・実用文の特徴

A.教科書 トレーニング3

B.就職活動でのポイント。メールでの問い合わせの注意点

第4回 問い合わせ・メールの形式

A.教科書 トレーニング4

B.長所と短所を書き出し、それらを用いて文章を書く方法を学びます。

第5回 実用文・掲示・注意書きやサービス案内の文

A.教科書 トレーニング5

B.テーマに即した自己PR文を書く方法を学びます。

第6回 お願い・依頼の文章形式

A.教科書 トレーニング6

B.エントリーシートを作成します。自己分析について深めます。

第7回 わかりやすいマニュアルの書き方

A.教科書 トレーニング7

B.自己PRを目的とする作文の書き方を学びます。

第8回 場所や交通の案内・図式化

A.教科書 トレーニング8

B.「生きがい」自己のやり甲斐を考えそれを表現する方法を学びます。

第9回 企画・提案書の書き方

A.教科書 トレーニング9

B.自分自身の体験やエピソードを自己PRに結びつける方法を学びます。

第10回 新聞・広報の文章

A.教科書 トレーニング10

B.自己PRを目的とする作文を書きます。敬語とアサーションを学びます。

第11回 アンケート・調査の書式

A.教科書 トレーニング11

B.アンケートの形式やさまざまな調査の際の注意点

第12回 通信文(1)手紙の基礎

A.教科書 トレーニング12

B.手紙の書き方の基本的形式とマナーを学びます。

第13回 通信文(2)手紙の実践

A.教科書 トレーニング13 B.就職活動で使用する手紙について学びます。特に挨拶の仕方、敬語を学びます。

第14回 レポート・論文の書き方

A.教科書 トレーニング14

B.論理的な段落構成の方法 わかりやすく伝える文章術

第15回 自己PR・履歴書の書き方

A.教科書 トレーニング15

B.履歴書や応募書類の書き方。自己PR文とエントリーシート。

-----  
2022年度 後期

2単位

コミュニケーション力講座 (文章を書く技術)

新田町 義尚  
-----

<授業の方法>

講義

<授業の目的>

この授業は、全学のDPに掲げる、「獲得した知識や技能を社会に役立てられるようになること」を目指します。

本授業は、将来に希望する進路への着実なステップを遂げるための基礎的な文章力を養うことを目的とします。前半の授業では実社会で通用する文章のコツを学びます。相手にわかりやすく的確に「伝える力」の育成を主とします。後半は実践的な就職対策として、自己分析による自己理解を基盤に置いての自己PR文の書き方、卒業後もキャリアを充実させ、業務などを速やかに遂行できる文章力を身につけるため、通信文や敬語法などビジネス国語の知識を学びます。

なお、この授業の担当者は高校国語科教員および技術者養成の専門学校講師としての実務経験のある教員であるので、この科目は将来のキャリア形成に直結するより実践的な国語基礎力育成を目指す授業内容とします。文章を書く技術に加えて敬語を適切に用いて「話す」能力、協働作業の中で意見交換を通しての対人関係から幅広くコミュニケーション力を高めることを目指します。

<到達目標>

1. 自己の資質を分析し、それを表現する方法を獲得する。(技能)
2. 書いた文章を自信で推敲する能力と習慣を身につける。(態度・習慣)
3. 形式の整った実用的・実践的な文章を書くことができるようになる。(技能)

<授業のキーワード>

文章表現、自己分析、実用・通信文

<授業の進め方>

少人数クラスで実施します。教科書に従い、指定された課題に取り組み、各自が修正・改善し、必要に応じて提出するという形をとります。解答例作成のための協働作業を重視、グループワークを取り入れます。また、後期では特にキャリアデザイン科目としての位置づけを重視し、授業計画のB項目に該当する就職対策に重点を置き、新聞記事の活用、プレゼンテーション等も行います。

<履修するにあたって>

将来のキャリア形成に関わる社会常識やマナーを重視して学んでいきますので、履修者のみなさんの協力を求めます。学習の単元は前期と共通していますが、後期ではより実践的なキャリアトレーニングになるように学生中心のアクティブラーニング形式を軸に授業を進める予定です。

<授業時間外に必要な学修>

この授業では、人に「分かりやすく伝える」ための文章を書くコツを学ぶことを目指します。各課題をしっかりと完成させることでその力が習得できます。予習として、教科書の課題を毎週1つ指定します。この予習は必須です。授業中に行う課題で、授業内に仕上がらなかった場合は、復習と合わせて各自の自己学習で完成させること。また、就職対策用の新聞記事切り抜きノートを各自で作成することを課します。(目安として1時間)

<提出課題など>

毎回、教科書の各単元・トレーニングから課題を出します。(1)授業で実施する回の教科書の課題を予習すること。毎時間、次の授業で行う箇所を指定する。(2)授業時間中、グループで協働学習を実施。指定した課題を完成させて提出する。(3)新聞記事切り抜き要約ノートを作る。記事の要約文・意見文を書く。最終授業にノートを提出。

<成績評価方法・基準>

定期試験と毎週の課題提出、授業中の作業への取り組みで評価します。定期試験60%、毎週の課題提出(予習・復習)20%、授業時間中の作業+学習姿勢20%。定期試験の評価の基礎として、毎週の課題の達成度も加味します。毎回の課題を提出しない場合は、定期試験だけを受けたとしてもその評価点から減点されます。あくまで授業出席と協働学習での課題作業が単位取得の前提条件になります。なお今後の状況の変化によっては定期試験をレポートに切り替える場合もあります。

<テキスト>

ひつじ書房『日本語を書くトレーニング』野田尚史・森口稔 著。これを教科書として使用。毎週、1章ずつ自宅での予習作業 協働での解答例作成という流れで進めます。必ず購入して毎回の授業に持参してください。

<参考図書>

ひつじ書房『グループワークで日本語表現力アップ』野田春美・岡村裕美ほか著。1年次「文章表現」で用いた教科書です。昨年度履修していた人は参考図書として利用して下さい。授業計画で記した単元Bに該当する項目が含まれていますので、授業時にも紹介します。

<授業計画>

第1回 ガイダンス

講義の概要と進め方を説明します。教科書の使い方と学習の進め方についてのガイダンス A.教科書 トレーニング1 (Aは主題と対応した教科書の章)

B.「自己表現」を高める「自己分析」について (Bは就職対策用テーマ)

第2回 メール・通信文の書き方

A.教科書 トレーニング2

B.履歴書の書き方の注意点を確認、作成準備。「面接での注意点」

第3回 商業用・実用文の特徴

A.教科書 トレーニング3

B.就職活動でのポイント。メールでの問い合わせの注意点

第4回 問い合わせ・メールの形式

A.教科書 トレーニング4

B.長所と短所を書き出し、それらを用いて文章を書く方法を学びます。

第5回 実用文・掲示・注意書きやサービス案内の文

A.教科書トレーニング5

- B. テーマに即した自己PR文を書く方法を学びます。
- 第6回 お願い・依頼の文章形式  
A. 教科書トレーニング6  
B. エントリーシートを作成します。自己分析について深めます。
- 第7回 わかりやすいマニュアルの書き方  
A. 教科書 トレーニング7  
B. 自己PRを目的とする作文の書き方を学びます。
- 第8回 場所や交通の案内・図式化  
A. 教科書トレーニング8  
B. 「生きがい」自己のやり甲斐を考えそれを表現する方法を学びます。
- 第9回 企画・提案書の書き方  
A. 教科書トレーニング9  
B. 自分自身の体験やエピソードを自己PRに結びつける方法を学びます。
- 第10回 新聞・広報の文章  
A. 教科書トレーニング10  
B. 自己PRを目的とする作文を書きます。敬語とアサーションを学びます。
- 第11回 アンケート・調査の書式  
A. 教科書トレーニング11  
B. アンケートの形式やさまざまな調査の際の注意点
- 第12回 通信文(1)手紙の基礎  
A. 教科書トレーニング12  
B. 手紙の書き方の基本的形式とマナーを学びます。
- 第13回 通信文(2)手紙の実践  
A. 教科書トレーニング13 B. 就職活動で使用する手紙について学びます。特に挨拶の仕方、敬語を学びます。
- 第14回 レポート・論文の書き方  
A. 教科書トレーニング14  
B. 論理的な段落構成の方法 わかりやすく伝える文章術
- 第15回 自己PR・履歴書の書き方  
A. 教科書トレーニング15  
B. 履歴書や応募書類の書き方。自己PR文とエントリーシート。

-----  
2022年度 後期

2単位

コミュニケーション力講座 (文章を書く技術)

新田町 義尚

-----  
< 授業の方法 >

講義

< 授業の目的 >

この授業は、全学のDPに掲げる、「獲得した知識や技能を社会に役立てられるようになること」を目指します。

本授業は、将来に希望する進路への着実なステップを遂げるための基礎的な文章力を養うことを目的とします。前半の授業では実社会で通用する文章のコツを学びます。相手にわかりやすく的確に「伝える力」の育成を主とします。後半は実践的な就職対策として、自己分析による自己理解を基盤に置いての自己PR文の書き方、卒業後もキャリアを充実させ、業務などを速やかに遂行できる文章力を身につけるため、通信文や敬語法などビジネス国語の知識を学びます。

なお、この授業の担当者は高校国語科教員および技術者養成の専門学校講師としての実務経験のある教員であるので、この科目は将来のキャリア形成に直結するより実践的な国語基礎力育成を目指す授業内容とします。文章を書く技術に加えて敬語を適切に用いて「話す」能力、協働作業の中で意見交換を通しての対人関係から幅広くコミュニケーション力を高めることを目指します。

< 到達目標 >

1. 自己の資質を分析し、それを表現する方法を獲得する。(技能)
2. 書いた文章を自信で推敲する能力と習慣を身につける。(態度・習慣)
3. 形式の整った実用的・実践的な文章を書くことができるようになる。(技能)

< 授業のキーワード >

文章表現、自己分析、実用・通信文

< 授業の進め方 >

少人数クラスで実施します。教科書に従い、指定された課題に取り組み、各自が修正・改善し、必要に応じて提出するという形をとります。解答例作成のための協働作業を重視、グループワークを取り入れます。また、後期では特にキャリアデザイン科目としての位置づけを重視し、授業計画のB項目に該当する就職対策に重点を置き、新聞記事の活用、プレゼンテーション等も行います。

< 履修するにあたって >

将来のキャリア形成に関わる社会常識やマナーを重視して学んでいきますので、履修者のみなさんの協力を求めます。学習の単元は前期と共通していますが、後期ではより実践的なキャリアトレーニングになるように学生中心のアクティブラーニング形式を軸に授業を進める予定です。

< 授業時間外に必要な学修 >

この授業では、人に「分かりやすく伝える」ための文章を書くコツを学ぶことを目指します。各課題をしっかりと完成させることでその力が習得できます。予習として、教科書の課題を毎週1つ指定します。この予習は必須です。授業中に行う課題で、授業内に仕上がらなかった場合は、復習と合わせて各自の自己学習で完成させること。また、就職対策用の新聞記事切り抜きノートを各自で作成することを課します。(目安として1時間)

< 提出課題など >

毎回、教科書の各単元・トレーニングから課題を出します。(1) 授業で実施する回の教科書の課題を予習すること。毎時間、次の授業で行う箇所を指定する。(2) 授業時間中、グループで協働学習を実施。指定した課題を完成させて提出する。(3) 新聞記事切り抜き要約ノートを作る。記事の要約文・意見文を書く。最終授業にノートを提出。

<成績評価方法・基準>

定期試験と毎週の課題提出、授業中の作業への取り組みで評価します。定期試験60%、毎週の課題提出(予習・復習)20%、授業時間中の作業+学習姿勢20%。定期試験の評価の基礎として、毎週の課題の達成度も加味します。毎回の課題を提出しない場合は、定期試験だけを受けたとしてもその評価点から減点されます。あくまで授業出席と協働学習での課題作業が単位取得の前提条件になります。なお今後の状況の変化によっては定期試験をレポートに切り替える場合もあります。

<テキスト>

ひつじ書房『日本語を書くトレーニング』野田尚史・森口稔 著。これを教科書として使用。毎週、1章ずつ自宅での予習作業 協働での解答例作成という流れで進めます。必ず購入して毎回の授業に持参してください。

<参考図書>

ひつじ書房『グループワークで日本語表現力アップ』野田春美・岡村裕美ほか著。1年次「文章表現」で用いた教科書です。昨年度履修していた人は参考図書として利用して下さい。授業計画で記した単元Bに該当する項目が含まれていますので、授業時にも紹介します。

<授業計画>

第1回 ガイダンス

講義の概要と進め方を説明します。教科書の使い方と学習の進め方についてのガイダンス A.教科書 トレーニング1 (Aは主題と対応した教科書の章)

B.「自己表現」を高める「自己分析」について (Bは就職対策用テーマ)

第2回 メール・通信文の書き方

A.教科書 トレーニング2

B.履歴書の書き方の注意点を確認、作成準備。「面接での注意点」

第3回 商業用・実用文の特徴

A.教科書 トレーニング3

B.就職活動でのポイント。メールでの問い合わせの注意点

第4回 問い合わせ・メールの形式

A.教科書 トレーニング4

B.長所と短所を書き出し、それらを用いて文章を書く方法を学びます。

第5回 実用文・掲示・注意書きやサービス案内の文

A.教科書 トレーニング5

B.テーマに即した自己PR文を書く方法を学びます。

第6回 お願い・依頼の文章形式

A.教科書 トレーニング6

B.エントリーシートを作成します。自己分析について深めます。

第7回 わかりやすいマニュアルの書き方

A.教科書 トレーニング7

B.自己PRを目的とする作文の書き方を学びます。

第8回 場所や交通の案内・図式化

A.教科書 トレーニング8

B.「生きがい」自己のやり甲斐を考えそれを表現する方法を学びます。

第9回 企画・提案書の書き方

A.教科書 トレーニング9

B.自分自身の体験やエピソードを自己PRに結びつける方法を学びます。

第10回 新聞・広報の文章

A.教科書 トレーニング10

B.自己PRを目的とする作文を書きます。敬語とアサーションを学びます。

第11回 アンケート・調査の書式

A.教科書 トレーニング11

B.アンケートの形式やさまざまな調査の際の注意点

第12回 通信文(1)手紙の基礎

A.教科書 トレーニング12

B.手紙の書き方の基本的形式とマナーを学びます。

第13回 通信文(2)手紙の実践

A.教科書 トレーニング13 B.就職活動で使用する手紙について学びます。特に挨拶の仕方、敬語を学びます。

第14回 レポート・論文の書き方

A.教科書 トレーニング14

B.論理的な段落構成の方法 わかりやすく伝える文章術

第15回 自己PR・履歴書の書き方

A.教科書 トレーニング15

B.履歴書や応募書類の書き方。自己PR文とエントリーシート。

-----  
2022年度 前期

2単位

コミュニケーション力講座 (TOEIC対策)

神谷 佳郎  
-----

<授業の方法>

「対面授業(演習)」

<授業の目的>

ディプロマ・ポリシーに従って、法化社会・国際化社会に対応した法的素養を身につけることを目的とする。そ

の基礎力を養成するために、TOEICがどのようなテストかを理解し、問題に取り組むことを通して目標得点の取得を目的とする。

<到達目標>

- 1) TOEIC 500点以上の得点を取得できる。
- 2) 総合的な英語力の向上を目指し、自ら学習計画を立てることができる。

<授業のキーワード>

TOEIC、学習ストラテジー

<授業の進め方>

授業は演習形式で行います。積極的な参加が求められます。ペアワーク・グループワーク活動も取り入れます。授業の進み具合、その他の状況により、授業計画の内容・順序を変更することがある。

<履修するにあたって>

3分の2以上の出席に達しないときは、特別の事情がない限り、単位認定されない。

第1回目の授業には必ず出席すること。

<授業時間外に必要な学修>

予習・復習及び語彙の学習（1時間～1時間半程度）

<提出課題など>

宿題など（授業中にフィードバックを実施する）

<成績評価方法・基準>

- 1) まとめのテスト（2回）50%
- 2) 授業内小テスト 30%
- 3) 宿題、課題など 20%

<テキスト>

BASIC UNDERSTANDING OF THE TOEIC L&R TEST 小倉雅明（著）金星堂 2,300円 + 税（ISBN 978-4-7647-4155-3）

<授業計画>

第1回 Introduction

授業の進め方と成績評価について

TOEICの学習について

第2回 Unit 1

Daily Life

第3回 Unit 2

Office

第4回 Unit 3

Meeting & Event

第5回 Unit 4

Shopping

第6回 Unit 5

Advertisement & Notice

第7回 Unit 6

Restaurant & Food

第8回 Unit 7

Complaint & Inquiry

第9回 前半のまとめ

前半のまとめの学習

まとめのテスト 1

第10回 Unit 8

Personnel

第11回 Unit 9

Travel

第12回 Unit 10

Business

第13回 Unit 11

Negotiation

第14回 Unit 12

Manufacturing & Logistics

第15回 Unit 13

後半のまとめ

Finance

後半のまとめの学習

まとめのテスト 2

-----  
2022年度 前期

2単位

裁判法

角森 正雄

-----  
<授業の方法>

- 1) 対面講義による。
- 2) 事情により、オンライン講義となる場合は、下記の遠隔授業情報欄を参照すること。

<授業の目的>

裁判はどのようなものなのか、民事裁判と刑事裁判の共通点と相違点はどのようなのか、裁判官・検察官・弁護士の仕事は何か、そして私たち市民や社会において裁判はどのような役割を果たしているのかなど、裁判一般についての概要を知るとともに(DP 知識・理解)、現代社会において裁判制度はどうあるべきかについて積極的関心を持つようになることを目的とする。(DP 志向性)。

<到達目標>

学生は、裁判の目的、裁判手続の概要、裁判官、検察官、弁護士、そして将来、原告・被告・裁判員となる市民の役割を知ることによって、日々全国各地で開かれている裁判がどのようなものであるかを理解し、関心を持つことができるようになる。(知識・理解、志向性)

裁判は、民法や刑法など、権利と義務や罪と罰について規定する実体法を具体的事件に適用して、その立法目的を判決によって実現する手続である。その点で裁判の概要を知ることによって、民法や刑法などの実体法をより深く理解することができるようになる。(知識・理

解)

3年次で開講される民事訴訟法、執行倒産法、刑事訴訟法を学ぶための基礎知識を得ることができる。(知識・理解)

社会の様々な争いの解決や救済を求めて訴えが提起され、日々発生する、時には思いもよらない深刻な犯罪の処罰を求めて公訴が提起されている。ほとんどの市民には縁遠い、しかし市民や社会にとって重要かつ不可欠な裁判制度について、より積極的に関心を持つことができるようになる。(志向性)

<授業のキーワード>

裁判 司法権 民事訴訟 刑事訴訟 司法制度 法曹 裁判官 弁護士

<授業の進め方>

対面講義を中心として、教科書と講義資料に基づき講義を進める。

講義のいずれかの回において、模擬裁判などのアクティブ・ラーニングを実施する予定である。

<履修するにあたって>

裁判に関心を持つ方法は、まずは事件や判決を報道する新聞を読みテレビを視聴することであろう。しかし、裁判所の法廷に入り、傍聴席に座れば、その存在感に圧倒されるであろう。法廷では、ドラマではない、現実の被告人・弁護士と検察官、救済を求める当事者と訴訟代理人弁護士が裁判官と真剣に対峙している。神戸地裁、大阪地裁などで裁判を傍聴することを強く勧めたい。

<授業時間外に必要な学修>

事前学習として、配布されたレジュメ、資料、テキストの該当箇所を読んでおくこと(目安として1時間)。

事後学習は、上記の資料、テキストの該当箇所を再確認すること(目安として1時間)。

<提出課題など>

中間レポート2回および期末レポートの提出を課す。それぞれの提出期限、課題内容についてはシラバス及びドットキャンパスに追加して記載する。

<成績評価方法・基準>

中間レポート各30点満点、期末レポート40点満点、合計100点満点として評価する。

<テキスト>

市川正人・酒巻 匡・山本和彦「現代の裁判」第7版(有斐閣、2017年)

<参考図書>

木佐茂男・宮澤節生・佐藤鉄男・川嶋四郎・水谷規男・上氏圭一「テキストブック現代司法」第6版(日本評論社、2015年)、兼子一・竹下守夫「裁判法」第4版(有斐閣、1999年)、中野貞一郎「民事裁判入門」第3版補訂版(有斐閣、2012年)

<授業計画>

第1回 裁判の世界 その1

実際にあった裁判を参考にして、裁判がどのようにして

始まり、判決が言い渡され、社会にどのような影響を及ぼしたのかを見る。

第2回 裁判の世界 その2

第1回で見た裁判を例にして本講義の内容を概観する。

第3回 法と裁判の役割 その1

民事法の実現と民事手続

(テキスト『現代の裁判』第1章第1節)

法、裁判あるいは司法とは何か、どのようなものなのかという点について、3回に分けて概観する。

第4回 法と裁判の役割 その2

刑事法の実現と刑事手続

(テキスト第1章第1節)

第5回 法と裁判の役割 その3

司法権と違憲審査権

(テキスト第1章第3節)

第6回 裁判所制度 その1

最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所

(テキスト第2章第1節~第3節)

前3回で見てきた法と裁判について、その裁判、司法権の行使がどこで行われているのかを知るために、日本の裁判所制度について2回に分けて概観する。

第7回 裁判所制度 その2

家庭裁判所、簡易裁判所

(テキスト第2章第4節第5節)

第8回 法律家の役割 その1

裁判官、検察官、弁護士

(テキスト第3章第1~3節)

裁判制度を含む法制度を運用する主体である広い意味での法律家について、つまり「誰が、どのような人が裁判に関わるか」について2回に分けて概観する。

第9回 法律家の役割 その2

準法律家、法曹養成

(テキスト第3章第4節第5節)

第10回 裁判の仕組み その1

民事裁判の仕組み その1

1 民事裁判の基本構造

2 訴えの提起

3 審理の展開

(テキスト第4章第1節第1~3項)

「裁判は実際にどのように行われるのか」について4回に分けて概観する。

第11回 裁判の仕組み その2

民事裁判の仕組み その2

4 証拠調べ

5 判決

6 上訴(不服申立て)

(テキスト第4章第1節第4~6項)

第12回 裁判の仕組み その3

家事裁判・行政裁判の仕組み

(テキスト第4章第2節第3節)

## 第13回 裁判の仕組み その4

刑事裁判・憲法裁判の仕組み

(テキスト第4章第4節第5節)

## 第14回 裁判をめぐる現代的課題

裁判を受ける権利、国民の司法参加、司法制度改革

(テキスト第5章)

前回までの講義内容を踏まえ、裁判所制度全体を横断的にながめながら、現代の裁判制度が抱え、近未来の裁判制度のあり方を決するであろうような課題を取り上げる。

## 第15回 講義の総まとめ

講義全体を振り返る。

-----  
2022年度 後期

2単位

裁判法

春日 勉

-----  
< 授業の方法 >

(遠隔授業)オンデマンドによる講義。

但し、最終登録者が70名以下となった場合には対面授業。

< 授業の目的 >

この科目は、法学部ディプロマ・ポリシーの内、「法的素養を身につけていること(知識・理解)」及び「法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すこと(汎用的技能)」に対応している。

日本の裁判制度を理解し、課題を見つけ出して検討することができる。

< 到達目標 >

司法制度改革の具体化によって、21世紀に入り、日本の司法は現代型に改められ、そこには数多くの課題が露呈してきた。そこで、本講義では、日本の司法を支えている基本的な枠組みや構造、司法制度改革によって、もたらされた新たな制度、また、課題や問題点を抽出しながら、裁判というものを様々な観点から検討することができる。

< 授業のキーワード >

公平な裁判、際は線の公開原則、司法改革、国民主権、三権分立、司法権の独立、市民の司法参加、法治主義、法の下での平等、司法官僚制度、民事裁判、刑事裁判、行政裁判、違憲立法審査、迅速な裁判、

< 授業の進め方 >

毎時間ごと、新聞記事を配布して解説する。授業はレジュメ形式で行い、特に重要な部分について板書しながら詳しく説明する。

< 履修するにあたって >

配布したレジュメ、新聞記事等はファイルしておくこと。

< 授業時間外に必要な学修 >

毎日、新聞を購読し、社会の出来事に関心を持つ。

< 提出課題など >

必要に応じて、その都度指示する。

< 成績評価方法・基準 >

定期試験100点(100%) コロナ感染状況によっては、レポート課題に切れ代えて評価することがある。

< テキスト >

授業では教科書を用いず、レジュメを配布する。

< 授業計画 >

1. 司法制度改革(1) 従来の司法制度がかかえていた問題点  
二割司法、費用の問題、時間の問題、司法予算について理解できる。
2. 司法制度改革(2) 司法制度改革の背景  
弁護士会・政府・財界・自民党の主張、各種団体の考え方について理解できる。
3. 司法制度改革(3) 具体的論点の検討  
法曹人口、法曹一元、法曹養成、民事司法改革、刑事司法改革、国民の司法参加について理解できる。
4. 法と裁判(1) 裁判の目的、機能、役割  
紛争解決としての一手段、法の解釈等々について理解できる。
5. 法と裁判(2) 裁判の種類、司法権と裁判所  
民事裁判、刑事裁判、行政裁判、違憲立法審査について理解できる。
6. 法と裁判(3) 司法官僚制度の弊害(1)  
裁判官任用制度、再任拒否問題、裁判官の独立について理解できる。
7. 法と裁判(4) 司法官僚制度の弊害(2)  
裁判官の内部統制、司法権の独立、違憲立法審査権について理解できる。
8. 裁判所制度(1) 裁判所の種類(1)  
最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所について理解できる。
9. 裁判所制度(2) 裁判所の種類(2)  
簡易裁判所、家庭裁判所について理解できる。
10. 法律家の役割 裁判制度を担う人々  
裁判官、検察官、弁護士、その他のパラリーガルについて理解できる。
11. 裁判の仕組み(1) 民事裁判  
民事裁判の基本構造について理解できる。
12. 裁判の仕組み(2) 刑事裁判  
刑事裁判の基本構造について理解できる。
13. 裁判の仕組み(3) 行政裁判  
行政裁判の基本構造について理解できる。

14. 裁判の仕組み(4) 憲法裁判  
憲法裁判の基本構造について理解できる。

15. 市民の司法参加 司法参加の諸形態  
裁判員制度、検察審査会制度、調停委員、司法委員について理解できる。

-----  
2022年度 後期

2単位

私法特別講義B (知的財産権制度入門)

後藤 多栄子  
-----

< 授業の方法 >

講義と演習 対面授業

One Drive (必要に応じて使用)

\* 警報発令時等の授業取扱い\*

特別警報または暴風警報発令および公共交通機関運休の場合の授業の取扱いに関する文書を添付してお送りします。また、資料はOneDriveにも格納しております。

OneDriveリンク先

【Guideline\_of\_Online\_Class\_under\_Emergency\_Situation】:

< 授業の目的 >

法学部のディプロマ・ポリシー: < 知識・理解 > \* 法の理念および現実の社会における法の運用を踏まえて、法および政治について体系的に学修し、法化社会・国際化社会に対応した法的素養を身につけている。 < 汎用的技能 > \* 社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる。

< 志向性 > \* 地域社会から国際社会に至る国内外の公共的事柄に関心と責任感を持ち、公平性と客観性を重視した判断および行動ができる。

「ディプロマ・ポリシー」に定めた教育目標を達成し、法的思考力(リーガルマインド)や政治学・国際関係の素養を生かして社会のさまざまな分野で活躍・貢献できる人材を育成するために、カリキュラム方針に基づいて教育を実践します。

本授業において、知的財産法の制度を理解するために、知的財産の各法の運用について、事例を参照しながら、体系的に説明ができるようになる。知的財産に関する事案を学修することで、事例を通して論点を分析し、法的分析力や法的論理を通して、問題解決方向を導き出す能力を身につける。

知的財産法である、特許法、著作権法、意匠法、商標法、不正競争防止法、そして、独占禁止法の基礎知識や制度やしくみを学修し、それぞれ少なくとも一つは事例を説明し、どこが論点であるかを議論できるようになる。市場のしくみと企業の経済活動の関連性に依拠しつつ、

知的財産法の国内そして世界における役割についても学修し、国際特許や意匠や商標の登録方法を説明できるようになる。

国際機関(アメリカカ商務省・アメリカコロラド州政府日本支部・日本JICA)での約5年間にわたる実務経験を生かして、知的財産に関する条約や国際的協定などを教示する。

< 到達目標 >

知的財産権法の仕組みや制度を学修し、基礎的な知識を身につける。国家試験の知財管理3級を取得できるように、各法律ごとの目的・定義・登録要件や手続きなどの項目を理解して人に説明できるようになる。Jplatpatを実際に使って、検索ができるようになる。日常において、常に知的財産についての興味をもち、ニュースなどに注意を払うように習慣づけ、知財の事例を常に身近に感じる態度を身につける。知的財産法の基礎知識をベースにして、知的財産に関する事例をすくなくとも4例は説明できるように、論点などを整理することで、分析するスキルを身につける。争点・論点の分析をすることで、論点整理をおこなう能力を身につけ、他の事例との比較分析ができる基本的な法的技術を学修する。これらの過程をとおしてリーガルマインドを習得することを目標とする。もって、知的財産権法の体系的な知識と初学者としての態度や法律技術を習得し、活用できるようになる。問題点を見つけ分析し解決方法を見つける。

< 授業のキーワード >

発明・特許・商標・意匠・著作権・独占禁止法

< 授業の進め方 >

\* 知的財産権法(特許法・商標法・意匠法・不正競争防止法・著作権法・独占禁止法)のそれぞれの制度や法の仕組みについて講義形式でおこないます。

\* 代表的な知財事例を取り上げて、論点分析をおこなって論点を整理しつつ説明します。

裁判所、公正取引委員会、Jplatpatそれぞれのリサーチ方法を教授し、事例研究をおこなうスキルを習得できるように指導します。

課題:

\* 授業で学んだ内容のまとめ

\* フォロアアップとして学生たちの理解を確認し、必要ならば追加説明を行う。

小テスト:

\* 授業で学んだ基礎知識を各自確認し、使える知識として定着させる目的

\* フォロアアップとして、学生たちの解答後に正解を説明する。

リサーチ:

\* 知財に関する事案や興味のある事例調査をし、論点分析・整理を行う。

\* フォロアアップとして、論点整理などを追加説明する。  
< 履修するにあたって >



身の回りにある知的財産について興味をもって観察してください。どのように知的財産権が利用され活用されているかを調べてみてください。

< 授業時間外に必要な学修 >

リサーチ：

\* 「最高裁HP」での特許法・商標法・意匠法・著作権法や独占禁止法の事例研究

\* 「特許情報プラットフォーム」(Jplatpat)での検索。法律ごとに少なくとも1時間くらいの時間を使って調査をおこなう。

課題：

\* 授業で学んだことをまとめて提出。  
約1時間ほどでまとめる。

小テスト：

\* 知的財産制度全体の体系のみならず、各法律の目的・定義・登録要点などの確認。

複数回合計で約3時間

\* 普段から知財に関する身近な例に関心をもって、どのように活用されているかに興味をもつ態度を身につけてください。最初は毎日30分程度でいいので関心をもってみる、そうすると、徐々に時間がのびてくるようになる。

< 提出課題など >

\* 知的財産権法（特許法・商標法・意匠法・不正競争防止法・著作権法・独占禁止法）

課題：

\* 授業で学んだ内容のまとめ

\* フォローアップとして学生たちの理解を確認し、必要ならば追加説明を行う。

小テスト：

\* 授業で学んだ基礎知識を各自確認し、使える知識として定着させる目的

\* フォローアップとして、学生たちの解答後に正解を説明する。

リサーチ：

\* 知財に関する事案や興味のある事例調査をし、論点分析・整理を行う。

\* フォローアップとして、論点整理などを追加説明する。

< 成績評価方法・基準 >

成績評価は、以下の各評価要素を括弧内に記載した割合で評価する。

\* 事例研究課題（40%）\* 授業のまとめ課題（30%）

\* 小テスト（30%）

就職に関する学外の行事(説明会、訪問、面接・試験、懇談会)や実習については配慮します。

< テキスト >

指定なし。

必要な資料は配布

< 参考図書 >

知的財産権六法・Jurist 特許判例百選・商標・意匠・不正競争判例百選・著作権判例百選

< 授業計画 >

第1回 知的財産法総論

知的財産法とは知的財産の権利保護と利用促進により産業の発達もしくは文化の発展に寄与することを目的とした法規の総称である。知的財産の種類、保護体系および知的財産法に含まれる各法とその概要について講義する。

第2回 市場と経済活動

市場のしくみをミクロ経済学の視点から理解し、企業の経済活動の基本を概観し、無体財産権である知的財産権の位置づけを理解する。また、独占禁止法の競争と独占の関係に依拠しつつ、知的財産に関する適用除外や事例を使用し講義することにより、企業における知的財産の意義と役割を理解し、社会における知的財産法の意義についての理解を深める。

第3回 不正競争防止法（1）

経済における競争の自由は、市場の発展のために認められているものであって、不正な競争行為は許されない。不正競争防止法は、事業者間の公正な競争や国際約束的確な実施を確保するために、不正な競争行為を防止し経済の健全な発展に寄与することを目的としている。そこで不正競争行為の類型、適用除外について講義する。

第4回 不正競争防止法（2）

情報セキュリティは企業のコンプライアンスの柱の一つである。ここでは営業秘密の保護と営業秘密に関する不正競争行為について講義し事例を考察する。また条約上の禁止行為、法的救済手段について講義する。

第5回 商標法（1）

商標法は、商標を使用するものの信用を維持して産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的としている。商標権制度についての概略を説明し、そして商標の役割や商標法の保護対象そして商標登録を受けるための要件について講義する。

第6回 商標法（2）

商標法の目的や保護対象についての理解に基づき、商標登録を受けるための要件や手続き、そして権利侵害や救済について講義する。

第7回 意匠法（1）

意匠法は、デザインという創作を保護する法で、権利の保護と利用を図ることによって産業の発達に寄与することを目的としている。意匠法の目的と保護対象、意匠登録を受けるための要件や意匠権付与の手続について講義

する。

## 第8回 意匠法（2）

### 特許法（1）

意匠登録を受けるための要件や意匠権付与の手続きについての理解を深め、権利侵害がなされた場合について、そして、その救済について講義する。

特許法は産業財産権の中核をなす法律であるが、特許制度の概略そして目的を講義する。

### 第9回 特許法（2）

特許法では発明者のみが特許を受ける権利を有する。特許を受ける権利について並びに職務発明について講義する。また、特許権を得るために必要な手続きについて講義する。手続きに関する特許制度の仕組みや、登録に必要な要件などを合わせて講義する。

### 第10回 特許法（3）

特許庁への出願手続き、審査請求を経て特許権を得ることができる。特許制度の仕組みを理解しつつ、登録するための登録要件や先行調査の重要性を講義する。合わせて先行調査に必要な知識として、電子図書館の検索方法や明細書についても理解を深めるように講義をおこなう。

### 第11回 特許法（4）

特許権の効力について講義する。また、特許権侵害に対して、国内のみならず国際的市場における企業の知的財産戦略を紹介する。

### 第12回 著作権法（1）

著作権法は文化的所産の公正な利用に留意しつつ権利の保護を図ることによって文化の発展に寄与するための法律である。著作権は、創作された時点で発生する権利で、特許権などの産業財産権とは異なっている。著作権法の目的と保護対象（著作物）について講義する。

### 第13回 著作権法（2）

著作者、および著作者の権利である著作権と著作者人格権について、さらに著作隣接権を含め、体系的な権利の全体像を講義する。

### 第14回 著作権法（3）

文化の発展を目的とする著作権法は、著作者の経済的利益と、情報を利用する社会との調和を図るために一定の場合に著作者の権利を制限している。この権利の制限と公正な利用を判例や身近な事例で考察する。さらに権利侵害と救済について講義する。

### 第15回 知的財産法の国際的側面

知的財産法は各国ごとに制定されており、その内容も各国で同一でないため、知的財産の国際的な保護の面で多くの課題がある。そこで知的財産法の国際的調和および条約について講義する。さらに本講義のまとめを行う。

-----  
2022年度 前期

2単位

私法特別講義C

岡田 豊基  
-----

< 授業の方法 >

・講義（対面授業）。

< 授業の目的 >

・わが国では、国際ビジネスの分野において、外国との貿易が不可欠であり、貿易にあたり、膨大な量の貨物を船舶で運送している。外国籍の船舶が入港できる港（開港）は数が限られており、そのうち、ポートアイランドキャンパスの目の前にある神戸港は、わが国で3番目の規模の国際戦略港湾港である。また、神戸港の周辺には、輸出入貨物の通関などを行うために税関や数多くの倉庫が存在し、コンテナを積載したトラックが行き交っている。

・この授業では、法学部のディプロマ・ポリシー（1．知識・理解、2．汎用性技能、3．志向性）の修得を目指し、物品運送を身近に感じながら、国際ビジネスを支える海上物品運送について、その概要を学修することとする。  
・具体的には、「商法典第三編海商」および「国際海上物品運送法」について学修し、海上物品運送について理解を深めることを目的とする。

< 到達目標 >

・ポートアイランドキャンパスで学んでいる学生が身近に感じている海上物品運送について、知識を増やし、理解を深めることができる。

< 授業のキーワード >

・船舶、海上物品運送契約、海上企業

< 授業の進め方 >

・商法・海上物品運送法等の条文を理解した後、それらに関する学説・判例を学修することによって、本講義の範囲の理解が深まるよう講義を進める。  
・テキスト（岡田豊基『現代保険法・海商法』中央経済社）を使用する。

・第1回から第6回まではテキストのPDFファイルをdot Campusに掲載する。

・レジメ等の資料はdot Campusに掲載するので、各自、講義前にダウンロードし、講義で使用する。

・ハイブリッド型授業（対面授業+遠隔授業）または遠隔授業（オンデマンド授業）の場合には、授業の録画はdot Campusに掲載するので、各自、視聴すること。

< 履修するにあたって >

・講義を進めるにあたって、受講者の理解度等を踏まえ、

講義の内容・順番等を変更することなどがある。

- ・「大学での授業は、就職活動を有利に進められるし、就職後、仕事で役に立つ」と多くの卒業生が言っていることを伝える。
- ・「日本経済新聞を購読すること」、および、「日商簿記3級を取得すること」。このことの意味は授業中に説明する。

< 授業時間外に必要な学修 >

この授業は予習不要であるが、復習を十分にすること。例えば、次のような作業が求められる。

- ・配付した資料を見直す。
- ・参照した条文は全て六法で確認する。
- ・理解が及ばなかった部分については、講義中に指示する参考書等を読み込む。

以上の作業のために、各回2時間の自習時間が必要である。

< 提出課題など >

- ・なし

< 成績評価方法・基準 >

- ・定期試験の成績で評価する。
- ・定期試験について
  - ・テキストのみ持込を認める。
  - ・途中退室を禁止する。
  - ・論述式問題2問(50点×2)とする。
- ・資格試験等の加点
  - ・資格等の取得者には、所定要件の充足を前提として、成績評価に加点(5点)する。

・対象となる資格試験等は第1回の講義(ガイダンス)で公表する。

< テキスト >

岡田豊基『現代保険法・海商法』中央経済社

< 参考図書 >

箱井崇史『現代海商法(第3版)』成文堂

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス・海商法の意義・海商法の法源  
海上運送の概要について学修する。

第2回 船舶

海上物品運送に不可欠な船舶について学修する。

第3回 海上企業の主体(1)

船舶所有者(自船利用者)について学修する。

第4回 海上企業の主体(2)

船舶賃借人・定期傭船者(他船利用者)について学修する。

第5回 海上企業の補助者

船舶所有者の履行補助者(船員等)について学修する。

第6回 船主責任制限制度

船舶所有者等の責任の上限額が定められている船主責任制限制度について学修する。

第7回 海上物品運送(1)

海上企業の目的である海上物品運送について学修する。

第8回 海上物品運送(2)

海上企業の目的である海上物品運送について学修する。

第9回 海上物品運送(3)

海上企業の目的である海上物品運送について学修する。

第10回 海上物品運送(4)

海上企業の目的である海上物品運送について学修する。

第11回 海上物品運送(5)

海上企業の目的である海上物品運送について学修する。

第12回 船舶の衝突・海難救助・共同海損(1)

海上航行中に発生する船舶の衝突・海難救助・共同海損について学修する。

第13回 船舶の衝突・海難救助・共同海損(2)

海上航行中に発生する船舶の衝突・海難救助・共同海損について学修する。

第14回 海上保険

海上航行中に発生した船舶の衝突・海難救助・共同海損に不可欠な海上保険について学修する。

第15回 まとめ

本講義のまとめを行う。

-----  
2022年度 後期

4単位

執行・倒産法

角森 正雄  
-----

< 授業の方法 >

対面で講義をする。

なお、オンライン授業となったばあいは、下記遠隔授業情報を参照すること。

< 授業の目的 >

1年次より学んできた民法、商法等の民事実体法(私法上の権利の発生、変更、消滅の要件と効果について定める法律)を強制的かつ現実的に実現する民事執行手続の概要を知る(DP1)とともに、現行民事執行法が抱える問題点を考える(DP2)。なお、執行法と倒産法との関わりにも注意する。

< 到達目標 >

目標1 貸金や未払い給料、あるいは交通事故の損害賠償金などを相手からどのようにすれば回収できるのか、その実践的知識を得ることができる。

目標2 権利の観念的実現に止まる民事訴訟制度と、権利を強制的および現実的に実現する民事執行制度との相違が理解できるようになる。

目標3 債権者の権利保護のみならず、債務者の手続保障と生活保障、執行倒産制度の経済社会に与える影響などを多面的に検討しながら、あるべき執行倒産手続を考えることができる。

< 授業のキーワード >

民法 商法 民事実体法 強制的実現 執行 倒産 破産 民事再生

< 授業の進め方 >

下記授業計画に沿って対面講義を行うが、講義の進捗状況に合わせて、債権者、債務者、裁判所、あるいは強制競売入札者のグループに分かれて、相互の利害関係を理解するために、強制執行を実体験するアクティブラーニングを行うことがある。

< 履修するにあたって >

「執行は、法の終局であり果実である」（テキスト1頁）。

民法を学修することで、どのような場合に契約が成立し、相手側に履行を請求することができるか、あるいは、事故にあった場合に加害者に損害賠償を求めることができるかを知ることができる。

しかし、相手が応じない場合、訴えを提起して自らの主張が正しいことを裁判所に認めてもらわなければならない。この方法は民事訴訟法で学ぶことができる。

ところが、勝訴判決を得ても、敗訴当事者が任意に判決内容を履行しなければ、判決書は一枚の紙きれではない。その判決内容を強制的に実現する方法を執行倒産法で学ぶことができる。文字通り、「法の終局」が執行の目的である。

大学における法学の学修のまとめとして本講義にチャレンジしていただきたい。

< 授業時間外に必要な学修 >

事前学習として、次回講義内容を記載したレジュメおよびテキストの該当箇所を読み込んでおくこと。（目安として1時間）

事後学習として、講義の対象であったレジュメおよびテキストの該当箇所を再確認すること。（目安として1時間）

< 提出課題など >

中間レポート2回と期末レポートの3回のレポートを課す。レポート課題、提出期限等はシラバスに記載する。

< 成績評価方法・基準 >

第1回レポート（30点）、第2回レポート（30点）、第3回期末レポート（40点）

各レポート課題、様式、締め切り等については講義中に指示した後、シラバスに記載する。。

< テキスト >

中野貞一郎『民事執行・保全入門』（補訂版、有斐閣、2013年）

< 参考図書 >

中野貞一郎「民事裁判入門」（第3版補訂版、有斐閣、2012年）

川嶋四郎・笠井正俊編「はじめての民事手続法」（有斐閣、2020年）

中野貞一郎・下村正明「民事執行法」（青林書院、2016年）

角紀代恵「初めての担保物権法」（有斐閣、2013年）  
山本和彦「倒産処理法入門」（第5版、有斐閣、2018年）

村松謙一「いのちの再建弁護士 会社と家族を生き返らせる」（角川文庫、2019年、テレビドラマ『リーガル・ハート～いのちの再建弁護士』テレビ東京系2019年放映、原作）

< 授業計画 >

第1回 民事執行の世界

1 シラバスに基づいて本講義の目的等及び授業形式、注意事項を説明する。

2 民事執行はどのようなものか。その目的は何か。本講義全体を等して考えるべき問題を、債権回収がどのように行われるのかをテレビドラマ「リーガルハート～いのちの再建弁護士～ BSテレビ東京」のあらすじに沿って考えていく。

第2回 執行・倒産・再生の現場を見よう。

1 執行倒産法入門 執行、倒産、再生の現場を見よう。

（テレビ東京「リーガルハート～命の再建弁護士～」2019年）

2 執行倒産手続の概要（裁判所の各種パンフレットを見る）

(1) 強制執行

第3回 執行倒産手続の概要

その1

2 執行倒産手続の概要（ひきつづき裁判所の各種パンフレットを見る）

(2) 破産（自己破産・免責手続）

(3) 民事再生（小規模個人再生・給与所得者再生）

）

第4回 執行倒産手続の概要

その2

1 - 1 民事執行のパノラマ

(4) 執行・破産・個人再生の統計資料

(5) 第1回～第3回のまとめに代えて

1 民事執行の世界

? 1 - 1 民事執行のパノラマ

第5回 民事執行の構成と機能

強制執行の組み立て（1）

1 民事執行の世界

? 1 - 1 民事執行のパノラマ（つづき）

1 - 2 民事執行の構成（テキスト16頁以下）

? (1) 民事執行 民事執行の4つの種類 (2) 執行の方法と手続

(3) 二つの支柱

1 - 3 民事執行の機能

2 強制執行の組み立て（テキスト27頁以下）

2 - 1 強制執行の基礎

(1)強制執行権・執行請求権・執行債権

第6回 強制執行の組み立て(2)

2 強制執行の組立て (テキスト27頁以下)

2 - 1 強制執行の基礎

(1)強制執行権・執行請求権・執行債権 (以上第5回)

(2)強制執行の要件 (3)強制執行の申立て

(4)強制執行の対象 責任財産

2 - 2 執行当事者

2 - 3 執行機関

第7回 強制執行の組み立て (3)

2 強制執行の組立て

2 - 1 強制執行の基礎

2 - 2 執行当事者

2 - 3 執行機関 (以上第6回)

2 - 4 債務名義

? (1)債務名義とはなにか (2)債務名義となる裁判

第8回 強制執行の組み立て(4)

2 強制執行の組立て

2 - 4 債務名義

? (1)債務名義とはなにか

(2)債務名義となる裁判 (以上第7回)

(3)執行証書 (以下第8号)

(4)確定判決と同一の効力を有する文書 和解調書・調停調書など

(5)その他の債務名義 支払督促など

2 - 5 執行文

第9回 2 強制執行の組立て(5)

2 強制執行の組立て??

2 - 6 強制執行の手続 (以下第9回)?

(第1回レポートのお知らせ)?

第10回 3 担保執行の組立て

3 担保執行の組立て

補足説明【民法の基礎知識 その1】 抵当権の効力

【民法の基礎知識 その2】 債権者平等主義

第11回 不動産執行

その1

4 不動産競売

4-1 不動産執行の構成

4-2 不動産競売の開始

4-3 差押えの効力

第12回 不動産執行

その2

売却条件について学ぶ。

執行目的不動産に抵当権が設定されている場合、あ

るいは賃貸借契約が結ばれており賃借人が占有している場合、執行不動産の買受人は抵当権付の不動産を買い受けるのか、賃借人に退去を求めることができるのか。これらの結論によって、売却価格が異なることになる。

不動産の現況調査、不動産の評価など、売却の準備について学ぶ。

第13回 不動産執行

その3

4 不動産競売

4 - 5 売却の準備

競売物件情報サイト <https://www.bit.courts.go.jp> に掲載されている実際の三点セットを見ながら売却の準備について説明する。

第14回 不動産執行

その4

4-6 売却の準備

4 7 二重差押え・配当要求

第15回 不動産執行 その5

4-8 配当

第16回 不動産執行(完)

4-9 引渡命令 (付録 不動産の引渡・明渡執行)

第17回 6 金銭債権に対する強制執行

6 金銭債権に対する強制執行

6 - 1 債権執行の特質

6 - 2 金銭債権の差押え

第2回レポートのお知らせ

第18回 金銭債権に対する強制執行 その2

6-2 金銭債権の差押え

第2回レポートについて

第19回 金銭債権に対する強制執行 (その3・完)

6 金銭債権に対する強制執行

6 - 3 金銭債権の換価

6 - 4 二重差押え・配当要求

6 - 5 配当

6 - 6 少額訴訟債権執行

第20回 その他の民事執行

その1

7 その他の民事執行

7 - 1 動産執行

7 - 2 各種財産権執行

7 - 3 扶養義務等に係る金銭執行についての強制執行

第21回 その他の民事執行

その2(完)

7 その他の民事執行

7-1 動産執行(第20回)

7-2 各種財産権執行

7-3 扶養義務等に係る金銭執行についての強制執行(第20回講義の再録)

7-4	形式競売
7-5	財産開示
第22回	非金銭執行 その1
8	「渡せ」「せよ」「するな」の強制執行
8-1	非金銭執行
第23回	非金銭執行
その2	
8	非金銭執行
8-2	渡す義務の強制執行
8-3	作為義務の強制執行
第24回	非金銭執行
その2	
9	執行救済の体系
その1	
8	「渡せ」「せよ」「するな」の強制執行
8-4	不作為義務の強制執行
8-5	意思表示義務の強制執行
9	執行救済の体系
9-1	どのような救済を求めるか
9-2	執行抗告・執行異議
9-3	請求異議の訴え
第25回	執行救済の体系
その2	
9	執行救済の体系
9-6	第三者異議の訴え
第26回	10 民事保全
10	民事保全の組立て
11	仮差押え
12	係争物仮処分
13	仮地位仮処分
第27回	法人の破産 その1
27	法人の破産の概要
第3回	(最終レポート)の提示
第28回	法人の破産 その2
法人の倒産	
1	破産手続の流れ
2	破産手続の機関
3	破産手続の開始
4	破産者の財産の取扱い
5	破産者に対する権利の取扱い
	破産債権 財団債権
第29回	法人の破産 その3
法人の破産	第28回講義の続き
第30回	総まとめ
最終回として、執行・倒産法体系の全体像を振り返ってみる。	

-----  
2022年度 後期  
4単位  
社会保障法  
表田 充生  
-----

< 授業の方法 >

講義形式。9月の状況によっては遠隔授業（オンデマンド方式）で実施する場合もある。

< 授業の目的 >

この科目は、法学部のDPに示された法的素養を身につけ、社会保障に関わる各種法的問題について、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができるようになることを目指す。

社会保障法とは、国民の疾病、負傷、出産、老齢、障害、死亡及び失業等の社会的事故（生活危険）に対して、国家ないし公的責任において、所得保障、医療保障や公的扶助等を行い、生活困窮に陥ることを防ぐこと等により、国民の社会的生活の安定を図ることを目的とする法分野である。本講義では、わが国の社会保障法制度の全体像を概観して、そのうちの主要テーマにつき、各制度及び法的問題点を検討していく。なお、本講義科目は、一般教育専門科目の中のコース選択科目（B群）に属し、労働法と併せて社会法の一領域を成している。

現在、わが国では少子高齢化の進行下、諸外国の中でも極めて稀有な超高齢社会の真っ直中にあり、65歳以上人口割合である高齢化率が約28.7%となっている（2020年9月時点）。2050年にはその率が38.8%に達し、2.5人に1人が65歳以上になると推計されている。このことは、2050年には現役世代（20?64歳）およそ1.23人で1人の高齢者を支える社会が到来することを意味している。このような背景から介護保険をはじめ、年金保険、医療保険などの社会保険制度や、その他の社会福祉サービス等がますます重要となってくる。「社会保障と税の一体改革」というスローガンが唱えられ、年金制度をはじめとした各制度の改革が喫緊の課題となっているが、近年は混乱する政治状況等もあり、制度改革の進展状況はあまり芳しくはなかった。高齢者の問題だけではなく、すべての国民にとって「健康で文化的な生活」を保障すべき社会保障法制度の発展・充実並びに統合は今後の最も重要な課題の一つであり、給付及び負担の両面において、世代間・世代内の公平を確保しながら、一刻も早く改革を成し遂げていかなければならない。

本講義では、国民にとって身近な存在である社会保障法制度の全体像及び個別制度の概要を理解したうえで、社会保障法への関心を高めてもらい、「今後の社会保障法制度のあるべき姿」について、受講生の皆さんが自分自身の意見のある程度持てるようにすることを目標とし

ている。

#### <到達目標>

1. 社会保障法上の基本的な概念や制度を理解し、なぜそのような制度等が設けられたのかを考察し、関連した法律規定や裁判例の内容を説明できる。
2. 社会保障法は、憲法（生存権保障の規定等）や労働法等とも関連する問題であり、関連した法領域も含めた法的知識を修得できる。
3. 社会保障法上の諸課題に関して、少子高齢化が進展している現在において、今後どのように改革を行っていくべきかにつき興味を持ち、自分なりの意見が持てるようになる。

#### <授業のキーワード>

社会保障法総論、生活保護、国民年金、医療保障、介護保険、労災保険

#### <授業の進め方>

授業は基本的には講義形式で進めていく（オンデマンド方式で実施する場合もある）。また、知識の定着等を図るため、授業内レポート等を実施したりする場合もある。

#### <履修するにあたって>

テレビや新聞等において社会保障法（制度）に関わるニュースに対して大いに興味を持ってほしい。

#### <授業時間外に必要な学修>

各回の授業における主題（内容）に関するテキストの該当箇所を事前に通読しておくことが望ましい。

毎回の予習及び復習の時間の目安はそれぞれ90分?120分である。

#### <提出課題など>

授業内または授業外レポートを実施する場合もあります（その場合は合計2～3回程度）。

#### <成績評価方法・基準>

定期試験（100%）で評価する。ただし、今後の状況（とりわけ2023年1月の状況）により、教室での通常の定期試験実施が困難となった場合には、この定期試験を期末レポート試験等の代替措置に変更する場合もある。

#### <テキスト>

西村健一郎『社会保障法入門 [第3版]』（有斐閣、2017年）

#### <参考図書>

河野正輝・江口隆裕編『レクチャー社会保障法 [第3版]』（法律文化社、2020年）

加藤智章ほか『社会保障法 [第7版]』（有斐閣アルマ、2019年）

西村健一郎『社会保障法』（有斐閣、2003年）

西村健一郎・岩村正彦編『社会保障判例百選 [第5版]』（有斐閣、2016年）

岩村正彦ほか『目で見える社会保障法教材 [第5版]』（

有斐閣、2013年）

その他の参考書等については講義中に適宜説明する。

#### <授業計画>

##### 第1回 イントロダクション

社会保障法（制度）についてのガイダンス

##### 第2回 社会保障法総論

社会保障法の体系、社会保障法制度の成立・発展

##### 第3回 社会保障法総論

社会保険と公的扶助、社会保障の権利構造等

##### 第4回 社会保障と憲法

社会保障と生存権、生存権の法的性質等

##### 第5回 社会保障と憲法

社会保障と「法の下での平等」

##### 第6回 生活保護

公的扶助制度、生活保護法の基本原理

##### 第7回 生活保護

生活保護の実施とその原則

##### 第8回 生活保護

生活保護の種類・方法等、格差社会問題等

##### 第9回 年金保険

公的年金制度の概要、年金給付の受給要件等

##### 第10回 年金保険

国民年金及び厚生年金の保険関係等

##### 第11回 年金保険

年金給付の種類、年金受給権の保護等

##### 第12回 年金保険

公的年金制度の諸課題?サラリーマンの妻等の取扱い、年金記録の問題等?

##### 第13回 年金保険

企業年金制度、年金額の減額等

##### 第14回 医療保険

医療保障制度、健康保険制度、保険給付の仕組み

##### 第15回 医療保険

診療報酬、医療保険給付の種類、国民健康保険等

##### 第16回 医療保険

医療供給体制、高齢者医療

##### 第17回 医療保険

医療保険に関する法律上の問題点（裁判例）

##### 第18回 介護保険

介護保険制度の概要

##### 第19回 介護保険

介護保険契約の意義・構造と問題点

##### 第20回 労災保険

労働災害とは? 労災補償制度、労災保険法

##### 第21回 労災保険

業務上・外認定

##### 第22回 労災保険

業務上の疾病、過労死・過労自殺の問題

##### 第23回 労災保険

通勤災害保護制度

第24回 労災保険

労災民事訴訟と労災保険給付

第25回 雇用保険

雇用保険制度の概要?失業者の生活の安定等?

第26回 社会福祉サービス

社会福祉法制の展開、措置制度の意味と運用

第27回 社会福祉サービス

障害者福祉、高齢者福祉

第28回 社会福祉サービス

児童福祉、母子福祉

第29回 社会手当

社会手当の意義、児童手当等

第30回 社会保障法（制度）の今後の課題等

社会保障法制度の特徴と今後の課題等

-----  
2022年度 後期

4単位

商法総則・商行為法

岡田 豊基

-----  
< 授業の方法 >

- ・ 講義（対面授業）。

< 授業の目的 >

- ・ 法学部のディプロマ・ポリシー（1．知識・理解、2．汎用的技能、3．志向性）の修得を目

指し、商法の基本原則が定められている商法典第一編総則および第二編商行為を学修する。

- ・ 商法は企業（商人）を対象とした法律であることから、企業（商人）の組織および取引・営業

（商行為）に関する理解を深めることを目的とする。

< 到達目標 >

- ・ 企業（商人）の組織および商取引・営業（商行為）に関する基礎的知識の修得、ならびに

民法との違いを理解することができる。

< 授業のキーワード >

- ・ 商法、企業（商人）、商行為（営業）

< 授業の進め方 >

- ・ 商法典等の条文の内容を理解した後、それに関する学説・判例を学修することによって、本講

義の範囲の理解が深まるよう講義を進める。

- ・ テキスト（岡田豊基『現代商法総則・商行為法』中央経済社）を使用する。

- ・ レジメ等の資料はdotCampusに掲載するので、各自、講義前にダウンロードし、講義で使用する

こと。

- ・ ハイブリッド型授業（対面授業+遠隔授業）または遠隔授業（オンデマンド授業）の場合には、授業の録画はdotCampusに掲載するので、各自、視聴すること。

< 履修するにあたって >

- ・ 講義を進めるにあたって、受講者の理解度等を踏まえ、講義の内容・順番等を変更することなど

がある。

- ・ 「大学での授業は、就職活動を有利に進められるし、就職後、仕事で役に立つ」と多くの卒業生

が言っていることを伝える。

- ・ 「日本経済新聞を購読すること」、および、「日商簿記3級を取得すること」。このことの意味

は授業中に説明する。

< 授業時間外に必要な学修 >

- ・ 商法総則・商行為法は民法の法理を基礎としているので、民法（総則・物権法・債権法等）の学修を進めておくこと。

< 提出課題など >

- ・ 講義の内容を2つのグループに分け、1つのグループが終了後、受講生の講義の理解度を確認

するため、および成績評価の対象とするためにレポート（2回）の提出を求める。

< 成績評価方法・基準 >

- ・ 定期試験および課題レポートの成績（2回）で評価する。

- ・ 定期試験（80点）+課題レポート（10点×2=20点）+資格試験等の加点（5点）の合計105点

とし、成績ランク（S A B C D）は大学の基準とする。

- ・ 課題レポート（2回）について

- ・ それまでに講述した内容を問題とする。

- ・ 2回実施する（10点×2回）。

- ・ 原則として、以下の構成（100点満点）とし、10

点満点に換算する。

穴埋め問題（1点×40問）

択一式問題（4点×5問）

論述式問題（40点）

- ・ 解答用紙だけをdotCampus上で提出すること。

- ・ 解答用紙は、WordファイルかPDFファイルで提出すること。

- ・ 提出期限を守ること。提出期限は、問題用紙に記載する。

- ・ 定期試験について

- ・ テキストのみ持込を認める。

- ・ 途中退室を禁止する。

- ・ 課題レポート の問題から出題する。

- ・ 原則として、以下の構成（100点満点）とし、80点満点に換算する。

穴埋め問題（1点×40問）

択一式問題（4点×5問）

論述式問題（40点）

- ・ 資格試験等の加点（5点）

- ・ 資格等の取得者には、所定要件の充足を前提として、成績評価に加点する。



・対象となる資格試験等は第1回の講義（ガイダンス）で公表する。

<テキスト>

・岡田豊基『現代商法総則・商行為法』中央経済社

<参考図書>

・弥永真生『リーガルマインド商法総則・商行為法（第2版補訂版）』有斐閣

・藤田勝利・北村雅史編『プライマリー商法総則・商行為法（第4版）』法律文化社

・近藤光男『商法総則・商行為法（第8版）』有斐閣

・

<授業計画>

第1回 ガイダンス、商法の意義・特色（1）

本講義の概要を説明する。商法の意義・特色および適用範囲について学修する。

第2回 商法の意義・特色（2）、商人概念・商行為概念（1）

商法の意義・特色および適用範囲について学修する。商法の意義・特色および適用範囲、商人の意義（商人資格）について学修する。

第3回 商人概念・商行為概念（2）

商法の意義・特色および適用範囲、商人の意義（商人資格）について学修する。

第4回 商人概念・商行為概念（3）

商法の意義・特色および適用範囲、商人の意義（商人資格）について学修する。

レジメはOneDriveに掲載している。

（掲載場所は同上）

第5回 商人概念・商行為概念（4）、商業登記（1）

商法の意義・特色および適用範囲、商人の意義（商人資格）、および、個人企業における情報開示（商業登記事項、商業登記の手続、商業登記の効力等）について学修する。

第6回 商業登記（2）

個人企業における情報開示（商業登記事項、商業登記の手続、商業登記の効力等）について学修する。

第7回 商号（1）

商号をめぐる諸問題（商号の意義、商号の選定、商号登記の効力、商号権、商号の譲渡・廃止・変更等）について学修する。

第8回 商号（2）

名板貸制度（名板貸責任の成立要件、責任内容等）について学修する。

第9回 営業の譲渡（1）

営業の譲渡の意義、効果について学修する。

第10回 営業の譲渡（2）、商業帳簿（1）

営業の譲渡をめぐる諸問題（営業の賃貸借、経営責任等）、個人企業における会計規制について学修する。

第11回 商業帳簿（2）

個人企業における会計規制について学修する。

第12回 商業使用人（1）

商業使用人の意義について学修する。

第13回 商業使用人（2）、代理商（1）

商業使用人の種類、支配人の意義・権限・義務、その他の商業使用人、代理商の意義について学修する。

第14回 代理商（2）

代理契約について学修する。（第1回～第14回の内容のレポート）

第15回 商行為の通則（1）

商行為の意義、商行為の営利性、商行為の代理等について学修する。

第16回 商行為の通則（2）

商事契約について学修する。

第17回 商行為の通則（3）

商行為の通則にみる民法上の原則との比較について学修する。

第18回 商行為の通則（4）

有価証券の通則について学修する。

第19回 売買（1）

商事売買の意義について学修する。

第20回 売買（2）

買主の権利・義務（商品の引渡、商品の受領と代金の支払等）について学修する。

第21回 売買（3）

消費者売買について学修する。

第22回 交互計算、匿名組合

交互計算の意義・効力、匿名組合の意義、匿名組合契約について学修する。

第23回 仲立営業、問屋営業

仲立人の意義、権利・義務、問屋の意義、法的地位、権利・義務について学修する。

第24回 運送営業（1）

陸上運送（運送人の契約責任と不法行為責任、高価品に関する運送人の責任等）について学修する。

第25回 運送営業（2）

陸上運送（運送人の契約責任と不法行為責任、高価品に関する運送人の責任等）について学修する。

第26回 運送営業（3）

陸上運送（貨物引換証の法的性質等）について学修する。

第27回 運送取扱営業

運送取扱営業の意義、運送取扱契約について学修する。

第28回 倉庫営業（1）

倉庫営業の意義について学修する。

第29回 倉庫営業（2）・場屋営業

倉庫営業者の権利・義務、および、場屋営業者の意義、権利・義務について学修する。（第15回～第29回の内容のレポート）

第30回 総括

学修内容の振り返り

-----  
2022年度 後期

2単位

少年司法

佐々木 光明  
-----

< 授業の方法 >

講義

< 授業の目的 >

テーマ・目的 非行・犯罪、少年と成人とでなぜ手続きが異なるのか、法制度は何を求めているのか、「考える」力をつちかう。それを通じて、法的素養を身につけるとともに社会的課題を発見し、解決への指針を示す力をつける。

少年司法はいま大きな転換期を迎えている。選挙年齢が18歳に引き下げられ（公職選挙法）、民法の成年年齢の引き下げ（民法改正2022運用開始）、少年法の適用年齢の引き下げの議論が始まり、飲酒・喫煙年齢等のように年齢に関わるものは300にも及ぶ。年齢は、社会のあり方や価値観とも密接である。なかでも少年法の適用年齢引き下げの問題は、少年法の基本理念、家庭裁判所のあり方等の問題でもある。教育や福祉とも連動する。

少年法は、2000年11月に制定後初めて大きな改正がなされ、2001年4月から施行・運用されているが、基本的な改正の特徴は、刑事罰化、重罰化、必罰化といっている。立法提案者は、基本理念は変わらない改正だとしたが、より刑事司法に近づき、福祉的な側面はいつそう後退していくばかりである。

2007年5月には、14歳未満の子ども（触法少年）の調査権限が福祉的対応を優先した児童相談所から捜査機関の警察へ移行し、さらに概ね12歳までの少年院収容を認める第2次少年法改正が行われた。2008年には、少年審判の被害者傍聴を認める少年法第3次改正が行われ、刑事裁判の被害者参加制度とともに12月から運用が始まった。2014年には4次改正として、国選付添人選任事件拡大とセットで検察官関与が拡大し、併せて少年の刑罰の上限を引き上げる改正が行われた。いつそうの厳罰化の動きのもとでの改正であり、少年法の理念は危機的であった。

厳罰化がいつそう進行するなかで、選挙年齢の引き下げを端緒に2019年、法制審に刑罰制度の見直しの議論とともに少年法適用年齢の引き下げが諮問された。実務家、研究者のほとんどが少年法の運用はうまくいってると指摘するなかでの諮問であった。2021年、少年法の適用年齢の引き下げを実施しないが、18・19歳を「特定少年」として、刑事裁判へ逆送する対象の事件を拡げた。なぜ今、刑罰制度の見直しなのか（刑罰の引き上げはすでに

実施済み）？なぜ、少年法と連動させるのか？法務省はどんな少年司法の未来像を描いているのだろうか？

一方で、「子どもに関わる基本法」でありながら、少年法制について十分な知識と情報をうる機会も少ないのが実情である。耳目を集める少年事件からの印象論・心情論が幅をきかせてもいる。

本講座では、少年法「改正問題」を軸にしながら、少年司法の歴史と現状を概観しつつ、現在注目されている問題群に焦点をあて、考えるべき課題は何かを明確にしたい。併せて、司法改革の大きな動きや、少年司法に関する国際準則にも注目し、現在の日本の少年司法の状況に引き付けて検証、分析する。なお、日本は、子どもの権利条約の実施状況に関する国連の第2回審査を04年1月に受け、身柄拘束のあり方、2000年刑事処罰年齢の引き下げなど、改正の見直し等を含めた権利保障に向けた改善が必要だとの勧告を受けた。日本は国連から課題を突きつけられるなか、2010年5月には第3回の国連の審査を受け、少年法改正の内容が条約の趣旨と整合性をもつのかについて、あらためて検証を求められた。2019年は、国際社会が子どもの権利保障の具体化を目指して採択した国連子どもの権利条約採択30周年、日本が批准して25周年の節目であった。

2019年1月には国連子どもの権利委員会での日本政府報告書（2017.6提出）審査が行われ勧告（総括所見）も出されている。いま、あらためて国際人権基準、子どもの権利保障の視点から日本の少年司法の実情を検証する意義は極めて大きい。

< 到達目標 >

少年司法の全体像を俯瞰・把握しつつ、いま日本の少年司法において何が問題の焦点なのかを捉えることができる。

< 授業の進め方 >

レジュメを基礎にした講義方式とともに、応答的方式も取り入れる。

< 授業時間外に必要な学修 >

授業時に示された事象や用語、参考文献について、事前事後に学習する時間を確保することは、講義の理解を深めます。

< 成績評価方法・基準 >

基本的に授業コメント(80%)、レポート(20%)を加点的に評価、累積する。

< テキスト >

授業開始後に指示をする

< 参考図書 >

佐々木光明・服部朗『ハンドブック少年法』明石書店

< 授業計画 >

第1回 1、現代日本「社会」の構想と法現象から刑事

法の「いま」を把握する

・政策、統計、報道からの検証

第2回 2、日本の価値原理としての憲法と少年法—歴史への視座

・旧少年法との連続性と断絶 / 保護主義と適正手続き  
・刑事司法再編と「司法機能」論

第3回 3、刑事司法における少年司法の位置づけを俯瞰する

・現代刑事法の理論と実務そして、少年司法・国際人権法における日本の刑事司法と少年司法の関わり（2019年国連子どもの権利委員会、日本政府報告書審査を追う）

第4回 4、少年法の理念と少年司法制度—「司法福祉」の実質化

・少年法の手続きと担い手 ?少年自身の目から / 全体の構造と相互関連・少年司法制度の概要と「司法福祉」理念

第5回 5、日本の刑事手続きの課題と少年法との連動  
・「取調べ」と少年であることの意味 ?身柄の拘束と少年の可塑性

第6回 6、裁判員裁判と少年の刑事裁判の課題

・成人と同じ手続きでいいのか?裁判員(市民)は何を裁くのか

第7回 7、少年法改正の検証と子どもの権利論—3次に渡る改正とその基調

・少年法改正論の歴史と現在 / 家裁の変容

第8回 8、家庭裁判所の役割と担い手

・「家裁調査官制度」「鑑別制度」の意味と課題

第9回 9、少年審判のあり方とその構造の検証

・少年審判構造と連動する審判対象

第10回 10、少年「処遇」の実際と課題

・施設処遇の多様化と社会的理解・社会内処遇の担い手と苦悩 / 国際的な視野のなかで

第11回 11、「健全育成政策」の実質的主体とその歴史

・少年警察制度と機能 / 民間協力体制形成の歴史と健全育成 / 少年補導の担い手とその実際 / 少年の捜査

第12回 12、少年の死刑と少年の刑事裁判

・子どもの「責任」とは、

第13回 13、児童福祉法と少年法の狭間

・触法少年をめぐる課題 / 虐待・放任の場合と児福法改正

第14回 14、成長期の子ども存在と非行

・「性」と少年 ?「有害図書規制」の歴史と論理 / 援交とサイバーポルノ・「自己き傷」と少年 ?「薬物乱用規制」の論理と実態 / 自殺という解決・「群れ」と少年 ?主犯なき共犯事件 / 「暴走規制と族対策」の論理と実態

第15回 15、青少年施策における「国家」と「地域社会」 / 参加型少年司法の模索

・ティーンコートを契機に考えるコミュニティと子ども

の参加

2022年度 前期

2単位

数的処理特別演習

中村 光宏

<授業の方法>

講義・演習

<授業の目的>

この科目は、法学部のDPに示す、社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことを目指す。

後期の科目である数的処理特別演習 とあわせて、公務員試験の対策としての側面もある。

また、この科目の担当者は資格試験予備校で講師を務めた、実務経験のある教員である。従って、公務員試験、SPI等適性試験で必要となる数的処理の考え方や処理方法について、就職試験の対策も兼ねた講義を進めていく。

<到達目標>

数的処理の基本的な解法を身につける。(知識)

論理的に考えることを法学の勉強にも生かすことができる。(習慣)

初見の問題でも、図や表を使い、論理的に考えて解決することができる。(技能)

<授業のキーワード>

数的処理、公務員試験、論理的思考

<授業の進め方>

演習中心の授業で、受講生からの積極的な参加を求める。

<履修するにあたって>

テキストである『警察官・消防官 新スーパー過去問ゼミ 判断推理[改訂第3版]』実務教育出版は必ず用意して授業に参加すること。

講義を受けるにあたって以下のことは学習効果が無くなるため一切禁止する。

・私語や内職

・スマートフォンや携帯電話の操作

・授業時に筆記具、テキストを持ってこない

・うつ伏して寝る居眠り

授業に受けるにあたって、ノートを用意して積極的に授業に参加し、復習に重点を置くように心がけること。

<授業時間外に必要な学修>

授業でやった内容の復習や板書ノートをまとめることに、各回1時間以上の学習を必要とする。

<提出課題など>

小テストの後に解説を行う。

<成績評価方法・基準>

授業中の小テスト100%

<テキスト>

『警察官・消防官 新スーパー過去問ゼミ 判断推理 [改訂第3版]』 実務教育出版

1,650円(税込)

<参考図書>

『大卒程度 公務員試験 畑中敦子の判断推理の新兵器! 令和版』 東京リーガルマインド

<授業計画>

第1回 集合とその要素

ベン図・集合の注意点を理解する。

第2回 命題の真偽

論理式とベン図の使い方を習得する。

第3回 発言の真偽

発言からの真偽・嘘つき問題について考える。

第4回 対応関係

対応表を利用したまとめ方を習得する。

第5回 順序関係

順序関係についての2つのパターンを習得する。

第6回 位置関係

位置関係のまとめ方について習得する。

第7回 試合の勝敗

リーグ戦とトーナメント戦の考え方について習得する。

第8回 整数の性質と数量関係

数量に関する推理の考え方について学習する。

第9回 操作の手順・場合の数・その他

規則性の見つけ方、応用方法について学習する。

第10回 平面図形の移動と軌跡

軌跡の考え方、目の付け所について習得する。

第11回 平面図形の構成と分割

図形の特徴のとらえ方や数量的根拠を利用した図形のとらえ方を習得する。

第12回 立体図形とその組み立て

立体を平面でとらえる方法を習得する。

第13回 展開図とその応用

展開図の考え方について習得する。

第14回 投影図とその応用

投影図の考え方を習得する。

第15回 立体の切断・その他

切断のポイントと他の分野への応用について考える。

-----  
2022年度 後期

2単位

数的処理特別演習

中村 光宏

-----  
<授業の方法>

講義・演習

<授業の目的>

この科目は、法学部のDPに示す、社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことを目指す。

前期の科目である数的処理特別演習 とあわせて、公務員試験の対策としての側面もある。

また、この科目の担当者は資格試験予備校で講師を務めた、実務経験のある教員である。従って、公務員試験、SPI等適性試験で必要となる数的処理の考え方や処理方法について、就職試験の対策も兼ねた講義を進めていく。

<到達目標>

数的処理の基本的な解法を身につける。(知識)

論理的に考えることを法学の勉強にも生かすことができる。(習慣)

初見の問題でも、図や表を使い、論理的に考えて解決することができる。(技能)

<授業のキーワード>

数的処理、公務員試験、論理的思考

<授業の進め方>

演習中心の授業で、受講生からの積極的な参加を求める。

<履修するにあたって>

テキストである『大卒程度 警察官・消防官 新スーパー過去問ゼミ 数的推理 [改訂第3版]』実務教育出版は必ず用意して授業に参加すること。

講義を受けるにあたって以下のことは学習効果がなくなるため一切禁止する。

- ・私語や内職
- ・スマートフォンや携帯電話の操作
- ・授業時に筆記具、テキストを持ってこない
- ・うつ伏して寝る居眠り

授業に受けるにあたって、ノートを用意して積極的に授業に参加し、復習に重点を置くように心がけること。

<授業時間外に必要な学修>

授業でやった内容の復習や板書ノートをまとめることに、各回1時間以上の学習を必要とする。

<提出課題など>

確認テストを実施し、次週に解説を行う。

<成績評価方法・基準>

授業中に実施する確認テスト(100%)【21点×4回、16点×1回】

<テキスト>

『大卒程度 警察官・消防官 新スーパー過去問ゼミ 数的推理 [改訂第3版]』 実務教育出版

1,300円+税

<参考図書>

『大卒程度 公務員試験 畑中敦子の数的推理の大革命! 令和版』 東京リーガルマインド

< 授業計画 >

第1回 数の計算と数列

数字の規則性や計算方法について考える。

第2回 約数・倍数

倍数と約数の使い方について考える。

第3回 覆面算・方陣算

整数の組合せについて考える。

第4回 整数問題・記数法

記数法につて習得し、整数について考える。

第5回 最大・最小問題

最大値や最小値を求める方法を習得する。

第6回 方程式・不等式の応用

方程式・不等式の式の作り方を習得する。

第7回 連立方程式の応用

文字を2つ使用して式を立てることを考える。

第8回 割合・比・濃度

比と割合のまとめ方について考える。

第9回 速さ

速さについての公式とそのまとめ方を習得する。

第10回 仕事算・時計算・年齢算

～算のポイントを習得する。

第11回 場合の数・順列・組合せ

順列と組合せの公式を使えるようにする。

第12回 確率

確率の基礎と応用を習得する。

第13回 直前図形

三角形の相似と面積について考える。

第14回 円・扇形

円の半径の使い方とその応用について考える。

第15回 立体図形

立体図形の公式を使えるようにする。

-----  
2022年度 前期

2単位

政治外書講読（基礎政治英語）

川崎 修敬  
-----

< 授業の方法 >

「対面授業（講義）」

必ず受講生諸君に英文を音読してもらい、英語の語順とリズムに習熟し、文章に向き合ってもらい。その後和訳と解説を通して英文の理解を深める。

< 授業の目的 >

政治についての基礎的な考え方を、平易な英文を通して学ぶ。授業の目標は、政治の主体である人間および共同性に関する理論を手がかりにして、政治についての確かな思考を促すことにある。語学の面では、今まで高校英語などで学んできた語彙や会話表現を、辞書等を使いながら広範囲に復習・確認し、学生諸君の英語力の更なる向上を目指していく。

< 到達目標 >

和訳した日本語を理解するだけでなく、英語のまま文章を理解できるようになることを目指す。

< 授業のキーワード >

政治における人間性。公共性

< 授業の進め方 >

学生各人の文章読解が中心となるが、その際ポイントとなる基本的な単語や概念も重点的に学習する。具体的には、配布した英文を訳してもらい。更にその内容の手短な要点(およびコメント)を検討する。

< 履修するにあたって >

必ず辞書をもって来てください。

< 授業時間外に必要な学修 >

予習として、まず自分自身で英文を読み、不明な単語があれば調べておくこと。授業後には、英文を日本語訳なしで繰り返し読んでおくこと。

< 提出課題など >

課題英文の翻訳と手短な要約(およびコメント)。

必要な場合はレポートを課する。

< 成績評価方法・基準 >

評価は、予習の際の単語調べの有無、文章の読み込み具合や理解等に対して行う。だが、受講者諸君には、あまり難しく考えずに、まず授業中の教師の指導と課題の準備に専念してほしい。なお遠隔地での受講生には、これとは別にレポート課題を提出してもらいことがある。いずれにしても、授業の際、質問など疑問点を貪欲に解決しようとする学生自身の姿勢に注目している。

< テキスト >

課題として配布された英文

< 参考図書 >

なし。

< 授業計画 >

第1回 イントロダクション

政治とは何か、その学問と方法

第2回 政治の経験(1)

政治的活動のあり方

第3回 政治の経験(2)

権力と暴力

第4回 政治の経験(3)

政治における人間性、ことば、複数性

第5回 政治の経験(4)

政治的思考法(1)

第6回 政治の経験(5)

政治的思考法(2)

第7回 規範理論と説明理論

政治学における価値の問題

第8回 古代の政治理解(1)

古代ギリシアの政治と人間の魂

第9回 古代の政治理解(2)

政治における人間性

第10回 近代の政治理解(1)

近代の成立

第11回 近代の政治理解(2)

近代民主主義と自由

第12回 近代社会(1)

法と自由

第13回 近代社会(2)

近代における理性の役割

第14回 政治における個と集団

政治と個人の多様性

第15回 まとめ

学習内容のおさらいと補充説明

-----  
2022年度 前期

2単位

政治学特別演習

杉村 幸則  
-----

< 授業の方法 >

毎回配布するパワーポイント資料などで講義予定です。例年、法科大学院進学予定の方、行政書士資格合格者及び宅地建物取引士合格者の方(学習中の方も含む)、公務員試験受験予定者の方を中心に出席される予定です。熱心な受講態度の方が多いため、教室後方での受講はお控えください。

< 授業の目的 >

この講座は、公務員試験(都道府県職員、国家一般職、裁判所職員、国税専門官、財務専門官、市役所、警察官、消防官、自衛隊幹部候補生など)に合格したいという方を対象にしています。よって、受験対策の色合いがかなり強いものであることをまずは認識して下さい。さらに、法科大学院入学を将来の目標としている方(過去の履修者で現在弁護士で活躍されている方や法科大学院進学の方もおられます)や、真剣に法律の基礎を一から学びたい方も対象としております。

以上の受験対策に必要な知識を公務員試験の過去問を中心に習得することを目的に、知識偏重ではなく考えることを目的にした講義を実践する予定です。

学習意欲の極めて高い方しか対象にはしていませんので、これに当てはまらない方は受講をご遠慮ください。

なお、担当は大手資格試験受験予備校で公務員試験対策講座の収録講義を約2年半、全国の国公立・私立大学約40校で17年間担当している講師が行います(神戸学院大学では2002年から2016年4月まで)。また、公務員試験対策の老舗・実務教育出版から発売されている「直前対策ブック」の最新法律・時事の監修や、2022年度合格目標の受験ジャーナルの『歴史で分か

る社会科学』の執筆も担当しております。

< 到達目標 >

まず、受講生が公務員試験に必須の分野に関して最低限度の知識が解けるようになること、法律への関心のみならず、社会科学系科目全般とのつながりを意識できるようになること・・・この2点が授業の主たる目標です。

さらに、毎回講義で指摘した過去問などを徹底的に復習する習慣を身に付けること、問題を解答する際の視点や解法テクニック及び考え方を身に付けること・・・この2点が身に付けていただきたい習慣や技能です。

< 授業のキーワード >

「当該科目だけでなく、学問全体への新たな発見」をベースにした、「明るく、楽しく、ためになる講義」です。

< 授業の進め方 >

パワーポイントで講義をします。

毎回パワーポイント資料を配布いたします。

第3回目講義以降にオリジナル・テキストを配布する予定です。

毎回、オリジナル・テキストに掲載の演習問題を指示いたします。

< 履修するにあたって >

この講義の受講対象者は、公務員試験の学習を本気で考えている方、将来法科大学院入学を本気で考えている方、法律をより深く実践的に真剣に学びたい方など幅広く対象にしております。よって、ただ単に単位欲しさの方はご遠慮ください。

人間関係の基本は全て信頼関係です。教員と学生の間にもこれは当てはまります。大学における教育はその全てが自主性を重んじるものですが、この講義は基本的に「公務員試験を中心にした試験対策」になりますので、最低限度の知識の習得は必須になります。

よって、内容は高度なものになり、学習意欲のない学生はご遠慮ください。

なお、類似科目である「特別演習シリーズ」の「憲法」「行政法」「政治学」を併せて履修していただければ、より一層他科目との関連性が深まるでしょう。

< 授業時間外に必要な学修 >

講義で指摘した分野についての徹底的な復習によって国家一般職・地方上級試験レベルの問題は解答できるようになること。

テキスト掲載の過去問の徹底復習、さらには公務員試験や行政書士試験を中心とする過去問の復習。

< 提出課題など >

15回の講義中にテストを3回実施します。詳細は以下の「成績評価方法・基準」欄を参照。

< 成績評価方法・基準 >

講義中に実施する全3回のテストのみで評価いたします。全3回テスト合計点は100点。60点以上で合格点で

す。

第1回：全6問×各4点、第2回：全7問×各4点、  
第3回：全8問×各6点の予定です。

テスト内容は講義をしっかり聴けば合格点はたやすい  
ものです。

<テキスト>

第3回目以降に配布予定のオリジナル・テキストです。  
毎回配布するパワーポイント資料です。

<参考図書>

公務員試験や行政書士試験のテキスト及び問題集なら何  
でもかまいません。

<授業計画>

第1回 政治学という世界

【目標・目的】政治学についての理解及び他科目との関  
連性

【復習】他科目との関連を深めること

第2回 選挙制度その1

【目標・目的】選挙制度についての理解

【復習】指摘した過去問の徹底演習

第3回 選挙制度その2

【目標・目的】選挙制度についての理解

【復習】指摘した過去問の徹底演習

第4回 選挙制度その3 / 政党論その1

【目標・目的】選挙制度・政党についての理解

【復習】指摘した過去問の徹底演習

第5回 政党論その2

【目標・目的】政党についての理解

【復習】指摘した過去問の徹底演習

第6回 政治体制その1

【目標・目的】政治体制についての理解（イギリス）

【復習】指摘した過去問の徹底演習

第7回 政治体制その2

【目標・目的】政治体制についての理解（アメリカ）

【復習】指摘した過去問の徹底演習

第8回 政治体制その3

【目標・目的】政治体制についての理解（フランス・ド  
イツなど）

【復習】指摘した過去問の徹底演習

第9回 社会契約説その1

【目標・目的】社会契約説についての理解

【復習】指摘した過去問の徹底演習

第10回 社会契約説などの政治思想その2

【目標・目的】社会契約説などの政治思想についての理  
解

【復習】指摘した過去問の徹底演習

第11回 公平な社会とは何か？

【目標・目的】功利主義などについての理解

【復習】指摘した過去問の徹底演習

第12回 マスコミ論

【目標・目的】メディアに関する学説の理解

【復習】指摘した過去問の徹底演習

第13回 民主主義論その1

【目標・目的】民主主義論についての理解

【復習】指摘した過去問の徹底演習

第14回 民主主義論その2

【目標・目的】民主主義論についての理解

【復習】指摘した過去問の徹底演習

第15回 まとめ / 最終（第3回目）テスト

【目標・目的】最終（第3回目）テストを実施予定。

-----  
2022年度 後期

2単位

政治学特別講義 A （TOEIC対策）

神谷 佳郎  
-----

<授業の方法>

「対面授業（演習）」

<授業の目的>

ディプロマ・ポリシーに従って、法化社会・国際化社会  
に対応した法的素養を身につけることを目的とする。そ  
の基礎力を養成するために、TOEICがどのようなテスト  
かを理解し、問題に取り組むことを通して目標得点の取  
得を目的とする。

<到達目標>

1) TOEIC 550点以上の得点を取得できる。

2) 総合的な英語力の向上を目指し、自ら学習計画を立  
てることができる。

<授業のキーワード>

TOEIC、学習ストラテジー

<授業の進め方>

演習形式で授業を進めます。毎回小テストを実施する  
ので授業外での学習が求められます。ペアワーク・グル  
ープワーク活動も取り入れます。授業の進み具合、その  
他の状況により、授業計画の内容・順序を変更することが  
ある。

<履修するにあたって>

3分の2以上の出席に達しないときは、特別の事情がな  
い限り、単位認定されない。

第1回目の授業には必ず出席してください。

<授業時間外に必要な学修>

予習・復習及び語彙の学習（1時間～1時間半程度）

<提出課題など>

宿題など（授業中にフィードバックを実施する）

<成績評価方法・基準>

1) 小テスト 30%

2) 宿題、課題など 20%

3) まとめのテスト 50%

<テキスト>

< 授業計画 >

第1回 Introduction

Unit 1

授業の進め方と成績評価について

写真描写問題、応答問題

第2回 Unit 2

会話問題

第3回 Unit 3

説明文問題

第4回 Unit 4

短文穴埋め問題

第5回 Unit 5

長文穴埋め問題

第6回 Unit 6

読解問題

第7回 Unit 7

交通

第8回 Unit 8

メニュー・旅行日程

第9回 Unit 9

販売・注文

第10回 Unit 10

余暇

第11回 Unit 11

放送

第12回 Unit 12

議題

第13回 Unit 13

オフィス

第14回 Unit 14

面接

第15回 授業のまとめ

まとめのテストと今後の学習について

-----  
2022年度 後期

2単位

政治学入門 ~

佐藤 一進  
-----

< 授業の方法 >

基本的に対面形式での講義を予定しているが、新型コロナウイルス感染拡大状況に応じて、遠隔授業（オンデマンド講義）への切り替えもありうる。

OneDrive上の講義動画フォルダへのリンクは、下記「遠隔授業情報」欄に示す。

< 授業の目的 >

この授業では、法学部のDPIに掲げる、法的素養を身につけること、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができるようになるために、その素養の土台である政治学分野の基礎的な知識を習得することを目指す。

本講義科目は法学部の導入専門教育科目に属し、「政治思想」「近代政治史」「国際政治学」など2年次以降に開講される他の政治学系科目への入門科目として位置づけられる。大学ではじめて本格的に政治学を学ぶ1年次生が、政治学に関する基本的な知識や政治学的なものの見方に親しみ、2年次以降の学習にスムーズに移行できるようにすることをねらいとしている。

この授業では、主権者・市民として、政治について考え、関わっていくために、政治のしくみや考え方や、政治についての思想、さらに国際関係の歴史とその枠組みなどを理解できるようになることを目的とする。

< 到達目標 >

政治のしくみや考え方を説明することができる。

< 授業のキーワード >

政治制度、政治過程、権力と自由、政治とは何か、思考とは何か、正義と徳と善、自由と平等、戦争と平和

< 授業の進め方 >

オムニバス（リレー）形式の講義で行う。15回の授業を3分割し、3名の教員（佐藤一進・山越裕太・岩田将幸）がそれぞれ5回の授業を担当する。なお、受講者の理解度や反応に即しながら、下記の予定が変更される場合もある。

< 履修するにあたって >

授業中は板書や投影資料のキーワード等を書き写すだけでなく、教員の説明を適宜ノートに取り、講義内容をきちんと復習できるようにしておくこと。

< 授業時間外に必要な学修 >

授業後1週間以内にノートやプリントを読み返し、授業内容を復習すること（約1時間）。また、よくわからなかったことや興味を持ったことがあれば、参考書を手がかりに自分で調べ、ノートに補足しておくこと。

< 提出課題など >

各教員の5回の講義が終了するごとに、課題（小テスト、レポート等）への取り組みを求める。課題では、授業の内容を正確に理解できているかどうかを問う。

< 成績評価方法・基準 >

各教員の5回の講義が終了するごとに提示される課題（計3回）の成果を合算して評価する（100%）。課題では、授業の内容を正確に理解できているかどうかを問う。課題の形式（レポート、小テスト等）は各教員によって異なるので、詳細は各教員の指示に従うこと。

なお成績評価に関するメールでの問い合わせは一切受け付けない。

< テキスト >



なし。講義レジュメ・資料等のプリントは Microsoft OneDrive を利用して事前に配布する。紙媒体の資料が必要な場合は各自で印刷して授業時に持参すること。

< 参考図書 >

桃木至朗ほか『市民のための世界史』（岩波書店、2014年）

細谷雄一『国際秩序：18世紀ヨーロッパから21世紀アジアへ』（中公新書、2012年）

加茂利男・大西仁・石田徹・伊藤恭彦『現代政治学 第4版』（有斐閣、2012年）

野口雅弘・山本圭・高山裕二（編著）『よくわかる政治思想』（ミネルヴァ書房、2021年）

村田晃嗣・君塚直隆・石川卓・栗栖薫子・秋山信将『国際政治学をつかむ〔新版〕』（有斐閣、2015年）

< 授業計画 >

第1回 思想と政治

政治と思想の不可分性について

第2回 思想と政治

政治と哲学と宗教の関わりについて

第3回 思想と政治

法における正義と政治における徳

第4回 思想と政治

正義と徳の分離と変容

第5回 思想と政治

「善き生と社会の構想」と「個人の自由」との相剋について

第6回 国際政治

国際政治と地球的課題

第7回 国際政治

国際政治の歴史

第8回 国際政治

国際政治の主体

第9回 国際政治

国際政治の理論

第10回 国際政治

戦争と平和

第11回 国際における政治

第一次世界大戦 民主主義の進展から帝国主義の時代、そして第一次世界大戦へ

第12回 国際における政治

第一次世界大戦 国際連盟の創設と失敗、ファシズムの時代へ

第13回 国際における政治

第二次世界大戦 第二次世界大戦と国連の誕生

第14回 国際における政治

第二次世界大戦 国連のシステムと冷戦の勃発・崩壊

第15回 国際における政治

国家間の関係と政治（セクションのふりかえり）

-----  
2022年度 後期

2単位

政治学入門 ~

山越 裕太  
-----

< 授業の方法 >

基本的に対面形式での講義を予定しているが、新型コロナウイルス感染拡大状況に応じて、遠隔授業（オンデマンド講義）への切り替えもありうる。

OneDrive上の講義動画フォルダへのリンクは、下記「遠隔授業情報」欄に示す。

< 授業の目的 >

この授業では、法学部のDPに掲げる、法的素養を身につけること、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができるようになるために、その素養の土台である政治学分野の基礎的な知識を習得することを目指す。

本講義科目は法学部の導入専門教育科目に属し、「政治思想」「近代政治史」「国際政治学」など2年次以降に開講される他の政治学系科目への入門科目として位置づけられる。大学ではじめて本格的に政治学を学ぶ1年次生が、政治学に関する基本的な知識や政治学的なものの見方に親しみ、2年次以降の学習にスムーズに移行できるようにすることをねらいとしている。

この授業では、主権者・市民として、政治について考え、関わっていくために、政治のしくみや考え方や、政治についての思想、さらに国際関係の歴史とその枠組みなどを理解できるようになることを目的とする。

< 到達目標 >

政治のしくみや考え方を説明することができる。

< 授業のキーワード >

政治制度、政治過程、権力と自由、政治とは何か、思考とは何か、正義と徳と善、自由と平等、戦争と平和

< 授業の進め方 >

オムニバス（リレー）形式の講義で行う。15回の授業を3分割し、3名の教員（佐藤一進・山越裕太・岩田将幸）がそれぞれ5回の授業を担当する。なお、受講者の理解度や反応に即しながら、下記の予定が変更される場合もある。

< 履修するにあたって >

授業中は板書や投影資料のキーワード等を書き写すだけでなく、教員の説明を適宜ノートに取り、講義内容をきちんと復習できるようにしておくこと。

< 授業時間外に必要な学修 >

授業後1週間以内にノートやプリントを読み返し、授業内容を復習すること（約1時間）。また、よくわからなかったことや興味を持ったことがあれば、参考書を手がかりに自分で調べ、ノートに補足しておくこと。

< 提出課題など >

各教員の5回の講義が終了するごとに、課題（小テスト、レポート等）への取り組みを求める。課題では、授業の内容を正確に理解できているかどうかを問う。

<成績評価方法・基準>

各教員の5回の講義が終了するごとに提示される課題（計3回）の成果を合算して評価する（100%）。課題では、授業の内容を正確に理解できているかどうかを問う。課題の形式（レポート、小テスト等）は各教員によって異なるので、詳細は各教員の指示に従うこと。

なお成績評価に関するメールでの問い合わせは一切受け付けない。

<テキスト>

なし。講義レジュメ・資料等のプリントは Microsoft OneDrive を利用して事前に配布する。紙媒体の資料が必要な場合は各自で印刷して授業時に持参すること。

<参考図書>

桃木至朗ほか『市民のための世界史』（岩波書店、2014年）

細谷雄一『国際秩序：18世紀ヨーロッパから21世紀アジアへ』（中公新書、2012年）

加茂利男・大西仁・石田徹・伊藤恭彦『現代政治学 第4版』（有斐閣、2012年）

野口雅弘・山本圭・高山裕二（編著）『よくわかる政治思想』（ミネルヴァ書房、2021年）

村田晃嗣・君塚直隆・石川卓・栗栖薫子・秋山信将『国際政治学をつかむ〔新版〕』（有斐閣、2015年）

<授業計画>

第1回 国際政治

国際政治と地球的課題

第2回 国際政治

国際政治の歴史

第3回 国際政治

国際政治の主体

第4回 国際政治

国際政治の理論

第5回 国際政治

戦争と平和

第6回 思想と政治

政治と思想の不可分性について

第7回 思想と政治

政治と哲学と宗教の関わりについて

第8回 思想と政治

法における正義と政治における徳

第9回 思想と政治

正義と徳の分離と変容

第10回 思想と政治

「善き生と社会の構想」と「個人の自由」との相剋について

第11回 国際における政治

第一次世界大戦 民主主義の進展から帝国主義の時代、そして第一次世界大戦へ

第12回 国際における政治

第一次世界大戦 国際連盟の創設と失敗、ファシズムの時代へ

第13回 国際における政治

第二次世界大戦 第二次世界大戦と国連の誕生

第14回 国際における政治

第二次世界大戦 国連のシステムと冷戦の勃発・崩壊

第15回 国際における政治

国家間の関係と政治（セクションのふりかえり）

-----  
2022年度 後期

2単位

政治学入門 ~

岩田 将幸  
-----

<授業の方法>

基本的に対面形式での講義を予定しているが、新型コロナウイルス感染拡大状況に応じて、遠隔授業（オンデマンド講義）への切り替えもあろう。

OneDrive上の講義動画フォルダへのリンクは、下記「遠隔授業情報」欄に示す。

<授業の目的>

この授業では、法学部のDPに掲げる、法的素養を身につけること、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができるようになるために、その素養の土台である政治学分野の基礎的な知識を習得することを目指す。

本講義科目は法学部の導入専門教育科目に属し、「政治思想」「近代政治史」「国際政治学」など2年次以降に開講される他の政治学系科目への入門科目として位置づけられる。大学ではじめて本格的に政治学を学ぶ1年次生が、政治学に関する基本的な知識や政治学的なものの見方に親しみ、2年次以降の学習にスムーズに移行できるようにすることをねらいとしている。

この授業では、主権者・市民として、政治について考え、関わっていくために、政治のしくみや考え方や、政治についての思想、さらに国際関係の歴史とその枠組みなどを理解できるようになることを目的とする。

<到達目標>

政治のしくみや考え方を説明することができる。

<授業のキーワード>

政治制度、政治過程、権力と自由、政治とは何か、思考とは何か、正義と徳と善、自由と平等、戦争と平和

<授業の進め方>

オムニバス（リレー）形式の講義で行う。15回の授業を3分割し、3名の教員（佐藤一進・山越裕太・岩田将幸）がそれぞれ5回の授業を担当する。なお、受講者の理解

度や反応に即しながら、下記の予定が変更される場合もある。

<履修するにあたって>

授業中は板書や投影資料のキーワード等を書き写すだけでなく、教員の説明を適宜ノートに取り、講義内容をきちんと復習できるようにしておくこと。

<授業時間外に必要な学修>

授業後1週間以内にノートやプリントを読み返し、授業内容を復習すること(約1時間)。また、よくわからなかったことや興味を持ったことがあれば、参考書を手がかりに自分で調べ、ノートに補足しておくこと。

<提出課題など>

各教員の5回の講義が終了するごとに、課題(小テスト、レポート等)への取り組みを求める。課題では、授業の内容を正確に理解できているかどうかを問う。

<成績評価方法・基準>

各教員の5回の講義が終了するごとに提示される課題(計3回)の成果を合算して評価する(100%)。課題では、授業の内容を正確に理解できているかどうかを問う。課題の形式(レポート、小テスト等)は各教員によって異なるので、詳細は各教員の指示に従うこと。

なお成績評価に関するメールでの問い合わせは一切受け付けない。

<テキスト>

なし。講義レジュメ・資料等のプリントは Microsoft OneDrive を利用して事前に配布する。紙媒体の資料が必要な場合は各自で印刷して授業時に持参すること。

<参考図書>

桃木至朗ほか『市民のための世界史』(岩波書店、2014年)

細谷雄一『国際秩序：18世紀ヨーロッパから21世紀アジアへ』(中公新書、2012年)

加茂利男・大西仁・石田徹・伊藤恭彦『現代政治学 第4版』(有斐閣、2012年)

野口雅弘・山本圭・高山裕二(編著)『よくわかる政治思想』(ミネルヴァ書房、2021年)

村田晃嗣・君塚直隆・石川卓・栗栖薫子・秋山信将『国際政治学をつかむ〔新版〕』(有斐閣、2015年)

<授業計画>

第1回 国際における政治

第一次世界大戦 民主主義の進展から帝国主義の時代、そして第一次世界大戦へ

第2回 国際における政治

第一次世界大戦 国際連盟の創設と失敗、ファシズムの時代へ

第3回 国際における政治

第二次世界大戦 第二次世界大戦と国連の誕生

第4回 国際における政治

第二次世界大戦 国連のシステムと冷戦の勃発・崩壊

第5回 国際における政治

国家間の関係と政治(セクションのふりかえり)

第6回 国際政治

国際政治と地球的課題

第7回 国際政治

国際政治の歴史

第8回 国際政治

国際政治の主体

第9回 国際政治

国際政治の理論

第10回 国際政治

戦争と平和

第11回 思想と政治

政治と思想の不可分性について

第12回 思想と政治

政治と哲学と宗教の関わりについて

第13回 思想と政治

法における正義と政治における徳

第14回 思想と政治

正義と徳の分離と変容

第15回 思想と政治

「善き生と社会の構想」と「個人の自由」との相剋について

-----  
2022年度 前期

4単位

政治思想史

佐藤 一進

-----  
<授業の方法>

対面授業(講義)

<授業の目的>

本科目は、法学部のDPに示す、法的素養の修得と公的事柄への責任意識、そして公平性と客観性を備えた政治的な思考力、判断力および行動力の涵養を目指しています。

なぜ現代の、それも日本に生きる私たちが、西欧の、それも過去の思想を学ぶ必要があるのでしょうか。そこから何が得られるのでしょうか。それによって、わたしたちの「政治(Politics)」にかんしての見方や考え方、行動の仕方はどう変わりうるのでしょうか。

こうした問題意識から、本科目では、現代に展開される様々なレベル、また様々な単位での「政治」を構成する諸要素が、西欧の思想の歴史のなかから創出され、変容されつつ、継承されてきた経緯の概要を辿ります。先の一連の問いにここで答えるならば、西欧政治思想史を知らずして、現代の政治現象(たとえば、テロリズムやポピュリズムの問題)はもちろん、経済や社会の現象(た

例えば、グローバル資本主義やICT、AIによる社会変革)を的確に捉えることはおぼつかない、というものになるでしょう。

とはいえ、それは具体的にはどういう意味なのでしょう。そのことは実際の講義のなかで体感しながら思考してもらいますが、さしあたってのモチーフを示しておくならば、それは「自然(nature)」と「人為(art)」をめぐっての諸問題となります。

この自然と人為の二項対比からなる問題について、もう少し敷衍しておきましょう。

皆さんが学んできた日本国憲法、そして、憲法に立脚する六法をはじめとする諸法律は、ご承知の通り、「実定法(positive law)」と呼ばれます。ところで、こうした無数の実定法、つまり人為的に定められ、その起源も明確な諸法律の「妥当性」の基準はどこからやってくるのでしょうか。多数者の同意でしょうか。では、そこからはみ出る少数者の利益や権利が損なわれる場合、これらの法律は正しい意味での「法律」と呼べるのでしょうか。

この問いには法学的にさまざまな回答が可能です。しかしながら、「古典古代」と呼ばれるギリシア＝ローマの時代から、グロティウス、ホッブズ、ロックら近世・近代の政治思想家にいたるまで、基本的に、実定法の基準は「自然法(natural law; law of nature)」であると考えられてきました。中世の聖トマスは、それを「神の法(divine law)」とも呼んでいます。

ただし、この「自然(nature; physis)」についての理解と解釈が徐々に変容し、古代と近代ではある意味でまったく異なるものとなってくるのが、2600年の長きを優に越える西洋政治思想史の過程です。いわば、プラトンの理解する「自然な法」と、ホッブズの理解する「自然な法」は、その意味内容がまったく違うだけでなく、対立的なものでさえあるわけです。

本講義は、そうした「自然」の概念の受容と継承、さらには変容の過程を、可能な限り簡潔に、思想家や哲学者の書き遺した「古典」に即して跡付け、理解しようと試みるものです。

要約すれば、本科目は、現代世界に対する主体的な視座の獲得を念頭に、法学ないし政治学を専門的に学ぶ受講者に対して、これからの学修を有機的で稔り豊かなものとするべく、そのたしかな土台となる「自然」と「人為」をめぐる政治思想の歴史に触れる機会を提供するものです。

<到達目標>

(1) 政治思想史の基礎知識(人名・語彙・概念・歴史)を習得する。

(2) 西欧という他者の思想、そして過去から現在にいたる政治思想の歴史を学ぶことで、現代日本に生きると同時に、グローバル世界にも生きる私たちが的確に認識し、思考するための土台を構築する。というのも、「いま、ここ」を捉える最良の手段のひとつが、「いま」を超えた過去、そして「ここ」を超えた他者を知ることだからである。

(3) 過去の思想家の文献(テキスト)を読み、想像し、理解することで、自分自身を客観的に捉える視座を獲得する。なぜなら、文献のなかに展開される思想世界(コンテキスト)は、「いま、ここ」にいる自分を括弧に入れて冷静に考察するのにまたとない環境だからである。

(4) 自分自身の思考を、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の反復において展開し、錬成し、掘り下げることができる。

<授業のキーワード>

自然と人為、偶然と必然、普遍と個別、自由と自律、古代と近代、理性と啓示、富と徳、革命と保守

<授業の進め方>

事前に参照資料のデータ・ファイルを配信し、それを指定テキストと併せて参照しながら、講義形式で授業を進めます。

参照資料は受講者各自で事前に下記のOneDriveリンクよりダウンロードのうえ、印刷し、講義に持参するようにしてください。

{政治思想史\_参照資料フォルダ, 講義中の積極的な質問や発言を歓迎します。

また、映像資料も適宜視聴します。

なお、受講者の理解度や反応に即しながら、下記の予定が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

<履修するにあたって>

受講者からの積極的な質問や、教員からの問いかけに対する受講者の応答によって授業が展開することを期待しています。

高校で世界史と倫理(あるいは政治経済や現代社会)を履修済みであるのが望ましいものの、必須ではありません。

知識量の多寡よりも、自分自身の経験を振り返り、講義

で解説された思想と照らし合わせながらじっくり思考し、無知を恐れず積極的に授業に臨む姿勢を尊重します。

初回授業時に具体的な流れと予定を説明するので、初回講義への出席は必須となります。

講義中はスマートフォンの操作ないし使用を厳しく禁じます。

質問や相談等がある場合は、下記「遠隔授業情報」の項目に示したアドレスまでメールにて連絡してください。

オフィス・アワーを利用した面談を希望する場合も同様です。

なお、成績のついての問い合わせについて、メールでは一切の対応をしかねます。教務窓口を通して、しかるべき時期に問い合わせてください。

< 授業時間外に必要な学修 >

講義内で文献からの抜粋資料を配布するので、予習においてはそれを熟読してください。

また、講義中は膨大なメモを取るようになるので、復習としてはそれらを整理のうえ、本科目専用のノートを用意し、それに清書してください。

予習と復習を併せて、おおむね1週間あたり120分を要します。

< 提出課題など >

講義の進度に応じて随時、記述形式の小テストを実施します。場合によっては、小レポートの提出を求めるところもあります。

< 成績評価方法・基準 >

上記の小テストや小レポート(40%)にくわえて、学期末の記述式の筆記試験(60%)で評価します。

< テキスト >

野口雅弘・山本圭・高山裕二(編)『よくわかる政治思想』ミネルヴァ書房、2021年

< 参考図書 >

本講義の内容に関連の強い概説書としては以下を参照してください。それ以外の古典や二次文献については講義内で紹介します。

熊野純彦『西洋哲学史：古代から中世へ』岩波新書、2006年

熊野純彦『西洋哲学史：近代から現代へ』岩波新書、2006年

小田部胤久『西洋美学史』東京大学出版会、2009年

佐藤一進『保守のアポリアを超えて：共和主義の精神とその変奏』NTT出版、2014年

大河内昌『美学イデオロギー：商業社会における想像力』名古屋大学出版会、2019年

< 授業計画 >

1 導入

政治・法・国家をめぐる「自然」と「人為」についての思考の歴史

2 古代ギリシアの政治思想

ソクラテス以前とソクラテス以後

3 古代ギリシアの政治思想

プラトン：自然としての「正義」

4 古代ギリシアの政治思想

プラトン：魂と国家の類比(analogy)

5 古代ギリシアの政治思想

アリストテレス：政治的動物としての人間的な自然

6 古代ギリシアの政治思想

アリストテレス：政体分類論

7 古典古代における政治史と政治思想

ヘロドトス、トゥキュディデス、リヴィウス、タキトゥス：国家の興隆と衰亡の原因論

8 「神の国」と中世

アウグスティヌス：「神の国」と「地の国」

9 「神の国」と中世

アウグスティヌス：「自由意志」と「悪」

10 「神の国」と中世

トマス・アクィナス：神学と哲学の緊張と融合

11 「神の国」と中世

トマス・アクィナス：「神の法」としての「自然法」

12 ルネサンス

マキアヴェッリ：君主のヴィルトゥ

13 ルネサンス

マキアヴェッリ：市民のヴィルトゥ

14 宗教改革と宗教戦争

ルター、カルヴァン、デカルト：「主体」の確立

15 宗教改革と宗教戦争

デカルト、ボダン、グロティウス：「寛容」と「主権」

16 内乱期イングランド

ホブズ：自然状態と社会契約

17 内乱期イングランド

ホブズ：「主権」の論理

18 内乱期イングランド

ハリントン：「共和国」の論理

19 内乱期イングランド

ハリントン：混合政体としての「共和国」

20 内乱期イングランド

ロック：社会契約論の更新

21 内乱期イングランド

ロック：私有財産権(property)の論理

22 商業社会と啓蒙思想

スコットランド啓蒙とフランス啓蒙：立憲君主政と絶対

王政という相違の帰結

23 商業社会と啓蒙思想

ヒューム : 人間的自然 = 人間本性 (human nature) の刷新

24 商業社会と啓蒙思想

ヒューム : 「洗練」の政治経済学と歴史叙述

25 商業社会と啓蒙思想

ルソー : 「文明」への反逆と「自然」への志向

26 商業社会と啓蒙思想

ルソー : 「共和国」と「社会契約」の融合

27 商業文明と啓蒙思想

アダム・スミス : 「道徳感情」の起源と規準

28 商業社会と啓蒙思想

アダム・スミス : 「富と徳」の政治経済学と歴史叙述

29 文明社会と革命

パーク : 混合政体としての「古来の国制」

30 文明社会と革命

パーク : 「作法」の政治経済学と歴史叙述

-----  
2022年度 後期

2単位

西洋の歴史【法・経営】

佐藤 一進

-----  
< 授業の方法 >

基本的に対面形式での講義を予定しているが、新型コロナウイルス感染拡大状況に応じて、遠隔授業（オンデマンド講義）への切り替えもありうる。

OneDrive上の講義動画フォルダへのリンクは、下記「遠隔授業情報」欄に示す。

< 授業の目的 >

本科目は、全学のDPに示す、広い教養と豊かな人間性と社会性の陶冶とともに、法学部のDPに示す、国内外の公的事柄への関心と責任感の涵養を目指している。

わたしたちは、いま、なぜ、いまあるような世界と時代のなかに生きているのでしょうか。

現代文明ないし現代世界は数多くの地域や文化の歴史から構成される多元性を特徴としているものの、その基本的な構成原理や理念、およびダイナミズムは、西洋（おおまかに北米と欧州）に起源しています。

本科目では、以上のような問題意識から、西洋史のなかでも、とりわけ20世紀の現代史に焦点と主題を絞り、蘇以前の時代の歴史については、前者を理解するための必要に応じて言及し、解説します。

また、歴史上の事件や出来事、現象が、どのように関連

しているのかについても思考するための解説に努めます。

要約すれば、本科目は、「すべての歴史は現代史である」ということを体感しながら、西洋についての知識と理解を深めることで、非西洋地域の歴史についても「思考」する能力を涵養する機会を提供するものです。

< 到達目標 >

(1) 20世紀の西洋史の大まかな過程のイメージを土台に、基礎知識（歴史事象とその年号、人名、語彙、概念等）を習得する。

(2) 高等学校にて履修する範囲の西洋史について、授業を担当できる。

(3) 西洋という他者の歴史を学ぶことで、現代日本に生きると同時に、グローバル世界にも生きる私たちを的確に認識できるようになり、「いま」を思考するための土台を構築する。というのも、「いま、ここ」を捉える最良の手段のひとつが、「いま」を超えた過去、そして「ここ」を超えた他者を知ることだからである。

< 授業のキーワード >

帝国主義（植民地主義）、第一次世界大戦、ロシア革命、世界恐慌、第二次世界大戦、東西冷戦、欧州統合、自由主義、民主主義、資本主義、共産主義、全体主義、グローバルイゼーション、記憶と物語としての歴史

< 授業の進め方 >

事前に参照資料のデータ・ファイルを配信し、それを参照しつつ、基本的にはパワーポイントで作成した資料を用いながら講義形式で授業を進めます。

参照資料は受講者各自で事前に印刷し、受講の際に手元に置き、いつでも参照できるようにしてください。

なお、受講者の理解度や反応に即しながら、下記の予定が変更される場合があります。

< 履修するにあたって >

高校で世界史（あるいは政治経済や現代社会）を履修済みであるのが望ましいものの、必須ではありません。

知識量の多寡よりも、講義での解説にもとづきながらじっくりと思考し、無知を恐れず積極的に授業に臨む姿勢を尊重します。

初回授業時に具体的な流れと予定を説明するので、初回授業の受講は必須となります。

質問や相談等がある場合は、下記のアドレスまでメールにて連絡してください。

オフィス・アワーを利用した面談を希望する場合も同

様です。

なお、成績評価に関する疑義などの問い合わせについて、メールでは一切の対応をしかねます。教務窓口を通して、しかるべき時期に問い合わせてください。

< 授業時間外に必要な学修 >

講義中は膨大なメモを取るようになるので、復習としてそれらを整理するべく、本科目専用のノートを用意し、それに清書してください。

予習と復習を併せて、おおむね1週間あたり120分を要します。

< 提出課題など >

特に求めません。

< 成績評価方法・基準 >

期末試験(100%)で評価します(100%)。

なお、受講者数の規模や理解度に応じて、成績評価方法を変更することもあります。

< テキスト >

なし。必要に応じて、講義レジュメ・資料等を事前に配布します。

< 参考図書 >

本講義の内容に関連の強い研究書・概説書としては以下を参照のこと。それ以外の文献については講義内で紹介する。

B・クローチェ『思考としての歴史と行動としての歴史』上村忠男訳、1988年

M・ブロック『歴史のための弁明』松村剛訳、岩波書店、2004年

G・バラクラフ『現代史序説』中村英勝・中村妙子訳、岩波書店、1971年

K・ポミアン『ヨーロッパとは何か：分裂と統合の1500年』松村剛訳、平凡社ライブラリー、2002年

T・ジャット『20世紀を考える』河野真太郎訳、みすず書房、2015年

J・ジョル『第一次世界大戦の起原』（改訂新版）池田清訳、みすず書房、2017年

C・クラーク『夢遊病患者たち：第一次世界大戦はいかにして始まったか』（1・2）小原淳訳、2017年

R・ゲルヴァルト『敗北者たち：第一次世界大戦はなぜ終わり損ねたのか 1917-1923』小原淳訳、みすず書房、2019年

A・トウズ『ナチス 破壊の経済 1923-1945』（上・下）山形浩生・森本正史訳、みすず書房、2019年

T・ジャット『ヨーロッパ戦後史 上 1945-1971』森本醇訳、みすず書房、2008年

T・ジャット『ヨーロッパ戦後史 上 1971-2005』森本醇訳、みすず書房、2008年

山本雅男『ヨーロッパ「近代」の終焉』講談社現代新書、1992年

L・ハント『グローバル時代の歴史学』長谷川貴彦訳、2016年

< 授業計画 >

1 導入

なぜ歴史を学ぶのか、あるいは、歴史がなければ、われわれはどうなってしまうのか

2 第一次世界大戦

第一次世界大戦の概要

3 いわゆる「戦間期」

第一次大戦原因論

4 いわゆる「戦間期」

「ヴェルサイユ体制」と「ワシントン体制」の形成

5 ソヴィエト連邦の誕生

ロシア革命とソヴィエト連邦の形成過程

6 世界恐慌

世界恐慌の発生と過程、および資本主義と大衆社会

7 世界恐慌

世界恐慌への各国の対応（ニューディール、ブロック経済）

8 第二次世界大戦

ナチス＝ドイツの成立

9 第二次世界大戦

ナチス＝ドイツの伸長

10 第二次世界大戦

連合国の攻勢と戦争の終結

11 第二次世界大戦

戦後処理への視座と各国の策動、第二次世界大戦原因論

12 戦後政界秩序

国際連合とブレトン＝ウッズ体制、および自由貿易の推進

13 東西冷戦

「冷戦」の起源と初期の展開

14 東西冷戦

アジアでの「熱戦」、「雪解け」と「再緊張」

15 東西冷戦と冷戦以後の新時代

欧州統合、軍縮、ペレストロイカ、冷戦の終結、グローバルイゼーション

-----  
2022年度 前期

4単位

西洋法制史

藤川 直樹

-----  
< 授業の方法 >

講義

< 授業の目的 >

明治以降の日本「法」の形成と発展に決定的に寄与した「西洋法」の歴史的軌跡を追跡することは、単に各制度

の沿革を知っておくということに留まらず、寧ろ様々なニュアンスと一定の地域的偏差とともにローマ法や地方固有法、それらの接触・衝突・協働を現実の問題解決のために不断に解釈運用してきたヨーロッパの法的思索の歴史的蓄積から学ぶところにその一つの意義を有する。本講義では、本学部DPに所謂「法の理念および現実の社会における法の運用を踏まえ」た「体系的」学修、「法化社会・国際化社会に対応した法的素養」と「法的思考力」の育成の趣旨にも鑑み、概説的な知識の伝達は寧ろ必要最小限にとどめつつ、時代と地域を緩やかに限定した具体的な「舞台」を設定し、そこでの政治社会の規範的構造（「国制」）とその変動を舞台背景として見たときに、「法」がどのような社会集団によって担われ、「法」に関するさまざまな理解が現実の諸問題とどのように対決したのかという切り口から、西洋法の歴史の実相に迫りたいと考えている。具体的にはドイツ地域を中心に講義を行い、近代法の歴史的基礎の多層性と複線性を考えていきたい。

#### <到達目標>

西洋法制史の基本的な事柄や概念を理解し、それらを説明することができる。

歴史的な学説テキストを、その成立背景と意義を正確に確定しながら読み解くことができる。

#### <授業のキーワード>

ローマ法 ゲルマン法 決闘裁判 フェーデ 継受 スコラ学 ルネサンス 神聖ローマ帝国 帝国裁判権 近代法 歴史法学 パンデクテン法学 法実証主義 国法学 行政法

#### <授業の進め方>

法源・学説テキストの解釈を交えながら、講義形式で進める。

#### <履修するにあたって>

・本講義は受講者諸君が高校世界史B・日本史B程度の知識は習得していることを当然の前提として展開される。基礎教養に不安のある者は『詳説世界史研究』などの定評ある書籍で各自理解確認されたい。

・ドイツ法制史を中心に議論するので、ドイツ語単語が不可避免的に頻出する。もちろん一定の説明を行うが、この点については予め御諒承頂きたい。もとより大陸ヨーロッパ言語（独仏羅）に対する感覚は法学部での学修のうちでも不可欠である。

・講義に出席することは当然の前提であるので、出席確認は行わない。また「これを読んでいれば講義に出なくてよい」という種類の教科書は存在しないので、毎回の講義に出席し、説明をノートにメモする、疑問点はその場で質問するといった真剣な態度で受講しなければ十分な理解に到達することはできないので留意されたい。

#### <授業時間外に必要な学修>

事前配布資料がある場合には目を通しておくこと。講義中に言及した文献にも自ら接することが望ましい（目安

180分）。

#### <提出課題など>

なし

#### <成績評価方法・基準>

期末試験による（100％）。但し、正当な事由のある場合を除き、3分の2以上の出席がない場合には成績評価の対象としない。

#### <テキスト>

講義内容を全面的に網羅する、ないし講義内で利用するため購入を求める、という意味での教科書は存在しないが、以下の書籍は予復習など受講の便に供されうるので、適宜入手のうえ参照することが望ましい。

・勝田有恒・森征一・山内進編『概説西洋法制史』（ミネルヴァ書房、2004年）

・村上淳一『近代法の形成』（岩波書店、1979年）

・村上淳一『「権利のための闘争」を読む』（岩波書店、1983年）

#### <参考図書>

授業内で適宜紹介するが、特に下記のを学修の参考にされたい。

#### 入門書

碧海純一・伊藤正巳・村上淳一編『法学史』（東京大学出版会、1976年）

クヌート・W・ネル〔著〕村上淳一〔訳〕『ヨーロッパ法史入門：権利保護の歴史』（東京大学出版会、1999年）

ピーター・スタイン〔著〕屋敷二郎〔監訳〕『ローマ法とヨーロッパ』（ミネルヴァ書房、2003年）

Stephan Meder, Rechtsgeschichte, 7. Aufl., K?In/Weimar/Wien 2020.

Dietmar Willoweit, Reich und Staat. Eine kleine deutsche Verfassungsgeschichte, M?nchen 2013.

Michael Stolleis, ?ffentliches Recht in Deutschland. Eine Einf?hrung in seine Geschichte 16.-21. Jahrhundert, M?nchen 2014.

Arno Buschmann, Mit Brief und Siegel. Kleine Kulturgeschichte des Privatrechts, M?nchen 2014.

#### 教科書

勝田有恒・森征一・山内進編『概説西洋法制史』（ミネルヴァ書房、2004年）

石部雅亮・笹倉秀夫『法の歴史と思想＝法文化の根底にあるもの＝』（放送大学教材、1995年）

笹倉秀夫『法思想史講義 上・下』（東京大学出版会、2007年）

五十嵐清『ヨーロッパ私法への道：現代大陸法への歴史的入門』（日本評論社、2017年）

フランツ・ヴィーアッカー〔著〕・鈴木禄弥〔訳〕『近世私法史』（創文社、1974年）〔但し初版の翻訳〕



ハインリヒ・ミッタイス [ 著 ] 世良晃志郎 [ 訳 ] 『ドイツ法制史概説〔改訂版〕』(創文社、1971年)〔但し第11版の翻訳〕  
フリッツ・ハルトゥング [ 著 ] 成瀬治 [ 訳 ] 『ドイツ国制史』(創文社、1980年)  
ヒンリヒ・リューピング(川端博 = 曽根威彦訳) 『ドイツ刑法史綱要』(成文堂、1984年)〔但し初版の翻訳〕  
Karl Kroeschell, Deutsche Rechtsgeschichte, Bd. 1, 13. Aufl., 2008; Bd. 2 (mit Albrecht Cordes/Karin Nehlsen-von Stryk), 9. Aufl., 2008, Bd. 3, 5. Aufl., 2008.  
Heinrich Mitteis/Heinz Lieberich, Deutsche Rechtsgeschichte, 19. Aufl., 1992.  
Susanne H?nchen, Rechtsgeschichte. Von der R?misc hen Antike bis zur Neuzeit, 6. Aufl., 2021.  
Ulrich Eisenhardt, Deutsche Rechtsgeschichte, 7. Aufl., M?nchen 2019.  
Peter Oestmann, Wege zur Rechtsgeschichte. Gericht sbarkeit und Verfahren, 2015.  
Hans Schlosser, Neuere Europ?ische Rechtsgeschichte, 4. Aufl., M?nchen 2021.  
Dietmar Willoweit/Steffen Schlinker, Deutsche Verfassungsgeschichte, 8. Aufl., M?nchen 2019.  
Franz Wieacker, Privatrechtsgeschichte der Neuzeit, 2. Aufl., G?ttingen 1967.  
Michael Stolleis, Geschichte des ?ffentlichen Rechts in Deutschland, 4. Bde., M?nchen 1988-2012; 2. Aufl., 2012-.  
Christoph Link, Kirchliche Rechtsgeschichte, 3. Aufl., M?nchen 2017.  
Hinrich R?ping/G?nter Jerouschek, Grundri? der Strafrechtsgeschichte, 6. Aufl., 2011.

#### 基礎研究

村上淳一 『近代法の形成』(岩波書店、1979年)  
村上淳一 『ゲルマン法における自由と誠実』(創文社、1980年)  
村上淳一 『「権利のための闘争」を読む』(岩波書店、1983年)  
村上淳一 『ドイツ市民法史』(東京大学出版会、1985年 [ 新装版2014年 ] )  
村上淳一編 『法律家の歴史的素養』(東京大学出版会、2003年)  
上山安敏 『法社会史』(みすず書房、1966年)  
上山安敏 『憲法社会史』(日本評論社、1977年)  
河上倫逸 『ドイツ市民思想と法理論 歴史法学とその時代』(創文社、1978年)  
河上倫逸 『法の文化社会史 ヨーロッパ学識法の形成からドイツ歴史法学の成立まで』(ミネルヴァ書房、1989年)

河上倫逸編 『ドイツ近代の意識と社会』(ミネルヴァ書房、1987年)  
西村稔 『知の社会史 : 近代ドイツの法学と知識社会』(木鐸社、1987年)  
原島重義編 『近代私法学の形成と現代法理論』(九州大学出版会、1988年)  
磯村哲 『社会法学の展開と構造』(日本評論社、1975年)  
木庭顕 『新版ローマ法案内』(勁草書房、2017年)  
栗城壽夫 『一九世紀ドイツ憲法理論の研究』(信山社、1997年)  
ミヒヤエル・シュトライス [ 編 ] 『一七・一八世紀の国家思想家たち : 帝国公(国)法論・政治学・自然法論』(木鐸社、1995年)  
ヤン・シュレーダー 『ドイツ近現代法学への歩み』(信山社、2017年)

#### 参考資料

小林孝輔監訳 『ドイツ法学者事典』(学陽書房、1983年)〔但し初版の翻訳〕  
木村龜二編著 『近代法思想史の人々』(日本評論社、1968年)  
勝田有恒 = 山内進編著 『近世・近代ヨーロッパの法学者たち : グラーティアヌスからカール・シュミットまで』(ミネルヴァ書房、2008年)  
成瀬治・山田欣吾・木村靖二編 『世界歴史大系 ドイツ史1~3』(山川出版社、1996~1997年)  
Handw?rterbuch der deutschen Rechtsgeschichte [HRG], 1. Aufl., 1968-1988; 2. Aufl., 2004-. (<http://www.hrgdigital.de>)  
Gerd Kleinheyder/Jan Schr?der (Hg.), Deutsche und Europ?ische Juristen aus neun Jahrhunderten, 6. Aufl., Heidelberg 2017.  
Michael Stolleis(Hg.), Juristen. Ein biographisches Lexikon von der Antike bis zum 20. Jahrhundert, 2. Aufl., M?nchen 2001.

Allgemeine Deutsche Biographie [ADB], 1875-1912; Neue Deutsche Biographie [NDB], 1953-. (<http://www.biographie-portal.eu>)

< 授業計画 >

#### 第1回 序

1. 法の歴史をなぜ学ぶか、どう学ぶか 法学部における「西洋法制史」の位置
2. 基本的観点
3. 本講義の立場
4. 「テキスト」及び参考文献について
5. 単位認定について

第2回 第一章 「旧ヨーロッパ」世界と「市民社会」の成立

第一節 中世ドイツ国制の形成と「政治社会」の構造 (1)

1. 「末期古代」から「初期中世」へ

- (1) 瓦解と連続
- (2) 「ゲルマン」固有の法?

第3回 第一節 中世ドイツ国制の形成と「政治社会」の構造 (2)

- 2. フランク王国の国制と裁判
  - (1) フランクの国制 王権・伯・教会
  - (2) 初期中世における裁判と贖罪 サリカ法典の場合
  - (3) 「立法」の類型と初期中世における「立法」

第4回 第一節 中世ドイツ国制の形成と「政治社会」の構造 (3)

3. 「ドイツ王国」と教会 帝国教会支配から叙任権闘争へ

- (1) カール大帝の死とフランク王国の解体
- (2) 中世中期ドイツ王権の構造と帝国教会支配
- (3) 教会改革と叙任権闘争

第5回 第一節 中世ドイツ国制の形成と「政治社会」の構造 (4)

- 4. 中世盛期における支配・平和・法
  - (1) 支配構造の基礎
  - (2) 「封建制」の諸問題
  - (3) 法・平和・裁判
  - (4) 王権の構造と「帝国諸侯」の形成
  - (5) 都市

第6回 第二節 中世学識法の形成とローマ法の「継受」 (1)

- 1. ローマ=カノン学識法の形成
  - (1) 前提としての「ローマ法」
  - (2) ローマ法の再発見と法学の勃興 「初期継受 (Frührezeption)」
  - (3) 教会法テキストと法学
  - (4) 「学識法」・「学識法曹」の成立

第7回 第二節 中世学識法の形成とローマ法の「継受」 (2)

- 2. 学識法による法と国制の変容
  - (1) 「法生活の学問化」
  - (2) 学識法による国制観念の変容

第8回 第三節 近世ドイツ帝国国制と領邦統治体制 (1)

- 1. 初期近代の法・国制の胎動と帝国改革
  - (1) 帝国改革の背景と展開
  - (2) 帝国改革立法と初期近代帝国国制

第9回 第三節 近世ドイツ帝国国制と領邦統治体制 (2)

- 2. 初期近代の法・国制の胎動と宗教改革
  - (1) 宗教改革と帝国国制の変容
  - (2) アウクスブルクの宗教和議と宗教紛争の「法化」

- (3) 三〇年戦争への道
- (4) ヴェストファーレン条約と帝国国制
- (5) ヴェストファーレン条約以降の帝国の政治構造
- (6) 「世俗化」と「宗派化」

第10回 第三節 近世ドイツ帝国国制と領邦統治体制 (3)

- 3. 領邦国家の国制
  - (1) 領域的官憲国家の成立と身分制
  - (2) 「立法」と「行政」
  - (3) 領邦君主による「行政」の展開
- 4. 「旧ヨーロッパ」的法共同体としての近世国制

第11回 第四節 近世法学の展開 (1)

- 1. 人文主義と法学の変容
  - (1) mos italicusとmos gallicus
  - (2) ドイツにおけるローマ法の本格的継受
- 2. 「パンデクテンの現代的慣用」

第12回 第四節 近世法学の展開 (2)

- 3. 自然法論
  - (1) 近世自然法論の諸相
  - (2) 近世自然法論の代表的論者
  - (3) 近世ドイツ自然法論の身分制的構造

第13回 第四節 近世法学の展開 (3)

- 4. 「ドイツ法」学の成立
- 5. 「公法」の成立と帝国国法論
  - (1) 「帝国国法論」の成立と展開
  - (2) 「ポリツァイ法」文献の成立

第14回 第五節 近世の法典編纂と「市民社会」の成立 (1)

- 1. プロイセン司法制度改革と法典編纂
  - (1) 「自然法的」法典編纂
  - (2) プロイセン司法制度改革
  - (3) 「プロイセン一般ラント法 (ALR)」の成立とその性格
- 2. プロイセンにおける民事法と行政法

第15回 第五節 近世の法典編纂と「市民社会」の成立 (2)

- 3. 「国家」と「市民社会」 旧ヨーロッパ的政治社会から近代ヨーロッパ社会への展望
  - (1) 「市民社会」の概念史と「近代法」研究
  - (2) カントの法理論における「市民社会」の構造
  - (3) ヘーゲルにおける「国家」と「市民社会」の区別

第16回 第二章 近代法の成立と展開

第一節 神聖ローマ帝国崩壊後の政治秩序と立憲君主制

- 1. 神聖ローマ帝国の崩壊とドイツ諸邦の近代化
  - (1) 帝国の最期
  - (2) ライン同盟絶対主義とプロイセン改革
- 2. ドイツ同盟体制と立憲君主制
  - (1) ドイツ同盟体制の成立と構造
  - (2) 諸邦における憲法制定と国制構造

第17回 第二節 サヴィニーの体系とパンデクテン法学  
(1)  
1. 法典論争と歴史法学派の成立  
(1) 法典論争 (Kodifikationsstreit)  
(2) 歴史法学派 (historische Rechtsschule)

第18回 第二節 サヴィニーの体系とパンデクテン法学  
(2)  
1. 法典論争と歴史法学派の成立 (承前)  
(2) 歴史法学派 (historische Rechtsschule)  
サヴィニー『立法と法学に対する我々の時代の使命について』講解

第19回 第二節 サヴィニーの体系とパンデクテン法学  
(3)  
2. サヴィニーにおける古典的市民法体系  
(1) 「法関係」と「法制度」  
(2) 法源 (Rechtsquelle) 慣習法・学問法・立法  
(3) 法関係の区別 物権と債権の峻別とパンデクテン体系の基礎

第20回 第二節 サヴィニーの体系とパンデクテン法学  
(4)  
3. パンデクテン法学の機能と意義

第21回 第三節 「ゲルマン法」の諸問題  
1. 「歴史法学」の成立と「普通ドイツ私法」  
(1) アイヒホルンの構想 ドイツ法史研究を通じた法的理念の追及  
(2) ゲルバーにおける普通ドイツ私法の純学問性

2. ドイツ私法学の方法 ゲルバーの場合

第22回 第四節 ドイツ民法典の成立 (1)  
1. ドイツ民法典編纂の道  
(1) ドイツ同盟期における前史  
(2) ドイツ帝国における民法典編纂の過程

第23回 第四節 ドイツ民法典の成立 (2)  
2. ドイツ民法典の基本原則  
3. ドイツ民法典のその後

第24回 第五節 ドイツ国法学の方法的転換と君主制の諸問題 (1)  
1. 国法学の法学化の端緒 ハノーファー憲法紛争と国家法人説を巡る論争  
(1) 「アルブレヒト書評」の出現  
(2) ハノーファー憲法紛争 (ゲッティンゲン七教授事件)

第25回 第五節 ドイツ国法学の方法的転換と君主制の諸問題 (2)  
(承前)  
(3) 歴史的状況への反応としてのアルブレヒトの国家法人格の理論  
アルブレヒト「(書評)マウレンプレッヒャー『現代ドイツ国法原理』」講解

第26回 第五節 ドイツ国法学の方法的転換と君主制の諸問題 (3)

2. 法学的国法学の形成 ゲルバーの体系と意思のコード  
(1) 『公権論』のアプローチ  
ゲルバー『公権について』講解

第27回 第五節 ドイツ国法学の方法的転換と君主制の諸問題 (4)  
(承前)  
(2) 『ドイツ国法体系綱要』における国家人格と「国家権力の学」としての国法学  
(3) ゲルバー公法学の意義

第28回 第五節 ドイツ国法学の方法的転換と君主制の諸問題 (5)  
3. 法学的国法学の完成 ラーバントの帝国国法学  
(1) ラーバントの「法学的方法」  
(2) ドイツ帝国憲法の基本構造  
(3) ラーバントの公法学説

第29回 第五節 ドイツ国法学の方法的転換と君主制の諸問題 (6)  
4. 法学的国法学の展開 リッペ侯位継承紛争を例として  
(1) リッペ侯位継承事件  
(2) 近代的国法体系と王位継承法

第30回 総括  
講義のまとめ

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

租税法

濱谷 直子

-----  
<授業の方法>

講義形式の授業である。

<授業の目的>

この科目は、専門教育科目に属し、科目の位置付けとしては本学部のカリキュラム上先端科目・応用科目に属する。憲法および行政法の特別法であることから、これらの科目の発展科目ということになるが、民法・会社法・刑法・訴訟法とも関連が深い科目である。

法学部のディプロマ・ポリシーに示す、法的素養を身につけること、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことを目指す。

租税法は、大学生にも比較的身近な存在である消費税をはじめ、所得税、相続税その他の様々な税に関する法律である。租税については、会計学・経済学・財政学等からのアプローチもあるが、本講義は法学部の科目であることから、法律学の立場から租税法について解説を行う。本講義の目的は、「租税法に固有の基本原則や理論、手続の一連の流れ等を、他の法律分野と関連付けながら総合的に理解し身に付けること」である。

<到達目標>

1. 租税法固有の論理に基づいて思考し、論点を抽出したうえで問題の解決が出来る。

2. 租税法固有の基本原則・理論・手続の一連の流れを、他の法律分野と関連付けながら総合的に身に付け、説明出来る。

3. 所得税・相続税等、主要な個別租税法の課税理論、課税のしくみを説明出来る。

4. 主要な税制改正が行われた際、その趣旨や位置付け等が把握出来る。

5. 授業を通して身に付けた知識を踏まえ、関連する文献や判例・国税不服審判所裁決等の資料を読むことを通じて、自ら知識を深めていくことが出来る。

6. 大学卒業後社会人となった際、授業で身に付けた納税者意識を通じ社会人すなわち納税者として、適切な行動が出来る。

< 授業のキーワード >

租税法主義 租税公平主義 自主財政主義 課税要件  
租税法と私法 節税 脱税 租税回避 担税力 タックスミックス 所得 財産 消費 申告納税制度 賦課課税制度 滞納処分 不服審査

< 授業の進め方 >

講義形式の授業である。原則としてテキストを用いず板書により授業を進めるが、必要に応じ判例・レジюме等の資料を配布し、それらを用いて授業を進める。

授業中における私語、スマートフォン・携帯電話の使用、頻繁な教室への出入り等の、他の受講者に迷惑をかける行為は厳禁とする。

違反者は即刻退席してもらいほか、注意を受けたにもかかわらず繰り返すようであればそれ以降の授業への出席を禁止する。

なお、税制改正の状況や受講者の知識のレベルに合わせ、シラバス記載の授業内容を適宜変更することがある。

< 履修するにあたって >

受講上の注意点および講義の概要については、第一回目の授業（ガイダンス）で説明を行う。履修を希望する者は必ず出席すること。ここに記載した以外の履修にあたっての詳細な注意点は、ガイダンスの際に知らせる。

税を考えるうえでまず前提となるのは、例えば相続がなされた場合の相続税や、土地の譲渡がなされた場合の譲渡益に対する課税のように、私法上の事実行為や法律行為すなわち経済取引であることから、民法や会社法などの私法の知識が必要となる。

その一方で、租税法は国家と私人との法律関係を定める法でもあり、憲法・行政法の特別法と位置づけられているため、これらの知識も必要となる。

さらに、例えば「所得」の金額や「所得税」の金額の計算方法を定める等、金銭の計算や会計も関係する。

そのうえ、例えば景気対策・高齢社会対策・福祉政策等の国の政策も関わる分野である。消費税の税率アップからも分かるように、毎年法改正が行われる分野でもある。

すなわち一言で言うと、租税法とは「経済・社会制度と法制度全般のうえに立脚した複雑かつ技術的な性質を持つ法律」である。

科目の位置付けとしては、本学部のカリキュラム上先端科目・応用科目に属し、憲法および行政法の特別法であることから、これらの科目の発展科目ということになるが、民法・会社法・刑法・訴訟法とも関連が深い科目である。

従って、少なくとも憲法・行政法・民法・会社法等の基礎的知識がなければ、受講しても理解が極めて困難であることに十分留意すること。これらの講義を履修済みであるか履修中であることが望ましい。

六法を毎回持参すること。ただし、租税法の条文は、小さな六法には掲載されていないことが多いこと、また、消費税を例にあげるまでもなく毎年税制改正が行われ、税に関する法律は「毎年必ず」改正されるため、六法は最新のものでなければ使えないことに留意すること。法務省のホームページ「e-Gov法令検索」で最新の条文を入手することが可能であるが、六法についての詳細はガイダンスの際に説明する。

< 授業時間外に必要な学修 >

授業はテキストによらず板書により進めるため、予習より復習に重点を置いて学習すること。講義の2倍程度の時間を目安に復習することが求められる。具体的には、ノートおよび授業で配布した資料などに目を通し、講義で学んだ事項を相互に関連付けながら考え理解すること。理解が困難であると感じた場合には、指定図書の該当箇所をよく読むこと。さらに、特に関心を持ったテーマがあれば、参考書の該当箇所を活用すること。

< 提出課題など >

講義の進捗状況や税制改正の状況等により、小テストを行ったりレポートを課したりすることがある。

定期試験に対しては、定期試験終了後に模範回答の掲示を行う。

小テストに対しては、小テスト終了後に模範回答を配布または掲示する。

レポートに対しては、コメントをフィードバックする。

< 成績評価方法・基準 >

前期および後期の定期試験の点数の合計により、公正かつ厳格に評価する。

前期・後期の試験のうちいずれかを受験しなかった場合には、「評価なし」とする。

小テストやレポートを課した場合、それらの評価割合は合計して全体の10%とする。よって、その場合定期試験の点数を90%と換算する。小テストの評価はその点数の合計を換算する。レポートについては、テーマに沿って、いかに資料を収集しそれらを読み込み、それらを適切に引用しつつ筋の通った自説を展開できたかについて評価を行う。

静かな授業環境の維持のため、出席は取らない。ただし、

担当者の講義に出席しなかった者で単位を取得出来た者は担当者が本学で開講して以来1名しか存在しない。採点ミスを除き、一度行った成績評価の変更にはいかなる理由があろうとも応じない。

<テキスト>

指定しない。

<参考図書>

金子宏『租税法(第24版)』弘文堂・2021年(6,500円+税)

中里=増井編『租税法判例六法 第5版』有斐閣・2021年(2,900円+税)

水野ほか編『租税判例百選(第7版)』有斐閣・2021年(2,700円+税)

<授業計画>

第1回 ガイダンス

講義の概要・講義の進め方・受講上の注意点・参考文献紹介ほか

第2回 租税とは(1)

租税の定義について学ぶ

第3回 租税とは(2)

租税の現状について学ぶ

第4回 租税法の基本原則(1)

租税法の基本原則について学ぶ

第5回 租税法の基本原則(2)

租税法の基本原則について学ぶ

第6回 租税法の基本原則(3)

租税法の基本原則について学ぶ

第7回 租税法の基本原則(4)

租税法の基本原則について学ぶ

第8回 租税法の基本原則(5)

租税法の基本原則について学ぶ

第9回 租税法と私法(1)

租税法と私法との関係について学ぶ

第10回 租税法と私法(2)

租税法と私法との関係について学ぶ

第11回 租税法と私法(3)

租税法と私法との関係について学ぶ

第12回 租税法と私法(4)

租税法と私法との関係について学ぶ

第13回 課税要件総論(1)

課税要件について学ぶ

第14回 課税要件総論(2)

課税要件について学ぶ

第15回 課税要件総論(3)

課税要件について学ぶ

第16回 租税実体法(1)

所得税、相続税等の各税の仕組みの概要を学ぶ

第17回 租税実体法(2)

所得税、相続税等の各税の仕組みの概要を学ぶ

第18回 租税実体法(3)

所得税、相続税等の各税の仕組みの概要を学ぶ

第19回 租税実体法(4)

所得税、相続税等の各税の仕組みの概要を学ぶ

第20回 租税実体法(5)

所得税、相続税等の各税の仕組みの概要を学ぶ

第21回 租税実体法(6)

所得税、相続税等の各税の仕組みの概要を学ぶ

第22回 租税実体法(7)

所得税、相続税等の各税の仕組みの概要を学ぶ

第23回 租税実体法(8)

所得税、相続税等の各税の仕組みの概要を学ぶ

第24回 租税実体法(9)

所得税、相続税等の各税の仕組みの概要を学ぶ

第25回 租税実体法(10)

所得税、相続税等の各税の仕組みの概要を学ぶ

第26回 租税手続法(1)

確定申告や滞納処分等の税に関する手続について学ぶ

第27回 租税手続法(2)

確定申告や滞納処分等の税に関する手続について学ぶ

第28回 租税手続法(3)

確定申告や滞納処分等の税に関する手続について学ぶ

第29回 租税争訟法

不服申立(再調査の請求・審査請求)および税務訴訟について学ぶ

第30回 租税罰則法

講義の復習・補足

脱税等の租税犯に関する規定について学ぶ

講義の復習および補足

-----  
2022年度 後期

2単位

卒業論文

大山 弘

-----  
<授業の方法>

講義と演習

<授業の目的>

この科目は、3年次の「演習」で修得した知識と技法を活用して学術論文(卒業論文)の執筆を指導するものである。これにより、学部DPに示されている「法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示す」能力をブラッシュアップし、同時に「公正性と客観性を重視した判断」能力を身に着けることを目的とする。

<到達目標>

自ら設定したテーマにつき内外の文献資料を検索し、その内容を取捨選択することができる。

自ら設定した論点を論理的に掘り下げて考究し、一定の結論を学術論文の形にまとめることができる。

<授業のキーワード>

文献資料の検索、学術論文の技法

< 授業の進め方 >

前半は学術論文の執筆のための基本的な知識と技法を講義し、後半は個別テーマにつき論文執筆を具体的に双方向で指導する

< 履修するにあたって >

大学での勉学の総仕上げとして卒業論文を執筆することになるので、真摯に取り組んでほしい。卒業後には、必ず役に立つ知見と能力が備わるはずである。

< 授業時間外に必要な学修 >

常に積極的にテーマに関連する情報を収集し、論文の構成推敲に役立てるように「卒論ノート」を作成すること（作業目安120分）。

< 提出課題など >

論文執筆計画に沿って適宜、アウトラインレジюмеを作成し、提出すること。そのつど内容を点検し、修正点や課題点を指摘し返却する。

< 成績評価方法・基準 >

法学部学生(法学士)の卒業論文として到達目標に達したと評価された者を合格とする。

< テキスト >

なし

< 参考図書 >

小笠原喜康『新版 大学生のためのレポート・論文術』講談社現代新書、小川仁志『レポート・論文の教科書』ちくまプリマー新書

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス

卒業論文執筆の意義・目的を確認し、執筆計画の概要を説明する。

第2回 卒業論文の作成技法(1)

テーマ設定と問題意識の高め方を説明する。

第3回 卒業論文の作成技法(2)

論文執筆スケジュールの作り方を説明する。

第4回 卒業論文の作成技法(3)

基本文献・資料の検索方法、取捨選択の技法を説明する。

第5回 卒業論文の作成技法(4)

学術論文の構成(章立て等)と文章スタイル等をひな形を示しながら説明する。

第6回 卒業論文の作成技法(5)

アウトラインレジюмеの書き方について具体例を用いて説明する。

第7回 卒業論文の作成技法(6)

受講者が作成したアウトラインレジюмеの評価と修正・課題点を説明する。

第8回

~

第14回 個別指導

毎回、執筆途上の各原稿を点検し、修正点と課題点を明示し指導する。

第15回 総括

執筆完了した論文原稿を最終点検し、反省点を踏まえた総括を行い、卒業論文集の編集について打ち合わせを行う。

-----  
2022年度 後期

2単位

卒業論文

木原 正樹  
-----

< 授業の方法 >

演習(対面授業、または遠隔授業(リアルタイム授業))

< 授業の目的 >

この科目は、法学部のDPに示す、国際化社会の時代に対応した法的素養を身につけた職業人となるために、国際法理論を理解し、卒業論文を執筆することを目指す。

卒業論文を書くために、各自のテーマに沿った論文や判例の意義と問題点を理解し、卒業論文にふさわしいレベルの論文を書けるようになることを目的とする。

ホームページ

<http://www.un.org>, <http://homepage3.nifty.com/wfmj>

< 到達目標 >

ゼミ生各自の論文のレベルを高めて、卒業論文を仕上げることができる。

< 授業のキーワード >

国際法、国際関係論、卒業論文

< 授業の進め方 >

ディスカッションを中心にアクティブ・ラーニングを行う。

前期は、これまでのゼミでやってきた 国家責任法、領域に関する国際法、 国際人権法、 国際経済法、もしくは、 その他国際法、国際関係論に関する論文を読んで、報告し、ディスカッションする。

後期は、自分の卒業論文の中間報告を行い、ディスカッションする。

< 履修するにあたって >

・緊張感を持ってゼミに臨んでいただきたい。私語、遅刻、授業中の携帯メール使用は厳禁。・質問などは、メールでも、オフィス・アワーの際でも、お気軽にどうぞ。・オフィス・アワー以外に直接質問したい場合は、事前に予約をとること。

< 授業時間外に必要な学修 >

全員、一日平均25分、週3時間は、卒業論文に必要な論文や判例を検索し、入手し、読んでくる。報告者は、それに加えて報告準備を2時間、合計週5時間学修してくる。

前期・後期一回ずつ、計2回以上の報告を必須とする。

それ以外に、毎回のゼミで他の人の報告をもとに、議論してもらおう。そのために、毎回、事前にゼミの予定表に従って、予習しておくこと。

< 提出課題など >

前期・後期一回ずつ、計2回以上の報告を必須とする。  
それ以外に、毎回のゼミで学んだことを簡単にまとめて、出席表に記入してもらう。そのために、毎回、事前にゼミの予定表に従って、予習しておくこと。

報告の指導の他、毎回の提出物にはコメントを付して、翌週返却する。

最後に、卒業論文として仕上げたものを提出してもらうが、それまで最低月1回は中間原稿を校閲する。

< 成績評価方法・基準 >

自分の担当部分の報告内容での評価が1割、卒業論文の評価が8割、ゼミの議論での発言状況の評価が1割、という内訳で評価する。

< テキスト >

なし

< 参考図書 >

- ・芹田健太郎、薬師寺公夫、坂元茂樹著『ブリッジブック 国際人権法』信山社 2008年、・薬師寺公夫・坂元茂樹・浅田正彦編集代表『ベーシック条約集 [2021年版]』東信堂 2021年、・国際法学会編『国際関係法辞典(第2版)』三省堂 2005年
- ・松井芳郎編集代表『ハンディ条約集』東信堂、2009年。
- ・小寺彰、森川幸一、西村弓編『国際法判例百選 第2版』(別冊ジュリスト204号2011年、有斐閣)・杉原高嶺他編『国際法基本判例50 第2版』三省堂 2014年・徳川信治・西村智朗編著『テキストブック 法と国際社会 第二版』法律文化社、2018年

< 授業計画 >

- 第1回 卒業論文のイントロダクション1  
卒業論文は、どのようなものを書くのか、について説明する。
- 第2回 卒業論文のイントロダクション2  
ゼミ生各自の卒論のテーマを設定する。
- 第3回 資料収集1  
卒論の参考判例・論文を選定する。
- 第4回 資料収集2  
卒論の参考判例・論文を選定する。
- 第5回 資料収集3  
卒論の参考判例・論文を選定する。
- 第6回 参考判例・論文の報告1  
卒論の参考判例・論文を報告する。
- 第7回 参考判例・論文の報告2  
卒論の参考判例・論文を報告する。
- 第8回 参考判例・論文の報告3  
卒論の参考判例・論文を報告する。
- 第9回 参考判例・論文の報告4  
卒論の参考判例・論文を報告する。
- 第10回 参考判例・論文の報告5  
卒論の参考判例・論文を報告する。
- 第11回 参考判例・論文の報告6

- 卒論の参考判例・論文を報告する。
- 第12回 参考判例・論文の報告7  
卒論の参考判例・論文を報告する。
- 第13回 参考判例・論文の報告8  
卒論の参考判例・論文を報告する。
- 第14回 参考判例・論文の報告9  
卒論の参考判例・論文を報告する。
- 第15回 参考判例・論文の報告10  
卒論の参考判例・論文を報告する。
- 第16回 卒業論文の諸注意・修正1  
卒論の諸注意と修正を行う。
- 第17回 卒業論文の諸注意・修正2  
卒論の諸注意と修正を行う。
- 第18回 卒業論文の諸注意・修正3  
卒論の諸注意と修正を行う。
- 第19回 国際経済法に関する講演会  
国際経済実務に携わりつつ、大学院でも勉強を続けている方の講演を聞く。
- 第20回 卒論の中間報告と議論1  
卒論の中間報告と議論を行う。
- 第21回 卒論の中間報告と議論2  
卒論の中間報告と議論を行う。
- 第22回 卒論の中間報告と議論3  
卒論の中間報告と議論を行う。
- 第23回 卒論の中間報告と議論4  
卒論の中間報告と議論を行う。
- 第24回 卒論の中間報告と議論5  
卒論の中間報告と議論を行う。
- 第25回 卒論の中間報告と議論6  
卒論の中間報告と議論を行う。
- 第26回 卒論の中間報告と議論7  
卒論の中間報告と議論を行う。
- 第27回 卒論の中間報告と議論8  
卒論の中間報告と議論を行う。
- 第28回 卒論の中間報告と議論9  
卒論の中間報告と議論を行う。
- 第29回 卒論の中間報告と議論10  
卒論の中間報告と議論を行う。
- 第30回 卒論の最終報告  
卒論を最終的に報告する。

-----  
2022年度 後期

2単位

卒業論文

佐々木 光明  
-----

< 授業の方法 >

演習

< 授業の目的 >

社会的課題の発見・精査を通じ、自己の問題意識を明確にする。

これは、法的素養を身につけるとともに社会的課題を発見し、解決への指針を示す力をつけていくことにつながる。

<到達目標>

主張と説得のための技法を習得し、論文にまとめることができる。

<授業の進め方>

調査、報告、討議を軸にする

<授業時間外に必要な学修>

基本的に国内外の社会的な動向や歴史、文化等への関心を持つことが、テーマの理解促進に繋がります。関連資料に目を通し、疑問点等は百科事典や法律用語辞典等を活用することをお勧めします。関心を向ける時間、気づきの時間を大切にしてみましょう。

<提出課題など>

適宜

<成績評価方法・基準>

「課題の調査、整理、報告、討議」と「論文」を基準とし、按分して評価する。

<授業計画>

第1回～第3回 論文作成の基礎

テーマ策定、資料探索等の方法、手法の習得

第4回～第5回 論文作成の基礎

テーマに基づく資料探索と文献一覧作成

第6回～第7回 論文作成の基礎

読会資料のレジюме作成と全体構想

第8回～第13回 論文作成

論文構成、展開の技法、引用方法・表記の習熟

第14回～第15回 論文報告

論文報告による検証とブラッシュアップ

-----  
2022年度 後期

2単位

卒業論文

佐藤 一進  
-----

<授業の方法>

演習形式をとる。事前に各自で文献講読を進め、各自が研究発表を担当する。プレゼンテーションにあたってはレジюмеの作成と配布を求める。

<授業の目的>

本科目は、法学部のDPIに示す、法的素養の修得と公的事柄への責任意識、そして公平性と客観性を備えた政治的な思考力、判断力および行動力の涵養を目指しています。

政治思想史の領域から自らが取り組む主題を選び、一次文献と二次文献を読みこなし、問いを立て、それに答える形で論文執筆を進めることで、読解力、思考力、理

解力、表現力の獲得と向上に努めます。

<到達目標>

(1) 政治思想史の知識(人名・語彙・概念・歴史)を習得する。

(2) 西欧という他者の思想、そして過去から現在にいたる政治思想の歴史を学ぶことで、現代日本に生きると同時に、グローバル世界にも生きる私たちを的確に認識し、思考するための土台を構築する。というのも、「いま、ここ」を捉える最良の手段のひとつが、「いま」を超えた過去、そして「ここ」を超えた他者を知ることだからである。

(3) 過去の思想家の文献(テキスト)を読み、想像し、理解することで、自分自身を客観的に捉える視座を獲得する。なぜなら、文献のなかに展開される思想世界(コンテキスト)は、「いま、ここ」にいる自分を括弧に入れて冷静に考察するのにまたとない環境だからである。

(4) 自分自身の思考を「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の反復において展開し、錬成し、掘り下げることができる。

<授業の進め方>

まず、論文執筆のための基本的な方法論について手ほどきします。そのうえで、政治思想史上の主題について、各自の関心から選択してもらい、必要な応じた文献読解と論文の執筆を進めます。主題の選択や絞り込み、また、論文草稿の執筆にあたっては添削指導とサポートを実施しますので、論文の完成に向けて、気概と情熱をもって取り組んでください。なお、論文執筆の進捗状況に応じて、下記の予定を変更する場合があります。

<履修するにあたって>

本を読み、考え、話し、書くことへの熱意と主体性を持った学生に受講を許可します。

<授業時間外に必要な学修>

協議のうえで選択した一次文献と二次文献を徹底的に読み込むことが必要となります(文献の読み込みには、おおむね1週間あたり180分以上を要します)。そのうえで、各自の主題に基づいた論文草稿の執筆を進めてもらいます。

<提出課題など>

まず第一に論文の構想を示したレジюмеの提出を求めます。また、随時、執筆過程にある論文草稿の提出を求めます。最終的には卒業論文の完成原稿の提出を求めます。

<成績評価方法・基準>

授業内での報告等への取り組み(30%)、最終提出の卒業論文レポート(70%)の合計で評価します。

<テキスト>

時間をかけて協議のうえ、選択・決定します。

<参考図書>

論文執筆に関連するものとして、以下を参照のこと。それ以外の古典や二次文献については演習内で紹介します。



戸田山和久『新版 論文の教室：レポートから卒論まで』NHKブックス、2012年

U・エコ『論文作法：調査・研究・執筆の技術と手順』

谷口勇訳、而立書房、1991年

< 授業計画 >

1 導入

本演習のガイダンスと自己紹介

2 論文の執筆について

論文とは何か

3 主題の選択と素材の収集

論文の主題の選択と二次文献のサーヴェイ

4 主題の選択と素材の収集

論文の主題の選択と二次文献のサーヴェイ

5 主題の選択と素材の収集

論文の主題の選択と二次文献のサーヴェイ

6 論文構想の確定

「問い」の明確化と素材の絞り込み

7 草稿の作成

論文草稿の執筆と推敲

8 草稿の作成

論文草稿の執筆と推敲

9 草稿の作成

論文草稿の執筆と推敲

10 構想の練り上げ

「草稿」から「原稿」への構築

11 構想の練り上げ

「草稿」から「原稿」への構築

12 構想の練り上げ

「草稿」から「原稿」への構築

13 構想の練り上げ

「草稿」から「原稿」への構築

第14回 第一稿の完成

第一稿の執筆完了とチェック

第15回 最終稿の完成

最終稿の執筆完了と最終チェック

-----  
2022年度 後期

2単位

卒業論文

佐藤 雅美

-----  
< 授業の方法 >

対面授業（個別指導）

授業の資料は、OneDriveの以下のファイルにアップします。

・ 特別警報発令時は、遠隔授業に切り替えて実施します。

< 授業の目的 >

「刑法総論」あるいは「刑法各論」の分野から具体的な研究テーマを設定し、2万字程度の論文を作成する。このような研究作業を通じて、特定のテーマに関して徹底

して追究する姿勢を身につける。（汎用的技能、志向性）

< 到達目標 >

1 刑法学における理論的対立点を理解し、表現することができる。

2 特定のテーマや事案解決について、判例や学説などの情報を収集し、分析することができる。

3 必要な情報を整理しつつ、自らの考えや見解を論じることができる。

< 授業のキーワード >

刑法総論 刑法各論 論文作成

< 授業の進め方 >

オンライン方式により、各自の研究計画に基づいて、個別に進捗状況の点検と指導を行う。

< 履修するにあたって >

この科目は刑法学に関する学術的論文の作成を目指すので、事前に刑法に関する論文を読んで、論文の形式や全体の構成などについてイメージを作っておくことが望ましい。

< 授業時間外に必要な学修 >

論文作成に必要な資料収集、読み込み、分析、ノート作成、論文の部分草案の作成などを各自で進める。

< 提出課題など >

前期は論文テーマの設定、関連文献や重要判例などの資料リストの作成、文献・資料の読み込み、論文の構成についてのレジюме作成を行い、後期は、研究計画に従って定期的に部分的な完成原稿を提出・点検する。

< 成績評価方法・基準 >

テーマ設定の適切性 20%

文献・判例の収集分析能力 20%

論文としての形式的要件や文章能力 20%

論文の全体的な完成度 40%

< テキスト >

とくになし

< 参考図書 >

とくになし。

< 授業計画 >

第1回～第3回 論文作成の方法

論文購読、文献検索の方法など

第4回～第5回 テーマ設定に向けた準備作業

論文購読、最近の判例の購読など

第6回～第7回 論文テーマの設定

概要的レジюмеの作成、文献リストの概要

第8回～第12回 論文の執筆作業

詳細レジюме、文献リスト作成、文献・判例の熟読、本文執筆

第13回～第15回 論文完成に向けた作業

部分修正、注の執筆など

-----  
2022年度 後期

2単位

卒業論文

廣峰 正子  
-----

< 授業の方法 >

演習

< 授業の目的 >

この科目は、法学部ディプロマ・ポリシーのうち、「2. 汎用的技能」および「3. 志向性」に対応し、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すこと、公平性と客観性を重視した判断および行動ができるようになることを目的としています。

4年間の学修の集大成として、民法に関するテーマで卒業論文を執筆します。

< 到達目標 >

各自が自らテーマを設定し、それについて研究し、論理的に自説を展開した論文を作成することができる。

< 授業の進め方 >

各自でテーマを設定し、研究の進捗状況をレジюмеにまとめて他の履修生に発表し、ディベートを行う。適宜、研究の方向性や調べるべき必要文献等について、指導する。

< 授業時間外に必要な学修 >

この科目では、講義外に4時間程度の学習時間が必要になります。各自が選んだ卒業論文のテーマについて研究し、レジюмеを作成して来てください。参考文献等は適時指示します。

< 成績評価方法・基準 >

毎回の授業に対する取り組み（文献の購読やレジюмеの作成、発表等）（40%程度）、卒業論文（60%程度）。

< 授業計画 >

第1-5回 論文テーマの設定

各自で論文で扱うテーマを考え、設定する。

第6-10回 準備作業

まずは設定したテーマについて、概説書等で理解を深めつつ、資料収集等を行う。箇条書きでよいので、調べたことについてレジюмеを作成する。

第11-20回 報告及びディベート

1講義あたり1~2人ずつ、各自が調べた内容をレジюмеにまとめて報告し、その内容についてディベートを行う。各自が設定したテーマについて自己の理解度や、研究の進捗状況を認識し、また、他者の意見を聞くことによって研究を深めることがねらいである。

第21-25

回 論文執筆

各自論文執筆作業を進める。論文の執筆内容や執筆方法について、個別指導を主として進める。

第26-30回 報告及び最終仕上げ

個別指導等に基づき、各自論文を完成させる。完成させた者から、もう一度報告を行い、フロアの意見を聞く。修正すべき点があれば、修正を行い、論文を完成させる。

-----  
2022年度 後期

2単位

卒業論文

藤川 直樹  
-----

< 授業の方法 >

演習

< 授業の目的 >

法制史・比較法に関する研究論文、もしくはわがくにの現代的問題に関する法制史的・比較法的観点を踏まえた研究論文を執筆する（この科目は法学部DPに所謂「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる」ことに対応する）。

< 到達目標 >

自ら課題を発見し、周到な調査と独創的な観点を基に、知識を深めることができる。

現代の法制度・法理解を法制史的・比較法的観点から批判的に捉えることができる。

適切な調査と論証の技法を身につけ、学術的意義のある論文を執筆することができる。

< 授業の進め方 >

任意の実定法の制度ないし解釈論について法制史的・比較法的観点から批判的に研究し、理解を深める。参加者は各自の関心に依じてテーマを決定し、卒業論文執筆と最終報告会（12月下旬以降予定）に向けて各自研究を進める。毎回の演習時には各自の研究について中間報告を行う。

< 履修するにあたって >

・本演習は所謂「研究と教育の一致」を基調とする古典的意味におけるゼミである。従って、報告準備は勿論、さまざまな問題に対する強い関心と意欲、およそ未知未踏の領域を開拓せんとする知的勇敢さ、そして自身の問題関心を言語化し他者と討議する積極性と主体性が要求される。

・ゼミの性質上、最低限の歴史的・文化的教養は必要であるので、少なくとも貪欲に知識を摂取する意欲があることが期待される。また、参加者には「日本法制史」・「西洋法制史」・「政治思想史」などの歴史系科目、外書講読系科目、特に「法律外書講読（ドイツ語）」の履修を強く推奨している。

・「演習IIIA」を併せて履修することを求める。

< 授業時間外に必要な学修 >

各自の主題について調査・研究し、報告の準備をすること（90分）。報告に対する討論を参考にして主題を掘り下げ、卒業論文を作成すること（90分）。

< 提出課題など >

卒業論文の提出を求める。

< 成績評価方法・基準 >

毎回の出席を前提として、調査・報告の取り組み及び討論への積極的参加（40％）、提出論文（60％）の割合で評価する。但し正当な理由及び事前事後の連絡を伴わない欠席が半期に3回を超えた場合は単位を認定しない。必要な準備（予習・報告準備）を怠る等、演習参加の前提を欠く場合は、欠席に準じて評価する。

< テキスト >

なし。

< 参考図書 >

適宜紹介する。

< 授業計画 >

第1回 導入

卒業論文の意義

第2回 研究の方法

研究・調査の方法を教授する

第3回 研究主題紹介

参加者の主題を紹介・確認する

第4回～第13回 研究と報告

主題に関する研究・検討

第14回～第15回 最終報告

完成稿を基に最終報告・討論を行う

-----  
2022年度 前期

2単位

宅建士特別演習

千足 恭司  
-----

< 授業の方法 >

「講義」

< 授業の目的 >

資格取得を目指し学んだ知識を土台に不動産に関する法律知識の修得を目的とする。

なお、この授業の担当者は、関西、東海地方を中心に不動産相談業務を25年以上経験している、実務経験のある教員であるので、より実践的な観点から不動産実務を例にわかりやすく解説する。

< 到達目標 >

2022年度宅地建物取引士資格試験「合格」を目指す。

不動産に関わる法律全体像について説明できる。

不動産広告、マンションの簡単な紛争事例について、基礎的な専門用語を用いて、解決に導くことができる。

不動産取引等に関する民法の改正点、要点を解説できる。

< 授業のキーワード >

民法、借地借家法、区分所有建物法、不動産登記法、宅

地建物取引業法、都市計画法、建築基準法等

< 授業の進め方 >

基本的に講義中心で進めるが、対話型の授業を重視し、受講生からの意見や疑問点について自発的な発言を求める。

< 履修するにあたって >

2022年度課外宅地建物取引士講座を履修済であることが望ましい。

テキスト、問題集、六法必須。毎回講義で使用する。

受講上の注意、心構え、シラバス内容等については初回の講義で説明をするので必ず出席すること。

講義の進行状況や受講生の理解度により、授業内容を変更する場合がある。

私語、携帯電話、途中退室、ほかの受講者の迷惑になることは厳禁。これらのルールを遵守

しない場合は退室を命じる。

< 授業時間外に必要な学修 >

事後学習として、講義中に指示したテキスト、問題集の範囲を最低10回以上熟読すること

< 提出課題など >

特になし

< 成績評価方法・基準 >

第15回の演習（確認テスト）で評価します。（択一形式）

定期試験なし

< テキスト >

テキスト

・書名：2022年度版 わかって合格る宅建士基本テキスト

・出版社：TAC

・価格：3300円（税込）

問題集

・書名：2022年度版 わかって合格る宅建士過去問12年 PLUS

・出版社：TAC

・価格：定価 2,860円（本体価格＋税）

問題集につきましては、現時点出版されていない為2021年版を記載

2022年度版 六法（出版社指定なし）

2022年度課外（宅建士資格）講座受講生は購入不要

< 参考図書 >

特になし

< 授業計画 >

第1回 宅建士試験ガイダンス

法学

本試験概要と業務内容等

法律用語、法の解釈等

第2回 民法（総則）

意思表示（契約の有効性と意思表示の欠陥、心裡留保、通謀虚偽表示、錯誤）

### 第3回 民法（総則）

意思表示（強迫、詐欺、追認、法律関係安定のための制度）

行為能力（能力とは、制限行為能力者制度、未成年者）

### 第4回 民法（総則）

行為能力（成年被後見人、被保佐人、被補助人、制限行為能力者の取消しと第三者、取引の相手方の保護のための制度）

### 第5回 民法（総則）

代理（代理の仕組み、代理権の発生と範囲、代理人の行為能力、代理権の消滅、自己契約・双方代理・利益相反行為、代理行為、復代理、無権代理、表見代理）

### 第6回 民法（総則）

時効（時効制度、取得時効、消滅時効、時効完成猶予と更新、時効完成の効力）

### 第7回 民法（債権総論）

債権譲渡（対抗要件、債務者の抗弁等）

### 第8回 民法（債権総論）

債権の消滅（弁済、相殺）

### 第9回 民法（債権総論）

連帯債務（連帯債務とは、連帯債務の効力等）

### 第10回 民法（債権総論）

保証債務（保証人とは、保証債務の性質、連帯保証、共同保証）

### 第11回 民法（債権各論）

委任（委任と準委任、受任者の義務と権利、委任契約の終了事由、解除の効果）

請負（請負契約とは、契約内容不適合の場合の請負人の担保責任）

贈与等

### 第12回 民法（債権各論）

不法行為等（一般の不法行為、特殊不法行為、不法行為による損害賠償請求権の消滅時効）

### 第13回 不動産登記法

不動産登記法の目的、登記のしくみ、登記の公開、登記手続の原則と例外、申請情報と添付情報等の提供、登記の受付と完了、表示に関する登記と権利に関する登記、土地の分筆・合筆の登記、建物の分割・合併の登記、登記の種類、仮登記

### 第14回 不動産登記法

不動産登記法の目的、登記のしくみ、登記の公開、登記手続の原則と例外、申請情報と添付情報等の提供、登記の受付と完了、表示に関する登記と権利に関する登記、土地の分筆・合筆の登記、建物の分割・合併の登記、登記の種類、仮登記

等

### 第15回 演習（確認テスト）

この講義を通じて学修してきた内容の理解度を確認する。

-----  
2022年度 後期

2単位

宅建士特別演習

千足 恭司

-----  
< 授業の方法 >

「講義」

< 授業の目的 >

資格取得を目指し学んだ知識を土台に不動産に関する法律知識の修得を目的とする。

なお、この授業の担当者は、関西、東海地方を中心に不動産相談業務を20年以上経験している、実務経験のある教員であるので、より実践的な観点から不動産実務を例にわかりやすく解説する。

< 到達目標 >

宅地建物取引士資格試験合格を目指す。

不動産に関わる法律について説明できる。

不動産広告、マンションの紛争事例について、基礎的な専門用語を用いて、解決に導くことができる。

< 授業のキーワード >

民法、借地借家法、区分所有建物法、不動産登記法、宅地建物取引業法、都市計画法、建築基準法等

< 授業の進め方 >

前期でインプットした内容が定着しているかを確認するため、アウトプット中心に行います。

< 履修するにあたって >

課外宅地建物取引士講座を履修済であることが望ましい。

テキスト、問題集、六法必須。毎講義で使用する。

受講上の注意、心構え、シラバス内容等については第1回の講義で説明を行いますので必ず出席すること。

講義の進行状況や受講生の理解度により、授業内容を変更する場合がある。

私語、携帯電話、途中退室、ほかの受講者の迷惑になることは厳禁。これらのルールを厳守しない場合は退室を命じる。

< 授業時間外に必要な学修 >

事後学習として、講義中に指示したテキスト、問題集の範囲を最低10回以上熟読すること

< 提出課題など >

特になし

< 成績評価方法・基準 >

第9回、第10回の確認テスト（2回分）で成績を

判断します。(択一形式)  
定期試験なし

<テキスト>

テキスト

・書名：2022年度版 わかって合格る宅建士基本テキスト

・出版社：TAC

・価格：3300円(税込)

問題集

・書名：2022年度版 わかって合格る宅建士過去問12年PLUS

・出版社：TAC

・価格：定価 2,860円(本体価格+税)

2021年度版 六法(出版社指定なし)

2022年度課外(宅建士資格)講座受講生は購入不要

<参考図書>

特になし

<授業計画>

第1回 ・不動産に関するその他関連知識

1 後期授業を受けるにあたって

2 広告に関する規制(不当景品類及び不当表示防止法の規制 不動産の表示に関公正競争規約 不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約)

第2回 ・不動産に関するその他関連知識

1 土地(宅地としての適否)

2 建物(建築物の構造)

3 税法(不動産取得税等)

第3回 1 不動産に関するその他関連知識

国税(贈与税 相続税 所得税：所得税の種類と譲渡所得税、譲渡所得税の軽減措置、住宅ローン控除、住宅リフォーム工事費に関する特別控除)他

第4回 1 不動産に関するその他関連知識

不動産に関する税金(過去問中心に解説)

・税金の種類

・税金に関する基礎知識

・地方税(都道府県税 市町村税等)

・国税(印紙税 登録免許税 所得税)等

第5回 民法発展講義

総則

第6回 民法発展講義

物権(用益物権、担保物権含む)

第7回 民法発展講義

債権総論

第8回 民法発展講義

債権各論

第9回 確認テスト

民法等、宅地建物取引業法

第10回 確認テスト

法令上の制限、その他関連知識

第11回 不動産の譲渡と税金

土地・建物等の譲渡所得、譲渡所得の特別控除、長期譲渡所得の軽減税率、居住用財産の買換えの特例、居住用財産を買換えた場合の譲渡損失および繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除、固定資産の交換の特例

第12回 不動産の賃貸と税金

不動産投資

不動産所得、不動産所得の金額、不動産所得に係る損益通算の特例、不動産賃貸と消費税、不動産投資及び有効活用の目的と効果、不動産投資等の採算性の判定、J-REIT

第13回 宅地建物取引士試験全科目講義

民法等、宅地建物取引業法、法令上の制限、その他関連知識

第14回 宅地建物取引士試験全科目講義

民法等、宅地建物取引業法、法令上の制限、その他関連知識

第15回 宅地建物取引士試験全科目講義

民法等、宅地建物取引業法、法令上の制限、その他関連知識

-----  
2022年度 前期

2単位

担保法

足立 公志朗

-----  
<授業の方法>

対面授業(講義)

<授業の目的>

この科目は、法学部ディプロマ・ポリシーのうち、「1. 知識・理解」および「2. 汎用的技能」に対応し、法的素養を身につけることおよび法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができるようになることを目的としている。

この授業では、2年次までの配当科目である民法総則、物権法および債権各論に関する理解を前提に、民法典第2編「物権」のうち、いわゆる「担保物権」の規定(295条~398条の22)を中心に学ぶ。他方で、担保物権について理解するためには、民事執行法や破産法に関する基礎的な知識が欠かせない。また、譲渡担保などの非典型担

保を理解するためには判例法の知識が重要である。したがって、必要に応じて民法典中の対象範囲外の規定だけでなく、特別法や関連する法律、判例について広く学ぶ。

<到達目標>

対象範囲に関する基本用語および概念を理解し、適切に用いることができる。

対象範囲における諸制度・諸規定について、そのような制度・規定が設けられた趣旨を理解し、説明できる。

解釈上の問題について、基本的な最上級審の立場（判例）を理解し、説明できる。

複雑な事例について、法律の規定に基づいて論理的に解答できる。

<授業のキーワード>

留置権、先取特権、質権、抵当権、仮登記担保、譲渡担保、所有権留保、民事執行、破産

<授業の進め方>

教科書に基づく講義であり、教科書の記述を説明するという形式である。教科書を手元において受講することを強く勧める。講義中に質問を投げかけるなど、受講者に問題提起をする。

講義の前日までに資料をアップロードする（One Drive、Teams 又は dotCampusを利用する予定）。講義中に参照するため、ダウンロードしてプリントアウトすることを強く勧める。担当者との接触機会を減らすために、対面授業の受講者にも紙媒体は配布しない。

<履修するにあたって>

各回の持ち物

1. 教科書
2. 六法
3. 講義資料

講義が始まるまでに

第1回の講義までに、教科書を一通り読んでおくことを強く勧める。

<授業時間外に必要な学修>

予習

教科書の該当箇所を読み、条文は全て六法でチェックすること。各回1時間程度の予習が求められる。

復習

復習は、ノートの補充を中心に、手を使った作業を行うこと。復習は講義のあったその日に行うこと。各回1時間程度の復習が求められる。

<提出課題など>

原則として課さない。課題提出を求める場合は事前に通知をする。

なお、dot Campusのレポート機能を利用して、簡単なクイズをすることがある。クイズの正否は成績とは無関係であるが、回答の状況は成績評価の補助資料となる。クイズに合わせて、授業に対する質問や要望等も受け付ける。これらに対する教員からの返事は講義中に行う。

<成績評価方法・基準>

学期末に実施する定期試験（満点は100点）による。小テストを実施する場合、又は、課題提出を求める場合は、その内容及び成績評価方法も含め、事前に通知する。

<テキスト>

田高寛貴・白石大・鳥山泰志『担保物権法 [第2版]』  
（日本評論社、2019年）

<参考図書>

道垣内弘人『担保物権法 [第4版]』（有斐閣、2017年）

潮見佳男他編『民法判例百選I 総則・物権 [第8版]』（有斐閣、2018年）

内田貴他『民法判例集 総則・物権 [第2版]』（有斐閣、2014年）

我妻栄『新訂担保物権法』（岩波書店、1968年）

小林秀之・山本浩美『新論点シリーズ5 担保物権法 民事執行法』（弘文堂、2008年）

加賀山茂『債権担保法講義』（日本評論社、2011年）

<授業計画>

第1回 ガイダンス、担保の意義

成績評価の方法等、事務的な事柄について説明した後、講義の全体的な内容等、次回以降の予告をする。その次に、担保物権の機能について説明をする。教科書1頁?3頁。

第2回 担保物権法序説

担保物権の種類、担保物権の性質等について学ぶ。教科書4頁?15頁。

第3回 抵当権（その1）

抵当権の意義、設定、及び、効力の及ぶ範囲について学ぶ。教科書16頁?29頁。

第4回 抵当権（その2）

抵当権の効力の及ぶ範囲、及び、抵当権侵害について学ぶ。教科書29頁?44頁。

第5回 抵当権（その3）

抵当権の物上代位について学ぶ。教科書44頁?58頁。

第6回 抵当権（その4）

優先弁済権の実現について学ぶ。教科書58頁?74頁。

第7回 抵当権（その5）

抵当権と利用権との関係について学ぶ。教科書74頁?84頁。

第8回 抵当権（その6）

前回到引き続き、抵当権と利用権との関係について学ぶ。教科書84頁?94頁。

第9回 抵当権（その7）

第三取得者との関係、及び、抵当権の処分・消滅について学ぶ。教科書94頁?108頁。

第10回 抵当権（その8）、質権

根抵当権、及び、質権について学ぶ。教科書108頁?124頁。

第11回 非典型担保（その1）

譲渡担保について学ぶ。教科書 125頁?137頁。

第12回 非典型担保（その2）

譲渡担保、及び、仮登記担保について学ぶ。教科書 138頁?149頁。

第13回 非典型担保（その3）

所有権留保、及び、債権担保について学ぶ。教科書 150頁?164頁。

第14回 法定担保

先取特権、及び、留置権について学ぶ。教科書165頁?190頁。

第15回 担保物権総論

担保物権序説の記述に立ち返り、担保物権の全体像を把握する。教科書 1頁?15頁。

-----  
2022年度 後期

2単位

知的財産法

申 賢哲

-----  
< 授業の方法 >

講義科目

< 授業の目的 >

この科目は、リーガルマインドを生かして社会のさまざまな分野で活躍できる人材を育成するために必要な一般専門教育科目の一つとして位置づけられている。

知的財産法は、技術的あるいは文化的な創造的活動の成果等である知的財産の保護と利用に関するルールを定める法分野である。技術・デザイン、ブランドや音楽・映画等のコンテンツといった知的財産を産業の基盤に据えることにより、我が国経済社会の再活性化を図るという「知的財産立国」が国家戦略の一つとして位置づけられる今、人々が、知的財産法の知識を有し、その知識を社会の発展に役立つように活用できるようになることが求められている。

今年度の講義は、知的財産法のうち、著作権法の基本を概観する。ちなみに、来年度は、新しく創造された技術的思想（発明）を保護する特許法を取り上げる予定である。著作権法は、特許法とともに、知的財産法の中核をなす法律である。また、その保護対象を、書籍、音楽、小説、写真、映画等の著作物とするため、皆様の日常生活のみならず、企業活動に密接な関係のある法律である。よって、文化経済活動に携わる多くの人々にとっては、著作権法の基礎的知識を習得しておくことの意義は非常に大きい。

そこで、本講義においては、私達の生活やビジネスにおいて重要性を増している著作権の保護と利用に関する

ルールの基礎知識を修得して、著作権法を体系的に理解することを目的とする。

< 到達目標 >

1．著作権法の重要性を理解し、問題解決能力が向上され、就職活動での強みとなる。

（1）著作権法の基礎として知っておくべき事項すべてを習得することで、著作権法の基本的な事項を網羅的かつ体系的に説明することができる。

（2）新聞やテレビの著作権を巡る事件や報道について興味が持てるようになり、授業で修得した知識を活かして、それらの事象について適切なコメントが述べられ、基本的な問題解決の基礎能力を身につけることができる。

2．国家試験への挑戦への動機づけとなる。

（1）「司法試験」では、知的財産法が「選択科目」とされている。また、「弁理士」という知的財産の専門家になるための「弁理士試験」では、著作権法が、短答式筆記試験科目として位置づけられている。

（2）「知的財産立国」の下で、企業や官公庁では、知的財産の知識を有しそれを活用するマネジメント人材が求められており、国家資格として「知的財産管理技能士」がある。

本講義を契機に、将来を見据えて、ぜひ国家資格の取得へ挑戦してほしい。

< 授業のキーワード >

知的財産、相対的独占権、著作物、著作者、著作権、著作者人格権、権利制限、権利の活用

< 授業の進め方 >

本講義では、著作権の取得手続や保護範囲、そして侵害場面に関する基本事項について、講義形式で授業を行う。

< 履修するにあたって >

・知的財産に関心のある学生であれば、著作権法をよく知らなくても、歓迎する。ただし、民法の総則、債権や物権の講義を履修済みか、並行して履修していれば、なお理解が深まる。知的財産法が入っている六法を持参することが望ましい。

・毎回の講義では、授業内容に係わるレジュメを配布する予定である。これを参考図書と照らし合わせて読むようにすることが望ましい。

・私語は厳禁である。

< 注 > 下記の授業計画は、目安であり、講義の進捗状況によって若干変更されることがある。

< 授業時間外に必要な学修 >

・毎回の講義の内容でわからないことがあれば、レジュメや参考図書をベースにして理解できるように復習する。発展的な学習のために自主的かつ主体的に関連文献や裁

判例を調査し取り組むことが必要とされる。

・講義の内容について予習・復習を行うことをお勧めし、予習時間及び復習時間は、それぞれ1時間程度を想定する。

< 提出課題など >

特になし

< 成績評価方法・基準 >

・成績は、毎回の講義で提出してもらう出席カードの記載内容や質（講義内容の概要や感想など）が30点、定期試験が70点の合算で評価する。

・定期試験の形式は、問題文の括弧に適切な用語を例から選択する問題、埋め合わせ問題、○か×を選択する問題、論述、の一部又は全部で構成される。定期試験の問題は、レジュメとその内容に係わる参考図書の範囲内で出題され、定期試験では、六法、講義で配布したレジュメ及び参考図書のみを持ち込み「可」とする。

なお、理由の如何を問わず、欠席回数が5回以上の場合は不合格とする。

< 注 > 以上の評価基準は目安であり、講義の進捗状況や履修生の受講態度等を考慮して変更されることがある。

< テキスト >

・参考図書の各章の内容に係わるレジュメを配布したうえで、使用する。

< 参考図書 >

・茶園成樹編『著作権法〔第3版〕』（有斐閣、2021年）

< 授業計画 >

第1回 イン트로ダクション< 知的財産法における著作権法 >

知的成果物である「発明」、「商標」、「意匠」、「著作物」などの知的財産を保護する必要性を理解するとともに、知的財産法制の全体像から著作権法の位置づけについて検討し、著作権制度の存在意義を考える。（参考図書第1章）

第2回 著作物 < 概要及び言語の著作物など >

著作権法の保護客体である著作物について、その定義を理解し、例示著作物や二次的著作物などその種類や保護範囲について検討する。（参考図書第2章）

第3回 著作物 < 美術及び映画の著作物など >

著作権法の保護客体である著作物について、その定義を理解し、例示著作物や二次的著作物などその種類や保護範囲について検討する。（参考図書第2章）

第4回 著作物 < 二次的著作物など >

著作権法の保護客体である著作物について、その定義を理解し、例示著作物や二次的著作物などその種類や保護範囲について検討する。（参考図書第2章）

第5回 著作者

著作権の享有主体について、職務著作、映画の著作物の著作者・著作権者を中心に、創作者主義の原則と例外について考察する。（参考図書第3章）

第6回 著作者人格権

著作物の創作者である著作者が精神的に傷つけられないよう、その人格的利益を保護するための権利（公表権、氏名表示権、同一性保持権）について概説する。（参考図書第4章）

第7回 著作権 < 複製権、演奏権など >

著作者の財産的な利益を保護するための権利として、著作物の複製に対する複製権など特定の利用行為を対象とする様々な権利（支分権）の種類や権利範囲などについて講義する。（参考図書第5章）

第8回 著作権 < 譲渡権、頒布権など >

著作者の財産的な利益を保護するための権利として、著作物の複製に対する複製権など特定の利用行為を対象とする様々な権利（支分権）の種類や権利範囲などについて講義する。（参考図書第5章）

第9回 著作権 < 翻案権、みなし侵害など >

著作者の財産的な利益を保護するための権利として、著作物の複製に対する複製権など特定の利用行為を対象とする様々な権利（支分権）の種類や権利範囲などについて講義する。（参考図書第5章）

第10回 著作権の制限 < 私的利用のための複製など >

著作権制限規定により、著作者の財産的な利益を保護するための権利が制限され、著作者の許諾なしに著作物の自由利用が可能である。その利用行為・利用主体・対象著作物などについて考察し、ビッグデータ時代での著作物の利活用に備えた近年の法改正について概説する。（参考図書第6章）

第11回 著作権の制限 < 教育のための利用など >

著作権制限規定により、著作者の財産的な利益を保護するための権利が制限され、著作者の許諾なしに著作物の自由利用が可能である。その利用行為・利用主体・対象著作物などについて考察し、ビッグデータ時代での著作物の利活用に備えた近年の法改正について概説する。（参考図書第6章）

第12回 著作権の制限 < 引用など >

著作権制限規定により、著作者の財産的な利益を保護するための権利が制限され、著作者の許諾なしに著作物の自由利用が可能である。その利用行為・利用主体・対象著作物などについて考察し、ビッグデータ時代での著作物の利活用に備えた近年の法改正について概説する。（参考図書第6章）

第13回 侵害に対する救済

著作権侵害に対する著作権者の救済制度について、民事上の救済手段である差止請求権（112条）や損害賠償請求権（民709条）を中心に、概説する。（参考図書第7章）



## 第14回 権利の活用

著作権の利用方法にはどのようなものがあるかについて、著作権の譲渡、利用許諾、著作権の設定、質権の設定等を中心に検討し、実施権の利用態様について考察する。

(参考図書第8章)

## 第15回 著作隣接権

著作隣接権、すなわち実権家、レコード製作者、放送事業者及び有線放送事業者の権利に関して、その内容及び制限について検討する。(参考図書第9章)

-----  
2022年度 前期

4単位

地方自治法

小川 一茂

-----  
<授業の方法>

対面による講義

<授業の目的>

この科目は、法学部DPに示す、法的素養を身につけ、社会における各種の問題について法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すこと、公平性と客観性を重視した判断及び行動ができるようになることを目指し、以下に示すような学修を行うものである。

住民生活に密接にかかわる身近な行政が、地方自治体による地方行政である。このような私たちの日常生活に密接に関係する地方行政を理解するために、2年次までに学修した日本国憲法・政治学等の知識を基にして、地方自治法をはじめとする地方自治法制において地方自治体の組織や運営がどのように定められているかを学修する。これらに加えて、この講義では地方自治の歴史や精神、地方自治法に則した地方自治体の組織や活動等、住民が地方行政あるいは地方自治に関わっていくための各種の制度についても学修する。

<到達目標>

地方自治法に基づく地方自治に関する法制度の基礎概念や仕組みを説明できる。

それらを用いて法的な議論ができる。

上記及びができるようになることで、地方自治に関するニュースや最新の出来事についても、法的な評価ができる。

<授業のキーワード>

地方自治 地方行政

<授業の進め方>

テキスト及び六法を持参した上で、教員による説明を聞いてノートやメモをきちんととり、到達目標の達成を目指す。また、必要に応じて質疑応答を行ったり、質問の時間を設定する。

講義資料であるプリント等は「遠隔授業情報」記載のアドレスに随時アップロードするので、各自でダウンロードして印刷し、手元に準備しておくこと。(講義直

前や講義中はアクセスが集中する危険があるので、前日中に準備しておくことが望ましい。)

<履修するにあたって>

更なる理解のためには、行政法(行政法総論)及び行政法(行政救済法)の履修は必須といえる。

講義には必ずテキスト及び六法を持参すること。

講義中の私語等の妨害行為により授業の進行に著しい支障をもたらすとみなされる場合には、退席や単位を与えない等の措置をとる。

<授業時間外に必要な学修>

事前の学修としては、授業計画において示した内容に該当するテキストの箇所を丹念に繰り返し読み、従前に説明した内容との関連性についてある程度の概要をとらえておくこと。(目安として1時間30分)

事後の学修としては、その回の講義で取り扱った内容に該当するテキストの箇所を丹念に繰り返し読み、その内容を再確認して確実な理解をすること。また、不明な点があれば指定図書や参考書を用いて不明な点の解消に努めること。(目安として2時間30分)

<提出課題など>

講義期間中に3回、まとめのテストを実施する。その他必要があれば、講義中に指示する。

(なお、まとめのテストの講評等は講義中に行う予定である。)

<成績評価方法・基準>

3回行うまとめのテストの成績(合計で100%)により評価を行う。また、講義中の私語等の妨害行為により授業の進行に著しい支障をもたらすとみなされる場合には、退席や単位を与えない等の措置をとる。

<テキスト>

佐伯彰洋・駒林良則ほか『地方自治法入門 第2版』(成文堂、2021年)

<参考図書>

川崎政司『地方自治法基本解説(第7版)』(法学書院、2018年)

宇賀克也『地方自治法概説(第8版)』(有斐閣、2019年)

猪野積『地方自治法講義(第4版)』(第一法規・2018年)

松本啓昭『新版 逐条地方自治法(第9次改訂版)』(学陽書房、2017年)

白藤博行『地方自治法への招待』(自治体研究社、2017年)

磯部力・小幡純子・斎藤誠編『地方自治判例百選(第4版)』(有斐閣、2013年)

<授業計画>

第1回 ガイダンス・導入

講義概要等について説明する。

地方自治法とはどのような法律か、法体系における位置づけについて概観する。

第2回 地方自治とは何か  
地方自治の概念について説明する。  
日本における地方自治の歴史を概観する。

第3回 日本国憲法と地方自治  
日本国憲法第8章を概観する。  
「地方自治の本旨」について説明する。

第4回 地方自治に関わる法令  
地方公共団体が従うべき法規等について説明する。  
1980年代以降のいわゆる地方分権改革について説明する。

第5回 国と地方の役割分担  
地方自治法第1条の2について説明する。  
地方公共団体の概念について説明する。

第6回 地方公共団体とは  
市町村の制度について説明する。  
指定都市（いわゆる政令指定都市）について説明する。

第7回 地方公共団体とは  
都道府県について説明する。  
特別地方公共団体について説明する。

第8回 地方公共団体とは  
地方公共団体の事務  
地方公共団体の休日・事務所等について説明する。  
地方公共団体の自治事務および法定受託事務について説明する。

第9回 地方公共団体の事務  
公の施設  
地方公共団体の事務処理の特例制度等を概観する。  
公の施設について説明する。

第10回 試験  
第2回から第8回までの範囲を対象として試験を行う。

第11回 自主立法権（自治立法権）  
条例とは何か概観する。  
地方公共団体の条例と罪刑法定主義との関係について検討する。

第12回 自主立法権（自治立法権）  
地方公共団体の条例と租税法律主義との関係について検討する。  
条例は法律の範囲内で定めなければならないということの意義について検討する。

第13回 自主立法権（自治立法権）  
地方公共団体の規則について説明する。  
いわゆる要綱行政の定義と問題点について検討する。  
地方公共団体による法令の自主解釈権を概観する。

第14回 地方公共団体の住民  
地方公共団体の住民とは何か、説明する。  
地方公共団体の住民による直接請求制度について概観する。

第15回 地方公共団体の住民  
住民投票について説明する。  
住民監査請求について概観する。

第16回 地方公共団体の住民  
住民訴訟について説明する。

第17回 地方公共団体の住民  
地方公共団体の情報公開制度を概観する。  
地方公共団体の個人情報保護制度を説明する。

第18回 試験  
第9回から第16回までの範囲を対象として試験を行う。

第19回 地方公共団体の議会  
地方公共団体の議会の権限や運営について概観する。  
地方公共団体の議会の議員について説明する。

第20回 地方公共団体の執行機関  
地方公共団体の長について説明する。  
委員会・委員制度について概観する。

第21回 長と議会の関係  
再議制度について説明する。  
専決処分について説明する。  
長の不信任議決の制度について概観する。

第22回 国等の関与の仕組み  
地方公共団体に対する国等による関与の法制度を概観する。  
個別の関与の形態について説明する。

第23回 地方公共団体の財政  
地方財政の基本原則を説明する。  
地方税を概観する。

第24回 地方公共団体の財政  
地方交付税を概観する。  
その他の地方公共団体の収入を説明する。

第25回 試験の代替措置  
やむを得ない正当な理由により第1回及び第2回の試験を受験できなかった学生に対する、代替措置を行う。

第26回 地方公共団体の財政  
地方公共団体の予算・決算を説明する。

第27回 試験  
講義で取り扱った全ての内容を範囲として、試験を行う。

第28回 地方自治の現代的諸相  
現代の地方自治に関わる問題につき、更なる検討を行う。

第29回 試験の代替措置  
やむを得ない正当な理由により第3回目の試験を受験できなかった学生に対する、代替措置を行う。

第30回 地方自治の現代的諸相  
現代の地方自治に関わる問題につき、更なる検討を加える。

-----

2022年度 前期～後期  
4単位  
地方自治論  
脇坂 徹

-----

< 授業の方法 >  
講義

#### < 授業の目的 >

この科目は、地方自治を学ぶ一般専門教育科目のコア科目であり、内容としては、法律学的な学説や判例よりも、地方行政・政治に関するしくみと実態を主に学びます。

この科目では、法学部のDPにある、「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析」でき、「地域社会」の「公共的事柄に関心と責任感を持ち、公平性と客観性を重視した判断」ができるよう、地方自治に関する法制度的・政治学的な知識を修得することを目指します。

#### < 到達目標 >

「地??治の概念に関する用語を説明できる」（知識）

「日本の地??治の歴史的な経緯について説明できる」（知識）

「日本の地??行政・政治・財政に関するしくみや実態について詳細に説明できる」（知識）

#### < 授業のキーワード >

地方自治、首長と地方議会、都道府県と市町村、地??分権、住民参加

#### < 授業の進め方 >

・配布プリント（テーマごとに順次配布、次のテーマに?るまで毎回要持参）に沿って、その中の空欄にしているキーワード等の語句を板書や口頭で指示したり、語句等の補足解説をしたり、発展的内容を話したりしながら、進めていきます。

・各授業回中1、2度、一定の区切りで、理解度の確認などの目的で、主に当日（または前回）に学んだばかりの知識または発展的内容に関するクイズを出し、自分で考える・答えるという主体的な行為を求めます。各授業の終わり頃、用紙回収後に答え合わせをして要点を解説します。

#### < 履修するにあたって >

・全回完全参加、主体的で真摯な学習態度で、しっかり話を聞き、理解に努めようという意思のある?のみ履修してください。

・毎回、?頭説明とプリントの??に注意を向けてください。そして、論理的に理解するよう努めてください。

#### < 授業時間外に必要な学修 >

・予習としては、事前に1時間ほど、プリントや地方自治概説書の関連箇所を読んでおくと、理解しやすくなると思います。

・復習としては、3～4時間ほど（授業中の学習態度によって所要時間は変わる）、プリントの書き込みを整理したり読み直したり、クイズで取りあげたポイントについて再検討したり、理解を深めるために六法で根拠条文を調べてみたりすることをお勧めします。

#### < 提出課題など >

「授業の進め方」にも記したとおり、各授業回中1、2度、一定の区切りでクイズを出し、各授業の終わり頃、用紙回収後に答え合わせをして要点を解説します。

#### < 成績評価方法・基準 >

・定期試験：80%。持込参照不可。学習した知識の理解を問う、記述問題、空欄補充問題、正誤問題など。記述の正確さ、正解数の多寡で評価します。前期末・後期末ともに定期試験を行いますので、この通年科目の履修者は、必ず両方受験してください。

・学習記録：20%。クイズの解答数・記述量・丁寧さや受講態度で評価します。クイズに対する解答の正否は評価に含みません。不正な提出物、学籍番号も氏名も記載のない提出物は無効とします。

#### < テキスト >

レジュメをテーマごとに配布します。

#### < 授業計画 >

##### 第1回 ガイダンス

地??治の概念と類型（1）

##### ガイダンス

?治の意義、自治の概念

##### 第2回 地??治の概念と類型（2）

?治権、地方制度の類型論（英米型と大陸型の概略）

##### 第3回 地??治の概念と類型（3）

地方制度の類型論（英米型と大陸型の詳細とその他のモデル）

##### 第4回 地??治の概念と類型（4）

その他の用語等について

##### 第5回 戦前の地??統治体制（1）

明治期地??統治体制の整備・確?の経緯

##### 第6回 戦前の地??統治体制（2）

明治期地??統治体制のしくみとその後の経緯

##### 第7回 戦後の制度改革（1）

占領期の改?内容（日本国憲法の施行、地方自治法の施行）

##### 第8回 戦後の制度改革?（2）

占領期の改?内容（地方自治法の詳細内容）

##### 第9回 戦後の制度改革?（3）

逆コース期の改革内容

##### 第10回 自治体の統治構造（1）

二元代表制

##### 第11回 自治体の統治構造（2）

??の選挙・任期・党派性

##### 第12回 自治体の統治構造（3）

??の地位と権限

##### 第13回 自治体の統治構造（4）

議会の権限

##### 第14回 行政委員会（1）

行政委員会の概要

##### 第15回 行政委員会（2）

各種委員会と監査委員

##### 第16回 ガイダンス

地??議員と議会活動（1）

ガイダンス

議員の定数

第17回 地?議員と議会活動(2)

議員の任期、選挙のしくみ

第18回 地?議員と議会活動(3)

議会のしくみ、課題

第19回 ?治体の構成と連携(1)

都道府県と市区町村の二層制

第20回 ?治体の構成と連携(2)

事務分担、市・町・村

第21回 ?治体の構成と連携(3)

都市特例制度

第22回 自治体の構成と連携(4)

広域連携、地域自治の制度

第23回 地方財政(1)

地方財政の全体概要、歳入の分類、地?税、地方交付税

第24回 地?財政(2)

国庫?出?、地?債、歳出の分類、予算編成作成過程

第25回 地?分権改?(1)

第1次地?分権改?の経緯と改?内容

第26回 地?分権改?(2)

第1次地?分権改?の改?内容の続き、三位?体改?とその後の分権改?

第27回 住民参加(1)

課題設定・政策立案段階の参加制度・取り組み

第28回 住民参加(2)

政策立案、政策決定段階の参加制度・取り組み

第29回 住民参加(3)

政策決定、政策実施段階の参加制度・取り組み

第30回 住民参加(4)

評価・問責段階の参加制度・取り組み

-----  
2022年度 前期

2単位

地方自治論

脇坂 徹

-----  
< 授業の方法 >

講義

< 授業の目的 >

この科目は、地??治について学ぶ、一般専門教育科目のコース専門教育科目であり、内容としては、法律学的な学説や判例よりも、主に地方行政・政治に関するしくみと実態を学びます。

この科目では、法学部のDPにある、「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析」でき、「地域社会」の「公共的事柄に関心と責任感を持ち、公平性と客観性を重視した判断」ができるよう、地方自治に関する法制度的・政治学的な知識を修得することを目指します。

なお、前期の「地方自治論」は、地方自治の基礎的

知識や歴史的経緯を扱っており、後期の「地方自治論」は、前期内容を踏まえた発展的内容です。

< 到達目標 >

「地??治の概念に関する用語を説明できる」(知識)

「日本の地??治の歴史的な経緯について説明できる」(知識)

「日本の地?行政・政治に関するしくみや実態について詳細に説明できる」(知識)

< 授業のキーワード >

地方自治、府県と市町村、二元代表制、首長と地方議会  
< 授業の進め方 >

・配布プリント(テーマごとに順次配布、次のテーマに?るまで毎回要持参)に沿って、その中の空欄にしているキーワード等の語句を板書や口頭で指示したり、語句等の補足解説をしたり、発展的内容を話したりしながら、進めていきます。

・各授業回中1、2度、一定の区切りで、理解度の確認などの目的で、主に当日(または前回)に学んだばかりの知識または発展的内容に関するクイズを出し、自分で考える・答えるという主体的な行為を求めます。各授業の終わり頃、用紙回収後に答え合わせをして要点を解説します。

< 履修するにあたって >

・全回完全参加、主体的で真摯な学習態度で、しっかり話を聞き、論理的な理解に努めようという意思のある人のみ履修してください。

・毎回、遅刻・早退せずに参加し、授業中は常に口頭説明とプリントの文面に注意を向けてください。そして、論理的に理解するよう努めてください。

< 授業時間外に必要な学修 >

・予習としては、事前に1時間ほど、レジュメや地方自治概説書の関連箇所を読んでおくと、理解しやすくなると思います。

・復習としては、3~4時間ほど(授業中の学習態度によって所要時間は変わる)、レジュメの書き込みを整理したり読み直したり、クイズで取りあげたポイントについて再検討したり、理解を深めるために六法で根拠条文を調べてみたりすることをお勧めします。

< 提出課題など >

「授業の進め方」にも記したとおり、各授業回中1、2度、一定の区切りでクイズを出し、各授業の終わり頃、用紙回収後に答え合わせをして要点を解説します。

< 成績評価方法・基準 >

・定期試験：80%。持込参照不可。学習した知識の理解を問う、記述問題、空欄補充問題、正誤問題など。記述の正確さ、正解数の多寡で評価します。

・学習記録：20%。クイズの解答数・記述量・丁寧さや受講態度で評価します。クイズに対する解答の正否は評価に含みません。不正な提出物、学籍番号も氏名も記載のない提出物は無効とします。

<テキスト>

プリントをテーマごとに配布します。各テーマの講義を終えたら、そのテーマのプリントの残部は処分し、配布終了とします。

<授業計画>

#### 第1回 ガイダンス

地??治の概念と類型（1）

ガイダンス

??治の意義、自治の概念

#### 第2回 地??治の概念と類型（2）

??治権、地方制度の類型論（英米型と大陸型の概略）

#### 第3回 地??治の概念と類型（3）

地方制度の類型論（英米型と大陸型の詳細とその他のモデル）

#### 第4回 地??治の概念と類型（4）

その他の用語等について

#### 第5回 戦前の地??統治体制（1）

明治期地??統治体制の整備・確?の経緯

#### 第6回 戦前の地??統治体制（2）

明治期地??統治体制のしくみとその後の経緯

#### 第7回 戦後の制度改革（1）

占領期の改?内容（日本国憲法の施行、地方自治法の施行）

#### 第8回 戦後の制度改?（2）

占領期の改?内容（地方自治法の詳細内容）

#### 第9回 戦後の制度改?（3）

逆コース期の改革内容

#### 第10回 自治体の統治構造（1）

二元代表制

#### 第11回 自治体の統治構造（2）

??の選挙・任期・党派性

#### 第12回 自治体の統治構造（3）

??の地位と権限

#### 第13回 自治体の統治構造（4）

議会の権限

#### 第14回 行政委員会（1）

行政委員会の概要

#### 第15回 行政委員会（2）

各種委員会と監査委員

-----  
2022年度 後期

2単位

地方自治論

脇坂 徹

-----  
<授業の方法>

講義

<授業の目的>

この科目は、地??治について学ぶ一般専門教育科目のコース専門教育科目であり、内容としては、法律学的な学

説や判例よりも、主に地方行政・政治に関するしくみと実態を学びます。

この科目では、法学部のDPにある、「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析」でき、「地域社会」の「公共的事柄に関心と責任感を持ち、公平性と客観性を重視した判断」ができるよう、地方自治に関する法制度的・政治学的な知識を修得することを目指します。

なお、前期の「地方自治論」が基礎的知識や歴史的経緯を扱っているのに対し、後期の「地方自治論」は、前期内容を踏まえた発展的内容です。

<到達目標>

「地??治の概念に関する用語を説明できる」（知識）

「日本の分権改革の歴史的な経緯について説明できる」（知識）

「日本の地??行政・政治・財政に関するしくみや実態について詳細に説明できる」（知識）

<授業のキーワード>

地方議会、都道府県と市町村、分権改革、住民参加

<授業の進め方>

・配布プリント（テーマごとに順次配布、次のテーマに?るまで毎回要持参）に沿って、その中の空欄にしているキーワード等の語句を板書や口頭で指示したり、語句等の補足解説をしたり、発展的内容を話したりしながら、進めていきます。

・各授業回中1、2度、一定の区切りで、理解度の確認などの目的で、主に当日（または前回）に学んだばかりの知識または発展的内容に関するクイズを出し、自分で考える・答えるという主体的な行為を求めます。各授業の終わり頃、用紙回収後に答え合わせをして要点を解説します。

<履修するにあたって>

・後期の「地方自治論」はいわば応用編であり、地方自治の基礎知識があるほうが理解しやすいと思いますので、前期の「地方自治論」の単位を修得済みであるほうが望ましいでしょう。

・全回完全参加、主体的で真摯な学習態度で、しっかり話を聞き、論理的な理解に努めようという意思のある人のみ履修してください。

・毎回、遅刻・早退せずに参加し、授業中は常に口頭説明とプリントの文面に注意を向けてください。そして、論理的に理解するよう努めてください。

<授業時間外に必要な学修>

・予習としては、事前に1時間ほど、プリントや地方自治概説書の関連箇所を読んでおくと、理解しやすくなると思います。

・復習としては、3～4時間ほど（受講態度によって所要時間は変わる）、プリントの書き込みを整理したり読み直したり、クイズで取りあげたポイントについて再検討したり、理解を深めるために六法で根拠条文を調べて

みたりすることをお勧めします。

< 提出課題など >

「授業の進め方」にも記したとおり、各授業回中1、2度、一定の区切りでクイズを出し、各授業の終わり頃、用紙回収後に答え合わせをして要点を解説します。

< 成績評価方法・基準 >

・定期試験：80%。持込参照不可。学習した知識の理解を問う、記述問題、空欄補充問題、正誤問題など。記述の正確さ、正解数の多寡で評価します。

・学習記録：20%。クイズの解答数・記述量・丁寧さや受講態度で評価します。クイズに対する解答の正否は評価に含まれません。不正な提出物、学籍番号も氏名も記載のない提出物は無効とします。

< テキスト >

プリントをテーマごとに配布します。各テーマの講義を終えたら、そのテーマのプリントの残部は処分し、配布終了とします。

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス

地?議員と議会活動(1)

ガイダンス

議員の定数

第2回 地?議員と議会活動(2)

議員の任期、選挙のしくみ

第3回 地?議員と議会活動(3)

議会のしくみ、課題

第4回 ?治体の構成と連携(1)

都道府県と市区町村の二層制

第5回 ?治体の構成と連携(2)

事務分担、市・町・村

第6回 ?治体の構成と連携(3)

都市特例制度

第7回 ?治体の構成と連携(4)

広域連携、地域自治の制度

第8回 地方財政(1)

地方財政の全体概要、歳入の分類、地?税、地方交付税

第9回 地?財政(2)

国庫?出?、地?債、歳出の分類、予算編成作成過程

第10回 地?分権改?(1)

第1次地?分権改?の経緯と改?内容

第11回 地?分権改?(2)

第1次地?分権改?の改?内容の続き、三位?体改?とその後の分権改?

第12回 住民参加(1)

課題設定・政策立案段階の参加制度・取り組み

第13回 住民参加(2)

政策立案、政策決定段階の参加制度・取り組み

第14回 住民参加(3)

政策決定、政策実施段階の参加制度・取り組み

第15回 住民参加(4)

評価・問責段階の参加制度・取り組み

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

東洋法制史

萩原 守  
-----

< 授業の方法 >

大学の方針に基づいて、現在の所、通常の対面形式での授業を予定している。ただし、万が一コロナウィルスの感染状況が悪化した場合には、遠隔授業に移行する可能性もある。シラバスとdotCampusを定期的に見るようにしておいてほしい。

遠隔授業になった場合、特別警報または暴風警報発令の場合も、基本的には授業を実施する。ただし自治体より避難指示、避難勧告か?発令されている場合は、その都度授業の休講、中断を判断し、自分自身の安全を最優先に考えて対応してほしい。

< 授業の目的 >

この科目は、法学部のDPに示す「法の理念および現実の社会における法の運用を踏まえて、法および政治について体系的に学修し、法化社会・国際化社会に対応した法的素養を身につけている」ことを目指す科目である。「東洋法制史」は、「日本法制史」や「西洋法制史」と並んで、現実の現代社会における法の理念や法の運用方法が形成されてきた過去の経緯を詳しく理解するための基礎的科目であり、「法学」全体の一部である「基礎法学」に分類されることの多い科目である。この授業の具体的な主題は、「清代を中心とする中国及びモンゴルの法制史」である。

授業の目的は、以下の通りである。まず前期では、日本法制史や西洋法制史に対する意味での「東洋法制史」、特にその代表である中国法制史の全体像を、他の文化圏での法制史と比較しつつ通史的に広く理解し、詳しく説明できるようになることである。その際、最新の研究状況に関する情報の入手方法や、法典編纂史と裁判制度史の概要とを説明できることも必要となる。次いで、中国法制史の中でも特に最後の王朝である清王朝に関して、法典、行政組織、官僚機構、司法システム等の基礎的な部分を自ら詳しく理解し、その諸問題を検討した上で、現実に行われていた裁判の実態や今も現存する中国法の特徴を理解できるような状態に到達することが目的となる。後期では、中国以外の多様なアジア諸地域の法制史を理解するための一例として、モンゴル民族の法制史について、法典編纂史と裁判システムを中心に、法制度全体を理解できるようになることを目的とする。また最後に、清朝時代のモンゴルで現実に起こった刑事事件とその裁判事例を自ら詳しく検討し、当時のモンゴル遊牧民に対する清王朝の司法支配の実態を理解・解説でき

るようになることが目的となる。前後期を通じて、過去の社会に関する法的素養を身につけた上で、現在の中国、モンゴル国、ドイツ、ロシア、アメリカ合衆国、日本等の学界において中国やモンゴルの法制史がどのような形で研究されているのか、という日進月歩の研究状況を身につけることも目的の一つである。

#### <到達目標>

前期に関しては、中国法制史と東アジア全体規模での法制史の形成過程、特に中国歴代王朝における法典の編纂史やその伝播状況、各王朝における刑罰大系や裁判制度の形成史等を理解して自分で説明できるようになることを目標とする。後期では、モンゴル民族の法制史に関して、世界各国における具体的な研究史を理解し、その背景にある各国の政治経済的な事情や近代におけるヨーロッパ流の法制の導入に関しても、十分に理解して、自分で説明できるようになることを目標とする。前後期を通じて、学んだ知識を利用して東洋法制史の概要を自分で記述する能力のみならず、人前でわかりやすく口頭発表するプレゼンテーションの能力をも身につけることがさらなるハイレベルの目標となる。

#### <授業のキーワード>

律令	科挙	大清律例	清朝の裁判
制度	モンゴル法	蒙古例	盟旗
制度	モンゴル人民共和国憲法		

#### <授業の進め方>

この授業は、通常の講義形式の授業である。対面形式の授業が可能であった場合、前期と後期の終わりに一度ずつ試験を実施する予定である。さらに試験以外にも、希望する学生があれば、数回程度、学生自身に口頭発表をしてもらう可能性もある。その場合、レポートの提出と同様に扱い、加点することを考えている。

#### <履修するにあたって>

高校レベルで日本史や世界史を履修した学生は、より理解しやすく感じるかもしれないが、履修していない学生にもわかるような丁寧な授業にしたい。授業中はしっかりとノートを取り、理解できなかった部分などは、その都度質問して、よく確かめておくことが望ましい。また、履修の順番は問わないが、できれば、日本法制史や西洋法制史も受講して、各々の違いをよく理解できるようになってほしい。

#### <授業時間外に必要な学修>

シラバスに掲載された参考文献や授業中に指示する参考文献を神戸学院大学の図書館から借り出して読み、授業の前後に予習や復習をしておくことが望ましい。また、試験の前にも授業ノートや参考文献をよく確かめておいて、十分な準備をしておくことが望ましい。

#### <提出課題など>

対面授業の場合、試験以外にも、希望者があれば口頭発表をもらう可能性がある。また、やむを得ず遠隔授業となった場合には、レポート風の試験答案を提出して

もらう予定である。その場合、試験問題の掲示も、答案ファイルの提出先もドットキャンパスとする。

#### <成績評価方法・基準>

対面授業の実施が可能であれば、前期と後期の終わりに一度ずつ持込可能な試験を実施する。長文論述式の試験を予定している。もちろん授業への出席は必要であるが、成績の評価はあくまで試験の結果を重視する。ノート、参考資料等を持ち込むことが可能な長文論述式の試験であるため、十分な準備が要求される。また前述のように、希望者があれば数名の学生に授業中に口頭発表してもらう。その時の発表内容も、レポートに準じて成績に加点することとしたい。

対面授業の実施が困難となった場合には、ドットキャンパスを用いて、前期と後期の終わりに一度ずつレポート風の試験を行う。試験問題の掲示も、答案ファイルの提出も、ドットキャンパスを用いて行うことになる。

いずれの場合も、シラバスとドットキャンパスを普段からよく見ておくようにしてほしい。

#### <テキスト>

この講義では、テキストは指定しない。参考文献を図書館で読んでほしい。

#### <参考図書>

石岡浩・川村康・その他著『史料からみる中国法史』法律文化社2500円  
宮崎市定著『科挙 中国の試験地獄』中公文庫 914円  
富屋至著『文書行政の漢帝国』名古屋大学出版会8400円  
滋賀秀三著『続・清代中国の法と裁判』創文社 5,500円  
夫馬進編『中国訴訟社会史の研究』京都大学学術出版会 9,600円  
萩原守著『清代モンゴルの裁判と裁判文書』創文社 14,000円  
萩原守著『体感するモンゴル現代史』南船北馬舎 3,200円  
寺田浩明著『中国法制史』東京大学出版会

#### <授業計画>

##### 第1回 中国法制史の持つ特徴

成文法主義とイギリス等の判例法主義との違いや、神判の有無等を中心にして、中国と西洋、日本との法制史の大きな違いを概説する。

##### 第2回 中国古代の成文法、一回目

秦漢時代を中心に、代表的な法典とその残存状況とを概説する。特に近年新しく出土し始めた秦漢律の問題について、かなり詳しく扱う。

##### 第3回 中国古代の成文法、二回目

隋唐時代を中心に、代表的な法典とその残存状況とを概説する。特に新発見の唐令の問題については、かなり詳しく扱う。

##### 第4回 中国古代の刑罰体系

秦漢と隋唐の時代を中心として、中国古代における刑罰とその体系を詳しく述べる。

##### 第5回 中国中世・近世の成文法

宋代、元代から明清期に至る代表的な法典・判例集と法

制史上の特徴とを概説する。

#### 第6回 中国中世・近世の刑罰体系

五代十国・宋・元代から明清期に至る刑罰の体系をまとめて述べる。

#### 第7回 清王朝の法

『大清律例』を中心とする清代中国の法典、及び「蒙古例」、「回疆則例」等、清朝政府が定めた民族集団別の諸法典について、その種類や法的効力の問題を概説する。

#### 第8回 清王朝の行政機構、前半

首都北京に存在していた中央官庁群、特に裁判に関わる官庁群に関して、地図で確認しつつその配置や機能等を詳しく解説する。

#### 第9回 清王朝の行政機構、後半

中国本土の全土に存在していた網の目状の地方行政・司法組織について、その官僚職の種類や機能等を詳しく解説する。

#### 第10回 清代の科挙制度、前半

清朝の官僚機構を構成する科挙官僚を選抜する試験に関して、まず、地方の州県、省レベルにおける試験を中心にして、発表を希望する学生に詳しく口頭発表してもらう。

#### 第11回 清代の科挙制度、後半

科挙の中心部分をなす首都北京での会試と皇帝自身による殿試について、発表を希望する学生に詳しく口頭発表してもらう。

#### 第12回 清代中国の刑事裁判制度前半

まず清代中国の刑罰体系を解説して、犯罪と刑罰の軽重によって異なる清朝の刑事裁判制度を、詳しく解説する。

#### 第13回 清代中国の刑事裁判制度後半

清朝の刑事裁判制度、特に最近研究が盛んになってきた秋審や勾決の問題を詳しく扱う。

#### 第14回 清代中国における訴訟と裁判の実態前半

宮崎市定氏の和訳した『鹿洲公案』を用いて、発表を希望する学生に訴訟や裁判の実態を詳しく口頭発表してもらう。

#### 第15回 清代中国における訴訟と裁判の実態後半

引き続き、宮崎市定氏の和訳した『鹿洲公案』を用いて、発表を希望する学生に訴訟や裁判の実態を詳しく口頭発表してもらう。

#### 第16回 モンゴル民族史の時代区分

チンギスハーン以来のモンゴル民族史をいくつかの時代に区分し、各時代の政治史状況や世界各国における研究の進展状況等を概説する。

#### 第17回 モンゴル民族の法制史1

13世紀から15世紀頃のモンゴル民族史上の法典、刑事裁判システムに関する研究状況等を時代順に概説する。特にモンゴル帝国期の『大ヤサ』、『大元聖政国朝典章』等の法制史料とその研究を詳しく述べる。

#### 第18回 モンゴル民族の法制史2

16世紀頃のモンゴル民族史上の主要な法典とその残存状

況に関する研究を時代順に概説する。特に、ドイツ、日本等の国々における研究状況を詳しく述べる。

#### 第19回 モンゴル民族の法制史3

17世紀のモンゴル民族史上の主要な法典とその残存状況に関する研究を時代順に概説する。特に、ドイツ、日本、ロシア等の国々における研究状況を詳しく述べる。

#### 第20回 モンゴル民族の法制史4

20世紀初頭以降のモンゴル近現代史について、独立運動の発生や帝国主義諸国との関係等、政治史面を中心にして、先に詳しく解説しておく。

#### 第21回 モンゴル民族の法制史5

20世紀初頭から21世紀にかけてのモンゴル国での憲法と刑法、そして刑事裁判システム、すなわちモンゴルの独立宣言以降の法制史に関する研究状況を概説する。

#### 第22回 清朝初期のモンゴル文法典

清朝政府が制定したモンゴル民族専用法である「蒙古例」の内、乾隆期以前における初期の法、特に中国国家図書館所蔵の「崇徳三年軍律」、中国第一歴史档案館所蔵のモンゴル文法典、ウランバートルのモンゴル国立図書館所蔵のモンゴル文法典等について、その制定・出版状況や研究状況等を詳しく解説する。

#### 第23回 清朝の蒙古例法典

清朝政府が制定したモンゴル民族専用法である「蒙古例」の内、乾隆期以降の『蒙古律例』と『理藩院則例』について、その制定・出版状況や研究状況等を詳しく解説する。

#### 第24回 清代モンゴルの刑事裁判事例(1)「ダシジドの事件」1回目

18世紀のモンゴルで実際に起こった一家心中事件である「ダシジドの事件」に関する各裁判の判決文中で適用された条文を詳しく比定し、清代モンゴルの各種法典が持つ法的効力の問題を考察する。

#### 第25回 清代モンゴルの刑事裁判事例(1)「ダシジドの事件」2回目

「ダシジドの事件」に関して現実に行われた各レベルの役所での裁判の判決文から清代モンゴルの社会の有り様を考察し、法制史と社会史との関わりを検討する。

#### 第26回 清代モンゴルの刑事裁判事例(2)「オンボフの事件」1回目

18世紀のモンゴルで実際に起こった殺人未遂事件である「オンボフの事件」に関して各級の裁判機構にて繰り返し行われた裁判の判決文を詳しく検討し、清代モンゴルの社会を考察する。

#### 第27回 清代モンゴルの刑事裁判事例(2)「オンボフの事件」2回目

「オンボフの事件」に関して行われた裁判の判決文中で適用された法典の条文を詳しく比定し、清代モンゴルの各種法典が持つ法的効力の問題を考察する。

#### 第28回 清代モンゴルの刑事裁判事例(3)「オドセルとナワーンの事件」1回目



光緒年間に発生した殺人事件である「オドセルとナワーンの事件」に関して、加害者と被害者の身分の問題を詳しく検討し、清代モンゴルの種々の身分と各身分に適用される法との関係を考察する。

第29回 清代モンゴルの刑事裁判事例(3)「オドセルとナワーンの事件」2回目

「オドセルとナワーンの事件」で、裁判期間中に脱獄・逃亡したオドセルを捕獲するために庫倫?事大臣によって適用された「逃亡犯捕獲期限に関する法」について、その起源を詳しく追究・検討して行く。

第30回 清代モンゴルの刑事裁判事例(3)「オドセルとナワーンの事件」3回目

「オドセルとナワーンの事件」で、逃亡犯を期限内に捕獲できなかった官員と兵士とに対して庫倫?事大臣が布告した数種類の判決文について、満洲文による判決文とモンゴル文による判決文とを比較することによって、大臣が利用した方の版本がどちらだったのかを詳しく検討して見る。それによって、清代のモンゴルにおける裁判のシステム自体を分析する。

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

東洋法制史 (資格)

萩原 守  
-----

< 授業の方法 >

大学の方針に基づいて、現在の所、通常の対面形式での授業を予定している。ただし、万が一コロナウィルスの感染状況が悪化した場合には、遠隔授業に移行する可能性もある。シラバスとdotCampusを定期的に見るようにしておいてほしい。

遠隔授業になった場合、特別警報または暴風警報発令の場合も、基本的には授業を実施する。ただし自治体より避難指示、避難勧告が?発令されている場合は、その都度授業の休講、中断を判断し、自分自身の安全を最優先に考えて対応してほしい。

< 授業の目的 >

この科目は、法学部のDPIに示す「法の理念および現実の社会における法の運用を踏まえて、法および政治について体系的に学修し、法化社会・国際化社会に対応した法的素養を身につけている」ことを目指す科目である。「東洋法制史」は、「日本法制史」や「西洋法制史」と並んで、現実の現代社会における法の理念や法の運用方法が形成されてきた過去の経緯を詳しく理解するための基礎的科目であり、「法学」全体の一部である「基礎法学」に分類されることの多い科目である。この授業の具体的な主題は、「清代を中心とする中国及びモンゴルの法制史」である。

授業の目的は、以下の通りである。まず前期では、

日本法制史や西洋法制史に対する意味での「東洋法制史」、特にその代表である中国法制史の全体像を、他の文化圏での法制史と比較しつつ通史的に広く理解し、詳しく説明できるようになることである。その際、最新の研究状況に関する情報の入手方法や、法典編纂史と裁判制度史の概要とを説明できることも必要となる。次いで、中国法制史の中でも特に最後の王朝である清王朝に関して、法典、行政組織、官僚機構、司法システム等の基礎的な部分を自ら詳しく理解し、その諸問題を検討した上で、現実に行われていた裁判の実態や今も現存する中国法の特色を理解できるような状態に到達することが目的となる。後期では、中国以外の多様なアジア諸地域の法制史を理解するための一例として、モンゴル民族の法制史について、法典編纂史と裁判システムを中心に、法制度全体を理解できるようになることを目的とする。また最後に、清朝時代のモンゴルで現実に行われた刑事事件とその裁判事例を自ら詳しく検討し、当時のモンゴル遊牧民に対する清王朝の司法支配の実態を理解・解説できるようになることが目的となる。前後期を通じて、過去の社会に関する法的素養を身につけた上で、現在の中国、モンゴル国、ドイツ、ロシア、アメリカ合衆国、日本等の学界において中国やモンゴルの法制史がどのような形で研究されているのか、という日進月歩の研究状況を身につけることも目的の一つである。

< 到達目標 >

前期に関しては、中国法制史と東アジア全体規模での法制史の形成過程、特に中国歴代王朝における法典の編纂史やその伝播状況、各王朝における刑罰大系や裁判制度の形成史等を理解して自分で説明できるようになることを目標とする。後期では、モンゴル民族の法制史に関して、世界各国における具体的な研究史を理解し、その背景にある各国の政治経済的な事情や近代におけるヨーロッパ流の法制の導入に関しても、十分に理解して、自分で説明できるようになることを目標とする。前後期を通じて、学んだ知識を利用して東洋法制史の概要を自分で記述する能力のみならず、人前でわかりやすく口頭発表するプレゼンテーションの能力をも身につけることがさらなるハイレベルの目標となる。

< 授業のキーワード >

律令	科学	大清律例	清朝の裁判
制度	モンゴル法	蒙古例	盟旗
制度	モンゴル人民共和国憲法		

< 授業の進め方 >

対面形式の授業が可能であった場合には、前期と後期の終わりに一度ずつ試験を実施する予定であるが、さらに試験以外にも、希望する学生がおれば、数回程度、学生自身に口頭発表をしてもらう可能性もある。その場合、レポートの提出と同様に扱い、加点することを考えている。

< 履修するにあたって >

高校レベルで日本史や世界史を履修した学生は、より理解しやすく感じるかもしれないが、履修していない学生にもわかるような丁寧な授業にしたい。授業中はしっかりとノートを取り、理解できなかった部分などは、その都度質問して、よく確かめておくことが望ましい。また、履修の順番は問わないが、できれば、日本法制史や西洋法制史も受講して、各々の違いをよく理解できるようになってほしい。

#### < 授業時間外に必要な学修 >

シラバスに掲載された参考文献や授業中に指示する参考文献を神戸学院大学の図書館から借り出して読み、授業の前後に予習や復習をしておくことが望ましい。また、試験の前にも授業ノートや参考文献をよく確かめておいて、十分な準備をしておくことが望ましい。

#### < 提出課題など >

対面授業の実施が可能であった場合、試験以外にも、希望者があれば口頭発表をしてもらう可能性がある。また、遠隔授業となった場合には、レポート風の試験答案を提出してもらう予定である。その場合、試験問題の掲示も、答案ファイルの提出先もドットキャンパスとする。

#### < 成績評価方法・基準 >

対面授業の実施が可能であれば、前期と後期の終わりに一度ずつ持込可能な試験を実施する。長文論述式の試験を予定している。もちろん授業への出席は必要であるが、成績の評価はあくまで試験の結果を重視する。ノート、参考資料等を持ち込むことが可能な長文論述式の試験であるため、十分な準備が要求される。また前述のように、希望者があれば数名の学生に授業中に口頭発表してもらう。その時の発表内容も、レポートに準じて成績に加点することとしたい。

対面授業の実施が困難となった場合には、ドットキャンパスを用いて、前期と後期の終わりに一度ずつレポート風の試験を行う。試験問題の掲示も、答案ファイルの提出も、ドットキャンパスを用いて行うことになる。

いずれの場合も、シラバスとドットキャンパスを普段からよく見ておくようにしてほしい。

#### < テキスト >

この講義では、テキストは指定しない。参考文献を図書館で読んでほしい。

#### < 参考図書 >

石岡浩・川村康・その他著『史料からみる中国法史』法律文化社2500円  
宮崎市定著『科挙 中国の試験地獄』中公文庫 914円  
富屋至著『文書行政の漢帝国』名古屋大学出版会8400円  
滋賀秀三著『続・清代中国の法と裁判』創文社 5,500円  
夫馬進編『中国訴訟社会史の研究』京都大学学術出版会 9,600円  
萩原守著『清代モンゴルの裁判と裁判文書』創文社 14,000円  
萩原守著『体感するモンゴル現代史』南船北馬舎 3,200円  
寺田浩明著『中国法制史』東京大学出版会

#### < 授業計画 >

##### 第1回 中国法制史の持つ特徴

成文法主義とイギリス等の判例法主義との違いや、神判の有無等を中心にして、中国と西洋、日本との法制史の大きな違いを概説する。

##### 第2回 中国古代の成文法、一回目

秦漢時代を中心に、代表的な法典とその残存状況とを概説する。特に近年新しく出土し始めた秦漢律の問題について、かなり詳しく扱う。

##### 第3回 中国古代の成文法、二回目

隋唐時代を中心に、代表的な法典とその残存状況とを概説する。特に新発見の唐令の問題については、かなり詳しく扱う。

##### 第4回 中国古代の刑罰体系

秦漢と隋唐の時代を中心として、中国古代における刑罰とその体系を詳しく述べる。

##### 第5回 中国中世・近世の成文法

宋代、元代から明清期に至る代表的な法典・判例集と法制史上の特徴とを概説する。

##### 第6回 中国中世・近世の刑罰体系

五代十国・宋・元代から明清期に至る刑罰の体系をまとめて述べる。

##### 第7回 清王朝の法

『大清律例』を中心とする清代中国の法典、及び「蒙古例」、「回疆則例」等、清朝政府が定めた民族集団別の諸法典について、その種類や法的効力の問題を概説する。

##### 第8回 清王朝の行政機構、前半

首都北京に存在していた中央官庁群、特に裁判に関わる官庁群に関して、地図で確認しつつその配置や機能等を詳しく解説する。

##### 第9回 清王朝の行政機構、後半

中国本土の全土に存在していた網の目状の地方行政・司法組織について、その官僚職の種類や機能等を詳しく解説する。

##### 第10回 清代の科挙制度、前半

清朝の官僚機構を構成する科挙官僚を選抜する試験に関して、まず、地方の州県、省レベルにおける試験を中心にして、発表を希望する学生がおれば詳しく口頭発表してもらう。

##### 第11回 清代の科挙制度、後半

科挙の中心部分をなす首都北京での会試と皇帝自身による殿試について、発表を希望する学生がおれば詳しく口頭発表してもらう。

##### 第12回 清代中国の刑事裁判制度前半

まず清代中国の刑罰体系を解説して、犯罪と刑罰の軽重によって異なる清朝の刑事裁判制度を、詳しく解説する。

##### 第13回 清代中国の刑事裁判制度後半

清朝の刑事裁判制度、特に最近研究が盛んになってきた秋審や勾決の問題を詳しく扱う。

##### 第14回 清代中国における訴訟と裁判の実態前半

宮崎市定氏の和訳した『鹿洲公案』を用いて、発表を希望する学生がおれば訴訟や裁判の実態を詳しく口頭発表してもらおう。

第15回 清代中国における訴訟と裁判の実態後半  
引き続き、宮崎市定氏の和訳した『鹿洲公案』を用いて、発表を希望する学生がおれば訴訟や裁判の実態を詳しく口頭発表してもらおう。

第16回 モンゴル民族史の時代区分  
チングスハーン以来のモンゴル民族史をいくつかの時代に区分し、各時代の政治史状況や世界各国における研究の進展状況等を概説する。

第17回 モンゴル民族の法制史1  
13世紀から15世紀頃のモンゴル民族史上の法典、刑事裁判システムに関する研究状況等を時代順に概説する。特にモンゴル帝国期の『大ヤサ』、『大元聖政国朝典章』等の法制史料とその研究を詳しく述べる。

第18回 モンゴル民族の法制史2  
16世紀頃のモンゴル民族史上の主要な法典とその残存状況に関する研究を時代順に概説する。特に、ドイツ、日本等の国々における研究状況を詳しく述べる。

第19回 モンゴル民族の法制史3  
17世紀のモンゴル民族史上の主要な法典とその残存状況に関する研究を時代順に概説する。特に、ドイツ、日本、ロシア等の国々における研究状況を詳しく述べる。

第20回 モンゴル民族の法制史4  
20世紀初頭以降のモンゴル近現代史について、独立運動の発生や帝国主義諸国との関係等、政治史面を中心にし、先に詳しく解説しておく。

第21回 モンゴル民族の法制史5  
20世紀初頭から21世紀にかけてのモンゴル国での憲法と刑法、そして刑事裁判システム、すなわちモンゴルの独立宣言以降の法制史に関する研究状況を概説する。

第22回 清朝初期のモンゴル文法典  
清朝政府が制定したモンゴル民族専用法である「蒙古例」の内、乾隆期以前における初期の法、特に中国国家図書館所蔵の「崇徳三年軍律」、中国第一歴史档案馆所蔵のモンゴル文法典、ウランバートルのモンゴル国立図書館所蔵のモンゴル文法典等について、その制定・出版状況や研究状況等を詳しく解説する。

第23回 清朝の蒙古例法典  
清朝政府が制定したモンゴル民族専用法である「蒙古例」の内、乾隆期以降の『蒙古律例』と『理藩院則例』について、その制定・出版状況や研究状況等を詳しく解説する。

第24回 清代モンゴルの刑事裁判事例(1)「ダシジドの事件」1回目  
18世紀のモンゴルで実際に起こった一家心中事件である「ダシジドの事件」に関する各裁判の判決文中で適用された条文を詳しく比定し、清代モンゴルの各種法典が持つ法的効力の問題を考察する。

第25回 清代モンゴルの刑事裁判事例(1)「ダシジドの事件」2回目  
「ダシジドの事件」に関して現実に何度も行われた各レベルの役所での裁判の判決文を詳しく検討し、清代モンゴルの法制と社会実態との関わりを考察する。

第26回 清代モンゴルの刑事裁判事例(2)「オンボフの事件」1回目  
18世紀のモンゴルで実際に起こった殺人未遂事件である「オンボフの事件」に関して各級の裁判機構にて繰り返行われた裁判の判決文を詳しく検討し、清代モンゴルの法制と社会との関わりを社会史的な側面から考察する。

第27回 清代モンゴルの刑事裁判事例(2)「オンボフの事件」2回目  
「オンボフの事件」に関して行われた裁判の判決中で適用された法典の条文を詳しく比定し、清代モンゴルの各種法典が持つ法的効力の問題を考察する。

第28回 清代モンゴルの刑事裁判事例(3)「オドセルとナワーンの事件」1回目  
光緒年間に発生した殺人事件である「オドセルとナワーンの事件」に関して、加害者と被害者の身分の問題を詳しく検討し、清代モンゴルの種々の身分と各身分に適用される法との関係を考察する。

第29回 清代モンゴルの刑事裁判事例(3)「オドセルとナワーンの事件」2回目  
「オドセルとナワーンの事件」で、裁判期間中に脱獄・逃亡したオドセルを捕獲するために庫倫?事大臣によって適用された「逃亡犯捕獲期限に関する法」について、その起源を詳しく追究・検討して行く。

第30回 清代モンゴルの刑事裁判事例(3)「オドセルとナワーンの事件」3回目  
「オドセルとナワーンの事件」で、逃亡犯を期限内に捕獲できなかった官員と兵士とに対して庫倫?事大臣が布告した数種類の判決文について、満洲文による判決文とモンゴル文による判決文とを比較することによって、大臣が利用した方の版本がどちらだったのかを詳しく検討して見る。それによって、清代のモンゴルにおける裁判のシステム自体を分析する。

-----  
2022年度 後期

2単位

特別演習経済学B (0B・0Gキャリアデザイン塾)

岡田 豊基  
-----

<授業の方法>

- ・対面授業(講義)
- ・講師が1回の講義を担当するオムニバス形式。
- ・レジメ等の資料は配布する場合と、配布しない場合がある。
- ・この講義は、履修届を提出していない学生も聴講できます。

(単位の取得はできません)

#### <授業の目的>

・この科目は、法学部および経営学部のDP(ディプロマポリシー)に示す、公平性と客観性を重視した判断および行動ができるようになることを目指し、<授業計画>に示した内容で

講義を行う。

・将来の進路決定に自信を持って立ち向かうため、日本の国内外で活躍されている9万人の同窓

生の中から講師を選抜し“人間力”をいかに養うか、社会へ羽ばたいていただく為に同窓会が企画し大学と連携した特別な科目である。

・就職を考える上で、実際の社会・業界・業種で活躍されている卒業生が本音で語りかけ、職業選択の参考にしてほしい。

・本講義は、実務家を講師としてお迎えするものであることから、文部科学省の進める高等教育の

質保証の政策に定めるものであり、実践的教育から構成される授業科目である。

#### <到達目標>

・就職活動を行う、または、社会人として人々と接する上での心構えの修得。

#### <授業のキーワード>

・学生時代にすべき活動、就職活動の体験談、現在勤めている業界・業種の過去・現在・未来の展望、社会人としての成功及び失敗談

#### <授業の進め方>

・15回の講義では、様々な卒業生(講師)が登壇されるので、自己紹介・学生時代の思い出、就職活動、業界・業種の紹介、社会人としての成功体験・失敗談等をお話していただきます。

・レジュメ等の資料はdotCampusに掲載するので、各自、講義前にダウンロードし、講義で使うこと。

・講義の終了前には質問時間を設け、卒業生だからと言える、または、伝えておきたい本音の話をし

て頂きます。

・「質問」して下さい。就職活動(面接等)への準備・社会人への準備です。

・講義への出席とレポートの提出を成績評価の対象とするので、時間割通りに参加すること。

・レポートは、dotCampusにアップロードするので、各自ダウンロードして下さい。

そして、dotCampusで提出して下さい。

#### <履修するにあたって>

・皆さん方は「大学を代表して講義を受ける」ことを強く意識して下さい。

#### <授業時間外に必要な学修>

・各講義終了後、レポートを作成する。

#### <提出課題など>

・各講義につき、レポートを、次の週の火曜日午後11時半までに、dotCampusで提出する

こと。

・システム上、提出期限を超えたレポートは受け付けられない。

・レポートの「 . 」は、10行以上記述すること。10行以上記述したレポートを成績評価の対象とする。

・レポートの「 . 」は、1つ以上の質問をすること。質問をしたレポートを成績評価の対象とする。

・レポートの書き方

適切な大きさの字で、最後まで書き込む(=枠を埋める)。

原稿(案)を書き、つぎに、それをまとめる。

「 . 」は、10行以上記述すること。

#### <成績評価方法・基準>

・出席状況(50%)、レポート(50%)により評価する。

・レポートの「 . 」は、10行以上記述すること。10行以上記述したレポートを成績評価の対象とする。

・レポートの「 . 」は、1つ以上の質問をすること。質問をしたレポートを成績評価の対象とする。

・15回の講義のうち、実出席日数が3分の2に達しない場合(6回以上欠席した場合に相当)

には、評価を受けることはできない(=「/」となる)。

#### <テキスト>

・講義中に指定することがある。

#### <参考図書>

・講師の著書及び推薦図書。

・講義中に指定することがある。

#### <授業計画>

##### 第1回 保険業の仕事

あなたが選ぶのは・・・

自分に出来る仕事? それとも自分が成長でいる仕事?

今岡 健一(法学部卒)

ソニー生命保険(株)(保険業)

##### 第2回 製造業の仕事

巻寿司で世界に挑戦!

- 俺の恵方巻どうだ!! -

清水 久明(法学部卒)

大松食品(株)/宝海草(株)(製造業)

##### 第3回 金融業の仕事

##### 楽しく働くモチベーション

大槻 佐智子(法学部卒)

(株)みなと銀行(金融業)

##### 第4回 専門サービス業の仕事

社会人になる前に知っておきたい、職場で求められるコ

コミュニケーション力

米田 貴虎 (法学部卒)

(株) プレントラスト (専門サービス業)

第5回 公務員 (消防官) の仕事

CALL 119!! いざ、災害現場へー背負うのは空気呼吸器と責任ー

竹葉 健治 (経済学部卒)

明石消防局 (公務員 (消防官))

第6回 イベント・興行業の仕事

死ぬまで勉強、人生楽笑!

浪花 功 (法学部卒)

協愛 (株) (イベント・興行業)

第7回 キャリアコンサル業の仕事

『就職 = ゴール』じゃない!

ー自分らしいキャリアプランを見つけようー

進藤優子 (法学部卒)

(一般社団法人) キャリアエール (キャリアコンサル業)

第8回 運輸倉庫業の仕事

心の強化書

- 「われ以外みなわが師なり」-

橋本昇 (経済学部卒)

(株) 太子産業 (運輸倉庫業)

第9回 専門サービス業の仕事

薬剤師資格を持つ弁護士のココだけの話

山口 弥生 (薬学部卒)

あさひ法律事務所 (弁護士)

第10回 サービス業の仕事

自分が社会の中でどう貢献したいか? を追い求める学生生活を.

- スポーツ栄養士として開業するまでの事例から-

安藤大貴 (学部卒)

Sports&Fitness Dining WARRIOR ' S REST (専門サービス業)

第11回 金融業の仕事・不動産業の仕事

上場会社役員が本音で語る、求める人材

桑原理哲 (法学部卒)

東洋証券 (株) 代表取締役社長 (金融業)

濱本聡 (経済学部卒)

和田興産 (株) 専務取締役 (不動産業)

第12回 公益財団法人の仕事

テニスを通じて、世界で働く仕事

川廷 尚弘 (経済学部卒)

(公益財団法人) 日本テニス協会 (公益財団)

第13回 金融業の仕事

地域金融の醍醐味ー多くの人と夢を共有する仕事ー

大西謙作 (法学部卒)

(株) 日清信用金庫 (金融業)

第14回 フリーアナウンサー (情報通信業) の仕事  
ミライは言葉で創られる

香山 真希 (法学部卒)

フリーアナウンサー (情報通信業)

第15回 不動産管理業の仕事

就職がゴールではない!!

- 企業はあなたのどこを見ているか知っていますか? -

松尾 紀明 (法学部卒)

ラポール(株) (不動産管理等)

-----  
2022年度 前期

2単位

日本の法律と政治

岩田 将幸  
-----

< 授業の方法 >

講義形式 (教員による講義) と演習形式 (学生による発表およびディスカッション) を兼ねる。

留学生も参加する科目であるため、半分を英語、半分を日本語で行う。

毎回の講義で、留学生には、日本語での課題、日本人学生には、英語での課題を提示し、それらをもとに講義を進めていく。

抽選科目 (履修制限あり)。

6月23日以降は、対面授業に戻ります。

4月28日以降、暫定的に遠隔授業を行います (リアルタイム方式)。

資料は、随時、追加していきます。 講義資料は、ドットキャンパスを通して、所定の箇所でダウンロードしてください。

提出物も、ドットキャンパスを通じて行います。

One Driveの共有ホルダは以下になります。 ab0R

< 授業の目的 >

ディプロマ・ポリシーに従い、国際化社会に対応した法的・政治的素養を身につけるということを目的とする。本講義は、外国人留学生を主に対象とする。少人数クラスであるため、演習形式にて行う。講義の目的は、日本の法律および政治について全般的な理解を深めることにある。

本講義では、日本の基本的な法律と政治に関して (日本語・英語) を毎回履修者に報告してもらい、各報告について、履修者全員でディスカッション (質疑応答の形式) を行う。また、時事問題も積極的に取り上げ、履修者

全員でディスカッションを行う。本講義は日英両語で行われるので、英語によるプレゼンテーション等に関心をもつ日本人学生の参加も歓迎する。

This course is held by weekly seminars. The main purpose of the course is to introduce the basic legal and political system of Japan to visiting foreign students. In each seminar class, each student is required to make a presentation on the subject given in advance. After the presentation, all of the students are required to take part in the discussion. The current news on Japanese law and politics will be also discussed during the class. This class will be held both in Japanese and English. Japanese students who are motivated by learning in English are also welcomed.

#### <到達目標>

受講学生は、日本の法律および政治について、日本語（外国人学生）/英語（日本人学生）で説明できる。

Students will be able to explain the Japanese legal and political system in Japanese (for foreign students) or English (for Japanese students).

#### <授業の進め方>

日本の基本的な法律と政治に関する文献（日本語・英語）の一部を毎回履修者に報告してもらう（留学生には、できれば日本語で。日本人学生には、できれば英語）、そして各報告につき、履修者全員でディスカッション（質疑応答形式）を行う。また、時事問題も積極的に取り上げ、履修者全員でディスカッションを行う。

In each seminar class, each student is required to make a presentation on the subject given in advance. After the presentation, all of the students are required to take part in the discussion. The current news on Japanese law and politics will be also the subject of discussion during the class. This class will be held both in Japanese and English.

#### <履修するにあたって>

私語、遅刻、授業中の携帯電話・携帯メール使用は厳禁。No talk, no latecomer, no use of mobile phones.

履修する外国人留学生の日本語能力にもよるが、本講義では、英語がメインになることもあり得る。

In principle, both English and Japanese are used in the class. But English may be mainly used in case foreign students have difficulties in keeping up with the class.

#### <授業時間外に必要な学修>

テキストあるいは指定された資料を丹念に読み、分からない言葉や表現を事前に調べておくこと。

事前学習として、留学生は、指定された箇所の日本語の音読、分からない単語や表現の意味を調べ、内容を把握しておくこと。日本人学生は、指定された箇所を英語に

翻訳できるように、英単語や英語表現を調べておくこと。学習時間の目安は、予習をメインとして1時間半程度。毎回、関心をもった時事ニュースに関する発表を行う機会を設けるので、その準備を行ってこること（留学生は日本語、日本人学生は英語を基本とする）。事後学習としては、留学生も日本人学生も、その日習った語彙や表現を復習すること（目安は30分程度）。

#### <提出課題など>

毎回、テキストの一部分を日本語/英語に訳し、内容を説明する。

At each class, students are required to translate a few paragraphs of the text into Japanese/English and explain the detail of content.

毎回、国内外の時事ニュースを日本語/英語で紹介する。At each class, students are required to make a small presentation about a latest topic news happened in Japan or abroad.

#### <成績評価方法・基準>

演習形式のため、毎回の出席と講義での積極的姿勢を評価の対象とする。評価基準は、講義中に行われる報告の内容を全体の60%、ディスカッションにおける発言内容や取り組み姿勢を40%とする。

Students are required to attend every seminar and actively take part in the discussion. Students will be evaluated on the basis of a quality of the presentation (60%) and the attitudes towards the discussion in the class (40%).

参加型の講義であるため、3回以上の欠席（特別な理由のない）に関しては、評価をしない。

#### <テキスト>

履修学生と相談して決定するが、基本として以下のテキストを使用する。

五十嵐仁（著）『18歳から考える日本の政治（第2版）』法律文化社、2010年

#### <参考図書>

山口二郎（著）『政治のしくみがわかる本』（岩波ジュニア新書）岩波書店、2009年

インターナショナルインターンシッププログラムズ（著）『イラスト日本まるごと事典 - ジュニア版 - （改訂第2版）』講談社インターナショナル、2009年

五十嵐仁（著）『18歳から考える日本の政治（第2版）』法律文化社、2010年

#### <授業計画>

第1回 ガイダンスGuidance

講義の進め方の説明、自己紹介

Guidance of the course and self-introduction of each student.

第2回 資料収集やディスカッションの方法の説明

Explanation of how to search for the materials, ho

w to make a presentation, and how to discuss.  
自己紹介、資料検索方法、プレゼンテーションの仕方、議論の仕方  
Explanation of how to search for materials, how to make a presentation, how to develop a discussion, etc.  
第3回 日本の法律と政治Japanese Law and Politics  
履修者によるプレゼンテーションおよび全体での議論  
Presentation and discussion by students.  
第4回 日本の法律と政治Japanese Law and Politics  
履修者によるプレゼンテーションおよび全体での議論  
Presentation and discussion by students.  
第5回 日本の法律と政治Japanese Law and Politics  
履修者によるプレゼンテーションおよび全体での議論  
Presentation and discussion by students.  
第6回 日本の法律と政治Japanese Law and Politics  
履修者によるプレゼンテーションおよび全体での議論  
Presentation and discussion by students.  
第7回 日本の法律と政治Japanese Law and Politics  
履修者によるプレゼンテーションおよび全体での議論  
Presentation and discussion by students.  
第8回 日本の法律と政治Japanese Law and Politics  
履修者によるプレゼンテーションおよび全体での議論  
Presentation and discussion by students.  
第9回 日本の法律と政治Japanese Law and Politics  
履修者によるプレゼンテーションおよび全体での議論  
Presentation and discussion by students.  
第10回 日本の法律と政治Japanese Law and Politics  
履修者によるプレゼンテーションおよび全体での議論  
Presentation and discussion by students.  
第11回 日本の法律と政治Japanese Law and Politics  
履修者によるプレゼンテーションおよび全体での議論  
Presentation and discussion by students.  
第12回 日本の法律と政治Japanese Law and Politics  
履修者によるプレゼンテーションおよび全体での議論  
Presentation and discussion by students.  
第13回 日本の法律と政治Japanese Law and Politics  
履修者によるプレゼンテーションおよび全体での議論  
Presentation and discussion by students.  
第14回 日本の法律と政治Japanese Law and Politics  
履修者によるプレゼンテーションおよび全体での議論  
Presentation and discussion by students.  
第15回 全体的学習のまとめ  
Conclusion

これまでの講義を振り返り、全体的な学習の効果を確認する。

Concluding remarks and reviews.

-----  
2022年度 後期

2単位

日本の法律と政治

岩田 将幸  
-----

< 授業の方法 >

講義形式（教員による講義）と演習形式（学生による発表およびディスカッション）を兼ねる。

留学生も参加する科目であるため、半分を英語、半分を日本語で行う。

毎回の講義で、留学生には、日本語での課題、日本人学生には、英語での課題を提示し、それらをもとに講義を進めていく。

抽選科目（履修制限あり）。

対面式の講義を基本とするが、場合によっては（留学生からの要望がある場合や参加人数によって）、オンライン講義（Zoomを使用）に切り替える。

注意）全学の方針に従い、10月2日までは遠隔授業を実施します。

以降は、原則として通常の対面授業となる予定です。

日本の法律と政治 履修者のみなさんへ

ドットキャンパスを通して、所定の箇所で資料ダウンロードしてください。

< 授業の目的 >

ディプロマ・ポリシーに従い、国際化社会に対応した法的・政治的素養を身につけるということを目的とする。本講義は、外国人留学生を主に対象とする。少人数クラスであるため、演習形式にて行う。講義の目的は、日本の法律および政治について全般的な理解を深めることにある。

本講義では、日本の基本的な法律と政治に関して（日本語・英語）を毎回履修者に報告してもらい、各報告について、履修者全員でディスカッション（質疑応答の形式）を行う。また、時事問題も積極的に取り上げ、履修者全員でディスカッションを行う。本講義は日英両語で行われるので、英語によるプレゼンテーション等に関心をもつ日本人学生の参加も歓迎する。

This course is held by weekly seminars. The main purpose of the course is to introduce the basic legal and political system of Japan to visiting foreign students. In each seminar class, each student is required to make a presentation on the subject g

iven in advance. After the presentation, all of the students are required to take part in the discussion. The current news on Japanese law and politics will be also discussed during the class. This class will be held both in Japanese and English. Japanese students who are motivated by learning in English are also welcomed.

<到達目標>

受講学生は、日本の法律および政治について、日本語（外国人学生）/英語（日本人学生）で説明できるようになる。

Students will be able to explain the Japanese legal and political system in Japanese (for foreign students) or English (for Japanese students).

<授業のキーワード>

英語 日本の政治 日本の法律 セミナー 国際交流  
国際時事ニュース

<授業の進め方>

日本の基本的な法律と政治に関する文献（日本語・英語）の一部を毎回履修者に報告してもらう（留学生には、できれば日本語で。日本人学生には、できれば英語）、そして各報告につき、履修者全員でディスカッション（質疑応答形式）を行う。また、時事問題も積極的に取り上げ、履修者全員でディスカッションを行う。

In each seminar class, each student is required to make a presentation on the subject given in advance. After the presentation, all of the students are required to take part in the discussion. The current news on Japanese law and politics will be also the subject of discussion during the class. This class will be held both in Japanese and English.

<履修するにあたって>

私語、遅刻、授業中の携帯電話・携帯メール使用は厳禁。No talk, no latecomer, no use of mobile phones.

履修する外国人留学生の日本語能力にもよるが、本講義では、英語がメインになることもあり得る。

In principle, both English and Japanese are used in the class. But English may be mainly used in case foreign students have difficulties in keeping up with the class.

日本人学生は、最低限の総合的な英語力（単語力、文法、筆記、会話力）を有していること。

Japanese students need to have a minimum English skill (vocabulary, grammar, writing, and conversation) to attend this class.

<授業時間外に必要な学修>

テキストあるいは指定された資料を丹念に読み、分からない言葉や表現を事前に調べておくこと。

事前学習として、留学生は、指定された箇所の日本語の音読、分からない単語や表現の意味を調べ、内容を把握

しておくこと。日本人学生は、指定された箇所を英語に翻訳できるように、英単語や英語表現を調べておくこと。学習時間の目安は、予習をメインとして1時間半程度。毎回、関心をもった時事ニュースに関する発表を行う機会を設けるので、その準備を行って行くこと（留学生は日本語、日本人学生は英語を基本とする）。

事後学習としては、留学生も日本人学生も、その日習った語彙や表現を復習すること（目安は30分程度）。

<提出課題など>

毎回、テキストの一部分を日本語/英語に訳し、内容を説明する。

At each class, students are required to translate a few paragraphs of the text into Japanese/English and explain the detail of content.

毎回、国内外の時事ニュースを日本語/英語で紹介する。At each class, students are required to make a small presentation about a latest topic news happened in Japan or abroad.

<成績評価方法・基準>

演習形式のため、毎回の講義での積極的姿勢を評価の対象とする。評価基準は、報告内容を全体の60%、ディスカッションにおける発言内容や取り組み姿勢を40%とする。

Students are required to attend every seminar and actively take part in the discussion. Students will be evaluated on the basis of a quality of the presentation (60%) and the attitudes towards the discussion in the class (40%).

<テキスト>

履修学生と相談して決定するが、基本として以下のテキストを使用する。

五十嵐仁（著）『18歳から考える日本の政治（第2版）』法律文化社、2010年

<参考図書>

山口二郎（著）『政治のしくみがわかる本』（岩波ジュニア新書）岩波書店、2009年

インターナショナルインターンシッププログラムズ（著）『イラスト日本まるごと事典 - ジュニア版 -（改訂第2版）』講談社インターナショナル、2009年

五十嵐仁（著）『18歳から考える日本の政治（第2版）』法律文化社、2010年

<授業計画>

第1回 ガイダンスGuidance

講義の進め方の説明、自己紹介

Guidance of the course and self-introduction of each student.

第2回 資料収集やディスカッションの方法の説明

Explanation of how to search for the materials, how to make a presentation, and how to discuss.

自己紹介、資料検索方法、プレゼンテーションの仕方、



## 議論の仕方

Explanation of how to search for materials, how to make a presentation, how to develop a discussion, etc.

第3回 日本の法律と政治Japanese Law and Politics  
履修者によるプレゼンテーションおよび全体での議論  
Presentation and discussion by students.

第4回 日本の法律と政治Japanese Law and Politics

履修者によるプレゼンテーションおよび全体での議論  
Presentation and discussion by students.

第5回 日本の法律と政治Japanese Law and Politics  
履修者によるプレゼンテーションおよび全体での議論  
Presentation and discussion by students.

第6回 日本の法律と政治Japanese Law and Politics  
履修者によるプレゼンテーションおよび全体での議論  
Presentation and discussion by students.

第7回 日本の法律と政治Japanese Law and Politics  
履修者によるプレゼンテーションおよび全体での議論  
Presentation and discussion by students.

第8回 日本の法律と政治Japanese Law and Politics  
履修者によるプレゼンテーションおよび全体での議論  
Presentation and discussion by students.

第9回 日本の法律と政治Japanese Law and Politics  
履修者によるプレゼンテーションおよび全体での議論  
Presentation and discussion by students.

第10回 日本の法律と政治Japanese Law and Politics  
履修者によるプレゼンテーションおよび全体での議論  
Presentation and discussion by students.

第11回 日本の法律と政治Japanese Law and Politics  
履修者によるプレゼンテーションおよび全体での議論  
Presentation and discussion by students.

第12回 日本の法律と政治Japanese Law and Politics  
履修者によるプレゼンテーションおよび全体での議論  
Presentation and discussion by students.

第13回 日本の法律と政治Japanese Law and Politics  
履修者によるプレゼンテーションおよび全体での議論  
Presentation and discussion by students.

第14回 日本の法律と政治Japanese Law and Politics  
履修者によるプレゼンテーションおよび全体での議論  
Presentation and discussion by students.

第15回 全体的学習のまとめ

Conclusion

これまでの講義を振り返り、全体的な学習の効果を確認する。

Concluding remarks and reviews.

-----  
2022年度 前期

2単位

日本の歴史【法 ~ 】

藤田 敏和  
-----

< 授業の方法 >

講義

< 授業の目的 >

日本の歴史を通史として講じ、受講者に日本史の概略を把握させるとともに「歴史の見方」についてのヒントを与え、受講者がそれぞれ独自の歴史観を培っていきける道を開くことを目的とする。日本の歴史を概観する中で、法学部DP「1. 知識・理解」にいう「法化社会・国際化社会に対応した法的素養を身につけ」ること、「2. 汎用的技能」にいう「必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示す」能力の育成、「3. 志向性」にいう「国内外の公共的事柄に関心と責任感を持ち、公平性と客観性を重視した判断および行動ができる」資質の養成に資する。

なお、この授業の担当者は、高等学校教諭を41年間経験している、実務経験のある教員であるので、高校での教授体験を踏まえた内容を用意できる。

< 到達目標 >

1. 日本の歴史の概略を把握し、興味をもつことができる。
2. 歴史的な事象についてその背景や影響を考え、説明できるようになる。
3. 現代に生起する出来事を歴史的な観点から理解し、説明できるようになる。
4. 中学校・高等学校で日本の歴史を教えるための勉強のしかたを思い描くことができる。

< 授業のキーワード >

通史 歴史観 背景 影響

< 授業の進め方 >

講義を中心とする。毎回の授業で小課題の提出を求める。内容については「提出課題など」の欄を参照のこと。

< 履修するにあたって >

1. 講義の内容を把握し咀嚼する必要がある。私語を慎み、スマホなどに手を出さないのは当たり前のことである。
2. 90分の授業中、最低60分以上居なければ出席したとは言えない。遅刻・早退はできるだけ避けるべきだし、限度がある。
3. レジюмеは用意するが、各自ノートをつくるべきである。

< 授業時間外に必要な学修 >

1. テキストを通読する（第1・15回授業はテキストの1章分相当、第2～14回授業は3章分相当とするので、

テキストで予復習することができる(通読だけで30分は必要であろうが、完全な理解のための再読・三読に要する時間は個人差があろう)。

2. 日本史に関連する書物を努めて読むようにする。

3. 日本史に関するTV番組を視聴する。

4. 新聞・TV・インターネットなどで現代に生起する出来事に接した際、その背景や歴史的事象との共通点について考える。

(以上2～4については、その性格上、要する時間を目安としても言えるものではない)

<提出課題など>

毎授業、出席カードに その授業で理解できたこと

その授業の感想などを記述することを求める。下記の通り、主たる評価対象である試験答案jを補充するものとして課するものである。その内容は次年度の講義内容を構想する上での参考にする。

<成績評価方法・基準>

定期試験70%、出席カードの記述内容30%で評価する。

<テキスト>

木村茂光・小山俊樹・戸部良一・深谷幸治編『大学でまなぶ日本の歴史』吉川弘文館2016年2090円

<参考図書>

特に指示しない。

<授業計画>

第1回 ガイダンス、原始

授業の進め方、受講上の注意点の説明。日本の旧石器時代、縄文文化について学ぶ。

第2回 古代1

弥生時代、古墳時代、ヤマト政権、飛鳥時代前期について学ぶ。

第3回 古代2

飛鳥時代後期、奈良時代、平安時代初期について学ぶ。

第4回 古代3

摂関政治、院政、源平の争乱について学ぶ。

第5回 中世1

鎌倉時代、南北朝時代について学ぶ。

第6回 中世2

室町時代、戦国時代について学ぶ。

第7回 近世1

織豊政権、江戸幕藩体制の成立と安定について学ぶ。

第8回 近世2

享保の改革、田沼時代、寛政の改革について学ぶ。

第9回 近世3

文化文政時代、天保の改革、開国と開港について学ぶ。

第10回 近代1

幕末の動乱、明治維新、自由民権運動について学ぶ。

第11回 近代2

明治時代後期、大正時代について学ぶ。

第12回 近代3

大正末期、昭和初期について学ぶ。

第13回 近代4

軍部の台頭、日中戦争、太平洋戦争について学ぶ。

第14回 現代1

占領と講和、国際社会復帰、経済大国日本について学ぶ。

第15回 現代2、まとめ

冷戦後の日本について学ぶ。半期の学びのまとめを行う。

-----  
2022年度 前期

2単位

日本政治史

成田 千尋  
-----

<授業の方法>

講義

<授業の目的>

・本講義は、法学部のDP(ディプロマ・ポリシー)に掲げられている、法的素養を身につけ(知識・理解)、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示し(汎用的技能)、公平性と客観性を重視した判断および行動(志向性)ができることを目指す。

・政治学の一部門を担う政治史は、近代国家における中央レベルの政治権力の形成と発展の過程をたどり、その特質を明らかにすることが基本的な課題である。

・本講義では、主にアジア太平洋戦争終結前後から1990年代初頭までの、戦後日本政治史(米国統治下の沖縄政治史を含む)に関する基礎知識を習得し、その知識をもとに現代日本政治について適切に考察できる力を養うことを目的とする。

<到達目標>

・米国統治下の沖縄の政治史を含む、戦後の日本政治史に関する基礎知識を習得する。

・これまでの歴史を踏まえて今日の政治や外交を理解し、自分の見解を表明することができる。

<授業の進め方>

教材として、パワーポイントの他、適宜ニュース映像などを使用しつつ、講義形態で実施する。

<履修するにあたって>

授業計画は、進度や受講生の関心に応じて調整することもある。

<授業時間外に必要な学修>

毎回の講義終了後、配布資料や授業で紹介した参考文献、映像等を参照し、復習を行うこと。

<提出課題など>

毎回の講義終了後、講義に対する感想・質問を提出してもらう。これに対しては、次回の授業の最初にフィードバックを行う。また、期末レポートを課し、終了後に講評を提示する。

<成績評価方法・基準>

・講義に対する感想・質問30%、期末レポート70%とし、それぞれ内容により評価する。

・感想・質問については、授業に積極的に取り組んでいる姿勢が見られれば、加点対象とする。

・期末レポートについては、講義内容をきちんと理解し、自分の見解が表明できているかどうかという点を評価する。

・レポート作成の際に、インターネットなどからのコピー・アンド・ペーストが判明した場合は、不正に当たるので単位は不可とする。

<テキスト>

特に指定しない。参考図書をもとに講師が作成したパワーポイントを使用する。

<参考図書>

石川真澄・山口二郎『戦後政治史 第三版』岩波書店、2018年

櫻澤誠『沖縄現代史』中央公論新社、2015年

成田千尋『沖縄返還と東アジア冷戦体制 琉球／沖縄の帰属・基地問題の変容』人文書院、2020年

<授業計画>

第1回 講義ガイダンスとイントロダクション

講義内容と目的、講義方法や評価方法などのガイダンス及び、初回以降の導入

第2回 敗戦と占領改革

ポツダム宣言受諾と米国による対日占領政策の始まり

第3回 政党政治の復活

占領下の日本の政治状況の変化

第4回 占領政策の変化

冷戦の始まりが米国の占領政策にもたらした影響

第5回 対日講和と沖縄の分離

サンフランシスコ講和と沖縄の分離が決定される過程

第6回 55年体制の成立

55年体制が成立するまでの政治過程

第7回 安保改定と安保闘争

日米安全保障条約の改定とそれをめぐる安保闘争

第8回 高度経済成長の時代

池田勇人政権の所得倍増計画と日本の経済成長

第9回 佐藤長期政権の始まり

日韓国交正常化と沖縄返還交渉の始まり

第10回 沖縄の日本返還

沖縄返還交渉と沖縄の政治状況

第11回 自民党の混迷

田中角栄内閣以降の派閥抗争

第12回 戦後政治の総決算

中曽根康弘政権による諸改革と外交

第13回 昭和から平成へ

竹下派の支配とその崩壊

第14回 55年体制の終焉

55年体制の崩壊と非自民政権の成立

第15回 現代の日本政治

1990年代後半から現在までの日本政治

-----  
2022年度 後期

2単位

日本政治史

成田 千尋  
-----

<授業の方法>

講義

<授業の目的>

・本講義は、法学部のDP(ディプロマ・ポリシー)に掲げられている、法的素養を身につけ(知識・理解)、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示し(汎用的技能)、公平性と客観性を重視した判断および行動(志向性)ができることを目指している。

・本講義は、「政治学」「行政学」「国際関係論」といった他の政治学系科目と密接な関連を持つ。政治学の一部門を担う政治史は、近代国家における中央レベルの政治権力の形成と発展の過程をたどり、その特質を明らかにすることが基本的な課題である。

・本講義は、明治期から現代に至る近現代日本の歩みを通史的に把握し、基礎的な知識を習得するとともに、近現代日本の政治・外交を歴史的視点から考察することができるようになることを目的としている。

<到達目標>

・近現代日本政治史に関する基礎知識を習得する。

・これまでの歴史を踏まえて今日の政治や外交を理解し、自分の見解を表明することができる。

<授業の進め方>

教材として、パワーポイントの他、適宜ニュース映像などを使用しつつ、講義形態で実施する。

<履修するにあたって>

授業計画は、進度や受講生の関心に応じて調整することもある。

<授業時間外に必要な学修>

毎回の講義終了後、配布資料や授業で紹介した参考文献、映像等を参照し、復習を行うこと。

<提出課題など>

毎回の講義終了後、講義に対する感想・質問を提出してもらう。これに対しては、次回の授業の最初にフィードバックを行う。また、期末レポートを課し、終了後に講評を提示する。

<成績評価方法・基準>

・講義に対する感想・質問30%、期末レポート70%とし、それぞれ内容により評価する。

・感想・質問については、授業に積極的に取り組んでいる姿勢が見られれば、加点対象とする。

・期末レポートについては、講義内容をきちんと理解し、自分の見解が表明できているかどうかという点を評価する。

・レポート作成の際に、インターネットなどからのコピー

ー・アンド・ペーストが判明した場合は、不正に当たるので単位は不可とする。

<テキスト>

特に指定しない。参考図書をもとに講師が作成したパワーポイントを使用する。

<参考図書>

五百旗頭薫・奈良岡聰智『日本政治外交史』（放送大学教育振興会、2019年）

清水唯一朗、瀧井一博、村井良太『日本政治史??現代日本を形作るもの』（有斐閣、2020年）

簗原俊洋・奈良岡聰智編『ハンドブック近代日本外交史』（ミネルヴァ書房、2016年）

<授業計画>

第1回 講義ガイダンスとイントロダクション

講義内容と目的、講義方法や評価方法などのガイダンス及び、初回以降の導入

第2回 国家形成期の政治

鎖国体制の崩壊と明治新政府による近代国家の建設

第3回 国家形成期の政治

明治新政府の対外政策と政党政治の発展

第4回 近代的軍隊の形成

徴兵制の成立から軍拡へ

第5回 日清・日露戦争

日清・日露戦争と日本社会の変化

第6回 第一次世界大戦と日本

第一次世界大戦前後の日本の外交と政治状況

第7回 二大政党政治と大正デモクラシー

二大政党政治の展開と崩壊の過程

第8回 第二次世界大戦と日本

第二次世界大戦前に至る日本の外交と政治状況

第9回 戦後体制の成立

敗戦と占領改革、サンフランシスコ講和

第10回 日米安保体制の成立

55年体制の成立と安保条約改定

第11回 高度経済成長の時代

高度経済成長と政治状況の変化

第12回 「経済大国」の政治と外交

日韓国交正常化、沖縄返還、日中国交正常化

第13回 55年体制の展開と崩壊

1980年代の日本の外交と政治状況

第14回 56年体制の展開と崩壊

55年体制の終焉と非自民政権の成立

第15回 戦後日本の歴史認識問題

日本の戦後処理と歴史認識問題

-----  
2022年度 後期

2単位

日本政治史 （資格）

成田 千尋  
-----

<授業の方法>

講義

<授業の目的>

・本講義は、法学部のDP（ディプロマ・ポリシー）に掲げられている、法的素養を身につけ（知識・理解）、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示し（汎用的技能）、公平性と客観性を重視した判断および行動（志向性）ができることを目指している。

・本講義は、「政治学」「行政学」「国際関係論」といった他の政治学系科目と密接な関連を持つ。政治学の一部門を担う政治史は、近代国家における中央レベルの政治権力の形成と発展の過程をたどり、その特質を明らかにすることが基本的な課題である。

・本講義は、明治期から現代に至る近現代日本の歩みを通史的に把握し、基礎的な知識を習得するとともに、近現代日本の政治・外交を歴史的視点から考察することができるようになることを目的としている。

<到達目標>

・近現代日本政治史に関する基礎知識を習得する。

・これまでの歴史を踏まえて今日の政治や外交を理解し、自分の見解を表明することができる。

<授業の進め方>

教材として、パワーポイントの他、適宜ニュース映像などを使用しつつ、講義形態で実施する。

<履修するにあたって>

授業計画は、進度や受講生の関心に応じて調整することもある。

<授業時間外に必要な学修>

毎回の講義終了後、配布資料や授業で紹介した参考文献、映像等を参照し、復習を行うこと。

<提出課題など>

毎回の講義終了後、講義に対する感想・質問を提出してもらう。これに対しては、次回の授業の最初にフィードバックを行う。また、期末レポートを課し、終了後に講評を提示する。

<成績評価方法・基準>

・講義に対する感想・質問30%、期末レポート70%とし、それぞれ内容により評価する。

・感想・質問については、授業に積極的に取り組んでいる姿勢が見られれば、加点対象とする。

・期末レポートについては、講義内容をきちんと理解し、自分の見解が表明できているかどうかという点を評価する。

・レポート作成の際に、インターネットなどからのコピ

ー・アンド・ペーストが判明した場合は、不正に当たるので単位は不可とする。

<テキスト>

特に指定しない。参考図書をもとに講師が作成したパワーポイントを使用する。

<参考図書>

五百旗頭薫・奈良岡聡智『日本政治外交史』（放送大学教育振興会、2019年）

清水唯一朗、瀧井一博、村井良太『日本政治史??現代日本を形作るもの』（有斐閣、2020年）

簗原俊洋・奈良岡聡智編『ハンドブック近代日本外交史』（ミネルヴァ書房、2016年）

<授業計画>

第1回 講義ガイダンスとイントロダクション

講義内容と目的、講義方法や評価方法などのガイダンス及び、初回以降の導入

第2回 国家形成期の政治

鎖国体制の崩壊と明治新政府による近代国家の建設

第3回 国家形成期の政治

明治新政府の対外政策と政党政治の発展

第4回 近代的軍隊の形成

徴兵制の成立から軍拡へ

第5回 日清・日露戦争

日清・日露戦争と日本社会の変化

第6回 第一次世界大戦と日本

第一次世界大戦前後の日本の外交と政治状況

第7回 二大政党政治と大正デモクラシー

二大政党政治の展開と崩壊の過程

第8回 第二次世界大戦と日本

第二次世界大戦前に至る日本の外交と政治状況

第9回 戦後体制の成立

敗戦と占領改革、サンフランシスコ講和

第10回 日米安保体制の成立

55年体制の成立と安保条約改定

第11回 高度経済成長の時代

高度経済成長と政治状況の変化

第12回 「経済大国」の政治と外交

日韓国交正常化、沖縄返還、日中国交正常化

第13回 55年体制の展開と崩壊

1980年代の日本の外交と政治状況

第14回 56年体制の展開と崩壊

55年体制の終焉と非自民政権の成立

第15回 戦後日本の歴史認識問題

日本の戦後処理と歴史認識問題

-----  
2022年度 後期

2単位

比較憲法

渡辺 洋  
-----

<授業の方法>

下記授業目的を踏まえつつ、本講では、

主にドイツの憲法史の概観や、

（日本でもおなじみの）基本的な憲法概念・学説・制度の検討などを通じて、

比較憲法の意義を考察する。

（本講の授業形態については、下記「授業の進め方」および「遠隔授業情報」参照。）

<授業の目的>

「国内外の公共的事柄に関心 [...] を持ち」ながら

基本的な「法的素養を身につけ」、ひいては

「社会における各種の問題について、[...] 法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる」ようになることが、法学部DPに則した目的となる。

その内、特に本講の目的は、上記「授業の方法」を通じて「国 [...] 外の公共的事柄に関心 [...] を持」つことに向けられる。

<到達目標>

・ドイツの憲法史を概観する。

・ドイツの憲法論上の基本的な概念・学説・制度を理解する。

・比較憲法の意義を考察する。

<授業の進め方>

原則として講義形式（対面）をとる。

受講者数が許せば、適宜受講者との対話も取り入れる。

授業中教員からいつ当てられても適切に応答出来るよう、十分な予習が求められる。

なお、状況が許せば、ゲストスピーカーの招聘も検討する。

9月20日?10月2日までの授業形態については、下記「遠隔授業情報」参照。

<履修するにあたって>

本講は「憲法と社会」「憲法IA（人権総論）」「憲法IB（人権各論）」および「憲法II（統治機構）」単位取得程度の理解を前提とする。まだ「憲法II（統治機構）」を履修中ないし未履修の受講者も、各自可能な限り同科目の独習を進めておくこと。

<授業時間外に必要な学修>

これまでの憲法学習の再確認に加え、各2時間以上の予習・復習が求められる。

なお、初歩的でも独語読解能力があれば、本講の学修の助けとなる。

<提出課題など>

適宜指示する。

< 成績評価方法・基準 >

定期試験の成績 ( 100% )

授業進行上の理由から何らかの課題を出した場合、成績評価全体の30%を上限として成績評価に組み入れる。

課題が複数回に亘った場合、上記配点分を課題総数で按分したものを、各課題への配点とする。

< テキスト >

初宿正典編『レクチャー比較憲法』(法律文化社、2014年) 主に「CHAP.4」を使用

< 参考図書 >

高田 敏・初宿正典編訳『ドイツ憲法集 第8版』(信山社、2020年)

鈴木秀美・三宅雄彦編『ガイドブック ドイツの憲法判例』(信山社、2021年)

初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集 第5版』(三省堂、2020年)

他にも適宜指示する。

< 授業計画 >

第1回 比較憲法の意義

授業案内も兼ねる。

第2回 ドイツ憲法史概観(1)

- ・初期立憲主義～外見的立憲主義
- ・ヴァイマル憲法の成立とその性格

第3回 ドイツ憲法史概観(2)

- ・ヴァイマル憲法体制の崩壊
- ・ヴァイマル期の憲法学説

第4回 ドイツ連邦共和国の憲法の特徴(1)

総論(1)

第5回 ドイツ連邦共和国の憲法の特徴(2)

総論(2)

第6回 ドイツ連邦共和国の憲法の特徴(3)

基本権保障(1)

第7回 ドイツ連邦共和国の憲法の特徴(4)

基本権保障(2)

第8回 ドイツ連邦共和国の憲法の特徴(5)

基本権保障(3)

第9回 ドイツ連邦共和国の憲法の特徴(6)

基本権保障(4)

第10回 ドイツ連邦共和国の憲法の特徴(7)

議会(1)

第11回 ドイツ連邦共和国の憲法の特徴(8)

議会(2)

第12回 ドイツ連邦共和国の憲法の特徴(9)

執行権

第13回 ドイツ連邦共和国の憲法の特徴(10)

裁判所

第14回 ドイツ連邦共和国の憲法の特徴(11)

憲法裁判所

第15回 日本国憲法解釈論への示唆

-----  
2022年度 後期

2単位

ビジネス法特論

田中 裕明  
-----

< 授業の方法 >

通常の講義形式で実施する。

警報発令時については休講する。

交通機関の運行中止の場合については、休講しない。

< 授業の目的 >

経済法や会社法を中心としたビジネス関係の法規範を対象として、実際例を手掛かりにして重要な問題点を取り上げることを目的とする。かかる視点をもって、学部DPが掲げる「法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示す」ことに資することを目指す。

< 到達目標 >

ビジネスに関わる新聞記事、ニュースなどを自分の言葉で説明できるようになる。

< 授業の進め方 >

判例や新聞記事を材料として、レジュメを配布して講義していく。

< 履修するにあたって >

経済法、会社法、商法総則・商行為法、金融法、決済法などビジネス関係の科目を履修している(履修する)ことが望ましい。

< 授業時間外に必要な学修 >

シラバスの順で講義するので、予習に1時間程度、復讐に1時間半程度当ててほしい。

< 提出課題など >

最終回(第15回)を除き、毎回その日の講義内容についての「確認問題(○?式)」を実施する。復習の際の材料にしてほしい。

< 成績評価方法・基準 >

上記「確認問題」10%、「定期試験」90%の割合で評価する。

< テキスト >

なし。レジュメを配布する。

< 参考図書 >

商法総則・商行為法、会社法、経済法、金融法、決済法のテキスト

< 授業計画 >

第1回 講義の概要説明

ビジネスと法の関わりーコーポレート・コンプライアンスの必要性ー

第2回 経済法(1)

優越的地位の濫用ー巨大IT規制ー(1)

第3回 経済法(2)

優越的地位の濫用 巨大IT規制－(2)

第4回 経済法(3)

優越的地位の濫用 巨大IT規制－(3)

第5回 経済法(4)

私的独占

第6回 経済法(5)

不当な取引制限

第7回 会社法(1)

企業買収(1)

第8回 会社法(2)

企業買収(2)

第9回 会社法(3)

企業買収(3) - 防衛方法－

第10回 会社法(4)

企業買収(4) - MBOとEBO -

第11回 会社法(5)

濫用的会社分割事例

第12回 金融法(1)

インサイダー取引

第13回 金融法(2)

情報開示規制

第14回 金融法(3)

相場操縦規制

第15回 その他 総括

コーポレート・コンプライアンス再考

-----  
2022年度 前期

2単位

保険・海商法

岡田 豊基

-----  
< 授業の方法 >

講義(対面授業)

< 授業の目的 >

- ・「保険法典」について学修する。損害保険・生命保険・傷害疾病保険について理解を深めることを目的とする。

< 到達目標 >

- ・法学部のディプロマ・ポリシー(1.知識・理解、2.汎用性技能、3.志向性)の修得を目指し、損害保険・生命保険・傷害疾病保険の特徴を理解することができる。

< 授業のキーワード >

損害保険、生命保険、傷害疾病保険

< 授業の進め方 >

- ・保険法典の条文を理解した後、それらに関する学説・判例を学修することによって、本講義の範囲の理解が深まるよう講義を進める。
- ・海商法(「商法第3編 海商」)については、「私法特別講義C」で学修することとし、本講

義では学修しない。

・テキスト(岡田豊基『現代保険法・海商法』中央経済社)を使用する。

・第1回から第5回まではテキストのPDFファイルをdot Campusに掲載する。

・課題レポート は、それぞれの問題用紙と解答用紙をdot Campusに掲載する。受講生は、各自ダウンロードし、解答した後、解答用紙だけをdot Campus上で返信すること。

・各レポートの提出期限は問題用紙の末尾に記載するとともに、dot Campus上に明記する。

・ハイブリッド型授業(対面授業+遠隔授業)または遠隔授業(オンデマンド授業)の場合には、授業の録画はdot Campusに掲載するので、各自、視聴すること。

< 履修するにあたって >

・講義を進めるにあたって、受講者の理解度を踏まえ、講義の内容・順番等を変更することなどがある。

・「大学での授業は、就職活動を有利に進められるし、就職後、仕事で役に立つ」と多くの卒業生が言っていることを伝える。

・「日本経済新聞を購読すること」、および、「日商簿記3級を取得すること」。このことの意味は授業中に説明する。

< 授業時間外に必要な学修 >

- ・この講義は復習を十分にすること。
- ・例えば、次のような作業が求められる。
  - ・配付したレジメ・資料を見直す。
  - ・参照した条文は全て六法で確認する。
  - ・理解が及ばなかった部分については、講義中に指示する参考書等を読み込む。

・以上の作業のために、各回2時間の自習時間が必要である。

< 提出課題など >

講義の内容を2つのグループに分け、1つのグループが終了後、受講生の講義の理解度を確認するため、および、成績評価の対象とするためにレポート(2回)の提出を求める。

< 成績評価方法・基準 >

・定期試験および課題レポート の成績を合わせて評価する。

・定期試験(80点)+課題レポート (10点×2=20点)+資格試験等の加点(5点)の合計105

点とし、成績ランク(S A B C D)は大学の基準とする。

・課題レポート について

- ・それまでに講述した内容を問題とする。
- ・2回実施する(10点×2回)。
- ・原則として、以下の構成(100点満点)とし、10

点満点に換算する。

穴埋め問題（1点×40問）

択一式問題（4点×5問）

論述式問題（40点）

- ・解答用紙だけをdotCampus上で提出すること。
- ・解答用紙は、WordファイルかPDFファイルで提出すること。
- ・提出期限を守ること。提出期限は、問題用紙に記載する。

・定期試験について

- ・テキストのみ持込を認める。
- ・途中退室を禁止します。
- ・課題レポートの問題から出題する。
- ・原則として、以下の構成（100点満点）とし、80

点満点に換算する。

穴埋め問題（1点×40問）

択一式問題（4点×5問）

論述式問題（40点）

・資格試験等の加点（5点）

・資格等の取得者には、所定要件の充足を前提として、成績評価に加点する。

・対象となる資格試験等は第1回の講義（ガイダンス）で公表する。

<テキスト>

岡田豊基『現代保険法・海商法』中央経済社

<参考図書>

山野嘉朗編著『現代保険・海商法30講（第9版）』中央経済社

山下友信・竹瀆修・洲崎博史・山本哲生『保険法（第4版）』有斐閣

<授業計画>

第1回 ガイダンス、保険制度・保険法の法源

ガイダンス（シラバスの補充）、および、保険法の概観について学修する。

第2回 保険契約法総論

保険契約法の総論について学修する。

第3回 損害保険契約総論・損害保険契約の要素（1）

損害保険契約の要素について学修する。

第4回 損害保険契約総論・損害保険契約の要素（2）

損害保険契約の要素について学修する。

第5回 損害保険契約総論・損害保険契約の要素（3）

損害保険契約の要素について学修する。（第1回から第5回までの講義の課題レポート）

第6回 損害保険契約の締結過程（1）

損害保険契約の締結過程について学修する。

第7回 損害保険契約の締結過程（2）

損害保険契約の締結過程について学修する。

第8回 損害保険契約の進行過程（1）

損害保険契約の進行過程について学修する。

第9回 損害保険契約の進行過程（2）

損害保険契約の進行過程について学修する。

第10回 損害保険契約の処理過程（1）

損害保険契約の処理過程について学修する。

第11回 損害保険契約の処理過程（2）

損害保険契約の処理過程について学修する。

第12回 定額保険契約総論、生命保険契約総論、生命保険契約の締結過程

定額保険契約総論、生命保険契約総論、生命保険契約の締結過程について学修する。

第13回 生命保険契約の進行過程

生命保険契約の進行過程について学修する。

第14回 生命保険契約の処理過程

生命保険契約の処理過程について学修する。

第15回 傷害疾病定額保険

傷害疾病定額保険について学修する。（第6回から第15回までの講義の課題レポート）

第16回

第17回

第18回

-----  
2022年度 前期

2単位

法と裁判（兵庫県弁護士会提携講座）

北村 純子、春日 勉

-----  
<授業の方法>

講義

<授業の目的>

本講座は、「兵庫県弁護士会提携講座」で、弁護士が、その実務経験に基づき、弁護士の活動を紹介しながら、具体的な事例・裁判例を題材に、法の機能や実務上の問題点等について解説します（「実務経験のある教員による授業科目」に該当）。今期は、特に消費者問題を取り上げます。本講座では、社会で起こっている紛争や被害について、その実態を知ってもらうとともに、法的解決がどのようになされているのか等について学びます。

<到達目標>

1 社会で起こっている紛争や被害について、それが生じる原因や背景を踏まえながら、解決策の検討をすることができる。

2 社会で起こっている紛争や被害について、法的思考で分析することができる。

<授業の進め方>

講義形式で進めます。

第4回から第12回までの講義テーマについては、順序を変更することがあります。

<授業時間外に必要な学修>

講義内容の復習（講師が話した内容の振り返り）



< 提出課題など >

都合により定期試験を行わないこととした場合には、期末レポート（期末1回）

< 成績評価方法・基準 >

成績評価の対象は、定期試験（100%）としますが、定期試験を行わないこととした場合には、期末レポート（100%）とします。

（なお、第14回、第15回の講義において課されたレポートは除きます。）

< テキスト >

特に無し。但し、六法を適宜参照します。

< 参考図書 >

講義において適宜紹介します。

< 授業計画 >

第1回 概説

本講座の概要、進め方等について説明します。

第2回 民事事件の解決手続等

問題発生から裁判、執行に至るまでの、事件解決・被害救済に関わる一般的な手続等について、概要を説明します。

第3回 関係法令の概要

消費者問題に関係する法令について、行政規制、民事ルール等法の性格を踏まえながら概観します。

第4回 不当条項、約款

不当な契約条項に関する事例・裁判例について、関係法令・制度の説明をするとともに、実務上の問題点や解決策等について考えます。

第5回 不当勧誘行為

不当な勧誘行為に関する事例・裁判例について、関係法令・制度の説明をするとともに、実務上の問題点や解決策等について考えます。

第6回 クレジット問題

クレジットに関する事例・裁判例について、関係法令・制度の説明をするとともに、実務上の問題点や解決策等について考えます。

第7回 高齢者被害

高齢者の消費者被害に関する事例・裁判例について、関係法令・制度の説明をするとともに、実務上の問題点や解決策等について考えます。

第8回 若年者被害

若年者の消費者被害に関する事例・裁判例について、関係法令・制度の説明をするとともに、実務上の問題点や解決策等について考えます。

第9回 欠陥住宅問題

欠陥住宅に関する事例・裁判例について、関係法令・制度の説明をするとともに、実務上の問題点や解決策等について考えます。

第10回 欠陥商品問題

欠陥商品に関する事例・裁判例について、関係法令・制度の説明をするとともに、実務上の問題点や解決策等について考えます。

第11回 関係法令の改正の動き

消費者契約法等の最近の法改正の動きについて説明するとともに、法の意義や機能について考えます。

第12回 消費者団体訴訟制度

消費者団体訴訟制度（消費者団体が主体となって差止請求訴訟等を行う制度）に関する事例・裁判例について、関係法令・制度の説明をするとともに、実務上の問題点や解決策等について考えます。

第13回 補充

これまでの講義の補充やこれまでの講義で採り上げなかった問題の説明を行います。

第14回 経済取引と法（1）

「経済取引と犯罪」という観点から、問題の整理と具体的事例について検討します。

第15回 経済取引と法（2）

経済取引と犯罪という観点から問題点の整理と具体的事例を検討します。

-----  
2022年度 後期

2単位

法と裁判（兵庫県弁護士会提携講座）

後藤 崇、春日 勉  
-----

< 授業の方法 >

講義形式（対面授業）

< 授業の目的 >

自由、人権、法の支配の重要性を確認し、これら普遍的な価値観を体現するために、現実社会において裁判制度がどのように機能して、多種多様な紛争を解決に導いているのかを学ぶ。弁護士としての実務経験のある教員が実務上の経験を踏まえて実社会で起こりうる紛争についての具体的な解決策を示すことによって、抽象論に留まらずに、具体的な紛争解決策を想起することができるようにする。

< 到達目標 >

現代の裁判システムの意義や課題について分析し、自己の見解を持つことができる。

具体的な事案から法的解決に導くにはどのようなアプローチがあるのかを推論することができる。

< 授業のキーワード >

人権保障、法の支配、紛争解決、裁判制度

< 授業の進め方 >

条文を確認するため、六法を参照してもらうことがある。

講義中に適宜、質疑応答を行ったり、発表を求めたりすることがある。

<履修するにあたって>

普段の生活の中で日々、見聞きする新聞記事やテレビのニュースなどで法律や裁判に関わるものについて注意をするようにし、問題意識を持って講義に臨んで下さい。

<授業時間外に必要な学修>

授業で配布するレジュメの復習をすること。また、日々の新聞記事、テレビニュース、ネットニュースなどの報道に接して、個々の事案に法律や裁判がどのように関係しているのかを授業で学んだ内容を参考にして、検討すること。

<成績評価方法・基準>

定期試験（論述式）100%で評価する。

<テキスト>

特になし。

<参考図書>

特になし。ただし、六法を持参すること。

<授業計画>

#### 第1回 ガイダンス

講義の目標や授業全体の計画等を説明した後、法と裁判を語る際に根底にあるべき自由、人権、法の支配について、その意義、重要性を確認する。

#### 第2回 現代の裁判とは

裁判の目的、裁判の種類、裁判の実態等を説明し、現代の裁判制度について大まかな全体像を明らかにする。また、裁判外の紛争解決制度についても説明する。

#### 第3回 憲法訴訟について

過去に最高裁が出した違憲判決を見ながら、自由、人権、法の支配という観点から裁判が果たしてきた役割を考察する。

#### 第4回 行政訴訟とは

行政訴訟の仕組み、役割、実態等を説明する。その上で、具体的な事例を考察しながら、国、地方自治体などが行ったことや決定したことによって、被害を受けた一般国民（住民）の訴えに対して、裁判所がどのように機能して、どのような判断をするのかを学ぶ。

#### 第5回 刑事訴訟とは（1）

刑事訴訟の仕組み、役割、実態等を説明する。

#### 第6回 刑事訴訟とは（2）

裁判員裁判について、説明し、通常の刑事裁判との相違点を確認しながら、裁判員裁判を考察する。

#### 第7回 刑事訴訟とは（3）

刑事被告人にされた時、どのようになってしまうのか。具体的な事例を考察しながら、どのような流れで裁判所が被告人に対する刑事処罰を決めているのかを学ぶ。

#### 第8回 民事訴訟とは（1）

民事訴訟の仕組み、役割、実態等を説明する。

#### 第9回 民事訴訟とは（2）

様々な取引上のトラブルや事故等、一般的な民事事件に

ついて、具体的な事例を考察しながら、裁判所がどのような役割を果たし、紛争解決に導くのかを学ぶ。

#### 第10回 人事訴訟のほか、裁判所が関与する手続きとは（1）

人事訴訟の仕組み、役割、実態等を説明する。また、訴訟手続以外で裁判所が関与する手続について説明する。

#### 第11回 人事訴訟のほか、裁判所が関与する手続きとは（2）

破産手続、民事保全手続、強制執行手続等について、具体的な事例を考察しながら、裁判所がどのように手続を進めていくのかを学ぶ。

#### 第12回 人事訴訟のほか、裁判所が関与する手続きとは（3）

離婚、遺産分割等の具体的な事例を考察しながら、家庭内で発生した紛争について、裁判所がどのような役割を果たし、紛争解決に導くのかを学ぶ。

#### 第13回 まとめ

現代社会における裁判の目的、役割、実態等を総括し、裁判の将来像を考える。

#### 第14回から第15回 司法制度と司法改革

司法制度の課題と司法改革に向けた新たな議論について理解できる。

-----  
2022年度 前期

2単位

法学情報処理

生田 卓也  
-----

<授業の方法>

演習

<授業の目的>

この授業科目は、法学部のディプロマ・ポリシーに掲げる「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる」技能を獲得するために設けられた基礎専門教育科目である。

授業目的は、法学を学ぶ学生としてコンピュータを活用して

効率の良い情報収集と編集ができること

読み手の立場に配慮したレポートが作成できること

効果的な情報発信ができること

である。具体的には、インターネット等を活用して自ら情報収集を行い、その上で情報の編集・加工ができること、体裁の良い文書とはどのようなものであるのかを理解した上で作成できること、そして、プレゼンテーションソフト等を活用して効果的な情報発信ができることである。

<到達目標>

学生の到達目標は次の通りである。

信頼性の高い情報検索を短時間に取得できること

体裁の良い書類を作成することができること

プレゼンテーションをすることはどのようなことであるかを理解できること

効果的なプレゼンテーションができること

< 授業のキーワード >

・ 情報検索

・ プレゼンテーション

< 授業の進め方 >

演習形式で授業を進めますが、対話型の授業形式を重視し、受講生からの意見や疑問点について自発的な発言を求めます。

< 履修するにあたって >

32GB以上の空き容量のあるUSBメモリを用意しておくことが望ましい。

< 授業時間外に必要な学修 >

週あたり、3時間程度の課題作成、プレゼンテーション作成の時間を要する。

< 提出課題など >

レポート等の提出物、確認後に返却します。返却物には必ず目を通して、今後の参考にしてください。

< 成績評価方法・基準 >

成績評価は課題提出物(40%)、プレゼンテーションの発表(60%)で行います。

< テキスト >

配布プリントを用いる。

< 参考図書 >

無し

< 授業計画 >

第1回 ガイダンスと課題資料の説明

授業を行う上での注意点と配布の「情報検索練習問題」について説明する。

第2回 情報検索の練習

各自、インターネット等を活用して情報収集を行い、レポート形式で提出できる体裁を整える。

レポート提出方法と体裁については、授業中に解説すると共に指示する。

レポートは、順次返却する。

第3回 プレゼンテーション資料の作成

SDS法またはPREP法を用いてプレゼンテーション用の資料を作成する。

次の項目について、議論をする。

プレゼンテーションが大切である理由は何か

プレゼンテーションと発表、コミュニケーションの違いは何か

効果的なプレゼンテーションとはどのようなものか  
プレゼンテーションの具体的な作成方法と提出方法については、授業中に指示する。

第4回 プレゼンテーション資料の提出

プレゼンテーションの資料と原稿を提出する。

第5回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その1

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第6回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その2

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第7回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その3

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第8回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その4

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第9回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その5

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第10回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その6

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第11回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その7

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第12回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その8

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第13回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その9

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

ンを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

#### 第14回 プレゼンテーションの実践

##### プレゼンテーション：その10

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

#### 第15回 フィードバック

プレゼンテーションに関する総括を行う。

-----

2022年度 前期

2単位

法学情報処理

及川 健太

-----

#### < 授業の方法 >

演習

#### < 授業の目的 >

この授業科目は、法学部のディプロマ・ポリシーに掲げる「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる」技能を獲得するために設けられた基礎専門教育科目である。

授業目的は、法学を学ぶ学生としてコンピュータを活用して

効率の良い情報収集と編集ができること

読み手の立場に配慮したレポートが作成できること

効果的な情報発信ができること

である。具体的には、インターネット等を活用して自ら情報収集を行い、その上で情報の編集・加工ができること、体裁の良い文書とはどのようなものであるのかを理解した上で作成できること、そして、プレゼンテーションソフト等を活用して効果的な情報発信ができることである。

なお、この科目の担当者は、税理士業務を中心に18年間経験していた、実務経験のある教員である。従って、必要な時には具体的な業務内容をベースに法学情報処理関係の文書作成やコミュニケーションの方法を交えて、より分かりやすく法学と情報処理関係を解説したい。

#### < 到達目標 >

学生の到達目標は次の通りである。

信頼性の高い情報検索を短時間に取得できること

体裁の良い書類を作成することができること

プレゼンテーションをすることはどのようなことであるかを理解できること

効果的なプレゼンテーションができること

#### < 授業のキーワード >

・情報検索

・プレゼンテーション

< 授業の進め方 >

演習形式で授業を進めますが、対話型の授業形式を重視し、受講生からの意見や疑問点について自発的な発言を求めます。

< 履修するにあたって >

32GB以上の空き容量のあるUSBメモリを用意しておくことが望ましい。

< 授業時間外に必要な学修 >

週あたり、3時間程度の課題作成、プレゼンテーション作成の時間を要する。

< 提出課題など >

レポート等の提出物、確認後に返却します。返却物には必ず目を通して、今後の参考にしてください。

< 成績評価方法・基準 >

成績評価は課題提出物（40%）、プレゼンテーションの発表（60%）で行います。

< テキスト >

配布プリントを用いる。

< 参考図書 >

無し

< 授業計画 >

第1回 ガイダンスと課題資料の説明

授業を行う上での注意点と配布の「情報検索練習問題」について説明する。

第2回 情報検索の練習

各自、インターネット等を活用して情報収集を行い、レポート形式で提出できる体裁を整える。

レポート提出方法と体裁については、授業中に解説すると共に指示する。

レポートは、順次返却する。

第3回 プレゼンテーション資料の作成

SDS法またはPREP法を用いてプレゼンテーション用の資料を作成する。

次の項目について、議論をする。

プレゼンテーションが大切である理由は何か

プレゼンテーションと発表、コミュニケーションの違いは何か

効果的なプレゼンテーションとはどのようなものか  
プレゼンテーションの具体的な作成方法と提出方法については、授業中に指示する。

第4回 プレゼンテーション資料の提出

プレゼンテーションの資料と原稿を提出する。

第5回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その1

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

## 第6回 プレゼンテーションの実践

### プレゼンテーション：その2

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

## 第7回 プレゼンテーションの実践

### プレゼンテーション：その3

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

## 第8回 プレゼンテーションの実践

### プレゼンテーション：その4

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

## 第9回 プレゼンテーションの実践

### プレゼンテーション：その5

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

## 第10回 プレゼンテーションの実践

### プレゼンテーション：その6

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

## 第11回 プレゼンテーションの実践

### プレゼンテーション：その7

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

## 第12回 プレゼンテーションの実践

### プレゼンテーション：その8

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

## 第13回 プレゼンテーションの実践

### プレゼンテーション：その9

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

## 第14回 プレゼンテーションの実践

### プレゼンテーション：その10

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

## 第15回 フィードバック

プレゼンテーションに関する総括を行う。

-----  
2022年度 前期

2単位

法学情報処理

森 一人  
-----

<授業の方法>

演習

<授業の目的>

この授業科目は、法学部のディプロマ・ポリシーに掲げる「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる」技能を獲得するために設けられた基礎専門教育科目である。

授業目的は、法学を学ぶ学生としてコンピュータを活用して

効率の良い情報収集と編集ができること

読み手の立場に配慮したレポートが作成できること

効果的な情報発信ができること

である。具体的には、インターネット等を利用して自ら情報収集を行い、その上で情報の編集・加工ができること、体裁の良い文書とはどのようなものであるのかを理解した上で作成できること、そして、プレゼンテーションソフト等を活用して効果的な情報発信ができることである。

この科目の担当者は、外資系金融機関にて一般顧客・法人顧客を問わずFP業務及びコンサルティング業務を15年間経験している実務経験のある教員である。したがって、必要な時には具体的な業務内容をベースに法学情報処理関係の文書作成やコミュニケーションの方法を交えて分かりやすく解説したい。

<到達目標>

学生の到達目標は次の通りである。

信頼性の高い情報検索を短時間に取得できること

体裁の良い書類を作成することができること

プレゼンテーションをするとはどのようなことであるかを理解できること

効果的なプレゼンテーションができること

<授業のキーワード>

・情報検索

・プレゼンテーション

<授業の進め方>

演習形式で授業を進めますが、対話型の授業形式を重視

し、受講生からの意見や疑問点について自発的な発言を求めます。

<履修するにあたって>

32GB以上の空き容量のあるUSBメモリを用意しておくことが望ましい。

<授業時間外に必要な学修>

週あたり、最低1時間の課題作成、或いは、プレゼンテーション作成の時間を要する。

<提出課題など>

レポート等の提出物、確認後に返却します。返却物には必ず目を通して、今後の参考にしてください。

<成績評価方法・基準>

成績評価は課題提出物(40%)、プレゼンテーションの発表(60%)で行います。

<テキスト>

配布プリントを用いる。

<参考図書>

無し

<授業計画>

第1回 ガイダンスと課題資料の説明

授業を行う上での注意点と事前に dotCampus 上で配布の「情報検索練習問題」について説明する。

第2回 情報検索の練習

各自、インターネット等を活用して情報収集を行い、レポート形式で提出できる体裁を整える。

レポート提出方法と体裁については、授業中に解説すると共に指示する。

第3回 プレゼンテーション資料の作成

SDS法またはPREP法を用いてプレゼンテーション用の資料を作成する。

その際、次の項目について、解説或いは議論を行う。

プレゼンテーションは何故必要であるか

プレゼンテーションとコミュニケーションの違いは何か

効果的なプレゼンテーションとはどのようなものであるか

プレゼンテーションの具体的な作成方法と提出方法については、授業中に指示する。

第4回 プレゼンテーション資料の提出

プレゼンテーションの資料と原稿を提出する。

第5回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その1

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第6回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その2

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第7回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その3

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第8回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その4

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第9回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その5

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第10回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その6

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第11回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その7

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第12回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その8

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第13回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その9

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第14回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その10

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

## 第15回 フィードバック

プレゼンテーションに関する総括を行う。

-----  
2022年度 前期

2単位

法学情報処理

山本 毅

-----  
< 授業の方法 >

演習

< 授業の目的 >

この授業科目は、法学部のディプロマ・ポリシーに掲げる「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる」技能を獲得するために設けられた基礎専門教育科目である。

授業目的は、法学を学ぶ学生としてコンピュータを活用して

効率的な情報収集と編集ができること

読み手の立場に配慮したレポートが作成できること

効果的な情報発信ができること

である。具体的には、インターネット等を活用して自ら情報収集を行い、その上で情報の編集・加工ができること、体裁の良い文書とはどのようなものであるのかを理解した上で作成できること、そして、プレゼンテーションソフト等を活用して効果的な情報発信ができることである。

なお、この科目の担当者は、行政書士事務所を開業して以来9年間の経験があり、現在も行政書士事務所を営んでいる、実務経験のある教員である。従って、必要な時には具体的な業務内容をベースに法学情報処理関係の文書作成やコミュニケーションの方法を交えて、より分かりやすく法学と情報処理関係を解説したい。

< 到達目標 >

学生の到達目標は次の通りである。

信頼性の高い情報検索を短時間に取得できること

体裁の良い書類を作成することができること

プレゼンテーションをするとはどのようなことであるかを理解できること

効果的なプレゼンテーションができること

< 授業のキーワード >

・ 情報検索

・ プレゼンテーション

< 授業の進め方 >

演習形式で授業を進めますが、対話型の授業形式を重視し、受講生からの意見や疑問点について自発的な発言を求めます。

< 履修するにあたって >

32GB以上の空き容量のあるUSBメモリを用意しておく

とが望ましい。

< 授業時間外に必要な学修 >

週あたり、3時間程度の課題作成、プレゼンテーション作成の時間を要する。

< 提出課題など >

レポート等の提出物、確認後に返却します。返却物には必ず目を通して、今後の参考にしてください。

< 成績評価方法・基準 >

成績評価は課題提出物(40%)、プレゼンテーションの発表(60%)で行います。

< テキスト >

配布プリントを用いる。

< 参考図書 >

無し

< 授業計画 >

第1回 ガイダンスと課題資料の説明

授業を行う上での注意点と配布の「情報検索練習問題」について説明する。

第2回 情報検索の練習

各自、インターネット等を活用して情報収集を行い、レポート形式で提出できる体裁を整える。

レポート提出方法と体裁については、授業中に解説すると共に指示する。

レポートは、順次返却する。

第3回 プレゼンテーション資料の作成

SDS法またはPREP法を用いてプレゼンテーション用の資料を作成する。

次の項目について、議論をする。

プレゼンテーションが大切である理由は何か

プレゼンテーションと発表、コミュニケーションの違いは何か

効果的なプレゼンテーションとはどのようなものか  
プレゼンテーションの具体的な作成方法と提出方法については、授業中に指示する。

第4回 プレゼンテーション資料の提出

プレゼンテーションの資料と原稿を提出する。

第5回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その1

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第6回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その2

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第7回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その3

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

#### 第8回 プレゼンテーションの実践

##### プレゼンテーション：その4

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

#### 第9回 プレゼンテーションの実践

##### プレゼンテーション：その5

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

#### 第10回 プレゼンテーションの実践

##### プレゼンテーション：その6

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

#### 第11回 プレゼンテーションの実践

##### プレゼンテーション：その7

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

#### 第12回 プレゼンテーションの実践

##### プレゼンテーション：その8

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

#### 第13回 プレゼンテーションの実践

##### プレゼンテーション：その9

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

#### 第14回 プレゼンテーションの実践

##### プレゼンテーション：その10

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

#### 第15回 フィードバック

プレゼンテーションに関する総括を行う。

-----  
2022年度 前期

2単位

法学情報処理

生田 卓也  
-----

< 授業の方法 >

演習

< 授業の目的 >

この授業科目は、法学部のディプロマ・ポリシーに掲げる「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる」技能を獲得するために設けられた基礎専門教育科目である。

授業目的は、法学を学ぶ学生としてコンピュータを活用して

効率的な良い情報収集と編集ができること

読み手の立場に配慮したレポートが作成できること

効果的な情報発信ができること

である。具体的には、インターネット等を活用して自ら情報収集を行い、その上で情報の編集・加工ができること、体裁の良い文書とはどのようなものであるのかを理解した上で作成できること、そして、プレゼンテーションソフト等を活用して効果的な情報発信ができることである。

< 到達目標 >

学生の到達目標は次の通りである。

信頼性の高い情報検索を短時間に取得できること

体裁の良い書類を作成することができること

プレゼンテーションをするとはどのようなことであるかを理解できること

効果的なプレゼンテーションができること

< 授業のキーワード >

・情報検索

・プレゼンテーション

< 授業の進め方 >

演習形式で授業を進めますが、対話型の授業形式を重視し、受講生からの意見や疑問点について自発的な発言を求めます。

< 履修するにあたって >

32GB以上の空き容量のあるUSBメモリを用意しておくことが望ましい。

< 授業時間外に必要な学修 >

週あたり、3時間程度の課題作成、プレゼンテーション作成の時間を要する。

< 提出課題など >

レポート等の提出物、確認後に返却します。返却物には必ず目を通して、今後の参考にしてください。

< 成績評価方法・基準 >

成績評価は課題提出物（40%）、プレゼンテーション



の発表（60%）で行います。

<テキスト>

配布プリントを用いる。

<参考図書>

無し

<授業計画>

第1回 ガイダンスと課題資料の説明

授業を行う上での注意点と配布の「情報検索練習問題」について説明する。

第2回 情報検索の練習

各自、インターネット等を活用して情報収集を行い、レポート形式で提出できる体裁を整える。

レポート提出方法と体裁については、授業中に解説すると共に指示する。

レポートは、順次返却する。

第3回 プレゼンテーション資料の作成

SDS法またはPREP法を用いてプレゼンテーション用の資料を作成する。

次の項目について、議論をする。

プレゼンテーションが大切である理由は何か

プレゼンテーションと発表、コミュニケーションの違いは何か

効果的なプレゼンテーションとはどのようなものか  
プレゼンテーションの具体的な作成方法と提出方法については、授業中に指示する。

第4回 プレゼンテーション資料の提出

プレゼンテーションの資料と原稿を提出する。

第5回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その1

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第6回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その2

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第7回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その3

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第8回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その4

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づ

き評価する。

第9回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その5

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第10回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その6

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第11回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その7

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第12回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その8

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第13回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その9

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第14回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その10

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第15回 フィードバック

プレゼンテーションに関する総括を行う。

-----  
2022年度 前期

2単位

法学情報処理

清田 典章

-----  
<授業の方法>

演習

<授業の目的>

この授業科目は、法学部のディプロマ・ポリシーに掲げる「社会における各種の問題について、その要点を把握

し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる」技能を獲得するために設けられた基礎専門教育科目である。

授業目的は、法学を学ぶ学生としてコンピュータを活用して

効率の良い情報収集と編集ができること

読み手の立場に配慮したレポートが作成できること

効果的な情報発信ができること

である。具体的には、インターネット等を活用して自ら情報収集を行い、その上で情報の編集・加工ができること、体裁の良い文書とはどのようなものであるのかを理解した上で作成できること、そして、プレゼンテーションソフト等を活用して効果的な情報発信ができることである。

なお、この科目の担当者は、社会保険労務士業務を中心に10年間人事労務の経験していた、実務経験のある教員である。従って、必要な時には具体的な業務内容をベースに法学情報処理関係の文書作成やコミュニケーションの方法を交えて、より分かりやすく法学と情報処理関係を解説したい。

<到達目標>

学生の到達目標は次の通りである。

信頼性の高い情報検索を短時間に取得できること

体裁の良い書類を作成することができること

プレゼンテーションをすることはどのようなことであるかを理解できること

効果的なプレゼンテーションができること

<授業のキーワード>

・情報検索

・プレゼンテーション

<授業の進め方>

演習形式で授業を進めますが、対話型の授業形式を重視し、受講生からの意見や疑問点について自発的な発言を求めます。

<履修するにあたって>

32GB以上の空き容量のあるUSBメモリを用意しておくことが望ましい。

<授業時間外に必要な学修>

週あたり、3時間程度の課題作成、プレゼンテーション作成の時間を要する。

<提出課題など>

レポート等の提出物、確認後に返却します。返却物には必ず目を通して、今後の参考にしてください。

<成績評価方法・基準>

成績評価は課題提出物(40%)、プレゼンテーションの発表(60%)で行います。

<テキスト>

配布プリントを用いる。

<参考図書>

無し

<授業計画>

第1回 ガイダンスと課題資料の説明

授業を行う上での注意点と配布の「情報検索練習問題」について説明する。

第2回 情報検索の練習

各自、インターネット等を活用して情報収集を行い、レポート形式で提出できる体裁を整える。

レポート提出方法と体裁については、授業中に解説すると共に指示する。

レポートは、順次返却する。

第3回 プレゼンテーション資料の作成

SDS法またはPREP法を用いてプレゼンテーション用の資料を作成する。

次の項目について、議論をする。

プレゼンテーションが大切である理由は何か

プレゼンテーションと発表、コミュニケーションの違いは何か

効果的なプレゼンテーションとはどのようなものか  
プレゼンテーションの具体的な作成方法と提出方法については、授業中に指示する。

第4回 プレゼンテーション資料の提出

プレゼンテーションの資料と原稿を提出する。

第5回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その1

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第6回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その2

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第7回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その3

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第8回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その4

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第9回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その5

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーション

ンを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

#### 第10回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その6

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

#### 第11回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その7

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

#### 第12回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その8

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

#### 第13回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その9

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

#### 第14回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その10

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

#### 第15回 フィードバック

プレゼンテーションに関する総括を行う。

-----  
2022年度 前期

2単位

法学情報処理

生田 卓也  
-----

< 授業の方法 >

演習

< 授業の目的 >

この授業科目は、法学部のディプロマ・ポリシーに掲げる「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる」技能を獲得するために設けられた基礎専門教育科目である。

授業目的は、法学を学ぶ学生としてコンピュータを活用

して

効率の良い情報収集と編集ができること

読み手の立場に配慮したレポートが作成できること

効果的な情報発信ができること

である。具体的には、インターネット等を活用して自ら情報収集を行い、その上で情報の編集・加工ができること、体裁の良い文書とはどのようなものであるのかを理解した上で作成できること、そして、プレゼンテーションソフト等を活用して効果的な情報発信ができることである。

< 到達目標 >

学生の到達目標は次の通りである。

信頼性の高い情報検索を短時間に取得できること

体裁の良い書類を作成することができること

プレゼンテーションをするとはどのようなことであるかを理解できること

効果的なプレゼンテーションができること

< 授業のキーワード >

・情報検索

・プレゼンテーション

< 授業の進め方 >

演習形式で授業を進めますが、対話型の授業形式を重視し、受講生からの意見や疑問点について自発的な発言を求めます。

< 履修するにあたって >

32GB以上の空き容量のあるUSBメモリを用意しておくことが望ましい。

< 授業時間外に必要な学修 >

週あたり、最低1時間の課題作成、或いは、プレゼンテーション作成の時間を要する。

< 提出課題など >

レポート等の提出物、確認後に返却します。返却物には必ず目を通して、今後の参考にしてください。

< 成績評価方法・基準 >

成績評価は課題提出物（40%）、プレゼンテーションの発表（60%）で行います。

< テキスト >

配布プリントを用いる。

< 参考図書 >

無し

< 授業計画 >

第1回 ガイダンスと課題資料の説明

授業を行う上での注意点と事前に dotCampus 上で配布の「情報検索練習問題」について説明する。

第2回 情報検索の練習

各自、インターネット等を活用して情報収集を行い、レポート形式で提出できる体裁を整える。

レポート提出方法と体裁については、授業中に解説すると共に指示する。

第3回 プレゼンテーション資料の作成

SDS法またはPREP法を用いてプレゼンテーション用の資料を作成する。

その際、次の項目について、解説或いは議論を行う。

プレゼンテーションは何故必要であるか

プレゼンテーションとコミュニケーションの違いは何か

効果的なプレゼンテーションとはどのようなものであるか

プレゼンテーションの具体的な作成方法と提出方法については、授業中に指示する。

第4回 プレゼンテーション資料の提出

プレゼンテーションの資料と原稿を提出する。

第5回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その1

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第6回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その2

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第7回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その3

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第8回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その4

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第9回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その5

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第10回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その6

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第11回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その7

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第12回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その8

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第13回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その9

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第14回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その10

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第15回 フィードバック

プレゼンテーションに関する総括を行う。

-----  
2022年度 前期

2単位

法学情報処理

及川 健太

-----  
< 授業の方法 >

演習

< 授業の目的 >

この授業科目は、法学部のディプロマ・ポリシーに掲げる「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる」技能を獲得するために設けられた基礎専門教育科目である。

授業目的は、法学を学ぶ学生としてコンピュータを活用して

効率的な良い情報収集と編集ができること

読み手の立場に配慮したレポートが作成できること

効果的な情報発信ができること

である。具体的には、インターネット等を活用して自ら情報収集を行い、その上で情報の編集・加工ができること、体裁の良い文書とはどのようなものであるのかを理解した上で作成できること、そして、プレゼンテーションソフト等を活用して効果的な情報発信ができることである。

なお、この科目の担当者は、税理士業務を中心に18年間経験していた、実務経験のある教員である。従って、必要な時には具体的な業務内容をベースに法学情報処理関係の文書作成やコミュニケーションの方法を交えて、より分かりやすく法学と情報処理関係を解説したい。

<到達目標>

学生の到達目標は次の通りである。

信頼性の高い情報検索を短時間に取得できること  
体裁の良い書類を作成することができること

プレゼンテーションをすることはどのようなことであるかを理解できること

効果的なプレゼンテーションができること

<授業のキーワード>

- ・情報検索
- ・プレゼンテーション

<授業の進め方>

演習形式で授業を進めますが、対話型の授業形式を重視し、受講生からの意見や疑問点について自発的な発言を求めます。

<履修するにあたって>

32GB以上の空き容量のあるUSBメモリを用意しておくことが望ましい。

<授業時間外に必要な学修>

週あたり、3時間程度の課題作成、プレゼンテーション作成の時間を要する。

<提出課題など>

レポート等の提出物、確認後に返却します。返却物には必ず目を通して、今後の参考にしてください。

<成績評価方法・基準>

成績評価は課題提出物(40%)、プレゼンテーションの発表(60%)で行います。

<テキスト>

配布プリントを用いる。

<参考図書>

無し

<授業計画>

第1回 ガイダンスと課題資料の説明

授業を行う上での注意点と配布の「情報検索練習問題」について説明する。

第2回 情報検索の練習

各自、インターネット等を活用して情報収集を行い、レポート形式で提出できる体裁を整える。

レポート提出方法と体裁については、授業中に解説すると共に指示する。

レポートは、順次返却する。

第3回 プレゼンテーション資料の作成

SDS法またはPREP法を用いてプレゼンテーション用の資料を作成する。

次の項目について、議論をする。

プレゼンテーションが大切である理由は何か

プレゼンテーションと発表、コミュニケーションの違いは何か

効果的なプレゼンテーションとはどのようなものか  
プレゼンテーションの具体的な作成方法と提出方法については、授業中に指示する。

第4回 プレゼンテーション資料の提出

プレゼンテーションの資料と原稿を提出する。

第5回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その1

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第6回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その2

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第7回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その3

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第8回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その4

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第9回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その5

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第10回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その6

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第11回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その7

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第12回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その8

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第13回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その9

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第14回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その10

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第15回 フィードバック

プレゼンテーションに関する総括を行う。

-----  
2022年度 前期

2単位

法学情報処理

森 一人  
-----

< 授業の方法 >

演習

< 授業の目的 >

この授業科目は、法学部のディプロマ・ポリシーに掲げる「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる」技能を獲得するために設けられた基礎専門教育科目である。

授業目的は、法学を学ぶ学生としてコンピュータを活用して

効率の良い情報収集と編集ができること

読み手の立場に配慮したレポートが作成できること

効果的な情報発信ができること

である。具体的には、インターネット等を活用して自ら情報収集を行い、その上で情報の編集・加工ができること、体裁の良い文書とはどのようなものであるのかを理解した上で作成できること、そして、プレゼンテーションソフト等を活用して効果的な情報発信ができることである。

この科目の担当者は、外資系金融機関にて一般顧客・法人顧客を問わずFP業務及びコンサルティング業務を15年間経験している実務経験のある教員である。したがって、必要な時には具体的な業務内容をベースに法学情報処理関係の文書作成やコミュニケーションの方法を交えて分

かりやすく解説したい。

< 到達目標 >

学生の到達目標は次の通りである。

信頼性の高い情報検索を短時間に取得できること

体裁の良い書類を作成することができること

プレゼンテーションをすることはどのようなことであるかを理解できること

効果的なプレゼンテーションができること

< 授業のキーワード >

・情報検索

・プレゼンテーション

< 授業の進め方 >

演習形式で授業を進めますが、対話型の授業形式を重視し、受講生からの意見や疑問点について自発的な発言を求めます。

< 履修するにあたって >

32GB以上の空き容量のあるUSBメモリを用意しておくことが望ましい。

< 授業時間外に必要な学修 >

週あたり、最低1時間の課題作成、或いは、プレゼンテーション作成の時間を要する。

< 提出課題など >

レポート等の提出物、確認後に返却します。返却物には必ず目を通して、今後の参考にしてください。

< 成績評価方法・基準 >

成績評価は課題提出物（40%）、プレゼンテーションの発表（60%）で行います。

< テキスト >

配布プリントを用いる。

< 参考図書 >

無し

< 授業計画 >

第1回 ガイダンスと課題資料の説明

授業を行う上での注意点と事前に dotCampus 上で配布の「情報検索練習問題」について説明する。

第2回 情報検索の練習

各自、インターネット等を活用して情報収集を行い、レポート形式で提出できる体裁を整える。

レポート提出方法と体裁については、授業中に解説すると共に指示する。

第3回 プレゼンテーション資料の作成

SDS法またはPREP法を用いてプレゼンテーション用の資料を作成する。

その際、次の項目について、解説或いは議論を行う。

プレゼンテーションは何故必要であるか

プレゼンテーションとコミュニケーションの違いは何か

効果的なプレゼンテーションとはどのようなものであるか

プレゼンテーションの具体的な作成方法と提出方法につ

いては、授業中に指示する。

#### 第4回 プレゼンテーション資料の提出

プレゼンテーションの資料と原稿を提出する。

#### 第5回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その1

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

#### 第6回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その2

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

#### 第7回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その3

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

#### 第8回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その4

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

#### 第9回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その5

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

#### 第10回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その6

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

#### 第11回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その7

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

#### 第12回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その8

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づ

き評価する。

#### 第13回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その9

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

#### 第14回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その10

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

#### 第15回 フィードバック

プレゼンテーションに関する総括を行う。

-----  
2022年度 前期

2単位

法学情報処理

山本 毅  
-----

<授業の方法>

演習

<授業の目的>

この授業科目は、法学部のディプロマ・ポリシーに掲げる「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる」技能を獲得するために設けられた基礎専門教育科目である。

授業目的は、法学を学ぶ学生としてコンピュータを活用して

効率の良い情報収集と編集ができること

読み手の立場に配慮したレポートが作成できること

効果的な情報発信ができること

である。具体的には、インターネット等を活用して自ら情報収集を行い、その上で情報の編集・加工ができること、体裁の良い文書とはどのようなものであるのかを理解した上で作成できること、そして、プレゼンテーションソフト等を活用して効果的な情報発信ができることである。

なお、この科目の担当者は、行政書士事務所を開業して以来9年間の経験があり、現在も行政書士事務所を運営している、実務経験のある教員である。従って、必要な時には具体的な業務内容をベースに法学情報処理関係の文書作成やコミュニケーションの方法を交えて、より分かりやすく法学と情報処理関係を解説したい。

<到達目標>

学生の到達目標は次の通りである。

信頼性の高い情報検索を短時間に取得できること

体裁の良い書類を作成することができること

プレゼンテーションをすることはどのようなことであるかを理解できること

効果的なプレゼンテーションができること

< 授業のキーワード >

・ 情報検索

・ プレゼンテーション

< 授業の進め方 >

演習形式で授業を進めますが、対話型の授業形式を重視し、受講生からの意見や疑問点について自発的な発言を求めます。

< 履修するにあたって >

32GB以上の空き容量のあるUSBメモリを用意しておくことが望ましい。

< 授業時間外に必要な学修 >

週あたり、3時間程度の課題作成、プレゼンテーション作成の時間を要する。

< 提出課題など >

レポート等の提出物、確認後に返却します。返却物には必ず目を通して、今後の参考にしてください。

< 成績評価方法・基準 >

成績評価は課題提出物(40%)、プレゼンテーションの発表(60%)で行います。

< テキスト >

配布プリントを用いる。

< 参考図書 >

無し

< 授業計画 >

第1回 ガイダンスと課題資料の説明

授業を行う上での注意点と配布の「情報検索練習問題」について説明する。

第2回 情報検索の練習

各自、インターネット等を活用して情報収集を行い、レポート形式で提出できる体裁を整える。

レポート提出方法と体裁については、授業中に解説すると共に指示する。

レポートは、順次返却する。

第3回 プレゼンテーション資料の作成

SDS法またはPREP法を用いてプレゼンテーション用の資料を作成する。

次の項目について、議論をする。

プレゼンテーションが大切である理由は何か

プレゼンテーションと発表、コミュニケーションの違いは何か

効果的なプレゼンテーションとはどのようなものか  
プレゼンテーションの具体的な作成方法と提出方法については、授業中に指示する。

第4回 プレゼンテーション資料の提出

プレゼンテーションの資料と原稿を提出する。

第5回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その1

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第6回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その2

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第7回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その3

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第8回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その4

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第9回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その5

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第10回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その6

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第11回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その7

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第12回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その8

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第13回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その9

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。



ンを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

#### 第14回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その10

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

#### 第15回 フィードバック

プレゼンテーションに関する総括を行う。

-----

2022年度 前期

2単位

法学情報処理

生田 卓也

-----

#### < 授業の方法 >

演習

#### < 授業の目的 >

この授業科目は、法学部のディプロマ・ポリシーに掲げる「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる」技能を獲得するために設けられた基礎専門教育科目である。

授業目的は、法学を学ぶ学生としてコンピュータを活用して

効率的な良い情報収集と編集ができること

読み手の立場に配慮したレポートが作成できること

効果的な情報発信ができること

である。具体的には、インターネット等を活用して自ら情報収集を行い、その上で情報の編集・加工ができること、体裁の良い文書とはどのようなものであるのかを理解した上で作成できること、そして、プレゼンテーションソフト等を活用して効果的な情報発信ができることである。

#### < 到達目標 >

学生の到達目標は次の通りである。

信頼性の高い情報検索を短時間に取得できること

体裁の良い書類を作成することができること

プレゼンテーションをすることはどのようなことであるかを理解できること

効果的なプレゼンテーションができること

#### < 授業のキーワード >

・情報検索

・プレゼンテーション

#### < 授業の進め方 >

演習形式で授業を進めますが、対話型の授業形式を重視し、受講生からの意見や疑問点について自発的な発言を求めます。

#### < 履修するにあたって >

32GB以上の空き容量のあるUSBメモリを用意しておくことが望ましい。

#### < 授業時間外に必要な学修 >

週あたり、3時間程度の課題作成、プレゼンテーション作成の時間を要する。

#### < 提出課題など >

レポート等の提出物、確認後に返却します。返却物には必ず目を通して、今後の参考にしてください。

#### < 成績評価方法・基準 >

成績評価は課題提出物（40%）、プレゼンテーションの発表（60%）で行います。

#### < テキスト >

配布プリントを用いる。

#### < 参考図書 >

無し

#### < 授業計画 >

第1回 ガイダンスと課題資料の説明

授業を行う上での注意点と配布の「情報検索練習問題」について説明する。

第2回 情報検索の練習

各自、インターネット等を活用して情報収集を行い、レポート形式で提出できる体裁を整える。

レポート提出方法と体裁については、授業中に解説すると共に指示する。

レポートは、順次返却する。

第3回 プレゼンテーション資料の作成

SDS法またはPREP法を用いてプレゼンテーション用の資料を作成する。

次の項目について、議論をする。

プレゼンテーションが大切である理由は何か

プレゼンテーションと発表、コミュニケーションの違いは何か

効果的なプレゼンテーションとはどのようなものか  
プレゼンテーションの具体的な作成方法と提出方法については、授業中に指示する。

第4回 プレゼンテーション資料の提出

プレゼンテーションの資料と原稿を提出する。

第5回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その1

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第6回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その2

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

## 第7回 プレゼンテーションの実践

### プレゼンテーション：その3

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

## 第8回 プレゼンテーションの実践

### プレゼンテーション：その4

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

## 第9回 プレゼンテーションの実践

### プレゼンテーション：その5

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

## 第10回 プレゼンテーションの実践

### プレゼンテーション：その6

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

## 第11回 プレゼンテーションの実践

### プレゼンテーション：その7

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

## 第12回 プレゼンテーションの実践

### プレゼンテーション：その8

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

## 第13回 プレゼンテーションの実践

### プレゼンテーション：その9

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

## 第14回 プレゼンテーションの実践

### プレゼンテーション：その10

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

## 第15回 フィードバック

プレゼンテーションに関する総括を行う。

-----  
2022年度 前期

2単位

法学情報処理

清田 典章  
-----

< 授業の方法 >

演習

< 授業の目的 >

この授業科目は、法学部のディプロマ・ポリシーに掲げる「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる」技能を獲得するために設けられた基礎専門教育科目である。

授業目的は、法学を学ぶ学生としてコンピュータを活用して

効率の良い情報収集と編集ができること

読み手の立場に配慮したレポートが作成できること

効果的な情報発信ができること

である。具体的には、インターネット等を活用して自ら情報収集を行い、その上で情報の編集・加工ができること、体裁の良い文書とはどのようなものであるのかを理解した上で作成できること、そして、プレゼンテーションソフト等を活用して効果的な情報発信ができることである。

なお、この科目の担当者は、社会保険労務士業務を中心に10年間人事労務の経験していた、実務経験のある教員である。従って、必要な時には具体的な業務内容をベースに法学情報処理関係の文書作成やコミュニケーションの方法を交えて、より分かりやすく法学と情報処理関係を解説したい。

< 到達目標 >

学生の到達目標は次の通りである。

信頼性の高い情報検索を短時間に取得できること

体裁の良い書類を作成することができること

プレゼンテーションをすることはどのようなことであるかを理解できること

効果的なプレゼンテーションができること

< 授業のキーワード >

・情報検索

・プレゼンテーション

< 授業の進め方 >

演習形式で授業を進めますが、対話型の授業形式を重視し、受講生からの意見や疑問点について自発的な発言を求めます。

< 履修するにあたって >

32GB以上の空き容量のあるUSBメモリを用意しておくことが望ましい。

< 授業時間外に必要な学修 >

週あたり、3時間程度の課題作成、プレゼンテーション作成の時間を要する。

< 提出課題など >

レポート等の提出物、確認後に返却します。返却物には必ず目を通して、今後の参考にしてください。

< 成績評価方法・基準 >

成績評価は課題提出物(40%)、プレゼンテーションの発表(60%)で行います。

< テキスト >

配布プリントを用いる。

< 参考図書 >

無し

< 授業計画 >

第1回 ガイダンスと課題資料の説明

授業を行う上での注意点と配布の「情報検索練習問題」について説明する。

第2回 情報検索の練習

各自、インターネット等を活用して情報収集を行い、レポート形式で提出できる体裁を整える。

レポート提出方法と体裁については、授業中に解説すると共に指示する。

レポートは、順次返却する。

第3回 プレゼンテーション資料の作成

SDS法またはPREP法を用いてプレゼンテーション用の資料を作成する。

次の項目について、議論をする。

プレゼンテーションが大切である理由とは何か

プレゼンテーションと発表、コミュニケーションの違いとは何か

効果的なプレゼンテーションとはどのようなものか  
プレゼンテーションの具体的な作成方法と提出方法については、授業中に指示する。

第4回 プレゼンテーション資料の提出

プレゼンテーションの資料と原稿を提出する。

第5回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その1

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第6回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その2

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第7回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その3

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第8回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その4

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第9回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その5

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第10回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その6

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第11回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その7

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第12回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その8

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第13回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その9

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第14回 プレゼンテーションの実践

プレゼンテーション：その10

学籍番号順に、1人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布の評価シートに基づき評価する。

第15回 フィードバック

プレゼンテーションに関する総括を行う。

-----  
2022年度 後期

2単位

法学情報処理

生田 卓也  
-----

< 授業の方法 >

演習

< 授業の目的 >

この授業科目は、法学部のディプロマ・ポリシーに掲げる「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる」技能を身に付けるために設けられた基礎専門教育科目である。

本授業の目的は、法学を学ぶ学生として、情報を処理することについて何をどのように踏まえ、それに必要な情報処理能力を身に付けることである。

具体的なスタディスキルは次の通りである。

メールの作成・送信・返信が正しくできる。

効果的なプレゼンテーションができる。

時間内で課題を処理して提出する習慣が身に付くことを目指します。

< 到達目標 >

到達目標は次の通りである。

・メールの基本を理解し、適切な件名と正しい日本語で送信と返信ができる。

・効果的なプレゼンテーションができる。

< 授業のキーワード >

・メールの書き方と送受信

・効果的なプレゼンテーション

< 授業の進め方 >

演習形式で授業を進めますが、対話型の授業形式を重視し、受講生からの意見や疑問点について自発的な発言を求めます。

< 履修するにあたって >

32GB以上の空き容量のあるUSBメモリを用意しておくことが望ましい。前期開講科目の「法学情報処理I」を履修することが望ましい。

< 授業時間外に必要な学修 >

週あたり、3時間程度の課題作成、プレゼンテーション作成の時間を要する。

< 提出課題など >

レポート等の提出物は確認後に返却します。返却物には必ず目を通して、今後の参考にしてください。

< 成績評価方法・基準 >

課題提出50%、プレゼンテーション50%の合計点で評価します。

但し、単位取得の最低条件は

合格点に達する課題を提出していること

プレゼンテーションを行うこと

欠席回数が3回以内であること

です。

< テキスト >

配布プリントを用いる。

< 参考図書 >

無し

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス

今後の授業の進め方と注意点を説明した後に、メール作成時の文書について皆で考えます。

第2回 メールの書き方の基本?その1

メールの書き方の仕組みを解説します。

どのような文書が相手を怒らせるのか?を皆で考えます。

ポイント:相手の立場でメールを作成することを心がける。

演習の場面設定:相手に依頼するときのメールの書き方

第3回 メールの書き方の基本?その2

メールの書き方について、ポイントの2つ目を伝えます。

メールの返信の書き方

誰をCCやBCCに入れるのかは戦力的発想

演習の場面設定:メールの返信の書き方

第4回 メールの書き方の基本?その3

とにかく実践

経験値を上げないとメールは上手く書けない

第5回 情報倫理

頭で理解しているだけでは使えない「情報倫理」の話。

ポイント:人は見ているようで見ていない、見ていないようで見ている。人は常に評価されている。

第6回 効果的なプレゼンテーション?Zoom編

Zoomを用いてプレゼンテーションや会議に参加することは必須となった現代において、Zoomでの目線、カメラの位置、話し方について伝えます。

第7回 効果的なプレゼンテーション?対面編

人間性が出るのがプレゼンテーションです。

ポイントは

・効果的なスライドの作成

・目線、話し方、大袈裟にならない振る舞い

です。

第8回?第14回 プレゼンテーションの実践

履修者数に依存しますが、一人15分程度のプレゼンテーションを予定しています。また、学生が自ら成長を実感するために、2回のプレゼンテーションを計画しています。

第15回 フィードバック

最後の授業は大切なフィードバックです。

これまでの授業で考えたこと、感じたことをお伝えしたいと考えています。

-----  
2022年度 後期

2単位

法学情報処理

及川 健太  
-----

< 授業の方法 >

演習

< 授業の目的 >

この授業科目は、法学部のディプロマ・ポリシーに掲げる「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる」技能を身に付けるために設けられた基礎専門教育科目である。

本授業の目的は、法学を学ぶ学生として、情報を処理することについて何をどのように踏まえ、それに必要な情報処理能力を身に付けることである。

具体的なスタディスキルは次の通りである。

Word2013を用いたビジネス文書が作成できる。

ビジネスメールの作成・送信・返信ができる。

効果的なプレゼンテーションができる。

また、時間内で課題を処理して提出できるする習慣が身に付くことを目指す。

なお、この科目の担当者は、税理士業務を中心に18年間経験していた、実務経験のある教員である。従って、必要な時には具体的な業務内容をベースに法学情報処理関係の文書作成やコミュニケーションの方法を交えて、より分かりやすく法学と情報処理関係を解説したい。

< 到達目標 >

到達目標は次の通りである。

・ビジネス文書の基本構成を理解して、Wordのビジネス文書が作成できる。

・ビジネスメールの基本を理解して、適切な標題を付けてメールの送信と返信ができる。

・効果的なプレゼンテーションができる。

< 授業のキーワード >

・社会人としてのメールの書き方と送受信

・Wordを用いたビジネス文書作成

・プレゼンテーション

< 授業の進め方 >

演習形式で授業を進めますが、対話型の授業形式を重視し、受講生からの意見や疑問点について自発的な発言を求めます。

< 履修するにあたって >

32GB以上の空き容量のあるUSBメモリを用意しておくことが望ましい。前期開講科目の「法学情報処理I」を履修することが望ましい。

< 授業時間外に必要な学修 >

週あたり、3時間程度の課題作成、プレゼンテーション作成の時間を要する。

< 提出課題など >

レポート等の提出物は確認後に返却します。返却物には必ず目を通して、今後の参考にしてください。

< 成績評価方法・基準 >

課題提出50%、プレゼンテーション50%の合計点で評価します。

但し、単位取得の最低条件は

合格点に達する課題を提出していること

プレゼンテーションを行うこと

欠席回数が3回以内であること

です。

< テキスト >

配布プリントを用いる。

< 参考図書 >

無し

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス

今後の授業の進め方と注意点を説明します。

第2回 ビジネス文書の作成?その1

Microsoft Office の Word2013 の基本的な操作ができる。

ビジネス文書の型を理解できて簡単なビジネス文書が作成できる。

USBメモリの使い方が理解でき操作ができる。

第3回 ビジネス文書の作成?その2

表の作成、罫線作成を用いたビジネス文書が作成できる。

第4回と第5回 ビジネス文書の作成

ビジネス文書の作成と提出

第6回 メールの個人環境の設定とメールの送受信

個人環境の設定ができる。

メールに適切な標題をつけることができる。

メールの送信と返信ができる。

第7回 ビジネスメールの作成と送受信方法

社会人としてのメールの型を理解して、メールの送信と返信ができる。

課題に対して、ビジネスメールを送信する。

第8回と第9回 プレゼンテーションの作成

課題に対して、情報収集とプレゼンテーション用のスライドを作成します。

第10回?第14回 プレゼンテーションの実践

一人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布する評価シートに基づき評価する。

第15回 フィードバック

授業のまとめを行う。

-----  
2022年度 後期

2単位

法学情報処理

森 一人  
-----

< 授業の方法 >

演習

< 授業の目的 >

この授業科目は、法学部のディプロマ・ポリシーに掲げる「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる」技能を身に付けるために設けられた基礎専門教育科目である。

本授業の目的は、法学を学ぶ学生として、情報を処理することについて何をどのように踏まえ、それに必要な情報処理能力を身に付けることである。

具体的なスタディスキルは次の通りである。

Word2013を用いたビジネス文書が作成できる。

ビジネスメールの作成・送信・返信ができる。

効果的なプレゼンテーションができる。

また、時間内で課題を処理して提出できるする習慣が身に付くことを目指す。

この科目の担当者は、外資系金融機関にて一般顧客・法人顧客を問わずFP業務及びコンサルティング業務を15年間経験している実務経験のある教員である。したがって、必要な時には具体的な業務内容をベースに法学情報処理関係の文書作成やコミュニケーションの方法を交えて分かりやすく解説したい。

< 到達目標 >

到達目標は次の通りである。

・ビジネス文書の基本構成を理解して、Wordのビジネス文書が作成できる。

・ビジネスメールの基本を理解して、適切な標題を付けてメールの送信と返信ができる。

・効果的なプレゼンテーションができる。

< 授業のキーワード >

・社会人としてのメールの書き方と送受信

・Word を用いたビジネス文書作成

・プレゼンテーション

< 授業の進め方 >

演習形式で授業を進めますが、対話型の授業形式を重視し、受講生からの意見や疑問点について自発的な発言を求めます。

< 履修するにあたって >

32GB以上の空き容量のあるUSBメモリを用意しておくことが望ましい。前期開講科目の「法学情報処理I」を履修することが望ましい。

< 授業時間外に必要な学修 >

週あたり、3時間程度の課題作成、プレゼンテーション作成の時間を要する。

< 提出課題など >

レポート等の提出物は確認後に返却します。返却物には必ず目を通して、今後の参考にしてください。

< 成績評価方法・基準 >

課題提出50%、プレゼンテーション50% の合計点で評価します。

但し、単位取得の最低条件は

合格点に達する課題を提出していること

プレゼンテーションを行うこと

欠席回数が3回以内であること

です。

< テキスト >

配布プリントを用いる。

< 参考図書 >

無し

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス

今後の授業の進め方と注意点を説明します。

第2回 ビジネス文書の作成?その1

Microsoft Office の Word2013 の基本的な操作ができる。

ビジネス文書の型を理解できて簡単なビジネス文書が作成できる。

USBメモリの使い方が理解でき操作ができる。

第3回 ビジネス文書の作成?その2

表の作成、罫線作成を用いたビジネス文書が作成できる。

第4回と第5回 ビジネス文書の作成

ビジネス文書の作成と提出

第6回 メールの個人環境の設定とメールの送受信

個人環境の設定ができる。

メールに適切な標題をつけることができる。

メールの送信と返信ができる。

第7回 ビジネスメールの作成と送受信方法

社会人としてのメールの型を理解して、メールの送信と返信ができる。

課題に対して、ビジネスメールを送信する。

第8回と第9回 プレゼンテーションの作成

課題に対して、情報収集とプレゼンテーション用のスライドを作成します。

第10回?第14回 プレゼンテーションの実践

一人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布する評価シートに基づき評価する。

第15回 フィードバック

授業のまとめを行う。

-----  
2022年度 後期

2単位

法学情報処理

山本 毅  
-----

< 授業の方法 >

演習

< 授業の目的 >

この授業科目は、法学部のディプロマ・ポリシーに掲げる「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる」技能を身に付けるために設けられた基礎専門教育科目である。

本授業の目的は、法学を学ぶ学生として、情報を処理することについて何をどのように踏まえ、それに必要な情報処理能力を身に付けることである。

具体的なスタディスキルは次の通りである。

Word2013を用いたビジネス文書が作成できる。

ビジネスメールの作成・送信・返信ができる。

効果的なプレゼンテーションができる。

また、時間内で課題を処理して提出できるする習慣が身に付くことを目指す。

なお、この科目の担当者は、行政書士事務所を開業して以来9年間の経験があり、現在も行政書士事務所を経営している、実務経験のある教員である。従って、必要な時には具体的な業務内容をベースに法学情報処理関係の文書作成やコミュニケーションの方法を交えて、より分かりやすく法学と情報処理関係を解説したい。

< 到達目標 >

到達目標は次の通りである。

・ビジネス文書の基本構成を理解して、Wordのビジネス文書が作成できる。

・ビジネスメールの基本を理解して、適切な標題を付けてメールの送信と返信ができる。

・効果的なプレゼンテーションができる。

< 授業のキーワード >

・社会人としてのメールの書き方と送受信

・Word を用いたビジネス文書作成

・プレゼンテーション

< 授業の進め方 >

演習形式で授業を進めますが、対話型の授業形式を重視し、受講生からの意見や疑問点について自発的な発言を求めます。

< 履修するにあたって >

32GB以上の空き容量のあるUSBメモリを用意しておくことが望ましい。前期開講科目の「法学情報処理I」を履修することが望ましい。

< 授業時間外に必要な学修 >

週あたり、3時間程度の課題作成、プレゼンテーション作成の時間を要する。

< 提出課題など >

レポート等の提出物は確認後に返却します。返却物には必ず目を通して、今後の参考にしてください。

< 成績評価方法・基準 >

課題提出50%、プレゼンテーション50% の合計点で評価します。

但し、単位取得の最低条件は

合格点に達する課題を提出していること

プレゼンテーションを行うこと

欠席回数が3回以内であること

です。

< テキスト >

配布プリントを用いる。

< 参考図書 >

無し

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス

今後の授業の進め方と注意点を説明します。

第2回 ビジネス文書の作成?その1

Microsoft Office の Word2013 の基本的な操作ができる。

ビジネス文書の型を理解できて簡単なビジネス文書が作成できる。

USBメモリの使い方が理解でき操作ができる。

第3回 ビジネス文書の作成?その2

表の作成、罫線作成を用いたビジネス文書が作成できる。

第4回と第5回 ビジネス文書の作成

ビジネス文書の作成と提出

第6回 メールの個人環境の設定とメールの送受信

個人環境の設定ができる。

メールに適切な標題をつけることができる。

メールの送信と返信ができる。

第7回 ビジネスメールの作成と送受信方法

社会人としてのメールの型を理解して、メールの送信と返信ができる。

課題に対して、ビジネスメールを送信する。

第8回と第9回 プレゼンテーションの作成

課題に対して、情報収集とプレゼンテーション用のスライドを作成します。

第10回?第14回 プレゼンテーションの実践

一人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布する評価シートに基づき評価する。

第15回 フィードバック

授業のまとめを行う。

-----  
2022年度 後期

2単位

法学情報処理

生田 卓也  
-----

< 授業の方法 >

演習

< 授業の目的 >

この授業科目は、法学部のディプロマ・ポリシーに掲げる「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる」技能を身に付けるために設けられた基礎専門教育科目である。

本授業の目的は、法学を学ぶ学生として、情報を処理することについて何をどのように踏まえ、それに必要な情報処理能力を身に付けることである。

具体的なスタディスキルは次の通りである。

メールの作成・送信・返信が正しくできる。

効果的なプレゼンテーションができる。

時間内で課題を処理して提出する習慣が身に付くことを目指します。

< 到達目標 >

到達目標は次の通りである。

・メールの基本を理解し、適切な件名と正しい日本語で送信と返信ができる。

・効果的なプレゼンテーションができる。

< 授業のキーワード >

・メールの書き方と送受信

・効果的なプレゼンテーション

< 授業の進め方 >

演習形式で授業を進めますが、対話型の授業形式を重視し、受講生からの意見や疑問点について自発的な発言を求めます。

< 履修するにあたって >

32GB以上の空き容量のあるUSBメモリを用意しておくことが望ましい。前期開講科目の「法学情報処理I」を履修することが望ましい。

< 授業時間外に必要な学修 >

週あたり、3時間程度の課題作成、プレゼンテーション作成の時間を要する。

< 提出課題など >

レポート等の提出物は確認後に返却します。返却物には必ず目を通して、今後の参考にしてください。

< 成績評価方法・基準 >

課題提出50%、プレゼンテーション50%の合計点で評価します。

但し、単位取得の最低条件は

合格点に達する課題を提出していること

プレゼンテーションを行うこと

欠席回数が3回以内であること

です。

< テキスト >

配布プリントを用いる。

< 参考図書 >

無し

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス

今後の授業の進め方と注意点を説明した後に、メール作成時の文書について皆で考えます。

第2回 メールの書き方の基本?その1

メールの書き方の仕組みを解説します。

どのような文書が相手を怒らせるのか?を皆で考えます。

ポイント:相手の立場でメールを作成することを心がける。

演習の場面設定:相手に依頼するときのメールの書き方

第3回 メールの書き方の基本?その2

メールの書き方について、ポイントの2つ目を伝えます。

メールの返信の書き方

誰をCCやBCCに入れるのかは戦力的発想

演習の場面設定:メールの返信の書き方

第4回 メールの書き方の基本?その3

とにかく実践

経験値を上げないとメールは上手く書けない

第5回 情報倫理

頭で理解しているだけでは使えない「情報倫理」の話。

ポイント:人は見ているようで見ていない、見ていないようで見ている。人は常に評価されている。

第6回 効果的なプレゼンテーション?Zoom編

Zoomを用いてプレゼンテーションや会議に参加することは必須となった現代において、Zoomでの目線、カメラの位置、話し方について伝えます。

第7回 効果的なプレゼンテーション?対面編

人間性が出るのがプレゼンテーションです。

ポイントは

・効果的なスライドの作成

・目線、話し方、大袈裟にならない振る舞い

です。

第8回?第14回 プレゼンテーションの実践

履修者数に依存しますが、一人15分程度のプレゼンテーションを予定しています。また、学生が自ら成長を実感するために、2回のプレゼンテーションを計画しています。

第15回 フィードバック

最後の授業は大切なフィードバックです。

これまでの授業で考えたこと、感じたことをお伝えしたいと考えています。



-----  
2022年度 後期

2単位

法学情報処理

清田 典章  
-----

< 授業の方法 >

演習

< 授業の目的 >

この授業科目は、法学部のディプロマ・ポリシーに掲げる「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる」技能を身に付けるために設けられた基礎専門教育科目である。

本授業の目的は、法学を学ぶ学生として、情報を処理することについて何をどのように踏まえ、それに必要な情報処理能力を身に付けることである。

具体的なスタディスキルは次の通りである。

Word2013を用いたビジネス文書が作成できる。

ビジネスメールの作成・送信・返信ができる。

効果的なプレゼンテーションができる。

また、時間内で課題を処理して提出できるする習慣が身に付くことを目指す。

なお、この科目の担当者は、社会保険労務士業務を中心に10年間人事労務の経験していた、実務経験のある教員である。従って、必要な時には具体的な業務内容をベースに法学情報処理関係の文書作成やコミュニケーションの方法を交えて、より分かりやすく法学と情報処理関係を解説したい。

< 到達目標 >

到達目標は次の通りである。

・ビジネス文書の基本構成を理解して、Wordのビジネス文書が作成できる。

・ビジネスメールの基本を理解して、適切な標題を付けてメールの送信と返信ができる。

・効果的なプレゼンテーションができる。

< 授業のキーワード >

・社会人としてのメールの書き方と送受信

・Wordを用いたビジネス文書作成

・プレゼンテーション

< 授業の進め方 >

演習形式で授業を進めますが、対話型の授業形式を重視し、受講生からの意見や疑問点について自発的な発言を求めます。

< 履修するにあたって >

32GB以上の空き容量のあるUSBメモリを用意しておくことが望ましい。前期開講科目の「法学情報処理I」を履修することが望ましい。

< 授業時間外に必要な学修 >

週あたり、3時間程度の課題作成、プレゼンテーション作成の時間を要する。

< 提出課題など >

レポート等の提出物は確認後に返却します。返却物には必ず目を通して、今後の参考にしてください。

< 成績評価方法・基準 >

課題提出50%、プレゼンテーション50%の合計点で評価します。

但し、単位取得の最低条件は

合格点に達する課題を提出していること

プレゼンテーションを行うこと

欠席回数が3回以内であること

です。

< テキスト >

配布プリントを用いる。

< 参考図書 >

無し

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス

今後の授業の進め方と注意点を説明します。

第2回 ビジネス文書の作成?その1

Microsoft Office の Word2013 の基本的な操作ができる。

ビジネス文書の型を理解できて簡単なビジネス文書が作成できる。

USBメモリの使い方が理解でき操作ができる。

第3回 ビジネス文書の作成?その2

表の作成、罫線作成を用いたビジネス文書が作成できる。

第4回と第5回 ビジネス文書の作成

ビジネス文書の作成と提出

第6回 メールの個人環境の設定とメールの送受信

個人環境の設定ができる。

メールに適切な標題をつけることができる。

メールの送信と返信ができる。

第7回 ビジネスメールの作成と送受信方法

社会人としてのメールの型を理解して、メールの送信と返信ができる。

課題に対して、ビジネスメールを送信する。

第8回と第9回 プレゼンテーションの作成

課題に対して、情報収集とプレゼンテーション用のスライドを作成します。

第10回?第14回 プレゼンテーションの実践

一人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布する評価シートに基づき評価する。

第15回 フィードバック

授業のまとめを行う。

-----  
2022年度 後期

2単位

法学情報処理

生田 卓也  
-----

< 授業の方法 >

演習

< 授業の目的 >

この授業科目は、法学部のディプロマ・ポリシーに掲げる「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる」技能を身に付けるために設けられた基礎専門教育科目である。

本授業の目的は、法学を学ぶ学生として、情報を処理することについて何をどのように踏まえ、それに必要な情報処理能力を身に付けることである。

具体的なスタディスキルは次の通りである。

メールの作成・送信・返信が正しくできる。

効果的なプレゼンテーションができる。

時間内で課題を処理して提出する習慣が身に付くことを目指します。

< 到達目標 >

到達目標は次の通りである。

・メールの基本を理解し、適切な件名と正しい日本語で送信と返信ができる。

・効果的なプレゼンテーションができる。

< 授業のキーワード >

・メールの書き方と送受信

・効果的なプレゼンテーション

< 授業の進め方 >

演習形式で授業を進めますが、対話型の授業形式を重視し、受講生からの意見や疑問点について自発的な発言を求めます。

< 履修するにあたって >

32GB以上の空き容量のあるUSBメモリを用意しておくことが望ましい。前期開講科目の「法学情報処理I」を履修することが望ましい。

< 授業時間外に必要な学修 >

週あたり、3時間程度の課題作成、プレゼンテーション作成の時間を要する。

< 提出課題など >

レポート等の提出物は確認後に返却します。返却物には必ず目を通して、今後の参考にしてください。

< 成績評価方法・基準 >

課題提出50%、プレゼンテーション50%の合計点で評価します。

但し、単位取得の最低条件は

合格点に達する課題を提出していること

プレゼンテーションを行うこと

欠席回数が3回以内であること

です。

< テキスト >

配布プリントを用いる。

< 参考図書 >

無し

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス

今後の授業の進め方と注意点を説明した後に、メール作成時の文書について皆で考えます。

第2回 メールの書き方の基本?その1

メールの書き方の仕組みを解説します。

どのような文書が相手を怒らせるのか?を皆で考えます。

ポイント:相手の立場でメールを作成することを心がける。

演習の場面設定:相手に依頼するときのメールの書き方

第3回 メールの書き方の基本?その2

メールの書き方について、ポイントの2つ目を伝えます。

メールの返信の書き方

誰をCCやBCCに入れるのかは戦力的発想

演習の場面設定:メールの返信の書き方

第4回 メールの書き方の基本?その3

とにかく実践

経験値を上げないとメールは上手く書けない

第5回 情報倫理

頭で理解しているだけでは使えない「情報倫理」の話。

ポイント:人は見ているようで見ていない、見ていないようで見ている。人は常に評価されている。

第6回 効果的なプレゼンテーション?Zoom編

Zoomを用いてプレゼンテーションや会議に参加することは必須となった現代において、Zoomでの目線、カメラの位置、話し方について伝えます。

第7回 効果的なプレゼンテーション?対面編

人間性が出るのがプレゼンテーションです。

ポイントは

・効果的なスライドの作成

・目線、話し方、大袈裟にならない振る舞い

です。

第8回?第14回 プレゼンテーションの実践

履修者数に依存しますが、一人15分程度のプレゼンテーションを予定しています。また、学生が自ら成長を実感するために、2回のプレゼンテーションを計画しています。

第15回 フィードバック

最後の授業は大切なフィードバックです。

これまでの授業で考えたこと、感じたことをお伝えしたいと考えています。

-----  
2022年度 後期

2単位

法学情報処理

及川 健太  
-----

< 授業の方法 >

演習

< 授業の目的 >

この授業科目は、法学部のディプロマ・ポリシーに掲げる「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる」技能を身に付けるために設けられた基礎専門教育科目である。

本授業の目的は、法学を学ぶ学生として、情報を処理することについて何をどのように踏まえ、それに必要な情報処理能力を身に付けることである。

具体的なスタディスキルは次の通りである。

Word2013を用いたビジネス文書が作成できる。

ビジネスメールの作成・送信・返信ができる。

効果的なプレゼンテーションができる。

また、時間内で課題を処理して提出できるする習慣が身に付くことを目指す。

なお、この科目の担当者は、税理士業務を中心に18年間経験していた、実務経験のある教員である。従って、必要な時には具体的な業務内容をベースに法学情報処理関係の文書作成やコミュニケーションの方法を交えて、より分かりやすく法学と情報処理関係を解説したい。

< 到達目標 >

到達目標は次の通りである。

・ビジネス文書の基本構成を理解して、Wordのビジネス文書が作成できる。

・ビジネスメールの基本を理解して、適切な標題を付けてメールの送信と返信ができる。

・効果的なプレゼンテーションができる。

< 授業のキーワード >

・社会人としてのメールの書き方と送受信

・Word を用いたビジネス文書作成

・プレゼンテーション

< 授業の進め方 >

演習形式で授業を進めますが、対話型の授業形式を重視し、受講生からの意見や疑問点について自発的な発言を求めます。

< 履修するにあたって >

32GB以上の空き容量のあるUSBメモリを用意しておくことが望ましい。前期開講科目の「法学情報処理I」を履修することが望ましい。

< 授業時間外に必要な学修 >

週あたり、3時間程度の課題作成、プレゼンテーション作成の時間を要する。

< 提出課題など >

レポート等の提出物は確認後に返却します。返却物には必ず目を通して、今後の参考にしてください。

< 成績評価方法・基準 >

課題提出50%、プレゼンテーション50% の合計点で評価します。

但し、単位取得の最低条件は

合格点に達する課題を提出していること

プレゼンテーションを行うこと

欠席回数が3回以内であること

です。

< テキスト >

配布プリントを用いる。

< 参考図書 >

無し

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス

今後の授業の進め方と注意点を説明します。

第2回 ビジネス文書の作成?その1

Microsoft Office の Word2013 の基本的な操作ができる。

ビジネス文書の型を理解できて簡単なビジネス文書が作成できる。

USBメモリの使い方が理解でき操作ができる。

第3回 ビジネス文書の作成?その2

表の作成、罫線作成を用いたビジネス文書が作成できる。

第4回と第5回 ビジネス文書の作成

ビジネス文書の作成と提出

第6回 メールの個人環境の設定とメールの送受信

個人環境の設定ができる。

メールに適切な標題をつけることができる。

メールの送信と返信ができる。

第7回 ビジネスメールの作成と送受信方法

社会人としてのメールの型を理解して、メールの送信と返信ができる。

課題に対して、ビジネスメールを送信する。

第8回と第9回 プレゼンテーションの作成

課題に対して、情報収集とプレゼンテーション用のスライドを作成します。

第10回?第14回 プレゼンテーションの実践

一人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布する評価シートに基づき評価する。

第15回 フィードバック

授業のまとめを行う。

-----  
2022年度 後期

2単位

法学情報処理

森 一人  
-----

< 授業の方法 >

演習

< 授業の目的 >

この授業科目は、法学部のディプロマ・ポリシーに掲げる「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる」技能を身に付けるために設けられた基礎専門教育科目である。

本授業の目的は、法学を学ぶ学生として、情報を処理することについて何をどのように踏まえ、それに必要な情報処理能力を身に付けることである。

具体的なスタディスキルは次の通りである。

Word2013を用いたビジネス文書が作成できる。

ビジネスメールの作成・送信・返信ができる。

効果的なプレゼンテーションができる。

また、時間内で課題を処理して提出できるする習慣が身に付くことを目指す。

この科目の担当者は、外資系金融機関にて一般顧客・法人顧客を問わずFP業務及びコンサルティング業務を15年間経験している実務経験のある教員である。したがって、必要な時には具体的な業務内容をベースに法学情報処理関係の文書作成やコミュニケーションの方法を交えて分かりやすく解説したい。

< 到達目標 >

到達目標は次の通りである。

・ビジネス文書の基本構成を理解して、Wordのビジネス文書が作成できる。

・ビジネスメールの基本を理解して、適切な標題を付けてメールの送信と返信ができる。

・効果的なプレゼンテーションができる。

< 授業のキーワード >

・社会人としてのメールの書き方と送受信

・Word を用いたビジネス文書作成

・プレゼンテーション

< 授業の進め方 >

演習形式で授業を進めますが、対話型の授業形式を重視し、受講生からの意見や疑問点について自発的な発言を求めます。

< 履修するにあたって >

32GB以上の空き容量のあるUSBメモリを用意しておくことが望ましい。前期開講科目の「法学情報処理I」を履修することが望ましい。

< 授業時間外に必要な学修 >

週あたり、3時間程度の課題作成、プレゼンテーション作成の時間を要する。

< 提出課題など >

レポート等の提出物は確認後に返却します。返却物には必ず目を通して、今後の参考にしてください。

< 成績評価方法・基準 >

課題提出50%、プレゼンテーション50% の合計点で評価します。

但し、単位取得の最低条件は

合格点に達する課題を提出していること

プレゼンテーションを行うこと

欠席回数が3回以内であること

です。

< テキスト >

配布プリントを用いる。

< 参考図書 >

無し

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス

今後の授業の進め方と注意点を説明します。

第2回 ビジネス文書の作成?その1

Microsoft Office の Word2013 の基本的な操作ができる。

ビジネス文書の型を理解できて簡単なビジネス文書が作成できる。

USBメモリの使い方が理解でき操作ができる。

第3回 ビジネス文書の作成?その2

表の作成、罫線作成を用いたビジネス文書が作成できる。

第4回と第5回 ビジネス文書の作成

ビジネス文書の作成と提出

第6回 メールの個人環境の設定とメールの送受信

個人環境の設定ができる。

メールに適切な標題をつけることができる。

メールの送信と返信ができる。

第7回 ビジネスメールの作成と送受信方法

社会人としてのメールの型を理解して、メールの送信と返信ができる。

課題に対して、ビジネスメールを送信する。

第8回と第9回 プレゼンテーションの作成

課題に対して、情報収集とプレゼンテーション用のスライドを作成します。

第10回?第14回 プレゼンテーションの実践

一人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布する評価シートに基づき評価する。

第15回 フィードバック

授業のまとめを行う。

-----  
2022年度 後期

2単位

法学情報処理

山本 毅  
-----

< 授業の方法 >

演習

< 授業の目的 >

この授業科目は、法学部のディプロマ・ポリシーに掲げる「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる」技能を身に付けるために設けられた基礎専門教育科目である。

本授業の目的は、法学を学ぶ学生として、情報を処理することについて何をどのように踏まえ、それに必要な情報処理能力を身に付けることである。

具体的なスタディスキルは次の通りである。

Word2013を用いたビジネス文書が作成できる。

ビジネスメールの作成・送信・返信ができる。

効果的なプレゼンテーションができる。

また、時間内で課題を処理して提出できるする習慣が身に付くことを目指す。

なお、この科目の担当者は、行政書士事務所を開業して以来9年間の経験があり、現在も行政書士事務所を経営している、実務経験のある教員である。従って、必要な時には具体的な業務内容をベースに法学情報処理関係の文書作成やコミュニケーションの方法を交えて、より分かりやすく法学と情報処理関係を解説したい。

< 到達目標 >

到達目標は次の通りである。

・ビジネス文書の基本構成を理解して、Wordのビジネス文書が作成できる。

・ビジネスメールの基本を理解して、適切な標題を付けてメールの送信と返信ができる。

・効果的なプレゼンテーションができる。

< 授業のキーワード >

・社会人としてのメールの書き方と送受信

・Word を用いたビジネス文書作成

・プレゼンテーション

< 授業の進め方 >

演習形式で授業を進めますが、対話型の授業形式を重視し、受講生からの意見や疑問点について自発的な発言を求めます。

< 履修するにあたって >

32GB以上の空き容量のあるUSBメモリを用意しておくことが望ましい。前期開講科目の「法学情報処理I」を履修することが望ましい。

< 授業時間外に必要な学修 >

週あたり、3時間程度の課題作成、プレゼンテーション作成の時間を要する。

< 提出課題など >

レポート等の提出物は確認後に返却します。返却物には必ず目を通して、今後の参考にしてください。

< 成績評価方法・基準 >

課題提出50%、プレゼンテーション50% の合計点で評価します。

但し、単位取得の最低条件は

合格点に達する課題を提出していること

プレゼンテーションを行うこと

欠席回数が3回以内であること

です。

< テキスト >

配布プリントを用いる。

< 参考図書 >

無し

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス

今後の授業の進め方と注意点を説明します。

第2回 ビジネス文書の作成?その1

Microsoft Office の Word2013 の基本的な操作ができる。

ビジネス文書の型を理解できて簡単なビジネス文書が作成できる。

USBメモリの使い方が理解でき操作ができる。

第3回 ビジネス文書の作成?その2

表の作成、罫線作成を用いたビジネス文書が作成できる。

第4回と第5回 ビジネス文書の作成

ビジネス文書の作成と提出

第6回 メールの個人環境の設定とメールの送受信

個人環境の設定ができる。

メールに適切な標題をつけることができる。

メールの送信と返信ができる。

第7回 ビジネスメールの作成と送受信方法

社会人としてのメールの型を理解して、メールの送信と返信ができる。

課題に対して、ビジネスメールを送信する。

第8回と第9回 プレゼンテーションの作成

課題に対して、情報収集とプレゼンテーション用のスライドを作成します。

第10回?第14回 プレゼンテーションの実践

一人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布する評価シートに基づき評価する。

第15回 フィードバック

授業のまとめを行う。

-----  
2022年度 後期

2単位

法学情報処理

生田 卓也  
-----

< 授業の方法 >

演習

< 授業の目的 >

この授業科目は、法学部のディプロマ・ポリシーに掲げる「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる」技能を身に付けるために設けられた基礎専門教育科目である。

本授業の目的は、法学を学ぶ学生として、情報を処理することについて何をどのように踏まえ、それに必要な情報処理能力を身に付けることである。

具体的なスタディスキルは次の通りである。

メールの作成・送信・返信が正しくできる。

効果的なプレゼンテーションができる。

時間内で課題を処理して提出する習慣が身に付くことを目指します。

< 到達目標 >

到達目標は次の通りである。

・メールの基本を理解し、適切な件名と正しい日本語で送信と返信ができる。

・効果的なプレゼンテーションができる。

< 授業のキーワード >

・メールの書き方と送受信

・効果的なプレゼンテーション

< 授業の進め方 >

演習形式で授業を進めますが、対話型の授業形式を重視し、受講生からの意見や疑問点について自発的な発言を求めます。

< 履修するにあたって >

32GB以上の空き容量のあるUSBメモリを用意しておくことが望ましい。前期開講科目の「法学情報処理I」を履修することが望ましい。

< 授業時間外に必要な学修 >

週あたり、3時間程度の課題作成、プレゼンテーション作成の時間を要する。

< 提出課題など >

レポート等の提出物は確認後に返却します。返却物には必ず目を通して、今後の参考にしてください。

< 成績評価方法・基準 >

課題提出50%、プレゼンテーション50%の合計点で評価します。

但し、単位取得の最低条件は

合格点に達する課題を提出していること

プレゼンテーションを行うこと

欠席回数が3回以内であること

です。

< テキスト >

配布プリントを用いる。

< 参考図書 >

無し

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス

今後の授業の進め方と注意点を説明した後に、メール作成時の文書について皆で考えます。

第2回 メールの書き方の基本?その1

メールの書き方の仕組みを解説します。

どのような文書が相手を怒らせるのか?を皆で考えます。

ポイント:相手の立場でメールを作成することを心がける。

演習の場面設定:相手に依頼するときのメールの書き方

第3回 メールの書き方の基本?その2

メールの書き方について、ポイントの2つ目を伝えます。

メールの返信の書き方

誰をCCやBCCに入れるのかは戦力的発想

演習の場面設定:メールの返信の書き方

第4回 メールの書き方の基本?その3

とにかく実践

経験値を上げないとメールは上手く書けない

第5回 情報倫理

頭で理解しているだけでは使えない「情報倫理」の話。

ポイント:人は見ているようで見ていない、見ていないようで見ている。人は常に評価されている。

第6回 効果的なプレゼンテーション?Zoom編

Zoomを用いてプレゼンテーションや会議に参加することは必須となった現代において、Zoomでの目線、カメラの位置、話し方について伝えます。

第7回 効果的なプレゼンテーション?対面編

人間性が出るのがプレゼンテーションです。

ポイントは

・効果的なスライドの作成

・目線、話し方、大袈裟にならない振る舞い

です。

第8回?第14回 プレゼンテーションの実践

履修者数に依存しますが、一人15分程度のプレゼンテーションを予定しています。また、学生が自ら成長を実感するために、2回のプレゼンテーションを計画しています。

第15回 フィードバック

最後の授業は大切なフィードバックです。

これまでの授業で考えたこと、感じたことをお伝えしたいと考えています。

-----  
2022年度 後期

2単位

法学情報処理

清田 典章  
-----

< 授業の方法 >

演習

< 授業の目的 >

この授業科目は、法学部のディプロマ・ポリシーに掲げる「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる」技能を身に付けるために設けられた基礎専門教育科目である。

本授業の目的は、法学を学ぶ学生として、情報を処理することについて何をどのように踏まえ、それに必要な情報処理能力を身に付けることである。

具体的なスタディスキルは次の通りである。

Word2013を用いたビジネス文書が作成できる。

ビジネスメールの作成・送信・返信ができる。

効果的なプレゼンテーションができる。

また、時間内で課題を処理して提出できるする習慣が身に付くことを目指す。

なお、この科目の担当者は、社会保険労務士業務を中心に10年間人事労務の経験していた、実務経験のある教員である。従って、必要な時には具体的な業務内容をベースに法学情報処理関係の文書作成やコミュニケーションの方法を交えて、より分かりやすく法学と情報処理関係を解説したい。

< 到達目標 >

到達目標は次の通りである。

・ビジネス文書の基本構成を理解して、Wordのビジネス文書が作成できる。

・ビジネスメールの基本を理解して、適切な標題を付けてメールの送信と返信ができる。

・効果的なプレゼンテーションができる。

< 授業のキーワード >

・社会人としてのメールの書き方と送受信

・Wordを用いたビジネス文書作成

・プレゼンテーション

< 授業の進め方 >

演習形式で授業を進めますが、対話型の授業形式を重視し、受講生からの意見や疑問点について自発的な発言を求めます。

< 履修するにあたって >

32GB以上の空き容量のあるUSBメモリを用意しておくことが望ましい。前期開講科目の「法学情報処理I」を履修することが望ましい。

< 授業時間外に必要な学修 >

週あたり、3時間程度の課題作成、プレゼンテーション作成の時間を要する。

< 提出課題など >

レポート等の提出物は確認後に返却します。返却物には必ず目を通して、今後の参考にしてください。

< 成績評価方法・基準 >

課題提出50%、プレゼンテーション50%の合計点で評価します。

但し、単位取得の最低条件は

合格点に達する課題を提出していること

プレゼンテーションを行うこと

欠席回数が3回以内であること

です。

< テキスト >

配布プリントを用いる。

< 参考図書 >

無し

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス

今後の授業の進め方と注意点を説明します。

第2回 ビジネス文書の作成?その1

Microsoft Office の Word2013 の基本的な操作ができる。

ビジネス文書の型を理解できて簡単なビジネス文書が作成できる。

USBメモリの使い方が理解でき操作ができる。

第3回 ビジネス文書の作成?その2

表の作成、罫線作成を用いたビジネス文書が作成できる。

第4回と第5回 ビジネス文書の作成

ビジネス文書の作成と提出

第6回 メールの個人環境の設定とメールの送受信

個人環境の設定ができる。

メールに適切な標題をつけることができる。

メールの送信と返信ができる。

第7回 ビジネスメールの作成と送受信方法

社会人としてのメールの型を理解して、メールの送信と返信ができる。

課題に対して、ビジネスメールを送信する。

第8回と第9回 プレゼンテーションの作成

課題に対して、情報収集とプレゼンテーション用のスライドを作成します。

第10回?第14回 プレゼンテーションの実践

一人10分以内を目安にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションは、事前に配布する評価シートに基づき評価する。

第15回 フィードバック

授業のまとめを行う。

-----  
2022年度 後期  
2単位  
法学情報処理応用  
生田 卓也  
-----

< 授業の方法 >

演習

< 授業の目的 >

この授業科目は、法学部のディプロマ・ポリシーに掲げる「社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示す」能力を獲得するために設けられた基礎専門教育科目である。

授業目的は、法学を学ぶ学生として、論理的思考力と効果的な情報発信力、そして、コミュニケーション力を身に付けることである。具体的には、与えられたテーマについてプレゼンテーションを行うためには、どのようなスライドが効果的であり、どのようなコミュニケーションの在り方が相手を説得しやすくなるのかを双方向で議論しながら進める。学生一人につき2回のプレゼンテーションを行う。

< 到達目標 >

到達目標は次の通りである。

効果的なスライドを作成することができる。

短時間で説得力のあるプレゼンテーションを行うことができる。

< 授業のキーワード >

- ・情報収集力
- ・プレゼンテーション力
- ・コミュニケーション力

< 授業の進め方 >

初回の授業から演習形式で「対面形式」で行います。授業は楽しくなければ身に付かない、と考えています。楽しい授業をしましょう。

< 履修するにあたって >

32GB以上の空き容量のあるUSBメモリを用意しておくことが望ましい。

法学情報処理Iと法学情報処理IIを履修していることが望ましい。

毎日、4大新聞のトップページに目を通すこと。

< 授業時間外に必要な学修 >

授業の配布プリントの要点をまとめて復習をすること（目安として1時間）

授業の空き時間を利用して、スライドの作成と修正を行うことが望ましい（目安として2時間）

< 提出課題など >

2つのプレゼンテーション用のPowerPointのファイルを提出します。

< 成績評価方法・基準 >

2回実施するプレゼンテーションを評価シートに従って点数化します。

成績評価はこれらの合計点で確定します。

単位取得の最低条件は

2回のプレゼンテーションを行うこと

欠席回数は3回以内であること

です。

< テキスト >

無し

< 参考図書 >

無し

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス

今後の授業の進め方と注意点について解説します。

第2回と第3回 効果的なスライドはどのようなものであるのか？

効果的なスライドはどのようなものであるのか議論した上で、パワーポイントを用いてスライドを作成する。

第4回～第7回 プレゼンテーションの実践～その1

一人5分間でプレゼンテーションを実施します。その後、一人3分以内で質疑応答を行います。

第8回と第9回 効果的なコミュニケーションとはどのようなものであるのか？

二つ目のプレゼンテーションのテーマについて解説し、情報収集とプレゼンテーションを行うための資料を作成します。

第10回～第13回 プレゼンテーションの実践～その2

一人5分間でプレゼンテーションを実施します。その後、一人3分以内で質疑応答を行います。

第14回 人間力アップとは？～その1

これまでのプレゼンテーションの実践を踏まえ、受講生が今後「何を・どのように考え、実践して行くのが良いのか？」について議論します。

第15回 人間力アップとは？～その2

これまでのプレゼンテーションの実践を踏まえ、受講生が今後「何を・どのように考え、実践して行くのが良いのか？」について議論します。

-----  
2022年度 前期

2単位

法学特別講義 (FP実践)

石川 清英  
-----

< 授業の方法 >

講義(対面授業)

授業で使用する資料はOffice365の次のURLに保存しています。URLをコピー&ペーストして、授業開始までにダウンロードしてください。



#### < 授業の目的 >

この科目は、法学部のDPIに示す、法的素養を身につけること、社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことを目指す。

社会人になると、結婚、出産・育児、住宅取得、転職、退職など人生におけるさまざまなイベントが待っており、そうしたイベントには、必ずと言っていいほど、お金がかかってくる。近い将来、自分がやりたいことや手に入れたいことを実現するために自分のお金を計画的に管理する能力が必要になってくる。こうした自分の夢を実現し将来を切り拓くためにお金の知識や活用方法を学び、その答えを見つけることがパーソナルファイナンスの目的といえる。本講座ではFP(ファイナンシャル・プランニング)の中心となるパーソナルファイナンスの総論として、経済と金融、不動産取引、ライフプランニング、教育資金計画、住宅取得資金計画、リスクマネジメントなどについて、実践的な授業を展開していきたい。

なお、この科目の担当者は、金融機関、金融コンサルティング会社等において、金融業務、リスクマネジメント、内部監査、法務等の実務及び教育指導を役員・管理職の立場で実施してきた実務経験のある教員である。従って、具体的な事例を交えて、より分かりやすく「FP(ファイナンシャル・プランニング)」を指導したい。

#### < 到達目標 >

1. 金利と経済について説明できる。(知識)
2. 教育資金計画について説明できる。(知識)
3. 住宅取得資金計画について説明できる。(知識)
4. ライフプランニングの課題を作成し、自らの見解を示すことができる。(態度・習慣、技能)
5. 主な金融市場の仕組みを作成し、発表することができる。(態度・習慣、技能)

#### < 授業のキーワード >

パーソナルファイナンス、ライフプランニング、資金計画、リタイアメントプランニング、リスクマネジメント

#### < 授業の進め方 >

講義中心の授業であるが、対話型の授業方式を重視し、受講生からの意見や問題点等について自発的な発言を求める。なお、授業の終了後に、簡単な課題の提出を課する。

#### < 履修するにあたって >

受講生は積極的に授業に参加し、学生としてのマナーを守るとともに授業中の質疑応答に対して積極的に参加することを希望する。

#### < 授業時間外に必要な学修 >

授業計画の各回で指示されたテキストの箇所を丹念に読むとともに、その他F P受験対策書などを読んで年3回開催されるF P資格試験にもできるだけチャレンジする

ように心掛けること。

事前学習として、講義の対象となるテキストの箇所を読み込んでおくこと(目安として1時間)。

事後学習として、講義の対象であったテキストと内容を再確認すること(目安として1時間)。

#### < 成績評価方法・基準 >

確認テスト50%、授業中の発表・マナー・レポート(積極的な授業参加)50%の割合で評価する。

#### < テキスト >

赤堀勝彦【改訂版】『超低金利時代のマネー&ライフプラン~パーソナルファイナンスのすゝめ』(保険毎日新聞社)(2019年2月出版)(2,200円+税)

#### < 参考図書 >

赤堀勝彦『六訂版 FP基礎 ファイナンシャル・プランニング』(株式会社保険毎日新聞社)(2021年12月出版)(3,500円+税)

赤堀勝彦『リスクマネジメント入門~いま、リスクの時代を生き抜くために~』(株式会社保険教育システム研究所)(2017年7月出版)(3,000円+税)

島村高嘉・中島真志『金融読本(第31版)』東洋経済新報社、2020年、2400円+税

#### < 授業計画 >

- 第1回 パーソナルファイナンスの意義  
パーソナルファイナンスの意義と特徴について理解する。
- 第2回 経済と金融  
金融経済、金融政策、財政政策などの意義について理解する。
- 第3回 景気と物価指標  
景気の判断と経済指標などについて理解する。
- 第4回 金利と経済  
金利の意味、金利の種類、金利の変動要因などについて理解する。
- 第5回 主な金融市場の仕組み  
短期金融市場、長期金融市場、外国為替市場などについて理解する。
- 第6回 マイナス金利の仕組みと影響  
マイナス金利の意味とマイナス金利政策の影響などについて理解する。
- 第7回 不動産の取引  
不動産の売買契約、不動産の賃貸借契約などについて理解する。
- 第8回 ライフプランニング  
ライフプランニングの考え方、ライフプランニングの手法などについて理解する。
- 第9回 教育資金計画  
教育資金の作り方、教育ローン、奨学金について理解する。

## 第10回 住宅取得資金計画

自己資金の作り方、公的ローン、民間住宅ローンの仕組みについて理解する。

## 第11回 リタイアメントプランニング

リタイアメントプランニングの意義、退職後の必要生活資金について理解する。

## 第12回 成年後見制度

成年後見制度について理解する。

## 第13回 リスクマネジメント

リスクマネジメントの意義と役割、リスクマネジメントの手法について理解する。

## 第14回 保険・共済

保険・共済について理解する。

## 第15回 講座の総括と確認テストの実施

講座全体の重要ポイント確認を行う。さらに確認テストを実施する。

-----  
2022年度 後期

2単位

法学特別講義 (FP実践)

石川 清英

-----  
<授業の方法>

講義(対面授業)

・授業で使用する資料(レジュメ)及び講義記録(動画)等はOffice365の次のURLに保存しています。URLをコピー&ペーストして、授業開始までにダウンロードしてください。

<授業の目的>

この科目は、法学部のDPIに示す、法的素養を身につけること、社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことを目指す。

本講座ではFP(ファイナンシャル・プランニング)の中心となるパーソナルファイナンスの各論として、預貯金等、債券、株式、投資信託、ポートフォリオ、タックスヘイブン、社会保険、公的年金、企業年金、生命保険、損害保険、所得税、相続税、贈与税などについて、実践的な授業を展開していきたい。

なお、この科目の担当者は、金融機関、金融コンサルティング会社等において、金融業務、金融リスクマネジメント、内部監査、法務等の実務及び教育指導を役員・管理職の立場で実施してきた実務経験のある教員である。従って、具体的な事例を交えて、より分かりやすく「FP(ファイナンシャル・プランニング)」を指導したい。

<到達目標>

1. 預貯金等、債券、株式、投資信託の意義について説

明できる。(知識)

2. ポートフォリオについて説明できる。(知識)

3. 社会保険と民間の生命保険・損害保険との違いについて説明できる。(知識)

4. 基本的な所得税の節税事例を計算し、発表することができる。(態度・習慣、技能)

5. 基本的な相続税の節税事例を計算し、発表することができる。(態度・習慣、技能)

<授業のキーワード>

ポートフォリオ、社会保険、生命保険、損害保険、所得税、相続税、贈与税

<授業の進め方>

講義中心の授業であるが、対話型の授業方式を重視し、受講生からの意見や問題点等について自発的な発言を求める。なお、授業の終了後に、簡単な課題の提出を課する。

<履修するにあたって>

受講生は積極的に授業に参加し、学生としてのマナーを守るとともに、積極的に授業中の質疑応答に参加ことを希望する。

<授業時間外に必要な学修>

授業計画の各回で指示されたテキストの箇所を丹念に読むとともに、その他FP受験対策書などを読んで年3回開催されるFP資格試験にもできるだけチャレンジするように心掛けること。

事前学習として、講義の対象となるテキストの箇所を読み込んでおくこと(目安として1時間)。

事後学習として、講義の対象であったテキストと内容を再確認すること(目安として1時間)。

<成績評価方法・基準>

確認テスト50%、授業中の発表・マナー・レポート(積極的な授業参加)50%の割合で評価する。

<テキスト>

赤堀勝彦【改訂版】『超低金利時代のマネー&ライフプラン~パーソナルファイナンスのすゝめ~(保険毎日新聞社)(2019年2月出版)(2,200円+税)

<参考図書>

赤堀勝彦『保険のしくみが分かる本』(金融ブックス)(2014年3月出版)(2,100円+税)

赤堀勝彦『六訂版 FP基礎 ファイナンシャル・プランニング』(保険毎日新聞社)(2021年12月出版)(3,500円+税)

島村高嘉・中島真志『金融読本(第31版)』東洋経済新報社、2020年、2400円+税

<授業計画>

第1回 預貯金等

預貯金の特徴、銀行等の主な商品について理解する。

第2回 債券

債券の仕組み、債券のリスクと各付けについて理解する。

### 第3回 株式

株式の意義、株式投資の指標について理解する。

### 第4回 投資信託

投資信託の仕組み、投資信託の分類について理解する。

### 第5回 ポートフォリオ

ポートフォリオ運用、分散投資の方法、金融商品の組み合わせ方について理解する。

### 第6回 タックスヘイブン

タックスヘイブンの意義、タックスヘイブン対策税制等の意味について理解する。

### 第7回 社会保険

社会保険の仕組み、社会保険の種類と内容について理解する。

### 第8回 公的年金

公的年金の仕組み、公的年金の種類と内容について理解する。

### 第9回 企業年金

企業年金の仕組み、企業年金の種類と内容について理解する。

### 第10回 生命保険

生命保険の仕組み、主な生命保険の種類と内容について理解する。

### 第11回 損害保険

損害保険の仕組み、主な損害保険の種類と内容について理解する。

### 第12回 所得税の仕組み

税金の種類と所得税の仕組みについて理解する。

### 第13回 相続税の仕組み

相続税の仕組みについて理解する。

### 第14回 贈与税の仕組み

贈与税の仕組みについて理解する。

### 第15回 講座の総括と確認テスト

講座全体の重要ポイント確認を行う。さらに確認テストを実施する。

-----  
2022年度 後期

2単位

法学特別講義

茂木立 仁、春日 勉  
-----

< 授業の方法 >

講義が中心ですが、問題を考えさせたいので、指名して発言を求めることもあります。

不定期に、問題に対する回答を作成させ、提出させることもあります。

< 授業の目的 >

大学を卒業し、会社に就職するなどすれば、あらゆる場面で様々な法律に関与していくことになる。

法律的な問題が発生した場合に、法律を最低限知っていれば、その法律を端緒として、検討していくことが可能になることから、様々な法律の基本的な部分を少しでも把握してほしい。

講師は、弁護士として、27年の実務経験が存する現役の弁護士であるので、できる限り、実務に即した形で、法律の内容を伝えていきたいと考えている。

< 到達目標 >

将来直面する可能性がある問題に対して、それをどの法律で考えていくのか等の視点についての思考力を養う。

< 授業のキーワード >

弁護士

法律実務

企業法務

< 授業の進め方 >

講義が中心ですが、問題を考えさせたいので、指名して発言を求めることもあります。

不定期に、問題に対する回答を作成させ、提出させることもあります。

< 履修するにあたって >

積極的に対応しないと、退席してもらうことがあります。

< 授業時間外に必要な学修 >

基本的には、新聞などで法律的な問題についてのニュースを意識してほしい。そこから、質問があれば、積極的に質問してほしいと思っています。

< 成績評価方法・基準 >

出席、発言、提出物等で総合的に評価する予定です。

< 授業計画 >

### 第1回 ガイダンス

今後行う授業内容について話をします。

### 第2回 債権回収

身近な法律問題である、お金の貸し借り、その回収について学びます。

### 第3回 労働問題 1

ハラスメント等最近、労働に関して問題となっている点について学びます。

### 第4回 労働問題 2

労働問題のうち、解雇等の問題について学びます。

### 第5回 知的財産 1

商標等に関する知的財産の法律問題について学びます。

### 第6回 知的財産 2

不正競争防止法等の知的財産に関する法律問題について、学びます。

### 第7回 紛争解決機関

裁判手続き、裁判外手続きを含め、紛争解決機関について学びます。

### 第8回 会社法 1

会社法に関する法律問題、会社法の基本等について、学びます。

### 第9回 会社法 2

取締役、取締役会、株主総会に関する法律問題について学びます。

#### 第10回 契約

企業に関連する契約の法律問題について学びます。

#### 第11回 独占禁止法、下請法等

独占禁止法、下請法等に関する法律問題について学びます。

#### 第12回 倒産法

破産法、民事再生法等倒産法について学びます。

#### 第13回 時事問題

時事問題、それまでの授業内容への質問、今後法律を勉強するにはどうするべきか等を考えます。

#### 第14回から第15回 経済犯罪と法

企業が絡む経済犯罪について理解できる。

-----  
2022年度 後期

2単位

法学特別講義 (知的財産権制度入門)

後藤 多栄子

-----  
< 授業の方法 >

講義と演習 対面授業

One Drive (必要に応じて使用)

\* 警報発令時等の授業取扱い \*

特別警報または暴風警報発令および公共交通機関運休の場合の授業の取扱いに関する文書を添付してお送りします。また、資料はOneDriveにも格納しております。

OneDriveリンク先

【Guideline\_of\_Online\_Class\_under\_Emergency\_Situation】:

< 授業の目的 >

法学部のディプロマ・ポリシー: < 知識・理解 > \* 法の理念および現実の社会における法の運用を踏まえて、法および政治について体系的に学修し、法化社会・国際化社会に対応した法的素養を身につけている。 < 汎用的技能 > \* 社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる。

< 志向性 > \* 地域社会から国際社会に至る国内外の公共的事柄に関心と責任感を持ち、公平性と客観性を重視した判断および行動ができる。

「ディプロマ・ポリシー」に定めた教育目標を達成し、法的思考力(リーガルマインド)や政治学・国際関係の素養を生かして社会のさまざまな分野で活躍・貢献できる人材を育成するために、カリキュラム方針に基づいて教育を実践します。

本授業において、知的財産法の制度を理解するために、知的財産の各法の運用について、事例を参照しながら、

体系的に説明ができるようになる。知的財産に関する事案を学修することで、事例を通して論点を分析し、法的分析力や法的論理を通して、問題解決方向を導き出す能力を身につける。

知的財産法である、特許法、著作権法、意匠法、商標法、不正競争防止法、そして、独占禁止法の基礎知識や制度やしくみを学修し、それぞれ少なくとも一つは事例を説明し、どこが論点であるかを議論できるようになる。市場のしくみと企業の経済活動の関連性に依拠しつつ、知的財産法の国内そして世界における役割についても学修し、国際特許や意匠や商標の登録方法を説明できるようになる。

国際機関(アメリカ商務省・アメリカコロラド州政府日本支部・日本JICA)での約5年間にわたる実務経験を生かして、知的財産に関する条約や国際協定の協定などを教示する。

< 到達目標 >

知的財産権法の仕組みや制度を学修し、基礎的な知識を身につける。国家試験の知財管理3級を取得できるように、各法律ごとの目的・定義・登録要件や手続きなどの項目を理解して人に説明できるようになる。Jplatpatを実際に使って、検索ができるようになる。日常において、常に知的財産についての興味をもち、ニュースなどに注意をはらうように習慣づけ、知財の事例を常に身近に感じる態度を身につける。知的財産法の基礎知識をベースにして、知的財産に関する事例をすくなくとも4例は説明できるように、論点などを整理することで、分析するスキルを身につける。争点・論点の分析をすることで、論点整理をおこなう能力を身につけ、他の事例との比較分析ができる基本的な法的技術を学修する。これらの過程をとおしてリーガルマインドを習得することを目標とする。もって、知的財産権法の体系的な知識と初学者としての態度や法律技術を習得し、活用できるようになる。問題点を見つけ分析し解決方法を見つける。

< 授業のキーワード >

発明・特許・商標・意匠・著作権・独占禁止法

< 授業の進め方 >

\* 知的財産権法(特許法・商標法・意匠法・不正競争防止法・著作権法・独占禁止法)のそれぞれの制度や法の仕組みについて講義形式でおこないます。

\* 代表的な知財事例を取り上げて、論点分析をおこなって論点を整理しつつ説明します。

裁判所、公正取引委員会、Jplatpatそれぞれのリサーチ方法を教授し、事例研究をおこなうスキルを習得できるように指導します。

課題:

\* 授業で学んだ内容のまとめ

\* フォローアップとして学生たちの理解を確認し、必要ならば追加説明を行う。

小テスト:

\* 授業で学んだ基礎知識を各自確認し、使える知識として定着させる目的

\* フォローアップとして、学生たちの解答後に正解を説明する。

リサーチ：

\* 知財に関する事案や興味のある事例調査をし、論点分析・整理を行う。

\* フォローアップとして、論点整理などを追加説明する。

<履修するにあたって>

身の回りにある知的財産について興味をもって観察してください。どのように知的財産権が利用され活用されているかを調べてみてください。

<授業時間外に必要な学修>

リサーチ：

\* 「最高裁HP」での特許法・商標法・意匠法・著作権法や独占禁止法の事例研究

\* 「特許情報プラットフォーム」(Jplatpat)での検索。法律ごとに少なくとも1時間くらいの時間を使って調査をおこなう。

課題：

\* 授業で学んだことをまとめて提出。

約1時間ほどでまとめる。

小テスト：

\* 知的財産制度全体の体系のみならず、各法律の目的・定義・登録要点などの確認。

複数回合計で約3時間

\* 普段から知財に関する身近な例に関心をもって、どのように活用されているかに興味をもつ態度を身につけてください。最初は毎日30分程度でいいので関心をもってみる、そうすると、徐々に時間がのびてくるようになる。

<提出課題など>

\* 知的財産権法（特許法・商標法・意匠法・不正競争防止法・著作権法）に関する事例研究および小テストをおこなう。フィードバックとして、正解を配布して説明します。

課題：

\* 授業で学んだ内容のまとめ

\* フォローアップとして学生たちの理解を確認し、必要ならば追加説明を行う。

小テスト：

\* 授業で学んだ基礎知識を各自確認し、使える知識として定着させる目的

\* フォローアップとして、学生たちの解答後に正解を説明する。

リサーチ：

\* 知財に関する事案や興味のある事例調査をし、論点分析・整理を行う。

\* フォローアップとして、論点整理などを追加説明する。

<成績評価方法・基準>

成績評価は、以下の各評価要素を括弧内に記載した割合で評価する。

\* 事例研究課題（40%）\* 授業のまとめ課題（30%）

\* 小テスト（30%）

就職に関する学外の行事(説明会、訪問、面接・試験、懇談会)や実習については配慮します。

<テキスト>

指定なし。

必要な資料は配布

<参考図書>

知的財産権六法・Jurist 特許判例百選・商標・意匠・不正競争判例百選・著作権判例百選

<授業計画>

第1回 知的財産法総論

知的財産法とは知的財産の権利保護と利用促進により産業の発達もしくは文化の発展に寄与することを目的とした法規の総称である。知的財産の種類、保護体系および知的財産法に含まれる各法とその概要について講義する。

第2回 市場と経済活動

市場のしくみをミクロ経済学の視点から理解し、企業の経済活動の基本を概観し、無体財産権である知的財産権の位置づけを理解する。また、独占禁止法の競争と独占の関係に依拠しつつ、知的財産に関する適用除外や事例を使用し講義することにより、企業における知的財産の意義と役割を理解し、社会における知的財産法の意義についての理解を深める。

第3回 不正競争防止法（1）

経済における競争の自由は、市場の発展のために認められているものであって、不正な競争行為は許されない。不正競争防止法は、事業者間の公正な競争や国際約束の的確な実施を確保するために、不正な競争行為を防止し経済の健全な発展に寄与することを目的としている。そこで不正競争行為の類型、適用除外について講義する。

第4回 不正競争防止法（2）

情報セキュリティは企業のコンプライアンスの柱の一つである。ここでは営業秘密の保護と営業秘密に関する不正競争行為について講義し事例を考察する。また条約上の禁止行為、法的救済手段について講義する。

第5回 商標法（1）

商標法は、商標を使用するものの信用を維持して産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを

目的としている。商標権制度についての概略を説明し、そして商標の役割や商標法の保護対象そして商標登録を受けるための要件について講義する。

#### 第6回 商標法（2）

商標法の目的や保護対象についての理解に基づき、商標登録を受けるための要件や手続き、そして権利侵害や救済について講義する。

#### 第7回 意匠法（1）

意匠法は、デザインという創作を保護する法で、権利の保護と利用を図ることによって産業の発達に寄与することを目的としている。意匠法の目的と保護対象、意匠登録を受けるための要件や意匠権付与の手続について講義する。

#### 第8回 意匠法（2）

##### 特許法（1）

意匠登録を受けるための要件や意匠権付与の手続きについての理解を深め、権利侵害がなされた場合について、そして、その救済について講義する。

特許法は産業財産権の中核をなす法律であるが、特許制度の概略そして目的を講義する。

#### 第9回 特許法（2）

特許法では発明者のみが特許を受ける権利を有する。特許を受ける権利について並びに職務発明について講義する。また、特許権を得るために必要な手続きについて講義する。手続きに関する特許制度の仕組みや、登録に必要な要件などを合わせて講義する。

#### 第10回 特許法（3）

特許庁への出願手続き、審査請求を経て特許権を得ることができる。特許制度の仕組みを理解しつつ、登録するための登録要件や先行調査の重要性を講義する。合わせて先行調査に必要な知識として、電子図書館の検索方法や明細書についても理解を深めるように講義をおこなう。

#### 第11回 特許法（4）

特許権の効力について講義する。また、特許権侵害に対して、国内のみならず国際的市場における企業の知的財産戦略を紹介する。

#### 第12回 著作権法（1）

著作権法は文化的所産の公正な利用に留意しつつ権利の保護を図ることによって文化の発展に寄与するための法律である。著作権は、創作された時点で発生する権利で、特許権などの産業財産権とは異なっている。著作権法の目的と保護対象（著作物）について講義する。

#### 第13回 著作権法（2）

著作者、および著作者の権利である著作権と著作者人格権について、さらに著作隣接権を含め、体系的な権利の全体像を講義する。

#### 第14回 著作権法（3）

文化の発展を目的とする著作権法は、著作者の経済的利益と、情報を利用する社会との調和を図るために一定の場合に著作者の権利を制限している。この権利の制限と

公正な利用を判例や身近な事例で考察する。さらに権利侵害と救済について講義する。

#### 第15回 知的財産法の国際的側面

知的財産法は各国ごとに制定されており、その内容も各国で同一でないため、知的財産の国際的な保護の面で多くの課題がある。そこで知的財産法の国際的調和および条約について講義する。さらに本講義のまとめを行う。

-----  
2022年度 前期

2単位

法学入門 ~

足立 公志朗  
-----

< 授業の方法 >

対面授業（講義）

< 授業の目的 >

この授業は、法学部ディプロマ・ポリシーの内、「法的素養を身につけていること（知識・理解）」及び「法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すこと（汎用的技能）」に対応しており、1年次の法学部の専門科目（特に法学系の科目）を履修し、法学を始めるための、最も基礎的な科目である。

この授業では、1年次生が法学を学び始めるにあたって、知っておくべき事柄（法に関する基礎知識）を学び、必要な技術（六法を参照し、条文を運用すること等）を習得することを目的とする。

< 到達目標 >

六法を使いこなすことができる

法解釈の基本を理解し、簡単な事案に法律の条文を当てはめることができる

法の理念、仕組みなどを理解し、自分の言葉で説明することができる

< 授業のキーワード >

法解釈 法制史 裁判 判例

< 授業の進め方 >

講義中心の授業であるが、講義中に一定の作業を求めたり、意見や疑問点に関する発言を求めることがある。講義は配付した資料に基づいて進める。資料はオンラインで配付する（利用するシステムは後日知らせる。）。頻繁に六法を参照するので、六法は必携である。

< 履修するにあたって >

この授業は、法学の専門科目を履修するにあたって必要な知識を身につけ、必要な作業をできるようにするものである。したがって、各回の授業には必ず六法を持参して出席し、授業中はメモをとりながら、指示された条文は全て参照することが求められる。なお、1年次に開講される法学の専門科目は全て履修して、この授業で学んだことを応用していただきたい。

< 授業時間外に必要な学修 >

この授業は予習不要であるが、復習を十分にすること。

例えば、次のような作業が求められる。

- ・配付した資料を見直す。
- ・参照した条文は全て六法で確認する。
- ・理解が及ばなかった部分については、授業で指示する参考書等を読み込む。

以上の作業のために、各回2時間の自習時間が必要である。

なお、この授業で学んだ事柄は、他の授業や今後の学修で利用してこそ意味がある。法学の専門科目を履修する際は、この授業の学修内容に留意することで、学修効果が向上するであろう。

< 提出課題など >

なし。

< 成績評価方法・基準 >

中間課題 20%、学期末に課す課題 80%の割合で評価する。

< テキスト >

1. 『2022年度法学部案内』
2. 六法。「デイリー六法」(三省堂)または「ポケット六法」(有斐閣)のいずれかを購入すること。

< 参考図書 >

- ・道垣内弘人『プレップ 法学を学ぶ前に〔第2版〕』(弘文堂、2017年)
- ・末川博編『法学入門〔第6版補訂版〕』(有斐閣、2014年)
- ・青木人志『グラフィック法学入門』(新世社、2012年)
- ・碧海純一『法と社会 新しい法学入門 (中公新書 (125))』(中央公論新社、1967年)
- ・大林啓吾・岡田順太・白水隆『大学生のための法学トレーニング』(三省堂、2014年)

< 授業計画 >

#### 第1回 インTROダクシヨN

INTROダクシヨNとして、この講義の目的と、講義の予定、成績評価の方法を説明する。

#### 第2回 法とは何か (1)

法の役割と特質、国家の役割について学ぶ。

#### 第3回 法とは何か (2)

法と道徳・宗教との関係を考えることにより、法の規範性について学ぶ。

#### 第4回 法の歴史 (1)

明治期以降の法制史の概略を学ぶことにより、日本の法律や法学の成り立ちを理解する。

#### 第5回 法の歴史 (2)

日本法が存立する基礎を理解するために、西洋の近代法制史(主に市民革命や近代法典の編纂事業)について大まかな知識を得る。

#### 第6回 法の分類・体系 (1)

法律の学術的な分類(内容上の分類、形式上の分類)を概観することによって、法(法律)に関する全般的な知

識を得る。

#### 第7回 法の分類・体系 (2)

前回の続きである。なお、法律の制定・改正につき、憲法を参照しながら学ぶ。

#### 第8回 六法の使い方

前半は、中間課題(レポート)についての説明を行う。後半は、法律の構造や条文の読み方、基本的な法律用語について学ぶ。

#### 第9回 法の解釈 (1)

まず、法学における議論の特徴について概観した上で、法解釈の必要性について学ぶ。次に、法律を解釈し、具体的に適用する方法について学ぶ。今回は、文理解釈、目的解釈、論理解釈について。

#### 第10回、第11回 法の解釈 (2)、(3)

前回の続きであり、拡張解釈、縮小解釈、反対解釈、類推解釈について学ぶ。

#### 第12回 裁判の仕組み (1)

法解釈の実践の場である裁判について学ぶ。まず、裁判の意義を確認し、裁判手続の概要を民事事件と刑事事件に分けて概観する。

#### 第13回 裁判の仕組み (2)

引き続き、裁判手続の概要を学ぶ。次に、判決の読み方に関する基礎知識を得る。なお、裁判に関連して、法律家の種類・役割に関する知識を得る。

#### 第14回 国際社会と法

国際法に関する大まかな知識を得ると共に、国際法と国内法の関係について学ぶ。なお、外国法を学ぶことのも有用性についても触れる。

#### 第15回 重要な点の再確認

この授業における重要な点を再び学修し、理解を深める。

-----  
2022年度 前期

2単位

法学入門 ~

岡田 豊基  
-----

< 授業の方法 >

講義(対面授業)

< 授業の目的 >

・この科目は、法学部ディプロマ・ポリシーの中で、「法的素養を身につけていること(知識・理解)」及び「法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すこと(汎用的技能)」に対応し、1年次において法学部の専門科目(特に法学系の科目)を履修し、法学を始めるための、最も基礎的な科目である。

・この授業の目的は、1年次生が法学を学び始めるにあたって、知っておくべき事柄(法に関する基礎知識)を学び、必要な技術(六法辞典を参照し、条文を運用すること等)を修得することで

ある。

#### <到達目標>

- ・六法辞典を使いこなすことができる。
- ・法解釈の基本を理解し、簡単な事案に法律の条文を当てはめることができる。
- ・法の理念、仕組みなどを理解し、自分の言葉で説明することができる。

#### <授業のキーワード>

法解釈 法制史 裁判 判例

#### <授業の進め方>

- ・講義はレジュメ(レジュメ)に基づいて進める。
- ・レジュメはdotCampusに掲載するので、受講生は各自ダウンロードとすること。
- ・1回の講義ごとに、「確認問題」「課題」などを提示するので、受講生は、dotCampus上の「レポート」から各自ダウンロードし、解答した後、解答用紙だけをdotCampus上で返信すること。
- ・「確認問題」、「課題」、「小テスト」、「期末テスト」等の提出期限は問題用紙に記載するとともに、dotCampus上に明記する。
- ・ハイブリッド型授業(対面授業+遠隔授業)または遠隔授業(オンデマンド授業)の場合には、授業の録画はdotCampusに掲載するので、各自、視聴すること。

#### <履修するにあたって>

- ・この講義は、法学の専門科目を履修するにあたって必要な知識を身につけ、必要な作業をできるようにするものである。したがって、指示された条文は六法辞典で参照することが求められる。
  - ・六法辞典に掲載されている法律の「条文」は「声を出して読む」こと。声を出すことにより、法律の専門用語の読み方が分かるうえに、法律の条文を耳から学修することができる。
  - ・1年次に開講される法学の専門科目はすべて履修して、この授業で学んだことを応用してほしい。
  - ・「大学での授業は、就職活動を有利に進められるし、就職後、仕事で役に立つ」と多くの卒業生が言ってきたことを伝える。
  - ・「日本経済新聞の購読すること」、「日商簿記3級の取得すること」、および「TOEICのスコアをあげること」。このことの意味は講義中に説明する。
- #### <授業時間外に必要な学修>
- ・この講義は復習を十分にすること。
  - ・例えば、次のような作業が求められる。
    - ・講義前に、レジュメを見ておく。
    - ・講義後に、レジュメを見直す。
    - ・参照した条文はすべて六法辞典で確認する(条文は「声を出して読む」)。
    - ・理解が及ばなかった部分については、講義中に指

示する参考書等を読み込む。

- ・以上の作業のために、各回2時間の自習時間が必要である。
- ・この講義で修得した事柄は、他の講義や今後の学修で利用してこそ意味がある。法学の専門科目を履修する際は、この授業の学修内容に留意することで、学修効果が向上するであろう。
- ・質問等があれば、担当者・岡田までメールで質問すること。

#### <提出課題など>

- ・1回の講義ごとに、レジュメの末尾に「確認問題」「課題」などを提示するので、受講生は、dotCampus上の「レポート」から各自ダウンロードし、解答した後、解答用紙だけをdotCampus上で返信すること。
- ・提出期限を守ること。
- ・提出期限は、問題用紙に記載するとともに、dotCampus上に明記する。

#### <成績評価方法・基準>

- ・2回の試験で採点する。配点は、「期末試験」80点、「小テスト」20点とする。

#### <テキスト>

- ・レジュメを配布する。
- ・『2022年度法学部案内』は、各自、参照すること。
- ・六法辞典。『デイリー六法』(三省堂)または『ポケット六法』(有斐閣)のどちらかを購入すること(六法辞典の条文は「声を出して読む」こと)。

#### <参考図書>

- ・道垣内弘人『ブレップ 法学を学ぶ前に〔第2版〕』(弘文堂、2017年)
- ・末川博編『法学入門〔第6版補訂版〕』(有斐閣、2014年)
- ・青木人志『グラフィック法学入門』(新世社、2012年)
- ・碧海純一『法と社会 新しい法学入門(中公新書〔125〕)』(中央公論新社、1967年)
- ・大林啓吾・岡田順太・白水隆『大学生のための法学科トレーニング』(三省堂、2014年)
- ・その他の参考書は、レジュメに記載する。

#### <授業計画>

##### 第1回 イントロダクション

イントロダクションとして、この講義の目的と、講義の予定、成績評価の方法を説明する。

##### 第2回 法とは何か(1)

法の役割と特質、国家の役割について学ぶ。

##### 第3回 法とは何か(2)

法と道徳・宗教との関係を考えることにより、法の規範性について学ぶ。

##### 第4回 法の歴史(1)



明治期以降の法制史の概略を学ぶことにより、日本の法律や法学の成り立ちを理解する。

#### 第5回 法の歴史 (2)

日本法が存立する基礎を理解するために、西洋の近代法制史（主に市民革命や近代法典の編纂事業）について大まかな知識を得る。

#### 第6回 法の分類・体系 (1)

法律の学術的な分類（内容上の分類、形式上の分類）を概観することによって、法（法律）に関する全般的な知識を得る。

#### 第7回 法の分類・体系 (2)

前回の続きである。なお、法律の制定・改正につき、憲法を参照しながら学ぶ。

#### 第8回 六法の使い方

法律の構造や条文の読み方、基本的な法律用語について学ぶ。（第1回から第7回までの講義の「小テスト（中間テスト）」）

#### 第9回 法の解釈 (1)

まず、法学における議論の特徴について概観した上で、法解釈の必要性について学ぶ。次に、法律を解釈し、具体的に適用する方法について学ぶ。今回は、文理解釈、目的解釈、論理解釈について。

#### 第10回 法の解釈 (2)

前回の続きであり、拡張解釈、縮小解釈、反対解釈、類推解釈について学ぶ。

#### 第11回 法の解釈 (3)

前回の続きであり、拡張解釈、縮小解釈、反対解釈、類推解釈について学ぶ。

#### 第12回 裁判の仕組み (1)

法解釈の実践の場である裁判について学ぶ。まず、裁判の意義を確認し、裁判手続の概要を民事事件と刑事事件に分けて概観する。

#### 第13回 裁判の仕組み (2)

裁判手続の概要を学ぶ。次に、判決の読み方に関する基礎知識を得る。なお、裁判に関連して、法律家の種類・役割に関する知識を得る。

#### 第14回 国際社会と法

国際法に関する大まかな知識を得ると共に、国際法と国内法の関係について学ぶ。なお、外国法を学ぶことの有用性についても触れる。

#### 第15回 重要な点の再確認

この講義における重要な点を再び学修し、理解を深める。

-----  
2022年度 前期

2単位

法学入門 ~

田中 裕明

-----  
< 授業の方法 >

通常の講義形式（対面授業）とする。

警報発令の場合、休講とする。交通事情による休講措置は取らない。

< 授業の目的 >

この授業は、法学部ディプロマ・ポリシーの内、「法的素養を身につけていること（知識・理解）」及び「法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すこと（汎用的技能）」に対応しており、1年次の法学部の専門科目（特に法学系の科目）を履修し、法学を始めるための、最も基礎的な科目である。

この授業では、1年次生が法学を学び始めるにあたって、知っておくべき事柄（法に関する基礎知識）を学び、必要な技術（六法を参照し、条文を運用すること等）を習得することを目的とする。

< 到達目標 >

六法を使いこなすことができる

法解釈の基本を理解し、簡単な事案に法律の条文を当てはめることができる

法の理念、仕組みなどを理解し、自分の言葉で説明することができる

< 授業のキーワード >

法解釈 法制史 裁判 判例

< 授業の進め方 >

講義中心の授業であるが、講義中に一定の作業を求めたり、意見や疑問点に関する発言を求めることがある。講義は配付した資料に基づいて進める。頻繁に六法を参照するので、六法は必携である。

< 履修するにあたって >

この授業は、法学の専門科目を履修するにあたって必要な知識を身につけ、必要な作業をできるようにするものである。したがって、各回の授業には必ず六法を持参して出席し、授業中はメモをとりながら、指示された条文は全て参照することが求められる。なお、1年次に開講される法学の専門科目は全て履修して、この授業で学んだことを応用していただきたい。

< 授業時間外に必要な学修 >

この授業は予習不要であるが、復習を十分にすること。例えば、次のような作業が求められる。

・配付した資料を見直す。

・参照した条文は全て六法で確認する。

・理解が及ばなかった部分については、授業で指示する参考書等を読み込む。

以上の作業のために、各回2時間の自習時間が必要である。

なお、この授業で学習した事柄は、他の授業や今後の学修で利用してこそ意味がある。法学の専門科目を履修する際は、この授業の学修内容に留意することで、学修効果が向上するであろう。

< 提出課題など >

なし。

<成績評価方法・基準>

中間課題20%、学期末に課す課題80%の割合で評価する。

<テキスト>

1. 『2022年度法学部案内』
2. 六法。「デイリー六法」(三省堂)または「ポケット六法」(有斐閣)のいずれかを購入すること。

<参考図書>

- ・道垣内弘人『プレップ 法学を学ぶ前に』(弘文堂、2010年)
- ・末川博編『法学入門〔第6版補訂版〕』(有斐閣、2014年)
- ・青木人志『グラフィック法学入門』(新世社、2012年)
- ・碧海純一『法と社会 新しい法学入門(中公新書(125))』(中央公論新社、1967年)
- ・大林啓吾・岡田順太・白水隆『大学生のための法学トレーニング』(三省堂、2014年)

<授業計画>

第1回 イントロダクション

イントロダクションとして、この講義の目的と、講義の予定、成績評価の方法を説明する。

第2回 法とは何か(1)

法の役割と特質、国家の役割について学ぶ。

第3回 法とは何か(2)

法と道徳・宗教との関係を考えることにより、法の規範性について学ぶ。

第4回 法の歴史(1)

明治期以降の法制史の概略を学ぶことにより、日本の法律や法学の成り立ちを理解する。

第5回 法の歴史(2)

日本法が存立する基礎を理解するために、西洋の近代法制史(主に市民革命や近代法典の編纂事業)について大まかな知識を得る。

第6回 法の分類・体系(1)

法律の学術的な分類(内容上の分類、形式上の分類)を概観することによって、法(法律)に関する全般的な知識を得る。

第7回 法の分類・体系(2)

前回の続きである。なお、法律の制定・改正につき、憲法を参照しながら学ぶ。

第8回 六法の使い方

前半は、中間課題(レポート)についての説明を行う。後半は、法律の構造や条文の読み方、基本的な法律用語について学ぶ。

第9回 法の解釈(1)

まず、法学における議論の特徴について概観した上で、法解釈の必要性について学ぶ。次に、法律を解釈し、具体的に適用する方法について学ぶ。今回は、文理解釈、目的解釈、論理解釈について。

第10回、第11回 法の解釈(2)、(3)

前回の続きであり、拡張解釈、縮小解釈、反対解釈、類推解釈について学ぶ。

第12回 裁判の仕組み(1)

法解釈の実践の場である裁判について学ぶ。まず、裁判の意義を確認し、裁判手続の概要を民事事件と刑事事件に分けて概観する。

第13回 裁判の仕組み(2)

引き続き、裁判手続の概要を学ぶ。次に、判決の読み方に関する基礎知識を得る。なお、裁判に関連して、法律家の種類・役割に関する知識を得る。

第14回 国際社会と法

国際法に関する大まかな知識を得ると共に、国際法と国内法の関係について学ぶ。なお、外国法を学ぶことの有用性についても触れる。

第15回 重要な点の再確認

この授業における重要な点を再び学修し、理解を深める。

-----  
2022年度 前期

2単位

法学入門 ~

表田 充生  
-----

<授業の方法>

講義形式。(なお、4月の状況によっては遠隔授業(オンデマンド方式)で実施する場合もありうる。)

<授業の目的>

この科目は、法学部ディプロマ・ポリシーの内、「法的素養を身につけていること(知識・理解)」及び「法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すこと(汎用的技能)」に対応している。この科目は、1年次において法学部の専門科目(特に法学系の科目)を履修し、法学を始めるための、最も基礎的な科目である。

この科目の目的は、1年次生が法学を学び始めるにあたって、知っておくべき事柄(法に関する基礎知識)を学び、必要な技術(六法を参照し、条文を運用すること等)を修得することである。

<到達目標>

六法を使いこなすことができる

法解釈の基本を理解し、簡単な事案に法律の条文を当てはめることができる

法の理念、仕組みなどを理解し、自分の言葉で説明することができる

<授業のキーワード>

法解釈 法制史 裁判 判例

<授業の進め方>

講義中心の授業であるが、講義中に一定の作業を求めたり、意見や疑問点に関する発言を求めたりすることもある。講義は配付した資料に基づいて進める。頻繁に六法を参照するので、六法は必携である。

<履修するにあたって>

この授業は、法学の専門科目を履修するにあたって必要な知識を身につけ、必要な作業をできるようにするものである。したがって、各回の授業には必ず六法を持参して出席し、授業中はメモをとりながら、指示された条文は全て参照することが求められる。なお、1年次に開講される法学の専門科目は全て履修して、この授業で学んだことを応用していただきたい。

<授業時間外に必要な学修>

この授業では予習は不要であるが、復習を十分にすること。例えば、次のような作業が求められる。

- ・配付した資料を見直す。
- ・参照した条文は全て六法で確認する。
- ・理解が及ばなかった部分については、講義中に指示する参考書等を読み込む。

以上の作業のために、各回2時間の自習時間が必要である。

なお、この授業で修得した事柄は、他の授業や今後の学修で利用してこそ意味がある。法学の専門科目を履修する際は、この授業の学修内容に留意することで、学修効果が向上するであろう。

<提出課題など>

なし。

<成績評価方法・基準>

学期末の定期試験を重視し、授業中に実施する小テスト（1回実施予定）も勘案する。配点は、定期試験が80%、小テストが20%とする。

<テキスト>

1. 『2022年度法学部案内』
2. 六法。「デイリー六法」（三省堂）または「ポケット六法」（有斐閣）のいずれかを購入すること。

<参考図書>

その他の参考文献等については、開講時あるいは必要に応じて随時説明する。

<授業計画>

第1回 イン트로ダクション

イントロダクションとして、この講義の目的と、講義の予定、成績評価の方法を説明する。

第2回 法とは何か（1）

法の役割と特質、国家の役割について学ぶ。

第3回 法とは何か（2）

法と道徳・宗教との関係を考えることにより、法の規範性について学ぶ。

第4回 法の歴史（1）

明治期以降の法制史の概略を学ぶことにより、日本の法律や法学の成り立ちを理解する。

第5回 法の歴史（2）

日本法が存立する基礎を理解するために、西洋の近代法制史（主に市民革命や近代法典の編纂事業）について大

まかな知識を得る。

第6回 法の分類・体系（1）

法律の学術的な分類（内容上の分類、形式上の分類）を概観することによって、法（法律）に関する全般的な知識を得る。

第7回 法の分類・体系（2）

前回の続きである。なお、法律の制定・改正につき、憲法を参照しながら学ぶ。

第8回 小テスト、六法の使い方

前半は、小テストを行う。後半は、法律の構造や条文の読み方、基本的な法律用語について学ぶ。

第9回 法の解釈（1）

まず、法学における議論の特徴について概観した上で、法解釈の必要性について学ぶ。次に、法律を解釈し、具体的に適用する方法について学ぶ。今回は、文理解釈、目的解釈、論理解釈について。

第10回、第11回 法の解釈（2）、（3）

前回の続きであり、拡張解釈、縮小解釈、反対解釈、類推解釈について学ぶ。

第12回 裁判の仕組み（1）

法解釈の実践の場である裁判について学ぶ。まず、裁判の意義を確認し、裁判手続の概要を民事事件と刑事事件に分けて概観する。

第13回 裁判の仕組み（2）

引き続き、裁判手続の概要を学ぶ。次に、判決の読み方に関する基礎知識を得る。なお、裁判に関連して、法律家の種類・役割に関する知識を得る。

第14回 国際社会と法

国際法に関する大まかな知識を得ると共に、国際法と国内法の関係について学ぶ。なお、外国法を学ぶことの有用性についても触れる。

第15回 重要な点の再確認

この授業における重要な点を再び学修し、理解を深める。

-----  
2022年度 前期

2単位

法政基礎講座（宅建基礎）

千足 恭司

-----  
<授業の方法>

「講義」

<授業の目的>

資格取得を目指し学んだ知識を土台に不動産に関する法律知識の修得を目的とする。

なお、この授業の担当者は、関西、東海地方を中心に不動産相談業務を25年以上経験している、実務経験のある教員であるので、より実践的な観点から不動産実務を例にわかりやすく解説する。

<到達目標>

2022年度宅地建物取引士資格試験「合格」を目指す。

不動産に関わる法律全体像について説明できる。

不動産広告、マンションの簡単な紛争事例について、基礎的な専門用語を用いて、解決に導くことができる。

不動産取引等に関する民法の改正点、要点を解説できる。

#### < 授業のキーワード >

民法、借地借家法、区分所有建物法、不動産登記法、宅地建物取引業法、都市計画法、建築基準法等

#### < 授業の進め方 >

基本的に講義中心で進めるが、対話型の授業を重視し、受講生からの意見や疑問点について自発的な発言を求める。

#### < 履修するにあたって >

2022年度課外宅地建物取引士講座を履修済であることが望ましい。

テキスト、問題集、六法必須。毎回講義で使用する。

受講上の注意、心構え、シラバス内容等については初回の講義で説明をするので必ず出席すること。

講義の進行状況や受講生の理解度により、授業内容を変更する場合がある。

私語、携帯電話、途中退室、ほかの受講者の迷惑になることは厳禁。これらのルールを遵守

しない場合は退室を命じる。

#### < 授業時間外に必要な学修 >

事後学習として、講義中に指示したテキスト、問題集の範囲を最低10回以上熟読すること

#### < 提出課題など >

特になし

#### < 成績評価方法・基準 >

第15回の演習（確認テスト）で評価します。（択一形式）

定期試験なし

#### < テキスト >

テキスト

・書名：2022年度版 わかって合格る宅建士基本テキスト

・出版社：TAC

・価格：3300円（税込）

問題集

・書名：2022年度版 わかって合格る宅建士過去問12年PLUS

・出版社：TAC

・価格：定価 2,860円（本体価格＋税）

問題集につきましては、現時点出版されていない為2021年版を記載

2022年度版 六法（出版社指定なし）

2022年度課外（宅建士資格）講座受講生は購入不要

#### < 参考図書 >

特になし

#### < 授業計画 >

第1回 宅建士試験ガイダンス

法学

本試験概要と業務内容等

法律用語、法の解釈等

第2回 民法（総則）

意思表示（契約の有効性と意思表示の欠陥、心裡留保、通謀虚偽表示、錯誤）

第3回 民法（総則）

意思表示（強迫、詐欺、追認、法律関係安定のための制度）

行為能力（能力とは、制限行為能力者制度、未成年者）

第4回 民法（総則）

行為能力（成年被後見人、被保佐人、被補助人、制限行為能力者の取消しと第三者、取引の相手方の保護のための制度）

第5回 民法（総則）

代理（代理の仕組み、代理権の発生と範囲、代理人の行為能力、代理権の消滅、自己契約・双方代理・利益相反行為、代理行為、復代理、無権代理、表見代理）

第6回 民法（総則）

時効（時効制度、取得時効、消滅時効、時効完成猶予と更新、時効完成の効力）

第7回 民法（債権総論）

債権譲渡（対抗要件、債務者の抗弁等）

第8回 民法（債権総論）

債権の消滅（弁済、相殺）

第9回 民法（債権総論）

連帯債務（連帯債務とは、連帯債務の効力等）

第10回 民法（債権総論）

保証債務（保証人とは、保証債務の性質、連帯保証、共同保証）

第11回 民法（債権各論）

委任（委任と準委任、受任者の義務と権利、委任契約の終了事由、解除の効果）

請負（請負契約とは、契約内容不適合の場合の請負人の担保責任）

贈与等

第12回 民法（債権各論）

不法行為等（一般の不法行為、特殊不法行為、不法行為による損害賠償請求権の消滅時効）

第13回 不動産登記法

不動産登記法の目的、登記のしくみ、登記の公開、登記

手続の原則と例外、申請情報と添付情報等の提供、登記の受付と完了、表示に関する登記と権利に関する登記、土地の分筆・合筆の登記、建物の分割・合併の登記、登記の種類、仮登記

#### 第14回 不動産登記法

不動産登記法の目的、登記のしくみ、登記の公開、登記手続の原則と例外、申請情報と添付情報等の提供、登記の受付と完了、表示に関する登記と権利に関する登記、土地の分筆・合筆の登記、建物の分割・合併の登記、登記の種類、仮登記

等

#### 第15回 演習（確認テスト）

この講義を通じて学修してきた内容の理解度を確認する。

-----  
2022年度 後期

2単位

法政基礎講座 （リスクマネジメント論）

石川 清英

#### ----- < 授業の方法 >

#### 講義（対面授業）

#### < 授業の目的 >

この科目は、法学部のDPに示す、法的素養を身につけること、社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことを目指す。

企業等（自治体などを含む）の事業活動、家庭生活には様々なリスクが存在する。一般的にリスクは「不測の損失」と定義されているが、どのようなリスクがあるかを洗い出し、それぞれのリスクに対して、的確に対策を立てることをリスクマネジメントという。リスクマネジメントは主としてアメリカにおいて企業活動を対象に発達したものであるが、本講義では企業や自治体、家庭にとってのリスクを分析し、これをどのように解決していくかについて適切なコメントができるようになることを目的とする。さらに、本講義では企業等の活動または個人・家庭生活において法令などに違反することから発生する法的リスクとリスクマネジメントについて、法学部学生として、基本的な知識および実践的な力を養うことを目指す。

なお、この科目の担当者は、金融機関、金融コンサルティング会社等において、金融業務、金融リスクマネジメント、内部監査、法務等の実務及び教育指導を役員・管理職の立場で実施してきた、実務経験のある教員である。従って、必要な時には具体的な事例を交えて、より分かりやすく「リスクマネジメント」を指導したい。

#### < 到達目標 >

1．リスクとリスクマネジメントの意義について説明で

きる。（知識）

2．企業リスクの処理技術について説明できる。（知識）

3．企業等の防災とリスクマネジメントについて、意見をまとめて発表することができる。（態度・習慣、技能）

#### < 授業のキーワード >

リスク、リスクマネジメント、リスクコントロール、リスクファイナンス、内部統制、ERM、BCP

#### < 授業の進め方 >

講義中心の授業であるが、対話型の授業方式を重視し、受講生からの意見や問題点等について自発的な発言を求める。なお、学習効果を一層高めるために、授業の終了後に、簡単な課題の提出を課する。

#### < 履修するにあたって >

受講生は積極的に授業に参加し、学生としてのマナーを守るとともに授業中の質疑応答に対しても積極的に参加することを希望する。

#### < 授業時間外に必要な学修 >

授業計画の各回で指示されたテキストの箇所を丹念に繰り返し読むとともに授業関連のテーマに沿った判例、参考書などを図書館で調べておくこと。

事前学習として、講義の対象となるテキストの箇所を読み込んでおくこと（目安として1時間）。

事後学習として、講義の対象であったテキストと内容を再確認すること（目安として1時間）。

#### < 成績評価方法・基準 >

確認テスト50%、授業中の発表・レポート（積極的な授業参加）50%の割合で評価する。

#### < テキスト >

赤堀勝彦『リスクマネジメント入門～いま、リスクの時代を生き抜くために～』（株式会社保険教育システム研究所）（2017年7月出版）（3,000円＋税）

#### < 参考図書 >

赤堀勝彦『リスクと保険用語辞典』（金融ブックス）（2015年4月出版）（2,950円＋税）

石川清英『事例からみた地域金融機関の信用リスク管理』きんざい、2015年、3700円＋税

#### < 授業計画 >

#### 第1回 リスクの意味

リスク（risk）は通常、危険と訳されているが、「発生するかどうか不確実で、発生すると大きな経済的損害をもたらす可能性」、すなわち、損失発生の可能性あるいは事故発生の可能性と解するのが一般的である。ここでは、危険とリスクの概念、危険と危機、リスクの特徴、リスクの分類などについて、グリコ・森永事件やニューヨークの世界貿易センタービル破壊など国内と海外で発生した事例などを紹介しながら講義を進めていく。

## 第2回 リスクの分類

リスクの分類として、純粹リスクと投機的リスクの意味および特徴、静態的リスクと動態的リスク、その他のリスクを解説する。

## 第3回 企業のリスクと家庭のリスク

企業を取り巻く様々なリスクと企業リスクの種類、家庭リスクの種類などを解説する。

## 第4回 リスクマネジメントの意義

リスクマネジメントの意義、リスクマネジメントと危機管理の違い、伝統的リスクマネジメントについて解説する。

## 第5回 ERM (現代的 リスクマネジメント)、ISO 31000

ERM (現代的リスクマネジメント)、ISO 31000 (2009年に発行されたリスクマネジメントの国際標準規格)の概要について分かりやすく説明する。

## 第6回 BCM (事業継続マネジメント)、BCP (事業継続計画)

BCM (事業継続マネジメント)、BCP (事業継続計画)について具体的な事例を紹介しながら解説する。

## 第7回 企業等リスクマネジメントのプロセス

リスクコントロールとリスクファイナンスについて具体的な事例を紹介しながら解説する。

## 第8回 リスクファイナンスの分類

リスクファイナンスの分類として、リスクの自社保有とリスクの移転(保険・共済)について説明する。

## 第9回 企業等リスクに対応する損害保険

企業等リスクに対応する主な損害保険として、財産・費用に関するリスクの保険、従業員を取り巻くリスクに対応する保険、第三者への賠償責任のリスクと保険などについて、具体例を挙げながら解説する。

## 第10回 内部統制とリスクマネジメント(1)

内部統制の意味とCOSO ERMについて解説する。

## 第11回 内部統制とリスクマネジメント(2)

日本における内部統制とリスクマネジメントについて解説する。

## 第12回 近年注目されている主な企業等リスクとリスクマネジメント(1)

自然災害リスク、個人情報漏えいリスクおよび製造物責任リスクとリスクマネジメントについて解説する。

## 第13回 近年注目されている主な企業等リスクとリスクマネジメント(2)

企業等の不祥事リスク、風評リスクおよびサイバーリスクとリスクマネジメントについて解説する。

## 第14回 近年注目されている主な企業等リスクとリスクマネジメント(3)

ネット炎上リスク、ハラスメントのリスクおよびメンタルヘルス・リスクとリスクマネジメントについて解説する。

## 第15回 講座の総括と確認テスト

講座全体の重要ポイント確認と確認テストの実施。

-----  
2022年度 後期

2単位

法政基礎講座 (宅建応用)

千足 恭司  
-----

<授業の方法>

「講義」

<授業の目的>

資格取得を目指し学んだ知識を土台に不動産に関する法律知識の修得を目的とする。

なお、この授業の担当者は、関西、東海地方を中心に不動産相談業務を20年以上経験している、実務経験のある教員であるので、より実践的な観点から不動産実務を例にわかりやすく解説する。

<到達目標>

宅地建物取引士資格試験合格を目指す。

不動産に関わる法律について説明できる。

不動産広告、マンションの紛争事例について、基礎的な専門用語を用いて、解決に導くことができる。

<授業のキーワード>

民法、借地借家法、区分所有建物法、不動産登記法、宅地建物取引業法、都市計画法、建築基準法等

<授業の進め方>

前期でインプットした内容が定着しているかを確認するため、アウトプット中心に行います。

<履修するにあたって>

課外宅地建物取引士講座を履修済であることが望ましい。

テキスト、問題集、六法必須。毎講義で使用する。

受講上の注意、心構え、シラバス内容等については第1回の講義で説明を行いますので必ず出席すること。

講義の進行状況や受講生の理解度により、授業内容を変更する場合がある。

私語、携帯電話、途中退室、ほかの受講者の迷惑になることは厳禁。これらのルールを厳守しない場合は退室を命じる。

<授業時間外に必要な学修>

事後学習として、講義中に指示したテキスト、問題集の範囲を最低10回以上熟読すること

<提出課題など>

特になし

<成績評価方法・基準>

第9回、第10回の確認テスト(2回分)で成績を判断します。(択一形式)

定期試験なし

<テキスト>

テキスト

・書名：2022年度版 わかって合格する宅建士基本テキスト

・出版社：TAC

・価格：3300円（税込）

問題集

・書名：2022年度版 わかって合格する宅建士過去問12年PLUS

・出版社：TAC

・価格：定価 2,860円（本体価格＋税）

2021年度版 六法（出版社指定なし）

2022年度課外（宅建士資格）講座受講生は購入不要

<参考図書>

特になし

<授業計画>

第1回 ・不動産に関するその他関連知識

1 後期授業を受けるにあたって

2 広告に関する規制（不当景品類及び不当表示防止法の規制 不動産の表示に関公正競争規約 不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約）

第2回 ・不動産に関するその他関連知識

1 土地（宅地としての適否）

2 建物（建築物の構造）

3 税法（不動産取得税等）

第3回 1 不動産に関するその他関連知識

国税（贈与税 相続税 所得税：所得税の種類と譲渡所得税、譲渡所得税の軽減措置、住宅ローン控除、住宅リフォーム工事費に関する特別控除）他

第4回 1 不動産に関するその他関連知識

不動産に関する税金（過去問中心に解説）

・税金の種類

・税金に関する基礎知識

・地方税（都道府県税 市町村税等）

・国税（印紙税 登録免許税 所得税）等

第5回 民法発展講義

総則

第6回 民法発展講義

物権（用益物権、担保物権含む）

第7回 民法発展講義

債権総論

第8回 民法発展講義

債権各論

第9回 確認テスト

民法等、宅地建物取引業法

第10回 確認テスト

法令上の制限、その他関連知識

第11回 不動産の譲渡と税金

土地・建物等の譲渡所得、譲渡所得の特別控除、長期譲渡所得の軽減税率、居住用財産の買換えの特例、居住用財産を買換えた場合の譲渡損失および繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除、固定資産の交換の特例

第12回 不動産の賃貸と税金

不動産投資

不動産所得、不動産所得の金額、不動産所得に係る損益通算の特例、不動産賃貸と消費税、不動産投資及び有効活用の目的と効果、不動産投資等の採算性の判定、J-REIT

第13回 宅地建物取引士試験全科目講義

民法等、宅地建物取引業法、法令上の制限、その他関連知識

第14回 宅地建物取引士試験全科目講義

民法等、宅地建物取引業法、法令上の制限、その他関連知識

第15回 宅地建物取引士試験全科目講義

民法等、宅地建物取引業法、法令上の制限、その他関連知識

-----  
2022年度 前期

2単位

法政基礎講座（行政書士基礎）

千足 恭司

-----  
<授業の方法>

「講義」

<授業の目的>

資格取得を目指し学習した知識を土台に卒業後も社会人として法律に関する多様な見解を持ち対応できるようにする。

なお、この授業の担当者は、関西、東海地方を中心に法務業務を25年以上担当し、実務経験の豊富な教員であるので、より実践的な観点から行政書士の役割、実務等をわかりやすく解説する。

<到達目標>

2022年度行政書士試験合格を目指す

国や地方公共団体など、官公署に提出する書類（建設業許可・会社設立・帰化申請など）、事実証明に関する

る書類（会計帳簿・内容証明郵便など）、権利義務に関する書類（遺言書・遺産分割協議書など）について、法的問題点が起こらないよう予防法務的視野に立って説明できる。

< 授業のキーワード >

憲法、刑法、民法、民事訴訟法、行政法、商法・会社法、政治・経済・社会、時事

< 授業の進め方 >

基本的に講義中心で授業を進めるが、対話型の授業を重視し、受講生からの意見や疑問点について自発的な発言を求める。

< 履修するにあたって >

2022年度課外行政書士講座を履修済であることが望ましい。

テキスト、問題集、六法、日経新聞は毎講義で使用

する。受講上の注意、心構え、シラバス内容等については初回の講義で説明をするので必ず出席すること。

講義の進行状況や受講生の理解度により、授業内容を変更する場合がある。

新聞は必読（講義内にて時事を題材とする為）

私語、携帯電話、途中退室、他の受講者の迷惑になることは厳禁。これらのルールを遵守しない場合は退室を命じる。

< 授業時間外に必要な学修 >

事後学習として、講義中に指示したテキスト、問題集の範囲を最低10回以上熟読すること。

< 提出課題など >

特になし

< 成績評価方法・基準 >

第3回、第15回の確認テスト（2回）で評価します。（択一形式）

定期試験なし

< テキスト >

2021年度版 行政書士試験六法 早稲田経営出版 3,400円（税別）

シラバス記載時2022年版未発行の為、2021年版記載

2022年度版 合格革命行政書士基本テキスト 早稲田経営出版：3,000円（税別）

2022年度版 合格革命行政書士基本問題集 早稲田経営出版：2,600円（税別）

2021年度版 みんなが欲しかった行政書士判例集 TAC出版：2,800円（税別）

シラバス作成時2022年版未発行の為、2021年版記載

2022年度課外（行政書士資格）講座受講生は購入不要

< 参考図書 >

特になし

< 授業計画 >

第1回 基礎法学、法学、裁判制度、政治・経済・社会、憲法

基礎法学からの出題

基礎法学の学習

法律用語

刑罰

法の解釈

法の名称

法の分類と効力

裁判所の仕組み

三審制

憲法（人権）

第2回 憲法、政治・経済・社会等

憲法（統治機構、地方自治等）

第3回 確認テスト（憲法、基礎法学）

基礎法学、憲法（人権、統治全範囲）

第4回 民法（総則）

意思表示、代理、時効

第5回 民法（物権）

物権変動、動産の即時取得、担保物権

第6回 民法（債権総論）

債務不履行等

第7回 民法（債権総論）

債権保全（債権者代位権、債権者取消権）

第8回 民法（債権総論）

多数当事者の債権債務関係

第9回 民法（債権総論）

多数当事者の債権債務関係

第10回 民法（債権各論）

契約（売買契約）

第11回 民法（債権各論）

契約（賃貸借契約）

第12回 民法（契約）

契約（組合契約等）

第13回 民法（親族）

夫婦、親子等

第14回 民法（相続）

基本原則、遺言、配偶者居住権、遺留分等

第15回 確認テスト（民法）

この講義を通じて学修してきた民法の理解度を確認する。



-----  
2022年度 後期

2単位

法政基礎講座 (行政書士応用)

千足 恭司  
-----

< 授業の方法 >

「講義」

< 授業の目的 >

資格取得を目指し学習した知識を土台に卒業後も社会人として法律に関する多様な見解を持ち対応できるようにする。

なお、この授業の担当者は、関西、東海地方を中心に法務業務を25年以上担当し、実務経験の豊富な教員であるので、より実践的な観点から行政書士の役割、実務等をわかりやすく解説する。

< 到達目標 >

- 1 行政書士試験合格を目指す。
- 2 公務員試験論文(教養・法律)の基礎を学ぶことができる。
- 3 国や地方公共団体など、官公署に提出する書類(建設業許可・会社設立・帰化申請など)、事実証明に関する書類(会計帳簿・内容証明郵便など)、権利義務に関する書類(遺言書・遺産分割協議書など)について、法的問題点が起こらないよう予防法務的視野に立って説明できる。

< 授業のキーワード >

憲法、刑法、民法、民事訴訟法、行政法、商法・会社法、政治・経済・社会、時事

< 授業の進め方 >

前期でインプットした内容が定着しているかを確認するため、アウトプット中心に行います。

< 履修するにあたって >

課外行政書士講座を履修済であることが望ましい。

テキスト、問題集、六法、日経新聞必須。毎講義で使用する。

受講上の注意、心構え、シラバス内容等については初回の講義で説明を行いますので必ず出席すること。

講義の進行状況や受講生の理解度により、授業内容を変更する場合がある。

新聞必読(講義内にて時事を題材とする為)。

私語、携帯電話、途中退室、他の受講者の迷惑になることは厳禁。これらのルールを遵守しない場合は退室を命じる。

< 授業時間外に必要な学修 >

事後学習として、講義中に指示したテキスト、問題集の範囲を最低10回以上熟読すること。

< 提出課題など >

特になし

< 成績評価方法・基準 >

定期試験は実施しません。

第8回、第9回(2回分)の確認テストで成績を判断します。(択一形式)

< テキスト >

2021年度版 行政書士試験六法 早稲田経営出版  
3,400円(税別)

シラバス記載時2022年版未発行の為、2021年版記載

2022年度版 合格革命行政書士基本テキスト 早稲

田経営出版:3,000円(税別)

2022年度版 合格革命行政書士基本問題集 早稲田  
経営出版:2,600円(税別)

2021年度版 みんなが欲しかった行政書士判例集  
TAC出版:2,800円(税別)

シラバス作成時2022年版未発行の為、2021年版記載

2022年度課外(行政書士資格)講座受講生は購入不要

< 参考図書 >

特になし

< 授業計画 >

第1回 憲法発展講義 )

人権

第2回 憲法発展講義

統治機構

第3回 基礎法学

法哲学(法とは何か)、法源(法の存在形式)、法解釈学(法律用語と法の解釈)、裁判制度、民事上の紛争解決(民事訴訟手続、少額訴訟制度等)

第4回 基礎法学

刑事事件に関する制度(罪刑法定主義、刑事手続等)

第5回 行政法発展講義

行政法の一般的な法理論(行政上の法律関係、行政機関、行政行為、行政行為以外の行政庁の活動、行政上の強制措置、行政組織法)

第6回 行政法発展講義

行政救済法(行政手続法、行政不服審査法)

第7回 行政法発展講義

行政救済法(行政事件訴訟法、国家賠償法、損失補償)

第8回 確認テスト

この講義を学修してきた基礎法学、憲法、民法の理解度を確認する。

第9回 確認テスト

この講義を通じて学修してきた民法、商法・会社法の理解度を確認する。

第10回 行政法発展講義

地方自治法（地方自治と地方公共団体、地方公共団体の権能、地方公共団体の機関、住民とその権利他）

第11回 記述対策講義

民法（総則、物権）

第12回 記述対策講義

民法（債権総論）

第13回 記述対策講義

民法（債権各論）

第14回 記述対策講義

民法（親族・相続）

第15回 記述対策講義

行政法（行政救済法：行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、地方自治法等）

-----  
2022年度 前期

2単位

法政基礎講座（兵庫県行政書士会提携講座）

担当者未定（法）、大橋 忠司、紀氏 美津子、北原 速男、阪本 浩司、相馬 大輔、中村 修治、永井 弘行、松村 康弘

-----  
< 授業の方法 >

- 1) 対面講義による。
- 2) 事情により、オンライン講義となる場合は、下記の遠隔授業情報欄を参照すること。

特別警報（すべての特別警報）または暴風警報発令の場合（大雨、洪水警報等は対象外）

の本科目の取扱いについて 授業を実施します。

ただし、避難指示、避難勧告が発令されている場合はご自身の安全を最優先にし、自治体の指示に従って行動してください。

< 授業の目的 >

行政書士の仕事内容とその社会的役割を理解するとともに(DP 知識・理解)、法律の生きた姿を知ることができます(DP 志向性)。

なお、この科目は、行政書士として、永年、兵庫県内外で行政書士実務の各分野において第一線で活躍されている、実務経験のある教員8名による授業科目です。

また、各回の講義は、8名の行政書士の先生方の日々の実務経験に基づき、授業は講義形式の他、双方向授業やグループワーク、模擬調停などのアクティブ・ラーニングを多用した、実践的教育から構成される授業科目となっています。

なお、本講義は、神戸学院大学と兵庫県行政書士会との学術交流協定に基づく講座であり、「街の法律家」としての行政書士実務の現状について講義をして頂き、法の生きた姿を知ることが目的としています。

< 到達目標 >

学生は、様々な専門分野における事例をふまえなが

ら、街の身近な法律家としての行政書士の仕事内容とその社会的役割を知ることができるようになります。

行政書士の主要な仕事は国の機関や県市町村に提出する申請書等を作成することであるので、学生は、国や自治体の行政機関の仕事内容（＝国家公務員、地方公務員の仕事）も知ることができるようになります。

学生は、行政書士の仕事の各専門分野において不可欠な法律（国家資格試験である行政書士試験の試験科目と同一です）の概要を学ぶことができます。

学生は、大学の法律学習が行政書士の仕事においてさまざまな形で役立っていることを知ることができます。

< 授業のキーワード >

行政書士 国家公務員 地方公務員 公務員試験 国家資格 資格試験 法律実務

< 授業の進め方 >

対面講義を中心として、各講師が作成した講義資料に基づき講義を進める。

講義内容、担当者の指示により、アクティブラーニングを実施する場合もある。

その際は講義室を変更するのでシラバスを事前に見ておくこと。

< 履修するにあたって >

上記「授業の目的」で触れたように、本講義は神戸学院大学と兵庫県行政書士会との学術交流協定に基づき、各分野において第一線で活躍されている行政書士の方々を迎え、行政書士実務の現状について講義をして頂き、法の生きた姿を知ることが目的としています。

それと同時に、行政書士のみならず、司法書士、弁護士、国家・地方公務員等、法律知識を生かせる仕事をめざす学生にとっては、今学んでいる法律が将来役に立つことを確信し、その法律を使って活躍されている元気な先生方の姿を見ることで、日々の受験勉強の励みになるでしょう。

積極的な受講を期待します。（文責、コーディネーター）

< 授業時間外に必要な学修 >

事前学習は必要としない。ただし、次回の講義までに課題を提出された場合は、その課題について準備しておくこと。

事後学習として、配布されたレジュメ、資料、講義内容に基づき、講義内容を再確認すること。（目安として1時間）

< 提出課題など >

各回の講師の選択に従い、簡単なレポート課題が提示される場合があります。

< 成績評価方法・基準 >

第1回を除く各回の講義時間内試験または課題レポートの成績を10点満点として、全回合計140点を100点に換算

して評価する。  
各回の評価基準は各回の講義の理解度を基準として、詳細は各講師の判断にゆだねる。

<テキスト>

各回レジュメを配布します。

<授業計画>

第1回

4月12日 講義ガイダンス

行政書士全般と特定行政書士

- 1) ガイダンス 行政書士の仕事の概要
- 2) 特定行政書士の仕事とその内容

行政書士 北原 速男 先生

第2回

4月19日 相続・成年後見

その1

相続と成年後見

行政書士 中村 修治 先生

第3回

4月26日 相続・成年後見

その2

相続と成年後見 その2

行政書士 中村 修治 先生

第4回

5月10日 知的資産経営

その1

知的資産経営

行政書士 大橋 忠司 先生

第5回

5月17日 知的資産経営 その2

知的資産経営 その2

行政書士 大橋 忠司 先生

第6回

5月24日 国際業務

その1

国際業務 その1

行政書士 永井 弘行 先生

第7回

5月31日 国際業務

その2

国際業務 その2

行政書士 永井 弘行 先生

第8回

6月7日 ADR その1

ADR その1

行政書士 相馬 大輔 先生

第9回

6月14日 ADR

その2

ADR その1

行政書士 相馬 大輔 先生

第10回

6月21日 消費者契約 その1

消費者契約 その1

行政書士 紀氏 美津子 先生

第11回

6月28日 消費者契約

その2

消費者契約 その2

行政書士 紀氏 美津子 先生

第12回

7月5日 許認可 その1

許認可 その1

行政書士 松村 康弘 先生

第13回

7月12日 許認可 その2

許認可 その2

行政書士 松村 康弘 先生

第14回

7月19日 許認可 その3

許認可 その3

行政書士 阪本 浩司 先生

第15回

7月22日 まとめ

まとめ - コロナ禍における行政書士の役割

行政書士 阪本 浩司 先生

-----  
2022年度 後期

2単位

法政基礎講座A (リスクマネジメント論)

石川 清英  
-----

< 授業の方法 >

講義 (対面授業)

< 授業の目的 >

この科目は、法学部のDPIに示す、法的素養を身につけること、社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことを目指す。

企業等(自治体などを含む)の事業活動、家庭生活には様々なリスクが存在する。一般的にリスクは「不測の損失」と定義されているが、どのようなリスクがあるかを洗い出し、それぞれのリスクに対して、的確に対策を立てることをリスクマネジメントという。リスクマネジメントは主としてアメリカにおいて企業活動を対象に発達したものであるが、本講義では企業や自治体、家庭にとってのリスクを分析し、これをどのように解決していくかについて適切なコメントができるようになることを目的とする。さらに、本講義では企業等の活動または個人・家庭生活において法令などに違反することから発生する法的リスクとリスクマネジメントについて、法学部学生として、基本的な知識および実践的な力を養うことを目指す。

なお、この科目の担当者は、金融機関、金融コンサルティング会社等において、金融業務、金融リスクマネジメント、内部監査、法務等の実務及び教育指導を役員・管理職の立場で実施してきた、実務経験のある教員である。従って、必要な時には具体的な事例を交えて、より分かりやすく「リスクマネジメント」を指導したい。

< 到達目標 >

1. リスクとリスクマネジメントの意義について説明できる。(知識)
2. 企業リスクの処理技術について説明できる。(知識)
3. 企業等の防災とリスクマネジメントについて、意見をまとめて発表することができる。(態度・習慣、技能)

< 授業のキーワード >

リスク、リスクマネジメント、リスクコントロール、リスクファイナンス、内部統制、ERM、BCP

< 授業の進め方 >

講義中心の授業であるが、対話型の授業方式を重視し、受講生からの意見や問題点等について自発的な発言を求

める。なお、学習効果を一層高めるために、授業の終了後に、簡単な課題の提出を課する。

< 履修するにあたって >

受講生は積極的に授業に参加し、学生としてのマナーを守るとともに授業中の質疑応答に対しても積極的に参加することを希望する。

< 授業時間外に必要な学修 >

授業計画の各回で指示されたテキストの箇所を丹念に繰り返し読むとともに授業関連のテーマに沿った判例、参考書などを図書館で調べておくこと。

事前学習として、講義の対象となるテキストの箇所を読み込んでおくこと(目安として1時間)。

事後学習として、講義の対象であったテキストと内容を再確認すること(目安として1時間)。

< 成績評価方法・基準 >

確認テスト50%、授業中の発表・レポート(積極的な授業参加)50%の割合で評価する。

< テキスト >

赤堀勝彦『リスクマネジメント入門~いま、リスクの時代を生き抜くために~』(株式会社保険教育システム研究所)(2017年7月出版)(3,000円+税)

< 参考図書 >

赤堀勝彦『リスクと保険用語辞典』(金融ブックス)(2015年4月出版)(2,950円+税)

石川清英『事例からみた地域金融機関の信用リスク管理』きんざい、2015年、3700円+税

< 授業計画 >

第1回 リスクの意味

リスク(risk)は通常、危険と訳されているが、「発生するかどうか不確実で、発生すると大きな経済的損害をもたらす可能性」、すなわち、損失発生の可能性あるいは事故発生の可能性と解するのが一般的である。ここでは、危険とリスクの概念、危険と危機、リスクの特徴、リスクの分類などについて、グリコ・森永事件やニューヨークの世界貿易センタービル破壊など国内と海外で発生した事例などを紹介しながら講義を進めていく。

第2回 リスクの分類

リスクの分類として、純粹リスクと投機的リスクの意味および特徴、静態的リスクと動態的リスク、その他のリスクを解説する。

第3回 企業のリスクと家庭のリスク

企業を取り巻く様々なリスクと企業リスクの種類、家庭リスクの種類などを解説する。

第4回 リスクマネジメントの意義

リスクマネジメントの意義、リスクマネジメントと危機管理の違い、伝統的リスクマネジメントについて解説する。

第5回 ERM(現代的リスクマネジメント)、ISO 31000

ERM（現代的リスクマネジメント）、ISO 31000（2009年に発行されたリスクマネジメントの国際標準規格）の概要について分かりやすく説明する。

第6回 BCM（事業継続マネジメント）、BCP（事業継続計画）

BCM（事業継続マネジメント）、BCP（事業継続計画）について具体的な事例を紹介しながら解説する。

第7回 企業等リスクマネジメントのプロセス  
リスクコントロールとリスクファイナンスについて具体的な事例を紹介しながら解説する。

第8回 リスクファイナンスの分類  
リスクファイナンスの分類として、リスクの自社保有とリスクの移転（保険・共済）について説明する。

第9回 企業等リスクに対応する損害保険  
企業等リスクに対応する主な損害保険として、財産・費用に関するリスクの保険、従業員を取り巻くリスクに対応する保険、第三者への賠償責任のリスクと保険などについて、具体例を挙げながら解説する。

第10回 内部統制とリスクマネジメント（1）  
内部統制の意味とCOSO ERMについて解説する。

第11回 内部統制とリスクマネジメント（2）  
日本における内部統制とリスクマネジメントについて解説する。

第12回 近年注目されている主な企業等リスクとリスクマネジメント（1）  
自然災害リスク、個人情報漏えいリスクおよび製造物責任リスクとリスクマネジメントについて解説する。

第13回 近年注目されている主な企業等リスクとリスクマネジメント（2）  
企業等の不祥事リスク、風評リスクおよびサイバーリスクとリスクマネジメントについて解説する。

第14回 近年注目されている主な企業等リスクとリスクマネジメント（3）  
ネット炎上リスク、ハラスメントのリスクおよびメンタルヘルス・リスクとリスクマネジメントについて解説する。

第15回 講座の総括と確認テスト  
講座全体の重要ポイント確認と確認テストの実施。

-----  
2022年度 前期～後期

4単位

法哲学

山本 展彰  
-----

< 授業の方法 >

本授業は、対面授業（講義）により行う。

なお、質問はMoodleのフォーラム機能を用いて受け付けるので、積極的に活用してほしい。

特別警報（すべての特別警報）または暴風警報発令の場合（大雨、洪水警報等は対象外）は、大学の規則に基づき休講とする。居住地に特別警報（すべての特別警報）または暴風警報が発令されている場合、また避難指示、避難勧告が発令されている場合は自らの安全を最優先にし、自治体の指示に従って行動すること。

< 授業の目的 >

法哲学とは、法の個別分野間の関係性、「権利」や「義務」など各分野に共通する基本概念、各法分野に共通する法解釈の方法、さらには法制度それ自体の存在意義などを考察することで、究極的には、「法とは何か」という問いに答えようとする学問分野である。本講義では、法学部DPのうち、「1. 知識・理解」に対応するものとして各法分野に共通する基本概念に関する基本的な知識を示すとともに、「2. 汎用的技能」に対応するものとして法的思考そのものについての検討を行う。また、「3. 志向性」に対応するものとして、法が現在直面している課題に対して批判的な検討を加える。

< 到達目標 >

個別の法分野を超えて、法全体に共通する根本的課題に対する自分なりの全体的な見取図を得る。具体的な裁判例や立法、社会的な事件などについて、広い視座で議論するための、思考の道具を手に入れる。

< 授業のキーワード >

法の一般理論、法律学方法論、正義論

< 授業の進め方 >

基本的に講義形式で進めるが、必要に応じて受講者に発言を求める。

< 履修するにあたって >

・本講義では受講者が基本的な法学の知識を習得していることを前提とする。不安のあるものは、下記テキストのうち『ヒューマニティーズ 法学』を予め通読することを勧める。

・テキストのみでは講義内容の全てを理解することは困難であるため毎回の出席を前提とするが、出席確認は行わない。やむを得ない事情で欠席した場合は、友人にノートを借りるなど各自対応するように。

< 授業時間外に必要な学修 >

事前に資料を配布した際は必ず通読しておくこと。また、講義内で名前の挙がった理論家や思想家の著書を手にとり、批判的に考察することを強く勧める（目安として120分）。

< 提出課題など >

原則として特段の課題を課す予定はない。なお、授業内容への質問については、Moodleを活用する。

< 成績評価方法・基準 >

後期に実施するレポート試験により評価する（100％）。

< テキスト >

中山竜一『ヒューマニティーズ 法学』（岩波書店、2009年）

中山竜一『二十世紀の法思想』（岩波書店、2000年）  
<参考図書>  
中山竜一・浅野有紀・松島裕一・近藤圭介『法思想史』（有斐閣、2019年）  
田中成明『現代法理学』（有斐閣、2011年）  
那須耕介・平井亮輔編『レクチャー法哲学』（法律文化社、2020年）  
平野仁彦・亀本洋・服部高宏『法哲学』（有斐閣、2002年）  
瀧川裕英・宇佐美誠・大屋雄裕『法哲学』（有斐閣、2014年）  
酒匂一郎『法哲学講義』（成文堂、2019年）  
レイモンド・ワックス（中山竜一・橋本祐子・松島裕一訳）『法哲学』（岩波書店、2011年）  
長尾龍一『法哲学入門』（講談社、2007年）  
<授業計画>  
第1回 序説 法哲学とは何か  
法哲学という分野の来歴と領域を概説する。  
第2回 第1部 現代法への視座  
第1章 近代法の特質(1)  
人々がもつ法の「イメージ」から、法が持つ機能について考える。  
第3回 第1章 近代法の特質(2)  
法がもつ機能のうち、社会統制機能、活動促進機能、保障機能について概説する。  
第4回 第2章 現代法と法化(1)  
法がもつ機能のうち、資源配分機能について概説する。  
第5回 第2章 現代法と法化(2)  
資源配分機能の限界について概説する。  
第6回 第3章 法制度の自立性(1)  
法制度の自立性について、「市場」と「共同体」から検討する。  
第7回 第3章 法制度の自立性(2)  
法制度の自立性について、「法化」現象を検討し、法の三類型モデルによって整理する。  
第8回 補論 日本の「司法制度改革」  
日本の司法制度改革について、講義で説明した概念を用いて概説する。  
第9回 第4章 法と現代社会(1)  
現代的問題として「法と科学」を検討する。  
第10回 第4章 法と現代社会(2)  
現代的問題として「アーキテクチャ」「法多元主義」を検討する。  
第11回 第2部 法と正義  
第1章 「正義」概念の定義と変遷  
「正義」の概念がどのように定義されてきたのかを、東洋と西洋とを比較しながら概説する。

第12回 第2章 価値相対主義と自然法の機能  
19世紀以降の法学と哲学の動向が正義論に及ぼす影響

を与えたのかを概説する。  
第13回 第3章 J. ロールズの『正義論』(1)  
J. ロールズの思想の背景と目的を概説する。  
第14回 第3章 J. ロールズの『正義論』(2)  
J. ロールズ『正義論』の全体像とその影響を概説する。  
第15回 第3章 J. ロールズの『正義論』(3)  
ロールズへの批判とそれを受けたロールズの思想の変化について概説する。  
第16回 第4章 ロールズ以後の平等主義的リベラリズム  
ロールズ以後の平等主義的リベラリズムの立場として運平等主義と十分主義について概説する。  
第17回 第5章 R. ノージックとリバタリアニズム  
リバタリアニズムの代表的論者であるR. ノージックの思想を概説する。  
第18回 第6章 共同体主義と多文化主義  
共同体主義、多文化主義とは何かを概説する。  
第19回 第7章 グローバルな正義論  
グローバルな領域における正義について概説する。  
第20回 補論：法と道徳  
法と道徳がどのような関係にあるかを概説する。  
第21回 第3部 法と解釈  
第1章 伝統的な法的推論モデル (1)  
法的判断の二段階構造、法的三段論法を概説する。  
第22回 第1章 伝統的な法的推論モデル(2)  
法的判断の二段階構造、法的三段論法への批判的見解を概説する。  
第23回 補論 日本の「法解釈論争」  
日本のいわゆる「法解釈論争」の内容と展開を概説する。  
第24回 第2章 大陸法圏の法解釈理論(1)  
H. ケルゼンの法理論の特徴を概説する。  
第25回 第2章 大陸法圏の法解釈理論(2)  
H. ケルゼンの法理論の内容を概説する。  
第26回 第2章 大陸法圏の法解釈理論(3)  
「法学的ヘルメノイティク」と「法的議論の理論」を概説する。  
第27回 第3章 アングロ=サクソン圏の法解釈理論(1)  
H. L. A. ハートの法理論を概説する。  
第28回 第3章 アングロ=サクソン圏の法解釈理論(2)  
R. ドゥオーキンの法理論を概説する。  
第29回 第3章 アングロ=サクソン圏の法解釈理論(3)  
「批判法学運動」の論者たちの法理論を概説する。  
第30回  
結び 法哲学の意義  
講義の総括として法哲学が諸法を学ぶ上でどのような意義があるかを検討する。

-----  
2022年度 後期

2単位

法律外書講読（ドイツ語）

藤川 直樹  
-----

< 授業の方法 >

講義・演習

< 授業の目的 >

現在の我々が学ぶ法学・政治学の基礎観念は伝統的にヨーロッパ諸言語によって言語化され、共有されている。それ故に法学・政治学の諸観念を深く理解するためにはヨーロッパ言語、特に大陸言語で書かれたテキストに立ち返ることが不可欠となる。この講義では、ドイツの法学者の手による著作を採り上げ、ドイツ語で書かれた法学テキストを読解する訓練を行う（この科目は法学部DPに所謂「法の理念...を踏まえて、法および政治について体系的に学修し、法化社会・国際化社会に対応した法的素養を身につけ」ることに対応する）。

題材は参加者の関心に応じて柔軟に対応したいが、さしあたり二年次生の今後の学修への示唆を狙いとして、実定法学・法制史学・法理論（場合によっては政治理論）に涉る幅広いテーマを扱った論攷を採り上げたいと考えている。特に読みたいジャンルがある場合は、必ずしも論文を具体的に指定しなくてもよいので、予め担当教員にその旨お伝え頂きたい。なお、現時点では戦後ドイツの代表的私法学者の一人であるLudwig Raiserの論文を一応の候補としている。

なお、既に単位を取得しているがドイツ語読解能力の向上を図る意欲のある者の（履修制度の枠外における事実上の）参加も歓迎する。

< 到達目標 >

ドイツ語で書かれた法学テキストを正確に読解できる。

文構造を文法的に正確に読み解ける。

語句の意味を正確に特定できる。

テキストの法学的意味を正確に説明できる。

< 授業のキーワード >

ドイツ ドイツ法 ドイツ語 法制史 比較法 基礎法学

< 授業の進め方 >

参加者の予習・復習を前提として、さしあたり講義形式で進める。ある程度慣れてきたら演習形式に切り替え、参加者の事前準備を前提に、一文ずつ音読の上で訳釈してもらう。

< 履修するにあたって >

・予習・復習時は勿論、毎回の講義に紙媒体の独和辞典（「テキスト」を参考のこと）を持参することが求められる（電子辞書は不可！）。

・ドイツ語を履修している必要はないが、発音などごく初歩的な文法事項を自習していることを前提とする。

・かなりの時間を文法や言葉の説明に費やすことになると思われるため、講義を延長する、ないし後の時間帯に補充講義を行う可能性がある。

・テキストの内容は3・4年次配当科目「外国法（大陸法）」・「西洋法制史」とも関連するので併せて受講することを推奨する。

< 授業時間外に必要な学修 >

予習・復習ノートを作成し、テキストを転記または貼付し、単語を辞書で調べ、文法構造を可能な限り検討したうえで、テキストの趣旨を適切な日本語で説明できるように考え抜くこと、また講義内容を踏まえて訳文を再検討すること（180分）。

< 提出課題など >

毎回、予習・復習ノートを複写して提出すること。但し環境的に難しい場合には口頭での理解度チェックに代えることがある。

< 成績評価方法・基準 >

提出課題と演習形式での口頭発表により、講義内容（文法事項と内容）の理解度・習得度を総合的に評価する。なお特段の事情のない限り、出席が3分の2に満たない場合には単位認定の対象としない。

< テキスト >

講読文献はコピーを配布するので、下記の辞書と任意の文法書を用意のうえ、辞書を必ず毎回持参すること。

『独和大辞典・コンパクト版〔第2版〕』（小学館、2000年）：お手持ちの辞書の利用を排除するものではないが、上記辞書の購入を強く推奨する。やや高価に思われるかもしれないが、初学者にとっては大きめの辞書のほうが便利であり、またそもそもドイツ語読解での利用に耐える辞書は他に存在しない。

中島・平尾・朝倉『必携ドイツ文法総まとめ一改訂版一』（白水社、2003年）：文法書は任意のもので構わない。初学者には例えば関口一郎『マイスタードイツ語コース 1 文法』（大修館、1994年）が適切か。上記の文法書は一通りの文法をマスターした中級者以上にとって便利であるので指定する次第である。

< 参考図書 >

適宜紹介する。

< 授業計画 >

第1回 導入

・講義の進め方と文献の説明、参加者の自己紹介  
・文献講読（初回から内容に入るの辞書を忘れず持参のこと）

第2回 文献講解

講義形式で文献の文法的・内容的解説を行う

第3回 文献講解

講義形式で文献の文法的・内容的解説を行う

第4回 文献講解

講義形式で文献の文法的・内容的解説を行う

第5回 文献講解

講義形式で文献の文法的・内容的解説を行う  
第6回 文献講解  
講義形式で文献の文法的・内容的解説を行う  
第7回 文献講解  
講義形式で文献の文法的・内容的解説を行う  
第8回 文献講解  
講義形式で文献の文法的・内容的解説を行う  
第9回 文献講解  
講義形式で文献の文法的・内容的解説を行う  
第10回 文献講解  
講義形式で文献の文法的・内容的解説を行う  
第11回 文献輪読  
演習形式で文献講読を進める  
第12回 文献輪読  
演習形式で文献講読を進める  
第13回 文献輪読  
演習形式で文献講読を進める  
第14回 文献輪読  
演習形式で文献講読を進める  
第15回 文献輪読  
演習形式で文献講読を進める

-----  
2022年度 前期

2単位

法律外書講読（基礎法律英語）

川崎 修敬  
-----

< 授業の方法 >

必ず受講生諸君に英文を音読してもらい、英語の語順とリズムに習熟し、文章に向き合ってもらい、その後日本語で意味と内容を明らかにしてもらい。

< 授業の目的 >

法とその基礎的な概念（正義、権利および義務など）を、平易な英文を通して学び、よりの確な法的思考を行うよう訓練する。また高校までの英語学習などで学んできた語彙や会話表現を辞書などを使いながら広範囲に復習・確認し、学生諸君の英語力の更なる向上を目指す。

< 到達目標 >

和訳した日本語の理解でなく、英語のまま文章を理解できるようになることを目指す

< 授業のキーワード >

法的な考え方および法的概念

< 授業の進め方 >

学生各人の文章読解が中心となるが、その際にポイントとなる基本的語彙や概念も重点的に学習する。また授業内容について特に重要な点には慎重に時間をかけ、かつメリハリのある授業の進め方を目指す。最初の授業で本年度の詳細を説明するので必ず出席して欲しい。

< 履修するにあたって >

出席の際には必ず辞書を持ってくること。授業では、で

きるだけ不平等のないよう毎回無作為に選んだ学生に、英文内容の大意と訳文を担当してもらい。よって必ず予習してきて欲しい。

< 授業時間外に必要な学修 >

予習として、まず自分自身で英文を読み、不明な単語があれば調べておくこと。授業後には、英文を日本語訳なしで繰り返し読んでおくこと。

< 提出課題など >

授業ごとの課題に加えて、必要な場合はレポートを課する。

< 成績評価方法・基準 >

評価は、予習の際の単語調べの有無、文章の読み込み具合や理解等に対して行う。だが、受講者諸君には、あまり難しく考えずに、まず課題の提出を心がけて、それに対する教師の指導を真摯に受け止めて英語力の向上につなげてほしい。授業の際、質問など疑問点を貪欲に解決しようとする学生自身の姿勢に注目している。

< テキスト >

対面授業の時は、最初の授業で配布する。必ず出席して、もらい忘れのないように。

< 参考図書 >

なし。

< 授業計画 >

第1回 イントロダクション

法とは何か、その考え方と概念

第2回 法に関する理論、その問題と可能性  
法理論の目的と方法論

第3回 正義(1)

その歴史的背景と伝統的考え方

第4回 正義(2)

近代社会における正義とその現代的形態

第5回 刑罰

社会的結果の吟味と法的思考

第6回 権利(1)

伝統的な人間の基本的権利

第7回 権利(2)

現代社会と人権

第8回 意思と理性(1)

実定法と自然法

第9回 意思と理性(2)

法と経済

第10回 権威

法における究極的なもの

第11回 慣習法(1)

歴史的な前例とその法的意義

第12回 慣習法(2)

コモンローと成文法

第13回 道徳と義務

法における道徳的制約

第14回 強制



## 契約の強制力と道徳的強制

### 第15回 まとめ

#### いままでの授業で学んだことの点検と補充説明

-----  
2022年度 前期

4単位

民事訴訟法

角森 正雄  
-----

#### < 授業の方法 >

対面講義による。

オンライン講義となる場合は下記遠隔授業情報を参照すること。

#### < 授業の目的 >

民法、商法等、民事実体法上の権利の実現と民事紛争の最終的解決方法としての民事裁判制度の概要を知り(DP 知識・理解。DP 汎用的技能。)、あわせて現在の民事訴訟法が抱える諸問題を考える(DP 志向性。)

#### < 到達目標 >

目標1 受講生は、契約上のトラブルや事故などの民事紛争の発生から、訴え提起、審理、判決に至る流れを知ることにより、民法、商法等の講義で学んだ実体法上の権利がどのように実現されるかが理解できるようになる。

目標2 受講生は、将来、職場、あるいは日常生活における民事紛争に受講生が関わった場合に、どのようなことをすれば勝訴判決を勝ち取ることができるか、あるいは迅速で公平な裁判を求めることができるか、そのような実践的知識を修得することができるようになる。

#### < 授業のキーワード >

裁判 紛争解決 民事法 手続法

#### < 授業の進め方 >

下記の授業計画に従って、テキストの関係箇所を指摘しながら授業を進める。

#### < 履修するにあたって >

民事裁判は初学者には分かりにくい。裁判は訴えの提起から判決の言渡しまでの一連の手続きであるので、その進行の具体的内容を理解する必要がある。民事裁判の手続きの概要については、最高裁判所のホームページに挙げられている説明、パンフレットが有用であるので、各自積極的に利用していただきたい。当該パンフレット等については、講義中に紹介する。

また、民事裁判は、日々全国の裁判所に訴えが提起され、審理が進み、判決が言い渡されている。社会的に注目される裁判は新聞、テレビ、ネットで継続的に配信されている。それらの情報に積極的に触れ、関心を持つことも、ややもすれば抽象的で手続きが複雑な民事訴訟手続きをわかりやすくかつ興味深く学習する方法の一つで

ある。

そして、民事裁判は民事実体法(私人間の権利法律関係の発生、消滅などの要件を定めている法律。民法、商法など)を具体的な紛争の事実に適用し判決を言い渡すものであるから、基本的な民法、商法などの講義を受講し、あるいは自習・復習して民事実体法の理解を進めること。

なお、履修者には都合をつけて神戸地裁、大阪地裁などで民事裁判を傍聴することを強く勧める。講義で学ぶ手続きが、裁判官、弁護士、当事者、証人によって生き生きと運用される姿を目の当たりにするであろう。なお、コロナ禍の中、傍聴についてはあらかじめ裁判所に問い合わせること。

#### < 授業時間外に必要な学修 >

事前学習として、今回の講義内容に係るテキストの該当箇所を読み込んでおくこと。(目安として1時間)

事後学習として、講義の対象であったテキストの内容を再確認すること。(目安として1時間)

#### < 提出課題など >

小レポートを2回課す。レポート課題、様式、締め切り等は講義中に提示する。

#### < 成績評価方法・基準 >

小レポート2回各30点、期末筆記試験40点の配点で評価する。

なお、事情により、期末筆記試験をレポートに代えることがある。

出席確認のために、毎回、講義時間の最後に、簡単な問題を提示し、その解答を記載した出席カードの提出を求める。

(注意)スポーツ大会参加、就活等のための欠席、および公認欠席の他、欠席が10回を超えた場合は、単位を認定しない。

私語は、その内容が講義内容に関わることであっても禁止する。私語をしている者に対しては退室を命じる。その場合は欠席扱いとする。なお、質問があれば講義の途中であっても歓迎する。

私語対策として座席を指定することがある。その場合、座席の指定は第3回講義以降に行う。

#### < テキスト >

中野貞一郎「民事裁判入門」(第3版補訂版、有斐閣、2012年)

#### < 参考図書 >

川嶋四郎・笠井正俊編「はじめての民事訴訟法」(有斐閣、2020年)

池田辰夫編「アクチュアル民事訴訟法」(法律文化社、2012年)

松本博之・上野秦男「民事訴訟法」（第8版、弘文堂、2015年）  
伊藤眞「民事訴訟法」（第6版、有斐閣、2018年）  
三木浩一他「民事訴訟法」（第3版、有斐閣、2018年）

< 授業計画 >

第1回

裁判の世界 その1

第1回の前半は本講義の進め方、評価方法等をシラバスに基づき説明する。

後半は、裁判所の役割、刑事裁判と民事裁判のあらまし、民事法廷の様子などを最高裁判所のパンフレット「裁判所NAVI」を見ながら理解する。

第2回

裁判の世界 その2

民事裁判手続きの概要—ある民事裁判の展開と社会的影響—裁判所（司法）の役割

最高裁判所のパンフレット「ご存じですか。簡易裁判所の民事訴訟」を見ながら民事裁判手続きの概要を知る。

第3回

裁判の世界 その3

テキスト（中野貞一郎「民事裁判入門」、以下の数字は断りのない限り、テキストの章節の番号である。）の「1 裁判の世界」の内容に沿って講義する。第3回講義は、テキスト5頁から17頁まで（「1-1 紛争と平和」「1-2 裁判は、どのように行われるか」）。

第4回

裁判の世界 その4

第3回講義の内容について引き続き検討する。

第5回 裁判の世界 その5

テキスト「1 裁判の世界」の下記節の内容について講義する。

1-3 訴訟に勝てばどうなるか

第6回 裁判の世界（その6）

1-4 裁判にはどれほどのコストがかかるか

1-5 裁判にあたる人たち

第7回 5月11日

裁判の世界（その7）

補論 司法制度改革のあゆみ

1-6 紛争処理の方策

第8回 民事裁判における憲法・民法・訴訟法 その1

2 民事裁判における憲法・民法・訴訟法

2-2 裁判の規準としての民商法（テキスト60頁以下）

第9回

2 民事裁判における憲法、民法、訴訟法 その2

2 民事裁判における憲法。民法・訴訟法

引き続き第8回講義の内容を検討する。

第10回

民事裁判における憲法、民法、訴訟法 その3

2-1 民事裁判と憲法（テキスト55頁以下）

第11回

民事裁判における憲法、民法、訴訟法 その4

第1回レポート出題

2 民事裁判における憲法・民法・民事訴訟法

2-3 訴訟手続きの法（69頁以下）

2-4 訴訟と非訟

第1回レポート課題の提示

第12回

3 訴えと請求（その1）

3-1 訴えとはなにか

3-2 どんな訴えが起こせるか

（1）訴え類型の区別

（2）給付の訴え

第13回

3 訴えと請求（その2）

3-2 訴えの三類型（確認の訴え、形成の訴え）

3-3 訴えの中身を重ねたり、途中で変えることはできるか

（1）訴えの併合 （2）訴えの変更 （3）反訴

第14回

第14回

3 訴えと請求（その3）

引き続き第13回の内容について講義する。

第15回

3 訴えと請求（その4）

3-3 訴えの中身を重ねたり、途中で変えることはでき

- るか
- 3-4 訴訟上の請求  
第16回
- 3 訴えと請求（その5）  
引き続き第15回の内容を講義する。  
第17回
- 4 審理・判決をする裁判所
- 5 訴える人・訴えられる人（その1）
- 4 審理・判決をする裁判所
  - 4 - 1 どの裁判所でやるのか
  - 4 - 2 訴訟の移送
  - 4 - 3 民事裁判権の限界
- 5 訴える人、訴えられる人
  - 5 - 1 当事者はだれなのか
  - 5 - 2 だれが当事者になれるか  
第18回
- 5 訴える人、訴えられる人（その2）
  - 5 - 3 誰が当事者になるのか  
第19回
- 6 訴訟審理の進め方（1）
- 6 訴訟審理の進め方
  - 6-1 訴えの提起から判決まで
  - 6-2 訴えの提起 その方式と手続
  - 6-3 口頭弁論はどのように実施されるか
    - (1) 口頭弁論の「公開」
    - (2) 口頭弁論の進行経過
    - (3) 攻撃防御の展開
      - (a) 適時提出主義  
第20回
- 6 訴訟審理の進め方（2）
- 6 訴訟審理の進め方
  - 6-3 口頭弁論はどのように実施されるか
    - (3) 攻撃防御の展開
      - (a) 適時提出主義（以上第19回まで）
      - (b) 訴訟行為（訴訟の場での裁判所・当事者等の行為；  
申立て・主張・立証）  
第21回
- 6 訴訟審理の進め方（3）
- 7 民事訴訟の基本原則（1）
- 6 訴訟審理の進め方
  - 6-4 争点および証拠の整理
  - 6-5 当事者は期日に欠席してもよいか
- 7 民事訴訟の基本原則
  - 7-1 （当事者）処分権主義 訴訟は当事者が決まりをつけるという原則  
第22回
- 7 民事訴訟の基本原則（2）
- 7 民事訴訟の基本原則
  - 7 - 1 処分権主義
    - (3) 訴えの取下げ、請求の放棄・認諾および訴訟上の和解
    - 7 - 2 弁論主義（その1）  
第23回
- 7民事訴訟の基本問題（3）
- 7 - 2 弁論主義（その2）  
第2回レポート課題を示す。  
第24回
- 8 事実認定と証拠（その1）
- 8 事実認定と証拠
  - 8 - 1 事実の認定 自由心証主義
    - (1) 事実と真実
    - (2) 証拠は、なぜ要るのか
    - (3) 法定証拠主義から自由心証主義へ  
第25回
- 8 事実認定と証拠（その2）
- 8 事実認定と証拠
  - 8 - 1 事実の認定 自由心証主義
    - (4) 自由心証主義の内容
    - (5) 科学裁判のジレンマ
  - 8 - 2 証拠？
    - (1) 証拠と証明
    - (2) 人証
    - (3) 物証
    - (4) 文書提出命令  
第26回
- 8 事実認定と証拠（その3）
- 8 事実認定と証拠
  - 8-1 事実の認定 自由心証主義

## 8-2 証拠

### (4) 文書提出命令 (つづき)

## 8-3 立証の困難を克服するために

- (1) 過失の表見証明 (2) 因果関係の疫学的証明 (3) 「相当な損害額」の認定  
イタイタイ病裁判と疫学的証明

## 8-4 証明が見つからないときはどうなるのか 証明責任

### (1) 証明責任とはなにか

## 第27回

### 8 事実認定と証拠(その4)

)

## 8-4 証明が見つからないときはどうなるのか 証明責任

### 第3回(最終)レポート課題提示

## 第28回

### 9 判決(その1)

## 9 判決

### 9-1 判決の成立と効力

#### (1) 判決というもの

## 第29回

### 9 判決(その2)

## 9 判決

### 9-1 判決の成立と効力

#### (2) 判決の成立 (3) 確定判決の効力

### 9-2 既判力

#### (1) 既判力があるという意味 (2) 訴訟物による限定 (既判力の客観的範囲)

## 第30回

### 9 判決(その3)

## 9 判決

### 9-2 既判力

#### (3) 基準時による限定 (既判力の時的限界)

#### (4) 既判力の及ぶ人の範囲(既判力の主観的範囲)

)

### 9-3 執行力 (1) 執行力があるという意味 (2) 執行力の範囲

### 9-4 形成力

## ----- 2022年度 前期

### 4単位

### 民事訴訟法

### 浦谷 知絵

## ----- < 授業の方法 >

### 講義

## < 授業の目的 >

本科目は、法学部のディプロマ・ポリシーのうち、「1. 知識・理解」及び「2. 汎用性技能」に対応し、民事訴訟法の学修を通じて法的素養を身につけること、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことを目指す。

本科目は、コース専門教育科目に属し、「民事訴訟法」「執行・倒産法」の学修の前提として位置づけられる。本科目を前期に履修し、「民事訴訟法」を後期、あるいは次年度に履修することにより、発展的・応用的知識を身につけることができる。また、「執行・倒産法」を同じく後期、あるいは次年度に履修することにより、「民事手続法」全体を体系的・立体的に理解することができる。

人が社会生活を営む上で、どうしても紛争は起こるものであり、それを解決するための公的な手段として民事訴訟があり、その手続を規律しているのが民事訴訟法である。権利義務の発生・消滅などを規律する民法・商法等の「民事実体法」とともに、権利の実現・救済過程を規律する「民事手続法」を学ぶことで、実体法と手続法を含めた「民事法」全体の立体的な理解を深められる。

この講義では、民事訴訟法が定める第一審判決手続(訴えの提起から判決の確定まで)の概要について説明を行うものである。具体的には、売買代金支払請求や損害賠償請求等の事例を用いて、紛争の解決という観点からみて民事訴訟がどのような性格を有しているのか、民事訴訟法における諸概念がどのような意義を有しているのか、また、どのような手続として運営されているのかについて学ぶ。

## < 到達目標 >

・民事訴訟制度の全体像の理解、及び、原理原則や基本概念などを理解できるようになる。

・個別の問題について、これまでに展開されてきた学説及び判例の理論を理解できるようになる。

・学習した事項を与えられた事案にあてはめて説明できるようになる。

## < 授業のキーワード >

紛争解決 裁判 民事法 手続法

## < 授業の進め方 >

テキストと配布資料、スライドを用いて授業を行います。授業スケジュールは、下記の授業計画にしたがって進めるものであるが、授業の進行状況等に応じて変更することがあります。

## < 履修するにあたって >

毎回必ず六法を持参すること。

この授業を理解するためには、民法や商法等の民事実体法に関する基本的な知識が必要となる、これらの科目を既に履修しているか、又は並行して履修することが望ましい。

授業に関する内容であっても、私語は厳禁である。他の受講生の迷惑になる行為があった場合には、退室していただくことがある。

## < 授業時間外に必要な学修 >

事前学習としては、テキストの該当箇所を読むようにしてください。(目安として1時間)

事後学習では、テキストの事例問題を解き、分からない

ところがある場合にはテキストと配布資料の内容を読み直してください。(目安として1時間)

<成績評価方法・基準>

定期試験(70%)、小テスト(30%)で総合的に評価する。小テストは、1回につき2点×15回=30点とし、毎回の2コマ連続授業の後半の回で実施する予定である(授業内容によっては、前半で実施することもある)。

<テキスト>

・越山和広『ベーシックスタディ民事訴訟法』(法律文化社、2018年) 定価3,300円。授業はテキストに沿って授業を行うものであるが、受講生は他の教科書や参考書を使用してもよい。

・六法

<参考図書>

・三木浩一・笠井正俊・垣内秀介・菱田雄郷『有斐閣リーガルクエスト・民事訴訟法』(有斐閣、2018年)

・松本博之・上野泰男『民事訴訟法[第8版]』(弘文堂、2015年)

・中野貞一郎『民事裁判入門[第3版補訂版]』(有斐閣、2012年)

・山本弘・長谷部由紀子・松下淳一著『有斐閣アルマ・民事訴訟法[第三版]』(有斐閣、2018年)

<授業計画>

#### 第1回 民事訴訟の基本構造

ガイダンス。民事訴訟手続の概要、民事訴訟手続の流れを学ぶ。

#### 第2回 民事訴訟の基本原則

民事訴訟の諸原則(処分権主義、弁論主義、口頭主義、直接主義、職権進行主義、双方審尋主義、自由心証主義)

#### 第3回 訴訟の開始

訴え提起とは何か、3つの訴えの種類を理解し、実際に訴えを提起するための方法について学ぶ。

#### 第4回 訴え提起の効果

訴え提起によって生じるさまざまな効果について、時効など民法で学んだことと関連させながら学ぶ。

#### 第5回 裁判所と管轄

裁判所制度、裁判官の除斥・忌避・回避、管轄(どこの裁判所に訴えを起こせるのか)について学ぶ。

#### 第6回 当事者1

形式的当事者概念、誰が訴えを起こすことができるのかについて判例をもとに学ぶ。

#### 第7回 当事者2

当事者能力と訴訟能力、訴訟代理

#### 第8回 訴訟物

訴訟物概念とその機能

#### 第9回 訴訟要件1

訴訟要件とは、訴えの利益(給付の訴え、確認の訴え、形成の訴え)

#### 第10回 訴訟要件2

当事者適格、第三者の訴訟担当

#### 第11回 口頭弁論

口頭弁論の意義及びその必要性、口頭弁論における諸原則

#### 第12回 弁論主義1

弁論主義の3原則。自由心証主義と弁論主義との関係性について学ぶ。

#### 第13回 弁論主義2

裁判所の釈明権・釈明義務

#### 第14回 弁論主義3

裁判上の自白。裁判上の自白とは何か、裁判上の自白の効果として、裁判所と当事者に対してそれぞれどのような効果を及ぼすのかについて学ぶ。

#### 第15回 証拠と証明

証明についての基本事項、自由心証主義、証拠能力

#### 第16回 証明責任

証明責任の分配基準、原告・被告のどちらに証拠を提出する責任があるのかを学ぶ。

#### 第17回 証拠調べ1:総論

書証・検証・証人尋問・当事者尋問・鑑定・証拠保全

#### 第18回 証拠調べ2:各論

文書提出命令、証拠保全

#### 第19回 口頭弁論における当事者の訴訟行為

訴訟における当事者の争い方

#### 第20回 判決以外の訴訟終了原因

訴えの取下げ、訴訟上の和解、請求の放棄・認諾

#### 第21回 裁判と判決

裁判の種類、終局判決、中間判決

#### 第22回 既判力1

既判力の客観的範囲

#### 第23回 既判力2

既判力の主観的範囲

#### 第24回 既判力3

訴訟上の相殺

#### 第25回 既判力4:一部請求/

判決効に関する論点

一部請求/判決効、反射効

#### 第26回 複数請求

請求の客観的併合、訴えの変更、反訴、中間確認の訴え。同一当事者間の1つの手続で2つ以上の請求がされる場合や請求が事後的に追加される場合についてみていく。

#### 第27回 多数当事者訴訟1

通常共同訴訟、必要的共同訴訟。原告:被告は、1:1とは限らない、当事者が多数になった場合についてその取扱いを学ぶ。

#### 第28回 多数当事者訴訟2

訴訟参加・訴訟承継

#### 第29回 上訴・再審

判決に不服がある場合の争い方(控訴・上告・再審)について学ぶ。

## 第30回 第一審手続の復習

第一審手続の大まかな流れをおさらいする。

-----  
2022年度 後期

2単位

民事訴訟法

角森 正雄

-----  
< 授業の方法 >

対面講義とする。

遠隔講義となった場合は、下記遠隔授業情報を参照すること。

< 授業の目的 >

民法、商法等、民事実体法上の権利の実現と民事紛争の最終的解決方法としての民事裁判制度の概要を知り(DP 知識・理解。DP 汎用的技能。)、あわせて現在の民事訴訟法が抱える諸問題を考える(DP 志向性。 )。

< 到達目標 >

目標1 受講生は、契約上のトラブルや事故などの民事紛争の発生から、訴え提起、審理、判決に至る流れを知ることにより、民法、商法等の講義で学んだ実体法上の権利がどのように実現されるかが理解できるようになる。

目標2 受講生は、将来、職場、あるいは日常生活における民事紛争に受講生が関わった場合に、どのようなことをすれば勝訴判決を勝ち取ることができるか、あるいは迅速で公平な裁判を求めることができるか、そのような実践的知識を修得することができるようになる。

目標3 民事訴訟法1で培った、以上の目標1、目標2をさらに発展させるとともに、本講義において、具体的な裁判手続きを時系列的に進める中で、裁判所、当事者の役割を担えるような実践的能力を育むことができる。

< 授業のキーワード >

裁判 紛争解決 民事法 手続法 模擬裁判 司法の役割

< 授業の進め方 >

下記の授業計画に従って、テキストの関係箇所を指摘しながら授業を進める。

以上の対面講義と並行して、ひとつの民事事件を題材に、紛争の発生から紛争の処理、解決への道筋を、受講生がそれぞれの役割を担う模擬裁判を通して辿っていく(アクティブラーニング方式による)。

< 履修するにあたって >

本講義は、前期開講の民事訴訟法 で学修した知識を発展的に学び、あわせて、模擬裁判を半年通して行うことにより、法的知識を活用する実践的能力とコミュニケーション能力、プレゼンテーション能力を教育目標として

いる。

したがって、民事訴訟法 を履修済みであることが望ましい(未履修の場合は、民事訴訟法の自学自習が必要となる)。また、模擬裁判をする際には民法の基本的知識も必要であるので、これまでの民法等の実体法の学修の復習とその応用学修をすることもできる。

< 授業時間外に必要な学修 >

事前学習として、次回の講義内容に係るテキストの該当箇所を読み込んでおくこと。(目安として1時間)

事後学習として、講義の対象であったテキストの内容を再確認すること。(目安として1時間)

< 提出課題など >

レポートを課す。

なお、下記、成績評価方法・基準を参照。

< 成績評価方法・基準 >

レポートにより評価する。

第1回レポート(30点)、第2回レポート(30点)、第3回期末レポート(40点)

なお、事情により、各回のレポートを分割して課することがある。

(たとえば、第2回レポートを15点×2回)

(注意)

本講義は、模擬裁判など、アクティブラーニングによる講義が中心となる。そのため、講義に出席して積極的に授業に加わることが前提であり、公欠、競技大会出場による欠席、就活による欠席等を除き、欠席回数が5回を超えた場合は単位を認定しない。(なお、オンライン講義となったばあいは、出席条件は適用しない)

< テキスト >

中野貞一郎「民事裁判入門」(第3版補訂版、有斐閣、2012年)

< 参考図書 >

川嶋四郎・笠井正俊編「はじめての民事訴訟法」(有斐閣、2020年)

池田辰夫編「アクチュアル民事訴訟法」(法律文化社、2012年)

松本博之・上野泰男「民事訴訟法」(第8版、弘文堂、2015年)

伊藤眞「民事訴訟法」(第6版、有斐閣、2018年)

三木浩一他「民事訴訟法」(第3版、有斐閣、2018年)

< 授業計画 >

第1回 民事裁判と憲法

ケース2(テキスト、中野貞一郎「民事裁判入門」第3版補訂版(以下同じ。)58頁)の事例を中心に、宗教団体紛争と裁判について考える。

第2回 民事裁判と憲法 その2

第2回 第1回のつづき  
第3回 多数当事者訴訟  
その1

上記「授業の進め方」に記載したように、対面講義と並行して、ひとつの民事事件を題材に、紛争の発生から紛争の処理、解決への道筋を、受講生がそれぞれの役割を担う模擬裁判を通して辿っていく（アクティブラーニング方式による）。

昨年度の講義では、認知症鉄道事故事件（最高裁平成28年3月1日判決）を扱ったが、本年度での事件内容は履修手続前に明示する。

後半は、ケース9（テキスト150頁）の事例を中心に、共同訴訟について検討する。

第4回 多数当事者訴訟  
その2

第3回の講義に引き続き、共同訴訟について検討する。

第5回 多数当事者訴訟 その3

第3回～第4回の講義に続き、通常共同訴訟と必要的共同訴訟について検討する。

第6回 多数当事者訴訟 その4

5 - 4 複数当事者の足並み（数字はテキストの章節の番号である）

（3）必要的共同訴訟（つづき）

第7回

11月10日 多数当事者訴訟（その5）

（4）同時審判申出訴訟

【ケース10】（テキスト153頁）

5 - 5 第三者の訴訟参加

（1）他人の訴訟に割り込む方法

（2）補助参加

【ケース11】

第8回

11月17日 多数当事者訴訟（その6）

補充講義 判決の効力

補助参加（その2）

補助参加の利益

参加的効力

補充講義（1）（2）第1回レポート課題について解答する際のヒント

第9回 第1回レポートの解答について

第1回レポートを解答する際のポイントを解説する。

第10回 証明責任

前期民事訴訟法1講義のレポートの事例を例にして、証明責任の分配を理解する。

第11回 証明責任 その2

レポート課題の解説

証明責任 その2

レポート課題の解説

第12回 事実認定と証拠

事実認定と証拠

ビデオ「アメリカPL訴訟～日本企業2000億円損失の顛末」（NHK）を視聴し、事実認定と証拠について検討する。

なお、ビデオを鑑賞する前に日本製造物責任法のあらましと、ディスカバリーなど、アメリカ民事訴訟法の特徴と、日本民事訴訟法との比較を学ぶ。

第13回 事実認定と証拠 その2

事実認定と証拠 その2

前回に引き続き、事実認定と証拠、証明責任について講義する。

第14回 模擬裁判

その1

履修者全員で模擬裁判を試みる。

模擬裁判の内容は履修手続前に明示する。

第15回 模擬裁判

その2

前回に引き続き、模擬裁判を試みる。

-----  
2022年度 後期

4単位

民法（総則）【法 ～】【経営】

佐藤 弘直

-----  
<授業の方法>

講義

<授業の目的>

この科目は、法学部ディプロマ・ポリシーのうち、「1. 知識・理解」および「2. 汎用的技能」に対応し、法的素養を身につけることおよび法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができるようになることを目的としている。

民法典第1編「総則」1条?174条について学ぶ。もっとも、民法の規定は相互に関係しているため、必要に応じて対象範囲以外の規定および特別法についても学ぶ。

私法の一般法である民法は、法学部で学ぶ法律科目の中でも重要な基本法の1つである。民法総則の理解は、物権および債権などの民法の他の分野のみならず、商法等の他の私法分野における法律を学ぶ上でも必須である。

この科目は、一般専門教育科目の中の主要専門教育科目となっており、法学部での学修の基礎となる部分である

<到達目標>

(1) 対象範囲に関する基本用語および概念を理解し、適切に用いることができる。

(2) 対象範囲における諸制度・諸規定について、その制度・規定が設けられた趣旨を理解し、説明できる。

(3) 解釈上の問題点について、裁判所が認定した事実とその事実関係のもとで下した判断を理解し、説明できる。

(4) 対象範囲に関する事例について、法律の規定に基づいて図を示しつつ論理的に解答できる。

<授業の進め方>

講義中、受講生に問いを発し、見解を求める。

受講生は、問われていないときでも自ら主体的に思考しながら、講義の内容を理解する必要がある。

教科書に基づき講義が進められるが、教科書の記述の順で展開されるとは限らない。事前に講義の範囲について教科書を読み込んでおく必要がある。講義中は、予習し理解した内容に違いがないかを確認しながら参加すること。

講義までに講義の範囲・内容を記載したレジュメをアップロードする（URLは下記を参照）。ダウンロードし、プリントアウトして、ノートの一部として利用すること。

<履修するにあたって>

六法、レジュメ、ノート、教科書など受講に必要と思われるものを持参すること。

<授業時間外に必要な学修>

教科書の講義対象箇所を読み、記述されている条文を六法で確認すること。教科書の記述で分からないところをピックアップし、講義中ノートをとる準備をしておくこと。（1時間程度）

講義後は、講義中にノートした事項を中心に、教科書の記述を読み込むこと。とりわけ、どこが理解できていないかを明らかにし、次の講義までに参考書などを利用して解明しておくこと。（1時間程度）

法律科目は、積み重ねた学修となるので、不明な箇所を放置するとその後の学修に差し支えることになるので、自力で解明できないときはオフィスアワーなどを使って質問すること。

<提出課題など>

原則として課さない。課題レポートを求める場合は、講義内で事前に通知する。

<成績評価方法・基準>

定期試験（論述式が中心）100%で評価する。出席は成績評価の対象とはならない。

<テキスト>

四宮和夫・能見善久『民法総則 第九版』（弘文堂、2018年）

<参考図書>

増成牧・笹川明道編著『ナビゲート民法－契約社会を賢く生きるための14章』（北大路書房、2019年）

山田卓生・河内宏・安永正昭・松久三四彦『民法I－総則〔第4版〕』（有斐閣、2018年）

中田邦博ほか著『新プレミアム民法1 民法入門・総則〔第2版〕』（法律文化社、2020年）

我妻栄・有泉亨・清水誠・田山輝明『我妻・有泉コンメンタール民法 総則・物権・債権〔第6版〕』（日本

評論社、2019年）

潮見住男他編『民法判例百選 総則・物権〔第8版〕』（有斐閣、2018年）

遠藤浩ほか編『民法基本判例集 第四版』（勁草書房、2020年）

<授業計画>

第1回 法学の基礎知識

ガイダンスと民法と社会での学習の復習

第2回 民法の全体像

民法の全体像を概観する

第3回 権利の主体?自然人と能力

自然人に認められている法律上の能力を学ぶ

第4回 権利の主体?制限行為能力者（未成年者）

未成年者を保護する制度を学ぶ

第5回 権利の主体?制限行為能力者（成年被後見人等）

成年被後見人制度を学ぶ

第6回 権利の主体?制限行為能力者の相手方の保護

未成年者などと取引した相手方を保護する制度を学ぶ

第7回 権利の主体?住所、不在者等

住所とは、所在不明者の財産はどのように管理されるか

第8回 権利の主体?法人（設立、内部的関係）

自然人と法人の違い、なぜ法人制度があるのか

第9回 権利の主体?法人（対外的関係、解散）

法人と取引する相手方とのかんけいはどうなるか

第10回 権利の主体?法人（権利能力なき社団、法人格否認の法理）

自然人と法人との中間の人は存在するか

第11回 権利の客体?物

財産・物の全体像を学ぶ

第12回 法律行為?意義・分類、成立要件

人のどのような行為が法律適用の対象となるか。契約との関係を学ぶ

第13回 法律行為?内容の確定、解釈

契約内容をどのようにして確定するか

第14回 法律行為?有効要件

契約が締結されるとすべてに法律の適用はあるのか

第15回 意思表示?意義

契約を締結する意思をどのようにして相手方に伝えるか

第16回 意思表示?心裡留保、虚偽表示

内心の意思に不具合があるときはどのように処理されるか

第17回 意思表示?錯誤

内心の意思がないときはどのような処理がされるか

第18回 意思表示?詐欺・強迫

内心の意思が存在するが、意思の形成に相手方が強く関与していたとき、どのような処理がされるか

第19回 意思表示?消費者契約の勧誘と不当条項

民法の特別法である消費者契約法の概要を学ぶ

第20回 代理?意義、類似、効果

代理制度とはどういう制度か



- 第21回 代理?無権代理、相手方の保護  
代理を頼んでいないときの処理はどうされるか
- 第22回 代理?表見代理（代理権授与の表示、権限外行為）  
代理を頼んだ以上のことをされたときの処理はどうか
- 第23回 代理?表見代理（代理権消滅後、日常家事債務）  
代理をしてもらった後に同じことをされたときはどう処理されるか
- 第24回 無効と取消し  
法律行為が無効となる場合と取消すことができる場合を学ぶ
- 第25回 条件・期限と期間  
法律の効果に何らかの条件が付いていたときの処理はどうされるか
- 第26回 時効?意義  
時効制度はなぜ存在しているか
- 第27回 時効?時効の援用、時効利益の放棄、時効の完成猶予と更新  
時効制度を利用するにはどのようなことをしなければならぬか、何もしなくてもいいか
- 第28回 時効?取得時効  
時の経過で権利を得ることはあるか
- 第29回 時効?消滅時効  
時の経過で権利が消滅することはあるか
- 第30回 民法総則と民法の全体像  
民法全地の中での民法総則の位置づけ

-----

2022年度 後期

4単位

民法（総則）【法 〃】【経営】

笹川 明道

-----

< 授業の方法 >

講義

< 授業の目的 >

この科目は、法学部ディプロマ・ポリシーのうち、「1. 知識・理解」および「2. 汎用的技能」に対応し、法的素養を身につけることおよび法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができるようになることを目的としている。

民法典第1編「総則」1条～174条の2について学ぶ。もっとも、民法の規定は相互に関係しているため、必要に応じて対象範囲以外の規定および特別法についても学ぶ。

私法の一般法である民法は、法学部で学ぶ法律科目の中でも重要な基本法の1つである。民法総則の理解は、物権および債権などの民法の他の分野のみならず、商法等の他の私法分野における法律を学ぶ上でも必須である。この科目は、一般専門教育科目の中の主要専門教育科目となっており、法学部での学修の基礎となる部分である。

< 到達目標 >

- (1) 対象範囲に関する基本用語および概念を理解し、適切に用いることができる。
- (2) 対象範囲における諸制度・諸規定について、そのような制度・規定が設けられた趣旨を理解し、説明できる。
- (3) 解釈上の問題について、基本的な最上級審の立場（判例）を理解し、説明できる。
- (4) 対象範囲に関する単純な事例について、法律の規定に基づいて論理的に解答できる。

< 授業の進め方 >

講義中、しばしば受講生に問いを発して挙手を求める。受講生は、自ら主体的に思考しながら、講義に参加する必要がある。

< 履修するにあたって >

六法を毎回持参すること。

< 授業時間外に必要な学修 >

この科目では、予習・復習等のために1回の講義あたり4時間の講義時間以外での学修が必要である。予習・復習の割合および学修方法については、必要に応じて指示する。

< 提出課題など >

・小テスト（マーク式）を計4回実施し、各回の当日に正答を掲示する。

・定期試験（マーク式および論述式の組み合わせ）を実施し、その当日に正答および解説を掲示する。

< 成績評価方法・基準 >

定期試験 約80%、小テスト 約20%の割合で評価する。

< テキスト >

中田邦博ほか著『新プレミアム民法1 民法入門・総則〔第2版〕』（法律文化社・2020年） ¥2,800 + 税

< 参考図書 >

< 授業計画 >

第1回 イントロダクション

この授業の進め方、民法総則を学ぶための基礎知識

第2回 イントロダクション

民法総則を学ぶための基礎知識

第3回 人

権利能力、失踪宣告

第4回 法人

法人の種類と目的

第5回 法人

法人の設立と運営

第6回 法人

権利能力なき社団

第7回 意思能力と行為能力

意思能力、行為能力

第8回 意思能力と行為能力

行為能力

第9回 意思能力と行為能力

行為能力

第10回 法律行為

法律行為の解釈

第11回 法律行為

法律行為の無効原因（強行規定違反、公序良俗違反）

第12回 意思表示

意思表示とは何か、意思表示の効力発生時期

第13回 意思表示の問題

心裡留保、通謀虚偽表示

第14回 意思表示の問題

錯誤

第15回 意思表示の問題

錯誤

第16回 意思表示の問題

詐欺、強迫

第17回 消費者契約法と特定商取引法

消費者契約法、特定商取引法

第18回 無効と取消し

無効、取消し

第19回 条件と期限

条件、期限

第20回 代理

有権代理

第21回 代理

有権代理

第22回 代理

有権代理

第23回 代理

表見代理

第24回 代理

表見代理

第25回 代理

無権代理

第26回 代理

無権代理

第27回 時効

民法上の時効制度

第28回 時効

民法上の時効制度

第29回 時効

民法上の時効制度

第30回 私権行使についての原則

信義則、権利濫用

-----  
2022年度 後期

4単位

民法（総則）【法 ～】【経営】

佐藤 弘直  
-----

< 授業の方法 >

講義

< 授業の目的 >

この科目は、法学部ディプロマ・ポリシーのうち、「1. 知識・理解」および「2. 汎用的技能」に対応し、法的素養を身につけることおよび法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができるようになることを目的としている。

民法第1編「総則」1条?174条について学ぶ。もっとも、民法の規定は相互に関係しているため、必要に応じて対象範囲以外の規定および特別法についても学ぶ。

私法の一般法である民法は、法学部で学ぶ法律科目の中でも重要な基本法の1つである。民法総則の理解は、物権および債権などの民法の他の分野のみならず、商法等の他の私法分野における法律を学ぶ上でも必須である。

この科目は、一般専門教育科目の中の主要専門教育科目となっており、法学部での学修の基礎となる部分である

< 到達目標 >

(1) 対象範囲に関する基本用語および概念を理解し、適切に用いることができる。

(2) 対象範囲における諸制度・諸規定について、その制度・規定が設けられた趣旨を理解し、説明できる。

(3) 解釈上の問題点について、裁判所が認定した事実とその事実関係のもとで下した判断を理解し、説明できる。

(4) 対象範囲に関する事例について、法律の規定に基づいて図を示しつつ論理的に解答できる。

< 授業の進め方 >

講義中、受講生に問いを発し、見解を求める。

受講生は、問われていないときでも自ら主体的に思考しながら、講義の内容を理解する必要がある。

教科書に基づき講義が進められるが、教科書の記述の順で展開されるとは限らない。事前に講義の範囲について教科書を読み込んでおく必要がある。。講義中は、予習し理解した内容に違いがないかを確認しながら参加すること。

講義までに講義の範囲・内容を記載したレジュメをアップロードする（URLは下記を参照）。ダウンロードし、プリントアウトして、ノートの一部として利用すること。

< 履修するにあたって >

六法、レジュメ、ノート、教科書など受講に必要と思われるものを持参すること。

< 授業時間外に必要な学修 >

教科書の講義対象箇所を読み、記述されている条文を六法で確認すること。教科書の記述で分からないところを

ピックアップし、講義中ノートをとる準備をしておくこと。(1時間程度)

講義後は、講義中にノートした事項を中心に、教科書の記述を読み込むこと。とりわけ、どこが理解できていないかを明らかにし、次の講義までに参考書などを利用して解明しておくこと。(1時間程度)

法律科目は、積み重ねた学修となるので、不明な個所を放置するとその後の学修に差し支えることになるので、自力で解明できないときはオフィスアワーなどを使って質問すること。

< 提出課題など >

原則として課さない。課題レポートを求める場合は、講義内で事前に通知する。

< 成績評価方法・基準 >

定期試験(論述式が中心)100%で評価する。出席は成績評価の対象とはならない。

< テキスト >

四宮和夫・能見善久『民法総則 第九版』(弘文堂、2018年)

< 参考図書 >

増成牧・笹川明道編著『ナビゲート民法—契約社会を賢く生きるための14章』(北大路書房、2019年)

山田卓生・河内宏・安永正昭・松久三四彦『民法I—総則[第4版]』(有斐閣、2018年)

中田邦博ほか著『新プリメール民法1 民法入門・総則[第2版]』(法律文化社、2020年)

我妻栄・有泉亨・清水誠・田山輝明『我妻・有泉コンメンタール民法 総則・物権・債権 [第6版]』(日本評論社、2019年)

潮見佳男他編『民法判例百選 総則・物権 [第8版]』(有斐閣、2018年)

遠藤浩ほか編『民法基本判例集 第四版』(勁草書房、2020年)

< 授業計画 >

第1回 法学の基礎知識

ガイダンスと民法と社会での学習の復習

第2回 民法の全体像

民法の全体像を概観する

第3回 権利の主体?自然人と能力

自然人に認められている法律上の能力を学ぶ

第4回 権利の主体?制限行為能力者(未成年者)

未成年者を保護する制度を学ぶ

第5回 権利の主体?制限行為能力者(成年被後見人等)

成年被後見人制度を学ぶ

第6回 権利の主体?制限行為能力者の相手方の保護

未成年者などと取引した相手方を保護する制度を学ぶ

第7回 権利の主体?住所、不在者等

住所とは、所在不明者の財産はどのように管理されるか

第8回 権利の主体?法人(設立、内部的関係)

自然人と法人の違い、なぜ法人制度があるのか

第9回 権利の主体?法人(対外的関係、解散)

法人と取引する相手方とのかんけいはどうなるか

第10回 権利の主体?法人(権利能力なき社団、法人格否認の法理)

自然人と法人との中間の人は存在するか

第11回 権利の客体?物

財産・物の全体像を学ぶ

第12回 法律行為?意義・分類、成立要件

人のどのような行為が法律適用の対象となるか。契約との関係を学ぶ

第13回 法律行為?内容の確定、解釈

契約内容をどのようにして確定するか

第14回 法律行為?有効要件

契約が締結されるとすべてに法律の適用はあるのか

第15回 意思表示?意義

契約を締結する意思をどのようにして相手方に伝えるか

第16回 意思表示?心裡留保、虚偽表示

内心の意思に不具合があるときはどのように処理されるか

第17回 意思表示?錯誤

内心の意思がないときはどのような処理がされるか

第18回 意思表示?詐欺・強迫

内心の意思が存在するが、意思の形成に相手方が強く関与していたとき、どのような処理がされるか

第19回 意思表示?消費者契約の勧誘と不当条項

民法の特別法である消費者契約法の概要を学ぶ

第20回 代理?意義、類似、効果

代理制度とはどういう制度か

第21回 代理?無権代理、相手方の保護

代理を頼んでいないときの処理はどうされるか

第22回 代理?表見代理(代理権授与の表示、権限外行為)

代理を頼んだ以上のことをされたときの処理はどうか

第23回 代理?表見代理(代理権消滅後、日常家事債務)

代理をしてもらった後に同じことをされたときはどう処理されるか

第24回 無効と取消し

法律行為が無効となる場合と取消すことができる場合を学ぶ

第25回 条件・期限と期間

法律の効果に何らかの条件が付いていたときの処理はどうされるか

第26回 時効?意義

時効制度はなぜ存在しているか

第27回 時効?時効の援用、時効利益の放棄、時効の完成猶予と更新

時効制度を利用するにはどのようなことをしなければならぬか、何もしなくてもいいか

第28回 時効?取得時効

時の経過で権利を得ることはあるか

第29回 時効?消滅時効

時の経過で権利が消滅することはあるか

第30回 民法総則と民法の全体像

民法全地の中での民法総則の位置づけ

-----  
2022年度 前期

4単位

民法 (物権) ~

佐藤 弘直  
-----

< 授業の方法 >

対面授業 (講義)

< 授業の目的 >

この科目は、法学部ディプロマ・ポリシーのうち、「1. 知識・理解」および「2. 汎用的技能」に対応し、法的素養を身につけることおよび法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができるようになることを目的としている。

民法総則に関する理解を前提に、民法典第2編「物権」175条?294条について学ぶ。もっとも、民法の規定は相互に関係しているため、必要に応じて対象範囲以外の規定および特別法についても学ぶ。物権法は、「担保物権」(295条?398条の22。「担保法」【3・4年次配当】で学ぶ範囲)、「民事執行法」(「執行・倒産法」【3・4年次配当】で学ぶ範囲)と関連するので、その概要についてのみ学修する。

物権法は、民法総則と同様に民法およびその他法律を理解する上で基礎となる分野であるため、法学部における学修の上で必須の科目である。

< 到達目標 >

- (1) 対象範囲に関する基本用語および概念を理解し、適切に用いることができる。
- (2) 対象範囲における諸制度・諸規定について、その制度・規定が設けられた趣旨を理解し、説明できる。
- (3) 解釈上の問題点について、裁判所が認定した事実とその事実関係のもとで下した判断を理解し、説明できる。
- (4) 対象範囲に関する事例について、法律の規定に基づいて図を示しつつ論理的に解答できる。

< 授業の進め方 >

講義中、受講生に問いを発し、見解を求める。

受講生は、問われていないときでも自ら主体的に思考しながら、講義の内容を理解する必要がある。

教科書に基づき講義が進められるが、教科書の記述の順で展開されるとは限らない。事前に講義の範囲について教科書を読み込んでおく必要がある。講義中は、予習し理解した内容に違いがないかを確認しながら参加すること。

講義までに講義の範囲・内容を記載したレジュメをアップロードする (URLは下記を参照)。ダウンロードし、

プリントアウトして、ノートの一部として利用すること。  
< 履修するにあたって >

六法、レジュメ、ノート、教科書など受講に必要なものを持参すること。

< 授業時間外に必要な学修 >

教科書の講義対象箇所を読み、記述されている条文を六法で確認すること。教科書の記述で分からないところをピックアップし、講義中ノートをとる準備をしておくこと。(1時間程度)

講義後は、講義中にノートした事項を中心に、教科書の記述を読み込むこと。とりわけ、どこが理解できていないかを明らかにし、次の講義までに参考書などを利用して解明しておくこと。(1時間程度)

法律科目は、積み重ねた学修となるので、不明な箇所を放置するとその後の学修に差し支えることになるので、自力で解明できないときはオフィスアワーなどを使って質問すること。

< 提出課題など >

原則として課さない。課題レポートを求める場合は、事前に通知する。

< 成績評価方法・基準 >

定期試験 (論述式が中心) 100%で評価する。出席は成績評価の対象とはならない。

< テキスト >

石田剛・武川幸嗣・占部洋之・田高寛貴・秋山靖浩『民法 物権 [第3版]』(有斐閣、2019年)

< 参考図書 >

佐久間毅『民法の基礎2 物権 [第3版]』(有斐閣、2019年)

安永正昭『講義 物権・担保物権法 [第3版]』(有斐閣、2019年)

我妻栄・有泉亨・清水誠・田山輝明『我妻・有泉コンメンタール民法 総則・物権・債権 [第6版]』(日本評論社、2019年)

潮見佳男・道垣内弘人編『民法判例百選 総則・物権 [第8版]』(有斐閣、2018年)

遠藤浩ほか編『民法基本判例集 第四版』(勁草書房、2020年)

< 授業計画 >

第1回 民法総則と民法物権

ガイダンス、民法総則の振り返りと物権法との関係性の概観

第2回 物権法序説?意義、種類

物権の意義と性質、総則の物との関係性の振り返り、物権の概観

第3回 物権法序説?優先的効力、物権的請求権

物権と債権との比較、民法上規定のない所有権に基づく物権的請求権の概観

第4回 物権変動序説?物権変動、物権取引の安全性と公示・公信

物権の取得原因、動産と不動産における物権取引の安定性からの相違の確認

第5回 法律行為による物権変動、所有権移転時期

法律行為の振り返り、所有権移転の意思主義

第6回 不動産物権変動序説?登記

不動産に関する登記制度、登記の効力

第7回 177条が適用される物権変動?取消と登記1

意思表示の取消しの振り返り、取消の効果と物権変動との関係

第8回 177条が適用される物権変動?取消と登記2

取消による効果と登記の効力との関係

第9回 177条が適用される物権変動?解除と登記1

契約の解除の振り返り、解除による効果と物権変動との関係

第10回 177条が適用される物権変動?解除と登記2

解除による効果と登記の効力との関係

第11回 177条が適用される物権変動?取得時効と登記1

取得時効の振り返り、取得時効の効果と物権変動との関係

第12回 177条が適用される物権変動?取得時効と登記2

取得時効による効果と登記の効力

第13回 177条が適用される物権変動?相続と登記1

相続の振り返り、相続の効果と物権変動

第14回 177条が適用される物権変動?相続と登記2

相続による所有権移転と登記の効力

第15回 177条の第三者?序説、客観的範囲

登記がないと対抗できない第三者の範囲

第16回 177条の第三者?主観的範囲

登記がないと対抗できない第三者と背信性

第17回 177条の第三者?無権限者による取引と第三者

無権限者からの取得者の保護、94条2項の類推適用事例

第18回 動産物権変動序説?物権変動、対抗要件、第三者

動産の物権変動の特色、不動産の物権変動との違い

第19回 占有の公信力?動産取引の安全性

転々流転する動産の取得者の保護

第20回 占有の公信力?即時取得1

無権限者からの動産取得者の保護制度の意義、要件

第21回 占有の公信力?即時取得2

無権限者からの動産取得者の保護(引渡が占有改定、指図による引渡の場合)

第22回 占有権序説?意義、態様、要件

占有の振り返り、占有権の意義

第23回 占有と本権、果実、費用

占有権と所有権との関係性、占有の承継

第24回 占有の訴え

所有権に基づく物権的請求権の振り返り、占有権に基づく物権的請求権

第25回 所有権序説、土地所有権の内容と制限

所有権の意義、土地の所有権の特殊性

第26回 所有権の取得

所有権取得の形態、担保物権で考慮が必要な所有権

第27回 共有?持分権、共有者相互の関係

ひとつの物の複数人での所有

第28回 共有?第三者との関係、共有物分割、建物区分

所有

複数人でひとつの物を所有している場合の第三者との関係

第29回 用益物権

所有権と利用権との関係性

第30回 担保物権序説、民法物権・担保物権と民事執行法

物権と担保物権との関連性、民事執行における物権編知識の重要性

-----

2022年度 前期

4単位

民法 (物権) ~

佐藤 弘直

-----

<授業の方法>

対面授業(講義)

<授業の目的>

この科目は、法学部ディプロマ・ポリシーのうち、「1. 知識・理解」および「2. 汎用的技能」に対応し、法的

素養を身につけることおよび法的思考に基づいた説得力

ある解決指針を示すことができるようになることを目的

としている。

民法総則に関する理解を前提に、民法第2編「物権」1

75条?294条について学ぶ。もっとも、民法の規定は相互

に関係しているため、必要に応じて対象範囲以外の規定

および特別法についても学ぶ。物権法は、「担保物権」

(295条?398条の22。「担保法」【3・4年次配当】で学

ぶ範囲)、「民事執行法」(「執行・倒産法」【3・4年

次配当】で学ぶ範囲)と関連するので、その概要につい

てのみ学修する。

物権法は、民法総則と同様に民法およびその他法律を理

解する上で基礎となる分野であるため、法学部における

学修の上で必須の科目である。

<到達目標>

(1) 対象範囲に関する基本用語および概念を理解し、適

切に用いることができる。

(2) 対象範囲における諸制度・諸規定について、その制

度・規定が設けられた趣旨を理解し、説明できる。

(3) 解釈上の問題点について、裁判所が認定した事実と

その事実関係のもとで下した判断を理解し、説明できる。

(4) 対象範囲に関する事例について、法律の規定に基づいて図を示しつつ論理的に解答できる。

< 授業の進め方 >

講義中、受講生に問いを発し、見解を求める。

受講生は、問われていないときでも自ら主体的に思考しながら、講義の内容を理解する必要がある。

教科書に基づき講義が進められるが、教科書の記述の順で展開されるとは限らない。事前に講義の範囲について教科書を読み込んでおく必要がある。講義中は、予習し理解した内容に違いがないかを確認しながら参加すること。

講義までに講義の範囲・内容を記載したレジュメをアップロードする（URLは下記を参照）。ダウンロードし、プリントアウトして、ノートの一部として利用すること。

< 履修するにあたって >

六法、レジュメ、ノート、教科書など受講に必要と思われるものを持参すること。

< 授業時間外に必要な学修 >

教科書の講義対象箇所を読み、記述されている条文を六法で確認すること。教科書の記述で分からないところをピックアップし、講義中ノートをとる準備をしておくこと。（1時間程度）

講義後は、講義中にノートした事項を中心に、教科書の記述を読み込むこと。とりわけ、どこが理解できていないかを明らかにし、次の講義までに参考書などを利用して解明しておくこと。（1時間程度）

法律科目は、積み重ねた学修となるので、不明な箇所を放置するとその後の学修に差し支えることになるので、自力で解明できないときはオフィスアワーなどを使って質問すること。

< 提出課題など >

原則として課さない。課題レポートを求める場合は、事前に通知する。

< 成績評価方法・基準 >

定期試験（論述式が中心）100%で評価する。出席は成績評価の対象とはならない。

< テキスト >

石田剛・武川幸嗣・占部洋之・田高寛貴・秋山靖浩『民法 物権 [第3版]』（有斐閣、2019年）

< 参考図書 >

佐久間毅『民法の基礎2 物権 [第3版]』（有斐閣、2019年）

安永正昭『講義 物権・担保物権法 [第3版]』（有斐閣、2019年）

我妻栄・有泉亨・清水誠・田山輝明『我妻・有泉コンメンタール民法 総則・物権・債権 [第6版]』（日本評論社、2019年）

潮見佳男・道垣内弘人編『民法判例百選 総則・物権 [第8版]』（有斐閣、2018年）

遠藤浩ほか編『民法基本判例集 第四版』（勁草書房、

2020年）

< 授業計画 >

第1回 民法総則と民法物権

ガイダンス、民法総則の振り返りと物権法との関係性の概観

第2回 物権法序説?意義、種類

物権の意義と性質、総則の物との関係性の振り返り、物権の概観

第3回 物権法序説?優先的効力、物権的請求権

物権と債権との比較、民法上規定のない所有権に基づく物権的請求権の概観

第4回 物権変動序説?物権変動、物権取引の安全性と公示・公信

物権の取得原因、動産と不動産における物権取引の安定性からの相違の確認

第5回 法律行為による物権変動、所有権移転時期

法律行為の振り返り、所有権移転の意思主義

第6回 不動産物権変動序説?登記

不動産に関する登記制度、登記の効力

第7回 177条が適用される物権変動?取消と登記1

意思表示の取消しの振り返り、取消の効果と物権変動との関係

第8回 177条が適用される物権変動?取消と登記2

取消による効果と登記の効力との関係

第9回 177条が適用される物権変動?解除と登記1

契約の解除の振り返り、解除による効果と物権変動との関係

第10回 177条が適用される物権変動?解除と登記2

解除による効果と登記の効力との関係

第11回 177条が適用される物権変動?取得時効と登記1

取得時効の振り返り、取得時効の効果と物権変動との関係

第12回 177条が適用される物権変動?取得時効と登記2

取得時効による効果と登記の効力

第13回 177条が適用される物権変動?相続と登記1

相続の振り返り、相続の効果と物権変動

第14回 177条が適用される物権変動?相続と登記2

相続による所有権移転と登記の効力

第15回 177条の第三者?序説、客観的範囲

登記がないと対抗できない第三者の範囲

第16回 177条の第三者?主観的範囲

登記がないと対抗できない第三者と背信性

第17回 177条の第三者?無権限者による取引と第三者

無権限者からの取得者の保護、94条2項の類推適用事例

第18回 動産物権変動序説?物権変動、対抗要件、第三者

者

動産の物権変動の特色、不動産の物権変動との違い  
 第19回 占有の公信力?動産取引の安全性  
 転々流転する動産の取得者の保護  
 第20回 占有の公信力?即時取得 1  
 無権限者からの動産取得者の保護制度の意義、要件  
 第21回 占有の公信力?即時取得 2  
 無権限者からの動産取得者の保護（引渡が占有改定、指  
 図による引渡の場合）  
 第22回 占有権序説?意義、態様、要件  
 占有の振り返り、占有権の意義  
 第23回 占有と本権、果実、費用  
 占有権と所有権との関係性、占有の承継  
 第24回 占有の訴え  
 所有権に基づく物権的請求権の振り返り、占有権に基づ  
 く物権的請求権  
 第25回 所有権序説、土地所有権の内容と制限  
 所有権の意義、土地の所有権の特殊性  
 第26回 所有権の取得  
 所有権取得の形態、担保物権で考慮が必要な所有権  
 第27回 共有?持分権、共有者相互の関係  
 ひとつの物の複数人での所有  
 第28回 共有?第三者との関係、共有物分割、建物区分  
 所有  
 複数人でひとつの物を所有している場合の第三者との関  
 係  
 第29回 用益物権  
 所有権と利用権との関係性  
 第30回 担保物権序説、民法物権・担保物権と民事執行  
 法  
 物権と担保物権との関連性、民事執行における物権編知  
 識の重要性

-----  
 2022年度 前期

4単位

民法（物権）～

小松 昭人  
 -----

< 授業の方法 >

講義・遠隔授業（オンデマンド授業）

< 授業の目的 >

この科目は、法学部ディプロマ・ポリシーのうち、「1. 知識・理解」および「2. 汎用的技能」に対応し、法的素養を身につけることおよび法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができるようになることを目的としている。

民法総則に関する理解を前提に、民法典第2編「物権」175条～398条の22について学ぶ。もっとも、民法の規定は相互に関係しているため、必要に応じて対象範囲以外の規定および特別法についても学ぶ。

物権法は、民法総則と同様に民法およびその他法律を理

解する上で基礎となる分野であるため、法学部における学修の上で必須の科目である。

なお、いわゆる「担保物権」（295条～398条の22）については、債権総論の知識があることにより理解が深まるため、この講義ではその概要についてのみ学ぶ（詳細は「担保法」【3・4年次配当】の講義で学ぶ）。

< 到達目標 >

対象範囲に関する基本用語および概念を適切に用いることができる。

対象範囲における諸制度・諸規定について、そのような制度・規定が設けられた趣旨を説明することができる。

解釈上の問題について、基本的な最上級審の立場（判例）を説明することができる。

対象範囲に関する単純な事例について、法律の規定に基づいて論理的に解答することができる。

< 授業のキーワード >

物権。不動産。動産。物権変動。対抗要件。所有権。用益物権。担保物権。

< 授業の進め方 >

講義資料が履修者の手元にあることを前提に、講義資料に沿って説明する。講義資料に書かれていないことを口頭で説明するので、必要に応じてメモをとること。

< 履修するにあたって >

民法（物権）c【遠隔】は、遠隔授業（オンデマンド授業）として実施する。今年度の民法（物権）については、a、b、cの3クラスが開講される。これらのうち、aおよびbのクラスは対面授業である。民法（物権）を履修するにあたっては、対面授業のクラスであるaおよびbと、遠隔授業のクラスであるcのうち、自分の学修特性にどのクラスが適しているかを、よく見定めること（これまでの自身の学修を振り返って、対面授業のクラスが適していると判断すれば、抽選から外れるかもしれないが、対面授業のクラスの抽選の申込みをしておくこと）。その上で、遠隔授業（オンデマンド授業）のこの講義を履修すると決めた者は各自、講義開始時まで、通信機器その他の通信環境を点検し、受講に支障がないようにしておくこと。

この講義の録音および講義資料のファイルは、本学のOneDriveにアップロードする。OneDriveには下記の「遠隔授業情報」欄に挙げたURLでアクセスすることができる。各自、適時に、各回の講義の録音および講義資料のファイルをダウンロードしておくこと。

講義資料については、毎回、各自でプリントアウトした上でその回の講義を聴くことを強く勧める（紙のほうが一覧しやすく、メモも取りやすいため）。

テキストは各自必ず購入すること。講義でもしばしば参照する。整理された正確な知識を得るという点では、テキストの信頼性は高い（その対価として購入者は代金を支払っている）。インターネット上の、無料で検索はしやすくあるが（たいていは）不正確で雑多な情報より

も、テキストの方が圧倒的に優れている。情報の検索も、テキスト巻頭の目次や巻末の事項索引を使えば、知りたい情報にたどり着ける。

最新版の六法（令和4年版もしくは2022年度版）を毎回、手元に置いて参照することができるようにしておくこと。なお、物権法分野では、2021年4月に、いわゆる所有者不明土地への対応を中心に、条文の新設を伴った広範囲に及ぶ民法および関係特別法の改正が公布された。この講義では、2021年5月に公布された民法および関係特別法の改正にも言及するので、古い六法は使用しないこと。スマートフォンに搭載した六法は、学習に適さないもので、使用しないこと。

その他、受講上の注意については、初回のガイダンスで説明するので、必ず聴くこと。また、テストや課題レポートについては、dotCampusのお知らせ機能を使用して、一斉送信メールで告知する。大学からのメールは、絶えずこまめにチェックすること（このことは、特に大学のWebメールアドレスで受信した大学からのメールについて転送設定をしていない人に対しては、強く要求する）。また、シラバスデータベース、dotCampus、OneDriveにアクセスするなどして、自ら絶えず最新の情報を求め、確認すること。友人などの噂話をうのみにするのは、この状況下では、大変危険です。

講義に関して質問や相談があれば、原則として月曜日の昼休み（13:00-13:30）のオフィスアワーでZoomでアクセスするか、またはメールを送信すること。

なお、下記の授業計画は、講義の進度や受講者の理解度に応じて、一部変更されることがある。

< 授業時間外に必要な学修 >

授業時間だけですべてを理解することはできない。復習は必ず行うこと。この科目では、予習・復習等のために1回の講義あたり4時間の講義時間以外の学修が必要となる。予習・復習の割合および学修方法については、必要に応じて指示する。

復習の際には、講義の録音を聴いた上で、講義資料、メモ、テキストに目を通して自分が理解できなかった点を明確にし、その点について集中的に調べ、考えるようにすること。

それでもわからないときは、担当教員にメールで質問をしてください。質問は大いに歓迎します。

< 提出課題など >

新型コロナウイルス感染症の感染状況その他の諸般の事情により、学期末に定期試験を実施することができないときは、定期試験に替えて課題レポートを課す。その場合、追試験は実施されない。

< 成績評価方法・基準 >

定期試験（記述式、60%）、オンラインテスト（20%×2回）。

参考までに、私が昨年度後期に担当した同じ科目（民法

（物権）【遠隔】c）の成績評価の人数および割合を下記の示しておく。

履修者数280名

S-8名（2.9%）、A-16名（5.7%）、B-48名（17.1%）、C-79名（28.2%）、D-112名（40.0%）、/-17名（6.1%）

なお、昨年度の評価割合をここに掲げたことは、今年度の評価割合が昨年度の評価割合と同様となることを必ずしも意味しない。

たとえば、再履修者を中心に、履修者数が昨年度よりも著しく増加する場合には、履修者の学修への取り組み次第だが、Dおよび/の評価割合が増加する（つまり、C以上の評価割合が減少する）可能性がある。

< テキスト >

石田剛・武川幸嗣・占部洋之・田高寛貴・秋山靖浩『民法 物権 [第4版]』（有斐閣・2022年3月刊行予定）。

< 参考図書 >

この科目の参考書としては、下記のものを紹介しておく。なお、講義開始時までには改版されたときは、最新版による。

生熊長幸『物権法 [第2版]』（三省堂、2021年）

【2021年改正対応】

安永正昭『講義 物権・担保物権法 [第4版]』（有斐閣、2022年） 【2021年改正対応】

佐久間毅『民法の基礎2 物権 [第3版]』（有斐閣、2019年）

松岡久和『物権法』（成文堂、2017年）

松岡久和『担保物権法』（成文堂、2017年）

潮見佳男・道垣内弘人編『民法判例百選 総則・物権 [第8版]』（有斐閣、2018年）

我妻栄・有泉亨・清水誠・田山輝明『我妻・有泉コンメンタール民法 総則・物権・債権 [第7版]』（日本評論社、2021年）

池田真朗編著『民法Visual Materials [第3版]』（有斐閣、2021年）

また、学修ガイドとして、下記の3点を挙げておく。

道垣内弘人『ブレップ 法学を学ぶ前に [第2版]』（弘文堂、2017年）定価 1,000円+税

田高寛貴・原田昌和・秋山靖浩『リーガル・リサーチ&レポート [第2版]』（有斐閣、2020年）定価 1,870円

大橋洋一『法学テキストの読み方』（有斐閣、2020年）定価 1,000円+税

上記以外のものについては、講義の際に、必要に応じて紹介する。

< 授業計画 >



## 第1回 ガイダンス

### 物権法序論（1）

この講義について。物権の対象。

### 第2回 物権法序論（2）

物権の性質。物権の分類。物権法定主義。

### 第3回 物権法序論（3）

物権の効力（物権の優先的効力、物権的請求権）。

### 第4回 物権の変動（1）

物権変動とは何か。意思表示による物権変動。民法176条にいう「意思表示」とは何か。物権変動の時期。

### 第5回 物権変動（2）

物権変動の公示。無権利者との物権取引からの第三者保護。

### 第6回 不動産物権の変動（1）

民法177条にいう「対抗することができない」の意義。

民法177条の仕組み。

### 第7回 不動産物権の変動（2）

民法177条にいう「第三者」・総論。

### 第8回 不動産物権の変動（3）

民法177条にいう「第三者」・各論（1） 「第三者」の意義。「第三者」の客観的要件。

### 第9回 不動産物権の変動（4）

民法177条にいう「第三者」・各論（2） 「第三者」の主観的要件。背信的悪意者排除の法理。

### 第10回 不動産物権の変動（5）

背信的悪意と転得者の法的地位。登記を要する不動産物権変動。

### 第11回 不動産物権の変動（6）

取消しと登記（1）

### 第12回 不動産物権の変動（7）

取消しと登記（2）

### 第13回 不動産物権の変動（8）

取得時効と登記（1）

### 第14回 不動産物権の変動（9）

取得時効と登記（2）

### 第15回 不動産物権の変動（10）

相続と登記（1）

### 第16回 不動産物権の変動（11）

相続と登記（2）

### 第17回 不動産登記

不動産登記制度の概要。不動産登記の有効要件。

### 第18回 動産物権の変動（1）

動産物権変動とその対抗。民法178条にいう「第三者」の意義。

### 第19回 動産物権の変動（2）

民法178条にいう「動産に関する物権の譲渡」の意義。即時取得の意義。

### 第20回 動産物権の変動（3）

即時取得の要件。

### 第21回 動産物権の変動（4）

即時取得の効果。盗品および遺失物の即時取得に関する特別の規定。

### 第22回 所有権（1）

所有権とは何か。土地所有権に対する制限。所有権の取得（添付を除く）。

### 第23回 所有権（2）

共同所有とは何か。共有とは何か。持分権とは何か。共有の内部関係。

### 第24回 所有権（3）

共有にかかる権利の主張。共有物の分割。

### 第25回 所有権（4）

所有権の取得（地上権、永小作権、地役権、入会権）。

### 第26回 用役物権

地上権。永小作権。地役権。入会権。

### 第27回 占有権（1）

占有権とは何か。占有権の成立要件。他人を介してする占有。占有権の消滅。

### 第28回 占有権（2）

取得時効の成否に関わりの深い占有権の規定。

### 第29回 占有権（3）

担保物権の概要（1）

占有の訴え（占有訴権）ないし占有保護請求権。（抵当権を中心とする）担保物権の意義とその機能。

### 第30回 担保物権の概要（2）

各種の担保物権。（抵当権を中心とする）担保物権の意義とその機能。

-----  
2022年度 後期

4単位

民法（債権各論）～

田中 康博  
-----

<授業の方法>

講義

<授業の目的>

この科目は、法学部ディプロマ・ポリシーのうち、「1. 知識・理解」および「2. 汎用的技能」に対応し、法的素養を身につけることおよび法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができるようになることを目的としている。

民法総則および物権法に関する理解を前提に、民法典第3編「債権」のうち、521条から724条の2までについて学ぶ。もっとも、民法の規定は相互に関係しているため、必要に応じて対象範囲以外の規定および特別法についても学ぶ。

債権各論は、契約、不法行為等の債権の発生原因を扱う分野であり、民法全体の理解に欠かせないものである。実社会での重要性も高く、法学部卒業生としてこの分野についての理解を身につけていることが必要である。

#### <到達目標>

対象範囲に関する基本用語および概念を理解し、適切に用いることができる(「1. 知識・理解」)。

対象範囲における諸制度・諸規定について、そのような制度・規定が設けられた趣旨を理解し、説明できる(「1. 知識・理解」)。

解釈上の問題について、基本的な最上級審の立場(判例)を理解し、説明できる(「1. 知識・理解」「2. 汎用的技能」)。

対象範囲に関する単純な事例について、法律の規定に基づいて論理的に解答できる(「2. 汎用的技能」)。

#### <授業の進め方>

1. レクチャー方式を基本としつつ、適宜受講生に対して質問をする方式を採る。応答を求められた場合には、沈黙してはならない。

2-1 講義では、配布資料において予め示した質問をするとともにこれに関連した派生的な質問もする。

2-2 講義の目標の達成のために講義中では講義資料には示していない「復習の質問」(民法総則・物権法のテーマも含む)をすることもある。

3. なお受講者の人数如何によっては座席指定をすることもある。座席指定された場合には指定座席に着席して受講しなければならない。

4. 言うまでもないが講義を妨害する行為は、一切これを認めない(場合によっては退室を命ずる)。

5. 資料は講義番号ごとに教室で配布する。

#### <履修するにあたって>

・民法と社会・民法(総則)・民法(物権法)の単位を修得しているとの前提で講義は進められる。

・六法は一回目の講義から必ず携行しなければならない(2023年版が望ましい)。

#### <授業時間外に必要な学修>

##### 時間外に必要な学修

この科目では、予習・復習等のために1回の講義あたり4時間の講義時間以外での学修が必要となる。

学修方法は以下に指示するとおりである。4時間の予習・復習の時間配分については受講者の判断に委ねる。予習・復習で特に注意すべき点はその都度説明する。

1. 3回の講義ごとに予習事項を示した資料を、3回目ごとの講義の最初の回の前の回の講義(例えば、講義番号2については第3回講義となる)で教室で(のみ)配布する(なお、第01/02/03回講義分については第01回において配布する。(なお、第01/02/03回講義分については第01回において配布する。したがって第01回講義については授業計画で示したテキスト 序章 第1章を読んでくればよい)。受講者は資料での指示に従いテキスト により予習して講義に臨まなければならない)。

2. 予習に際しては、まずはテキスト の当該頁を講義資料を参考にして通読し(資料中の【補足】については後

記3)、あわせて条文の確認を怠らないこと。

なお、テキスト で紹介されている判例については講義資料として配布するので【事実】と【判決理由】を十分に読んでくること。

3. 資料中の【補足】の部分については予習の段階では深く追究する必要はない。したがって【補足】に関するテキスト の当該箇所については一通り目を通すだけで十分である。

4. 講義終了後は講義の理解ができているか、資料に付した確認問題の解答等を通じて、十分に復習しなければならない。

#### <成績評価方法・基準>

##### 評価基準

・次の から までの方法により、本授業の到達目標に対する到達度に即して評価する。

各テスト・試験ともに選択肢を選択するだけ及びこれに類する形式の出題はしない。また、全てのテスト・試験について、テスト・試験終了後答案回収と引換えに、解説・採点基準を配布する。

確認テスト 10点

中間試験(講義時間内に実施する) 40点

定期試験 50点

・合格の基準： 中間試験・ 定期試験の両方を受験し、且つ の合計が60点以上を以って合格とする。

( 中間試験・ 定期試験の両方を受験しない者は確認テストの受験如何にかかわらず、/ 評価とする)

・中間試験：実施一週間前には実施要領を掲示する。

・確認テスト：原則として3回の講義を一纏りとして(実際の講義の進行に合わせるものであり、シラバス基準ではない)講義の目標達成度を問うものである(《確認テスト》と記した講義回の最後の15分~20分程度を予定している。)

・確認テスト・中間試験ともに、原則として実施1週間後の講義において採点・添削した答案(の写し)を返却し、講評をおこなう(詳細は講義で説明する。)

・定期試験答案(の写し)の返却については別途掲示する。

#### <テキスト>

青野博之・谷本圭子・久保宏之・下村正明・新プリ  
メール民法4 債権各論(2版2020年 法律文化社)

六法 特に指定はしない(2023年版が望ましい)

#### <参考図書>

##### 参考書

潮見 = 山野目 = 山本 = 窪田・新・判例ハンドブック  
【債権法】(2018年、日本評論社)

潮見佳男・基本講義債権各論【契約法・事務管理  
・不当利得】・【不法行為法】(3版2017年、新世社)

中田裕康・契約法(新版2021年、有斐閣)  
鎌田=潮見=渡辺・別冊法学セミナー新基本法コンメンタール債権2(2021年、日本評論社)  
松岡=松本=鹿野=中井編・改正債権法コンメンタール(2020年、法律文化社)  
磯村保・事例でおさえる民法 改正債権法(2021年、有斐閣)

以下は、特に講義で使用するわけではない。しかし、各自で学修することが望ましい:

・横田明美・カフェパウゼで法学を 対話で見つける<学び方>(2018年、弘文堂)

・井田良 = 佐渡島沙織 = 山野目章夫・法を学ぶ人のための文章作法(2016年、有斐閣)

・野矢茂樹・まったくゼロからの論理学(2020年、岩波書店)

<授業計画>

講義番号1

【1】第01/02/03回 主題 債権各論の基礎

テキスト 序章 第1章

第01回 債権法ガイダンス

債権の意義と性質:物権と債権

第02回 債権の発生原因と契約自由の原則 定型約款

第03回 契約:契約とは・契約の種類《確認テスト》

講義番号2 【2】第04/05/06回

主題 契約総論

テキスト 第1章 第2章

第04回 契約の成立 申込と承諾

第05回 契約の成立 契約の成立時期 懸賞広告 契約の効力 契約の拘束力 同時履行の抗弁権

第06回 契約の効力 危険負担・第三者のためにする契約・契約上の地位の移転《確認テスト》

講義番号3

【3】第07/08/09回 契約総論 ・契約各論

テキスト 第3章 第4章第1節序説第2節贈

第07回 契約の解除 解除の意義・解除原因・効果

第08回 契約の解除 解除の効果

第09回 契約各論序説 贈与 《確認テスト》

講義番号4 【4】第10/11/12回 主題 契約各論

テキスト 第4章第3節 売買

第10回 売買 売買の意義 売買契約の成立

第11回 売買 売買の効力 財産権移転義務と代金支払義務

第12回 売買 売買の効力 売主の契約不適合責任(担保責任) 《確認テスト》

講義番号5 【5】第13/14/15回 主題 契約各論

テキスト 第4章第3節 売買 第5章第1節序説 第2節消費貸借

第13回 売買 売買の効力 売主の契約不適合責任(担保責任)

第14回 売買 売買の効力 売主の契約不適合責任(担保責任) 買戻 交換

第15回 消費貸借 《確認テスト》

講義番号6 【6】第16/17/18回 主題 契約各論 と 中間試験

第16回 使用貸借

第17回 賃貸借 賃貸借の意義 賃貸借契約の成立 借地権と借家権

第18回 中間試験(試験時間75分)

講義番号7 【7】第19/20/21回

主題 契約各論

テキスト 第5章 第4節 賃貸借

第19回 賃貸借 賃貸借の効力・賃借人の義務・賃借人の義務

第20回 賃貸借 地位の移転 賃借人の地位の移転

第21回 賃貸借 地位の移転 賃借人の地位の移転 当事者の地位の移転と付随的権利関係の移転《確認テスト》

講義番号8 【8】第22/23/24回 主題 契約各論

テキスト 第5章 第4節 賃貸借 第6章第1節~第4節

第22回 賃貸借 賃貸借の終了・存続期間と法定更新・終了にともなう借地借家法の特別の規定・借家権承継の特別規定

第23回 雇用(雇傭) 請負

第24回 委任《確認テスト》

講義番号9 【9】第25/27/28回

主題 契約各論 ・事務管理・不当利得

テキスト 第6章第5節 寄託・第7章・第8章・第9章

第25回 寄託・組合・終身定期金・和解

第26回 事務管理 事務管理の意義・要件・効果 不当利得 不当利得の意義・侵害利得

第27回 不当利得 給付利得・費用利得・求償利得 《確認テスト》

講義番号10 【10】

第28/29/30回 主題 不法行為法

テキスト 第10章~第12章

第28回 不法行為法 不法行為の意義・要件・請求権者

第29回 不法行為法 不法行為の効果

第30回 不法行為法 特殊の不法行為 自動車損害賠償保障法・国家賠償法・製造物責任法 《確認テスト》

-----  
2022年度 後期

4単位

民法（債権各論）～

小松 昭人  
-----

< 授業の方法 >

講義・遠隔授業（オンデマンド授業）

< 授業の目的 >

この科目は、法学部ディプロマ・ポリシーのうち、「1. 知識・理解」および「2. 汎用的技能」に対応し、法的素養を身につけることおよび法的施行に基づいた説得力ある解決指針を示すことができるようになることを目的としている。

民法総則および物権法に関する理解を前提に、民法典第3編「債権」のうち、521条から724条の2までについて学ぶ。もっとも、民法の規定は相互に関係しているため、必要に応じて対象範囲以外の規定および特別法についても学ぶ。

なお、2017年6月2日法律第44号により改正された民法は、2020年4月1日に施行された。この講義では、現行法となった改正民法について講義する。

債権各論は、契約、不法行為等の債権の発生原因を扱う分野であり、民法全体の理解に欠かせないものである。実社会での重要性も高く、法学部卒業生としてこの分野についての理解を身につけていることが必要である。

< 到達目標 >

対象範囲に関する基本用語および概念を理解し、適切に用いることができる。

対象範囲における諸制度・諸規定について、そのような制度・規定が設けられた趣旨を理解し、説明することができる。

解釈上の問題について、基本的な最上級審の立場（判例）を理解し、説明することができる。

対象範囲に関する比較的単純な事例について、法律の規定および解釈に基づいて論理的に解答することができる。

< 授業のキーワード >

債権（債務）。契約。不法行為。不当利得。事務管理。

< 授業の進め方 >

履修者には、毎回、講義の音声データファイルおよび講義資料のPDFファイルをダウンロードしてもらい、その上で、講義資料を参照しながら、講義の音声データを再生して講義を聴いてもらう。講義資料に書かれていないことも講義の音声データの中で説明するので、各自、必要に応じて図を描いたり、メモをとったりすること。

なお、上記の進め方は、今年度前期の民法（物権）c【遠隔】で採用した進め方と同じである。民法（物権）c【遠隔】の各回の講義の音声データファイルおよび講義資料のPDFファイルは、民法（物権）c【遠隔】の

OneDriveにアップロードされているので、各自、参照の上、民法（債権各論）c【遠隔】を履修するかどうかを判断する材料としてほしい。

民法（物権）c【遠隔】OneDrive URL:

< 履修するにあたって >

民法（債権各論）c【遠隔】は、遠隔授業（オンデマンド授業）として実施する。今年度の民法（債権各論）については、a、b、cの3クラスが開講される。これらのうち、aおよびbのクラスは対面授業である。民法（債権各論）を履修するにあたっては、対面授業のクラスであるaおよびbと、遠隔授業のクラスであるcのうち、自分の学修特性にどのクラスが適しているかを、よく見定めること（これまでの自身の学修を振り返って、対面授業のクラスが適していると判断すれば、抽選から外れるかもしれないが、対面授業のクラスの抽選の申込みをしておくこと）。その上で、遠隔授業（オンデマンド授業）のこの講義を履修すると決めた者は各自、講義開始時まで、通信機器その他の通信環境を点検し、受講に支障がないようにしておくこと。

この講義の録音および講義資料のファイルは、この講義のOneDriveにアップロードする。OneDriveには下記の「遠隔授業情報」欄に挙げたURLでアクセスすることができる。各自、適時に、各回の講義の録音および講義資料のファイルをダウンロードしておくこと。

講義資料については、毎回、各自でプリントアウトした上でその回の講義を聴くことを強く勧める（紙のほうが一覧しやすく、メモも取りやすいため）。

テキストは各自必ず購入すること。講義でもしばしば参照する。整理された正確な知識を得るという点では、テキストの信頼性は高い（その対価として購入者は代金を支払っている）。インターネット上の、無料で検索はしやすくあるが（たいていは）不正確で雑多な情報よりも、テキストの方が圧倒的に優れている。情報の検索も、テキスト巻頭の目次や巻末の事項索引を使えば、知りたい情報にたどり着ける。

最新版の六法（令和4年版もしくは2022年度版）を毎回、手元に置いて参照することができるようにしておくこと。なお、2020年4月から施行された改正民法に即して講義をするので、古い六法は使用しないこと。スマートフォンに搭載した六法は、学習に適しないので、使用しないこと。

その他、受講上の注意については、初回のガイダンスで説明するので、必ず聴くこと。また、テストや課題レポートについては、dotCampusのお知らせ機能を使用して、一斉送信メールで告知する。大学からのメールは、絶えずこまめにチェックすること（このことは、特に大学のWebメールアドレスで受信した大学からのメールについて転送設定をしていない人に対しては、強く要求する）。また、シラバスデータベース、dotCampus、OneDr

ive)にアクセスするなどして、自ら絶えず最新の情報を求め、確認すること。友人などの噂話をうのみにするのは、とりわけ緊急事態宣言下で登学が困難な状況下では、大変危険です。

講義に関して質問や相談があれば、原則として月曜日の昼休み(13:00-13:30)のオフィス・アワーにZoomでアクセスするか、またはメールを送信すること。オフィス・アワー用のZoomのミーティング情報については、下記の「遠隔授業情報」欄を参照。

なお、下記の授業計画は、講義の進度や受講者の理解度に応じて、一部変更されることがある。

債権各論は範囲が広いので、すべてを講義で取り上げることができない。講義で触れなかった部分(とりわけ、契約各論の後半部分にあたる、委任、寄託、組合、終身定期金、和解など)は、テキストで自学自習すること。

< 授業時間外に必要な学修 >

復習は必ず行うこと。この科目では、予習・復習等のために1回の講義あたり4時間の講義時間以外の学修が必要となる。具体的な学修方法については、必要に応じて指示する。

復習の際には、講義の音声データを必ず一度は聴いた上で、講義資料、ノート、テキストに目を通して自分が理解できなかった点を明確にし、その点について集中的に調べ、考えるようにすること。また、どうしてもわからないときは、基本に立ち戻って、講義資料を参照しつつ、講義の音声データを再度聴くことを勧める。

それでもわからないときは、担当教員に質問をしてください。質問は歓迎します。なお、質問の際にも、わからない点をはっきりさせるように心がけること。

< 提出課題など >

新型コロナウイルス感染症の感染状況その他の諸般の事情により、学期末に定期試験を実施することができないときは、定期試験に替えて課題レポートを課す。その場合、追試験は基本的に実施しない。

< 成績評価方法・基準 >

定期試験(記述式、60%)および小テスト(20%×2回)。

非登学申請者については、定期試験の実施の可否にかかわらず、課題レポート(60%)および小テスト(20%×2回)。

参考までに、私が昨年度後期に担当した同じ科目(民法(債権各論)【遠隔】c)の成績評価の人数および割合を下記の示しておく。

履修者数 354名

S-xx名(5.9%)、A-xx名(14.9%)、B-xx名(23.9%)、C-xx名(26.1%)、D-xx名(23.9%)、/-xx名(5.3%)

なお、昨年度の評価割合をここに掲げたことは、今年度

の評価割合が昨年度の評価割合と同様となることを必ずしも意味しない。

たとえば、再履修者を中心に、履修者数が昨年度よりも著しく増加する場合には、履修者の学修への取り組み次第だが、Dおよび-/の評価割合が増加する(つまり、C以上の評価割合が減少する)可能性がある。

< テキスト >

藤岡康宏・磯村保・浦川道太郎・松本恒雄『民法 債権各論[第4版]』(有斐閣Sシリーズ、2019年)。

なお、講義開始時までに改訂されたときは、最新版を使用する。

< 参考図書 >

契約総論および各論の部分につき、中田裕康『契約法[新版]』(有斐閣、2021年)、曾野裕夫・松井和彦・丸山絵美子『民法 契約』(有斐閣、2021年)、潮見佳男『基本講義 債権各論 [第3版]』(新世社、2017年)。

不法行為の部分につき、窪田充見『不法行為法[第2版]』(有斐閣、2018年)、潮見佳男『基本講義 債権各論 不法行為法[第4版]』(新世社、2021年)。

その他のものとして、窪田充見・森田宏樹編『民法判例百選 [第8版]』(有斐閣、2018年)、我妻栄・有泉亨・清水誠・田山輝明『我妻・有泉コンメンタール民法 総則・物権・債権[第7版]』(日本評論社、2021年)、池田真朗編著『民法Visual Materials[第3版]』(有斐閣、2021年)。

なお、学修ガイドとして、下記の3点を挙げておく。

道垣内弘人『プレップ 法学を学ぶ前に[第2版]』(弘文堂、2017年) 定価 1,000円+税

田高寛貴・原田昌和・秋山靖浩『リーガル・リサーチ&レポート[第2版]』(有斐閣、2020年) 定価 1,870円

大橋洋一『法学テキストの読み方』(有斐閣、2020年) 定価 1,000円+税

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス

債権各論序論

受講上の諸注意。債権各論とは何か。債権(債務)とは何か。

第2回 契約総論(1)

契約とは何か。契約の分類。契約自由の原則とその例外。

第3回 契約総論(2)

契約の成立。定型約款。

第4回 契約総論(3)

契約の効力(1) 同時履行の抗弁権。

第5回 契約総論(4)

契約の効力(2) 第三者のためにする契約。

第6回 契約総論(5)

契約の解除（１）。  
第7回 契約総論（６）  
契約の解除（２）。  
第8回 契約総論（７）  
契約の解除（３）。危険負担。  
第9回 契約各論（１）  
売買（１）。  
第10回 契約各論（２）  
売買（２）。  
第11回 契約各論（３）  
売買（３）。  
第12回 契約各論（４）  
売買（４）。  
第13回 契約各論（５）  
売買（５）。  
第14回 契約各論（６）  
贈与。  
第15回 契約各論（７）  
消費貸借。使用貸借。  
第16回 契約各論（８）  
賃貸借（１）。  
第17回 契約各論（９）  
賃貸借（２）。  
第18回 契約各論（10）  
賃貸借（３）。  
第19回 契約各論（11）  
賃貸借（４）。  
第20回 契約各論（12）  
賃貸借（５）。  
第21回 契約各論（13）  
賃貸借（６）。  
第22回 契約各論（14）  
請負（１）。  
第23回 契約各論（15）  
請負（２）。委任（１）。  
第24回 契約各論（16）  
委任（２）。  
第25回 不法行為（１）  
不法行為とは何か。一般不法行為の成立要件。  
第26回 不法行為（２）  
不法行為の効果。  
第27回 不法行為（３）  
特殊不法行為。  
第28回 事務管理  
事務管理とは何か。事務管理の成立要件。事務管理の効果。  
第29回 不当利得（１）  
不当利得とは何か。侵害不当利得。  
第30回 不当利得（２）  
給付不当利得。特殊な不当利得。

-----  
2022年度 後期

4単位

民法（債権各論）～

廣峰 正子  
-----

<授業の方法>

講義

<授業の目的>

この科目は、法学部ディプロマ・ポリシーのうち、「1. 知識・理解」および「2. 汎用的技能」に対応し、法的素養を身につけることおよび法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができるようになることを目的としている。

民法（総則）および民法（物権）に関する理解を前提に、民法典第3編「債権」のうち、521条～724条について学ぶ。もっとも、民法の規定は相互に関係しているため、必要に応じて対象範囲以外の規定および特別法についても学ぶ。

債権各論は、契約、不法行為等の債権の発生原因を扱う分野であり、民法全体の理解に欠かせないものである。実社会での重要性も高く、法学部卒業生としてこの分野についての理解を身につけていることが必要である。

<到達目標>

対象範囲に関する基本用語および概念を理解し、適切に用いることができる。

対象範囲における諸制度・諸規定について、そのような制度・規定が設けられた趣旨を理解し、説明できる。

解釈上の問題について、基本的な最上級審の立場（判例）を理解し、説明できる。

対象範囲に関する複雑な事例について、法律の規定に基づいて論理的に解答できる。

<授業の進め方>

レジュメを配布します。右頁は、各自がノートをとるための余白です。各自、最低限板書を写し、その他口述したことを書き取り、自分自身のノートを作成してください。適宜テキストにも触れますので、テキストも持参すること。

<履修するにあたって>

六法を必ず毎回持参すること（出版社は問わない）。

<授業時間外に必要な学修>

この科目では、予習・復習等のために1回の講義あたり4時間の講義時間以外での学修が必要となります。

レジュメに各回のテキスト該当頁が記載されているので、まずはそれを通読し、理解できた部分・できなかった部分を明確に意識して授業に臨むこと。

講義中に、復習問題や簡単な課題を出した場合は、それを行うこと。

<成績評価方法・基準>

定期試験（90%程度）。

理解度確認のため、講義中に何度か小テストを行う（全体として概ね10%程度）。

<テキスト>

藤岡康宏他著『民法 - 債権各論』〔第4版〕（有斐閣・2019年）

<参考図書>

野澤正充『セカンドステージ債権法（契約法）』〔第3版〕（日本評論社・2020年）2700円＋税

野澤正充『セカンドステージ債権法（事務管理・不当利得・不法行為）』〔第3版〕（日本評論社・2020年）2800円＋税

吉村良一『不法行為法』〔第5版〕（有斐閣・2017年）2700円＋税

<授業計画>

第1回 序論

債権各論総説、契約の基本原則

第2回 契約総論（1）

契約の成立

第3・4回 契約総論（2）

契約の効力、契約上の地位の移転

第5・6回 契約総論（3）

契約の解除、危険負担と履行不能解除

第7回 契約各論（1）

契約各論序説・贈与

第8・9回 契約各論（2）

売買

第10回 契約各論（3）

買戻し・交換

第11回 契約各論（4）

消費貸借

第12回 契約各論（5）

使用貸借

第13回 契約各論（6）

賃貸借（1）（意義・成立・終了）

第14・15回 契約各論（7）

賃貸借（2）（第三者との関係・特別法）

第16回 契約各論（8）

雇用

第17回 契約各論（9）

請負

第18回 契約各論（10）

委任

第19回 契約各論（11）

寄託

第20回 契約各論（12）

組合・終身定期金・和解

第21回 不法行為（1）

不法行為序説（テキスト258～265頁）

第22・23回 不法行為（2）

一般不法行為の要件（テキスト266～312頁）

第24回 不法行為（3）

因果関係と賠償範囲の確定（テキスト307～331頁）

第25回 不法行為（4）

特殊不法行為（監督者責任・使用者責任）（テキスト352～370頁）

第26回 不法行為（5）

特殊不法行為（共同不法行為）（テキスト370～398頁）

第27回 不法行為（6）

不法行為の効果（テキスト398～437頁）

第28回 事務管理

事務管理（テキスト438～447頁）

第29・30回 不当利得

不当利得（テキスト448～483頁）

-----  
2022年度 前期

4単位

民法（債権総論）

田中 康博

-----  
<授業の方法>

対面授業(講義)

<授業の目的>

この科目は、法学部ディプロマ・ポリシーのうち、「1. 知識・理解」および「2. 汎用的技能」に対応し、法的素養を身につけることおよび法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができるようになることを目的としている。

民法総則・物権法及び債権各論に関する理解を前提に、民法典第3編「債権」のうち、399条から520条の20までについて学ぶ。もっとも、民法の規定は相互に関係しているため、必要に応じて対象範囲以外の規定および特別法についても学ぶ。

債権総論は、その発生原因の如何を問わず、およそ債権に共通する規律を扱う分野であり、民法全体の理解に欠かせないものである。実社会での重要性も高く、法学部卒業生としてこの分野についての理解を身につけることが必要である。

<到達目標>

対象範囲に関する基本用語および概念を理解し、適切に用いることができる（「1. 知識・理解」）。

対象範囲における諸制度・諸規定について、そのような制度・規定が設けられた趣旨を理解し、説明できる（「1. 知識・理解」）。

解釈上の問題について、基本的な最上級審の立場（判例）を理解し、説明できる（「1. 知識・理解」「2. 汎用的技能」）。

対象範囲に関する単純な事例について、法律の規定に基づいて論理的に解答できる  
(「2.汎用的技能」)。

#### <授業の進め方>

1. レクチャー方式を基本としつつ、適宜受講生に対して質問をする方式を採る。応答を求められた場合には、沈黙してはならない。

2-1 講義では、配布資料において予め示した質問をするとともにこれに関連した派生的な質問もする。

2-2 講義の目標の達成のために講義中では講義資料には示していない「復習の質問」(これのでの民法科目のテーマも含む)をすることもある。

3. 言うまでもないが講義を妨害する行為は、一切これを認めない(場合によっては退室を命ずる)。

#### <履修するにあたって>

・民法と社会・民法(総則)・民法(物権法)・民法(債権各論)の単位を修得しているとの前提で講義は進められる。

・六法(2022年版が望ましい)は一回目の講義から必ず携行しなければならない。

#### <授業時間外に必要な学修>

この科目では、予習・復習等のために1回の講義あたり4時間の講義時間以外での学修が必要となる。

学修方法は以下に指示するとおりである。4時間の予習・復習の時間配分については受講者の判断に委ねる。予習・復習で特に注意すべき点はその都度説明する。

1. 3回の講義ごとに予習事項を示した資料を、3回目ごとの講義の最初の回の前の回の講義(例えば、講義番号2については第3回講義となる)で教室で配布する(なお、第01/02/03回講義分については第01回において配布する。したがって第01回講義については授業計画で示したテキストの指定の章を読んでくれればよい)。受講者は配布資料での指示に従いテキストにより予習して講義に臨まなければならない。

2. 予習に際しては、まずはテキストの当該箇所を講義資料を参考にして通読し(資料中の【補足】については後記3)、あわせて条文の確認を怠らないこと。

なお、テキストで紹介されている判例については講義資料として配布するので【事実】と【判決理由】を十分に読んでくること。

3. 資料中の【補足】の部分については予習の段階では深く追究する必要はない。したがって【補足】に関するテキストの当該箇所については一通り目を通すだけで十分である。

4. 講義終了後は講義の理解ができているか、資料に付した確認問題の解答等を通じて、十分に復習しなければならない。

#### <成績評価方法・基準>

・次のからまでの方法により、本授業の到達目標に対する到達度に即して評価する。

各テスト・試験ともに選択肢を選択するだけ及びこれに類する形式の出題はしない。また、全てのテスト・試験について、テスト・試験終了後答案回収と引換えに、解説・採点基準を配布する。

確認テスト 10点

中間試験(講義時間内に実施する) 40点

定期試験 50点

・合格の基準： 中間試験・定期試験の両方を受験し、且つ の合計が60点以上を以って合格とする。

( 中間試験・定期試験の両方を受験しない者は確認テストの受験如何に拘わらず、ノ評価とする)

・中間試験：実施一週間前には実施要領を掲示する。

・確認テスト：原則として3回の講義を一纏りとして(実際の講義の進行に合わせるものであり、シラバス基準ではない)講義の目標達成度を問うものである(《確認テスト》と記した講義回の最後の15分~20分程度を予定している。)

・確認テスト・中間試験ともに、原則として実施1週間後の講義において採点・添削した答案(の写し)を返却し、講評をおこなう(詳細は講義で説明する。)

・定期試験答案(の写し)の返却については別途掲示する。

#### <テキスト>

松岡=山田=田中洋=福田=多治川・新プリメール  
民法3 債権総論 2版 2020年法律文化社

六法 特に指定はしない(2022年版が望ましい)

#### <参考図書>

潮見佳男・プラクティス民法 債権総論(5版補訂2020年、信山社)

潮見=山野目=山本=窪田・新・判例ハンドブック【債権法】(2018年、日本評論社)

磯村保・事例でおさえる民法 改正債権法(2021年、有斐閣)

中田裕康・債権総論(4版2020年、有斐閣)

松岡=松本=鹿野=中井編・改正債権法コンメンタール(2020年、法律文化社)

鎌田=松本=野澤編・新基本法コンメンタール 債権1(2021年、日本評論社)

以下は特に講義で使用するわけではない。しかし、各自で学修することが望ましい：

・横田明美・カフェパウゼで法学を 対話で見つける<学び方>(2018年、弘文堂)

・井田良=佐渡島沙織=山野目章夫・法を学ぶ人のための文章作法(2016年、有斐閣)

#### <授業計画>



講義番号1

【1】第01/02/03回 主題 債権総論の基礎と債権の目的

テキスト 改正された民法(債権関係)を学ぶ 序章 第1章

第01回 債権法ガイダンス  
債権の意義と性質：債権の発生原因と債権総則規定

第02回 債権の目的 特定物債権・種類債権・選択債権

第03回 債権の目的 金銭債権・種類債権《確認テスト》

講義番号2 【2】第04/05/06回 主題 債権の効力

テキスト 第2章第3章

第04回 債務の履行期・履行請求権

第05回 債務不履行の要件

第06回 債務不履行の効果 《確認テスト》

講義番号3 【3】第07/08/09回 主題 債権の効力 (債務不履行)と責任財産の保全 (債権者代位権)

テキスト 第3章・第4章

第07回 債務不履行の効果

第08回 債権者代位権 意義と要件

第09回 債権者代位権 行使の効果《確認テスト》

講義番号4 【4】第10/11/12回 主題 責任財産の保全 (債権者代位権・詐害行為取消権)

テキスト 第4章

第10回 債権者代位権 個別権利実現準備型

第11回 詐害行為取消権 意義と要件

第12回 詐害行為取消権 要件 《確認テスト》

講義番号5 【5】第13/14/15回 主題 責任財産の保全 (詐害行為取消権)及び多数当事者の債権及び債務 (原則規定)

テキスト 第4章 第5章 第6章

第13回 詐害行為取消権 行使方法・期間制限・効果

第14回 第三者による債権侵害

第15回 多数当事者の債権・債務 (分割債権債務・不可分債権債務)《確認テスト》

講義番号6 【6】第16/17/18回 主題 多数当事者の債権及び債務 (連帯債務)と中間試験

テキスト 第7章

第16回 連帯債務 意義・成立・効力

第17回 連帯債務 連帯債務者間の内部関係 連帯債権

第18回 中間試験(試験時間75分)

講義番号7 【7】第19/20/21回 主題 多数当事者の債権及び債務 (保証債務)

テキスト 第8章

第19回 保証債務 意義・成立・効力

第20回 保証債務 主たる債務者と保証人との関係

第21回 保証債務 特則と特別法(身元保証法)《確認テスト》

講義番号8 【8】第22/23/24回 主題 債権譲渡と債務引受

テキスト 第9章

第22回 債権譲渡 債権譲渡の意義と効果

第23回 債権譲渡 対抗要件

第24回 債務引受 《確認テスト》

講義番号9 【9】第25/26/27回 主題 債権の消滅 (弁済)

テキスト 第10章

第25回 弁済 弁済の意義と効果、弁済充当・代物弁済・供託

第26回 弁済 弁済受領権利以外の者に対する弁済

第27回 弁済 弁済による代位《確認テスト》

講義番号10 【10】第28/29/30回 主題 債権の消滅 (相殺他)

テキスト 第10章

第28回 相殺 意義と要件・効果

第29回 相殺 相殺禁止と相殺による充当

第30回 更改 免除 混同《確認テスト》

-----  
2022年度 前期

4単位

民法 (債権総論)

廣峰 正子  
-----

<授業の方法>

講義

<授業の目的>

この科目は、法学部ディプロマ・ポリシーのうち、「1. 知識・理解」および「2. 汎用的技能」に対応し、法的素養を身につけることおよび法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができるようになることを目的としている。

2年次までの配当科目である民法(総則)、民法(物権)および民法(債権各論)に関する理解を前提に、民法典第3編「債権」のうち、399条~520条について学ぶ。もっとも、民法の規定は相互に関係しているため、必要に応じて対象範囲外の規定および特別法についても

学ぶ。

民法のうち財産法に関しては、この債権総論をもって全範囲を学ぶことになるため、民法全体についての理解を深めるために必須の分野である。

#### <到達目標>

対象範囲に関する基本用語および概念を理解し、適切に用いることができる。

対象範囲における諸制度・諸規定について、そのような制度・規定が設けられた趣旨を理解し、説明できる。

解釈上の問題について、基本的な最上級審の立場（判例）を理解し、説明できる

複雑な事例について、法律の規定に基づいて論理的に解答できる。

#### <授業の進め方>

レジュメを配布します。講義中に、その右頁に最低限板書を写し、その他口述したことを書きとり、自分自身のノートを作成してください。適宜テキストにも触れますので、テキストも持参すること。

必ず六法を持参すること。

#### <履修するにあたって>

1 講義前の予習として、各自指定テキスト又はその他の基本書（債権総論）を使用して、でき

るだけレジュメの穴埋めをしてください。レジュメに指定テキストの該当頁が記載されています（1講義当たり10～20頁程度）。該当箇所を読めば、レジュメの空欄を7割以上は埋められるよう

になっています。

2 六法を必ず持参すること。

#### <授業時間外に必要な学修>

この科目では、予習・復習等のために1回の講義あたり4時間の講義時間以外での学修が必要となります。

レジュメに各回のテキスト該当頁が記載されているので、まずはそれを通読し、理解できた部分・できなかった部分を明確に意識して授業に臨むこと。

講義中に、復習問題や簡単な課題を出した場合は、それを行うこと。

#### <成績評価方法・基準>

定期試験（100%）。

#### <テキスト>

野村豊弘（他）著『民法 - 債権総論』[第4版]（有斐閣・2018年）

#### <参考図書>

野澤正充『セカンドステージ債権法II 債権総論（第3版）』（日本評論社・2020年）

#### <授業計画>

#### 第1、2回 債権法の基礎理論

債権と物権の峻別など債権の基本的な概念・理論を主として解説する。

#### 第3回 債権の基本的な効力

債権の法的性質に留意して解説をする。

#### 第4回 第三者による債権侵害

具体的事例にそくして第三者による債権侵害を学習する。

#### 第5回 債権の目的1（種類債権等）

債権の「目的」について解説するとともに、種類債権・特定物債権等について解説する。

#### 第6、7回 債権の目的2（選択債権・金銭債権・利息債権）

選択債権・金銭債権・利息債権について解説する。

#### 第8、9回 国家の強制力による債務内容の実現

債権の取力及び貫徹力について学習する。

#### 第10、11回 債務不履行

債務不履行について具体的事例を挙げてさまざまな角度から検討する。

#### 第12、13回 債権者代位権

債権者代位権の理論的側面を学習し、かつ、具体的事例によって理解を深めることを内容とする。

#### 第14回 債権者代位権の転用

内容が複雑な債権者代位権の転用事例を判例事案にそって解説する。

#### 第15、16回 債権者取消権

債権者取消権の理論的側面を学習し、かつ、具体的事例によって理解を深めることを内容とする。

#### 第17回 多数当事者間の債権債務関係

条文だけではイメージがわきにくい多数当事者間の債権債務関係について具体的事例を挙げて詳細に解説する。

#### 第18、19回 連帯債務

連帯債務の性質、内容を概観し、具体的に日常生活にどう存在しているかを検討する。

#### 第20、21回 保証債務

日常生活でよく耳にはする「保証」、この保証という概念を法的に徹底的に理解することを内容とする。

#### 第22、23回 債権譲渡

担保物権法との境界事例ではあるが、債権譲渡については主として債権法の観点から解説を行う。

#### 第24回 債務引受・契約上の地位の移転

概念的・理論的な話で終始し、抽象的な解説で終わるのではなく、事例を挙げて具体的なイメージをわく解説を試みる。

#### 第25、26回 債権の消滅

債権の消滅に関する基礎理論を解説する。

#### 第27回 弁済の提供・受領遅滞

弁済の提供、受領遅滞という一連の場面を具体的に設定して、その法的性質、効果などを検討する。

#### 第28-29回 相殺

相殺の基礎理論を総合的に学習する。

第30回 更改・免除・混同

債権消滅の一原因である更改・免除・混同を総合的に解説する。

-----  
2022年度 後期

4単位

民法（親族・相続）

足立 公志朗  
-----

<授業の方法>

講義

<授業の目的>

この科目は、法学部ディプロマ・ポリシーのうち、「1. 知識・理解」および「2. 汎用的技能」に対応し、法的素養を身につけることおよび法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができるようになることを目的としている。

この授業では、民法総則、物権法、債権各論および債権総論に関する理解を前提に、民法典第4編「親族」および第5編「相続」（いわゆる「家族法」）について学ぶ。もっとも、民法の規定は相互に関係しているため、必要に応じて対象範囲外の規定および特別法についても学ぶ。

民法の家族法部分は、誰にとっても日常生活において関わりうるものである。また、戸籍に関する知識は公務員等の業務を遂行する上でも必要であり、かかる知識も本講義において身につけることができる。

<到達目標>

対象範囲に関する基本用語および概念を理解し、適切に用いることができる。

対象範囲における諸制度・諸規定について、そのような制度・規定が設けられた趣旨を理解し、説明できる。

解釈上の問題について、基本的な最上級審の立場（判例）を理解し、説明できる

対象範囲に関する複雑な事例について、法律の規定に基づいて論理的に解答できる。

家族法をめぐる現代的問題について、問題点を的確に整理した上で、自分なりの考えを示すことができる。

<授業のキーワード>

パートナー 親子 法定相続 遺言相続 戸籍

<授業の進め方>

担当教員の講義資料に基づく講義であるが、講義での説明が及ばない部分は教科書に委ねるため、教科書を手元において受講することを強く勧める。講義中に質問を投げかけるなど、受講者に問題提起をする。

講義の前日までに講義資料をアップロードする（システムは未定）。ダウンロードしてプリントアウトすることを強く勧める。担当者との接触機会を減らすために、対面授業の受講者にも紙媒体は配付しない。

<履修するにあたって>

各回の持ち物

1. 講義資料
2. 六法
3. 教科書

講義が始まるまでに

第1回の講義までに教科書を通読することを勧める。

<授業時間外に必要な学修>

予習

講義資料及び教科書の該当箇所を読み、条文は全て六法でチェックすること。各回1時間程度の予習が求められる。

復習

復習は、ノートの補充を中心に、手を使った作業を行うこと。講義の記憶が残っている内に行った方が効率的なので、復習は講義のあったその日に行うこと。各回2時間程度の復習が求められる。

<提出課題など>

原則として課さない。課題提出を求める場合は事前に通知をする。

なお、dot Campusのレポート機能を利用して、簡単なクイズをすることがある。クイズの正否は成績とは無関係であるが、回答の状況は成績評価の補助資料となる。クイズに合わせて、授業に対する質問や要望等も受け付ける。これらに対する教員からの返事は講義中に行う。

<成績評価方法・基準>

学期末に実施する定期試験（100点満点）による。

<テキスト>

窪田充見『家族法 民法を学ぶ〔第4版〕』（有斐閣、2019年）

<参考図書>

松川正毅『民法 親族・相続〔第6版〕』（有斐閣、2019年）

内田貴他編『民法判例集?親族・相続』（有斐閣、2014年）

水野紀子他編『民法判例百選III?親族・相続〔第2版〕』（有斐閣、2018年）

我妻栄『親族法』（有斐閣、1961年）

中川善之助・泉久雄『相続法〔第4版〕』（有斐閣、2000年）

伊藤昌司『相続法』（有斐閣、2002年）

<授業計画>

第1回 概要説明

成績評価の方法等、事務的な事柄について説明した後、講義の全体的な内容等、次回以降の予告をする。

第2回 親族・相続法の全体像

親族・相続法の全体像について学ぶ。

第3回 婚約と婚姻

婚約と婚姻の法的な意味について学ぶ。

第4回 婚姻

婚姻の成立要件、効果等について学ぶ。

第5回 婚姻  
婚姻に基づく財産関係について学ぶ。

第6回 離婚  
離婚の要件について学ぶ。

第7回 離婚  
離婚の効果について学ぶ。

第8回 離婚  
離婚を巡る実践的な問題点について学ぶ。

第9回 婚姻以外の結合  
婚姻以外のパートナーシップ関係について学ぶ。

第10回 親子  
嫡出推定制度等について学ぶ。

第11回 親子  
養子制度について学ぶ。

第12回 生殖補助医療  
生殖補助医療に注意して、嫡出推定制度について考える。

第13回 親権  
親権の内容と問題点について学ぶ。

第14回 その他の制度  
親族法におけるその他の制度について学ぶ。

第15回 相続法総論  
相続法の全体像を学び、相続の開始原因に関する検討に進む。

第16回 法定相続  
相続人、相続財産について学ぶ。

第17回 法定相続  
相続人、相続財産について学ぶ。

第18回 法定相続  
相続分について学ぶ。

第19回 法定相続  
相続分を具体化する制度について学ぶ。

第20回 法定相続  
法定相続に関する残りの制度について学ぶ。

第21回 遺言法総論  
遺言の全体像を学ぶ。

第22回 遺言  
遺贈と遺言の執行を中心に学ぶ。

第23回 特別受益の処理  
特別受益の処理について例を用いて説明する。

第24回 遺留分  
遺留分制度の概要を学ぶ。

第25回 遺留分  
遺留分を確保する制度について学ぶ。

第26回 特別受益の処理と遺留分  
具体的相続分の計算方法及び遺留分の計算方法を、事例を用いて学ぶ。

第27回 配偶者居住権  
配偶者居住権制度等について学ぶ。

第28回 特殊な遺言

いわゆる「相続させる」旨の遺言（特定財産承継遺言）について学ぶ。

第29回 相続税  
相続税について概観する。

第30回 家族法応用  
家族法全体を巡る問題や家族法と財産法の交錯する問題について検討する。

-----

2022年度 前期

2単位

民法と社会 【 ~ 】

笹川 明道

-----

< 授業の方法 >

講義

< 授業の目的 >

この科目は、法学部ディプロマ・ポリシーのうち、「1. 知識・理解」および「2. 汎用的技能」に対応しており、法的素養を身につけることおよび法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができるようになることを目的としています。

私たちが暮らす社会では、自分が必要とする物を、その物を所有している人を見つけて、売買や賃貸借といった契約を結んで入手するのが一般的です。そうして自らの必要を満たしながら、自分自身の意思で自分自身の生活を築き上げています。すなわち、契約を用いて自らの生活を自らの意思決定で組み立てていく社会といえます。そのような社会を契約社会と呼んだりします。この契約社会を規律している法律がほかならぬ民法です。すなわち、国家の基本的な在り方を定めているのが憲法だとすれば、民法は社会の基本的な在り方を定める法律なのです。

民法と社会の授業では、私たちが暮らす「社会」とそれを規律している「民法」について学びます。まず、私たちの暮らす社会の基本的な成り立ちについて民法の視点から学びます。また、私たちが暮らす社会には様々な問題が生起していますが、その中から民法と関係するいくつかの問題について学び、そうした問題の解決のために民法がどのように役立つかについても学びます。加えて、皆さんは1年生の後期から、本格的に民法の専門科目を勉強することになりますが、それに備えて、契約に関するルールをはじめとする民法の基本的な事項についても学んでいきます。

本授業は、私たちの暮らす社会をより深く認識し、社会についての興味・関心を広げるとともに、私たちの社会を規律する民法の基本的事項を学ぶのが目的です。

< 到達目標 >

(1) 私たちが生活する社会がどのような社会であるかを民法の視点から説明することができる。

(2) 私たちが暮らす社会に生じた問題のいくつかについ

て認識を深め、また、それをどのように解決すべきかについて自分の意見を述べることができる。

(3) 1年後期以降に受講する民法の専門科目を理解するのに必要な民法の基礎的事項を説明することができる。

<授業の進め方>

講義中心で授業を進めますが、理解を深めるためにときどき受講者全員に対する発問をして、挙手による回答を求めることがあります。

<履修するにあたって>

六法を毎回持参すること。

<授業時間外に必要な学修>

この科目では、予習・復習等のために1回の講義あたり4時間の講義時間以外での学修が必要です。予習・復習の割合および学修方法については、必要に応じて指示します。

<提出課題など>

・小テスト(マーク式)を計2回実施し、各回の当日に正答を掲示します。

・定期試験(マーク式および論述式の組み合わせ)を実施し、その当日に正答および解説を掲示します。

<成績評価方法・基準>

定期試験 約80%、小テスト 約20%の割合で評価します。

<テキスト>

増成 牧・笹川明道 編 『ナビゲート民法: 契約社会を賢く生きるための14章』

(北大路書房、2019年) ¥2,400 + 税 (予定)

<授業計画>

第1回 イントロダクション(1)

この授業の進め方、民法のあらまし

第2回 イントロダクション(2)

民法にかかわる具体的事例の紹介

第3回 契約(1)

教科書の「第2章 契約とは」にあたる部分の解説

第4回 契約(2)

教科書の「第3章 契約の成立」にあたる部分の解説

第5回 契約(3)

教科書の「第6章 人」にあたる部分の解説

第6回 契約(4)

教科書の「第4章 契約の履行(1)」にあたる部分の解説

第7回 契約(5)

教科書の「第5章 契約の履行(2)」にあたる部分の解説

第8回 契約(6)

教科書の「第5章 契約の履行(2)」にあたる部分の解説

第9回 契約(7)

教科書の「第7章 代理」にあたる部分の解説

第10回 物権(1)

教科書の「第8章 物権」、「第9章 物権変動」にあたる部分の解説

第11回 物権(2)

教科書の「第10章 債権の実現を確実にする諸制度」にあたる部分の解説

第12回 不法行為

教科書の「第11章 不法行為」にあたる部分の解説

第13回 親族(1)

教科書の「第12章 親族」にあたる部分の解説

第14回 親族(2)

教科書の「第12章 親族」にあたる部分の解説

第15回 相続

教科書の「第13章 相続」にあたる部分の解説

-----  
2022年度 前期

2単位

民法と社会 【 ~ 】

笹川 明道  
-----

<授業の方法>

講義

<授業の目的>

この科目は、法学部ディプロマ・ポリシーのうち、「1. 知識・理解」および「2. 汎用的技能」に対応しており、法的素養を身につけることおよび法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができるようになることを目的としています。

私たちが暮らす社会では、自分が必要とする物を、その物を所有している人を見つけて、売買や賃貸借といった契約を結んで入手するのが一般的です。そうして自らの必要を満たしながら、自分自身の意思で自分自身の生活を築き上げています。すなわち、契約を用いて自らの生活を自らの意思決定で組み立てていく社会ということができます。そのような社会を契約社会と呼んだりします。この契約社会を規律している法律がほかならぬ民法です。すなわち、国家の基本的な在り方を定めているのが憲法だとすれば、民法は社会の基本的な在り方を定める法律なのです。

民法と社会の授業では、私たちが暮らす「社会」とそれを規律している「民法」について学びます。まず、私たちの暮らす社会の基本的な成り立ちについて民法の視点から学びます。また、私たちが暮らす社会には様々な問題が生起していますが、その中から民法と関係するいくつかの問題について学び、そうした問題の解決のために民法がどのように役立つかについても学びます。加えて、皆さんは1年生の後期から、本格的に民法の専門科目を勉強することになりますが、それに備えて、契約に関するルールをはじめとする民法の基本的な事項についても学んでいきます。

本授業は、私たちの暮らす社会をより深く認識し、社会についての興味・関心を広げるとともに、私たちの社会を規律する民法の基本的事項を学ぶのが目的です。

<到達目標>

(1) 私たちが生活する社会がどのような社会であるかを民法の視点から説明することができる。

(2) 私たちが暮らす社会に生じた問題のいくつかについて認識を深め、また、それをどのように解決すべきかについて自分の意見を述べるができる。

(3) 1年後期以降に受講する民法の専門科目を理解するのに必要な民法の基礎的事項を説明することができる。

< 授業の進め方 >

講義中心で授業を進めますが、理解を深めるためにときどき受講者全員に対する発問をして、挙手による回答を求めることがあります。

< 履修するにあたって >

六法を毎回持参すること。

< 授業時間外に必要な学修 >

この科目では、予習・復習等のために1回の講義あたり4時間の講義時間以外での学修が必要です。予習・復習の割合および学修方法については、必要に応じて指示します。

< 提出課題など >

・小テスト(マーク式)を計2回実施し、各回の当日に正答を掲示します。

・定期試験(マーク式および論述式の組み合わせ)を実施し、その当日に正答および解説を掲示します。

< 成績評価方法・基準 >

定期試験 約80%、小テスト 約20%の割合で評価します。

< テキスト >

増成 牧・笹川明道 編 『ナビゲート民法: 契約社会を賢く生きるための14章』

(北大路書房、2019年) ¥2,400 + 税 (予定)

< 授業計画 >

第1回 イントロダクション(1)

この授業の進め方、民法のあらまし

第2回 イントロダクション(2)

民法にかかわる具体的事例の紹介

第3回 契約(1)

教科書の「第2章 契約とは」にあたる部分の解説

第4回 契約(2)

教科書の「第3章 契約の成立」にあたる部分の解説

第5回 契約(3)

教科書の「第6章 人」にあたる部分の解説

第6回 契約(4)

教科書の「第4章 契約の履行(1)」にあたる部分の解説

第7回 契約(5)

教科書の「第5章 契約の履行(2)」にあたる部分の解説

第8回 契約(6)

教科書の「第5章 契約の履行(2)」にあたる部分の解説

第9回 契約(7)

教科書の「第7章 代理」にあたる部分の解説

第10回 物権(1)

教科書の「第8章 物権」、「第9章 物権変動」にあたる部分の解説

第11回 物権(2)

教科書の「第10章 債権の実現を確実にする諸制度」にあたる部分の解説

第12回 不法行為

教科書の「第11章 不法行為」にあたる部分の解説

第13回 親族(1)

教科書の「第12章 親族」にあたる部分の解説

第14回 親族(2)

教科書の「第12章 親族」にあたる部分の解説

第15回 相続

教科書の「第13章 相続」にあたる部分の解説

-----  
2022年度 前期

2単位

民法特別演習

杉村 幸則  
-----

< 授業の方法 >

毎回配布するパワーポイント資料などで講義予定です。例年、法科大学院進学予定の方、行政書士資格合格者及び宅地建物取引士合格者の方(学習中の方も含む)、公務員試験受験予定者の方を中心に出席される予定です。熱心な受講態度の方が多いため、教室後方での受講はお控えください

< 授業の目的 >

この講座は、公務員試験(都道府県職員、国家一般職、裁判所職員、国税専門官、財務専門官、市役所、警察官、消防官、自衛隊幹部候補生など)に合格したいという方を対象にしています。よって、受験対策の色合いがかなり強いものであることをまずは認識して下さい。さらに、法科大学院入学を将来の目標としている方(過去の履修者で現在弁護士で活躍されている方や法科大学院進学の方もおられます)や、真剣に法律の基礎を一から学びたい方をも対象としております。

以上の受験対策に必要な知識を公務員試験の過去問を中心に習得することを目的に、知識偏重ではなく考えることを目的にした講義を実践する予定です。

学習意欲の極めて高い方しか対象にはしていませんので、これに当てはまらない方は受講をご遠慮ください。

なお、担当は大手資格試験受験予備校で公務員試験対策講座の収録講義を約2年半、全国の国公立・私立大学約40校で17年間担当している講師が行います(神戸学院大学では2002年から2016年4月まで)。また、公務員試験対策の老舗・実務教育出版から発売されている「直前対策ブック」の最新法律・時事の監修や、2022年度合格目標の受験ジャーナルの『歴史で分かる社会科学』の執筆も担当しております。

< 到達目標 >

まず、受講生が公務員試験に必須の分野に関して最低限度の知識が解けるようになること、法律への関心のみならず、社会科学系科目全般とのつながりを意識できるようになること・・・この2点が授業の主たる目標です。

さらに、毎回講義で指摘した過去問などを徹底的に復習する習慣を身に付けること、問題を解答する際の視点や解法テクニック及び考え方などを身に付けること・・・この2点が身に付けていただきたい習慣や技能です。

<授業のキーワード>

「当該科目だけでなく、学問全体への新たな発見」をベースにした、“明るく、楽しく、ためになる講義”です。

<授業の進め方>

パワーポイントで講義をします。

毎回パワポ資料を配布いたします。

第3回目講義以降にオリジナル・テキストを配布する予定です。

毎回、オリジナル・テキストに掲載の演習問題を指示いたします。

<履修するにあたって>

この講義の受講対象者は、公務員試験の学習を本気で考えている方、将来法科大学院入学を本気で考えている方、法律をより深く実践的に真剣に学びたい方など幅広く対象にしております。よって、ただ単に単位欲しさの方はご遠慮ください。

人間関係の基本は全て信頼関係です。教員と学生の間にもこれは当てはまります。大学における教育はその全てが自主性を重んじるものですが、この講義は基本的に「公務員試験を中心にした試験対策」になりますので、最低限度の知識の習得は必須になります。

よって、内容は高度なものになり、学習意欲のない学生はご遠慮ください。

なお、類似科目である「特別演習シリーズ」の「憲法」「行政法」「政治学」を併せて履修していただければ、より一層他科目との関連性が深まるでしょう。

<授業時間外に必要な学修>

講義で指摘した分野についての徹底的な復習によって国家一般職・地方上級試験レベルの問題は解答できるようになること。

テキスト掲載の過去問の徹底復習、さらには公務員試験や行政書士試験を中心とする過去問の復習。

<提出課題など>

15回の講義中にテストを3回実施します。詳細は以下の「成績評価方法・基準」欄を参照。

<成績評価方法・基準>

講義中に実施する全3回のテストのみで評価いたします。全3回テスト合計点は100点。60点以上で合格点です。

第1回：全6問×各4点、第2回：全7問×各4点、

第3回：全8問×各6点の予定です。

テスト内容は講義をしっかりと聴けば合格点はたやすいものです。

<テキスト>

第3回目に配布予定のオリジナル・テキストです。

毎回配布するパワーポイント資料です。

<参考図書>

公務員試験や行政書士試験、さらには司法書士及び司法試験対策のテキスト及び問題集なら何でもかまいません。

<授業計画>

第1回 民法とは何か？（全体構造）

【目標・目的】民法の理解（民法の全体構造）

【復習】講義内容をしっかりと理解

第2回 権利能力・意思能力・行為能力その1

【目標・目的】権利能力・意思能力・制限行為能力者の理解及び判例学習

【復習】指摘した過去問の徹底復習

第3回 行為能力その2

【目標・目的】制限行為能力者の理解及び判例学習

【復習】指摘した過去問の徹底復習

第4回 行為能力その3

【目標・目的】制限行為能力者の理解及び判例学習

【復習】指摘した過去問の徹底復習

第5回 行為能力その4

【目標・目的】制限行為能力者の理解及び判例学習

【復習】指摘した過去問の徹底復習

第6回 行為能力その5

【目標・目的】制限行為能力者の理解及び判例学習

【復習】指摘した過去問の徹底復習

第7回 意思表示その1

【目標・目的】意思表示の理解及び判例学習

【復習】指摘した過去問の徹底復習

第8回 意思表示その2

【目標・目的】意思表示の理解及び判例学習

【復習】指摘した過去問の徹底復習

第9回 意思表示その3

【目標・目的】意思表示の理解及び判例学習

【復習】指摘した過去問の徹底復習

第10回 意思表示その4

【目標・目的】意思表示の理解及び判例学習

【復習】指摘した過去問の徹底復習

第11回 時効制度その1

【目標・目的】時効制度の理解及び判例学習

【復習】指摘した過去問の徹底復習

第12回 時効制度その2

【目標・目的】時効制度の理解及び判例学習

【復習】指摘した過去問の徹底復習

第13回 時効制度その3

【目標・目的】時効制度の理解及び判例学習

【復習】指摘した過去問の徹底復習

## 第14回 時効制度その4

【目標・目的】時効制度の理解及び判例学習

【復習】指摘した過去問の徹底復習

## 第15回 まとめ/最終(第4回目)テスト

【目標・目的】最終(第3回目)テストを実施予定。

-----  
2022年度 後期

2単位

民法特別演習

杉村 幸則  
-----

### < 授業の方法 >

毎回配布するパワーポイント資料などで講義予定です。例年、法科大学院進学予定の方、行政書士資格合格者及び宅地建物取引士合格者の方(学習中の方も含む)、公務員試験受験予定者の方を中心に出席される予定です。熱心な受講態度の方が多いため、教室後方での受講はお控えください。

### < 授業の目的 >

この講座は、公務員試験(都道府県職員、国家一般職、裁判所職員、国税専門官、財務専門官、市役所、警察官、消防官、自衛隊幹部候補生など)に合格したいという方を対象にしています。よって、受験対策の色合いがかなり強いものであることをまずは認識して下さい。さらに、法科大学院入学を将来の目標としている方(過去の履修者で現在弁護士で活躍されている方や法科大学院進学の方もおられます)や、真剣に法律の基礎を一から学びたい方も対象としております。

以上の受験対策に必要な知識を公務員試験の過去問を中心に習得することを目的に、知識偏重ではなく考えることを目的にした講義を実践する予定です。

学習意欲の極めて高い方しか対象にはしておりませんので、これに当てはまらない方は受講をご遠慮ください。

なお、担当は大手資格試験受験予備校で公務員試験対策講座の収録講義を約2年半、全国の国公立・私立大学約40校で17年間担当している講師が行います(神戸学院大学では2002年から2016年4月まで)。また、公務員試験対策の老舗・実務教育出版から発売されている「直前対策ブック」の最新法律・時事の監修や、2022年度合格目標の受験ジャーナルの『歴史で分かる社会科学』の執筆も担当しております。

### < 到達目標 >

まず、受講生が公務員試験に必須の分野に関して最低限度の知識が解けるようになること、法律への関心のみならず、社会科学系科目全般とのつながりを意識できるようになること・・・この2点が授業の主たる目標です。

さらに、毎回講義で指摘した過去問などを徹底的に復習する習慣を身に付けること、問題を解答する際の視点や解法テクニックなどを身に付けること・・・この

2点が身に付けていただきたい習慣や技能です。

### < 授業のキーワード >

「当該科目だけでなく、学問全体への新たな発見」をベースにした、「明るく、楽しく、ためになる講義」です。

### < 授業の進め方 >

パワーポイントで講義をします。

毎回パワポ資料を配布いたします。

第3回目講義にオリジナル・テキストを配布する予定です。

毎回、オリジナル・テキストに掲載の演習問題を指示いたします。

### < 履修するにあたって >

この講義の受講対象者は、公務員試験の学習を本気で考えている方、将来法科大学院入学を本気で考えている方、法律をより深く実践的に真剣に学びたい方など幅広く対象にしております。よって、ただ単に単位欲しさの方はご遠慮ください。

人間関係の基本は全て信頼関係です。教員と学生の間にもこれは当てはまります。大学における教育はその全てが自主性を重んじるものですが、この講義は基本的に「公務員試験を中心にした試験対策」になりますので、最低限度の知識の習得は必須になります。

よって、内容は高度なものになり、学習意欲のない学生はご遠慮ください。

なお、類似科目である「特別演習シリーズ」の「行政法」「民法」を併せて履修していただければ、より一層他科目との関連性が深まるでしょう。

### < 授業時間外に必要な学修 >

講義で指摘した分野についての徹底的な復習によって国家一般職・地方上級試験レベルの問題は解答できるようになること。

テキスト掲載の過去問の徹底復習、さらには公務員試験や行政書士試験を中心とする過去問の復習。

### < 提出課題など >

15回の講義中にテストを3回実施します。詳細は以下の「成績評価方法・基準」欄を参照。

### < 成績評価方法・基準 >

講義中に実施する全3回のテストのみで評価いたします。全3回テスト合計点は100点。60点以上で合格点です。

第1回目テストは全6問×各4点、合計24点満点の予定です。

第2回目テストは全7問×各4点、合計28点満点の予定です。

第3回目テストは全8問×各6点、合計48点満点の予定です。

テスト内容は講義を「しっかり聴けば(十分復習すれば)」合格点はたやすいものです。

### < テキスト >

第3回目に配布予定のオリジナル・テキストです。



毎回配布するパワーポイント資料です。

<参考図書>

公務員試験や行政書士試験、さらには司法書士及び司法試験対策のテキスト及び問題集なら何でもかまいません。

<授業計画>

#### 第1回 金融取引法

【目標・目的】担保物権編・債権総論編（金融取引法）の理解

【復習】金融取引法の位置づけの徹底理解

#### 第2回 担保物権総説 / 質権その1

【目標・目的】担保物権の性質及び効力

【復習】指摘した過去問の徹底復習

#### 第3回 質権その2

【目標・目的】質権についての理解

【復習】指摘した過去問の徹底復習

#### 第4回 抵当権その1

【目標・目的】抵当権についての理解

【復習】指摘した過去問の徹底復習

#### 第5回 抵当権その2

【目標・目的】抵当権についての理解

【復習】指摘した過去問の徹底復習

#### 第6回 抵当権その3

【目標・目的】抵当権についての理解

【復習】指摘した過去問の徹底復習

#### 第7回 抵当権その4

【目標・目的】抵当権についての理解

【復習】指摘した過去問の徹底復習

#### 第8回 債権者代位権その1

【目標・目的】債権者代位権についての理解

【復習】指摘した過去問の徹底復習

#### 第9回 債権者代位権その2 / 詐害行為取消権その1

【目標・目的】債権者代位権についての理解

【復習】指摘した過去問の徹底復習

#### 第10回 詐害行為取消権その2

【目標・目的】詐害行為取消権についての理解

【復習】指摘した過去問の徹底復習

#### 第11回 連帯債務（基本のみ） / 保証債務その1

【目標・目的】連帯債務・保証債務についての理解

【復習】指摘した過去問の徹底復習

#### 第12回 保証債務その1

【目標・目的】保証債務についての理解

【復習】指摘した過去問の徹底復習

#### 第13回 保証債務その2 / 債権譲渡その1

【目標・目的】保証債務・債権譲渡についての理解

【復習】指摘した過去問の徹底復習

#### 第14回 債権譲渡その2

【目標・目的】債権譲渡についての理解

【復習】指摘した過去問の徹底復習

#### 第15回 まとめ / 最終テスト

【目標・目的】最終（第3回目）テストの実施

-----  
2022年度 前期

4単位

労働法

表田 充生  
-----

<授業の方法>

講義形式。4月の状況によっては遠隔授業（オンデマンド方式）で実施する場合もある。

<授業の目的>

この科目は、法学部のDPに示された法的素養を身につけ、労働関係に関わる各種問題について、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができるようになることを目指す。

労働法の領域には、雇用関係法（個別的労働関係法）と労使関係法（集団的労働関係法）という2つの主要な領域がある。いずれの分野も重要であるが、最近20数年間における労働立法の動向（労働契約法、パートタイム労働法や働き方改革関連法の成立、労働基準法および男女雇用機会均等法等の改正など）や、労働法を初めて学ぶ人にとっての必要性から、本講義は「個人としての労働者」に焦点をあてて前者に比重を置きながら展開する。

労働基準法及び労働契約法を中心に、採用内定、労働契約の内容、配転・出向、懲戒処分及び解雇（リストラも含む）など、労働契約の成立から終了に至るまでの過程で生じる様々な法律問題を対象として検討する。経済のグローバル化が進展していく中で、企業等は組織のあり方や活動面等において様々な変容を迫られているが、このような社会経済の動向に伴って、労働法も様々な変化を求められている。社会人になる前に近い将来最も身近な法となる「労働法」の基礎知識を身に付けていただくことをねらいとしている。

なお、本講義科目は、一般教育専門科目の中のコース選択科目（B群）に属し、社会保障法と併せて社会法の一領域を成している。

<到達目標>

1. 社会人となった場合に最も身近な法の一つとなる労働法について興味を持つことができるようになる。
2. 労働法上の基本的な概念や制度を理解し、関連した法律規定や裁判例の内容を修得することができる。
3. 民法における契約法上のルールとの相違を意識して、労働法独特の考え方や労使紛争の解決手法

を把握することができる。

<授業のキーワード>

労働基準法、労働契約、労働組合、賃金・労働時間、解雇（リストラ）等

<授業の進め方>

授業は基本的には講義形式で進めていく（オンデマンド方式で実施する可能性もある）。また、授業内レポート等を実施したりする場合もある。

<履修するにあたって>

労働法に関わるニュース等に大いに興味を持って下さい。  
また、憲法27条及び28条について確認しておいて下さい。

<授業時間外に必要な学修>

各回の授業の主題(内容)に関連するテキストの該当箇所を事前に通読しておくこと。

毎回の予習及び復習の時間の目安はそれぞれ90分?120分である。

<提出課題など>

授業内または授業外レポートを実施する場合があります(その場合は合計3回程度)。

<成績評価方法・基準>

定期試験(100%)で評価する。(原則として期末の定期試験を実施する。ただし、7月下旬以降の状況によっては、定期試験に替えて期末のレポート試験等を行う場合もある。)

<テキスト>

- ・安枝英諄・西村健一郎『労働法[第13版]』(有斐閣、2021年)
- ・『デリー六法』(三省堂)または『ポケット六法』(有斐閣)

なお、期末の定期試験においては上記の六法のみ「持ち込み可」となるので予めお伝えしておく。

<参考図書>

- 大内伸哉『最新重要判例200労働法[第7版]』(弘文堂、2022年)
- 水町勇一郎『労働法[第8版]』(有斐閣、2020年)
- 土田道夫『労働法概説[第4版]』(弘文堂、2019年)
- 菅野和夫『労働法[第12版]』(弘文堂、2019年)
- 村中孝史・荒木尚志編『労働判例百選[第10版]』(有斐閣、2022年)

その他の参考書等については講義中に適宜説明する。

<授業計画>

第1回 労働法の意義と学び方

労働法の特徴、最近の労働法の動向、労働法の学び方等

第2回 労働契約の成立

採用内定の取消し、採用内定をめぐる問題

第3回 労働契約の成立

労働契約の成立要件、採用の自由等

第4回 労働契約の成立

試用期間満了時の本採用拒否等

第5回 賃金・労働時間

賃金支払い方法の原則、労働時間法制、時間外労働・割増賃金等

第6回 労働時間

休憩・休日、裁量労働制、労働時間規制の適用除外(管理監督者)等

第7回 労働時間

年次有給休暇制度

第8回 労働法と憲法

憲法27条と28条(25条)、労働者の人格権保護等

第9回 人事問題

配転の意義、配転命令権の有効性

第10回 人事問題

出向・転籍命令の有効性

第11回 労働契約総論

労働憲章?強制労働の禁止、賠償予定の禁止、及び、公民権の保障等?

第12回 労働契約総論

労働契約上の権利・義務(1)?労働契約の内容を設定する諸要素、競業避止義務等?

第13回 労働契約総論

労働契約上の権利・義務(2)?安全配慮義務、職務発明等?

第14回 労働契約の終了

解雇権濫用法理、解雇期間中の賃金、退職勧奨

第15回 労働契約の終了

整理解雇をめぐる問題、変更解約告知、定年制

第16回 労働契約の終了

有期労働契約の更新拒否(雇止め)

第17回 非正規雇用の問題

正規・非正規労働者間の賃金格差等(同一価値労働同一賃金の原則)

第18回 「労働者」の概念

雇用形態の多様化、労働基準法上の「労働者」とは?

第19回 懲戒・服務規律

使用者の懲戒権、懲戒処分、懲戒権の濫用等

第20回 労働条件の変更

就業規則の意義と法的性格、就業規則の不利益変更(1)

第21回 労働条件の変更

就業規則の不利益変更(2)、労働協約の規範的効力

第22回 労働条件の変更

労働協約による労働条件の不利益変更

第23回 職場における平等

男女同一賃金、男女雇用機会均等法の内容等

第24回 職場における平等

労働災害

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、労災補償制度

第25回 労働災害

業務上・外認定、過労死・過労自殺の認定、メンタルヘルスの問題等

第26回 労働組合

労働組合の結成、ユニオン・ショップ協定、チェック・オフ協定等

第27回 争議行為

争議行為の正当性、ピケッティング、争議行為と賃金カット、ロックアウト

第28回 組合活動

企業施設利用の組合活動、就業時間中の組合活動、職務専念義務等

第29回 不当労働行為

不当労働行為制度、労働委員会の命令等

第30回 団体交渉・労働法の今後の課題等

団体交渉事項、誠実交渉義務、使用者の中立義務等、及び、今後の労働法の課題等